

# 多機関・多職種連携による子ども虐待対応 に必要な「調整」の研究

—志向性と寛容性にみる「調整」におけるソーシャルワークの必要性—

指導教授 三本松政之 教授

副指導教授 平野方紹 教授

副指導教授 原田晃樹 教授

立教大学大学院コミュニティ福祉学研究科コミュニティ福祉学専攻

博士課程後期課程 3年

實方由佳



# 目次

はじめに；着想に至った経緯	1
序章 研究枠組み	3
<b>第一節 子ども虐待対応</b>	<b>3</b>
1) 子ども虐待対応	3
2) 子ども虐待対応のアクター	5
3) 援助システムとしての多機関・多職種連携	6
<b>第二節 研究の焦点としての「調整」</b>	<b>9</b>
1) 調整の語意	9
2) 死亡事例検証にみる連携の失敗	10
3) 本研究が題材とする「調整」	14
<b>第三節 研究目的</b>	<b>16</b>
1) 認識的多様性がもたらす集合知	16
2) 子ども虐待対応における「調整」担当者の現状	18
3) ソーシャルワーカーの必要性の実証にむけて	21
<b>第四節 研究方法</b>	<b>22</b>
1) ソーシャルワーク研究の視座と省察的实践	22
2) 「状況の中の人」としての「調整」担当者	24
3) 論文構成	26
<b>第一章 先行研究にみる多機関・多職種連携</b>	<b>29</b>
<b>第一節 連携の概念的特徴</b>	<b>29</b>
1) 連携の語義	29
2) 連携概念の曖昧さ	30
3) 関連する概念について	31
<b>第二節 多機関・多職種連携の研究動向</b>	<b>34</b>
1) 科学研究費補助金事業を題材にした検証	34
2) 採択課題の傾向	35
3) 形態素分析および頻度分析の結果	37
<b>第三節 他領域の先行研究の特徴</b>	<b>40</b>
1) 看護学領域	40
2) 医学・薬学・歯学領域	43
3) 教育学領域	44
<b>第四節 社会福祉学にみる多機関・多職種連携</b>	<b>46</b>
1) 社会福祉学領域の分析結果の概要	46
2) 全体性・包括性を持つ社会福祉学	48
3) 「構築・開発」が求められる多機関・多職種連携	49
<b>第二章 子ども虐待対応にみる多機関・多職種連携</b>	<b>51</b>
<b>第一節 子どもの権利に対する認識変化</b>	<b>51</b>
1) 戦前～終戦直後の児童福祉の諸相	51
2) 児童虐待防止法成立の背景	53
3) 権利擁護としての子ども虐待対応	56
<b>第二節 子ども虐待対応を支える制度</b>	<b>58</b>
1) 児童虐待防止法の意義	58
2) 日本の子どもの虐待対応の政策方針	59
3) 行政権限の強化	62

<b>第三節 子ども虐待対応の二律背反的な特徴</b> .....	<b>63</b>
1) 育児行為の尊さ.....	63
2) 親権の抑圧性.....	64
3) バックラッシュ現象にみる一義的な対応の限界.....	66
<b>第四節 子ども虐待対応に求められる多義性の包摂</b> .....	<b>69</b>
1) 子ども虐待を捉えることの難しさ.....	69
2) 子ども虐待の曖昧さへの対処.....	71
3) 多機関・多職種連携の意義.....	72
<b>第三章 ソーシャルワーク理論にみる多機関・多職種連携の「調整」</b> .....	<b>74</b>
<b>第一節 多機関・多職種連携による援助の拡大</b> .....	<b>74</b>
1) 多機関・多職種連携の制度化による質の安定.....	74
2) 要保護児童対策地域協議会のしくみとはたらき.....	76
3) ソーシャルワーク理論における多機関・多職種連携.....	77
<b>第二節 多機関・多職種連携の準拠枠としての組織と専門職性</b> .....	<b>78</b>
1) 組織.....	78
2) 専門職.....	80
3) 二重の準拠集団がもたらす拘束.....	82
<b>第三節 グループ・ダイナミクスの「調整」</b> .....	<b>83</b>
1) 集団の曖昧さ.....	83
2) 集団を支えるコミュニケーション.....	84
3) 連携の動態性を扱うソーシャルワーク.....	85
<b>第四節 ソーシャルワークにおける多様性尊重の意義</b> .....	<b>86</b>
1) 集団の愚かさ.....	86
2) 集合知を支える世界観.....	89
3) 多様性尊重という行動原理の特徴.....	90
<b>第四章 子ども虐待対応において志向性が果たす役割</b> .....	<b>92</b>
<b>第一節 先行研究にみる調整機関の特徴</b> .....	<b>92</b>
1) 「要保護児童対策地域協議会運営・設置指針」にみる調整機関の役割.....	92
2) 要保護児童対策地域協議会に関する先行研究.....	93
3) 調整機関や市町村の児童福祉主管課に焦点を当てた先行研究.....	95
<b>第二節 子どもと親の利益相反を超えるために</b> .....	<b>96</b>
1) 子ども虐待対応におけるクライアントの複数性.....	96
2) 子どもと親の利益は相反するのか.....	98
3) 利益相反から差異の問題としての捉え直し.....	101
<b>第三節 多機関・多職種連携における志向性の意義</b> .....	<b>103</b>
1) クライアントを理解する必要性.....	103
2) 認識の諸形態.....	105
3) 「理解できないことも含めて理解する」認識形態.....	107
<b>第四節 志向性が示す多様性尊重という「課題」</b> .....	<b>110</b>
1) 志向性の意義；ただ、クライアントに関心を寄せることの重要性.....	110
2) 志向性の脆弱化傾向.....	111
3) 現実的な「課題」としての多様性尊重.....	115
<b>第五章 「調整」による志向性の触発</b> .....	<b>117</b>
<b>第一節 触発される志向性</b> .....	<b>117</b>
1) 志向性の受動的傾向.....	117
2) 検証方法.....	118
3) 調査対象地域の概要.....	119
<b>第二節 定量的データを用いた検証</b> .....	<b>120</b>
1) 調査方法及び調査期間.....	120

2) 分析方法および倫理的配慮 .....	120
3) 質問紙の回収結果及び各変数の記述統計量 .....	121
<b>第三節 志向性を触発する多様性尊重 .....</b>	<b>123</b>
1) 信頼性・妥当性の検証について .....	123
2) 変数間の相関分析結果 .....	123
3) 志向性を目的変数とした重回帰分析の結果 .....	124
<b>第四節 「調整」に付随する多様性の扱い .....</b>	<b>125</b>
1) 志向性の触発要因にみられる差異 .....	125
2) 共通する経験の影響 .....	126
3) コンフリクト・マネジメントとしての「調整」 .....	127
<b>第六章 寛容性に着目して読み解く「調整」 .....</b>	<b>131</b>
<b>第一節 ソーシャルワークの寛容さと「調整」 .....</b>	<b>131</b>
1) 「調整」に必要な寛容性 .....	131
2) 寛容の抑圧的側面とその克服に向けて .....	133
3) 寛容性の観点からの論点整理 .....	137
<b>第二節 定性的データを用いた検証方法 .....</b>	<b>140</b>
1) 定性的研究法を用いる背景 .....	140
2) 調査方法と分析方法 .....	141
3) 倫理的配慮 .....	143
<b>第三節 事例の展開過程との関連から見る「調整」 .....</b>	<b>143</b>
1) 調査対象者の属性 .....	143
2) 「調整」担当者による《問題状況の構築》 .....	146
3) 「調整」担当者の認識基盤 .....	150
<b>第四節 「調整」の特徴としての寛容性 .....</b>	<b>154</b>
1) 《差異の包摂》 .....	154
2) 《共通性を見出だす》 .....	164
3) 行為レベルの実践内容 .....	171
<b>終章 「調整」の質の担保に向けて .....</b>	<b>180</b>
<b>第一節 クライアントが果たす役割 .....</b>	<b>180</b>
1) 「調整」の重心となる志向性 .....	180
2) クライアントを他者化する効用 .....	181
3) クライアントが支える「調整」 .....	183
<b>第二節 包摂の実践としての「調整」 .....</b>	<b>184</b>
1) 不確実性を扱う特別な実践としての「調整」 .....	184
2) 反復性・継続性を担保する世界観 .....	185
3) 「尊重」という包摂の実践 .....	187
<b>第三節 「調整」に必要なソーシャルワーク .....</b>	<b>188</b>
1) 寛容性という資質 .....	188
2) 「調整」の難しさを引き受ける意義 .....	190
3) 子ども虐待対応の「調整」に求められるソーシャルワーカー .....	191
<b>第四節 「調整」の質の担保に向けた今後の課題 .....</b>	<b>192</b>
1) 本研究の意義 .....	192
2) 本研究の限界 .....	193
3) 今後の課題 .....	194
<b>おわりに；謝辞に代えて .....</b>	<b>197</b>
<b>【図表目次】 .....</b>	<b>199</b>
<b>【文献】 .....</b>	<b>201</b>

**【参考資料】** ..... 227

## はじめに；着想に至った経緯

本研究では、子ども虐待対応（child protection）のために行われる多機関・多職種連携の「調整」について検証する。なお、ここでは「調整」について、「多機関・多職種連携の不調和の解消」として扱いたい。子ども虐待対応では、複数の機関や職種で援助をすることが原則とされている。これに伴い、制度上、「調整」を担当する機関を定めることが市町村には努力義務として課せられた。これまで、子ども虐待対応の中心的存在としては児童相談所であると考えられてきた。しかしながら、児童相談所頼みの対応には限界が指摘されるようになってきている。詳細については本論の中で整理するとして、こうした児童相談所の限界説が説かれるようになると、多機関・多職種連携の重要性はさらに強調され、それを「調整」する担当者の能力も問われるようになる。本研究は、こうした子ども虐待対応が直面する新たなステージに対応するためのものである。

しかしながら、研究の着想に至った経緯は、個人的な動機に基づいている。論者自身の「調整」に対する苦手意識が、その端緒であった。子どもと妊産婦のために医療を提供する高度医療センターにおいて、ソーシャルワーカーとして従事する際、常に子ども虐待が疑われるケースを担当していた。当然、病院内はもちろん、病院外の機関や職種と連携しなければならない。社会福祉やソーシャルワークをタイトルに掲げる多くの書物に連携に関する様々な記述が溢れているが、現場感覚では、自分とは異なる論理を持つ人たちと一緒に働く難しさを感じていた。専門性・専門職性の違い、組織の違い、クライアントとの距離感の違い、年齢差や性差の問題、個性の違い。一番苦勞する「違い」があるのではなく、それぞれの「違い」が影響を及ぼしあうため、状況によって困難感を感じさせる「違い」も変わってくる。子ども虐待の場合、少しの油断で簡単に子どもが不可逆的な影響を負う、あるいは最悪の場合には死に至ることもあるため、子どもを人質に取られているような感覚になる。思い通りに動いてくれない連携相手にしばしばストレスを感じるようになった。他者が自分の思い通りにならないことなど当たり前のはずなのに、それが受け容れられない。「調整」をするたびに、寛容な人間になりたいと思うようになった。

「調整」に苦手意識を感じつつ、やらなければならないという職責があるため、実践し続けていく中で、手続きとして「調整」をこなすことはできるようになった。たとえば、情報を集約し、共有する。役割を分担する。複数の援助職のアセスメントを持ち寄って、クライアント像を多角的に検証する。ケース会議のファシリテーションにも慣れた。テキストに書かれているようなことをそつなくこなすことは、さほど難しくなかった。そして、連携相手に必要な情報は伝えるが、判断や選択は委ねる。自分の考えを連携相手に押し付けないようにすれば、他の機関から煩がられることもない。「調整」する時には、連携相手という他者が思い通りにならないことに適応するために、専門職としての自我を抑制することを覚えた。そうした実践の中で、ときには、自分には思いつかない発想に出会うこともあり、「調整」を行うことで自分の世界が広がるといった経験を積むこともできた。

一つの契機となったのは、ある子どもと母親に出会ったことだったのだと思う。そのケースでは、子どもが明確に虐待を受けた証拠があるわけではなかった。しかし、子ども虐待に関する教科書に常に記載されているようなリスク要因を複数かかえる親子だった。病院内で複数の職種で検討し、児童相談所に通告するのが妥当だろうと判断した。それ以外にも、母子保健担当の保健師を含めた家庭訪問できるサービスを複数導入し、見守り体制

を作ろうとした。ただし、児童相談所には「遠いから」とケース会議の開催を断られた。保健師を含めて家庭訪問をお願いした人たちは、だれ一人、この親子に会うことができなかった。母親が居留守を使ったからである。保健師から家庭訪問をしても会えないということを経済相談所に伝え、虐待のリスクがあることを伝えてほしいと依頼したところ、「虐待なんて、そんな恐ろしい」といわれた。児童相談所や保健師の対応に、違和感がなかったわけではない。しかし、それ以上、児童相談所にも、保健師にも、何も言わなかった。そして、通告してから2ヵ月後、子どもは極度の栄養失調で入院することになった。全身には抓られた痕があり、医師はあと3日遅ければ亡くなっていた、と説明した。母親に虐待の事実を直面化した後、彼女にいわれた言葉は生涯忘れないと思う。彼女は、「こんなはずじゃなかった」と泣いていた。

このケースを通して、寛容になるということはどういうことなのか、という疑問が生まれた。誤解がないように説明すると、ケース会議を開かなかったことが、直接的に子どもや母親を追い込んだわけではない。他にも母親を追い込んだ要因は複数あった。ただ、母親の拒否にあい、クライアントの同意に基づき家庭内の見守り体制が構築できないことが分かった以上、別の方法を考えるための打ち合わせは必要だった。そういう意味において、児童相談所や保健師に対して、何かしらの働きかけとしての「調整」が必要だったと考えられる。このケースを通して、思い通りにならない連携相手に対して、ただ連携相手の言うに任せればよいわけではないということを知った。しかし、他者を自分の思い通りに動かそうとするなど、それはもはやソーシャルワークではない。そもそも、認識主体である「私」が間違っていた場合、その「私」に従わせることで他者を誤りに導くことさえあり得る。では、他者（連携相手）を受け容れながら、子どもやその家族を支えていくためには、「私」はどのように「調整」すればよいのだろうか。

こうして、本研究は、一人の実践家の立場から捉えられた「調整」の困難感を出発点として、デザイン化された。そのため、特徴として、「調整」を現に担当する認識主体からみた困難感、「思い通りにならない」という感覚に注目した点が挙げられる。「調整」を担当する者は、連携する人々と関係をもつ中でこうした「思い通りにならない感覚」を感じることになる。こうした人間関係の中で感じる「思い通りにならない感覚」は、概念としては、他者性、あるいは差異と説明される。他者性や差異を尊重する実践を、いかにして、助けを必要とする子どもやその家族のために活かすのか。「調整」という実践がもつ可能性について検討してみたい。



## 序章 研究枠組み

### 第一節 子ども虐待対応

#### 1) 子ども虐待対応

子ども虐待 (child abuse & neglect ; maltreatment) とは、養育上起こり得る子どもに対する権利侵害の総称である。人としての権利、人権は、13世紀にイギリスで貴族や僧侶らが国王に対して自らの権利を求め、国王の権限の制限を規定したマグナ・カルタ (大憲章) がその起源といわれ、当初は貴族や僧侶などの限られた社会階層にのみ許されていた (小林登 2002)。現在では、主に道徳的権利と法制度化された法的権利とに分けて論じられることが多く、福祉に関する権利を含め、多くの社会的・経済的権利が人権カタログの中に含まれる (秋元 2010 : 143-148)。

「子ども」という属性をもつ人たちの権利は、1990年に発効された「子どもの権利に関する条約 (Convention on the Rights of the Child : 以下、子どもの権利条約)」においても示されている。日本では1994年に批准されたこの条約において、子どもの権利は「生きる権利 (Survival)」、「育つ権利 (Development)」、「守られる権利 (Protection)」、「参加する権利 (Participation)」の四分類として整理されている。本義的には、家庭内および施設内における養育上起こり得る子どもに対する権利侵害は、すべて、虐待に該当する。ただし、本研究で扱うのは前者の家庭内で発生する子ども虐待である。

子どもの権利条約第19条1には「締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取 (性的虐待を含む。) からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、および教育上の措置をとる」と規定されている。1994年にこの条約に批准した日本もまた、子ども虐待に対応する国家的責任を負っている。この子ども虐待の分類には、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待、の四分類が国際的にも用いられる。日本でもこれに倣い、児童虐待の防止等に関する法律 (以下、児童虐待防止法) の第2条において次のように定義されている。

- 1 児童の身体に外傷を生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること。
- 2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 4 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力 (配偶者 (婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。) の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動) その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

そして、本研究では、子ども虐待対応を、子どもやその家族を子ども虐待という現象から守り、子どもや家族の生命・生活・人生を支えることと定義したい。つまり、子どもの

権利を擁護することが家族にとっての利益となるものと考え、子どもと親を分離するといった行政権限を用いた強制的介入に限定して子ども虐待対応を捉えることを避ける。歴史的にみると、子どもは長い間、成人と対等な法的地位を持つ個人としてではなく、親や国家の所有物として扱われてきた (Clark et al.=2002 : 55)。子どもは経済的資産とみなされており、子どもの労働が家族の生活を支えることも珍しくはなかった (Clark et al.=2002 : 55)。子どもを一人の人間として尊重することは、現代において当然とされるようになってはきた。しかしながら、未成年の子どもと親との関係では、親のほうは圧倒的に有利な立場にある (Clark et al.=2002 : 55)。ゆえに、子ども虐待という権利侵害への対応では、子どもの最善の利益 (best interests of the child) が優先される。

児童虐待防止法の第1条には、子ども虐待がもたらす影響として「その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼす」と記載されている。子ども虐待は、子どもにとっては「生物学的に」極めて不利な体験を強制し、子どもたちが身体的、情緒的、認知的、社会的に正常な発達を達成することを妨害し、子どもたちが環境に適応して生き延びていく能力の獲得を阻害するといわれる (Steele=2003)。直接的な外傷以外でも、虐待の影響は身体面および心理面など全人的に及ぶ。たとえば、被性的虐待群は対照群と比して有意に左の一次視覚野の容積減少が認められることが分かった (Tomoda et al.2009a)。一次視覚野容積と視覚性記憶力は強い正の関連があり、性的虐待を受けた場合には視覚短期記憶能力が低下することが実証されている。また、暴言や体罰によっても、同様に脳実質に影響を与えるという研究成果も報告されている (Tomoda et al.2009b ; Tomoda et al. 2011)。また奥山 (2008) は、虐待を受けた子どもの大きな特徴は「守られていない自己」と言う感覚を強くすることにあると指摘する。その結果として、攻撃的態度や過覚醒状態の維持、刹那的・衝動的な行動パターンの形成、他者との距離感の調節の不具合、自己卑下、否認・解離などの状態像がしばしば観察される (奥山 2008)。

この子ども虐待という現象から子どもやその家族を守る援助が子ども虐待対応である。発生予防から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない支援、および子どものみならず親を含めた家庭への支援に留意し、その原則は、①迅速な対応、②子どもの安全確保の優先、③家族の構造的課題としての把握、④十分な情報収集と正確なアセスメント、⑤組織的な対応、⑥子ども及びその家族への十分な説明と見通しの提示、⑦法的対応などの確かな手法の選択、そして、⑧複数の機関・職種の連携による支援、とされる (厚生労働省 2013b : 9-12)。松本 (2007) は、子ども虐待対応の特徴は、家族への介入という契機と、家族・子どもへの支援という契機を同時的に、必要不可欠なものとして含むことにあると指摘する。子どもやその家族が抱える「生」の困難度 (生命・生活・人生における危機的状況の程度) とそれに応じた対応例を **図 1** に示す。子ども虐待対応は子どもの保護を優先する原則から、子どもの生命の維持、生活や発達に明らかな支障が生じるほどに行政権限による強制的な介入の色彩を強くするのだが、強制的介入を行うほどに、親との信頼関係の構築が難しくなるという、ある種の葛藤状況も存在している。

国際ソーシャルワーカー連盟 (International Federation of Social Workers; 以下、IFSW) が定めるソーシャルワークのグローバル定義では、ソーシャルワークとは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問であるとされる。そして、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウエ

ルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかけるという（IFSW2014）。その中核に据えられた行動原理の一つが、人権の尊重である（IFSW2014）。人権の尊重は、“人間である”ということ自体に価値を置き、その存在への援助がソーシャルワークの基底をなすという考え方に基づく（岩間 2000）。窪田（2013：4-8）は、life の三意（生命・生活・人生）はそれぞれが関連しつつも独自の領域を構成しており、この三つの次元の内容を表すには「生」と訳すのが相応しいと述べ、福祉の援助対象を「生」の困難と示した。子ども虐待という権利侵害もまた、「生」の困難の一種である。

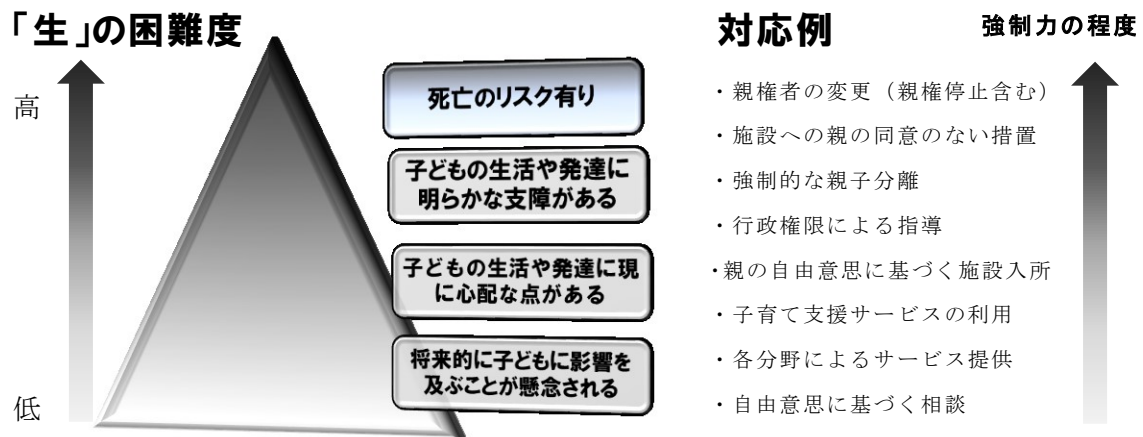


図 1 子ども虐待が及ぼす子どもへの影響とその対応例（論者作成）

## 2) 子ども虐待対応のアクター

子ども虐待対応を現場レベルで実践するアクターは、児童福祉法第 25 条の 2 第 1 項が規定する「関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者」である。例えば、児童相談所、市町村の児童福祉主管課、保健所、市町村の保健担当窓口、福祉事務所、保育所、幼稚園、教育委員会、小学校、中学校、高等学校、特殊支援学校、地域子育て支援センター、児童養護施設等の児童福祉施設、里親、児童館、主任児童委員、民生・児童委員、社会福祉士、社会福祉協議会、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理士などの他にも、警察・司法関係の機関・職種（警視庁及び道府県警察本部・警察署/弁護士会、弁護士）、人権擁護関係（法務局/人権擁護委員）などが想定される（厚生労働省 2007a）。また、配偶者間での家庭内暴力（Domestic Violence； DV）の目撃も子どもに対する心理的虐待に分類されるため（児童虐待防止法第 2 条）、配偶者暴力相談センター等配偶者からの暴力に対応している機関の参加や、NPO 団体、ボランティア団体などが参加する場合もある（厚生労働省 2007a）。

こうしたアクターの役割は、大きく二つに分けることができる。一つは、直接的に子どもやその家族に対するサービス提供や相談に応じる機関や職種である。便宜上、直接的援助機能と呼称するが、担い手となる機関・職種の例としては、幼稚園、保育所、小学校・中学校などの教育機関、学童保育、医師、看護師、助産師、保健師、ソーシャルワーカーなどが挙げられる。「虐待は本質的に潜在化するため、学校や幼稚園、保育所、医療機関、保健所、市町村保健センター、児童委員（主任児童委員）など子どもや家庭に日常的に関

わっている機関によって発見されることが多く、これらの機関による情報提供が援助の端緒となる場合が少なくない」（才村 2008：315）と言われており、直接的援助機能を担う機関や職種は、早期発見・早期対応の要といえる。特に子ども達に生活の場を提供することになる幼稚園や保育所（認定こども園も含む）、学校などには、安全な場所の確保、家庭状況の把握と変化の観察、家庭と違う価値観（自己肯定感の担保、他者を尊重する姿勢等）の提供、同年齢集団内での心の癒し、家庭内でのストレスの発散（時には集団不適応行動の受容も必要）が求められる（厚生労働省 2013b：251）。

間接的な援助としては、個別のケースを検討するための会議を準備する、または関係する機関や職種の連絡をとりもつ、収集された情報の集約や整理を行う、などといった役割もある。本研究が扱う「調整」はこの間接的な援助に該当する。また、ケース全体に対する責任を負い、危険度の判断や援助計画の策定、進行管理を行う、ケースマネジメント機能を担う機関・職種は、「主担当」と呼ばれることがある。従来は行政権限の行使とともに、児童相談所がコーディネーターやケースマネージャーのような役割をも担ってきた。しかし、その限界も指摘されるようになる。児童虐待防止法制定後 1 回目の改正（2004 年）に向けて課題を検討した『「児童虐待の防止等に関する専門委員会」報告書』では、特に住民に最も身近な市町村は、子どもに関する第一義的な相談に積極的に関わるなど、虐待予防についての役割強化が必要との意見が提出されている（厚生労働省 2003）。

これを踏まえ、2005 年以降、市町村の児童福祉主管課には従来からの通告窓口以外にも、児童家庭相談窓口の機能強化、および多機関・多職種連携における調整機関を設けることが定められた。市町村の児童福祉主管課は、子どもと家庭に最も身近な行政機関であり、母子保健や子育て支援、学校教育等の所管事業を通じて、虐待の発生予防、早期発見や重篤化を防ぐための適切な対応、親子（家族）が共に地域で暮らし続けていけるための支援、加えて施設を退所した後の在宅支援等の役割を担っている（厚生労働省 2015b）。

### 3) 援助システムとしての多機関・多職種連携

虐待が発生する家庭は、経済や就労、家族や地域の人たちとの人間関係、疾病など、同時に多くの問題を抱えている場合が多く、多面的な支援が必要といわれる（高橋 2008：138）。一方、家族を支援する機関には様々あるが、それぞれが固有の機能と限界を有しており、そのために関係機関が密接な連携を図りながら一体となって援助していくことが重要と考えられてきた（高橋 2008：138）。佐野ら（2003）は、子ども虐待という複合的病理現象の全ての領域に精通した「児童虐待専門家」などどこにも存在しないと述べ、子ども虐待対応に関わるすべてのアクターが共に援助する意義を強調する。才村（2005：24）は、従来、福祉的援助は、秘密保持の原則に基づき各機関がそれぞれ自己完結型の援助を行うことが多かったといえるが、子ども虐待対応では外に開かれた援助姿勢が求められると述べた。

本研究では多機関・多職種連携を、「対人援助において一定の責任を負う複数の機関・職種が共に活動することにより、何らかの困難な状況を抱える人（たち）を援助するためのシステム」と定義し、多機関・多職種連携を一つのシステムとして扱う立場をとる。なお、子ども虐待対応では、必ずしも専門機関や対人援助職だけが連携するわけではなく、民生委員・児童委員や NPO 法人、ボランティアなどの非専門機関・非専門職との間でも求められている。ただし、本研究では職業的責任を負う人たちの間で行われる連携に研究

対象を限定し、職業的責任によりある種の拘束を受けた状況下における援助システムについて取り上げる。職業的責任による拘束のある人々と（原則的には）自由意思に基づくボランティアな支援者とは、それぞれが異なる論理を用いて子ども虐待対応に関わっている。将来的に職業的責任を負う人とそうでない人との連携について論じるためにも、まずは、職業上の拘束を受ける人々の間で行われる連携に限定して論じていきたい。システムとは、「何らかの関係性を持ったまとまり」（石川 1999：73）のことである。一般システム理論では「システムはより大きなシステムの部分であり、同時により小さな諸システム（要素）の相互作用から構成される」（狭間 2012：41）といった考え方をを用いる。一般システム理論という考え方は、多くの変数を持つ複雑な事象を、その要素の相互作用に注目することによって、科学的に把握・記述しようとすることに長けた理論である（稲沢 1992）。このシステム概念の記述力を借りながら、多機関・多職種連携が行われる過程を「システム化の過程」として捉えてみたい。

多機関・多職種連携のシステム化は、問題解決のサイクルと二重構造化されており、そのプロセスは互いに連動するといわれる（埼玉県立大学 2009：31）。複数の機関や職種が連携を開始する背景には、援助自体の必要が生じている。「ちょっと気になる親子」との出会い、子ども虐待を疑うような場面との遭遇などがあり、出会ったその人（たち）をクライアント（援助の対象）と認識することで、はじめて援助は開始される。そして、クライアントと出会った誰かが、自分以外の誰かの力を必要とする時、連携のシステム化は始まる。このように、連携はまず、援助者自身の限界の認識から開始する（山中 2003）。自分一人ですべてできると認識していれば、他機関や他職種に連絡を取ることに積極的な意味を見出すことはないからである（山中 2003）。

課題を共有し得る自分以外の援助職（栄 2010）、自分にできないことを補い得る連携相手がみつかれば、接触をはかり、協力を打診することになる（山中 2003；栄 2010）。そして、連携の必要性を共有し（志村 2009；水馬ら 2006；大橋 2006）、連携の目的と目標を設定する（松原 2001；埼玉県立大学 2009；栄 2010）。山中（2003）は、これらはなるべく早い段階で行われる必要があると指摘した。一方、連携への参加を促す過程では、クライアントに関する情報の受け渡しが必要となる。この場合、可能な限り子どもやその家族の了解を得ることが原則となるのだが、了承を得ることが困難な場合も想定される。本人の同意のない第三者への情報提供について、個人情報保護法では「法令に基づく場合」という除外規定がある。児童福祉法第 25 条や児童虐待防止法第 6 条にある子ども虐待の通告義務などがその代表例である。また、法律などにより各機関や職種には守秘義務が課せられるが、法令に準じた正当な行為については、違法性は阻却される（刑法第 35 条）。

次の段階では、援助の実質的内容について協議されるようになる。責任を確認する作業や（栄 2010）、単なる情報の付き合わせに留まらないアセスメントを関係者全員で協議し、共有化する（加藤 2010）。アセスメント内容や、目的、目標を基盤に計画を立て、同時に、お互いの「できること」、「できないこと」を確認し合いながら（小林剛 2002；松宮 2011）、計画の実行可能性について協議する（佐野ら 2003）。連携開始当初は、情報や判断の単発的な交換が行われ、やがて、それが当たり前のこととして定着する（山中 2003）。その結果、定期的な会合の開催など形式的な発展に波及することもあれば、各自が援助活動を行う時に他の援助者の関わりを意識しながら自分の援助を行うなどといった意識の芽生えがみられることもある（山中 2003）。相互作用が増し、メンバー間で互いの活動に対する相

互補完性を担保し合えるようになると「連続的な協力関係の展開」（栄 2010：55）が生まれる。子ども虐待対応に関して言えば、表 1 にあるような状態像が望まれるといわれる。

こうしたシステムが統合化された状態像は何もせずとも、最初から存在しているとは考え難い。様々にあり得る姿のなかから、相互作用を展開し、相互補完性をもった連続的な協力関係を含む「よい連携」などといった意味を獲得する必要がある。Luhmann（=1990；=2007；=2014）は、システム化の過程を意味の獲得過程と考えた。現実世界の解釈は多様に存在し得る。この複雑な世界に秩序を与えるという、生を方向づける最も根源的な機能を担うものを、Luhmann は「意味（semantics）」と名付けた（廣松ら 1998：1708）。つまり、人間の共同生活は意味によって世界を秩序化するシステムの働きに基礎づけられており（廣松ら 1998：1708）、コミュニケーションのみが社会システムとしての社会を自己生産（autopoiesis）しているという考え方を採用する（Luhmann=1990；=2007；=2014）。多機関・多職種連携のシステム化を、「よい連携」という意味を獲得する過程と捉えるならば、「よい連携」という意味を持たない「複数の機関・職種と一緒に援助する」場合があり得ることも仮定される。そして、本研究が焦点を当てる「調整」は、「よい連携」という意味の獲得に向けた働きかけである。

表 1 多機関・多職種連携の「あるべき姿」に関する記述 (実方 2014)

記述内容	( ) 内は出典
関係者間では「全ての家庭において子ども虐待は起こり得るもの」という認識が共有されていた。	(徳永 2004 ; 加藤 2007 ; 厚生労働省 2008 等)
関係者間では「子どもの最善の利益を守る」という価値観を共有していた。	(伊藤ら 2005)
関係者全員は「子どもの人権」を守るという価値観を共有していた。	(徳永 2004 ; 渡邊 1998)
関係者間では、「子どもの生命・身体の安全が最優先」とされていた。	(畠山 2005 ; 小林ら 2007 ; 田辺 2011 等)
必要な時に子どもの安全を確保できるよう、子どもを養育者から分離(一時保護)する目安について関係者全員で確認していた。	(安部 2004 ; 畠山 2005 ; 市川 2011)
子どものウェルビーイングを保障するための支援のあり方について、関係者間で話し合っていた。	(芝野 2005)
子ども自身が持つ地域での人間関係や生活の場を保障するための支援のあり方について、関係者間で話し合っていた。	(芝野 2005)
養育者を責めずに支えるための支援を実行していた	(小林剛 2002 ; 後藤 2005 ; 小林ら 2007 等)
養育者の今までの生き様や、養育者なりの「やり方」を尊重しようとする価値観が、関係者間では共有されていた。	(小川 2006 ; 加藤 2009 ; 山野 2010)
関係者間で、養育者が「困っていること」「悩んでいること」に焦点をあてて支援の方法について検討していた。	(山野 2009 ; 厚生労働省 2011b)
関係者が行っていた、子どもやその家族への支援は統一されていた。	(徳永 2004 ; 小川 2006)
この事例の対応において、関係者の中で誰が「最も困っていたか」について、関係者全員が理解していた。	(佐野ら 2003)
支援の効果・成果に関する事後評価を関係者間で行った。	(小林剛 2002 ; 奥山 2002 ; 高橋ら 2011)
再評価(再アセスメント)を行う時期をその都度決めていた。	(安部 2002 ; 大橋 2006 ; 波多野 2006)
関係者間での連絡系統及び連絡調整のルールを確認していた。	(黒葛原ら 2005 ; 森田 2006 ; 才村 2008)
関係者間で、共有・合意された事項は、記録されていた。	(加藤 2006 ; 大橋 2006)
支援するにあたり、養育者と一緒に課題や目標の設定を行っていた。	(加藤 2004 ; 田澤 2006 ; 松宮 2011 等)
お互いの都合や課題への取り組みについて、困難が生じていれば、補足しあえるように、関係者同士で調整し合っていた。	(堀内 2001 ; 徳永 2004)
関係者間では、お互いがどのように動いているのか理解していた。	(小林ら 2007、山野 2009)
ケースにおける各々の負担が偏っていないか、関係者同士で気を配っていた。	(堀内 2001)

## 第二節 研究の焦点としての「調整」

### 1) 調整の語意

調整 (coordination) とは、辞書には「調子をととのえ過不足をなくし、程よくすること」(広辞苑第 6 版) とある。この概念は多義的に用いられており、関係各方面の了解をとるといった広い意味から、市場の需給調整といった経済学に固有の意味まで様々にある

(牧原 2009 : 6)。たとえば、法律学用語としての調整は、一般的には、利害関係を異にする複数の当事者間の主張、企画、行為等の不一致について、調和を図り、解決を見出すとの意味で用いられる(佐藤ら 2003 : 1112)。子ども虐待という現象に巻き込まれた子どもやその家族を単独の機関・職種で支えることができないとすれば、クライアントはそれぞれの機関・職種と援助関係を結ばなければならない。岡村(1955)は、相互に調和の保障のない多数の社会関係を取り結ばなければならないこと自体、すでに重大な社会生活上の困難を意味すると指摘していた。

社会福祉実践、あるいはソーシャルワークにとって、調整はよく耳にする単語である。岡村(1955)もまた、調整的援助をソーシャルワークの本質的機能の一つとしていた。「社会福祉士及び介護福祉士法」第2条においては、社会福祉士の職務の一つとして「医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整」が含まれている。『子ども虐待対応の手引き』には、連携は「伝える」ことから始まるが、一方的に伝えて終わりではないと示されている。「連携」とは、互いに協力して同じ目的を持つことであり、責任を共に担うという意識が大切とされ、「伝え、つなぎ、ともに考えていく作業」を行わなければならない(厚生労働省 2013b : 204)。一方、調整の語義に従うのであれば、何らかの不調和が存在するがゆえに、調整する必要が生じていることになる。この不調和は、「よい連携」という意味の獲得に失敗したと言い換えることもできるだろうし、「伝え、つなぎ、ともに考えていく作業」に不具合が生じた状態といえる。そして、この不調和が、クライアントに「生」の困難をもたらす可能性をも含有するがゆえに、「調整」は子ども虐待対応において必要とされているものと考えられる。

## 2) 死亡事例検証にみる連携の失敗

「よい連携」という意味を獲得しそこなった連携についての理解は、「調整」が必要とされる背景を知ることにつながる。そこで、子ども虐待という現象の帰結としては最悪の結果ともいえる死亡事例を参照することで、多機関・多職種連携において生じ得る不調和について確認する。日本では児童虐待防止法第4条第5項において、国及び地方公共団体による子ども虐待(心中事例も含む)が疑われる状況下において死亡した子どもの事例検証(以下、死亡事例検証)を行う義務が定められており、厚生労働省社会保障審議会児童部会の下に設置された専門委員会や各自治体が定めるワーキンググループなどで検証されてきた。その目的は、事例の分析・検証を通して明らかとなった問題点・課題から具体的な対応策の提言を行うこととされる(厚生労働省 2014)。

ここでは、主に国が行った死亡事例検証を取り上げる。医療・保健・福祉・司法など様々な領域の専門家により構成された委員(社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会)と厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課の職員がチームを組み、現地に赴いてヒアリング調査を行い、年5~6回の検討委員会が開催されている。この検討委員会での検証内容に、関係部署からの回答内容を加えて検証した結果を報告書にまとめている。国による死亡事例検証は2004年から開始され、第1次から第12次報告までに報告された対象事例は918件(1,080人)、内訳としては心中以外の事例558件(651人)、心中事例330件(454人)である。これは年平均約76.5件(心中以外の事例のみでは51件)となる(表2)。対象となる子どもの年齢が低年齢層に集中しており、0歳児だけで全体の約40%、0歳児を含めた3歳以下で約70%を占める(表3)。虐待分類として



は身体的虐待が多いが、ネグレクトも毎年必ず報告されている。なお、心中事例はまた別枠での議論が必要となるため、心中以外の事例を中心に取り上げる。この死亡事例検証では、子ども・養育者・そして家族全体の要因、社会的環境を含めた養育環境の要因などの検証に加え、援助実態に関する検証も行われる。その中では、「調整」やケースマネジメントを担当する児童相談所や市町村の関与の有無についても調査項目に含まれる。第1次報告から第12次報告までの児童相談所及び市町村の関与が認められた事例件数を表4に示すが、報告された事例の内には一定数が児童相談所や市町村が関与していた。

複数の関係機関や職種が関与していた事例に関する指摘事項を概観すると、情報共有や役割分担の明確化が不十分な事例が報告されている（厚生労働省 2008；2009a；2014；2015b）。クライアントが転居した際の自治体間での情報共有に関する問題や（厚生労働省 2013a）、施設入所措置解除後の情報伝達の不備（厚生労働省 2011）、各機関が得た情報が各機関間での共通認識やアセスメントに活かされていない（厚生労働省 2009a；2011；2012b）、等といった指摘があった。厚生労働省（2011）によれば、家族構成員間の関係性（役割、緊張関係、力と支配の関係など）、家族メンバーの養育上の信念などの観点から家族がそれぞれどのような役割を果たしているか検討し、子どもの置かれた状況に関する共通認識を形成することが重要との見解が示されている。また、関係機関において既に得ている情報が活用されず、全体を俯瞰した判断がなされていない事例も報告されていた（厚生労働省 2016a）。

役割分担については、学校が最初に虐待通告を児童相談所に行い、複数の機関が継続的に関与する中でカンファレンスも開催されていたが、児童相談所任せの対応になっていたとの報告例もあった（厚生労働省 2009a）。逆に学校にリスク判断を委ねてしまい、児童相談所が自らの役割を担うことができなかったケースもある（厚生労働省 2011）。役割分担を決めないと関係機関同士で役割の重複や、援助の過程で本来実施しなければならないことが洩れてしまう状況が生じ、また進行管理担当を決めておかないと援助のタイミングを逸する可能性があるとの指摘もあった（厚生労働省 2009a）。ただし、役割分担をすればよいといえるほど、単純でもない。松田（2008：299）は、自分たちのテリトリーの中では、熱心に、苦勞をいとわず、自分のやるべきことはきっちりやる傾向があるものの、自分のテリトリーからはずれる範囲のことになると、一緒にやりましょうというスタンスではなく、「ここまでやりましたから、あとはお願いします」ということになりやすいと指摘した。役割分担ではそれぞれの分担する役割が明らかになるが、これは「自分の分担ではないこと」を明らかにする作業でもある。複数の援助者が関与することにより「人任せ」になってしまう可能性もある。ゆえに、それぞれの機関が、互いに一歩前に踏み込んだ対応をすることが必要との指摘もあった（厚生労働省 2016a）。こうした指摘からは、多機関・多職種連携では、自分以外の援助職がかかわるがゆえに、「他人任せ」になってしまう可能性も含んでいることがわかる。

多機関・多職種連携では、それぞれの機関や職種は異なる「原理・原則」に従って援助行動をとる。松田（2008：299）も子ども虐待には、多くの機関、組織と専門職がかかわりを持たざるを得ず、それぞれの機関で考え方、評価の仕方、支援の方法は同じではないと警告する。情報共有や共通認識の形成、役割分担にしても、そうした差異をどのように統合するかという課題のあらわれといえるだろう。そのため、死亡事例検証においては、各援助者の物事の捉え方の違いへの対処に関する指摘もある。見解の相違により、機関同

士が措置解除や支援方針等に関して対立することもあるが、それ以外にも、援助対象である同一人物に対する評価が、援助者によって異なる場合があることも指摘されている（厚生労働省 2016a）。通告元は子ども虐待の深刻さを過小評価している可能性もあり、子どもや養育者に直接関わりを持つ人達のリスク判断と通告を受ける側のリスク判断が異なる場合もあるため、それぞれの視点を活かすためには通告を受ける側の主体的な安全確認も求められている（厚生労働省 2011）。また、「見守り」という援助方法は、様々に解釈可能なために具体性に欠ける側面がある。事態の変化があった場合でも見守りを継続していたケースもあり（厚生労働省 2010）、複数の関係者や機関で関わる場合には、具体的な見守りの内容やどのような場合に互いに連絡すべきかといった基準を明確にする必要性が指摘されていた（厚生労働省 2009；2010；2011）。

ここでは、多機関・多職種連携に関する指摘事項のみを抽出したが、当然、子ども虐待の深刻化は連携上の課題にのみ依存するものではない。しかし、その一因となり得るということを肝に銘じる必要はあるだろう。死亡事例を契機に、多機関・多職種連携の仕組み作りの再編に着手した国もある。例えば、イギリスでは、1970年代から1980年代にかけて行政機関が関与していたにもかかわらず子どもが死亡した事例が相次ぎ、1990年前後に大幅な法制度やシステムの改革が行われた（櫻谷2009）。1989年にChild Actの制定、連携に関する運営マニュアルであるWorking Together to Safeguard Childrenが1991年に刊行された。そのような中で2000年にVictoria Climbié事件と呼ばれる子ども虐待事例が発覚した。この事例では子どもが亡くなった時の凄惨さ（養母となった叔母と内縁関係のパートナーからの日常的な暴力に加えて、悪質なネグレクトがあり、最期は真冬に暖房のないバスルームで排泄物にまみれて亡くなった）に加えて、複数の関係機関（9機関）が関与したにもかかわらず子どもが死亡したという衝撃の大きさから、イギリスの政策方針に一石を投じたと言われる（藤田2004；柏野2007；櫻谷2009）。「亡くなった子どもに報いる」（厚生労働省2008：1）ためにも、実践上明らかになった問題点から学ぶ必要があり、日本においても制度設計への反映が望まれてきた。

表 2 死亡事例検証報告数

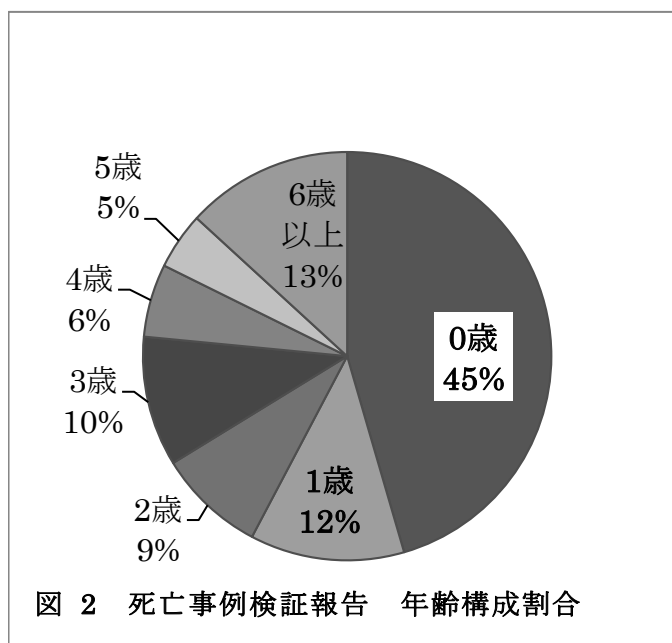
		件数	人数
第1次	心中以外	24	25
	心中	—	—
	計	24	25
第2次	心中以外	48	50
	心中	5	8
	計	53	58
第3次	心中以外	51	56
	心中	19	30
	計	70	86
第4次	心中以外	52	61
	心中	48	65
	計	100	126
第5次	心中以外	73	78
	心中	42	64
	計	115	142
第6次	心中以外	64	67
	心中	43	61
	計	107	128

		件数	人数
第7次	心中以外	47	49
	心中	30	39
	計	77	88
第8次	心中以外	45	51
	心中	37	47
	計	82	98
第9次	心中以外	56	58
	心中	29	41
	計	85	99
第10次	心中以外	49	51
	心中	29	39
	計	78	90
第11次	心中以外	36	36
	心中	27	33
	計	63	69
第12次	心中以外	43	44
	心中	21	27
	計	64	71

(厚生労働省 2008 ; 2009 ; 2010 ; 2011 ; 2012b ; 2013a ; 2014 ; 2015b ; 2016a をもとに論者作成)

表 3 死亡事例検証報告 年齢構成

年齢	件数	構成割合
0歳	283	45.20%
1歳	76	12.10%
2歳	53	8.50%
3歳	64	10.20%
4歳	36	5.80%
5歳	28	4.50%
6歳	13	2.10%
7歳	13	2.10%
8歳	3	0.50%
9歳	7	1.10%
10歳	4	0.60%
11歳	7	1.10%
12歳	3	0.50%
13歳	4	0.60%
14歳	4	0.60%
15歳	3	0.50%
16歳	6	1.00%
17歳	3	0.50%
18歳	16	2.60%



(表 3 及び図 2 とともに厚生労働省 2008 ; 2009 ; 2010 ; 2011 ; 2012b ; 2013a ; 2014 ; 2015b ; 2016a をもとに論者作成)

表 4 死亡事例検証報告 児童相談所や市町村の関与

	児童相談所の関与		市町村の関与	
	件数	構成割合	件数	構成割合
第1次	12	50.5%	—	—
第2次	14	29.2%	—	—
第3次	10	19.6%	—	—
第4次	12	23.1%	—	—
第5次	15	20.5%	—	—
第6次	7	10.9%	—	—
第7次	12	25.5%	—	—
第8次	7	15.6%	10	22.2%
第9次	17	30.4%	16	28.6%
第10次	15	30.6%	13	26.5%
第11次	13	36.1%	10	27.8%
第12次	11	25.6%	12	27.9%

(厚生労働省 2008 ; 2009 ; 2010 ; 2011 ; 2012b ; 2013a ; 2014 ; 2015b ; 2016a をもとに論者作成)

### 3) 本研究が題材とする「調整」

死亡事例検証の報告内容の多機関・多職種連携に関する指摘事項は、複数の機関・職種の間にある調和の欠如とまとめることができるだろう。システム化の過程において、情報の共有に不具合や、役割に関する認識のズレ、曖昧な言葉（例えば「見守り」）の解釈をめぐる相違などが生じることにより、相互補完性や協力関係の連続性が阻害される場合がある。ここで問題となるのは、連携する人々の間に存在する「違い」である。こうした連携する機関や援助職間の差異の問題は、多機関・多職種連携の不調和と関連付けられてきた。

野中（2014：12）は、多機関・多職種連携においては、職種間の権力格差や性別による格差が問題になることがあると指摘する。そして、それぞれの職種は、自分たちの価値観と専門用語を持っていて、なかなか相手のことを認めようとしないと述べ、自らこそ犠牲者であり、問題は相手の職種にあるという認識から離れにくいと指摘した（野中 2014：12）。関わる職種や人数が多くなることで援助方針の一致を見出すことが難しくなり、混乱が生じ易いとの指摘（堀木 1997）なども、差異の存在が多機関・多職種連携を難しくする要因と考えられている表れといえる。問題にまさに直面しているのか、それとも伝聞情報に接しているだけなのか等も含め、各メンバーの当事者意識や危機意識の違いが自らの役割認識を減退させ、責任の押し付け合いを誘起する、あるいはアセスメントにも影響するともいわれる（佐野ら 2003；中板 2011）。当事者意識や危機意識の違いは、参加メンバーの事情（専門領域、立場、経験度、など）に依存することはもちろん、クライアントのテスト（試し行動）による影響も考えられる（熊井 2007；中板 2011）。このような不調和が生じる可能性があるからこそ、多機関・多職種連携には「調整」が欠かせないと考えられる。

世界は現実化され得る以上の多くの可能性を許容しているが、私たちに扱える情報量に

は限りがある。システムは環境内で起こるあらゆる事態に応じてシステム独自の状態を確立する、あるいはそうした事態に抗してシステム自身の作動を保持できるだけの処理容量を持たない (Luhmann=2007: 192)。ゆえに、扱いきれない複雑性を束ねてひとまとめにする、もしくは無視するといった何らかの対処が必要となる (Luhmann=2007: 197)。この意味の構築プロセスを Luhmann (=2007: 193) は、複雑性の縮減と名付けた。しかし、意味を与えるということは、意味が与えられないものを排除することで成立する。多様性尊重という行動原理に従えば、システム化の促進は、意味の与えきれない他者性が排除される可能性をも含有する。異なる認識、理解し難い行動を、「間違っただけ」援助と認識するならば、援助システムの多様性は減じられことになり、クライアントが生きる現実世界の多義性や可変性を扱いきれなくなる可能性が生じる。

ゆえに、「調整」の課題は、差異の取り扱いであると、ソーシャルワーク理論においては考えられてきた。例えば、ジェネラリスト・ソーシャルワークの立場からは、Johnsonら (=2004: 486) が、「調整」を妨げる要素の一つとしてクライアント及びクライアントのニーズや問題についての職種や分野の違いによる見解の相違を挙げている。実存主義ソーシャルワークの立場からも、Thompson (=2004: 168) が、①優先順位、②価値観、③悩みと関心点、④プレッシャーと束縛、⑤目的、⑥法的義務、⑦ (クライアント、自分自身、ソーシャルワーカーに対する) 期待、といった点において連携相手と自分とが異なっていることを思い起こさなければならないと指摘している。そして、このような相違点が効果的な多機関・多職種間のパートナーシップの邪魔になっていると考えることは非常に安直な態度であると批判している (Thompson=2004: 168)。

Thompson (=2004: 168) は、そのような違いが邪魔になっているとばかり考えるのではなく、違いがあることを認めて、肯定的に処理することが重要だと示した。Johnsonら (=2004: 487) も、すべての専門職者がクライアントまたはクライアントのニーズや問題について同じように考えている、あるいは考えるべきだという期待は、「調整」の大きな妨げになるとし、違いを理解することが「調整」の第一段階であると指摘する。Thomson (=2004) や Johnsonら (=2004) の指摘は、「調整」に多様性尊重が必要であるとするソーシャルワークの考え方を示している。自分の価値観と専門用語を持っていたとしても、異なる価値観や言語体系を認め、自らを犠牲者と定義するのではなく、問題を「伝え、つなぎ、ともに考えていく」という認識こそ、「調整」における多様性尊重であり、ソーシャルワークが含む寛容さである。「調整」とは、皆が「同じ」になることを目指す働きかけでもない。例えば、各メンバーはそのケースの一面しか見ていない場合が多く、他機関の視点が入ることにより今まで見えていなかったところが見えるといった指摘がある (徳岡 2005)。こうした利点は、違いがある人たちが共に援助するからこそ生じるものである。

子どもや親、家族の福祉は多義性を帯び、可変性に富んでいる。複数の選択肢があるということは、複数の意味への対応を可能にし、変化への対応を担保することにつながる。ゆえに、多様性という、「いろいろ異なるさま。異なる者の多いさま」(広辞苑第6版) が有する性質は、システムの適応には不可欠と考えられてきた (Axelrod et al.=2003: 44)。Johnsonら (=2004: 485-486) によれば、「調整」によって画一的なサービス機関の資源よりも格段に幅広い資源が利用可能になるという。「調整」において多様性を尊ぶことができるのであれば、クライアントに複数の選択肢を確保し、多義性を帯びた子どもの最善の

利益を実現できる確率を高めることができるかもしれない。

こうした観点から、本研究では「調整」を連携内の同質化とは明確に区別し、肯定的に差異を扱う必要性を示したい。機関間や職種間に関する「調整」の必要性や利点については今まで多くのことが語られてきた (Johnson et al. =2004 : 493)。子ども虐待対応においても、「調整」の担当者が果たす役割は重要だからこそ、その力量の向上に努めるべきとされている (厚生労働省 2014 ; 2016a)。窪田 (2013 : 62-63) は、連携の基本原則として、相手の立場や明らかになっている事情を尊重しつつ、節度ある連携を心掛けることが必要であるとし、異なった専門職の領域を犯さぬようにする必要があると説いた。この窪田 (2013) の言葉を参照すると、自分とは異なる機関や職種 (連携相手) を尊重することが必要であり、連携相手に具体的な行動を指図することは礼を欠いた行為となる。しかし、自分一人できると認識していれば、他機関や他職種に連絡を取ることに積極的な意味を見出すことはない (山中 2003)。極端な言い方をすれば、連携相手に自分にはできないことを負担してもらう必要があるから連携するのである。窪田 (2013) の指摘も、山中 (2003) の指摘も、連携の重要な側面としての、違いがある連携相手=他者との付き合い方という問題を表している。Johnson ら (=2004 : 493) は、連携内の関係を維持、発展させる方法 (技術や技法) についてはそれほど多くの指摘は存在しないといい、それゆえに違うタイプの関係の性質についての理解や、それを促進、維持する方法を知ることは、必要な知識の基盤になるかもしれないと示唆していた。

### 第三節 研究目的

#### 1) 認識的多様性がもたらす集合知

子ども虐待対応の場合、その援助効果が実証されたことにより、多機関・多職種連携が推奨されるようになったとは言い難い。子ども虐待という複合的な現象に対応するためには、様々な領域の機関や職種がともに働く必要に迫られ、そのために強調されるに至っている。すなわち、複数の援助者が、ただ集まれば、子どもの福祉を実現できるわけではない。ゆえに、いかにして集団を賢く機能させるかが「調整」の課題であり、認識的多様性の活用とその活路を見出したいと考えた。集団が賢い選択を重ねることによって生み出される経験を、集合知 (collective wisdom) と呼ぶことがある。集合知は、集団やコミュニティ内での相互作用を通じて獲得される知識や洞察であり、人と人との「生きた結びつき (living connection)」、そして地域や組織における「頼り合い」である (Briskin et al. = 2010 : 22)。多機関・多職種連携が必要性から強調されてきたのだとしても、それが子どもや家族を虐待から守るための集合知の源泉となるように構築することが望まれる。

集合知は複雑な現象に対応する際に適しているといわれる (Surowiecki = 2006 : 14)。問題が単純であれば、集団よりも個人で対応する方が成果の質が高いことも多い。Fisher (= 2012 : 109) は、整備士、詩人、気象学者と車で移動しているときにエンジンが故障したなら、三人の平均的な意見をとるよりも、整備士に相談したほうがよい、と例示した。しかし、複雑な問題に取り組む場合には事情が異なる。経済学者である Page (= 2009) は、コンピューターシミュレーションを使った実験により、多様性が問題解決を行う上で強力な武器となることを示した。いくつかの条件下 (単純な解決策がない問題、微積分条件 {全てのメンバーが局所最適をもつ} および多様性条件 {異を唱えるメンバーが一人以上いる} が整っている、母集団の規模が大きい) においては、メンバーの能力の高さより

も、多様なメンバーで問題に取り組む方が最適解を導き易いことを明らかにした (Page = 2009 : 206-214)。Page (=2009) の研究成果について、Surowiecki (=2014 : 53) は多様性そのものに価値があり、集団のメンバーを多様にするという単純なことだけでよりよいソリューションにたどり着けるといふ発見にこの実験の意義がある、と評価した。

しかし、集団による問題解決は、個人によるものより必ずしも質的に優れているとは限らない (釘原 2003)。釘原 (2011 : 32) は、多様な分野の専門家から構成されたチームの方が多様でない集団より生産的だとする研究成果もあれば (Pelz1956 ; 1967)、年齢や在職期間の違う集団では生産性の低下や離職率が上がるといった研究成果もあり (Pelled et al.1999)、一貫した結果は見出されていないと指摘した。釘原 (2011 : 33-34) は、Harrison ら (2007) の研究成果を引用し、一貫性のない成果の背景には多様性が明確に分類されていなかったことを指摘した。これまでの研究における多様性には次の 3 種類あるという。

- ・分離 (separation) : 集団内の意見、価値観、態度の違い
- ・多様な個性 (variety) : 集団内の情報、知識、専門性の違い
- ・不平等 (disparity) : 集団内の権力、地位、収入の違い

分離に関しては、その程度が大きければ (多様であれば)、葛藤や対立が生じる可能性も高くなる。不平等については、その程度が大きかつ正当性を欠く場合、権力闘争を招くか、あるいは上位者に対する同調や服従が促進される可能性がある (釘原 2011 : 33)。一方、多様な個性については、多様であるほどに、集団内における知識や専門性の重なる範囲が小さくなるため、メンバー一人一人の存在価値は高まる。すなわち、集団にとって必要不可欠な人材が多くなり、集団の潜在能力が最大限に発揮されることになる (釘原 2011 : 33)。しかし、「分離」や「不平等」の程度が高くなる可能性もあるため、それがパフォーマンスを低下する可能性もある (釘原 2011 : 34)。

この分類に従えば、Page (=2009) の研究は、多様な個性としての多様性を扱った研究であった。Page (=2009) 自身の言葉を借りるのであれば、認識的多様性である。この認識的多様性は、知識の多様性、視点の多様性、解釈の多様性、ヒューリスティック (問題解決の方法) の多様性、という四つの要素を含む (Page = 2009 : 29)。本研究で扱う多様性もまた、Page (=2009) のいう認識的多様性である。Page (=2009 : 265) は、「集合的誤差 = 個人的誤差の平均 - 予測の多様性」の式で表される多様性予測定理を示した。集合的誤差とは、メンバーの予測値の平均と実際の値との差であり、個人的誤差の平均は個人の予測値と実際の値との差の平均、予測の多様性とは各人の予測値の幅を意味する (Fisher = 2012 : 107-108)。この式からは、集団が持つ集合的誤差は、答えの多様性があるゆえに、個人の誤差の平均よりも必ず小さくなることが分かる (Fisher = 2012 : 108)。つまり、認識的多様性は個人の誤差を補正する役割を果たす。

後述するが、子ども虐待はまさに複雑な現象であり、ゆえに子ども虐待対応には集合知が有用と考えられる。Surowiecki (=2014 : 55) は、「意思決定」、「ポリシー」、「戦略」といった広範にわたるトピックについての専門家が存在し得るといふ確たる証拠はどこにもないと指摘し、個人の判断は正確ではないし、一貫してもいないので、優れた意思決定には認知的多様性が不可欠であると述べた。厚生労働省 (2016a) は、複数の関係者・関

係機関が参加して、チームで協議することによって判断の誤りを修正するグループスーパービジョンの機会ともなると述べている。必要に迫られて強調されてきた多機関・多職種連携ではあるが、集合知を生み出す装置となるのであれば、援助効果が期待できるからこそ多機関・多職種連携が求められるのだと主張することも可能となるだろう。Thomson (=2004) のいう「差異の肯定的な処理」とは認識的多様性を集合知に昇華すると言い換えることができる。「よい連携」という意味は、相互補完性（「頼りあい」）や連続的協力関係（「生きた結びつき」）、つまり、集合知を生成することによって獲得されることになる。「調整」が「よい連携」を目指して不調和の解消を行うのであるならば、認識的多様性を扱うことが必然となる。

一方、Richmond (=1991: 94-95) は、多様性を扱う上では習得のために少なからぬ技能を必要とする形容した。この表現から、多様性の取り扱いが一筋縄ではいかないことが伺える。多様性には「調整」を乱す働きをもち、「調整」は多様性を均す働きを有する。よい判断には多様性が不可欠だが、多様性が調整の問題を解決しにくくする場合もある（Surowiecki=2006: 193）。生態学的アプローチで知られる Germain (=1992: 4) は、多様性は自由の幅を広げるが、個人のアイデンティティを分裂させ、統合へのきずなを解体させ得ると指摘する。Thompson (=2004) や Johnson ら (=2004) が指摘するように、「調整」には差異や他者性の扱いを可能にする能力が必要となる。そして、集合知の生成を目指す限り、子ども虐待対応においても、多機関・多職種連携の「調整」担当者には相応の能力が求められるといえるだろう。

## 2) 子ども虐待対応における「調整」担当者の現状

現状の子ども虐待対応においては、どのような専門的基盤を有する人たちが「調整」を担当しているのだろうか。子ども虐待対応では、要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）という、地域を基盤に子どもやその家族について話し合うための協議体を設置するという努力義務が市町村には課せられている。要対協は、多機関・多職種連携の制度的基盤といえる。そして、この要対協の設置に合わせて、多機関・多職種連携の「調整」を担当する調整機関を設定することも努力義務化された。この調整機関に配置される担当職員として、厚生労働省（2014）は、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する職員の採用や、職員がこれらの資格を取得することを推進するよう推奨している。ただ、当面それが困難であり、市町村において現職員で対応せざるを得ない場合には、保健師、保育士など子どもとその家族に対する直接援助について基礎的な素養のある者を充てるなどの工夫が考えられるといわれてきた（厚生労働省 2006）。

2015年の段階では8,704名の職員の内、実際に推奨されている児童福祉司と同様の資格を有する者は、1,818名（20.9%）であった（表5）。その内訳は、児童福祉司（医師・社会福祉士・精神保健福祉士を除く）952名（10.5%）、社会福祉士746名（8.9%）、精神保健福祉士105名（1.2%）である（表5）。なお、児童福祉法第13条第3項に定められた児童福祉司の任用要件は、①都道府県知事の指定する児童福祉司等養成校を卒業、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者、②大学で心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科等を卒業し、指定施設で1年以上相談援助業務に従事したもの、③医師、④社会福祉士、⑤社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの、⑥上記と同等以上の能力を有する者であ



って、厚生労働省令で定めるもの、となっている。

山野（2009）は市町村の「調整」担当の実態として、福祉専門職が少ない、担当者の力量に左右される等の点を指摘していた。一定の専門資格を有する者5656名の中で、2015年時点で最も多い資格種別は保健師・助産師・看護師1468名（16.9%）である（表5）。次いで児童福祉司、教員免許保有者891名（10.2%）、保育士810名（9.3%）となっており、社会福祉士は4番目の専門的資格という位置づけである。ソーシャルワークが必要とされている分野と認識されているものの、実際にはソーシャルワーカーの基礎資格となる社会福祉士や精神保健福祉士の有資格者が多数を占めているわけではないのが現状となっている。にもかかわらず、「調整」には、ソーシャルワーカーが求められている。その理由を敢えて問い直すことが、実際に「調整」の質を担保する上で必要なのではないかと考えた。加藤（2005：213）は、調整機関が定められることは妥当であるとしても、その機関がどのような力量を求められるのかについて、必ずしも一定の見解に基づいて施行されるとは言えないと指摘し、専門的行為としてではなく、行政事務の一環として、情報提供や助言といったものをとらえているようにも見えると述べた。

そのため、平成28年度に改正された児童福祉法の第25条2第8項において、要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当者は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならないと定められた。雇用均等・児童家庭局長通知「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」（雇児発0331第16号平成29年3月31日付）において、調整担当者研修は28.5時間（1コマ90分×19コマ：講義13コマ＋演習6コマ）と規定された（厚生労働省2017b）。そして、一般到達目標（General Instruction Objective）として、「子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを実践し、その一環として、関係機関の連携を促進し、役割分担の依頼、調整をすることができる」と示されている。

その一方、「調整」に関わるソーシャルワーク理論に関する講義および演習科目としては「児童家庭支援のためのソーシャルワーク」（講義1コマ＋演習1コマ）の中に「チームアプローチ」が含まれているのみである。この科目の中には「チームアプローチ」以外にも、「ソーシャルワークの歴史」や「ソーシャルワークの原理と倫理」、「ソーシャルワークの方法」、「支援計画の立て方」などの14の細目が含まれている。別に設けられている「要保護児童対策地域協議会の運営」（講義1コマ＋演習1コマ）という科目の中では、「各関係機関の特徴と役割」、「医療機関との連携」、「関係機関との適切な連携・協働の取り方・あり方」など、多機関・多職種連携の構造を理解するための細目が並ぶ。「調整」に関わる実践理論に割かれる時間数が相対的に少ない。その背景には、「調整」に「なぜ」ソーシャルワーカーが必要なのかが明確ではなく、ゆえに、「調整」に求められる技術を高めようとする時に「何」について研修すればよいかの分かりにくいからではないかと考えられる。

表 5 調整機関の職員の資格種別

		指定都市	市・区(30 万人以上)	市・区(10 万人～30 万人未 満)	市・区(10 万人未 満)	町	村	合計	
一定の専門資格を有する者	児童福祉司と同様資格者	145	211	237	250	103	6	952	
		11.1%	23.4%	16.7%	10.7%	4.5%	1.3%	10.9%	
	医師	1	0	6	1	7	0	15	
		0.1%	0.0%	0.4%	0.0%	0.3%	0.0%	0.2%	
	社会福祉士	118	144	202	165	94	23	746	
		9.0%	15.9%	14.2%	7.1%	4.1%	5.0%	8.6%	
	精神保健福祉士	19	16	31	24	13	2	105	
		1.5%	1.8%	2.2%	1.0%	0.6%	0.4%	1.2%	
	(小計)		283	371	476	440	217	31	1,818
			21.7%	41.1%	33.5%	18.8%	9.5%	6.7%	20.9%
その他専門資格を有する者	保健師・助産師・看護師	324	104	127	243	500	170	1,468	
		24.8%	11.5%	8.9%	10.4%	21.9%	36.8%	16.9%	
	教員免許を有する者	111	85	168	410	106	11	891	
		8.5%	9.4%	11.8%	17.6%	4.6%	2.4%	10.2%	
	保育士	111	85	156	263	179	16	810	
		8.5%	9.4%	11.0%	11.3%	7.9%	3.5%	9.3%	
	(小計)		546	274	451	916	785	197	3,169
			41.9%	30.3%	31.8%	39.2%	34.4%	42.6%	36.4%
	社会福祉主事	209	95	136	165	43	21	669	
		16.0%	10.5%	9.6%	7.1%	1.9%	4.5%	7.7%	
(小計)		1,038	740	1,063	1,521	1,045	249	5,656	
		79.6%	81.9%	74.9%	65.1%	45.8%	53.9%	65.0%	
専門資格無し	一般事務職員	151	77	225	649	1,176	202	2,480	
		11.6%	8.5%	15.8%	27.8%	51.6%	43.7%	28.5%	
	その他	115	86	132	165	59	11	568	
		8.8%	9.5%	9.3%	7.1%	2.6%	2.4%	6.5%	
小計		266	163	357	814	1,235	213	3,048	
		20.4%	18.1%	25.1%	34.9%	54.2%	46.1%	35.0%	
合計	1,304	903	1,420	2,335	2,280	462	8,704		
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
一市町村当たりの配置人数		59.3	14.6	7.2	4.4	3.1	2.5	5	

「平成 25 年度子どもを守る地域ネットワーク等調査 第 8 表 要保護児童対策調整機関の職員数（平成 25 年 4 月 1 日）」を基に作成

### 3) ソーシャルワーカーの必要性の実証にむけて

子ども虐待対応の「調整」には、ソーシャルワーカーが必要である。このテキストを敢えて問い直すためには、子ども虐待対応における「調整」がどのような実践で、その実践にはどのような資質が求められるのかを明らかにする必要がある。この試みでは、「調整」担当者として社会福祉士や精神保健福祉士の有資格者の増加が目標となるわけではない。子ども虐待対応における「調整」に求められる資質を明らかにすることで、「調整」という実践の安定化を目指すこと。そして、「調整」の質を担保する上で、ソーシャルワークが積み上げてきた経験や知識が役立つと示すことが、本研究の目的である。

これまで、子ども虐待対応において専門性を担保する役割は、都道府県（児童相談所）であった。従来の児童福祉法においては、あらゆる子ども家庭相談について児童相談所が対応することとされてきた（厚生労働省2017c）。児童相談所に配属されるソーシャルワーカーとしては、任用資格である児童福祉司がいる。しかし、すべての子どもの権利を擁護するために、子どもと家庭への支援を行うに当たっては、本来子どもと家庭に最も身近な基礎自治体である市町村がその責務を負うことが望ましいと考えられるようになった

（厚生労働省2017c）。2004年改正の児童福祉法では子ども家庭相談に応じることを市町村の業務として法律上明確にし、都道府県（児童相談所）の役割を専門的な知識及び技術を必要とするケースへの対応や市町村の後方支援に重点化することが明示された（児童福祉法第3条第3項）。

児童福祉法第10条には、市町村は子どもや妊産婦に対して必要な実情の把握、必要な情報提供、相談対応や支援に必要となる調査及び指導及びそれに付随する業務、および福祉に関する家庭その他に対する必要な支援を行うものと規定される。市町村に対しては、母子保健サービスや一般の子育て支援サービス、障害児支援施策等をはじめ、虐待の未然防止や早期発見を含め、すべての子どもに対する積極的な取組を行うという役割が課せられている（厚生労働省2017c）。その一方、児童福祉法第10条第2項において、「市町村長は、前項第3号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない」とされ、「専門的な知識及び技術」を扱う役割は児童相談所に委ねられている。ここでいう「専門的な知識及び技術を必要とするもの」とは、具体的には行政権限の発動を伴うケースが想定されている。「市町村子ども家庭支援指針」では、「市町村（支援拠点）が通告や相談を受けた段階で、子どもの安全が脅かされている危機状態と考えられる場合には遅滞なく児童相談所に連絡する」と示されており、「立入調査や一時保護、専門的な判定、あるいは児童福祉施設への入所等の行政権限の発動を伴うような対応が必要と判断されるケースについては、児童相談所に送致する等の連携を行う」とされている（厚生労働省2017c）。

行政権限の発動とは、言い換えるならば、強制力の行使である。権利侵害の渦中にある子どもを守るためには、子どもに対する親の監護権を抑制するための強制力が必要とされてきた。それが、児童相談所が有する、家庭内への強制的な立ち入り調査権であり、一時保護（児童福祉法第33条）や親権者の意に反したとしても子どもを施設入所させることのできる措置権（児童福祉法第28条）などである<sup>注)</sup>。子ども虐待対応といえば、真っ先にこうした強制的介入を思い浮かべる人は少なくない。ゆえに、保護者から積極的な相談がなくとも強制的に介入する子ども虐待対応（特に初期対応）は福祉ではないという意見（久保2014）もある。しかし、子ども虐待対応が発生予防から虐待を受けた子どもの自立

に至るまでの切れ目のない支援であり、子どものみならず親を含めた家族への支援であるのだとしたら、こうした強制力を行使するだけで成し得るのだろうか。松本（2007）は、介入と支援のはざまで、前者に誘導されがちな世論と政策の方向を、どのように後者に引き付けることができるのかと疑問を呈す。

子どもの虹情報研修センター（2006）は、人を相手とする福祉の現場では矛盾することが多いがゆえに、マニュアル化できない問題も多く生じ、ゆえに連携には優れて専門的なコーディネーターが必要となると指摘する。権威や強制力を使うというのは、人々の行動を「調整」するわかりやすい方法ではある（Surowiecki=2006：114）。しかし、本研究では、あえて、権限に頼らない「分かりにくい」タイプの「調整」を扱う。子どもを親と分離するのかしないのかを決めれば、子どもの権利を擁護したことになるのか。権限がなければ、子どもの権利を擁護することはできないのか。そもそも、親の行為を「虐待」かどうか、「いつでも」「正しく」判断することができる人間などいるのだろうか。こうした疑問と真摯に向き合うことにより、子ども虐待対応には「福祉」的な要素が含まれていることがあらためて明らかになるだろう。集合知の生成を目指す「調整」の検証では、複雑で不確実な状況の中であって、二分法を超える実践のあり方を模索することになる。たった一つの道具を盲信する実践ではなく、様々な可能性を検討する中で最も子どもやその家族に適した道具を「創る」実践として、「調整」には子ども虐待対応の要となる可能性がある。子ども虐待対応における「調整」担当者には、児童相談所のような強制力を伴う行政権限が付与されているわけではない。それでも、彼（女）らにできることがあるのだとしたら、その内容には、強制力に頼らない対人援助実践の一つの形があらわれるものと考えられる。

注) 児童福祉法第 28 条には「保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第 27 条第 1 項第 3 号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる」とされる。児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号とは「児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること」を指す。親権者や成年後見人の意に反して、子どもを施設入所・里親委託する場合には、家庭裁判所の承認を経る必要がある（児童福祉法第 28 条第 1 項第 1 号）。

#### 第四節 研究方法

##### 1) ソーシャルワーク研究の視座と省察的实践

ソーシャルワーカーはクライアントを制御するものであり、社会福祉学はそうしたシステムを維持させる装置であると糾弾されてきた歴史がある（三島 2007：103-110）。こうした批判の代表例として挙げられていたのが、まさしく子ども虐待対応を行うソーシャルワーカーであった。権限に頼らない実践家像を再構築することは、ソーシャルワークの抑圧性に対する批判への応答にもなるかもしれない。そして、子ども虐待対応における「調整」の検証が、批判への応答に貢献できる可能性もある。狭間（2001：125）は、現代以降は専門職の権威でも支配的關係でもなく、対等な關係に基づく協働的専門性が求められているとし、ソーシャルワークも専門性を追求する方向を再考する時期にあると指摘している。権限に依存しない専門性の一つの形について考える契機とするために、本研究ではソーシャルワーク研究の一環として、「調整」について検証する。

ソーシャルワーク研究として「調整」を検証するにあたり、Schön, Donald A.の実践的認識論 (practical epistemology) に基づいて行うこととした。認識とは、「人間が物事を知る働き及びその内容」(広辞苑第6版)をいい、「われわれの頭の中で起こる知性にかかわるプロセス(記憶、思考、イメージなど)」(高橋雅 2008: 3)であり、「情報の獲得や処理に関わる精神活動」(藤永ら 2005: 536)である。同義語に認知という言葉もあり、最近では認知科学という学際領域も展開されている。哲学領域では伝統的に認識という訳語が使われている(高橋雅 2008: 3)。認識論は、本来、哲学研究の一つの基本形態なのだが、人間の認識への反省的考察はすでに古代ギリシア時代から哲学的議論の中核をなしていたといわれる(廣松ら 1998: 1242)。大谷(2014)は、ソーシャルワークには認識についての専門性、「世界の見方」が求められると指摘している。ソーシャルワーク過程においてアセスメント(assessment; 事前評価などと訳される)を重視し、自己覚知(self-awareness)が強調されることなどからも分かる通り、認識は、ソーシャルワークにとって切り離しがたい課題となっている。

認識論をめぐる立場の一つに社会構成主義(social constructivism)がある(佐藤 1999: 54)。現代ソーシャルワークに大きな影響を与えた思想の一つである。社会構成主義では、人は何らかの知識によって世界を構成するという立場をとり、このことは、人は世界を言説(discourse)によって構成すると言い換えることもできる(狭間 2001: 99)。言説とは、人間が世界(あらゆる現象を含む)を認識する際に用いる意味づけのパターンであり、「言葉が構造化されたものであるとともに、知識と価値を含有しており、ある事柄が何であるかを指示する」(狭間 2001: 66)のものである。つまり、言説とは、人が物事を認識しようとする時に用いる「ものさし」であり、かつ「枠組み」である。本研究では、言説と同じ意味で準拠枠(frame of reference)という表現を用いる。

社会構成主義の立場では、最も広い意味では、同じものに対しても受け取り方は微妙に異なるものであるという“当たり前”を自覚的に捉え直すことを根本に据え、あらゆる現象を含む世界のあり様を再考しようとする(稲沢 2005)。本質主義が「～は…である」という断定的な表現を用いるのに対し、社会構築主義はあくまでも相対的な立場をとり、言説(準拠枠)の多様性を認める(狭間 2001: 99)。空閑(2016: 129)は、ソーシャルワークは自分の価値観を相手に押し付ける仕事ではないと声明する。こうしたソーシャルワークの特徴が、社会構成主義という認識論を必要としてきたのだろう。Luhmann(=1990; =2007; =2014)のオートポイエーシスと呼ばれるシステム理論も、この社会構成主義の影響を受けている。人間を「社会・文化という系を抜きにしては存在し得ないと考える」(佐藤 1999: 66)のであれば、社会というシステムは「個人に秩序を与えていく現実と、個人の主観的な意味形成によって作り上げられ、秩序や社会を現実のものにしていく活動の二つの分離不可能な関係として理解する(佐藤 1999: 55)。つまり、システムは、人間の認識活動を基礎として意味付与によって構築されるとLuhmann(=1990; =2007; =2014)は考えた。

Schön(=2001)の実践的認識論にも、社会構成主義の考え方の影響を見ることが出来る。Schön(=2001)は、従来の実証主義に基づき生成される知識の問題点を指摘し、不確実性や可変性、価値葛藤などをはらむ状況との相互作用を繰り返しながら創出する知識の重要性を指摘したことで知られる。こうした認識論を基に行われる実践は、Schön(=2001)によって「省察的実践(reflective practice)」と名付けられた。Thompson(=2004:

177) は、Schön (=2001) の省察的実践の特徴を次のように整理している。

- ・ 選択的に、また適切に我々の専門的知識基盤に依拠する。また、フォーマルな知識とインフォーマルな知識の両方を使用する
- ・ 理論と実践を統合する。理論を「既成」の回答を示すものとは考えない。
- ・ 自分の頭で考え、想像力豊かで、創造的になる。
- ・ 経験したことを熟考し、そこから学ぶ。
- ・ 新しい考えやアプローチに対してオープンになる。

Schön (=2001 : 59) は、専門職の活動を科学的な理論と技術を厳密に適用する道具的な問題解決にあるとする立場、技術的合理性 (technical rationality) について、特に目的が交錯し葛藤している場合には限界があると指摘した。専門職は卓越した知を持つことを主張してきたが、その主張はほとんど高等教育機関における科学的研究から導かれた技術や理論に根差しており、技術的合理性と技術プログラムという強力な考え方に基づいている (Schön=2001 : 39-51)。技術的合理性の原理に基づく実践とは、科学的技術の合理的な適用であり (佐藤 2001)、こうした目的に手段を確実に当てはめる方法論を用いることで成功をおさめてきた。しかし、現代の複雑な状況を生きるクライアントが直面する問題は複合的であり、専門職は専門分化した自らの領域を超える課題にクライアントとともに立ち向かっている (佐藤 2001)。解決すべき課題が複雑に入り組み、目的の葛藤が生じる中では、実証主義に基づく科学的研究から生まれた技術の使用はあまり役に立たない。なぜなら、私たちが達成すべき目的と、その目的達成が可能な手段の両方を構造化し、明らかにすることは、問題状況に枠組みを与えるという、技術ではない過程を通じてなされるからである (Schön=2001 : 59)。同様に、解決が複数あり、専門家の実践パラダイムが葛藤する時も、技術の利用にとって明確な文脈はない (Schön =2001 : 60)。

Schön = (2001 : 76) がいう、技術ではない過程とは、不確実性、不安定性、独自性、そして価値の葛藤という状況で行われる「行為の中の省察 (reflecting-in-action)」と名付けられた過程である。技術的合理性の視点では、専門職の行う実践は、既に確立された目的にとって最適で、利用可能な手段を選択することによって解決されると考える (Schön =2001 : 56)。たとえば、「チェックリストに従えば、アセスメントはできる」といった考え方は、技術的合理性に準じた発想といえる。しかし、Schön (=2001 : 56) は、こうした問題解決をいくら強調しても、手段の選択、達成する目的、意思決定という問題を設定する過程が無視されると指摘する。問題は所与のものではなく、当惑し、手を焼く、不確かな状況の中から、実践家は問題を構成しなければならない (Schön =2001 : 57)。実践において「問題」とは、実践家の意味付与、つまり認識によって構築される。その過程が無視されるがゆえに、Schön (=2001) の考え方に従えば、技術的合理性には限界があり、不確実で不安定で独自の、そして価値葛藤をもちらむ現実と向き合う中に、実践の知は存在すると考えられる。

## 2) 「状況の中の人」としての「調整」担当者

Schön (=2001 : 119) によれば、行為の中で省察する時、その人は実践の文脈における研究者になるという。その過程では、すでに確定した理論や技術のカテゴリーに頼るのではなく、状況に枠組みを与えるように目的と手段を連動させながら規定することになる。認識と行為は分けられるのではなく、認識は行為の一部となり、行為の実行が認識へフィ

ードバックされる。Schön (=2001 : 120) は、「行為の中の省察」は、不確実な独自の状況においてさえも進むことができるために、厄介で“多様な”実践状況に対応する実践家の技法 (art) の中心となるものであると述べた。

Thompson (=2004 : 27-28) は、生きていく上で確実なことはほとんどないと指摘し、クライアントにとってもソーシャルワーカーにとっても不確実性はしばしば直面する問題であると述べた。詳細については第二章以降で整理するが、子ども虐待においても、子ども、親、ソーシャルワーカーの全員が重大な不確実性に直面する。こうした場合に簡単な回答を発見しようとする試みは多くの場合、有害な結果をもたらす (Thompson=2004 : 28)。不確実性と変化は互いに強化しあう傾向にあるがゆえに、簡単で、型通りの回答を発見しようとする試みは失敗する運命にある (Thompson=2004 : 28)。そのために、ソーシャルワーク実践は不確実性と流動性に対して敏感になり、即応的になる必要があり、それゆえに省察的实践が求められる (Thompson=2004 : 28)。特に不確実性と変化が目立っている場合には、考えの浅い、非批判的な実践は危険であり、注意深く考え、熟考を続け、必要な場合は変化と展開には柔軟に対応することが必要だという (Thompson=2004 : 28)。

Schön (=2001) が提示した実践的認識論は、技術的な問題解決を省察的探求というより広い文脈の中に位置付け、不確実性と独自性における実践の技法と科学者の研究技法とを結びつける認識論である。ゆえに、省察的実践は、両極端な「理論は何ら役立たない」という立場と「理論は回答を示してくれる」という立場の間のバランスをとるのに役立つ (Thompson=2004 : 177)。Schön (=2001 : 119) は、専門職化を技術的熟達化と同一視することがいまだに主流であるために、「行為の中の省察」は知の正当な形式として一般的に受け入れられておらず、省察的実践に取り組む人々自身にもどかしさを感じさせていると指摘する。それゆえに、「行為の中の省察」についての研究は極めて重要であると述べた (Schön =2001 : 119)。Schön (=2001) の実践的認識論に従えば、実践家は省察という認識プロセスを経ることで自らが置かれた状況に適応し続けていると解釈される。クライアントに対してだけでなく、日本の社会情勢や、国策によって構築されてきた制度に、「調整」担当者は適応しようと努力しているのであり、それゆえに彼(女)らの実践は状況・環境への適応の結果といえる。そうであるならば、「調整」担当者が行っている実践内容には、日本の子ども虐待対応が「何」を「調整」に求めているのかが、反映されているはずである。

Bartlett (=1978 : 129) は、ソーシャルワーカーは、本来、また一貫して、状況がどういう意味を持つかという見地から見るとし、われわれは、これがソーシャルワークの唯一の思考であるのみならず、明らかにソーシャルワークを理解していくために最も重要な志向であり、特質であると語っていた。こうしたソーシャルワークの特質をも反映することができるため、Schön (=2001) の実践的認識論を下敷きとして研究デザインを構築した。この Schön (=2001) の実践的認識論は、心理社会的アプローチで知られる Hollis (=1966) が示した「状況の中の人 (person-in-situation)」概念にも通じる考え方である。Hollis (=1966 : 8) は、「状況の中の人」が説明するのは、因果関係の条件主義者 (conditionist) が説くような玉突きの球のような人と環境との間の作用と反作用ではないとした。外的圧力は個人の知覚に応じて直ちに修正され、個人は外的圧力に対する自己の知覚に独特のやり方で反応する (Hollis=1966 : 8)。こうした考え方に基づき用いられる「状況の中の人」

を理解するということは、＜全体制＞(gestalt)に包含されているすべての人の心理の種々な段階の理解を必要とすると説明した(Hollis=1966:8)。Hollis(=1966)が当時、説明した「状況」とは、人間的状況(human situation)というクライアントにとって意味を持つ多数の人間(役割網:role network)に限定していた。そのため、人間的状況以外の要素も含めるために「環境の中の人(person-in-environment)」という表現が用いられることもある。ただ、「環境」の場合、「状況(その場の、またはその時のあり様)」が持っていた時間的要素が省かれてしまう。そのため本研究では、Hollis(=1966)の「状況の中の人」を使いつつ、場のみならず時間の影響もうける「状況」の意味を含ませて解釈する。

子ども虐待対応の「調整」を行うという「状況の中の人」を理解することで、子ども虐待対応の「調整」にソーシャルワークが必要とされるのかを明らかにする。資格取得状況を見ても分かる通り、子ども虐待対応において「調整」を行う実践家を現時点において「専門職」と定義することには些かの躊躇いもある。つまり、すでに確立されている専門性や専門職性から演繹的に「調整」の固有性を示すことは、現時点では難しい。それゆえに、状況との対話を重ねながら行われている実践から、帰納的に「調整」の固有性を明らかにしてみたいと考えた。そして、この「調整」の固有性とソーシャルワーク理論と照らし合わせることで、たしかに子ども虐待対応の「調整」には多様性を尊重するソーシャルワークの寛容さが必要であると実証することを目指す。Bartlett(=1978:20)は著書『社会福祉実践の共通基盤』の中で、ソーシャルワークに関するテキストは、機関のプログラムと専門職としての実践を同じ意味に使用して論じていると述べ、過去にはソーシャルワークをタイトルに含む多くの研究が機関のプログラムが扱われていたものの、実践内容を扱う研究が増えてきたと指摘していた。現状の日本の研究傾向については議論すべき点もあるが、本研究は後者の実践内容を扱う研究として位置づけられる。

### 3) 論文構成

研究方法としては文献研究、定量的研究、定性的研究を用いる。子ども虐待対応における認識的多様性の活用が必要であるという仮説の構築には文献研究法を用い、その仮説を定量的研究法にて実証する。認識的多様性の活用が必要であることをデータで裏付けた上で、実際にどのように認識的多様性を活用すればよいのかを定性的研究法によって探索的に研究する。認識的多様性を活かすための「調整」の実践内容について、定性的データを用いて分析する理由は、省察的实践が有する「豊かさ」を記述したいと考えたからである。佐藤(2008:4)は、質的研究法は、定量的研究などで取りこぼされ、あるいは切り捨てられてきた、言葉や文章、あるいは人々の行為に含まれている様々な「意味」を明らかにしてきたと指摘する。定性的データは、定量的データ(数値)には還元しつくせない、個人的あるいは社会的な意味の世界を明らかにしていこうとする際には特に重要な役割を果たすことが多い(佐藤2008:15)。こうした理由から、省察的实践に着目して「調整」を検証する上で定性的研究法を採用することとした。

上述の研究方法を用いながら、以下の通りに論を進める。なお、**図3**にて論文の流れと各章の関係性を示した。

**序章**では研究の枠組みとして、子ども虐待対応を権利擁護のための実践と捉え、多様性



を扱うという側面から「調整」を検証する姿勢を提示した。

**第一章**では、子ども虐待対応以外にも含めた多機関・多職種連携に関する先行研究の概要を整理した。研究動向の把握には科学研究費補助金事業の採択課題を参照し、課題名のテキスト分析を行い、社会福祉学領域にみられる包摂的な課題設定の背景や構築・開発が求められる多機関・多職種連携の特徴について明らかにした。

**第二章**では、子ども虐待対応における多機関・多職種連携の概要を整理した。行政権限に依存した対応の限界を指摘し、子ども虐待という不確実性を含む現象には、様々な可能性に対処できるシステムが求められる。それゆえに、多様性を含有するシステムとして多機関・多職種連携が子ども虐待対応の原則の一つとなると考えられた。

**第三章**では、多機関・多職種連携における「調整」をソーシャルワークとして理解するために必要となる理論的整理を行った。ソーシャルワークではグループワーク理論の中で扱われており、課題グループに分類される。組織性と専門職性に関わる二重の準拠集団を有する援助職の特性を示し、複数の援助職が集団化することによって起こり得る弊害について考察した。その上で「調整」におけるソーシャルワーカーの行動原理の一つ、多様性尊重の意義を確認した。

**第四章**では、先行研究レビューを通して強力な行政権限をもたない調整機関の特徴を整理し、志向性（クライアントに寄せる関心）という実践上の焦点を示した。志向性には、クライアントと援助職をつなぐ働きがある。一方、多機関・多職種連携内において志向性は脆弱化する傾向がある。つまり、「調整」においても志向性の維持・強化を意識する必要がある。特に、複雑な要因の相互作用によって生じる子ども虐待の場合、助けを必要とする人＝クライアントが、子どもであり、かつ親であり、その家族であり、といったように、クライアントの複数性を抱えている。そのため、連携する援助職はそれぞれの所属組織や専門性により、たとえば母親に強く関心を寄せる者もいれば、子どもに強い関心を寄せる者もいるかもしれない。つまり、志向性は各援助職の認識上の差異の影響を受ける。ゆえに、志向性の維持・強化を意識した「調整」には、多様性を尊重する実践が必要との仮説を立てた。

**第五章**において、前章で立てた仮説を定量的データにより検証した。所属機関ごとに重回帰分析の結果を比較したところ、志向性の触発要因が所属機関により違うこと、「メンバー間で行う作業」が所属機関の違いを超えて志向性の触発に正の負荷を与えることが分かった。クライアントとのつながり、志向性を見失った集団は、もはや、援助するためのシステムとしては機能しない。そのため、「調整」において、この志向性の維持や強化を意識した実践が必要になる。クライアントの複数性ととも、組織性という準拠枠の影響により、志向性を強化する変数に差異が生じるのは必然といえる。「調整」においても、こうした志向性の強化要因の差異を扱う必要がある。加えて、「メンバー間で行う作業」をしているという認識が、組織の違いを超えて共通して志向性に正の負荷を与えることも分かった。志向性の維持・強化という観点からは、差異があってもなお、共に通い合うための作業が必要であること、つまり、個別性と共通性のバランスを「調整」する必要性が

明らかとなった。

**第六章**では、上述の検証結果を踏まえ、定性的データを用いて、多様性を尊重するという寛容さに着目し、「調整」について検証した。認識レベルと行為レベルから「調整」の実践内容を分析し、分析方法として、定性的コーディング法の一つである事例 - コード・マトリックス法を用いた。生成されたコード (<>で表記) の関連性を検討し、関連するコードを統合することで認識文脈 (<<>>で表記) を構築した。分析結果から、認識レベルにおいて、<不確実性>と向き合いながらも<希望を持つ>ことも忘れず、志向性を意識して実践していることが分かった。認識レベルにおいて<<問題状況の構築>>を行い、<<差異の包摂>>と<<共通性を見出す>>ことを意識して連携相手へ働きかけていた。行為レベルにおいては<明確にする>と<明確化を避ける>を使い分け、<やり取りを重ねる>という形で対話に持ち込んでいる様子が伺えた。これらの分析内容を検討した結果、ソーシャルワーク理論が有する寛容さとの整合性の高い実践となっていることが示唆された。

**終章**では、結論を示した。「調整」に求められる資質を寛容性として記述し、クライアントがいるからこそ、「調整」担当者は寛容にならざるを得ない点についても言及した。現状の「調整」はソーシャルワークとの整合性のある実践となっていることが伺えた。「調整」には相応の難しさがあるものの、その困難性ゆえにソーシャルワークが有用と考えられる。権限に頼らないからこそできる寛容な「調整」像を示した。今後の課題として、「調整」担当者の寛容性を養うためのスーパービジョンや教育・研修のあり方の議論、他領域への応用可能性の検討、などを挙げた。

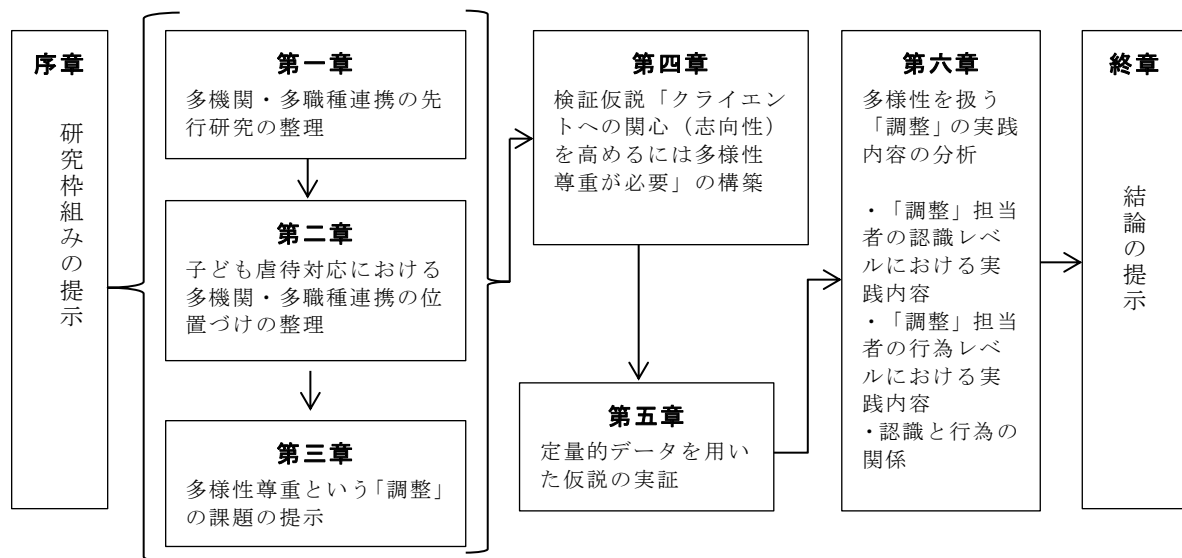


図 3 論文構成

# 第一章 先行研究にみる多機関・多職種連携

## 第一節 連携の概念的特徴

### 1) 連携の語義

子ども虐待対応についての検証に入る前に、多機関・多職種連携に関する確認作業を行いたい。まずは、連携の語義について確認する。連携を構成する「連」という文字には、「①つらなる。つらねる。②ひきつづく。くりかえす。③ひきつれる。つれ。なかま。」(広辞苑第6版付録)という意味がある。その基本的な意味は、「二つ以上のものが続く」こと、また「二つ以上のものをつなげる」ことを指す場合もある(円満字 2012 : 643-644)。転じて、「二つ以上のものが同列に並ぶ」、さらに「二つ以上のものの集まり」を表すとされる(円満字 2012 : 644)。「携」には「①手をつなぐ。②手に持つ。身につける。」(広辞苑第6版付録)という意味があり、①の意味が転じて「協力する」ことをも表す(円満字 2012 : 148)ようになったとされる。この二つの文字から構成される名詞「連携」は、「スル」という言葉を付して使用するサ変動詞の語幹であり、辞書には「同じ目的を持つ者が互いに連絡を取り、協力をしあって物事行うこと」(広辞苑第6版)と記載されている。「連絡を取り合う」、「協力」という表現からも分かるように複数の人間が介在することが連携の前提である。そのため、個人の「連携する」という行為に加えて、その行為が複数の人間によって実行された状態像をも含むことになる(実方 2014a)。

研究領域における連携の定義を概観すると、前田(1990 : 13)は、連携とは「異なる分野が一つの目的に向かって一緒に仕事をする」と定義した。その上で、連携の発展段階としては、まずは別個の組織が随時情報交換を行い、〈点〉へと展開される「連絡」段階があり、異なる組織が定期的に業務提携を行く〈線〉で結ばれる「連携」段階、それが発展すると別個の組織が統合化され、恒常的なつながりを持ち、〈面〉としてシステム化されるという「統合」段階となるとしている(前田 1990 : 13)。この前田(1990)の定義については、他職種・他機関での共同作業では必ずしも定期的なものに留まるとは限らず、実践現場では「連絡」と「連携」とは一連であり、「連携」の一要素として「連絡」が含まれるためにこの区別には意味がないのではないかと、との疑問を呈する論者もいる(久保 2000 ; 山中 2003)。これを踏まえ、久保(2000)は保健・医療・福祉の連携について、保健・医療・福祉の各専門職ないしは各機関がある共通の目標に向けて互いに協力しながら業務を遂行することと定義した。

山中(2003 : 4)によれば、連携の目的にはメンバー間で共有されているという特徴があり、単独援助者の限界性の認識を前提とするとともに、今までの援助よりさらに多様で総合的な援助の実現を目指しているといわれる。先行研究を整理すると、連携に関する記述内容は、「行為・活動のプロセス」と「関係性」という概念に大別されることが分かった(山中 2003)。また、松岡(2000 : 41)は、複数の論者の多職種間で行われる連携の定義の共通項として「2人以上の異なった職種で構成されていること、共通の目的、目標をもって共に働くプロセスであることなど」を挙げている。同様に、栄(2010 : 54)も先行研究を整理し、連携概念の構成要素として「①同一目的の一致、②複数の主体と役割、③役割と資金の相互確認、④情報の共有、⑤連続的な協力関係過程」といった要素を抽出し

た。その上で、「連携には、利用者のニーズの解決、ニーズを充足する複数の人および機関、及びそれらの主体的な協力関係と役割分担を行い、情報の共有化を図りながら展開していく過程が不可欠である」（栄 2010：54-55）と述べている。

また、松岡（2000：22）の定義では、「主体性を持った多様な専門職間にネットワークが存在し、相互作用性、資源交換性を期待して、専門職が共通の目標達成を目指して展開するプロセスである」とされる。この松岡（2000）の定義にもみられるように、連携の構成メンバーは個々に自律していることが前提であり、「一緒に物事をする」という行為は構成メンバーの同質化を目指すものではない。それゆえに、同質化を目指す「調整」もまた、多機関・多職種連携には必要とされてはいないといえることができる。

## 2) 連携概念の曖昧さ

他方、連携概念の実体化や共有化の困難性が、複数の論者によって指摘されている。松岡（2000）は、連携は絶え間なく変化し、その時々によって異なると述べ、その概念を固定化することの困難性を指摘していた。川島（2005）は、連携の進捗が停滞する理由の一つとして、連携概念自体が曖昧であり、具体的な目標を共有できていない点を挙げている。「連携を強化する」という理念は理解できても、いざそれを実践するとなると具体的な目指すべき姿を設定することが難しい（川島 2005）。子ども虐待対応においても、小林ら（2007：120）が、連携・ネットワークという言葉は使い易いものの、連携の定義は使う人間によって多義性を持ち、なかなか共有されていない気がする、と指摘した。

私たちは多様な範疇に区分することで世界を秩序づけ、世界の中での自らの位置を定めているが、この範疇を心的に特徴づけるものが概念（concept）である（児玉 2009）。複数の事物や事象から共通の特徴を取り出し、それらを包括的にとらえる思考の単位であり、一般に内包（意味内容）と外延（適用範囲）をもち、イメージよりも言語との結びつきが強い特徴がある（廣松ら 1998：209）。人間の認識は、外的な事物や現象を認識主体であるその人の内部に既にある「枠組み」（≒準拠枠）と合致させ、合致したときにその人にとって「意味」をもち、その結果、意識に刻印されるといった過程を経る（浅井 2011）。浅井（2011）は、人間は五感を通じて得られた情報の取捨選択を行っているのだが、そうしないと印象の洪水に溺れてしまうのと同時に、これが人間という主観性を持つ限られた存在が世界と向き合い、対処する最も効率的な方法だと指摘した。私たちが印象の洪水に溺れてしまうほど、世界は可能性にあふれている。

このことは連携にも当てはめることができる。例えば、A と B という人々が、「連携」していたとする。A にとっての「連携」は、“お互いに同じ情報を知っていること” だとしたら、「連携」に必要な作業は、“電話をする” だけで十分かもしれないし、新しい情報が入ったら連絡すればよいと考えるかもしれない。一方、B にとっての「連携」が“お互いにできないことを補うこと” であったとしたら、相手のできないことが何かを知りたいと思うかもしれない。または、自分にできないことも知ってもらいたいと思うだろう。お互いのやり方を調整する必要があるかもしれないのであれば、電話での連絡だけでなく、カンファレンス開催が必要だと考えることもある。にもかかわらず、新しい情報がないという

理由でAが連絡せず、カンファレンス開催に消極的だとしたら、BはAに対して“連携してくれない”と思うかもしれない。しかし、Aの連携像が必ずしも間違っているとはいえないだろう。

上記の例え話には、そもそも人間の認識は個別性に富み、複数の人々の間で常に一致するとは限らないという前提がある。状況によって、求められる連携行動も異なる。電話連絡だけで済む場面もあれば、カンファレンスの開催が必要な場合もある。当該状況をどのように認識するのか、という個人差も蓄積されることを想定しなければならない。こうした認識の個人差の蓄積により、実際の行動にズレが生じることは、ある意味、自然といえる。多機関がかかわりを持ち、虐待事例に対応しているとき、児童相談所や市区町村が動いてくれない、対応してくれない、という不満が主に通告した施設や実際に密にかかわりを持つ機関から出されることがある（松田 2008：271）。やる気がない、逃げ腰であるという風に見られがちであるが、実際には、双方の「思い」にずれがあることが多く、危機感が伝わっていない、何をしてほしいのかが理解されていない、現在かかわりをもっている機関の対応がよいのでほかの対応がイメージできない、などといった場合がある（松田 2008：271-272）。つまり、連携相手の行動や考えに疑問が生じている時、連携相手は連携したくないのではなく、「連携する」という概念の意味が異なっている可能性を想起しなければならないと考えられる。

こうした連携概念の動態性・多義性について、実方（2013）は定量的データを用いて検証した。回答者に自ら担当した事例を一つ想定して頂く事例想定法を用い、先行研究レビューや予備調査などにより選定した連携に関する記述内容を変数化し、因子分析を行った。その結果、連携概念を構成する3つの潜在概念（「メンバー間で行う作業」、「メンバーの関係性」、「対象への焦点化」）を抽出した（実方 2013；2014a）。これらの潜在概念を得点化し、任意で設定した他の変数（クライアントに対する認知、自身が担当する役割、バーンアウト傾向、等）との相関分析を行った結果、連携を構成する潜在概念は任意で設定された変数と相関関係を示し、その相関関係のあらわれ方が所属機関により異なることが分かっている（実方 2013）。つまり、連携を認識する際には、クライアントの置かれた状況や自身が担う役割、精神状況の影響を受ける可能性があり、そうした影響の受け方が所属機関によって異なる可能性があった。また、概念の部分（潜在概念）に対しての影響であるために、その変化自体が認識しにくいとも考えられる。

連携という言葉は昨今では耳慣れたものとなった。それだけに、お互いに連携という言葉の意味を“分かったつもり”になってしまうことも起こり得る。概念はその曖昧さも含めて、人間らしい活動（≒認識）により創出される。ソーシャルワーク的な観点から言えば、人間らしさを排除することはその行動原理に反する。そうであるのならば、いかにして認識の曖昧さという人間性を包摂するかは、ソーシャルワーク上の課題とみるべきだろう。尾崎（1997：17）は、対人援助の専門性とは援助という仕事が本来持つ曖昧さ・無力感を不健康に否認しない姿勢から生まれると述べていた。「調整」とソーシャルワークの整合性を見極める上では、こうした曖昧さを否認しない観点が必要になると考えられる。

### 3) 関連する概念について

「①同一目的の一致、②複数の主体と役割、③役割と資金の相互確認、④情報の共有、

⑤連続的な協力関係過程」(栄 2010 : 54) といった特徴を持つ概念は、連携以外にも複数ある。英語圏においても、“collaborative practice”、“Working together”、“Inter-professional working”、“Inter-disciplinary working”、“Working in partnership”、“Multi-agency working”、“Multi-professional working”など 11 種ほどあるといわれる(Whittington2003)。日本における代表例としては、ネットワーク(network)、協働、チーム・チームワーク(team/team work)、等が挙げられるだろう。

network は、オクスフォード現代英英辞典(Oxford advanced learner’s dictionary)では「①道や、線、管、神経根、などが互いに交差し、つながっている、複雑なシステム、②情報を交換し合う人々や企業などの近しい関係にある集団、③設備や情報を共有するために一緒につながっているコンピューターやデバイス群、④違う場所にいながらつながっており、同じ時に同じプログラムを放送するラジオやテレビ局の集団」と説明されている。ネットワーク概念を提唱したことで知られる Lipnack,J. & Stamps,J.夫妻は「われわれを結びつけ、活動・希望・理想の分かち合いを可能にするリンク」(Lipnack et al.=1984 : 23) と定義し、ネットワーキング(networking)を「他人とのつながりを形成するプロセス」とした。日本にネットワーク概念を広めた一人でもある金子(1986 : 7-8)は、「複数の『モノ』がある程度持続性のある何らかの関係を基礎にある種のまとまりを形成しているもの」と定義している。

社会福祉領域では、山手(1996 : 45)は「ネットワーキングは官僚制組織・専門分化などによるセクショナリズム、その結果としての人間の疎外・分断化に対する批判とそれらを克服して人間の主体性と連帯を回復しようとする参加民主主義・ヒューマニズムの思想に基づいている」と述べている。また小坂田(2004 : 26)は、「要援護者に関係のある専門職、機関、団体、知人、近隣の人々、ボランティア、家族など、複数の『モノ』が、ある程度持続性のある何らかの関係を基礎にして、ある種のまとまりを形成し、相互に連携している援助の網目」と定義した。山野(2009 : 65)は、こうした先行研究を整理し、ネットワークの定義には「①相互作用性、②資源交換性、③成員の多様性、④成員の主体性、⑤成員の対等性、を豊富に持つ状態」が含まれていると整理した。

協働は、「協力して働くこと」(広辞苑第 6 版)という意味を持つ。協働の定義の代表例としては、「2つかそれ以上の専門職におけるコミュニケーションや計画、行動を含むやり取りの協力的な(cooperative)プロセス」(Germain1984 : 199)などが挙げられるだろう。また、福山(2009 : 281)は「協働体制とは、ソーシャルワーク実践現場で、施設・機関内および外で、部門・専門職・機関間で複数の専門職がチームを形成し、利用者本人や家族と共に、援助・支援という特定の目的に向かい、方針を計画する作業を参画し、それぞれの責任、役割、機能を果たし、設定したそれぞれの目標を達成するためのチームとしてのアウトカムを生むプロセスである」と定義している。

team は、オクスフォード現代英英辞典第 9 版(*Oxford Advanced Learner’s Dictionary 9th Edition*)には「①特定の試合やスポーツをほかのグループと競う人々の集団、②特定の仕事を一緒にこなす人々の集団、③カート等を引くために一緒に用いられる二匹以上の動物」と説明されている。菊池(1999)は、先行研究からチーム概念の共通項として「共

通の／共有された目標」、「メンバーの相互依存的な協働」の 2 つを見出し、この 2 つの要件を満たしていない場合、集団であってもチームとは言えないと述べている。その上で、「対人援助サービスを行う多職種チームとは、分野の異なる専門職が、クライアント及びその家族などの持つニーズを明確にした上で共有し、そのニーズを充足するためにそれぞれの専門職に割り当てられた役割を、他の専門職と協働・連携しながら果たしていく少人数の集団」（菊池 1999：279）と定義した。必ずしも同一機関内の集団を指すわけではなく、異なる組織のメンバーから構成されることもある（菊池 2004）。例えば、アメリカでは、子ども虐待対応を行うための多機関・多職種からなる対応集団を構築することが各州法により定められているが、この集団は一般に **Multi-Disciplinary Team (MDT)** と呼ばれている。

これらの概念の使用には定義者の何らかの意図があると考えられる。一方で、主概念として「ネットワーク」を語る中に「連携」は表れ、「協働」を語る中に「チーム」が表れ、「チーム」が語られる中に「協働・連携」は表れている。ある語の説明を、他の語を用いずに行うことが不可能だとしても、それぞれの概念の近似性や互換性の表象とみることもできるだろう。例えば、山本美（2009：70）は、国が推進している連携とは、多職種間のネットワークングのことと解釈されると述べている。また、松岡（2000）は連携とは英語の“collaboration”であるといい、現在では「協働」と訳されることの多いその語のルーツは“work together”（共に働く）という意味であると解説している。そして、本来は協働と訳するのが相応しいが、まだ概念として定着していないゆえに連携を用いると述べていた（松岡 2000）。山下（2008：204）は、協働の言葉が地域福祉推進の場において頻繁に使われるようになったのは 1990 年代の最初だったと記憶していると述べている。専門誌『ソーシャルワーク研究』にて「ソーシャルワークにおける連携と協働の技法」という特集が組まれた際、その巻頭言にて山崎（2009：1）は、協働と連携とを切り分けて協働という用語を用いることに躊躇がなかったわけではないと述べた。その理由として 2000 年初頭の保育所指針改定に携わった際、保育所と家庭・地域との関係について、連携よりも一歩踏み込んで協働としたほうが明確になるのではないかと発言したが、当時はまだ協働という概念が分かりにくいということで見送りになったと述懐した（山崎 2009）。しかしながら 2000 年代後半に入ると行政資料などにも度々、協働が登場するようになったことを「時代の要請として踏まえ」（山崎 2009：1）、連携と協働を切り分けるに至ったという。

それぞれの語の原義にみられる、①集団であること、②何らかの相互依存関係にあること、といった特徴は共通している。語は常に更新され、原義に付加価値が乗せられるものだが、新しい概念を登場させることで、何らかの壁を乗り越えようとしてきたと読むこともできるだろう。たとえば、それは耳慣れてしまった連携という言葉にはない“新鮮味”であるのかもしれない。子ども虐待対応に限らず、多機関・多職種連携の問題点は、少なからず指摘されてきた。そうした背景から「一歩踏み込んだ」（山崎 2009：1）、新しい概念が求められてきたといえる。一方で、批判の中心にある本質的な課題は、別の語に置き換えれば乗り越えることができるわけでもない。本質的に概念それ自体が曖昧さを帯びており、実体化や具体化には困難を伴うと考えられるからである。そうであるとすれば、連携強化を繰り返し唱え、あるいは他の言葉に置き換えたとしても、複数の人々の「一緒に援助するシステム」のとらえ方の違いを乗り越えることができるとは考えにくい。異なる概念を提示したとしても、結局は、行動や状態像はさまざまに解釈が可能である。課題と

なるのは、皆が同じように援助システムを捉えることではなく、自身と連携相手が描いた概念像の違いを考慮に入れて、行動することだろう。本研究では連携概念を用いているが、他の概念を否定する意図はない。ゆえに、先行研究などにおいてネットワーク、協働、チーム、といった関連概念を参照する場合はこの限りではない。

## 第二節 多機関・多職種連携の研究動向

### 1) 科学研究費補助金事業を題材にした検証

上記までで整理した通り、昨今では、連携は耳慣れた言葉となってきた。山中（2015）は、社会福祉のさまざまな領域で、社会福祉だけでなく他領域・他職種の専門職者と連携・協働して支援することがスタンダードとなってきたと述べた。村田（2011）は、医師、看護師、介護支援専門員、介護福祉士、作業療法士、社会福祉士、理学療法士、臨床心理士、の倫理綱領を精査し、そのすべてにおいて他の職種との連携・協働に関する記述がみられ、業務遂行にあたり日常的な行動規範として求められる態度であると示した。

そこで、社会福祉領域内外における多機関・多職種連携に関する研究動向について簡単に整理し、社会福祉領域とそれ以外の領域に見られる特徴を確認する。その際、科学研究費補助金事業（以下、科研費）のデータベースを活用し、先行研究について整理していきたい。科研費は人文学、社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とする「競争的研究資金」であり、ピアレビューによる審査を経て、独創的・先駆的な研究に対する助成を行うものとされる<sup>注1</sup>。1939年に制度が開始、当初は自然科学領域に限定されていたが1943年に人文・社会学系の研究も対象とされるようになった。2016年度の予算額は2,273億円となっており、現在、科研費は政府全体の競争的資金の5割以上を占める我が国最大規模の競争的資金制度となっている（日本学術振興会パンフレット）。

競争的研究資金を活用した研究のみに学術的価値があるわけではない。しかしながら、玉石混濁の中から「研究」と呼ぶに足る水準の研究成果を抽出するにあたり、本研究では一定の審査を経た研究課題を取り上げるために科研費に注目した。その科研費の研究成果は、広く国民に公開するために、国立情報学研究所の「科学研究費助成事業データベース（KAKEN）」（URL: <https://kaken.nii.ac.jp/>）にて開示されている。このデータベースには、1965年以降の採択課題の情報（研究代表者所属・職・氏名、研究課題名、配分額等）などが登録されており、研究種目名、研究者名、専門分野名など、様々な項目により、情報検索を行うことができるようになっている（日本学術振興会パンフレット）。このデータベースを活用し、これまでの多機関・多職種連携に関する研究動向を検証する。

分析方法としては、科研費に採択された研究課題の課題名をテキストマイニングし、多機関・多職種連携に関する研究において主たるテーマとして扱われた内容を検証した。分析対象は、KAKENデータベースに登録されている2015年度までに新規採択された課題である。先述の通り、連携以外にも同様の意味を持つ概念は存在する。そのため、データベースを検索する際には、「連携」の他、「ネットワーク」、「チーム」、「協働」などの関連概念も投入し、検索対象を課題名のみならず、登録されている抄録や研究報告書にまで広げた。その結果、22,729件の研究課題を抽出した。その上で「対人援助領域において一定の責任を負う、複数の専門職による援助（システム）」に関する内容を課題名に含む研究課題のみを絞り込み、結果、637件を抽出した。この637件の課題名をテキストマイニングの



手法で分析した。テキストマイニングのために用いる分析ソフトは IBM SPSS Text Analytics for Survey である。倫理的配慮として、個人情報保護、および差別的表現の排除、著作権保護、等の人権尊重の精神を遵守した。KAKEN データベースの利用規定、および一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理指針、立教大学コミュニティ福祉学部・研究科倫理指針に則り、検証した。

## 2) 採択課題の傾向

KAKEN データベースの登録データは 1965 年度からとなっているが、多機関・多職種連携に関わる研究課題としては 1970 年度から抽出された（課題名「新入生の指導の在り方=外国語教科指導上における中学校・高等学校の連携=」）。連携に関する採択課題数の年次推移は図 3 の通りである。公開されている科研費の新規採択課題数としては、1990 年は 13,200 件、1995 年は 19,800 件、2011 年には 26,200 件、2015 年には 27,091 件と推移している。そうした全体の採択課題数からみれば、多機関・多職種連携は多数を占める研究対象でない。一方で、1990 年代前半までは年に数件程度であった採択課題数が、2000 年以降、二桁台にまで増加している（図 4）。

研究分野別にみると、多機関・多職種連携を扱う機会が多くなっているのが、看護学の分野であった(41.6%)。次いで、教育学(26.4%)、社会福祉学(15.5%)、医歯薬学(12.9%)、と続く（図 5 および表 6）。図 6 に分野別の採択課題数の年次推移を示す。1980 年代半ばまでは教育学領域でのみ採択されていたが(1 件程度)、1990 年代に入ると他領域でも徐々に採択されている。各領域ともに 2000 年代から相対的に増えているが、最も増加傾向がみられたのが、看護学領域であった。採択課題 1 件当たりの研究費の総配分額（間接経費含む）の平均については、年度ごとにばらつきがある（図 7）。研究計画年数も一定ではないため、この数字はあくまでも参考値ではあるが、2015 年までに 29 億円ほど公費が投入された。

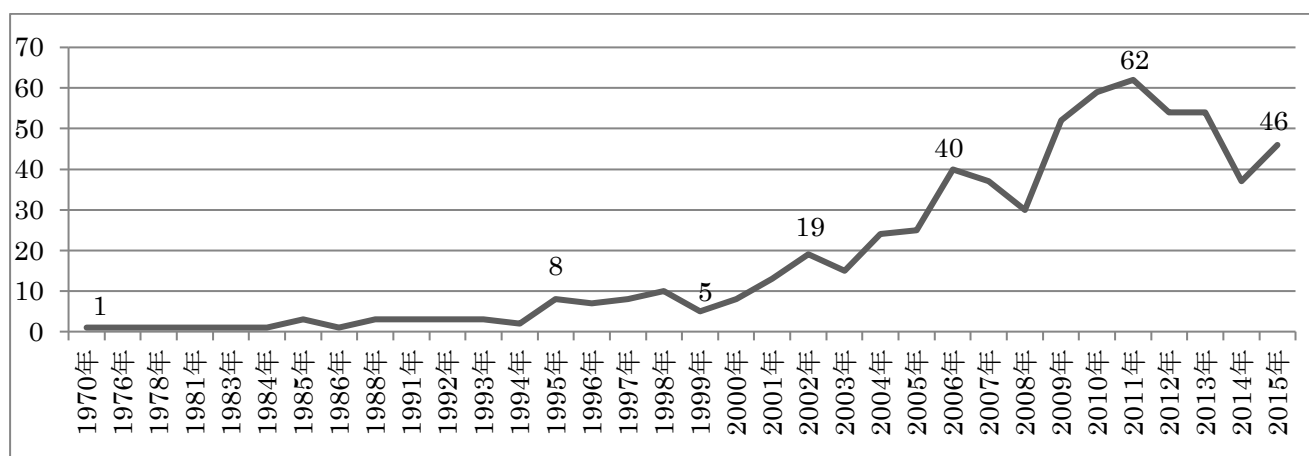


図 4 採択課題数の年次推移

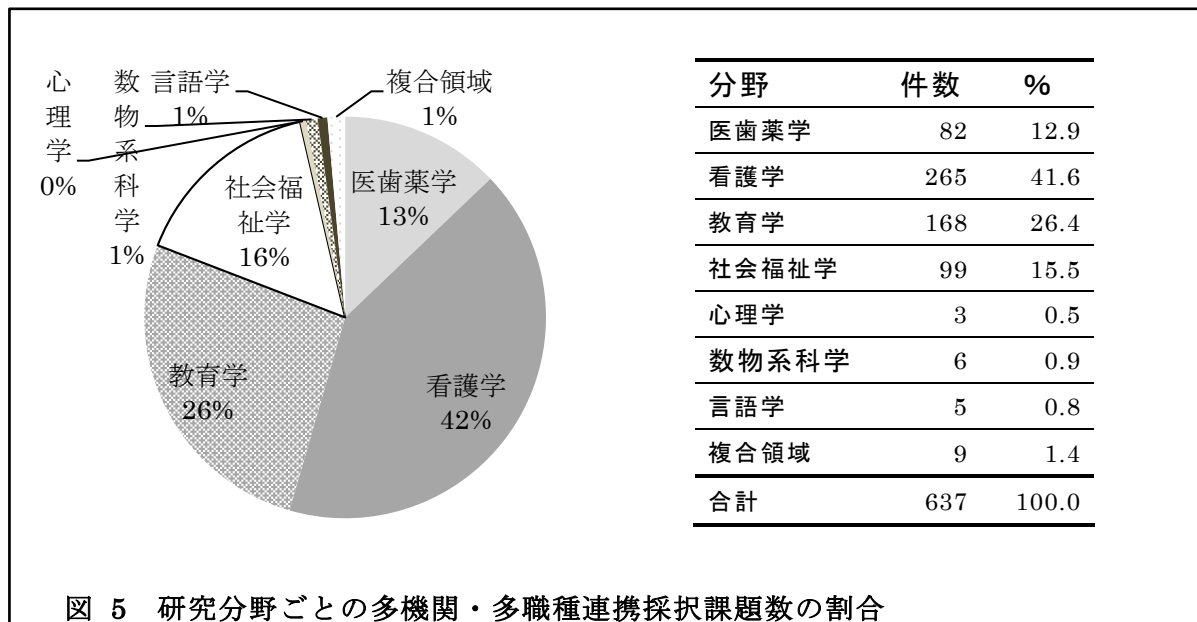


表 6 研究分野ごとの隔年の採択課題数

	医歯薬学	看護学	教育学	社会福祉学
1970年	0	0	1	0
1971年	0	0	1	0
1972年	0	0	1	0
1973年	0	0	1	0
1974年	0	0	1	0
1975年	0	0	1	0
1976年	0	0	0	0
1977年	0	0	1	0
1978年	0	0	0	0
1979年	0	0	1	0
1980年	0	0	1	0
1981年	0	0	1	0
1982年	0	0	1	0
1983年	0	0	1	0
1984年	0	0	1	0
1985年	0	0	3	0
1986年	1	0	0	0
1987年	0	0	1	0
1988年	1	1	0	0
1989年	0	0	1	0
1990年	0	0	1	0
1991年	2	1	0	0
1992年	1	0	0	2
1993年	0	0	1	1
1994年	1	1	0	0
1995年	1	4	0	1
1996年	0	1	1	5
1997年	0	2	2	2
1998年	1	2	5	0
1999年	0	0	3	2
2000年	2	3	3	0
2001年	2	7	3	0
2002年	5	7	3	3
2003年	2	4	8	0
2004年	1	10	8	5
2005年	0	13	9	2
2006年	2	9	14	13
2007年	2	17	13	5
2008年	3	16	5	6
2009年	6	22	12	8
2010年	8	26	14	10
2011年	12	26	14	9
2012年	12	26	10	6
2013年	5	26	10	13
2014年	6	17	10	3
2015年	6	24	13	3
合計	82	265	168	99

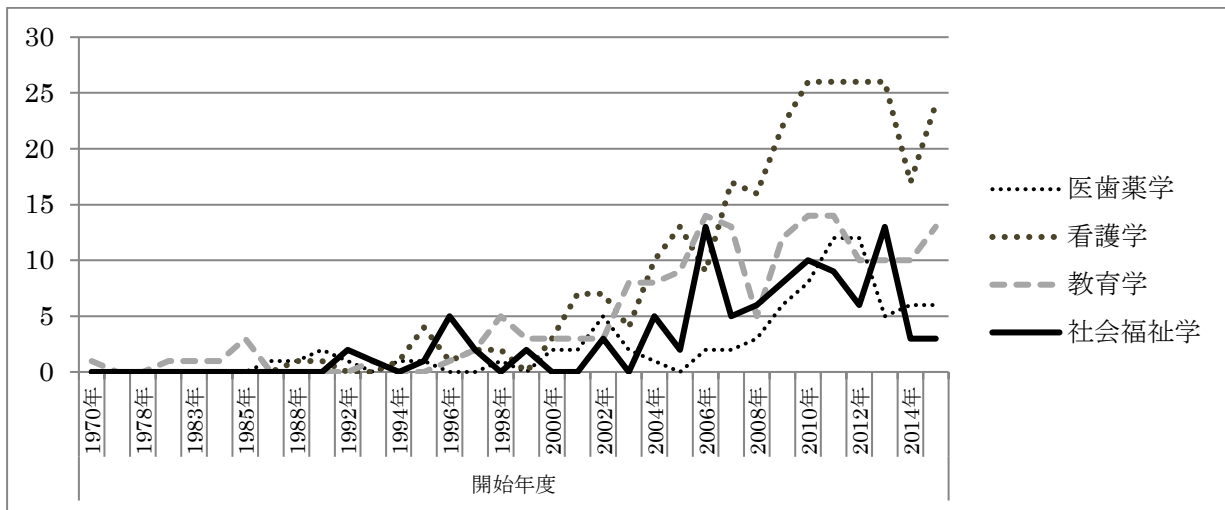


図 6 研究分野ごとの採択課題数の年次推移

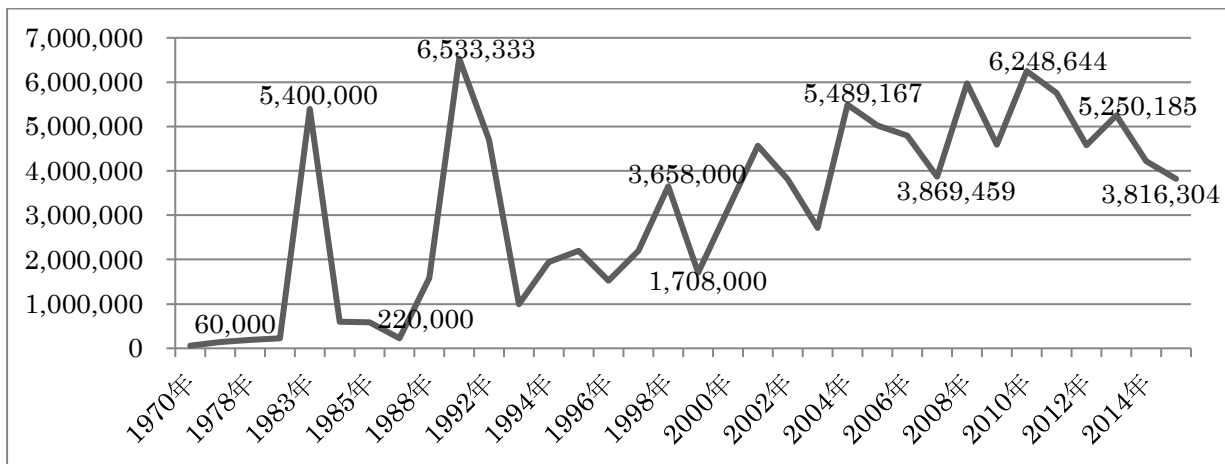


図 7 総配分額の平均

### 3) 形態素分析および頻度分析の結果

次に、形態素分析の結果を示す。テキストマイニングでは、分析対象となる文章を単語ごとにばらばらに分割する必要があるのだが、これを形態素分析という（荒井 2015）。この形態素分析をさらに進め、出現頻度を明らかにする手法が頻度分析である。なお、領域ごとの特徴については次節以降で整理するため、ここでは全体の分析結果のみを示す。上位 99 位までの結果は、表 7 の通りである。

出現率（表 7 の「%」の列）をみると、最も多いのは「連携」だが、それに次いで「構築・開発」というコンセプトが全体の 53.2%において課題名に使用されていた（表 7）。「構築・開発」は、1990 年代以降から出現頻度が増え（表 8）、採択課題数の増加とも連動していた（図 8）。なお、本研究が扱う領域に関していえば、「子ども」（9.6%）、「虐待・権利侵害」（4.2%）、「マネジメント・調整」（4.1%）、「福祉・ソーシャルワーク」（2.8%）、となっている（表 7）

表 7 抽出されたコンセプト (上位 99 位)

％は出現率

順位	抽出されたコンセプト	頻度	％	順位	抽出されたコンセプト	頻度	％
1	連携	386	60.6	52	学習	31	4.9
2	構築・開発	339	53.2	52	役割・機能	31	4.9
3	システム・体制	171	26.8	54	視点・焦点	30	4.7
4	その他医療関連	162	25.4	55	あり方	29	4.6
5	志向・目的	139	21.8	55	予防	29	4.6
6	教育	131	20.6	55	情報	29	4.6
7	ケア	98	15.4	55	学校(教育機関)	29	4.6
8	カリキュラム・プログラム	92	14.4	55	終末期・緩和ケア	28	4.4
9	組織(施設・機関)	89	14.0	55	国際・各国	28	4.4
10	教科・教育課程・授業	78	12.2	55	地域	28	4.4
11	小学校	76	11.9	62	生活	27	4.2
12	在宅	73	11.5	62	虐待・権利侵害	27	4.2
13	傷病	72	11.3	64	介護	26	4.1
14	家族・家庭・親	69	10.8	64	マネジメント・調整	26	4.1
15	推進・促進・強化	68	10.7	66	指導	23	3.6
16	その他職種	63	9.9	67	リスク・困難	22	3.5
16	実践・臨床	63	9.9	67	生徒・学生	22	3.5
18	子ども	61	9.6	67	調査	22	3.5
18	包括・総合・統合	61	9.6	70	対策・政策	21	3.3
20	中学校	60	9.4	70	持続・継続	21	3.3
21	ネットワーク	59	9.3	72	サービス・事業	20	3.1
21	協働・協同	59	9.3	73	福祉・ソーシャルワーク	18	2.8
23	モデル	58	9.1	74	課題	16	2.5
24	評価	57	8.9	74	比較	16	2.5
25	看護師・助産師など	54	8.5	74	中心	16	2.5
25	高齢者	54	8.5	74	女性・妊産婦	16	2.5
27	患者	53	8.3	78	福祉職	15	2.4
28	効果	51	8.0	78	災害	15	2.4
29	検証・分析	50	7.8	80	退院	14	2.2
29	障害	50	7.8	80	実態	14	2.2
31	専門・専門職	46	7.2	82	移行	13	2.0
32	支援・相談	45	7.1	82	保健師	13	2.0
32	間	45	7.1	82	要因	13	2.0
34	看護	43	6.8	82	ニーズ	13	2.0
35	高校	42	6.6	86	提供・供給	12	1.9
36	利用・活用・受益	40	6.3	86	プロセス	12	1.9
36	実証	40	6.3	86	特別支援学級／学校	12	1.9
36	保健・健康	40	6.3	86	改善・解消	12	1.9
39	チーム	39	6.1	86	活動	12	1.9
40	方法・技術	38	6.0	91	メディア・端末	11	1.7
40	保育園・幼稚園	38	6.0	91	共有・共通	11	1.7
42	指標・基準	36	5.7	91	社会	11	1.7
42	コミュニケーション・関係	36	5.7	94	精神科医療	10	1.6
44	教員・教育関連スタッフ	35	5.5	94	医師	10	1.6
44	基盤・基礎	35	5.5	96	資源・人材	9	1.4
46	大学	34	5.3	96	認識	9	1.4
47	育成・トレーニング	34	5.3	96	経営・経済	9	1.4
48	能力	33	5.2	99	その他コメディカル	8	1.3
49	特性・質	32	5.0	99	合意形成場面	8	1.3
49	ツール(教材・尺度・等)	32	5.0	99	意識	8	1.3
49	アプローチ・介入	32	5.0	99	リハビリ	8	1.3

表 8 年代ごとの出現コンセプトの比較

%は出現率

【1970～1989】			
順位	コンセプト	件数	%
1	連携	10	76.9
2	教科・教育課程・授業	8	61.5
3	中学校	6	46.2
3	教育	6	46.2
3	高校	6	46.2
6	志向・目的	4	30.8
6	構築・開発	4	30.8
6	システム	4	30.8
9	地域	3	23.1
10	社会	2	15.4
10	指導	2	15.4
10	包括・総合・統合	2	15.4
10	調査	2	15.4
10	小学校	2	15.4
10	子ども	2	15.4
10	保育園・幼稚園	2	15.4
10	家族・家庭・親	2	15.4
10	あり方	2	15.4
10	ケア	2	15.4
10	リスク・困難	2	15.4

【1990～1999】			
順位	コンセプト	件数	%
1	連携	22	44.9
2	構築・開発	15	30.6
3	システム	12	24.5
3	その他医療関連	12	24.5
3	ネットワーク	12	24.5
6	在宅	10	20.4
6	支援・相談	10	20.4
8	組織(施設・機関)	9	18.4
9	障害	8	16.3
9	学校(教育機関)	8	16.3
10	実践・臨床	7	14.3
10	保健・健康	7	14.3
10	ケア	7	14.3
13	教育	6	12.2
13	包括・総合・統合	6	12.2
13	教員・教育関連スタッフ	6	12.2
16	検証・分析	5	10.2
16	高齢者	5	10.2
16	地域	5	10.2
16	実証	5	10.2
16	実態	5	10.2
16	情報	5	10.2

【2000～2009】			
順位	コンセプト	件数	%
1	構築・開発	168	52.2
2	連携	167	51.9
3	システム	95	29.5
4	地域	88	27.3
5	その他医療関連	81	25.2
6	志向・目的	70	21.7
7	教育	60	18.6
8	ケア	57	17.7
9	カリキュラム・プログラム	48	14.9
10	組織(施設・機関)	46	14.3
11	在宅	44	13.7
11	教科・教育課程・授業	44	13.7
13	家族・家庭・親	43	13.4
14	小学校	40	12.4
15	子ども	37	11.5
16	傷病	36	11.2
17	包括・総合・統合	34	10.6
18	中学校	33	10.2
19	ネットワーク	32	9.9
20	高齢者	30	9.3

【2010～2015】			
順位	コンセプト	件数	%
1	連携	187	73.9
2	構築・開発	152	60.1
3	その他医療関連	68	26.9
4	地域	67	26.5
5	志向・目的	62	24.5
6	システム	60	23.7
7	教育	59	23.3
8	カリキュラム・プログラム	42	16.6
9	その他職種	41	16.2
10	推進・促進・強化	34	13.4
11	専門・専門職	33	13.0
11	モデル	33	13.0
11	組織(施設・機関)	33	13.0
14	ケア	32	12.6
14	傷病	32	12.6
16	小学校	31	12.3
16	検証・分析	31	12.3
18	協働・協同	29	11.5
19	効果	28	11.1
19	看護師・助産師など	28	11.1
19	評価	28	11.1
19	実践・臨床	28	11.1

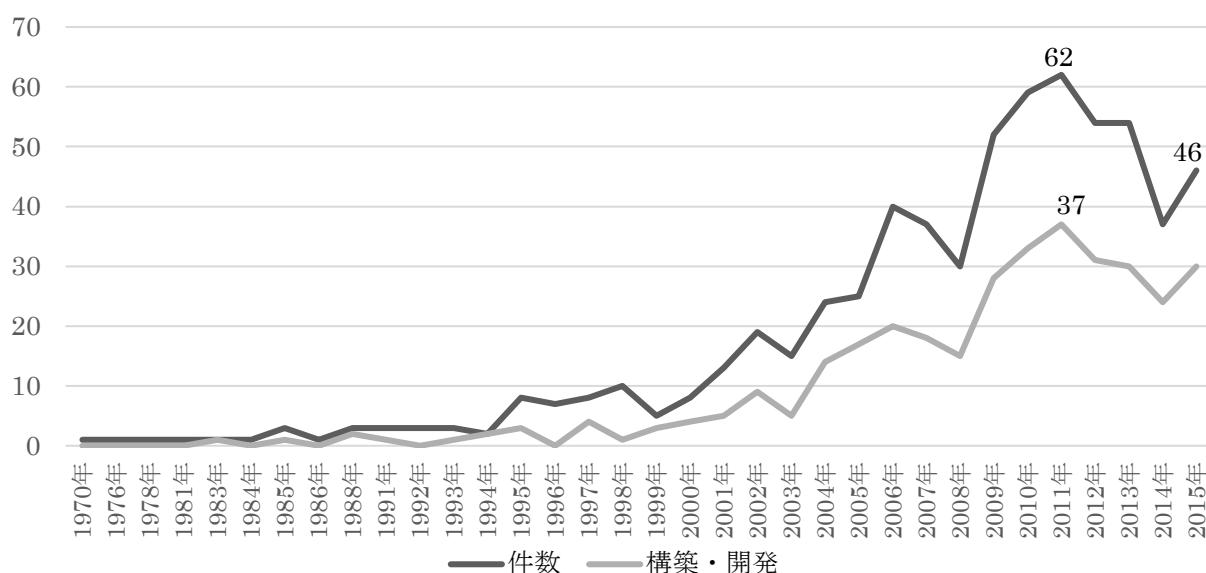


図 8 採択課題数と「構築・開発」の出現数の年次推移比較

注) 日本学術振興会科学研究費補助金事業ホームページ

(URL : <https://www.jsps.go.jp/index.html> 2017/3/1)

### 第三節 他領域の先行研究の特徴

#### 1) 看護学領域

次に、領域ごとにみた形態素分析、頻度分析、および共起分析の結果を整理する。なお、共起分析とは、ある単語と一緒に出現する単語の関係を把握するうえで有効と言われる手法である（荒井 2015）。まずは、看護学領域の分析結果を検証する。

今回の分析では、2007年以降、看護学領域は最も多く、連携に関連する研究課題が採択されていた。また、他分野においても出現頻度の高い「構築・開発」だが、看護学領域は唯一、「連携」よりも使用頻度が高い（表 9）。各領域の「構築・開発」の出現の有無を比較したクロス集計結果を表 10 に示す。看護学領域では「構築・開発」を使用する課題数が、使用していない課題数の倍以上であった（表 10）。共起分析の結果を図 9 に示すが、「構築・開発」は他のコンセプトとの共起関係も強い。さらに「構築・開発」とともに用いられていたコンセプトを表 11 で詳しく見ると、「連携」以外には、「支援・相談」、「システム」、「地域」、「医療関連」、であった。医療という視点のみならず、「支援・相談」やシステムを視野に「地域」という関心の焦点をも有すると考えられた。具体例としては、1995年度開始「保健所保健・福祉サービス調整推進会議を通じた地域ケア体制づくり」（研究代表者：大川眞智子）、1996年度開始「長期療養児と家族に対する地域支援ネットワークのための看護コーディネーターの検討」（研究代表者：及川郁子）、2002年度開始「在宅ターミナルケアに関する地域ネットワークシステムモデルの開発」（研究代表者：鈴木志津枝）、2008年度開始「地域ケアにおける看護連携ガイドラインの作成-外来と在宅ケア機関に焦点を当てて-」（研究代表者：永田智子）などが挙げられる。

この背景として、看護学分野では、一つの関心領域としての地域看護学が登場したことも関係していると考えられた。日本地域看護学会（2014）では、地域看護の実践領域を①地域住民全体を対象としたいわゆる公衆衛生看護活動（または行政看護）、②在宅療養者や要介護高齢者とその家族も含めた在宅看護活動、③働く人々を対象とした産業看護活動、④児童・生徒を対象とした学校保健活動、と示している。また、日本地域看護学会（2014）においては、多義性も踏まえつつ、地域看護で扱う「地域」として、①生活の場としての「地域」、②環境としての「地域」（個人や家族の健康や QOL に影響を与えるものとしての見方）、③対処力としての「地域」（健康現象を変革していくための資源）、④看護の対象としての「地域」（看護職がどこに所属するかによって自治体・機関・施設等を指し、活動の対象）、の四つの概念を示した。

看護師と地域社会とのかかわりの系譜を見ると、1923年に済生会病院、1927年に聖路加国際病院で訪問看護がスタートし、本格的な実施は1983年老人保健法制定により保健所・市町村で訪問指導事業が始まり、1992年から老人訪問看護制度により訪問看護ステーションが開設された（島内1995）。その後、1997年には日本地域看護学会が設立された（日本地域看護学会2014）。地域看護学が必要とされた背景として、疾病構造が感染症から生活習慣病へと変化したことが大きく影響したといわれ、生活習慣病の予防など予防の推進とヘルスプロモーションの促進、社会格差が拡大するなかでの生活を支えるセーフティネット機能、退院支援や外来看護という形で活動拠点を医療施設におきながらの地域活動の展開、があるといわれる（日本地域看護学会2014）。保健・医療・福祉の分野では、1980年代から1990年代初頭にかけて脱施設化の動きがあり（平岡ら2011；日本地域看護学会2014）、こうした流れとも連動しながら看護学領域においても地域へ関心が向けられ、必然的に地域社会の社会資源としての他機関や他職種との連携が視野に入っていたのではないかと推察される。

表 9 看護学領域において用いられていたコンセプト（上位 30 位） %は出現率

コンセプト	頻度	%	コンセプト	頻度	%
構築・開発	178	67.2%	カリキュラム・プログラム	40	15.1%
連携	138	52.1%	その他職種	38	14.3%
支援・相談	98	37.0%	教育	35	13.2%
システム	91	34.3%	子ども	32	12.1%
地域	86	32.5%	推進・促進・強化	30	11.3%
その他医療関連	83	31.3%	高齢者	30	11.3%
志向・目的	65	24.5%	ネットワーク	28	10.6%
ケア	61	23.0%	協働・協同	28	10.6%
在宅	58	21.9%	指標・基準	24	9.1%
傷病	58	21.9%	保健・健康	24	9.1%
看護師・助産師など	53	20.0%	評価	23	8.7%
家族・家庭・親	50	18.9%	検証・分析	23	8.7%
患者	48	18.1%	効果	23	8.7%
組織（施設・機関）	44	16.6%	終末期・緩和ケア	22	8.3%
モデル	41	15.5%	専門・専門職	22	8.3%
看護	41	15.5%	実践・臨床	22	8.3%
			予防	22	8.3%

表 10 領域ごとにみる「構築・開発」の出現の有無

		構築・開発		合計
		なし	あり	
医歯薬学	度数	44	38	82
	調整済み残差	1.3	-1.3	
看護学	度数	87	178	265
	調整済み残差	-6.0	6.0	
教育学	度数	85	83	168
	調整済み残差	1.2	-1.2	
社会福祉学	度数	70	29	99
	調整済み残差	5.2	-5.2	
	合計	298	339	637

p<.05

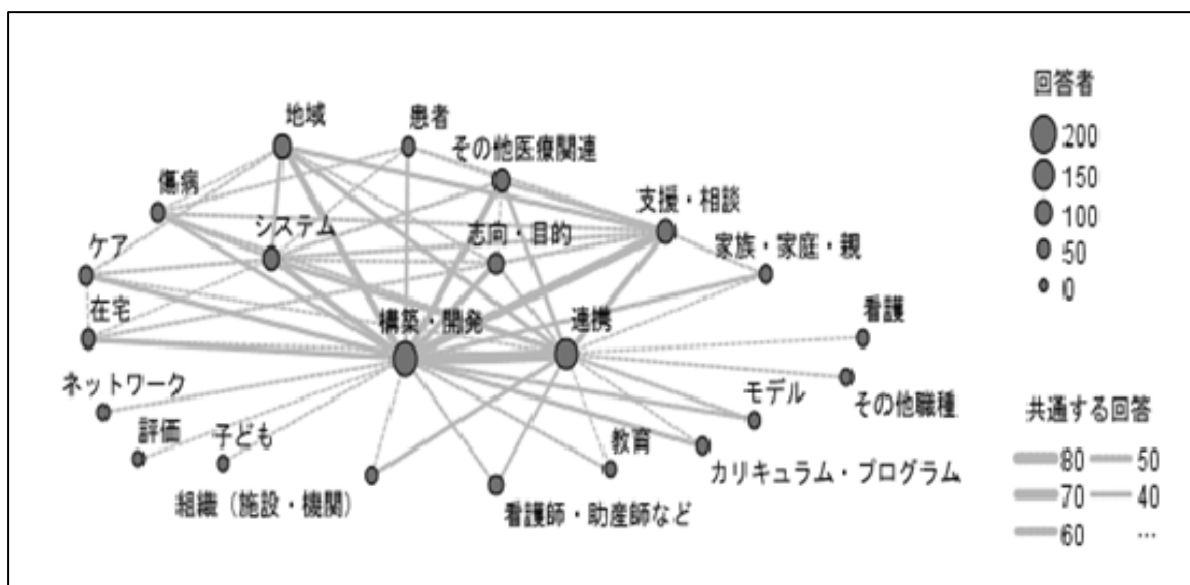


図 9 看護学領域の共起分析結果

表 11 「構築・開発」とともに出現していたコンセプト（看護学領域）

コンセプト	選択率(%)	コンセプト	選択率(%)
連携	48.88	カリキュラム・プログラム	20.22
支援・相談	40.45	モデル	20.22
システム	39.89	傷病	19.66
地域	33.71	家族・家庭・親	19.10
医療関連	32.58	看護師・助産師など	17.42
志向・目的	29.21	教育	16.85
ケア	23.03	看護	14.61
在宅	21.91	ネットワーク	14.04
患者	20.79	組織(施設・機関)	12.92



## 2) 医学・薬学・歯学領域

次に、医学・薬学・歯学領域について概観する。同じ医療を実践フィールドに持つ看護学領域と似た傾向としては、「地域」が上位に出現している点が挙げられる（表12）。近年、医療における技術水準の向上に伴い、医療の概念は変化し、これまでの治療中心の医学より広がった予防からアフターケアまでを含む形へと変貌した（阿部1972；日本地域看護学会2014）。そうした中、厚生労働省（2016c）は、患者・家族とともに質の高い医療を実現するために、チーム医療の推進を掲げている。昭和40年代（1965年以降）に入ってから、医学的リハビリテーションの需要の高まりや検査業務の高度化などから、専門技術者の資格として理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師などの新たな資格制度が創設された（厚生労働省2007b）。なお、社会福祉士は1989年に第1回目の国家試験が行われ、以降、診療報酬上でも退院調整加算などにおいて配置が基準化されるなど、医療分野で活躍するコメディカルの一つとなっている。

加えて、高齢人口の増加による要介護高齢者への医療とケアが社会的な課題となり（日本地域看護学会2014）、日常生活圏域等において、在宅医療・介護の提供体制の構築とその連携がますます必要とされてきた（厚生労働省2016c）。住み慣れた地域で家族とともに暮らせるよう、施設ケアから在宅ケアへと地域包括ケアの体制整備が図られている。病院および施設から地域への流れは、高齢者だけではなく障害者や高度医療が必要な療養者においても同様である（日本地域看護学会2014）。しかし、医学部教育の中では、出身医局の専門診療科のみで研修を行うことが一般的であり（ストレート方式）、その結果、幅広い診療能力が身に付きにくく、地域医療との接点が少ないため、「病気を診るが、人を診ない」と評されてもきた（厚生労働省2007b）。そうしたことから、2004年度より医師の臨床研修が必修化され、全人的な医療を行える医師の養成を目指し、内科、外科、救急部門、小児科、産婦人科、精神科及び地域保健・医療を含む複数の診療科で研修を行うスーパーローテート方式による新たな医師臨床研修制度が実施されてきた（厚生労働省2007b）。

「地域」に関連する採択課題を具体的に参照すると、1988年度開始「高齢化社会における地域総合ケア・システムの構築に関する実践的研究」（研究代表者：山本 勝）、1998年度開始「多施設間ネットワークに対応した画像連携診断装置の研究」（研究代表者：安藤 裕）、2010年度開始「地域におけるプライマリ・ケアの提供体制としてのグループ診療の優位性に関する研究」（研究代表者：寺崎 仁）などがあつた。

この他に出現頻度の高いコンセプトを見ると、「組織（施設・機関）」については、連携相手に関する情報として出現頻度が高い（研究代表者：長澤 治夫「介護保険施設における終末期医療の実態調査と多機能型ネットワークの構築」等）。「教育」では、連携教育（IPE；Inter Professional Education）と呼ばれる連携できる人材の育成を目指して行われる高等教育や研修などを扱ったものの中で登場していた（研究代表者：朝比奈真由美「医学生における専門職連携教育の長期学習効果の評価とプログラムの有用性の検討」等）。「情報」では医療機関間の情報共有に関する課題などがみられた（研究代表者：菅野和久「地域医療における病院間連携のための検査情報システムの開発と構築」等）。

表 12 医学・薬学・歯学領域において用いられていたコンセプト（上位 30 位）%は出現率

コンセプト	頻度	%	コンセプト	頻度	%
連携	51	62.2	保健・健康	9	11.0
その他医療関連	48	58.5	推進・促進・強化	9	11.0
構築・開発	38	46.3	ネットワーク	8	9.8
地域	33	40.2	在宅	8	9.8
システム	32	39.0	その他職種	8	9.8
評価+<>	17	20.7	実践・臨床	8	9.8
組織(施設・機関)	17	20.7	特性・質	7	8.5
教育	16	19.5	高齢者	7	8.5
志向・目的	14	17.1	協働・協同	7	8.5
効果	13	15.9	チーム	7	8.5
情報	12	14.6	指標・基準	7	8.5
支援・相談	11	13.4	傷病	7	8.5
ケア	11	13.4	コミュニケーション・関係	6	7.3
専門・専門職	11	13.4	医師	6	7.3
検証・分析	11	13.4	カリキュラム・プログラム	6	7.3
包括・総合・統合	10	12.2	間	6	7.3
利用・活用・受益	10	12.2			

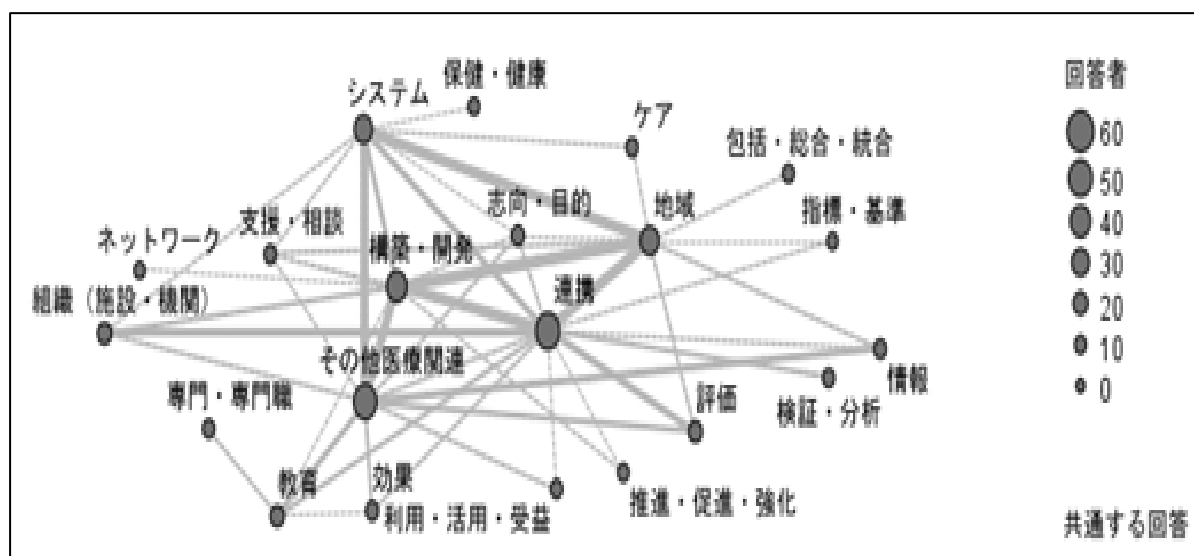


図 10 医学・薬学・歯学領域の共起分析結果

### 3) 教育学領域

教育学領域の連携に関する研究課題の特徴は、「教育」内の連携が扱われていた点である（表 13）。人間の発達段階に合わせて、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、と教育が展開される場は変わっていく。一方、人間の「生」は連続するものである。学校における児童生徒の学習指導上、複数の学校段階間で連携して課題解決に当たることがより一層求められるため、これまでに幼児期の教育と小学校教育の接続（幼小接続）、中高一貫教育について検討がなされるなど（文部科学省 2012）、校種間連携に関心が注がれてきた。

そうした背景からも、「幼稚園・保育園」、「小学校」、「中学校」、「高校」、「大学」、など

校種を表すコンセプトが上位に入ったと考えられる。これらの校種間連携の際に「教科・家庭・授業」を焦点とした研究が多く見られた。具体例としては、1978年度開始「英語定着度調査から得られた中高連携の問題点」（研究代表者：福田秀男）、2009年度開始「小・中・大連携による図画工作・美術科授業開発コミュニティの実践的研究」（研究代表者：五十嵐史帆）、2010年度開始「小・中・高・大を連携する「情報関連科目」支援システムの開発と評価」（研究代表者：西端律子）、などがある。

また、社会福祉領域との接点についていえば、「障害」や「特別支援学級/学校」などに表れている。1984年度開始「障害児教育諸機関の有機的連携システムのあり方に関する実証的研究」（研究代表者：渡部昭男）、2008年度開始「障害児の就学前後の有機的連携に関する研究-支援移行期における保護者の意識調査-」（研究代表者：立田幸代子）、2011年度「進路指導困難事例に対する特別支援学校間チームアプローチに関する基礎的研究」（研究代表者：大谷博俊）、などがあった。

一方、教育の分野では2003年には「サポートチーム等地域支援システムづくり推進事業」が予算化された。この事業は、問題行動を起こす個々の児童生徒に着目して的確な対応を行うことを目的に、学校・教育委員会・関係機関（児童相談所、保護司、児童委員、精神科医、警察など）からなるサポートチームの組織化など、地域における支援システムづくりについて、モデル地域を指定して検証が行われてもいる。上位コンセプトには直接的には反映されていないが、具体例としては、1997年度開始「いじめ・不登校に関する相互主体的指導モデル及び協働的生徒指導体制の開発的研究」（研究代表者：渡邊 満）、2007年度開始「不登校現象の社会・文化的多様性と支援ネットワーク構築に関する教育臨床社会学」（研究代表者：酒井 朗）、等がみられた。

表 13 教育学領域において用いられていたコンセプト（上位 30 位） %は出現率

コンセプト	頻度	%	コンセプト	頻度	%
連携	144	85.7%	子ども	17	10.1%
構築・開発	83	49.4%	能力	17	10.1%
教育	73	43.5%	地域	16	9.5%
小学校	68	40.5%	推進・促進・強化	16	9.5%
教科・教育課程・授業	64	38.1%	実践・臨床	15	8.9%
中学校	51	30.4%	コミュニケーション・関係	15	8.9%
志向・目的	41	24.4%	育成・トレーニング	15	8.9%
保育園・幼稚園	35	20.8%	指導	15	8.9%
カリキュラム・プログラム	34	20.2%	協働・協同	15	8.9%
高校	31	18.5%	間	14	8.3%
大学	27	16.1%	包括・総合・統合	13	7.7%
教員・教育関連スタッフ	25	14.9%	生徒・学生	12	7.1%
システム	24	14.3%	基盤・基礎	12	7.1%
学習	20	11.9%	あり方	12	7.1%
障害	19	11.3%	特別支援学級/学校	12	7.1%
学校(教育機関)	18	10.7%			

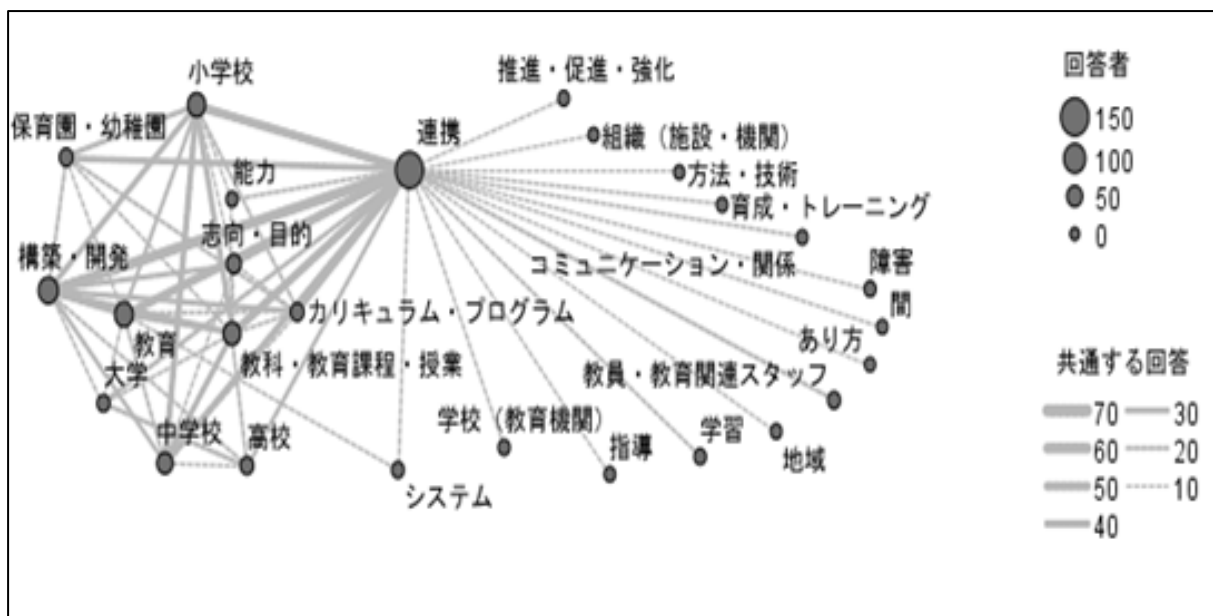


図 11 教育学領域の共起分析結果

#### 第四節 社会福祉学にみる多機関・多職種連携

##### 1) 社会福祉学領域の分析結果の概要

社会福祉学領域で連携に関する研究がコンスタントに採択されるようになったのは2000年中頃以降となっている。分析結果からは、一つの契機となる社会情勢として、1990年代以降の社会福祉基礎構造改革、その上での2000年の介護保険法成立という流れとの関連が考えられた。

出現上位のコンセプトをみると、「支援・相談」が第一位となっている（表 14）。また、連携相手に関するコンセプトもみられるが、「高齢者」、「障害」、「家族・家庭・親」、「子ども」、などの援助の対象者が課題名に含まれることも多い。看護学領域でも同様の傾向はみられるが、援助対象が疾患のある人、あるいは予防の必要がある人、という条件が付されることから、「患者」というコンセプトに集約される傾向がある。社会福祉学の場合、対象の普遍化が進められたからこそ、「何」を研究するかを示そうと、援助対象の属性を課題名に含ませる必要が生じると考えられる。具体例をみると、1999年度開始「高齢者保健・医療・福祉分野における多職種チームの意義に関する調査研究」（研究代表者：石川久展）、2011年度開始「自閉症者に対する地域包括支援の進展を目指した研究」（研究代表者：松山郁夫）、2014年度開始「高次脳機能障害者の医療福祉連携を促進する職業リハビリテーション計画書」（研究代表者：會田玉美）、等があった。

他領域では上位5位くらいまでのコンセプトの出現率が突出して高い傾向がみられたのだが、社会福祉学領域の場合、出現率が4割を超えたコンセプトはなかった（表 14）。課題名に含まれる内容が多岐に渡っており、関心の分散化が表れていると考えられる。また、上位30位に含まれる「各国・国際」とは、日本以外の国名を一括してコンセプト化したものである。例えば、2010年度「超高齢社会における福祉ネットワークの研究-日韓比較からみる市民的協同のあり方-」（研究代表者：魁生由美子）、2010年度開始「英国ケアホームにおける施設ケアと医療サービスの連携に関する調査研究」（研究代表者：井上恒男）、

2013 年度開始「東アジアの地域文化に即した地域包括ケア人材育成の方法論に関する日中比較研究」（研究代表者：沈 潔）、などがあつた。

「構築・開発」は、社会福祉学領域でも上位コンセプトとなっているため、どのようなコンセプトと同時に選択されていたのかについて、表 15 および図 13 で確認する。特に何を「構築・開発」しようと試みられていたのかに着目すると、「システム」、「ネットワーク」、「方法・技術」、「カリキュラム・プログラム」、「モデル」、「ツール(教材・尺度・等)」、などが相対的には選択率が高かつた。特に「システム」の選択率は高く(44.8%)、「包括・総合・統合」といった概念の選択率も高いことから、連携の「構築・開発」といった時には、まとまりを形成するための働きかけに関心が注がれていると考えられた。

表 14 社会福祉学領域において用いられていたコンセプト(上位 30 位) %は出現率

コンセプト	頻度	%	コンセプト	頻度	%
支援・相談	36	36.4	その他職種	12	12.1
連携	34	34.3	サービス・事業	12	12.1
構築・開発	29	29.3	実証	11	11.1
ケア	26	26.3	推進・促進・強化	11	11.1
システム	22	22.2	虐待・権利侵害	10	10.1
その他医療関連	20	20.2	家族・家庭・親	10	10.1
包括・総合・統合	20	20.2	方法・技術	10	10.1
高齢者	17	17.2	生活	10	10.1
福祉・ソーシャルワーク	15	15.2	子ども	9	9.1
実践・臨床	15	15.2	利用・活用・受益	9	9.1
組織(施設・機関)	15	15.2	比較	9	9.1
介護	14	14.1	アプローチ・介入	9	9.1
ネットワーク	14	14.1	協働・協同	9	9.1
志向・目的	14	14.1	役割・機能	8	8.1
障害	13	13.1	評価	8	8.1
国際・各国	13	13.1	カリキュラム・プログラム	8	8.1

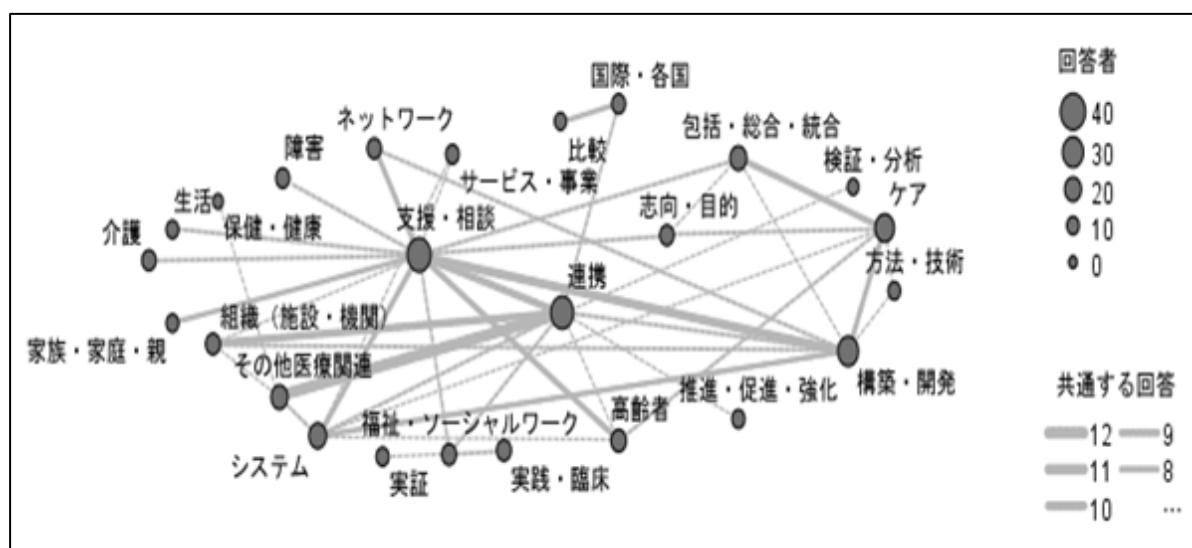


図 12 社会福祉学領域の共起分析結果

表 15 「構築・開発」と同時に選択されていたコンセプト（選択率 10%以上）

コンセプト	選択率%	件数	コンセプト	選択率%	件数
支援・相談	48.3	14	その他医療関連	13.8	4
システム	44.8	13	傷病	10.3	3
連携	31.0	9	検証・分析	10.3	3
包括・総合・統合	27.6	8	高齢者	10.3	3
ケア	27.6	8	福祉・ソーシャルワーク	10.3	3
組織(施設・機関)	20.7	6	障害	10.3	3
ネットワーク	20.7	6	その他職種	10.3	3
志向・目的	17.2	5	特性・質	10.3	3
実践・臨床	17.2	5	評価+<>	10.3	3
利用・活用・受益	17.2	5	教育	10.3	3
方法・技術	17.2	5	専門・専門職	10.3	3
介護	17.2	5	モデル	10.3	3
生活	13.8	4	家族・家庭・親	10.3	3
カリキュラム・プログラム	13.8	4	ツール(教材・尺度・等)	10.3	3

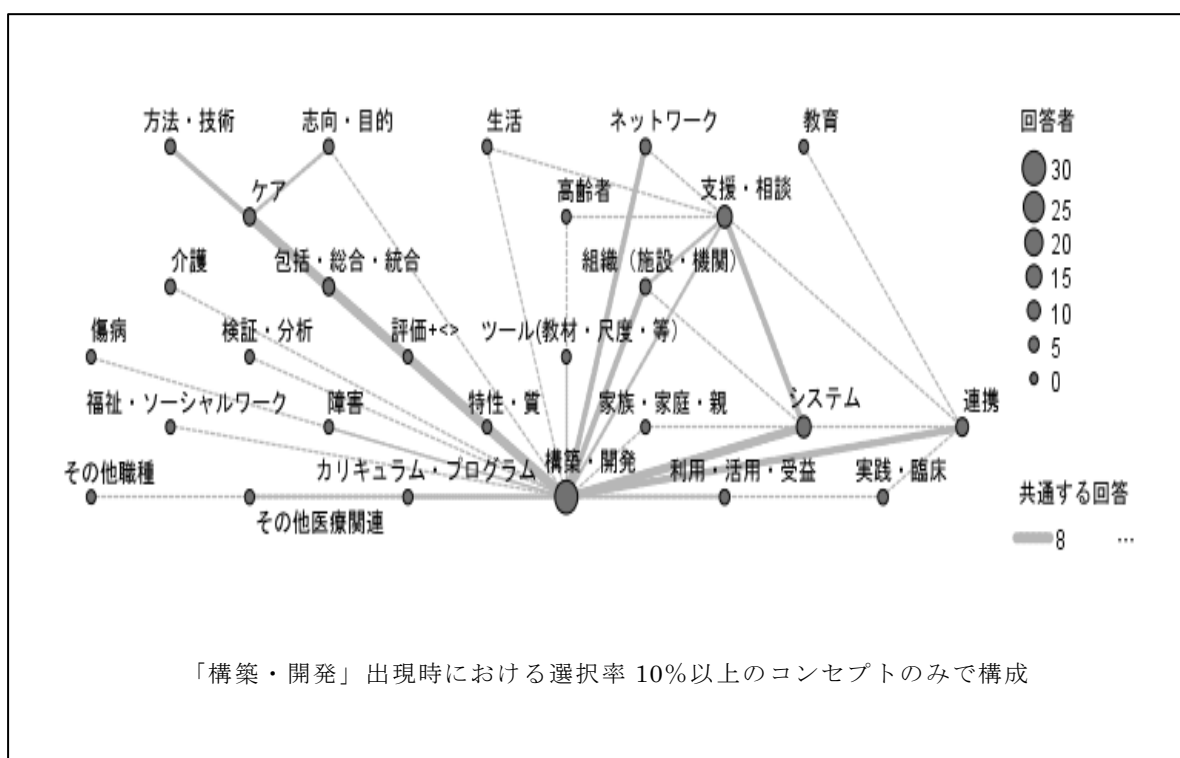


図 13 「構築・開発」を中心とした共起分析結果

## 2) 全体性・包括性を持つ社会福祉学

古川（2012）は、社会福祉は多分野横断的アプローチの中軸となり得るとし、その根拠として、社会福祉はソーシャルポリシー（社会政策）を構成する多様な施策の中で並立的な独自の領域を持つと同時に他の施策に対して先導的ないし相補的な独自性をもって重なり合う領域を持つ点を挙げている。今回の分析結果だけを以て、こうした古川（2012）の見解を支持することはかなわないが、課題名にて指示されていた研究対象は多岐に渡っていたことや、包括的なシステムの構築に関心をもたれていることは指摘できるだろう。

科研費事業を取り上げた検証では、資金を必要とするような内容の研究傾向をみることになる。そのため、それ以外の研究についても、簡単にではあるが、概観したい。まず、一つの関心ごととして、連携概念を取り上げた研究がみられる。第一章ですでに触れた松岡（2000）、山中（2003）、栄（2010）などがその代表例といえる。先行研究レビューなどを通して、研究者がどのように連携概念を定義しているのかを確認し、その共通項をあぶり出す手法が用いられている。その上で、研究や実践上の課題について言及されていた。

次に、対象者の属性や領域別に概観する。児童福祉に関する研究については、第四章で取り上げるため、ここではそれ以外の領域について取り上げたい。高齢者福祉領域では、ケアマネジメントとの関連で連携が論じられることも多い（和気 2007；村社 2011b；等）。口村（2010）は、高齢者ショートステイにおける生活相談員の業務を内容分析した結果、連携・調整・相談というスキルを多用している点などの示唆が得られたと報告した。

障害児者福祉領域で見ると、家族支援の観点から多機関・多職種連携の論じられることも多い（田中 2007）。例えば、岩田（2015）は、高機能自閉症スペクトラム障害（ASD）と診断されている母親および ASD が疑われる母親 14 名についてインタビューを行い、グラウンデッド・セオリー・アプローチ（GTA）による質的研究を実施した結果から、グレーゾーンの母親も含めた包括的な早期支援および、「子育て世代包括支援センター」を活用した多職種間連携による支援の必要性が示唆されたと報告した。加えて、療育の視点からも、子ども本人の利益として多機関・多職種連携が求められると論じられていた（園山ら 2000；高倍ら 2003；等）。

地域福祉領域の場合、機関間・職種間の連携に焦点を当てるというよりは、地域住民を巻き込むための連携や協働が関心ごととなる傾向にある。例えば、菱沼（2012）の研究では、福祉専門職による地域支援スキルの促進要因を明らかにするためにアンケート調査を実施、地域アセスメントや地域住民との連携に関するスキルの弱さが意識されていることを明らかにし、今後コミュニティソーシャルワークを展開していくシステムを構築するためには、地域担当制と広域運営管理体制の二層構造とする必要性があると提言されていた。その他の分野でも生活保護行政と関係機関との連携を扱った論文（岡部 2014）、外国籍の精神障害者への援助と他機関・多職種連携を扱った論文（大西 1996）や DV と連携（大矢ら 2007）、司法福祉の分野においても多職種・多機関連携の必要性は論じられていた（土井 2014；長谷川ら 2016；等）。社会福祉内の様々な領域においても、連携が関心ごとの一つにはなっていると考えられる。

### 3) 「構築・開発」が求められる多機関・多職種連携

日本において多機関・多職種連携が強調されるようになった時期を特定するのは難しい作業である。古川（2012）は、日本において社会福祉の領域で他分野との連携の必要性や重要性が改めて強調され始めたのは、1970 年代の頃からであったと述べている。一方、川島（2011：44）は「連携は 1980 年代半ば以降、保健・医療・福祉の専門職間に望まれるつながりのありようとして使用されることが多くなった」と述べた。久保（2000）は、高齢者医療費の抑制策としての在宅医療・地域医療推進から医療・保健・福祉の連携が強調されるようになったと述べているが、そうであれば、1973 年に高齢者医療費は無料化され、1983 年に一部負担が導入された流れの中で、連携の強調がなされてきたことになる。植田（1996）による、それぞれの施策があまりにも不十分な状態であることが前提となって連

携が強調されているきらいがあるなどといった指摘は、久保（2000）の指摘と関連させると資源のコントロールの歪みを評していたと解釈することもできるだろう。新井（2007）は、多機関・多職種連携が重視される背景として、サービス提供における国と地方自治体との役割分担における非協働性への対応、医療過誤・子ども虐待などの事件による連携した援助活動への要請、効率的・効果的なサービス供給の必要性などがあつたと整理しているが、こうした背景が時代とともに連携の要請へとつながつたと考えられる。

看護領域ほど突出した形ではないものの、社会福祉学領域においても「構築・開発」の出現率は決して低くない（29.3%）。植田（1996）は、連携においても実践や運動の中で改革・改善していく視点が必要だと指摘しているが、現行のものを「あるべき姿」として固定して捉えていても、社会変化やそもそも制度を設計した時点では分からなかった課題などには対応できない。子ども虐待対応においても、川崎ら（2010：47）は、法律をつくれればネットワークができて機能するわけではないと指摘する。今、現にある制度や実践の成果を認め、良いところを引き継いでいくことも重要である。しかし、そのためにも、より良い援助システムとして多機関・多職種連携を構築していこうとする姿勢が必要であり、実践のみならず研究領域においてもこうした挑戦的な姿勢が求められるといえるだろう。

そして、社会福祉学領域の連携研究の特徴としては、包摂性が表れていたことが挙げられる。古川（2012）は、社会福祉を中軸とする各種施策やその運用のありようを福祉政策という名称でとらえているが、連携が求められる施策の範囲は、必然的に対応すべき、あるいは解決すべき課題（ニーズ）によって異なるものであり、固定的にとらえることはかえって多分野連携の効用を損なうと指摘した。科研費事業を中心にした検証ではあつたが、他領域においても多機関・多職種連携にある程度の関心がもたれている。こうした他領域の関心をうまく活かすことが、社会福祉特有の包摂性を活かすことにつながるといえるだろう。

一方で、実践現場からの要請に応えることにのみ関心を注いでしまうことにより、かえって、本質的な問題がみえにくくなることもある。山中（2015）は、制度・施策システムや、利用当事者、また社会問題自体からの連携協働への要請が、実践現場を連携・協働へ駆り立て、そうした援助者側の意識に対応する形で具体的方法やスキル、あるいはコツに特化して実践者が数多く出版されていると指摘する。しかし、そうした傾向にもかかわらず実践現場では困難感を抱えており、そうした困難や課題がなぜ起こるのか、その分析が必要だと指摘した。その場しのぎのコツやスキルでは、応用力を養うことは難しい。実践現場を感じる困難感に再現性があるのだとすれば、そこには何らかの法則が存在するはずである。また、「うまくいった実践」、「効果を感じられた援助」も、再現性を高めていけば、新たに法則を見出すこともできる。すべての研究が「構築・開発」概念を含む必要はないとしても、今後も「構築・開発」研究は一定数、必要となることが予想される。その際には、困難の根底にある何らかの法則性をみつけだし、それを乗り越えるための方策に再現性を担保するために理論化を図っていくことも視野に入れていく必要があるだろう。



## 第二章 子ども虐待対応にみる多機関・多職種連携

### 第一節 子どもの権利に対する認識変化

#### 1) 戦前～終戦直後の児童福祉の諸相

子ども虐待対応において多機関・多職種連携は原則の一つとされ、制度的基盤の整備も図られてきた。まさに、「構築・開発」の只中にある。第二章では、子ども虐待対応の史的展開を整理し、現状の課題と多機関・多職種連携との関連を整理する。日本子ども虐待防止学会前会長であり、小児科医の小林美智子は、1994年の第1回日本子ども虐待防止学会における元ISPCAN (International Society for the Prevention of Child Abuse and Neglect) 会長で小児科医のKrugman, Richardが、子ども虐待対応はどこの国も同じ発展過程を辿ると講演していたことを述懐した(小林ら2007; 小林2015)。その中で、①人類は長年、虐待を無視し続けるが、②虐待の存在に気付くと、③かわいそうな子どもをひどい親から分離しようとし、④それだけでは何も解決しないと気づき、親の治療に挑戦するようになり、⑤最も表面化し難い性的虐待に気づき、⑥予防こそ大切だとやっと気付いて取り組む、と話されたという(小林ら2007; 小林2015)。子ども虐待対応を含む児童福祉は、子どもの権利に対する社会の認識の変化と大いに関わりがある。

杉田(2008: 54)によれば、日本において権利主体としての子どもという認識に基づく議論の起点となるのは、1920年代と見ることができるといふ。杉田(2008)は、この頃から社会問題としての児童問題が論じられていたとし、その代表例として東京市(1924)や海野(1925)を挙げている。明治時代の末から、出獄人保護事業に従事する中で青年犯罪と子ども虐待の関係に着目した原胤昭や、救世軍にて児童虐待防止部設置に尽力した山室軍平などの篤志家によって子ども虐待への対応に取り組まれていたものの(高橋重2008: 池田2002: 上野2006)、まだ限られた人たちの間の議論でもあった。戦前期の未成年者保護法制の一つである感化法には、未成年犯罪者の他に養育者のいない子どもに関する規定は存在していたが、親権の適切な行使自体を問題として扱ったものではなかった(田中2013: 539)。また、1922(大正11)年に制定された少年法の制定過程において、現在で言うところのネグレクトされた子どもの養育者に対する処罰が検討されてはいるものの、最終的には子どもの保護が手続き上困難であるとの判断から当該項目は削除されている(田中2013: 540)。第一次・二次世界大戦前後は社会情勢が不安定になっていた時期でもあり、社会的弱者に対する救貧制度としての救護法の立法化作業などを経ることで、貧困を背景とする子どもへの権利侵害に対する施策の必要性を認識させる要因にもなったという見方もある(田中2013)。

国家が扱うテーマとして、「児童虐待」という言葉が公的な文書に初めて登場したのは1933年制定の児童虐待防止法(以下、2000年施行の児童虐待防止法と区別するために1933年児童虐待防止法と記載)といわれる(庄司ら2010; 田中ら2012)。なお、虐待という言葉が法律上初めて登場したのは、民法である(田中ら2012)。親子ではない関係の間で起こる虐待の取締に重点をおいた「養児規制」の延長としての親権者や後見人といった「児童を保護すべき責任のある者」の取り締まりをも視野に入れたものであった(杉田2008)。著しい虐待が行われた場合には、親子関係に介入してでも子どもを保護する必要があること、14歳未満に限定されてはいるものの、不適切な使役から子どもを守る必要があるこ

とが謳われていた。田中（2013：556）は、この時期に議会審議においても法案の意義が認められ、スピード可決に至ったことは、一定の理解が得られるだけの社会的土壌が備わっていたことを伺わせると述べている。しかし、富国強兵が国家戦略の軸であった戦時下において、1933年児童虐待防止法は社会体制の維持の観点から子どもに対する強制的な労働や性搾取、浮浪児問題、間引き、栄養確保の困難などへの対策が中心であった。対応は方面委員に一任されており、専門機関の設置は行われていない。これが、児童虐待防止法の円滑な適用を困難ならしめた原因という見方もある（田中 2013）。1933年児童虐待防止法の意義は、戦前における数少ない児童保護立法であった点と、従来の工場法では不十分であった児童労働を保護する性格を有した点にあるといわれる（古川ら 2009：113）。しかし、対処療法的であるとの批判もあり、戦後 1947年に施行される児童福祉法に吸収される形で廃止された。

児童福祉法は、満 18 歳未満の子どもと、妊産婦、養育者（親権者又は子どもを養育する者）を対象とした法律であり、その第 2 条では福祉的保障における国家責任が明記された。日本の子ども虐待対応は、児童福祉法における「要保護児童」という枠組みを用いて展開されてきた。2000年に施行された児童虐待防止法は、この児童福祉法の枠組みを補足・強化する役割を担う。「要保護児童」とは、児童福祉法第 6 条の 3 が規定する虐待を受けている子どもをはじめとする援助の必要な子ども（養育者のいない子ども又は養育者に監護させることが不相当であると認められる子ども、非行児童等も含む）である。児童福祉法第 25 条では、要保護児童を発見した者は、市町村や都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所に通告しなければならないとする通告義務を定めている（14 歳以上の犯罪少年については家庭裁判所への通告）。GHQ 主導で行われていた戦後改革の中、1944 年 GHQ 公衆衛生福祉部の覚書の影響を受け、①児童及び母子の保護、②児童の保育、③児童の教護、④児童及び母子の保健衛生、⑤その他（他の主管に属さぬ児童に関すること）を所掌する担当部局設置の方向が明確となり、児童福祉法は①～⑤の根拠法として成立した（寺脇 1976）。敗戦後、日本の社会相を特徴づけるものに上野を代表とする浮浪児問題があり、児童福祉法も児童保護事業として当初は立法化が進められたのだが、当時の中央社会事業委員会からの反対により「児童保護」から「児童福祉」へ、立案官僚の思想転換があったといわれる（松崎 1948）。松崎（1948）は、児童福祉法は、児童政策のあり方を大きく展開させ、さらに萌芽として、児童問題に対する社会の連帯責任観念を内包することになったと評した。

一方、子どもの権利擁護の観点からいえば、児童福祉法が成立した後もなお、課題は残った。児童福祉の視点から終戦直後を捉えると、戦災孤児や浮浪児の急増だけでなく、混乱と生活困窮の中でのベビーブーム到来により乳幼児が増加し、大人でさえも生きていくことが困難な社会において、子どもたちは家庭の喪失や欠落、栄養失調なども含めた生存の危機、また、貧困にかかわる問題としての身売りといった、危機的状況にあった（子どもの虹情報研修センター 2004）。この頃の事件として、東京済生会病院に「やむをえない人はここに捨てよ」と貼り紙がされ「捨子台」が設置される、あるいは 100 人以上のもらい子（乳児）を殺害した夫婦が逮捕された事件などがあったと報告されている（子どもの虹情報研修センター 2004）。その対策として、孤児や浮浪児などを保護する、一時保護所、児童保護相談所（後の児童相談所）、児童鑑別所などが急速に設置され始めた（子どもの虹情報研修センター 2004）。要保護性を判断する機関としての児童相談所、要保護と判断

された子どもを保護する施設としての一時保護所を含めた児童福祉施設という位置づけは、この頃には既に確立されていた。

## 2) 児童虐待防止法成立の背景

終戦直後の子どもの危機的状況は、高度経済成長とともに収束に向かう。高度経済成長期に入って以降、貧しさのために子どもの生存が脅かされる悲劇も減少する（子どもの虹情報研修センター2004）。具体的には、児童養護施設や里親への措置数は1958年にピークを迎えた後は減少に転じ、1947年には20万人強であった乳児死亡者数も1975年には2万人を割った（子どもの虹情報研修センター2004）。戦後まもなく立法化された生活保護法（1946年）、児童福祉法（1947年）、身体障害者福祉法（1949年）に加え、1960年代に入ると精神薄弱者福祉法（1960年）、老人福祉法（1963年）、母子及び寡婦福祉法（1964年）、といった福祉六法が立法化され、1961年には強制加入の国民皆保険制度へ移行、同年には年金保険制度も確立されるなど、社会保障・社会福祉制度も徐々に確立されていった。1973年には高齢者の医療費無料化、年金の物価スライド方式の導入、医療保険の家族給付割合の引き上げ、などの一連の改革が進められ、1973年には当時の田中内閣が福祉元年を宣言したことで知られる。一方、1970年に高齢化率が7%を突破、1973年をピークに出生数も低下した、「少子高齢化社会」の到来を迎えた。

子どもの虹情報研修センター（2004）では、全国の児童相談所が扱った事例を集めた『児童のケースワーク事例集』を検証し、1960年代以前の事例では生い立ちや家族状況について赤裸々であるが具体的に捉えられていたのに比べ、1960年代中頃から、家庭内の情報に関して具体的記述が控えめで、乏しくなっていく傾向が読みとれると指摘した。高度経済成長時代は、都市化、核家族化が進んだと同時に、旧来の地縁社会の崩壊が始まった時代であり、その中では養育の中心を家族と強調される一方、周囲から家族内における子育ての状況を見えにくくさせた（子どもの虹情報研修センター2004）。ゆえに、『児童のケースワーク事例集』においても明確な虐待事例の減少と具体的な状況記述の乏しさにつながったのではないかと分析した（子どもの虹情報研修センター2004）。

1973年には、厚生省（現在の厚生労働省）が「昭和48年度児童虐待、遺棄、殺害事件に関する調査」を実施した。これは当時社会問題化していたコインロッカーへの乳児の遺棄の問題を背景に行われたものである（庄司ら2010）。当該年度中に全国の児童相談所が受理した3歳未満の子どもに対する虐待、遺棄のケース、および3歳未満児の殺害事件数について、虐待24件、遺棄126件、殺害事件251件（殺害遺棄135件、殺害51件、心中65件）と報告された。その後も実態調査は行われ、これらを通して、子ども虐待への関心も次第に高まっていった（庄司ら2010）。また、1970年代に入ると、子ども虐待の発見方法として医学的な検査手法が欧米からの輸入という形で注目されるようになる。小児科領域において、「被虐待児症候群」の概念が紹介されるようになり、症例報告も次第に増えていった（柳澤1999：7）。他方、上野（2006：259-260）は、この時代において日本で子ども虐待を発見した医師たちは、臨床場面で出会ったというよりはむしろ西欧医学でいうところの *battered child syndrome* をめぐる研究動向と日本国内の子殺しの新聞報道を観察していたといえなくもないと指摘した。この時代にはなお、「日本では望ましい家族制度があるおかげで、このような問題が発生しないのだ」と言う論調の論文さえ発表されていたという（津崎ら2008：4）。子どもの虹情報研修センター（2004）では、1970年代を

子どもの福祉施策や治療的サービスのあり方等が高度経済成長期を境に大きく変容した時期と捉え、その中で家庭内におこる危機的状況は、児童の問題の多様化による専門家の関心の拡散、高度経済成長による核家族化、旧来の地域共同体の崩壊により見えにくくなったと指摘した。また、当時は子ども虐待の概念規定が狭く、生命にかかわらずとも心身に影響を残すだろう身体的虐待、及び遺棄を除くネグレクト等が概念から外れており、特にネグレクトについては愛情剥奪や情緒的剥奪といった問題で小児医療や発達心理学の一部の研究者が扱っていたに過ぎず、危機的状況であるとの認識が一般社会の中でもたれていなかったと推察されている（子どもの虹情報研修センター2004）。

1973年の第一次オイルショック後、高度経済成長は終焉を迎えるが、1980年代にはいるとバブル期などが到来し、再び好景気が訪れる。1960年代以降の産業構造の変化に伴い、工場や会社に働きに出る労働者の増加は夫婦の役割分担を生んだといわれるが、1980年代以降は家族内の役割にもさらに変化がみられた。『平成2年国民生活白書』では世帯規模の縮小、家電製品の普及やインスタント食品や冷凍食品の登場が主婦の家事労働の負担を軽減すると共に、より良き生活を求める主婦の就業が促進されたと報告されていた。子どもの虹情報研修センター（2005）は、1980年代の文献や新聞記事などを検討し、子どもを取り巻く家族状況として放任と密着という、一見相反する傾向がみられたと報告し、これは裕福な層では密着、貧困層では放任といった、格差社会の前駆状況ではないかと分析した。また、旧来の地域社会の崩壊が、家庭の密室化を促進したとも報告し、個々の専門家が危機感を持って調査研究を行った時代ではあるが、そうした専門家同士の交流は見られず、社会的に子ども虐待が認知されていたとは言い難い時期であったと総括した（子どもの虹情報研修センター2005）。才村（2005：5）は、少なくとも「建前としての子どもの権利」は叫ばれるようになったものの、人々の意識の底には「私物的わが子観」が根強く存在し、子どもの著しい権利侵害を目にしても、「他人のことだから口をさしはさむべきでない」と、親に遠慮してきたのであると指摘する。加えて、社会の絶対的貧困が影を潜め、子ども虐待を合理化する理由がなくなったことにより、その残虐性が露呈し、社会にとって受容しがたい現象だったのではないかと分析した（才村2005：5-6）。行政的にも子ども虐待対応策が講じられていなかった時期でもあった（子どもの虹情報研修センター2005）。

こうした子ども虐待対応を取り巻く状況も、1990年代になると変化がみられる。まず、1990年に大阪に民間の児童虐待防止協会が設立された点は、子ども虐待が社会的に認知されるうえで貢献したといわれる（上野ら2003；子どもの虹情報研修センター2006；小林2010）。民間の児童虐待防止協会は公的サービスの整備不足の下で多様な機能を担ってきた。具体的には、活動でかかわった子どもや養育者の生の声を支援のニーズとして代弁する、あるいは必要な援助方法やサービスの改善・開発を行う、電話相談やグループによる相談支援、支援者の養成・研修の実施、必要な公的サービスや制度の確立を訴える提言、子ども虐待の発生の要因や必要な支援に関する社会的認識の変革を推進する活動や社会運動、など多様な役割を果たしてきた（高橋重2008：71-72）。内田（2015）は、「仕方がないこと」が「社会問題」になるとときには、何らかの解決方法に対する期待が不可欠であると指摘する。子ども虐待が「仕方がないこと」ではないと認識するためには、子どもの権利に対する意識改革が必要であった。ただ、それだけではなく、「仕方がない」では「済ま

さない」という行動レベルにおける変化も必要であった。民間団体の発足は、行政に先駆けて、子どもへの権利侵害をしかたがないことでは済まさないというアクションを起こし、社会に示す結果となる。その際にマスメディアが果たした役割も大きかったといわれる(上野 2006 : 小林 2010)。

また、1990年代に入ると、小児科学だけでなく、精神医学、看護学・小児保健学、心理学、教育学、法学などの子どもの健康・福祉・教育に関係した専門家が、欧米の児童虐待とその対策の動向を一斉に日本に紹介し始めた(上野2006 : 261-262)。その動向の一つの象徴といえるものが、多領域の専門家ならびに関係者が一堂に会する「日本子どもの虐待防止研究会」(現日本子ども虐待防止学会 : JaSPCAN) の設立である。上野 (2006 : 62) は、それは、マスメディアと国民を巻き込んだ意識向上運動の様相を呈していたと論じた。こうした1990年代を通した大きな動向の中から、弁護士など法律分野の専門家をも巻き込んでの多分野横断的協働の実践が地道に行われていったことが、2000年の児童虐待防止法の成立へとつながったといわれる(子どもの虹情報研修センター2006)。加えて、1990年に日本は子どもの権利条約に署名し、1994年に批准するといった点からも一つの転換期となった。この国際条約の中には子ども虐待が明記され、子ども虐待対応における国家責任が明示されているがゆえに、日本においても国家的責任の下で子ども虐待への対応を行う必要性が生じたといえる。

こうした社会動向の中、子ども虐待への対応をよりの確化するための独立した法律制定を求める声が拡大していく(津崎ら 2008 : 9)。ただし、より適切かつ円滑に対応できるよう意見や要望を日本子ども虐待防止研究会(現 JaSPCAN) や日本弁護士会連合会等関係団体が厚生省(現厚生労働省)に提出した際も、現行制度が十分に機能していないのは法制度上の問題というより、これを執行する児童相談所等の運用の問題であり、民法や児童福祉法を適正に運用すれば対処できるというのが当初の厚生省の見解であったといわれる(才村 2001a ; 津崎ら 2008 ; 池谷 2013)。そのため、各種通知の発出や事業の創設等を通じて運用の適正化に向けた取り組みの強化策が取られてきた(才村 2001a)。こうした運用の適正化に向けた指導強化策は、のちに「叱咤激励路線」ともいわれた(才村 2001b : 14)。しかし、通知は行政解釈に留まることから、その実効性にはなお限界があり、法的根拠もかならずしも明かではなかった(子どもの虹情報センター2006)。

1997年には、複雑化・多様化する子どもや家族を取り巻く状況を鑑み、児童福祉法が50年ぶりに大幅に改正された。この改正では、保育所の措置から利用制度への転換のほか、児童相談所が施設入所等の措置を行う際、児童相談所における措置決定の客観化や、児童相談所を専門的にバックアップする仕組みが講じられ、さらに地域に密着したきめ細かな相談支援を通じて問題の早期発見・早期対応を図るための「児童家庭支援センター」が創設される(厚生労働省 2013b : 331)。しかしながら、子ども虐待に関しては本格的改正には至らなかった(才村 2001a ; 津崎ら 2008 ; 保坂 2011)。当時の厚生省の対応策が誤りだったとはいえないが、親の虐待によって児童が死亡する事件が後を絶たないこと、中には児童相談所が関与していながら児童を救えない事件が発生しているという現実の前に、実務者や関係者などからやはり抜本的な法制度の整備が必要であるとの意見が強く出されるようになった(才村 2001a)。多様な職種、分野において急速な関心の高まりを見せ、マスコミもこぞって子ども虐待の問題を大きく取り上げるようになるにつれ、国会議員の間

でも超党派での取り組みが開始される（津崎ら 2008：10）。国会の衆議院青少年問題に関する特別委員会において、多数の参考人からの意見聴取、集中審議などを経て、2000年5月17日に児童虐待防止法が成立、5月24日に公布、11月20日より施行された（厚生労働省 2013b：332）。成立当時、衆議院の解散を控えていたという国会情勢から、急ピッチの立法作業が行われ、関係省庁との調整や予算措置も講じられないままに成立したという背景を持つものの（吉田 2003：4）、日本で初めての子ども虐待対応のための独立法がここに成立した。

### 3) 権利擁護としての子ども虐待対応

子ども虐待は社会的産物であるという（Marneffe=2003）。子ども虐待という言葉は、「病理」あるいは「犯罪」を意味する個人的な人格の問題と考えられがちだが、そこで虐待が生み出され、拡大の一途をたどった社会的な背景を分析することなく、問題のルーツに到達することは決してできない（Marneffe=2003）。子ども虐待は、個人的な問題というよりは根本的には社会的な問題であり、それは自然現象などではなく、人によって「語られ、名付けられた」現象である（Marneffe =2003）。子どもの権利という概念が成立し、それを社会が守るべき対象として認める理由があるとすれば、「語り、名付け得る」現象を生み出した責任を負うためである。そういった点から、児童虐待防止法の成立は、子どもの権利を社会が守る上で、大きな一歩となった。

児童虐待防止法が施行された2000年には、それ以外にも社会福祉領域において重要な法律が施行されている。それが、介護保険法である。1997年に制定、2000年施行のこの法律は、その対象を「加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等」（介護保険法第1条）とし、サービス提供を行うために制定された。かつては社会の一部分の貧困者や社会的弱者に対してぎりぎりの生活を確保することを目標としてきた社会事業は、高度経済成長期における発展を契機に、一般階層に属する人々に対する一般的、普遍的な福祉サービスをその中心的な施策として位置付ける社会福祉として展開されるようになった（古川1997：28）。戦後当初の我が国の高齢者福祉施策は、ごく一部の低所得者を対象に、生活保護法に基づき養老施設に収容保護する事業が行われる程度であった（厚生労働省2007b）。社会福祉の普遍化は、少子・高齢化という社会傾向への対応策でもあり、介護保険法はその一翼を担うものである。介護保険法第1条に「国民の共同連帯の理念に基づき」とあるように、介護保険制度の中でも社会連帯の理念は語られており、こうした理念の下で措置から利用へ社会福祉の処遇概念の変更が図られた。

この介護保険制度においても、多機関・多職種連携がケアマネジメントという概念とともに強調されてきた。というよりも、多機関・多職種連携を前提として制度が設計されている。対象者のサービスの必要な程度（要支援・要介護度）に応じて保険給付の限度額を念頭にサービスを組み合わせ、対象者が「尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる」（介護保険法第1条）ようにするために、介護支援専門員と呼ばれる職種が調整を行う。ここで行われる調整を、通常、ケアマネジメントと呼ぶ。村社（2011a）は、ケアマネジメントの国内外の定義を参照し、個人的な支援を提供することが必要となる場合もあることを加えつつ、調整方法としての性格を持つと述べた。そして、先行研究を踏まえ、ケアマネジメントは目的と役割期待の違いから「利用者指向モ

デル」と「システム指向モデル」の 2 つに整理できるとした（村社 2011a）。利用者指向モデルは「利用者・家族本位の専門性」であり、目的は「利用者の利益の最大限の実現」、「ニーズの総合的アセスメントの実施」である（村社 2011a）。それに対してシステム指向モデルは、制度的枠組みを軸に、予算管理責任のもとでの適正な資源配分の実施であるとされる（副田 1997）。こうしたケアマネジメントのモデル類型は、介護保険制度が目指した方向性としての、利用者主体の実現と（主に財政にかかわる）資源のコントロールという側面をある意味で代表するとも考えられる。

介護保険制度には様々な課題もあるが、利用者自身の自由意思に基づくサービス利用や多様なサービスを組み合わせるといった着想は、その後の障害者福祉施策にも継承され、利用者主体という福祉像の形成に貢献したといえる。従来の措置制度では、客観的な物差しをあらかじめ用意できない部分があり、結果として認定に当たる行政の裁量的判断に任せられ、権利性が不明確であった（秋元 2010：158）。一方で、申請主義は、申請という行為が阻害された状況にある人の利用権を保障することをあまり得意としない手法でもある。高齢者も障害者も、本人が何らかの理由で申請できない場合には、家族がそれを代理する前提で「利用者主体」のための策が講じられている。そのため、家族が代弁できない場合の策として、成年後見制度のほかに地域福祉権利擁護事業なども整備されてきた。ただし、こう言った事業についても、代弁可能な誰かが窓口に来ることを想定して設計されているという点においては、申請主義の流れを組むといえる。そのため、申請できない人達に対応することも想定したシステム作りが求められる。地域包括ケアにおいて、アウトリーチ型の援助が注目されるのはそうした理由からである。

家庭内で進行する権利侵害の場合、その多くは、当事者が「虐待を止めてほしい」と申請に来ることが期待できない。ゆえに、権利侵害への対処に特化した児童虐待防止法は申請主義とは異なる制度設計をもつ。津崎ら（2008：10）は、児童虐待防止法について、これまで民事不介入に徹していた家庭内の問題に、申請ではなく外部から介入的に関与する仕組みを作ったという点で大きな歴史転換の意味を有すると述べた。秋元（2010：158）は、基準化が難しい個別的な事情があることも踏まえて、措置制度は要保障性の有無と程度について判断を行おうとしている制度であると指摘する。児童福祉制度は、保育所に関して利用・契約概念について先陣を切って導入した分野でありながら、措置制度という柱を支えにした構造をも併せ持つ。子ども虐待対応は、その措置制度を必要とする分野の一つである。

一見、介護保険と児童虐待防止法は、利用・契約概念と措置制度という対照的な枠組みを持つ。しかし、どちらもサービスを必要とする人たちの「人間らしく生きたい」という欲求を支えるために制定されてきた。自由意思を尊重するということは、自由意思の発露が難しい人たちをどのように代弁するのかという問題をも含む。そういった観点でいえば、人権の尊重は、利用概念だけではなく、措置概念も必要とする領域だといえる。そして、社会福祉制度の枠組みとして捉える児童虐待防止法は、人権の尊重という観点からは代弁的機能を担保する役割を担う法律といえるだろう。なお、介護保険制度が対象とする高齢者領域においても、2006年には虐待防止に関する法律（「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」）が施行されている。児童虐待防止法は当事者そのものが政治過程に参加できない中で成立した法律であり、立法を推進するアクターは福祉や医療の関係者、弁護士といった、児童の権利擁護に関心をもつグループであった

(勝田2015)。その成立過程からも、代弁的な実践が求められていたことがわかる。こうした特徴を有する児童虐待防止法は、児童福祉法とともに日本における子ども虐待対応の根拠法の一つとなっている。

## 第二節 子ども虐待対応を支える制度

### 1) 児童虐待防止法の意義

児童虐待防止法は、日本の国策としての子どもの虐待対応のあり方を示したものである。この法律は「施策の促進を目的とする」ものであり、具体的な制度や仕組みを新たに作ることを主たる目的とはしていない(吉田 2003: 4)。この法律では、児童虐待の影響(第1条)、児童虐待の定義(第2条)、児童虐待の禁止(第3条)、児童虐待の防止等に関する国や自治体の責務(第4条)、児童虐待発見時の通告義務(第6条)、児童虐待の通告に関する免責規定(第6条1項)、児童相談所の安全確認義務(第8条)などを明記し、警察との連携規定の設定(第10条)等がなされている。2000年の施行後、2017年現在までに3回の改正を重ねており、現場のリアリティに即して、その実効性を強化するために改正を重ねてきた(中板 2015)。今後も必要に応じて見直しを行っていくことになるだろう。

歴史を振り返れば、1875年にアメリカで世界的にはじめて児童虐待防止協会(後に CPS へと展開)が創設されているのだが、そのきっかけを作ったのが、Mary Ellen (Wilson, M.E.) という9歳の女の子と宣教師(Wheeler, E. A.)であった。実母から置き去りにされ、その後、養母からの虐待を受けていた Mary Ellen を救うために、宣教師は動物虐待防止協会の会長と弁護士に相談し、「人間もまた動物である」という論理で裁判所に保護を求めたことはよく知られている(池谷 2009; 庄司 2010)。彼女とそれを取り巻く大人たちの行動は、子どもの権利を守るために国家権力が介入するという、それまで誰も思いつかなかったテーマに多くの人々の関心を引き寄せる機会を与えたといわれる(Ten Bensel et.al. =2003)。児童虐待防止法もまた、子どもを守る上での国家責任を示す形になったその功績は大きいといえる。

子どもが親の「財産」として捉えられていた時代には、親がその「財産」をどのように「処分」しようが問われることはなかった。子ども虐待は古くから存在し、人身売買、性的搾取、子捨て・間引きなどの問題は、世界各地で行われてきた。日本書紀などにも子ども虐待に関する記述は残されており、江戸時代から開始された人口調査で明治まで人口がほぼ一定数を維持したのは間引きの影響によるといわれる(池田 2002)。子どもは親の所有物、もしくは親の延長であるといった考え方が定着する中では、社会そのものが子ども虐待の存在や普遍性を否認し続けてきた(Gil =1997: 3)。そのために、家庭や地域社会が危機的な状況に陥った際には、子どもを犠牲にすることで乗り切るという手段も選ばれてきた。つまり、子ども虐待は、古くから「仕方のないこと」として存在した。才村(2005: 3-4)は、絶対的貧困の時代には、子ども虐待に対する社会の認識は「家のためには仕方のないこと」として黙認・容認され、社会的にはさほど問題視されることはなかったと述べた。この仕方のなさを乗り越えるためには、変えることができるかもしれないという期待が必要になる。そうした観点からいえば、1990年代の民間相談機関の活動も含め、児童虐待防止法などにより(不完全ではあったとしても)子どもを守るための手立てがあるのだと示した意義は大きい。

また、児童虐待防止法の意義としては、子ども虐待の定義を明示したことにより、社会



福祉制度の対象規定を行ったことにもある。これにより、誰を子ども虐待から守ればいいのかを明らかにすることができた。また、この定義の登場を、定義を引用して虐待であると相手の機関や親に説明することができるようになった（加藤 2001:16）、「虐待」という言葉が持つ個々ばらばらの概念、共通概念に揃えた（小林 2010: 10）、と評価する識者もいる。窪田（2013: 124）は、命名するということは、それまで手に負えないと思いついていた問題が自分の手の届くところにくるということであり、何とか対応する手がかりがあるのではないかという気持ちが動くということであると述べている。この窪田（2013）の言葉に内田（2015）の指摘を加味すると、定義を明示することで人権尊重の可能な社会の創生に対する期待が生まれるという効果もあるだろう。

加えて、児童虐待防止法制定以後、児童相談所が扱う相談件数は急増している。児童福祉法でも子ども虐待の発見時の通告は国民の義務とされていたのだが、通告後の対応を含め形骸化されていたことから児童虐待防止法で更に規定した経緯がある。以後、通告しやすさを追求する形で制度が設計されてきた。例えば、匿名通告も認められている（児童虐待防止法第7条）。加えて、2004年児童虐待防止法改正（2005年施行）により通告の対象が「児童虐待を受けたと思われる児童」と規定し直され、いわゆる「疑い通告」が認められた。これにより、子ども虐待かどうか判断に迷う場合であっても、通告という形で児童相談所などの機関が介入する端緒を創ることができるようになった。1999年度に児童相談所が扱った子ども虐待の相談件数は11,631件であったが、2012年度は59,919件、2015年度は103,260件（速報値）と報告されている（厚生労働省 2016b）。この増加傾向は子ども虐待の絶対数の増加を懸念させつつ、他方では、今まで潜在化され易かった問題を顕在化させる条件が整備されてきたと見ることもできるだろう。

## 2) 日本の子ども虐待対応の政策方針

日本の子ども虐待対応は、先述の児童福祉法や児童虐待防止法の他に、民法における親族法規定などを根拠法として展開されている。児童福祉法では、行政権が子どもの保護を設計して実行し、親権制限が必要になる時点で司法の許可を得る仕組みとなっている（水野2010）。そして、各種指針（『児童相談所運営指針』、『子ども虐待対応の手引き』等）や通知・通達が補助する役割を担う。主たる管轄省庁は厚生労働省であり、中心を担う担当部署は子ども家庭局に設置された虐待防止対策推進室だが、母子保健や医療などの他の担当部署との関連も深い。こうした厚生労働省内の関連部署を横断的に取りまとめるための組織として、2016年4月には児童虐待防止対策推進本部が設置された。

また、2016年3月29日に閣議決定された「児童虐待防止対策に関する業務の基本方針」により、2016年4月以降は児童福祉法及び児童虐待防止法を所管し、子ども虐待の防止を所掌する厚生労働省において、関係府省庁間の必要な総合調整を行うこととされた（閣議決定2016）。一方、子どもに関わる機関である学校などの教育機関の管轄は文部科学省であり、子どもに対する加害行為を犯罪という側面から捉えれば警察庁との関連も深い。そのため、省庁間での連携も必要とされる。こうしたことから、厚生労働省は関係府省庁間の必要な調整等を行うために児童虐待防止対策に関する関係府省庁による連絡会議を開催するなど、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整を行うとともに、所掌する事務に当たる（閣議決定2016）。このように、厚生労働省が調整を担当し、関係府省庁が緊密に連携して総合的な子ども虐待防止対策を政府一体となって

効果的に推進することを目的として関係府省庁連絡会議が開催されることとなった。そして、厚生労働省以外の関係府省庁は、情報又は知見の提供その他の必要な協力を行うこととされた（閣議決定2016）。

こうした構造の下、日本のこども虐待対応は「発生予防」、「早期発見・早期対応」、「子どもの保護・支援、保護者支援」という3つの政策方針が柱とされてきた。これらの政策方針と関連する諸施策について、関係法令および2012年に総務省が提出した『児童虐待の防止等に関する政策評価書』などを参照しながら概観する。

#### ① 発生予防

発生予防では、孤立した環境下での育児を防止するために育児不安の軽減を図ることで、子ども虐待を未然に防ぐことを目的としている。具体的に設けられた施策としては、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業などが挙げられる。いずれも児童福祉法が市町村に対する努力義務を規定し、管轄は厚生労働省である。乳児家庭全戸訪問事業では乳児（0歳児）のいる全家庭を相談員（保健師や助産師の資格をもつ者が担うことが多い）が訪問し、子育てに関する情報提供、母子の心身状況の把握等を実施することをいう。その乳児家庭全戸訪問事業などによって、養育支援が必要と考えられた家庭を訪問し、養育が適切に行われるよう相談、指導等を実施する事業が養育支援訪問事業である。つまり、乳児家庭全戸訪問事業でスクリーニングを行い、さらに手厚くフォローする体制がとられている。この他にも、文部科学省が管轄する訪問型家庭教育相談体制充実事業では、地域の子育て経験者などが学校等と連携して家庭等を訪問して支援を実施する取り組み等も行われている。地域子育て支援拠点事業では、主に乳幼児（0～3歳児）やその養育者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談等を行う。「子育て広場」などの名称が用いられ、一般型と連携型の二つの形態が想定されている。一般型では保育園や幼稚園などに併設される場合のほか、公共施設や民家、商店街の空きスペースの活用などが想定され、従事者は一般の「子育て支援に関心があり、知識を持っている者」とされる。一方、連携型は児童館や児童養護施設などの児童福祉施設で運営され、児童福祉施設等の職員の協力を前提としている。また、2015年に施行された子ども・子育て支援法に基づく地域・子ども子育て支援事業との一体的な運営により、市町村における一体的な子育て支援の推進が期待されている。

#### ② 早期発見・早期対応

二つ目の柱である「早期発見・早期対応」では、子どもへの被害が多かれ少なかれ存在し、その深刻化を回避することを想定して立案されている。この「早期発見・早期対応」という政策の主軸となるのが前項でも触れた通告制度である。なお厚生労働省は、児童虐待防止法の趣旨に基づく通告であれば、結果として通告が誤りであっても刑事上・民事上の責任は問われないとの考え方を示しているが（厚生労働省2013b）、日本では法律上の免責規定はない。特に子どもに接触する機会の多い学校教職員、保健師、医療関係者等には虐待発見の努力義務を課した（児童虐待防止法第5条）。

#### ③ 子どもの保護・支援、保護者支援

3つ目の柱である「子どもの保護・支援、保護者支援」の具体的施策としては、子どもの安全確認の徹底に関する通知、子どもの安全を守るための適切な一時保護、親子再統合に向けた養育者への支援、児童福祉施設等（乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、等）の体制整備が図られてきた。安全確認の徹底は俗に「48時間ルール」と呼ばれ、

児童相談所は通告を受けた際に48時間以内に安全確認を行うことが望ましいと『児童相談所運営指針』では示されている。また、一時保護とは、児童福祉法第33条を根拠法とする、虐待を受けている（あるいはその疑いのある）子どもを児童相談所長が必要と認めた時に安全確保のために保護する行政措置をいう。子ども虐待事案における一時保護の第一の目的は、子どもの生命の安全を確保することであるが、現在の環境におくことが子どもの安全な家庭生活を確保する上で明らかに問題があると判断されるときは、まず一時保護を行うべきともされる（厚生労働省2013b：107）。これは子どもへの危険を心配することなく虐待を行っている養育者への調査や指導を進める、一時的に子どもから離れることで養育者も落ち着くことができる、あるいは援助を開始する動機付けとなる場合もある、子どもの観察や意見聴取を安全な生活環境下でよりの確に行うことができる、などといった効用が期待される（厚生労働省2013b：107）。なお、原則、一時保護は子どもおよび養育者の同意を得る必要がある。同意が無くとも一時保護は可能とされているが（児童福祉法第28条）、継続して養育者の理解を得る努力を行い、子どもの福祉を最優先した対応が必要となる（厚生省1997）。なお、一時保護にあたっては、養育者に対して文書をもって通知し、併せて行政不服審査法第57条の規定に基づき不服申立ての方法等について教示することとされている（厚生省1997）。

養育者への支援に関する施策としては、行政上は「保護者指導」あるいは「保護者支援」として規定される。両者の相違は、「保護者指導」は児童相談所の措置として行われるために児童相談所主体によるケース運びであるのに対し、「保護者支援」は親の主体性を基本とした関わりである点に集約される。児童相談所による保護者指導は、児童福祉法第26条第1項2号あるいは同法27条第1項2号に基づく児童福祉司指導、児童委員指導、市町村指導、児童家庭支援センター指導若しくは障害児相談支援事業を行う者等の指導があり、行政処分として行われる（雇児総発第0314001号「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」等）。一方、保護者支援は、養育者の主体的・自発的な意志に応じて行われるとされ、児童福祉法第11条第1項2号二に基づく指導や児童福祉施設最低基準に規定された各種児童福祉施設による入所する子どもやその家庭の状況等に応じて子どもの自立を支援するために策定される計画に沿って実践される取組みとされている。加えて、市町村においても「児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと」としてその役割が強調されるに至った（児童福祉法第10条第1項第3号）。そして、児童相談所長による指導措置について、市町村に委託して指導させることができることとなった（児童福祉法第26条第1項第2号及び同法第27条第1項2号）。

2007年の児童虐待防止法及び児童福祉法の改正時に、親が都道府県知事による指導に係る勧告に従わない場合に講じるべき措置の明確化や、施設入所等の措置解除の際に保護者指導の効果等を勘案しなければならないとされた。これに伴い、厚生労働省は翌2008年に『児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン』を、地方自治法第245条の4第1項に規定する技術的助言として取りまとめた。なお、家庭での養育が困難と判断された場合には、乳児院や児童養護施設のような児童福祉施設への入所や里親委託などの行政措置がとられる（児童福祉法第27条）。また、子ども虐待が強く疑われる場合には、親の同意を得ずに家庭裁判所の審判・承認後に措置を行う権限が、児童相談所所長には与えられている（児童福祉法第28条）。

以上、子ども虐待対応の政策上の3本柱について概観した。総務省の政策評価書（総務省 2012）等では便宜上、それぞれの柱に対して各施策・事業が位置付けられているが、政策上の3本柱は、それぞれが独立しているのではなく、連続性をもっている。

### 3) 行政権限の強化

児童虐待防止法成立前夜には様々な通知が発出されたことには既に触れたが、その中に、児童虐待防止法の基本的な方向性を示すこととなった通知がある。それが、「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について（平成9年6月20日付児発第434号厚生省児童家庭局長通知）」である。この通知の趣旨は、一部疑義のあった児童福祉法について解釈の明確化を図るとともに、子どもの福祉を最優先した積極的な取り組みを促すために発出されたものである。津崎ら（2008：9）は、この通知の主旨を以下のように要約している。

- ・国民に広く通告義務を周知させるとともに、民生・児童委員、医師、教職員等の関係者への啓発活動に努めること。
- ・通告は守秘義務違反には当たらず、通告者の情報源に配慮すること。
- ・立入調査に当たっては必要に応じ、警察との連携による調査を行うとともに、状況に応じて遅滞なく児童の一時保護につなげるなど、児童の福祉を最優先した臨機応変の対応に努めること。
- ・一時保護に当たっては保護者の同意を得て行うことが望ましいが、得られない場合は児童の福祉を優先した対応を図ること。
- ・保護者の同意が得られずに行った一時保護等について、保護者が引き取りを求めてきた場合はこれを拒むこと。
- ・家庭裁判所の承認を得て施設入所した場合、保護者の引き取りはこれを拒むこと。

（津崎 2008：9 を一部抜粋）

上記の通知の要約抜粋を見ればわかる通り、この中では養育者との友好的な関係構築を目指したアプローチではなく、子どもの安全確保に重点を置いた権限に基づく介入型アプローチに関わる援助指針が示された（津崎ら 2008：8-9）。この援助指針が児童虐待防止法に継承されたのである。

子ども虐待対応にはパターナリスティック（強権的）な側面とパートナーシップに基づく受容的な側面の二つのパターンがみられる。児童虐待防止法制定以降、パターナリスティックな側面が強調されてきた。このアプローチでは、行政権限を用いて、強制的に親子関係に介入し、必要に応じて子どもを保護するといった形で子どもの権利擁護を行う。こうした手法を、便宜上、強制的介入と呼称しておくが、日本においても、1990年代に入ると、司法と福祉の連携による強制介入的ソーシャルワークの手法が確立されていった（保坂 2011：305）。一方、パートナーシップとは、Child Protection Services（以下、CPS。日本の児童相談所に相当）と家族の両者が、双方合意のゴールを達成しようと協力し努力するときに存在する（Turnell et al.1997）。この強制的介入とパートナーシップに基づくアプローチは、子ども虐待対応において、どちらかだけではなく、どちらも必要とされている。こうした両極端なアプローチが求められる背景には、子ども虐待対応が、育児を尊ぶという側面と権力の濫用の抑止という側面の、一見すると二律背反的な特徴を有するためと考えられる。

### 第三節 子ども虐待対応の二律背反的な特徴

#### 1) 育児行為の尊さ

虐待を受けた子ども達の心理的治療に関わるセラピストである Gil (=1997: 63) は、子ども虐待は、家族というフレームワークの中で生じる相互関係の問題であると述べている。対象となる子どもの年齢も幅広く、乳幼児期から思春期まで含まれる (Steele=2003)。子ども虐待対応を理解するために、まず、一人の人間を育てるという行為は決して「出来て当たり前」ではないという前提に立つ必要がある。

人間は、きわめて未熟な状態で生まれてくるため、人間の行動パターンのうちで生まれつき遺伝的に決定されているものは極めて限られている (Steele=2003: 168)。この数少ない遺伝的なプログラムの一つが、アタッチメント (attachment) といわれる行動制御システムである。精神分析医である Bowlby John が提唱したアタッチメントとは、①子ども自身の内的要因 (病気、苦痛、疲労、空腹などの生理的不快状態)、②外的環境要因 (新奇性、突然の大きな音や光・暗闇などの物理的環境)、③養育者の不在、拒絶的反応、養育者と離れている物理的な距離や時間の長さ、などの諸要因によって活性化される、他者からの保護やケアを引き出す、あるいはかかわりを求める手段となる行動パターンを説明するための概念である (久保田 2008)。未熟な状態で生まれた人間にとって、「生」を保障してくれる人への適応は生命維持上の必須課題である。したがって、基本的には子どもの意思とは無関係に自動的に発動され、本質的には母親「機能」への愛着であり (Steele=2003)、血縁関係がなくとも、その機能を担う人間に対してアタッチメントは作動する。

アタッチメントが子ども側の親に対する適応であるなら、親側の育児行為は子ども側のアタッチメントへの適応ということになる。この子-親間で展開される適応は、お互いに影響を及ぼしあうことで成立し、互いに応答したり関わり合ったりする、顕在的な行動で成り立つ (Stern=2000: 12)。そして子-親の関係性は、影響を及ぼしあった記憶を背景に、子どもや親に特有の多くのレンズ (≒準拠棒) を通してどのように知覚され、解釈されるかにより決まる (Hinde1979; Stern=2000)。Stern (=2000: 12) は、記憶の集積と個人的解釈の混合物を相互作用の表象 (representation) と呼び、この表象を通して親側は相互作用の客観的な出来事を子どもと親自身の行動を含めて、主観的に体験し、解釈すると説明している。

アタッチメントと、親の養育行動の大きな相違点は、子どもへの反応は親自身が生き延びることとは無関係な点にある (Steele=2003)。Bowlby (=1993: 2) は「成功した親になるということは、多くの非常に大変な仕事を要求される」と述べていた。子どもの生命維持には親側の積極的関与が不可欠であり、子どもの成長を助けるためにも、多大なエネルギーを必要とする。したがって、育児は非常に大きな投資を必要とする作業といえる (長谷川 2016)。育児という投資を親のみで完結することは難しく、本来、人間は共同繁殖する動物であった (Hrdy2011)。しかし、共同繁殖を可能にしてきた場 (家庭や地域社会) も変化し、現代は新しい場の創出を試みる過渡期にある。現代社会もまた、ある種の危機的状况を迎えているとみなすこともできるだろう。

また、庄司 (2007: 88-90) は、育児は構造的に不安を喚起しやすい性質を含むと指摘した。養育行動は親と子どもとの一体感を生む反面、子どもへの期待の高まりと現実とのギャップに悩むこともでてくる (庄司 2007: 89)。場合によっては、子どもに親が望むあ

るべき姿を強いることもあるかもしれない。また、「育て方」が遺伝的にプログラムされていない以上、一定の学習が必要となる。そのために、親自身がかつて体験した「親子関係」の影響を受けやすくなる（庄司 2007：91）。そして、「母性」神話に代表される「子育ては親の責任」という認識が、育児へのサポートを受けにくくする要因となる（庄司 2007：89）。援助を要請することが、「ダメな親」の烙印を押されるかのように思わせるからである。才村（2005：7）は、子ども虐待のように、「あってはならないことは、存在しない」ものとして社会的に封印され、逆に「母性神話」のように、「あってはほしいことは、（仮に実在しなくても）存在する」のであると指摘した。

投資としての育児は、エネルギー資源の枯渇や供給バランスの不具合により成立を妨げられる。こうしたことから、アメリカで子ども虐待への関心が高まってきた当初、子ども虐待は親の精神病理に問題の原因が求められていた（Turnel et al.=2004：26）。しかし、エネルギー資源の枯渇や供給バランスの不具合は、親にのみ責任があるわけではない。現在では、複数の影響を統合することで全体像を見ようとする生態学的アプローチの登場により、個人要因、家族要因、コミュニティ要因、社会的要因、文化的要因の相互作用から子ども虐待は発生すると考えられるようになった（Turnel et al.=2004：26）。身体的・精神的な疾患があれば個人が有するエネルギー量は減少するかもしれない。しかし、他にエネルギー源（育児を供給できる資源）があれば、子どもは虐待されなくて済むかもしれない。人間の行動は複雑で複合的に決定されるのであり、早期の適応（不適応）パターンは後の適応（不適応）に影響を及ぼすが、必ずしも単純で直線的な方法で影響をするわけではない（Widom=2005）。資源の少なさが何らかの形で補われ、エネルギーの需要と供給のバランスが図られていれば、子ども虐待の発生につながらないことも十分考えられる。

育児は、エネルギーバランスの少しの乱れにも反応する繊細さを有している。こうした儻さを含む中で取り組まれるからこそ「人間が人間を育てる」という行為は尊い。子どもたちにとって代え難い存在としての親を尊重するという事は、結果的に、子どもたちを尊ぶことにつながる。そして、育児という行為が有する繊細さは、些細な変化でも家庭内の相互関係の問題を反転させる可能性があることをも意味する。人々が取り組む育児という挑戦を尊び、その勇敢さを支える。予防も含めた子ども虐待対応とは、そうした可能性を現実のものにするための取り組みである。

## 2) 親権の抑圧性

しかしながら、親を尊重することと、子どもという立場にある人間の尊厳を脅かす行為を支持することは、分けて考える必要がある。子ども虐待は子どもの尊厳が脅かされた現象である。これまで、子ども虐待対応においては、親権への対応策が大きな課題となっていた。親権とは民法第 820 条に規定される、親子という固有の身分関係から派生する、未成年の子の監護養育するためにその親に認められた権利義務の総称（日本弁護士連合会子どもの権利委員会 1998：22）である。親権は、元々、ローマ法の家長権を受け継いだ父権であり、明治期の民法（1898 年施行民法）でも「子は其家に在る父の親権に服す」と父を単独親権者として定められていた（水野 2010）。戦後の民法改正により両親の共同親権となった（水野 2010）。その内容は、子の身上の監護教育権と財産上の管理処分権に大別される（水野 2010）。これまで、親権と児童虐待防止法との整合性については何度も取り沙汰されてきた。親“権”という言葉から親の権利のイメージが強く持たれているが、実

際には親権は子の利益のために行使されるものであり、子ども虐待が親権によって正当化されないことは法律上明らかである（石田 2010；法務省児童虐待防止のための親権制度研究会 2010）。才村（2005：11）は、親権には強力な権限が付与されているが、親権とは親の絶対的な権限ではないと指摘する。

ただし、かつては子に対する親の絶対的な権利と解釈されてきた（水野 2010）。欧米文化圏において、力が正義だった古代には、儀式によって生きる権利を与えられるまでは、乳児には何の権利もなかった（Ten Bensel et al.=2003）。新生児は父親の認知を受ける必要があり、父親が生み出したものは父親のものであり、父親はそれを好きなように扱うことができたといい、子どもの権利とは親の特権でもあった（Ten Bensel et al.=2003）。日本においても、儒教的家父長的家族制度に基づく「私物的我が子観（親の従属物とみなす子ども観）」があったとの指摘もある（才村 2005；厚生労働省 2013b）。親権を親が子どもに対する強力な権限と認識されてきたからこそ、子どもは親の財産とみなされ、子ども虐待は「仕方のないこと」として扱われてきた。子どもの権利が社会的に認められるためには、親権に対する認識の変更を要することになる（杉田 2008：62）。

児童虐待防止法第4条6項では「児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない」と規定され、また同法第14条1項では「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない」とし、「児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない」（同法同条第2項）と規定している。そこで、2012年改正民法では児童虐待防止法との整合性を明確にするために、従来の「親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」という条文から、改正後は「親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」（民法第820条）と規定した。親権に「子の利益のため」と言う行使目的の限定を加え、“子”という立場にある人間の権利を保障するために精緻化が図られた。ただし、2012年民法改正時には、懸案事項となっていた監護教育権（特に懲戒権）の削除を含めることはできなかった。

児童虐待防止法や児童福祉法改正による公法的規制は、内容的には親権行使に対する制約となっている（水野 2010）。民法上も、こうした流れに歩調を合わせる形で改正された。これまで民法第834条では親権の濫用又は著しい不行跡を理由に親権喪失ができることとされてきたのだが、実践現場ではこの手段の選択を躊躇する傾向があった。こうした背景を踏まえ、2012年改正民法では、新たに親権を一時停止するための制度が創出された。民法第834条の2において、家庭裁判所は「父又は母による親権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害するとき」に2年以内の期間を定めて親権停止の審判をすることができると規定された。期間が限定されている意図は、子どもの利益を守りつつ、子ども自身、養育者自身、そしてその家族を取り巻く人々・環境の変化を促すための時間を作るためである。

以上で整理したように、育児という尊い行為を支えることが求められる一方で、親権の濫用を制限する必要もあるという、一見すると二律背反的な側面を持つ点が子ども虐待対応の一つの特徴となっている。

### 3) バックラッシュ現象にみる一義的な対応の限界

「福祉機関は暴力的な家族に対しても援助を申し出る義務を負わされているけれども、実際には、変装した司法の番人としての機能を果たす場合が多い」(Marneffe =2003: 959)。川崎ら(2010: 42)は、児童虐待防止法制定後、発生予防から自立支援に至るまでの切れ目ない支援、総合的な施策を打ち立てるはずだった我が国の児童虐待対策は、社会を揺さぶる幾つかの虐待死事件などにも影響され、いかにして早期発見・早期対応を行うかという課題に追われ続けたと述べているのではないかと指摘した。子ども虐待は、子どもの生命・生活・人生に大きなダメージを与える。子ども虐待の悲惨さに心を痛めることにより、加害行為を行う親の権限へ対抗することに焦点化した対応策の強化に追われてきた。

こうした行政権限を用いた強制的な介入スタイルは、欧米型の子ども虐待対応に見られる特徴でもあった。「あった」と過去形をとる理由は、その欧米において見直しが迫られたからである。子どもを守るために親権への介入を可能にした法整備後の欧米は、1990年頃から介入論理を軸にする制度の限界を感じ始めて、次への模索を始めたといわれる(小林2015)。その象徴的な出来事として、ここではバックラッシュ現象を取り上げたい。backlashとは逆回転といった意味を持つ言葉だが、それが転じて「進歩的とされる政策や社会現象に逆行する動き。反動。」(広辞苑第6版)という意味で日本語においても用いられるようになった。子ども虐待に関していえば、1980年代後半から1990年代にかけてアメリカやイギリスで社会問題となった(子どもの虹情報研修センター2006)。

アメリカでは、1960年代中頃から1980年代中頃にかけてはCPSが社会で果たす役割について広く国民の考えが一致していた時代であり、公然とCPSに対立する人間は子どもの敵であるとさえ考えられていた(Weber=2003)。その流れが1980年代半ば以降、バックラッシュ現象により一変する。1984年にはミネソタ州ジョーダンで性的虐待が疑われた親たちに対し、子どもを保護するためにとった行政行為の妥当性が認められないとして、親たちに無罪判決が言い渡された(Weber=2003)。上野(1996: 71)は、メディアが児童保護システムの失敗例を再三取り上げるようになったきっかけとなったと述べた。この裁判の判決を受ける形で、子どもの虐待防止法の被害者連合(the Victims Of Child Abuse Legislation;以下、VOCAL)が組織された(Weber=2003)。

イギリスでも同様の事件が起こる。クリーブランド事件と呼ばれるケースでは、1987年にクリーブランドの小児科医2名により性的虐待を受けたと診断された121名の子どもたちが、家族から分離された(Turnel et al.=2004: 35)。しかし、親たちの活発な抗議キャンペーンにより、メディアや市民の感情は急速にソーシャルワーカーや医師を非難するものに変貌する(Turnel et al.=2004: 35)。裁判所が12家族から引き離された26人の子どもについて診断ミスと判断した時、専門職の介入について行き過ぎで不適切であったとの見解が広まった(Turnel et al.=2004: 35)。その後、「ファミリー・ライツ・グループ」などの虐待の疑いをかけられた親を支援するための団体が組織されたという(三島2005: 31)。

また、子どもに虐待と性的被害から逃れるすべを教えようとする努力は、親の権威を損なうことや学校で性教育を教えることを懸念する保守的な団体や宗教団体だけでなく、アカデミックな論者からも反発を引き起こした(Myers=2008: 9)。こうしたバックラッシュという、強制的介入に偏った対応が家族を裁判闘争に駆り立てる現象は、その反動として、今度はCPS側を親の告発に駆り立てることになった。その結果、CPSは法的に許容



される証拠固めの収集に関心を傾けることになる(Weber=2003)。これは、極論をいえば、裁判に勝てる見込みのない子どもが権利擁護の対象とされない可能性を含むことになる。CPSは親から訴訟を起こされないようにという自己保身にばかり走ることで、児童保護という本来の機能が立ちいかなくなってしまうという悪循環に陥ったとの批判もある(池谷2014)。非協力的な環境で働きなれていない一部の実践家の仕事はより複雑になり、個人的に標的とされた人々の苦痛の種となり、場合によっては虐待された子どもを弁護する能力を無効化することになった(Myers=2008:9)。また、強制的介入に偏ったかわりによって親たちは暴力的になり、子どもを病院や施設から強引に連れ出してしまう事態が頻繁に発生した(Marneffe=2003)。

日本においても、児童相談所の行政権限を強化し、強制的な介入に偏った制度設計に批判がみられるようになってきた。池谷(2014)は、子どもの幸せを願うあまりに虐待の範囲を拡大し、些細なことでも国家が家庭に強引に介入しようとするならば、逆に家庭内の人間関係をギクシャクさせ、家庭そのものを崩壊させかねないと指摘する。また、小島(2014)は、人間が不完全な存在である以上、一定の割合で「逸脱(abuse)」は必ず発生するが、常数まで予防すべく公権的介入を企図することは、不完全な存在に完全を求めることを意味するが、それは文字通り非人間的な社会状況を招来することになりかねないと危機感を示した。そもそも「完璧な養育」などあり得ない。どの養育にもいくらかの不適切さは含まれる(Munro2008:50)。「完璧な母親像」や「あるべき父親像」を強いる社会とは、親と呼ばれる立場の人たちを抑圧する社会であり、そうした社会の中で子どもを育てることに希望を見出すことができるとは到底思えない。

一義的対応の限界は、通告し易い制度設計にもみられる。匿名通告は通告者を護ることを意図したものである。一方、通告者を護ることに特化した制度設計では、子ども虐待ではなかったケースをも拾い上げることになる。川崎(2006:104)は、虐待通告件数が増加するにつれ、現場感覚では誤認や誤報が増えていると実感すると述べた。通告された家族には、多かれ少なかれ、「子どもを虐げる親」、「虐待される可哀想な子ども」などといったラベルが与えられる。疑わしいと認識した場合も通告するのであれば、その認識主体の誤謬性をも社会が容認し、誤りであった時には通告された家族をフォローすることも必要となるはずである。しかしながら日本では、通告された者が怒り、傷つき、かえって地域からの孤立を招くようなことがあっても、残念ながら制度上、そこまでの配慮はなされていない(川崎2006:105)。Munro(2007)は、虐待という語の意味を広げすぎ、子育てにかかわるありとあらゆる問題をそこに盛り込んでしまったことが、まず問題だったとまで指摘した。通告し易さを追求した現状の制度設計は、「見守り」という名の下に、互いを監視しあうシステムとして機能しかねない危うさを内包する。

川崎ら(2010:45)は、「保護者との対立を現場が抱え込んで大変だと言えば、じゃあ、あなた方に強い権限を与えますから現場でやってください、という流れになっています」と述べ、行政権限ばかりが強調される現場の負担感を代弁した。児童相談所自らが権限強化を望んだわけではなく、家族を再生するための総合的な法整備が必要と主張していたはずであったが、法的技術論が先行してしまったとの印象ももたれる(津崎ら2008:41)。1990年代以降、児童相談所に特化された業務マニュアルや弁護士会による法律実務に焦点を当てたものが作成されるようになってきたのだが、こうした動きは、児童相談所におけるソーシャルワークが「介入的ソーシャルワーク」へと変容したことと無関係ではない(子

どもの虹情報センター2006)。法的対応に不慣れであった児童福祉現場において、マニュアルへのニーズが高まったことや虐待親からの法的反撃に備えるという「法による児童福祉」の要請が働くようになったこともその背景にあると考えられる（子どもの虹情報センター2006）。

虐待とは、閉鎖された空間の中で、力のあるものが、力のない者に対して、その力を濫用することである（松田 2008：289-290）。密室化した家庭において子どもへの権利侵害が進行すれば、不可逆的な「生」の困難（死亡も含む）を子どもに引き受けさせることになりかねない。だからこそ、密室（家庭）を開放するために強制的に介入する手法が必要とされてきた。しかし、屋代（2007）は、命の危険が危ぶまれる子どもを保護しようとする時、私たちは国家の権限を使ってその家族関係に介入するが、介入はそれ自体が前提として権利侵害的行為なのだとして戒める。子ども達は極端な場合、生まれ育った場所から引き離され、家族とも引き離され、満足な説明のないままに新たな環境で生きることを要請されるケースもあり得る（屋代 2007）。権利侵害を繕おうとするための新たな権利侵害—子ども虐待対応とは、そうした矛盾をはらみ、実践家の立場からすれば大きな痛みを伴う行為といえる（屋代 2007）。

小島（2014：224）は、私的領域への公権的介入には、《家族から個人を救う作用》と《個人を救うために家族を破壊する副作用》の両者が同時に存在すると指摘する。この指摘を借りるのであれば、強制的介入は、家族を破壊することで、子どもへの権利侵害を止めようとする、いわば荒療治である。児童福祉法第 33 条の一時保護に子どもから離れることで養育者も落ち着くことができる効用や援助を開始する動機付けとなる場合もあるのは（厚生労働省 2013b）、子ども虐待と名付けられる家族内の相互関係を一旦破壊することで、別の意味（システム）を再構築できると考えるからである。しかし、《家族から個人を救う作用》を活かすためには、《個人を救うために家族を破壊する副作用》への対処法を確保する必要がある。

その対処法は、当然、強制的介入とは別の論理を用いざるを得ない。強制的介入に別の強制的介入で対処しても、破壊の副作用が循環するだけである。Munro（2007）は、虐待者と疑われるのは、それだけでも辛く、恐ろしいことだろうと述べ、犯罪者同然に扱われるのではないかと思うと、なかなか援助を求めに来る気になれなくても無理はないと指摘した。国民の義務としての通告制度の周知徹底を図ったことで、確かに潜在化しやすい子ども虐待を発見し易くなった。これは、間違いなく、前進であった。その一方、国民全体が子育て家庭の「監視員」となってしまうと、家庭の閉鎖性をさらに強めることになりかねない。通告を強調するだけでも、本当は不十分なのである。小林（2015）は、強制的介入に必要なことは子どもの危険度を正確に迅速に判断し、必要な場合には親と対決して子どもを保護することであり、親との援助関係をつくることは可能であれば行うが最重要事項ではないと述べた。Marneffe（=2003）も、専門家たちが行政機関や裁判官を頼みの綱にしているという現実、一種の混乱状態を引き起こし、信頼性と信用を失う結果を招来するとし、そこでは、親たちが素直に援助を求めることができないという優柔不断さを理解するなどというゆとりは生まれないと指摘した。家族の再構築過程に何らかの形に関わろうとするのであれば、関わらせて「もらう」ための土壌となる関係性が必要となる。その関係性は、強制的介入だけを手段としていては構築することは難しいと考えられる。

こうした議論は、強制的介入を必要のないものとして退けることにはならない。子ども

虐待が家族内の相互関係の問題であるということは、家庭内で生じている「生」の困難を、子どもたちが自らの犠牲をもって調整してくれているという見方もできる。家庭内の役割分担により子どもたちが引き受けた調整を、別の形態に移行させるためには、歪んでしまった相互作用を破壊する工程も必要になる。しかし、それだけでは十分ではない。権力（親権）の濫用の抑止という観点から必要なパターンリスティックな対応は、家族の相互関係の再構築を可能にする実践家とクライアントとのパートナーシップを必要とする主張したいのである。たった一つ、万能の道具があればよいのではなく、複数の中から選ぶことが、子どもやその家族の置かれた状況に合わせていくためには必要と考えられる。Myers（=2008）は、バックラッシュ現象には、過度な熱心さを抑えたり、効率と公正に関する論議を導入したり、以前には見過ごされていた人々の利害（例えば捜査下にある親たち）に注意を向けたりするなどの有益な効果もあったと述べているのだが、一つのやり方に依存した対応の限界を示す契機でもあったといえるだろう。

こうした強制的介入への依存を避けようとする見解に対して、強制的介入を必要としない家庭の相互関係は子ども虐待と呼ばないのではないかと考える人もいるかもしれない。虐待と分かってからしか虐待を見ない者にすれば、どういう親が虐待者になり易く、どういう親に支援の焦点を当てるべきかを予測することなどいとも簡単な話に思えるだろう（Munro2007）。しかし、現実には、子ども虐待という現象は、認識の問題を抱えるがゆえに曖昧な側面がある。次節では、この子ども虐待の捉え難さについて考察し、「曖昧な現象としての子ども虐待」という視点から、多機関・多職種連携の効用について考察する。

#### 第四節 子ども虐待対応に求められる多義性の包摂

##### 1) 子ども虐待を捉えることの難しさ

児童虐待防止法において子ども虐待の定義が示されたことは既に述べたが、これにより子ども虐待が有する不確実性をすべて排除できたかといえば疑問である。Munro（2008：46）によれば、子ども虐待とは、単純に言えば有害で道徳的に間違った方法で子どもを取り扱うことであり、虐待行為と呼んでいるものは描写ではなく、評価であるという。Miller-Perin ら（=2003：91）も、重要だとみなされる定義基準（行為の深刻度や頻度、行為の結果、加害の意図）も、不当な攻撃性と正当な攻撃性の区別もそれを解釈する人によって異なる、はっきりしない範囲の否定的な行動を指すに過ぎないと述べた。また、虐待は行為者と観察者の関係性の中で定義されると指摘する論者もいる（千田 2015）。鈴木ら（2001）が行った調査では、性別・子どもの有無・所属・職種により虐待認識には統計学的に有意な差があると報告されている。躰と虐待はどう違うのか。この疑問に主観を排除して答えることは容易ではない。

川崎（2006：92-103）は岸和田事件を例に挙げ、虐待を発見することの難しさを指摘した。岸和田事件とは、2004年に発覚した、大阪府岸和田市において実父とその内縁のパートナーによる身体的虐待とネグレクトの結果、中学3年生の男の子が衰弱死寸前の状態で発見されたケースである。このケースでは、親が意識不明の重体になるまで放置したというショッキングな出来事に加えて、学校や児童相談所が、虐待の恐れがあるという情報を得ていたにもかかわらず事態が深刻化した点でも社会に大きなインパクトを与えた（川崎 2006：93）。川崎（2006：100）は、学校も児童相談所もこのケースを明確な児童虐待と

して認識していなかったと考えられると指摘し、いずれの機関も虐待を受けていた長男の姿を見ておらず、確信が持てる状況ではなかったと述べた。

1993年に全米研究評議会（National Research Council）が子ども虐待に関する研究課題を検討するために設置した委員会（Panel on Research on Child Abuse and Neglect）では定義構築の困難性を次のように整理した。

- ・危険、あるいは容認できない育児形態に関する社会的コンセンサスの欠如
- ・定義の基準として「危険に晒すこと（endangerment）」「危害（harm）」のいずれを用いるのか（“可能性”も含めて対象化するか否か）について意見の対立が存在する。
- ・定義が適用される複数の目的（科学的目的・法的目的・臨床目的など）を巡る混乱がある。
- ・子どもに対するある行為の意味は、子どもの年齢・性別・行為者との関係・民族性・状況により大きく異なる。
- ・現実に即した、かつ有意義でしかも運用可能な定義を構築することがそもそも難しい。

（National Research Council＝2010:87-88より一部要約抜粋）

何が子ども虐待で、何は子ども虐待ではないのか。真偽の線引きが明確ではない場合、これを境界線事例（borderline case）というのだが（一ノ瀬 2011：20）、認識が関連する領域では境界線事例を扱う必然が生じる。一ノ瀬（2011：1-38）は境界線事例を許すという特徴を有する問題に関わるとして曖昧さを取り上げていた。第一章で連携概念を取り上げたが、私たちが発する言葉は、使う場合に依じて様々であり、決して同一なものとはなりえない（高田 2015：160）。認識自体が宿命的に曖昧性に巻き込まれている（一ノ瀬 2011：26）。関わる人間の認識を排除できないゆえに、子ども虐待対応では曖昧さを扱わざるを得ない。ここでは、こうした曖昧さは生起する3つの要因について整理する。

曖昧さが生起する要因の一つとして、連鎖式のパラドックス（sorites paradox）がある。例えば、1粒の砂は砂山と認識されない。砂山は砂の集合体だからである。では、2粒はどうか。やはり、砂山とは認識されないだろう。3粒でも同様である。「1粒の砂が砂山でなければ、2粒の砂も砂山ではない」が真であれば、「2粒の砂が砂山でなければ、3粒の砂も砂山ではない」も真であるとみなす推論原則のことを前件肯定式（modus ponens）という（飯田 2005：62）。しかし、この原則を適用すると100万粒の砂の集合体も砂山ではないと説明されてしまう。つまり、現実との矛盾が生じる。骨が折れるほど子どもを殴る行為を虐待とみなすとして、痣ならばどうか。骨折や痣がなければ虐待ではないのか。微細な差異を識別できるほど、私たちの認識の精度は高くない。任意の曖昧な述語（例：子ども虐待）は、その明確に当てはまる事例と当てはまらない事例を本来は持っている（飯田 2005：63-65）。それが、児童虐待防止法に示された定義である。しかし、局所的な差異に対する識別能力の限界と前件肯定式の反復により、認識上の不整合が生じ得る（飯田 2005：64）。

第二の要因として、時間に関わる問題もある。例えば、母乳育児に熱心な母親がいたとする。母乳育児に熱心であることを子ども虐待と考える人はまずいないだろう。では、母乳の分泌が悪くなり、人工乳を拒否すればどうか。その結果、子どもが不可逆的な発育障害をきたした場合、どの段階で虐待といえるのだろうか。このように、時間の経過とともに段階的に子どもの「生」が脅かされていくケースは少なくない。そして、取り返しのつかない影響が子どもに表れてはじめて、周囲の人々は事態の深刻さを認識できるようになる。結果だけを知らされた人間にとってその母親は「虐待する親」かもしれないが、端緒

で関わった人たちには「献身的な親」と認識されもする。結果を基に行う批評とは異なり、実践は経時的変化にも対応しなければならない。ある段階では正しかったことが、時間を経ることで、正しくないことに変化する場合があることに留意しなければならない。

第三の要因は、自由な解釈が許されていればいるほど、その中から適切な解を導くことがかえって難しくなるためとも考えられる。社会学者の数土（2013：54）は、選択肢の数が増えるにつれて考慮すべき条件が多くなり、選択のための判断の基準を定めることが困難になり、かえって自由でなくなると指摘した。たとえば、借金により夜逃げをし、その後、学校に通えなくなった子どもがいたとする。親が学校に通わせなければ教育ネグレクトに該当する。ただ、本人が家族の事情を慮って自ら学校に行くことを拒んでいた。夜逃げの経験により、家を離れている間に家族がいなくなってしまうのではないかという不安もある。こうした状況を教育ネグレクトだと全ての人が解釈するだろうか。子どもが学校に通えればそれで子どもの福祉が実現するとはいえないのではないか。この描写でもまだ単純化されており、現実では考えなければならない複雑な要素がさらに混在する。考慮しなければならない要素が増えると、解釈の可能性も広がる。そのため「どのようにも解釈ができる」ことで、「どのようにも解釈できない」事態も起こり得る。結果的に子ども虐待かどうかを識別することが難しくなり、通告するか否かの判断も困難になることも予想される。

## 2) 子ども虐待の曖昧さへの対処

子ども虐待かどうかの実践上の見極めには「推測」も必要であり、ゆえに曖昧さも含まざるを得ない。しかし、このことは必ずしも実践を不自由にすればかりではない。河合ら（2003：9）は、明確化は世界を対象として操作しようとする権力的な思考と連動し、曖昧さの除去は権力の発生と関連すると指摘した。制度には対象規定が必要だが、対象規定は規定外のモノを明確にし、対象から排除することでもある。そのため、子ども虐待対応においては、子ども虐待の曖昧さを考慮に入れて、その曖昧さを包摂する取り組みも行われてきた。

まず、子どもと家族を守るための推論原則が持ち込まれた。連鎖式のパラドックスの発生要因には、前件肯定式の適用がある。そのため、別の推論原則を採用するという方法もある。児童虐待防止法第2条の定義では加害行為者の意図に関する記述は見当たらない。そして、あくまでも子どもに及んだ影響から定義化されている。つまり、児童虐待防止法は幾通りにも読み替え可能な物語を子ども側から論じる、と規定した。なぜ子どもに及んだ影響から論じるのかといえ、*“困っている”* 状況を明らかにするためには、脆弱な立場の人間 (a vulnerable person) に及んだ影響から読む必要があるからである (実方 2014)。解決困難な課題を複数抱える家族にはいくつもの問題維持の連鎖がみられるが (谷口 2003)、維持された困難は結果として家族内で最も脆弱な立場にある人に影響が集約される (実方 2014)。子どもが負の影響を引き受けることで調整しているがゆえに、周囲の人たちは困難性を認識できなくなる。そのため、子どもに及んだ影響から現実を読み解くことは、子どもを守るためだけでなく、その家族を援助する上でも必要となる。この原則は『子ども虐待対応の手引き』でも強調されている (厚生労働省 2013b：5-6)。

一方、曖昧さは、虐待の可能性を否定することさえ可能にする。そこで「虐待ではない」と認識された場合であっても、子ども虐待対応が行えるよう制度上の配慮もなされた。そ

れが通告制度と児童家庭相談という制度である。通告制度については既に触れたが、児童家庭相談とは、子どもに関する様々な問題について相談に応じ、子どもの福祉の実現及び権利擁護を視野に最も効果的な援助を行うことをいう。通告窓口と児童家庭相談窓口は、いずれも児童相談所、市町村の児童福祉主管課の二つの窓口が設定されている。先述の児童虐待防止法第6条で認められている「疑い通告」は、不確実性を完全に除去できない中で子どもの福祉を守るための措置であった。一方、児童家庭相談においても虐待の潜在に留意するよう明示されている（厚生労働省 2017c）。問題行動と呼ばれる行為群は、子どもからの SOS でもある。虐待が必ず「通告」という形で入ってくるとは限らず、一般的な「相談」の中から発見されることもある（厚生労働省 2013b : 42）。したがって、子ども虐待と呼ぶかどうかを迷ったとしても、子どもについて心配なことがあれば、通告であっても、相談であっても、児童相談所や市町村に連絡を取ることができるよう構築された。どちらの窓口を選択するかについての制約も（原則としては）ない。状況に応じて使い易い方を選択できるように作られたとみることができるだろう。

### 3) 多機関・多職種連携の意義

児童虐待防止法の第2条は、私たちが子ども虐待の捉える際の準拠枠を示した。その意義は疑いようがない。しかし、それでも現実をどのように解釈するのかという人々の認識を完全に統制することはかなわない。人間の認識を統制しようとする自体、暴力的な発想である。秋元（2010 : 201）は福祉の権利や人権に関しては、制度化が困難な側面があると認識する必要があると指摘する。制度化は多様性を排除することで成立し、本質的に限界を有しているからである（秋元 2010 : 201）。Munro（2007 : 71）は、行政権限に依存した子ども虐待対応の問題の根源は、子どもと「お役所的効率性」とが相容れないところにあるからだろうと指摘する。「子どもは時間がかかる。効率とはスピードだ。子どもは思いやりを必要とする。役所は能率よくさばいていくのが好きだ。子どもには柔軟な対応が求められるが、お役所は決まりきった手順によって動くのを旨とする。」（Munro 2007 : 71）と述べた。

様々な可能性を考慮できるからこそ、子どもの福祉を実現することもできる。なぜなら、福祉（≡しあわせ）自体、多義性を帯びているからである。教育を受ける権利だけが子どもの福祉を代表するのではない。家族を必死の思いで心配し、守ろうとする子どもの心情にも思いを馳せる必要がある。虐待やネグレクトと断じるだけでなく、その子が何を望んでいるのかと想像を尽くすことが援助に必要なのだとしたら、子ども虐待の曖昧さを甘んじて受け入れることが、多様な援助方法を創造するための素地だと解することもできる。子ども虐待対応は新しい局面を迎えており、Marneffe（=2003 : 941）は、新たな対人関係の在り方を提供することによって、暴力的な対人関係に影響を及ぼすことが不可能ではないことが明らかになってきたと述べた。すなわち、寛容と理解そしてそれぞれの家族が持っている隠された可能性に基づいた新しい対人関係がそれである（Marneffe=2003 : 941）。こうした考え方は、行政権限に基づく強制的介入が必要ないと論じるわけではない。強制的介入を活かすためにも、それ以外のアプローチを確保する必要がある。

弁護士である磯谷（2015）は、児童福祉司の数は徐々に増えてきているが、虐待の件数の伸びには到底追いついておらず、しかも、児童福祉司を増やした結果、経験年数の少ない児童福祉司の割合が増加する一方、ベテランも等しく多忙なため、いわゆる OJT (On Job

Training)も機能せず、組織全体の力が落ちているのではないかと危惧していた。子ども虐待対応は、これまで法的に児童福祉の専門機関として位置付けられている児童相談所を中心に議論されてきた(山野 2009: 21)。ただ、一局集中型のシステムには限界もある。その歪みが、例えば磯谷(2015)の指摘のような形として表れているとみることできるだろう。曖昧な子ども虐待という現象にとって、援助形態が多様であることに利用価値があるのだとすれば、多機関・多職種連携は、子ども虐待という現象の不確実性に対処するための一つの方策といえる。

Marneffe (=2003)は、子ども虐待対応には、家族を支配することではなく秘密性を尊重すること、通告することではなく連帯を申し出ること、家族を受け身一方にさせることではなく家族自身が持っている力を動員することが必要であるのと同時に、他の専門家たちと競争することではなく協力することが必要だと述べた。人間には限界がある。だからこそ、複数の人々の認識的多様性を、認識から誘起される行動の多様性を活用する試みにも「意味」が生まれる。そのために、日本においても多機関・多職種連携の制度化が進められ、安定して機関間や職種間での連携できるように基盤づくりが行われてきた。

## 第三章 ソーシャルワーク理論にみる多機関・多職種連携の「調整」

### 第一節 多機関・多職種連携による援助の拡大

#### 1) 多機関・多職種連携の制度化による質の安定

小林（2015）は、日本の子ども虐待対応は、介入のための地域ネットワークを、支援のための地域ネットワークに発展させる時期がきていると主張する。児童虐待防止法成立以前からも多機関・多職種連携は行われてきたのだが、その質を担保するために、制度化が進められてきた。制度は枠組みを規定することができるため、対人援助を構造面から支えることで質的に安定させることが可能となる。その多機関・多職種連携の制度的基盤にあたるのが、要対協である。

要対協という地域を基盤に子どもやその家族を援助するための協議体は、各自治体にその設置が努力義務とされている（児童福祉法第 25 条の 2）。先述の通り、要保護児童とは、児童福祉法第 6 条の 3 が規定する虐待を受けている子どもをはじめとする援助の必要な子どもであり、養育者のいない子どもや非行児童なども含まれる。基本的には地域住民に身近な市町村が設置主体となるが、地域の実情に応じて複数の市（区）町村が共同で設置することも想定されている（厚生労働省 2007a）。援助が必要な状況を早期に発見し、適切な援助を展開するために、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応することを意図し、責任体制の明確化と援助に必要な個人情報保護と共有を両立させる体制を担保するための組織としての性格を有する（厚生労働省 2007a）。

簡単にではあるが、要対協の制度化の過程を確認する。1996年度に北海道、栃木県、神奈川県、愛知県、大阪府、山口県、香川県、北九州市の八道府県市において、実施された「児童虐待ケースマネジメントモデル事業」（「児童虐待ケースマネジメントモデル事業の実施について」平成8年5月15日厚生省児童家庭局長通知児発第516号）では、子ども虐待対応で児童相談所を中心に関係機関等とネットワークをつくり、地域における児童虐待防止と早期発見に努めることを目的とし、児童虐待事例検討委員会の設置等を内容とするモデル事業が実施された（子どもの虹情報センター2006）。このモデル事業では、子ども虐待対応における機関連携を推進することも示されており、地域を拠点とした協議体の構築にも取り組まれた（厚生労働省2013b：331）。

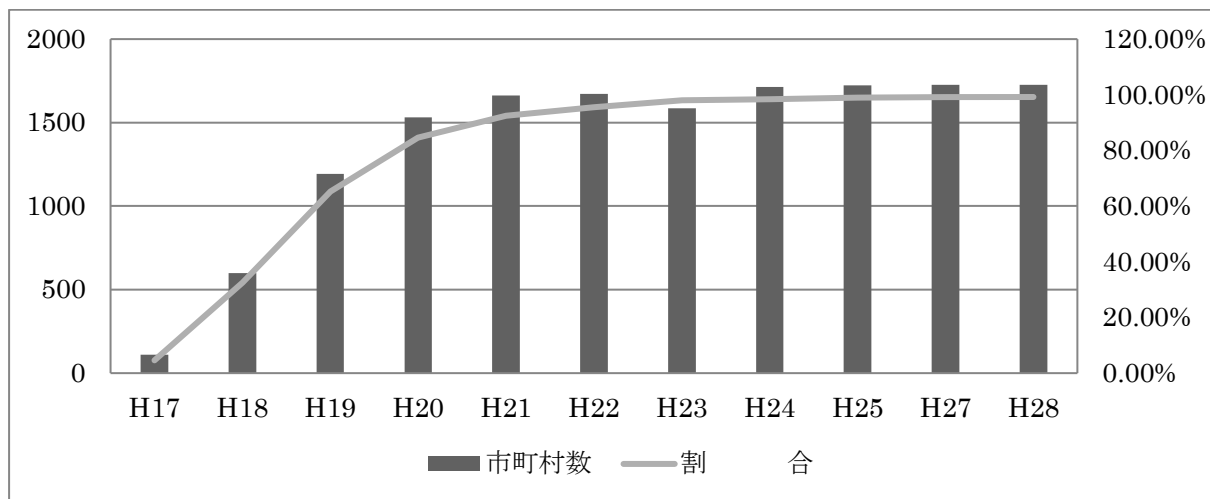
そして、翌 1997 年には児童虐待防止市町村ネットワーク事業（子どもの心の健康づくり対策事業）が創設された（厚生労働省 2013b：332）。これは、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知である「子どもの心の健康づくり対策事業について」（平成 9 年 9 月 29 日付児発第 610 号）として示され、その別紙「子どもの心の健康づくり対策事業実施要綱」により具体化されたものである。その趣旨には、「少子化、核家族化、社会連帯意識の希薄化による地域の養育機能の低下など、子どもや家庭を取り巻く環境が著しく変化する状況の中で、子どもが豊かな心を持ち、希望に満ちた有意義な人生を送ることができるよう、社会的機能を活性化することが求められている」とあり、地域社会の養育機能の充実・強化をはかり、虐待防止のための関係機関のネットワークを整備することにより、総合的な子どもの心の健康づくり対策を推進すると示された。こうした趣旨を具体化したものが「児童虐待防止市町村ネットワーク事業」であり、市町村は、地域における子ども虐待の防止



と早期発見に努めるため、地域における保健・医療・福祉の行政機関、教育委員会、警察、弁護士、ボランティア団体等の関係機関・団体等から構成する児童虐待防止協議会を設置し、子ども虐待にかかわる案件について定期的に検討するとともに、具体的な虐待事例の検討を随時に行うものとする示された。これにより、市町村においても子ども虐待対策の取り組みを行う方向付けがなされた（厚生労働省 2013b : 332）。このネットワーク事業が要対協の前身となった。

2002年から児童虐待防止法改正に向けて検討を重ねてきた社会保障審議会児童部会「児童虐待の防止などに関する専門委員会」が提出した報告書では、改正の論点の一つとして、「連携による支援体制の確保」が示された。その中では、取り組みの方向性として、地域の実情に応じた支援体制の強化をはかるためには、関係機関それぞれの役割の明確化や、民間の相談機関も含めた機動力のある連携体制を組むことが必要と示された。また、関係機関を幅広く法律上に明記することが必要であると提言されていた。加えて、特に住民に最も身近な市町村においては、子どもに関する一義的な相談に積極的に関わるなど、虐待の予防についての役割を強化することが必要であると示されていた。

こうした過程を経て、2004年改正の児童福祉法で要対協が法定化されるに至った。そして、要対協の設置とセットで進められたのが、市町村の役割強化である。2005年には『要保護児童対策地域協議会設置・運営指針』と『市町村児童家庭相談援助指針』が示されるに至る（いずれも2007年に改訂）。『要保護児童対策地域協議会設置・運営指針』の冒頭では、多数の関係機関の円滑な連携・協力を確保するためには、①運営の中核となって関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制の明確化、および②関係機関からの円滑な情報の提供を図るための個人情報保護の要請と関係機関における情報共有の関係の明確化、が必要であると提示された。これらの条件を満たすための制度的基盤として、要対協は運営されている。要対協の法定後、その設置率は上昇するが、「具体的な運営方法がわからない」との声を受けて、2007年には『要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）スタートアップマニュアル』が公表された。2016年度時点での設置率は、99.2%である（厚生労働省 2017a）。そして、①の調整を行う機関のことを、序章で述べた通り、子ども虐待対応では調整機関と呼ぶ。調整機関の概要については次章に譲り、まずは、要対協の概要について整理したい。



	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H27	H28
市町村数	111	598	1,193	1,532	1,663	1,673	1,587	1,714	1,722	1,726	1,727
%	4.6%	32.4%	65.3%	84.6%	92.5%	95.6%	98.0%	98.4%	98.0%	99.1%	99.2%

図 14 要対協の設置状況の推移

厚生労働省（2017）をもとに論者作成

## 2) 要保護児童対策地域協議会のしくみとはたらき

要対協の構成メンバーには守秘義務が課せられるため（児童福祉法第 25 条の 5）、NPO 法人や民間団体等のような法律上の守秘義務が課せられていなかった関係機関等の積極的な参加と情報交換が期待されるようになった（厚生労働省 2007a）。なお、この義務に違反した場合には、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処される（児童福祉法第 61 条の 3）。『要保護児童対策地域協議会設置・運営指針』では、要対協の意義が以下のようにまとめられている。

- ① 要保護児童等を早期に発見することができる。
- ② 要保護児童等に対し、迅速に支援を開始することができる。
- ③ 各関係機関等が連携を取り合うことで情報の共有化が図られる。
- ④ 情報の共有化を通じて、それぞれの関係機関等の間で、それぞれの役割分担について共通の理解を得ることができる。
- ⑤ 関係機関等の役割分担を通じて、それぞれの機関が責任をもって関わることのできる体制づくりができる。
- ⑥ 情報の共有化を通じて、関係機関等が同一の認識の下に、役割分担しながら支援を行うため、支援を受ける家庭にとってより良い支援が受けられやすくなる。
- ⑦ 関係機関等が分担をシェアして個別の事例に関わることで、それぞれの機関の限界や大変さを分かち合うことができる。

こうした効用の創出を意図した要対協の構造は、通常、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の三層構造をもつ。代表者会議は、各機関の代表者により構成され、要対協に参加する組織の代表者による会議であり、実際の担当者で構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に 1~2 回程度開催される（厚生労働省

2007a)。連携には各関係機関の責任者の理解と協力が不可欠であり、責任者間の連携を深めることで、組織間の共通認識の醸成、実務者の人事異動にも耐えられるだけの継続性の担保が可能となる（厚生労働省 2007a）。会議における協議事項としては、例えば、①要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討、②実務者会議からの要対協の活動状況の報告と評価、などが想定される。

また、実務者会議は実際に援助する実務者により構成され、個別のケースに対する観察機構として機能しつつ、実践から明らかとなった課題を当該地域のマクロ・システムに還元するための包括的作業を行う。具体的な協議事項としては、①全てのケースについて定期的な状況のフォロー、主担当機関の確認、援助方針の見直し等、②定例的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討、③要保護児童の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握、④要保護児童対策を推進するための啓発活動、⑤要対協の年間活動方針の策定、代表者会議への報告、等が想定される（厚生労働省 2007a）。

そして、個別ケース検討会議は、個別の要保護児童について、その児童に直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、当該児童に対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催される（厚生労働省 2007a）。個別ケース検討会議の構成員も、要対協の構成員である以上、守秘義務が課せられるため、関係機関等の中で積極的な情報提供を行い、要保護児童に対する具体的な支援の内容等を検討することが期待される（厚生労働省 2007a）。具体的な協議事項としては、①関係機関が現に対応している虐待事例についての危険度や緊急度の判断、②要保護児童の状況の把握や問題点の確認、③支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有、④援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有、⑤ケースの主担当機関と主たる直接的援助者の決定、⑥実際の援助、支援方法、支援計画の検討、⑦次回会議（評価及び検討）の確認、等が想定される（厚生労働省 2007a）。

階層構造や組織化は、特定の個体間のつきあいを深めるうえで特に効果があり、組織化を行うことで、付き合いの頻度が増え、安定した協調関係を育てやすくなる（Axelrod＝1998：138）。一方で、法律や制度を創れば、関係機関や各職種が連携できるわけではない。川崎ら（2010：47）は、「安全確認とリスク管理を兎相が行い、その下請けが市町村であるというような構造になってしまうのではないかと危機感があります」と述べ、そのような構造では機能するネットワークにはならないと警告した。市町村には市町村としての主体的な判断があり、保育士にも学校の教員にも同じことが言え、そのような専門性をもった人たちをどういう風にまとめるかなどをきちんと議論しないと、機能するネットワークにはならない（川崎ら 2010）と考えられる。

### 3) ソーシャルワーク理論における多機関・多職種連携

安定性を担保する上で制度は重要な役割を果たすが、それだけでは十分ではない。多機関・多職種連携を実践から構築するという視点が必要であり、システムを機能化する働きかけが必要となる。こうした働きかけに関しては、ソーシャルワーク理論において主にグループワーク理論（social work with groups）で取り上げられてきた。つまり、多機関・多職種連携を集団の一種として理論化されてきた。1940年代頃から“inter-profession（inter-discipline, inter-agency, et.al）work”として取り上げられるようになったといわれる（Toseland et al.=2003；Gitterman et al.2009）。

Toseland ら (=2003 : 71) は、集団の機能について述べているすべての理論の基本となるのが、集団を一つの社会システムとして理解することであると示した。集団とは、「各メンバーが相互に影響を与え、影響されるというように、互いに相互作用を行っている 2 人以上の人々」(Shaw=1987 : 12) であり、「2 人又はそれ以上の人々が自分たちをその集団の成員であると定義したとき、そしてその集団の存在が少なくとも一人の他者に認識されたとき、集団が存在する」(Brown=1993 : 3) と考えられている。こうした集団の定義に従えば、多機関・多職種連携もまた、集団の一つに含まれる。そのため、Toseland ら (=2003) の考え方に準じ、本研究では多機関・多職種連携をシステムの一つと捉えることとした。

ソーシャルワークで扱われる集団は、治療グループ (therapeutic group) と課題グループ (task group) の二つに分類される。治療グループとは、メンバーの社会・心理的なニーズを充足させ、何らかの治療的効果を目指したグループ (Toseland et al.=2003 : 20) である。代表例としては、精神障害者を対象とした SST (社会的技能訓練) のためのグループ、被虐待経験を持つ母親のピアグループ、などが挙げられる。それに対し、メンバー自身のニーズに本質的にも、直接的にもつながっていない目標を達成するためのグループを、課題グループという (Toseland et al.=2003 : 20)。その代表例の一つが、多機関・多職種連携である。課題グループでは成果に焦点を置き、達成感あるいは仕事が終了した安堵感をもって終結を待ち望むことが多く、終結に激しい情緒的な反応を伴わないといわれる (Toseland et al.=2003 : 305)。そして、効果的な問題解決には、① 問題を認識する、② 目標を展開する、③ データを収集する、④ 計画を展開する、⑤ 最善の計画を選ぶ、⑥ 計画を実行する、という 6 段階が含まれると指摘した (Toseland et al.=2003 : 282)。ソーシャルワークでは、こうした過程を「調整」することになる。

Toseland ら (=2003 : 64) は、ソーシャルワークの文献の中においては組織間連帯による課題グループへの関心が少ない中、多機関・多職種連携はグループワークの歴史のなかでも長い伝統があると述べた。援助対象を持ち、その利益を追求するために課題は設定され、メンバーは私人としての自身の直接的利益ではなく、職業人として間接的な利益を追求する。その一方で、組織人として、あるいは専門職として、自らの自律性を保持しようとする。そこで、多機関・多職種連携のようなタイプの課題グループでは、グループとしての達成すべき目標に向けて各組織がどのようなかわりができるかに重点を置き、組織間のコンセンサスとパートナーシップをつくり、それを維持することが基本的な課題となる (Toseland et al.=2003 : 65)。

## 第二節 多機関・多職種連携の準拠枠としての組織と専門職性

### 1) 組織

多機関・多職種連携に参加する人々は、職業的責任によってこのシステムに拘束される。そして、この拘束は、組織と専門職性という職務上の基盤に由来する。まずは、組織という基盤の概要を整理する。対人援助職は、個人で活動する場合もあるものの、多くは何らかの組織という集団に所属する中で自らの職務を遂行する。そして、人間が形成する集団の中でも、最も目標指向的なものが組織である (山口 2011 : 19)。組織とは、人々の長所と短所と共に組み立てられた社会的実体であり、ある特定の目的のために存在する目標志向的な存在である (Kirst-Arshman=2007 : 75)。そして意識的に構造化され、統合した活

動システムとして機能し、外部環境と結び付けられている (Kirst-Arshman =2007 : 76)。そして、子ども虐待対応では、組織としての意思決定が強調されてきた (厚生労働省 2013b : 11)。これは、個人的な判断の偏りを避け、担当者一人に負担を負わせないことを意図したものである (厚生労働省 2013b : 11)。

組織の構造上の特徴に分業システムの導入が挙げられるが、この組織における分業には、目標達成に必要となる職務をメンバーで役割分担する水平的分業と、トップからの指令を末端まで行き渡らせ、末端の情報をトップへと吸い上げて円滑な情報伝達を実現するために職階を形成する垂直的分業がある (山口 2011)。標準化 (standardization)、専門化 (specialization)、単純化 (simplification) を進め、機能分化による能率をはかり、組織のメンバーおよび各部門は、単純な仕事に専念できる組織形態が可能となる (市橋 1978 : 160-161)。産業化の展開の過程を通じて多様な組織体が形成され大規模化されたのだが、専門職サービスへの需要の増大が少なからぬ部分にかかる組織体より生じたといわれる (長尾 1980)。対人援助領域も例外ではない。

組織行動に関する研究には、古典科学的マネジメント学派、人間関係論学派、などがある (Rogers et al.=1985 : 33)。例えば、古典科学的マネジメント学派は、労働者を機械の延長とみなし、個人的に与えられる経済的報酬に対して反応するという考え方を採る (Rogers et al. =1985 : 39)。こうした考え方は Taylor 主義とも言われる。古典科学的マネジメント学派は、明確に限定された業務、被雇用者側の最小限の自由裁量、および統制のための多くの具体的規則が特徴となる (Kirst-Arshman=2007 : 79)。典型例が、伝統的な官僚主義である (Kirst-Arshman =2007 : 79)。

これに対して、人間関係理論は、組織機能の心理・社会的側面を強調し、被雇用者の志気や満足感が生産性に影響を与えるとの立場をとり、協働性や被雇用者の意思決定の参加が奨励され、雇用主側にも組織の方針や実践に関する情報提供が必要とされる (Kirst-Arshman=2007 : 79)。この人間関係理論で取り上げられるマネジメント・スタイルには更に幾つかのタイプが存在するのだが、これまで日本的組織形態と言われてきた Z 理論の特徴としては、①終身雇用制を背景とする仕事の保証という満足感を提供する、②昇進までに長い査定期間が用意されている、③要求される仕事の内容に幅があり、研修を受ければできるものとして扱われる (専門的訓練がさほど重視されない)、④集団的な意思決定が重視される、⑤全員が責任を持つことを重要視する、の 5 点が強調される (Kirst-Arshman=2007 : 80-81)。④⑤については均質化を求める傾向を示しており、文化的な多様性と広い範囲の価値観や意見の尊重とは矛盾する可能性を含むといわれる (Kirst-Arshman=2007 : 81)。現在では、日本においても様々な組織のスタイルが参入しており、組織マネジメントの背景は絶えず変化している。

組織理論は、構造、デザイン、リーダーシップ・スタイル、および資源配分を改善するための技術の探求に充てられてきた結果、経営者に課せられる合理性という至上命令は十分機能するようになった (Scott et al.=1989 : 15-16)。一方、組織の本質は強制力や拘束性にあるため、規律や秩序が重視される (数家 2003 : 40-41)。これが、結果的には既存のパラダイムに固執させる (数家 2003 : 41)。開システムは環境からの攪乱 (disturbance) を受け易いシステムだが、閉システムはシステムの利用できないエネルギーが増大し、無秩序の状態に陥り易い (市橋 1978 : 21)。多機関連携という側面から、外部 (他機関) からの干渉を受けることによる攪乱される可能性はあるものの、組織が閉鎖的になることを

防ぐ可能性をも含んでいる。

## 2) 専門職

次に、多機関・多職種連携の構成メンバーの職性について、専門性及び専門職性という観点から整理し、専門性や専門職性を傾向性（程度）の問題として捉える視点を提示したい。専門職（profession; professional）は、「学識（科学または高度の知識）に裏付けられ、それ自身一定の基礎理論をもった特殊な技能を、特殊な教育または訓練によって習得し、それに基づいて、不特定多数の市民の中から任意に呈示された個々の依頼者の具体的要求に応じて、具体的奉仕活動をおこない、よって社会全体の利益のために尽くす職業」（石村 1969：25-26）などと定義される仕事とその従事者を指す。多くの研究者が定義してきた専門職には、①専門的な知識や技術を有する、②自律性を有する、③独自の倫理綱領を備えている、④専門職業団体が存在する、そして、⑤専門性に独占的な権限が伴う、といった共通点がある（白石 2000）。

専門職研究は、社会学領域において 1950～1960 年代から盛んに行われた（白石 2000；Ritzer2005）。産業化以前のヨーロッパ社会では、聖職者、法律家、医師、陸・海軍将校などを専門職と呼んでいたのだが（森岡ら 1993：901-902）、近代化に伴い、技術進歩、産業活動の世界化、高度化が顕著になると職業の専門化はいつそう進んだ（森岡ら 1993：900）。専門化は知的能力の分業化といえるが（大澤ら 2012：810）、単なる分業化との違いは、専門化の場合は構造分化が機能分化を伴う点、および役割遂行のためにはそのための訓練が必要とされることを強調する傾向が強い点が挙げられる（森岡ら 1993：900）。専門化は、専門職の有する知識（専門知；expert knowledge；expertise）を増大し、集団としてこれらを維持する上で極めて効率的な仕組みを備え、培われた専門知は比較的良く検証されるために信頼性が高く、特定の分野の枠組みで定義された問題を解くのに非常に有効である（大澤ら 2012：810）。また、「専門職である」ことは、理想的な労働形態としての職業概念である専門職性を内包し、業務条件の改善を求める職域においてはより魅力的であるため（丸山 2008）、昨今では多くの職種が好んで専門職を名乗るようになった。

ただし、専門知の中核をなす専門性は抽象的な存在である。直接観察されえない以上、その担い手たる専門職を通じてしか分析できないが、そもそも観察できないので、専門職はあくまでも専門性を持っていると認識される主体に留まる（岡山 2012）。そのため、岡山（2012）は、専門性とは、専門性と専門職を「優れた能力」という媒介項で結びつけて分析する、いわば近似的理解に過ぎないと指摘した。実際、我々が専門性として考える高度な能力やスキルは、様々な考え方や能力が複雑に組み合わせられたものであり、それを直接捉えることができると想定する方が無理である（岡山 2012）。したがって、専門職とは、単純に専門性を持つ主体と定義して済ませるわけにはいかず、あくまでその主体が専門性を持っているはずだという認識に基づいているというほかない（岡山 2012）。つまり、仮に「優れた能力」を持つ者がいたとしても、その能力が優れていると認識されなければ、専門職は存在しないものとして扱われる。

実際、専門職や専門性についても認識の問題と切り離すことはできない。そうであるとすれば、連携概念や子ども虐待に関する議論と同様、専門職と専門職でない者を区別する境界線は曖昧にならざるを得ない。初期の専門職の定義に関する議論は、他の職業と区別される特徴や特色の様式を明らかにすることに焦点化されてきたが（石村 1969；

Ritzer2005 : 603)、ある評価項目については評価点が高くとも別の項目の評価は低い、といったことは起こり得る。妥当な評価方法も、評価するに値する者が誰であるかも明確になっているわけではない。そのため、専門職の線引きはあくまでも相対的であり、はっきりとした境界はないという考え方も示されており（石村 1969 : 26）、半（semi）あるいは擬似（quasi）専門職とする分類や（森岡ら 1993 : 901-902）、非常に緩い定義を採用することで、専門職を固定的に捉えることを避ける立場も登場している（丸山 2008）。

この比較的緩い定義を採用した一人である Abbot (1988) は、管轄権（jurisdiction）という概念を用いて、ある分野での専門職の誕生を関連する領域において社会内で排他的な管轄権を獲得することに位置付けた。管轄権とは、自らの職務に対する排他的な主張をいい、ある専門職の管轄権は他のものを阻害しようとする働きを持つ（Abbott1988）。伊勢田（2014）は、専門職の定義としてよく引かれる抽象的な知識や専門職倫理は自然に出てくるのではなく、管轄権の取り合いを有利に進めるためにそれぞれの専門職が戦略的に獲得していくものであると述べた。Abbott (1988) はこのモデルを採用することで、資格や、教育機関、学術雑誌、組織といった職業的制御の特定の構造に当てられた焦点を避け、専門職間の葛藤を包含することで、どのように専門職が自身の職務を創造し、また創造されているのかを示しそうとした。そして、専門性や専門職性を、こうした葛藤状況において程度の差を含むものと捉えた。つまり、専門職という言葉を好んで使ったとしても、専門性の高い職種もいれば、さほど高くはない職種も存在しているのが、現実である。

一方、Freidson (=1992) や Illich ら (=1984) などに代表される専門職批判も展開されてきた。抽象的で深遠な専門知とその独占（あるいはそれに近い状態）の組み合わせは、結果的にクライアントを受動的に位置付ける（Ritzer2005 : 603）。こうしたことから専門職の抑圧性が批判され、「患者の考えは管理者や専門家の観点とは別個に表現を与えられ、強調されなければならない」（Freidson=1992 : 205）と指摘されるに至った。こうした専門職批判が社会福祉領域にも及んだことは既に序章にて指摘した通りである。また、分業が高度化し、専門化が極度に進行するとその結果として専門閉塞と呼ばれる社会病理現象が起こり易いといわれる（森岡ら1993 : 902）。「何でも屋」が「何も出来ない人」に終わることを経験的に知るからこそ、専門職は局部的・断片的な専門領域に閉じこもり、全体を見回す、あるいは自分の専門以外の領域に関心を持つことを怠る傾向があるといわれている（森岡ら1993 : 902）。

では、専門職であることを放棄すればよいのだろうか。「反専門職」に偏った意味付与（システム化）は、別の抑圧の温床になりかねない。たとえば、「自助」や「自立」だけが意味をもつ世界では、ニートと呼ばれる若者の生きづらさは彼ら・彼女らの個人の努力の問題に還元され、社会の脆弱性を負うことを一方的に強いられるかもしれない。「自助」や「自立」は、それ単独で「人権」、「人間の尊厳」と等しい価値を持つわけではない。「頼ることができる」という人間の能力を認め、「自分でできること」と「他者に頼ること」を選べるからこそ、「自助」にも「自立」にも人々の自由を担保し得るだけの価値がもたらされる。ある特定のシステム（意味）は、それ以外のシステム（意味）の影響により、力の暴走が抑えられ、かえってその存在価値を高めることが可能になる。

私たちが抗わなければならないのは、システム（意味）自体ではない。「医師の言うことが絶対」、「クライアントは分かっていない」といった、多様な可能性を認めない偏狭さが問題なのである。本来、代え難さは孤立した中で見出されるものではない。「他では代わ

ることができない」から代え難いのであり、「他（環境）」が存在しない中では代替可能性が議論される余地もない。つまり、代え難さは環境との関係の中にあらわれるのであり、閉鎖的傾向を強めるほどに専門職の存在価値はむしろ失われる。ゆえに、批判を招き、反専門職主義の台頭に至ったと考えられる。そういった相互依存的関係から導かれる専門職の代え難さという観点から、多職種連携は、専門職にとって自らの排他性を克服し、抑圧からクライアントを解放する上でも有用と考えられる。

### 3) 二重の準拠集団がもたらす拘束

以上に整理したように、分業化の進行、専門化の進展は、効率化や合理化を追求する中で組織を発展させ、(専門性の程度に差はあるものの)専門職を増加させてきた。専門職が組織化してきた背景には、業務の高度化・複雑化が進み、単独では仕事を完結することが難しいためでもある(三崎2007)。そういった観点から、組織と専門職は、不可分な中で発展してきたといえる。

そして、多機関・多職種連携の構成メンバーは、所属組織と各職種が有する(程度の差はあるものの)専門性・専門職性を持ちながら、職務のために多機関・多職種と連携している。そのため、多機関・多職種連携という集団への帰属意識は育まれにくい。個人が自身の態度や行動をどのように方向づけるのか、あるいは物事を判断するとき、基準となる価値観や規範を提供する集団や組織のことを準拠集団というが、これは所属を前提とはせず、個人が自発的に選択するもので、心理的に一体感を感じている必要があるといわれる(三崎2007)。意思決定の際に、本来ならば所属組織の価値観に従うべきところでも、心理的に自己同一化している別の集団の価値観に従うことがあり、所属組織は何らかの点において準拠集団として機能するが、準拠集団のすべてが所属組織ではなく、専門職については特にこの傾向が強いといわれる(三崎2007)。

つまり、所属組織と専門家社会という二重の準拠集団を持つ人々が、子ども虐待対応を行っている。この二重構造化を分析する視点として、三崎(2007)はローカル(local)とコスモポリタン(cosmopolitan)という概念を使って説明している。ローカルとは、所属組織に対して高いロイヤリティをもち、専門的スキルに対して低いコミットメントしかもたない人々を指し、組織内部の地位に大いに関心を示し、組織上の責任を重視するという特徴がある(三崎2007)。これに対してコスモポリタンは、所属組織に対してあまり高いロイヤリティを示さずに、専門的な知識や技術に対して高いコミットメントを示す群である(三崎2007)。ローカル志向しか持たない専門職は、専門家社会の動きについていけなくなるという問題が生じかねないが、逆にコスモポリタン志向しか持たない専門職は組織目的の達成に向けてメンバーの知識を統合したり、協力したりすることが難しい(三崎2007)。対人援助においても、ローカル志向あるいはコスモポリタン志向のいずれかだけが望まれるわけではなく、いかにバランスをとるかが課題とされてきたといえるだろう。

多機関・多職種連携に参加する援助職は、組織の有する社会的責任、専門職の有する社会的責任という点で、二重の拘束を受けている。コスモポリタン志向とローカル志向のどちらの傾向が強いとしても、多機関・多職種連携に参加する動機となる一方、多機関・多職種連携への帰属意識が育まれにくい所以も準拠集団の二重性と関係する。加えて、組織性及び専門職性により生じる社会的責任により集団へ参加するがゆえに、参加せざるを得ないという状況が「参加させられている」という認識に転化する可能性もある。連携した



くて連携しているのではなく、連携させられていると感じるようになると、主体的に連携して援助することに困難が生じる恐れもある。「調整」の際には、連携する人々の準拠集団への配慮とともに、多機関・多職種連携という援助システムへの主体的参加をいかに促すかも課題となるといえるだろう。

### 第三節 グループ・ダイナミクスの「調整」

#### 1) 集団の曖昧さ

ソーシャルワークでは、多機関・多職種連携を集団の一形態として扱ってきた。第一章で取り上げた連携概念の曖昧さは、集団に関する理論を用いて説明することもできる。集団について、社会心理学の分野では永年にわたりその実在性（realness）が議論されてきた（Cartwright et al.=1973；Shaw=1987；Brown=1993）。集団の実体を否定する立場では、「集団心」のような概念はそれ自体が独立に検証できないと考え（Brown=1993：4）、真に実在するのは個人のみであり、集団は個人によって知覚された価値、観念、思考、習慣の集積であり、集団を構成する個人を離れて知覚することは不可能と考える。つまり、集団は人々の心の中にだけ存在するという考え方を採用する（Shaw=1987：13）。一方、あたかも化合物がその構成要素とは根本的に違うように、集団内の人々もまた、彼らが一人である時の行動の仕方とは非常に違った行為をすることがある（Brown=1993：4）。それゆえに集団は実体であり、それはわれわれの環境の中の他の統一体と同じように取り扱われねばならないという立場も存在する（Shaw=1987：13）。

Shaw（=1987：13）は、こうした二つの立場を踏まえた上で、なお、集団過程についての妥当な説明はすべて集団のレベルにおいてなされねばならないと述べ、二つの極端な論理を踏まえて中庸的立場が妥当とされるようになったと説明した。集団を含めて、実体とは実在の程度に違いがあるとし、問題は「実体」の程度を決定することにあるという考え方を採用する立場である（Shaw=1987：13）。このような集団の実体としての程度は、集団実体性（group entitativity：又は集団実在可能性）と呼ばれる。実体性という概念は、Campbel（1958）によって初めて概念として導入された（塩谷 2010）。集団実体性という概念を導入した効用は、「集団であるのか、ないのか」といった二元論を克服し、集団を論じるにあたり「程度（傾向性）」を扱うことを可能にした点にある。そして、集団が人間の認識の問題と切り離せないことを明らかにした。この集団実体性の概念は、連携概念の曖昧さとも整合性がある。

この集団実体性の考え方に基づき、Lickelら（2000）は、人々が集団をどのように認識し、実体として捉えているのかについて、大学生対象とした質問紙調査を行った。40の異なる人々の集合体を提示し、それぞれを集団として認識できるかどうか、つまり集団実体性について9件法（0=not、9=very much）で採点させた。その上で、40の集合体の「グループ内の相互作用（Interaction）」、「グループの重要性（Importance）」、「目標（Goals）」、「成果（Outcomes）」、「親密さ（Similarity）」、「グループの境界の自由度（Permeability）」、「サイズ（Size）」、「継続性（Duration）」に対する認識を聞き、それらと集団実体性との相関について分析した。提示した40の集団の内、もっとも集団実体性の得点が高かったのが「プロスポーツチームのメンバー達（ $M=8.27$ ）」、最も低かったのは「銀行で並んでいる人達（ $M=2.40$ ）」であった。そして、グループの特徴を示す八つの変数の内、集団実体

性との間に相関がみられたのが「グループ内の相互作用 ( $r=.58$ )」、「グループの重要性 ( $r=.50$ )」、「目標 ( $r=.41$ )」、「親密さ ( $r=.45$ )」、「成果 ( $r=.37$ )」であった。Lickel ら (2003) は、異なるグループでは集団実体性にも明らかに差があり、いくつかのグループ特性と関係しているが、とりわけ、相互作用の程度との相関が強いと指摘した (Lickel et al.2000)。そして、集団の実体化は図る際、Lickel ら (2003) の先行研究によれば、相互作用を高めることが有効と考えられた。

## 2) 集団を支えるコミュニケーション

Lickel ら (2003) の研究内容を参照すると、複数の機関や職種で援助する際、相互作用を高めることで援助システムの実体の確からしさ (実体性) も高まると考えられる。相互作用とは、英語の **interaction** の訳であり、ある人の行動がほかの人の反応を生み出すような作用・反作用の系列のことである (青井ら 1962 : 84)。ソーシャルワーク領域で用いられる交互作用 (**transaction**) は関連概念ではあるものの、厳密には相互作用とは区別される。Germain (=1992 : 187-188) は、直線的な因果関係の一形態である相互作用に対し、交互作用は相互的な因果関係をもたらす循環円フィードバック過程と位置付けていた。しかしながら、相互作用が一方向的な因果関係のみを扱っているかどうかについては議論の余地はあると思われる。ここではソーシャルワーク領域以外の研究成果も参照するため、便宜上、一律に扱うが、本来は異なる概念として使用されている点は付記しておく。

集団内の相互作用は、構成メンバー間の接触があり、構成メンバーの行動や態度に変容を起こすような影響力のある力動的な相互関係を含む。この相互作用は、メンバー間のコミュニケーションによって支えられている。Litwak ら (1966) は、「調整」の重要な側面がコミュニケーションであるとする考え方を示し、その中で近すぎず、遠すぎずのバランスを見つけることが重要であると述べた。学問的にコミュニケーション過程を定義することはきわめて難しく、対人コミュニケーションとは、特に人と人との信頼に関わる問題、自己と他者のアイデンティティに関わる問題に密接にかかわるといわれる (長田 2008 : 5-7)。

コミュニケーションの構造は、集団サイズ (構成メンバーの人数) が大きくなると複雑になるが、基礎的な型は Shaw (1964) によるコミュニケーション・ネットワークの基本型 (図 15) の通りである (釘原 2011 : 25)。ホイール型と Y 字型は中心がはっきりしているが、サークル型と完全連結型は中心がない (釘原 2011 : 24)。一般的には中心性の高い構造の方がパフォーマンス (解決までの所要時間、誤りの検出、上達の速さ、等) が優れているが、複雑な課題 (数学の問題を解く、文章の構成、議論、等) の場合は中心性が低い方が優れていたと報告されているという (釘原 2011 : 24-25)。メッセージは選択されて受け取られており、こうした認識に影響を与える要因としては、(a) 幼児期に経験した結果生じる人生の立場、(b) ステレオタイプ、(c) 伝え手の地位と立場、(d) それまでの経験、(e) 前提と価値、などが挙げられる (Toseland et al. =2003 : 74)。

また、Johnson ら (=2004 : 488) は、男性と女性ではコミュニケーションの仕方に相違があると指摘する。伝統的に女性は、男性が競争的になる傾向と持つのに比べ、コミュニケーションをとる場合に協力の方法を見出そうとする傾向を持つ (Johnson et al. =2004 : 488)。また女性は、比較的構造化されていない設定を好み、男性はコミュニケーションにおいても公式的な筋が通った設定を好むといわれる (Johnson et al. =2004 : 488)。

男女の性差だけでコミュニケーションスタイルを定義することは妥当ではないと考えられるものの、そうした傾向があるということを知る必要はあるだろう。

そして、高田（2015：160）は、コミュニケーションとは調整のことである、と述べている。私たちは言語のルールを厳密に守ることはできない（高田 2015：158）。「連携」や「子ども虐待」という概念の曖昧さについて触れた通り、状況によって概念の捉え方は変化し、子ども虐待とそうでないもの間に明確に境界線を引くことは難しい。常に揺らぎを抱えている。高田（2015：162）は、同じ文字列で表記された単語の概念を同一のものと判断するという「ルール」があるために、私たちは調整し、実態をルールに従うものとなるように努力するのだと述べ、それがコミュニケーションであり、その努力は人間の営みの中で最も美しいものに分類されると感じると説明した。

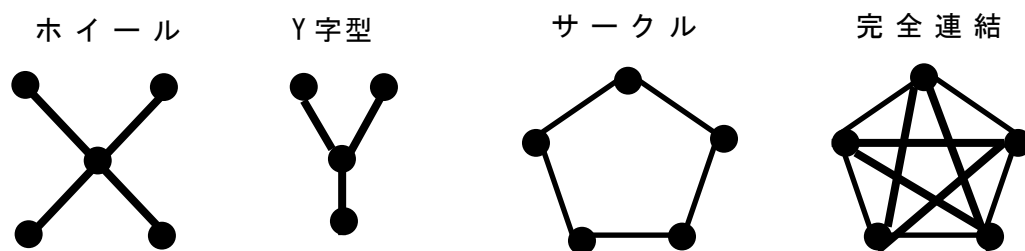


図 15 コミュニケーションパターンの基本型 (Shaw1964)

### 3) 連携の動態性を扱うソーシャルワーク

サークルの結成や会社の設立などからも分かるように、あらゆる集団はまずはメンバー同士の相互作用から出発する。多機関・多職種連携も例外ではない。そして、集団の構成メンバー間の相互作用の結果として生じる力動は、グループ・ダイナミクス（Group Dynamics；集団力動）と呼ばれる。グループ・ダイナミクスとは、集団から生まれ出でる、集団を形作り、動かす力の流れである。人が集まって集団を作ると、自然にグループ・ダイナミクスが働く（野中 2014：33）。グループ・ダイナミクスは、相対する二つの力（例えば、凝集しようとする力と解体しようとする力、変化しようとする力と安定しようとする力、など）が集団の恒常性（ホメオスタシス）を保とうと、互いに影響しながら働くことで動態性が生まれることにより生じる（野中 2014：33-34）。Toseland ら（=2003：72）は、グループ・ダイナミクスをよく知る人々は、有害なリーダーや集団の犠牲になることはあまりないと述べ、集団の構造理解やグループワーク実践における開始期の展開には必須であるとした。

Toseland ら（=2003：72）は、集団力動をグループメンバーの相互交流の結果生じた力とし、「コミュニケーションパターン」、「集団凝集性（group cohesiveness）」、「社会的な抑制メカニズム（規範、役割、地位）」、「文化」の四つの次元から整理している。コミュニケーションパターンについては既に前項で整理した通りである。集団凝集性とは、メンバーに働きかけてグループに留まらせる全ての力の成果である（Toseland et al. =2003：85）。メンバーが当該集団に対して抱く魅力と言い換えてもよいだろう。集団凝集性はメンバー個人

とグループ全体の機能面に多くの点で影響を及ぼすといわれる。たとえば、構成メンバーの肯定的、否定的感情の表現を促す、互いの話を喜んで聞こうとする気持ちを高める、あるいは自信や自尊感情が高める、互いに進んで責任を果たそうとする、などといった効果が挙げられる (Toseland et al. =2003 : 86-87)。

グループ内の規範や役割、地位は、グループ・ダイナミクスの観点からは抑制メカニズムとして機能する。たとえば、規範は構成メンバーの行動を方向づけ、相互作用の型を規定したり、他者の行動を予測する手掛かりとなったりする (釘原 2011 : 16)。役割は各メンバーのなすべきことを規定し、地位は各メンバーの有する諸々の権力を規定する。こうした抑制メカニズムは、グループに秩序をもたらすことで効率よく効果的にグループを機能させ、無ければ無秩序となり、グループは有効に機能しない (Toseland et al. =2003 : 89)。その一方で、ある程度の個別性・自由・独立を制限することになるため、厳しすぎればグループの魅力を削ぐことになる (Toseland et al. =2003 : 89)。

集団文化は、グループメンバーによって共通に守られてきている価値、信念、慣習、伝統、である (Toseland et al.=2003 : 95)。グループ文化の発展過程は、グループメンバーの構成の影響を受け、多様であればゆっくりと、同質であれば比較的早く形成される (Toseland et al. =2003 : 95-96)。Toseland ら (=2003 : 98) は、自己決定、公開性、公平さ、多様な意見という価値を強調する文化は、グループと個人の目標達成を推進するとし、土俗的、文化的、社会的なステレオタイプの持ち込みは、グループの発展や効果的な活動を禁止することもあると指摘する。

組織と専門職集団という二重の準拠集団を有する人々が、子どもやその家族を守るという理由で、多機関・多職種連携という新たな集団を形成する。「調整」においては、多機関・多職種連携の構成メンバーのコスモポリタン志向およびローカル志向、どちらをも尊重しつつ、多機関・多職種連携として「一つのまとまり」になることを促進していかなければならない。複数の機関や職種が集まれば自然と子ども虐待へ適切に対応できるわけではなく、だからこそ、「調整」が必要となる。Toseland ら (=2003 : 71) は、グループワークを実際に行う上での現実の複雑さと多様さに対応するためには、力動的に理解することが必要であると指摘し、援助過程における相互作用を重視する立場をとった。本研究が提示した集合知 (相互補完性や連続した協力関係によって生成される知) の生成を目指す「調整」においても、相互補完性という頼りあうダイナミズム、協力関係の連続性というダイナミズムをいかに創出するかを課題とするという意味で、グループ・ダイナミクスを理解することが必要になるだろう。

#### 第四節 ソーシャルワークにおける多様性尊重の意義

##### 1) 集団の愚かさ

加えて、多機関・多職種連携内のグループ・ダイナミクスは、必ずしもクライアントのために機能するとは限らない。野中 (2014 : 12) は、単に善人を集めただけではクライアントのために動くチームにはならないと指摘する。そうした観点からも、グループ・ダイナミクスを「調整」することが必要といえる。

集団は、(意識されているかどうかはともかく) 何らかの目標を達成するために形成される。子ども虐待対応のための多機関・多職種連携では、子どもやその家族を子ども虐待

という現象から守るという目標のために集団が形成される。青井ら（1962：125）は、集団目標の特徴として、グループを構成する個人の要求の相互依存性を挙げている。個々人の要求が相互に似ているかどうか、あるいはそれらがメンバーに手段のための目標だと認知されているかどうかは問わない（青井ら 1962：125）。互いの存在を必要とし、自分の要求は他のメンバーの要求を満たすことにつながる目標が、集団にとっての目標となる。加えて、メンバーの行動を特定の方向に動機づける誘導性を含むという（青井ら 1962：125）。この集団目標の達成は、①集団目標がはっきりしていて、②それに対するメンバーのモチベーションが高く、③メンバー間のコミュニケーションがスムーズで、④問題解決の方法についてのメンバーの意見が一致し、⑤目標達成に必要な資源（人的・物的・知的・社会的・等）の入手が容易であるほど、促進されると考えられている（青井ら 1962：125）。

青井ら（1962）が挙げるような条件が何らかの理由で満たされない場合、目標の達成には困難を伴うことが予想される。たとえば、集団凝集性は、グループ機能に否定的な影響をもたらすことがあり、病理的な統一の推進、グループへの依存などをもたらすといわれる（Toseland et al. =2003：87）。その結果、集団思考（group think）と呼ばれる現象を招くこともある。集団思考とは、集団による問題解決を行うとする場面で、メンバーが集団の維持（集団の一体感や心地よい雰囲気の維持など）にエネルギーを注ぐあまり、問題解決というパフォーマンスに十分な注意が向けられず、結果として成果の質が低下することをいう（釘原 2003）。集団思考に巻き込まれると、集団のメンバーは共通の立場に立つことに同意し、どんな時もそれに執着するようになる（Fisher=2012：135）。帰属意識が育まれにくい多機関・多職種連携では通常では集団凝集性は高まりにくいのだが、発言力の強いメンバーの影響や解決策が簡単に見いだせないストレス下に置かれると、皆と同じ意見でなければならないという無言の圧力を感じることもある。その結果、MAD（Mutually Assured Delusion；相互確証幻想）と呼ばれる、メンバーが集団の外にいる人からすれば疑いようのない証拠を否定し、事実にはほとんど（あるいはまったく）基づかないことを信じ続け、集合的な形をとった過信と意図的な盲信に陥る（Fisher=2012：135）。連携場面においても、同様の現象が起り得ると指摘されている（山中 2003；Milner et al.2009；野中 2014）。

集団思考以外にも特に意思決定の際にリスクを増大させる要因として、集団極化（group polarization）やプロスペクト理論（prospect theory）が考えられる（Milner et al.2009）。集団極化とは、リスクシフト（risky shift）とコーシャスシフト（cautious shift）と呼ばれる、集団が有する偏り易い傾向の総称である。ある選択場面で個人と集団の意思決定を比較すると、集団の方がよりリスクの大きい決定に至ることが実証されている（橋口 2003；柏瀬 2008）。これがリスクシフトである。また、集団による意思決定は個人によるものよりも慎重な結果になり易いといわれ（橋口 2003）、この現象をコーシャスシフトと呼ぶ。このリスクシフト、コーシャスシフトを含めた現象が集団極化といわれる。この現象は、多様な被験者母集団において普遍的な現象であることが判明している（橋口 2003）。

また、行動経済学の分野で用いられるプロスペクト理論では、不確実性が存在する状況下において、人間は利得よりも同じ規模の損失をより深刻に感じるため、確かな利益を失う賭けやリスクは避ける傾向にあると示されてきた（多田 2003 ; Milner et al.2009）。単に、失敗を避けるということならば、この傾向は子ども虐待対応にとって阻害要因とは言えない。ただし、援助者が何を損失と感じるかによって構造化される点に留意する必要がある。例えば、親子分離の必要性を検討する場面で、援助者が分離した場合に養育者側から受ける攻撃を損失と捉えたとする。その場合、分離する（子どもの安全を守る）ことにより得られる満足より、分離することによる損失の方が援助者にはより重要視されることになる。また参照点に近い場合には小さな変化にも敏感に反応するが、その変化が大きくなるにつれて反応が鈍くなるともいわれる（多田 2003 : 105）。子ども虐待対応のように現状からの変化を目指す際には、ケース対応に着手した時期によって議論の傾向が異なることを意味する。初期は「どうせやるなら徹底的に」などといった、より大きな変化を期待する考え方に傾き易い。一方で、時間の経過とともに「やってもやらなくても一緒」というように、子どもの最善の利益に対する感応度が逡減する恐れがある（実方 2013）。

集団による意思決定では、白黒がはっきりついてしまい、中間意見が出せなくなる傾向がある（野中 2014 : 34）。複数の意見を「調整」しようとする時に、誰か一人のもっともらしい意見に集約してしまう方が効率はよい。極端なアセスメント内容の方が曖昧さを除去しやすく、解釈のズレも抑制されるので、複数の人間が共に行動する時には動きやすくなる。ただ、子ども虐待のような複雑な現象と対峙するときには、不確実性のマネジメント（Thomson=2004）が必要となり、排除を伴う明確化だけではなく、曖昧さも時には活用する必要がある。間をとった意見の中に認識的多様性が活かされる可能性もあるからである。連携する援助職同士の距離感においても、中間地点を探る必要があると論じる研究者もいる。Litwak ら（1966）は、官僚主義的な集団とコミュニティ内で直接的にクライアントと関係する集団（community primary group）とは、反発しあう空気（atmospheres）を持つと説明する。組織文化や専門職文化の異なる集団間では、特定の文化により創り出される空気も異なる。それゆえに、互いの距離が近すぎればコンフリクト（葛藤状況）が生じる（Litwak et al. 1966）。コンフリクトは必ずしも、集団知の生成にネガティブに働くわけではないが、それも、コンフリクトを不毛な罵り合いではなく、建設的な協議として成立させるための「調整」が必要となる。一方、遠すぎれば、問題解決を図るためのコミュニケーションがうまく取れない（Litwak et al. 1966）。そのために、Litwak ら（1966）は、社会的距離としての中間地点を探ることが必要だと説明した。

先行研究からも、集団は自分たちの生き残りを目指した知恵が働くことが分かっている（野中 2014 : 12）。では、制度などによって、実践にできることを制限し、生き残りに向かう動きを抑制すればよいのかといえ、問題はそれほど単純でもない。対人援助領域で行われる連携は、クライアントによって連携するメンバーも異なるし、コミュニケーションパターンも変わってくる。形式をなぞることが目的ならば制度がすべて決めてしまえばよいのかもしれないが、それでは「援助」にならない。連携が絶え間なく変化し、その時々によって異なる（松岡 2000）のは、援助システムとしてクライアントに合わせて機能しようとするがゆえである。そうであるとするならば、動態性を抑制することにより、援助システムとしての機能が妨げられる恐れがある。グループ・ダイナミクスにおいて、安定化に向かう力が強くなりすぎると集団の維持が目的化し易い。そのため、変化に向かう力を

生かすことが必要であり、クライアントに合わせようとし続けることで変化を促進することも可能になると考えられる。

## 2) 集合知を支える世界観

牧里ら(2009: 14)は、ネットワーク形成上のポイントとして「開放性」、「個別尊重・多頭性・協働性の原則」、「相互補完の網の目状に形成されている状態であること」を挙げ、簡単にこのような状態になるわけではなく、ここに内発的な力の存在があると述べている。内発とは、内側から動かしていくような力が生まれてくることを指す(高田 2003: 牧里ら 2009)。少しの油断で愚かな選択をすることもあり得るからこそ、変化し続けようとする内発的な力動を生み出し、集合知を「意志をもって」創出しようとして働きかける必要がある。

こうした「意志をもって」働きかける上で、Briskin ら(=2010: 103)は、集合知の創出には世界への信頼が必要だと指摘する。個人は、自己とは異なる誰かに出会うと敵対心を持つようになる(Myers=2008: 697)。もし、世界は単なる偶然の産物でその力は限られているとみるならば、あるいは世界は人が対立し、心無い行動をとる場だとみるならば、傾聴し、多様な視点に目を向け、生じることをすべてを歓迎し、大いなるものを信頼する姿勢は、意味のないただのモットーになる(Briskin et al.=2010: 103)。思考は外部からの唐突な脅威に揺らぎ、内部からの不安や怒り、自己保身や支配欲に左右される(Briskin et al.=2010: 103)。歴史の中には、社会によって異なると判断されたものへの非人道的な扱いの記述に溢れ、精神保健の領域でも、差異は、しばしば病理と同じ意味を持ってきた(Myers=2008: 697-698)。集団思考が起こるのも、差異に対する脅威がその根底にある。他者の他者たる所以、他者性(otherness)とは、「私ないし私の世界に対して他者の持つ超越性・外部性」(廣松など 1998: 1032)を指す。すべての他者は、まさしく他なるものであり、フランスの哲学者 Lévinas(=1990: 143)は同一性そのものが挫折の内にあると評した。回収しつくせない性質こそが他者性であり、認識主体に「思い通りにならない感覚」をもたらす。自分には及ばないがゆえに、分からないものを恐れる限り、差異も、他者性も、脅威でしかない。

多機関・多職種連携は、クライアントにとっての選択肢の拡大を目指して、自分にできないことを補ってくれる相手を必要とする。一方、そうした相手とは、まさに他者であるがゆえに、自身の理解できる範疇にあるとは限らない。数土(2001: 238)は、「理解できない」状態を「理解できた」状態に変えなければ他者とともに生きることが出来ないならば、他者とともに生きることは私たちにとって単なる苦痛でしかないと述べた。「理解し合わなければならない」と当為を含ませた時点で、理解と言う行為は私たちに対して抑圧的に機能する(数土 2001: 238)。その抑圧から解放するための手段として排除が選択され易い。「他者を理解することのできる自分」を当為とみなす限り、その当為の実現を阻む「理解できない他者」を「誤り」として処理せざるを得なくなる。

つまり、「私には分かる」ということにしか、価値を見出すことのできない人間には、認識的多様性から集合知を創出することなどできない。「私には分からない」ということが無価値とされる世界では、他者もまた無価値化されてしまう。稲沢(2017: 77)は、他者の尊厳とは、私にとっての「分からなさ」であると説明する。「分からないこと」こそ、他者の他者たる所以だからである。したがって、認識的多様性を利用価値のあるものとみな

すこともかなわない。Briskinら(=2010:161)は、「わからない」という事実を否定せず、不一致を歓迎し、不調和をも受け入れることで知が出現する、と信じるのが集合知だと説明する。集合知の出現を支えるスタンスは、不可知を受け入れて差異を歓迎しながらも、ものごとの深いつながりを見出し、人々誰もが備えている偉大な適応力をとらえ、個々の能力を集団の成果と切り離さずに認識する世界観である(Briskin et al.=2010:103)。多様性の根幹は、「普遍」と「個別」のバランスが取れた状態にある(森住ら2009)。「いろいろと異なるさま(差異、個別性)」があらわれるのは、ある程度のまとまりの中においてであり、まとまる上で何らかの共通性(普遍)が必要になる。ゆえに、普遍を見通す包括的な視点も必要とされる。多様性を活かすということは、個別性と普遍性、両者を必要なものと捉え、どちらかに偏ることなく「調整」することを意味する。

「分からないこと」はあってよい。こうした世界観は、既に触れた社会構成主義や尾崎(1997)が示した対人援助の基本姿勢にも通じる。社会構成主義では解釈の多数性を支持する(大谷2014)。尾崎(1997:17)が指摘するように、曖昧さ・無力感を不健康に否認しない姿勢に専門性を見出すことができるのは、たとえば、こうした姿勢が集合知の創出にも役立つ可能性があるからともいえる。そして、数土(2013:49)は、不確実さを軽減するためには世界に対する新しい信頼が必要だと主張する。それは、「うまくいかなければ、うまくいくまで、何度でも挑戦できる」ことへの信頼であり(数土2013:49-50)、変化する可能性をつないでいくための世界観である。自分の力の及ぶかぎり曖昧さを保持していると、自ずと解決が見えてくることもある(河合ら2003:273)。理解できるタイミングは、今ではないかもしれない。こうした人間が変化する可能性に対する信念を、Butrym(=1986:59-66)は、人間尊重、人間の社会性(人間は独自性を貫徹するために他者に依存する存在である)、に並ぶソーシャルワークの価値前提であると示していた。

### 3) 多様性尊重という行動原理の特徴

集合知の形成を目指す実践を支える行動原理は、多様性尊重(respect of diversity)と呼ばれる。IFSW(2014)が定めるソーシャルワークのグローバル定義において示された行動原理として、序章で触れた人権の他に社会正義、集団的責任と並び、多様性尊重が挙げられている。集合知は、多様性は尊重することによって形成される。ゆえに、本研究が取り上げる「調整」においても、この多様性尊重という行動原理は不可欠となる。

メルティング・ポット社会が白人社会への同化に対する要求であったことへの反省から多文化主義(multi-culturalism)や文化多元主義(cultural pluralism)といった考え方が生まれ、多様性概念もこれらの思想と同じルーツを持つといわれる(森田2009)。つまり、同一化という差異の排除(メルティング・ポット)ではなく、差異の肯定から結合を志す(サラダボウル)過程で多様性尊重の使用頻度も高まった。森田(2009)は、アメリカで多様性の理念とビジョンがポピュラーになったのは、人口構成上、労働環境や教育環境の多様化という、動かし難い現実により取り組まざるを得なくなったからだを指摘する。20世紀後半、植民地の相次ぐ独立に伴い、被抑圧・被差別民族の民族的帰属意識も高まるとともに、西欧社会中心の近代文明が万人にとって望ましい唯一の文明であるという文明観への批判と並行して複数の文明、複数の文化の相互尊重という理念が語られるようになる(花崎2002:126-127)。加えて、世界経済が一つの資本と商品の市場に組み込まれ、情報ネットワークからまったく隔絶した地域は存在しないようになったことも一因と言わ



れる（花崎 2002 : 127）。

多様性がソーシャルワーク理論の中にキーワードの一つとして登場するのは、ケースワークの母 **Richmond, Mary, E.**の頃からである。ただし、他者性や差異の扱いに関してよく知られるのは「バイスティックの七原則」の中にもある「個別化の原則」であったように思われる。**Biestik (=2006 : 36)** は、クライアントを個人として捉えることは、一人一人のクライアントがそれぞれに異なる独特な性質を持っていると認め、それを理解することであると述べた。この独自性を持つ「特定の一人の人間」として対応されるべき、という考え方は人権の原理に基づく援助原則でもある（**Biestik=2006 : 36**）。**Biestik (=2006)** の言葉からも分かるように、個別化の原則が語られる時、その中心には「個人」のかけがえのなさがある。ただし、ソーシャルワークは個人だけではなく、幅広いコミュニティの福祉の増進と保護にも関わっている（**Thompson=2004 : 4**）。そのため、**Richmond (=1991)** は、個人と社会（環境）の両方を視野に入れる必要性を主張してきた。**Biestik (=2006 : 37)** も、ソーシャルワークは、個別性を重視しているが、人間に共通する基本的な特質や特徴も重視し、二つの重要性の間のバランスをうまく保っていると補足していた。しかし、よく知られるように、ソーシャルワークはこの後、医学モデルとも呼ばれる「個人」に傾倒した理論構築を進める。その後、**Hollis (=1966)** が「状況の中の人」概念によってクライアントを取り巻く環境的な側面に着目したり（**稲沢 2017 : 32**）、序章で触れた一般システム理論を導入することで環境との相互作用を強調したり、**Germain (=1992 : 7)** がソーシャルワークの実践の焦点として人間と環境の接触面（interface）を示すなどの理論的な展開があった。これらは、個人と社会（環境）の双方を視野に納めるための取り組みであったといえる。**Thompson (=2004 : 1-32)** は、ソーシャルワークは個人と社会の交差点で動いていると指摘する。

こうしたソーシャルワークの理論形成過程に照らして多様性尊重という行動原理についてあらためて考えてみると、個別化の原則に比べて多様性尊重では個人と社会の双方の視点が必要になると考えられる。差異も個別性も、孤立した中では見出すことはできない。繰り返しになるが、何らかの普遍性（共通性）を有するまとまりにおいて、「いろいろと異なるさま（差異、個別性）」はあらわれる。ただし、多様性が一括されて統一性に帰されるようなパノラマ的な視点は存在せず、統一性に帰された多様性は全体性と称される（**Rey=2006 : 148**）。したがって、多様性を尊重するためには、何らかの普遍性（共通性）を有するコミュニティ（人間が集う場の単位としての共同体）を支持しつつ、個々の人権を擁護するという、二つの焦点が必要となる。そのようにして、連携する各々が、それぞれにとって重要な他者となることで、集団としての多機関・多職種連携の意義は見いだされる。多様性尊重が強調されてきた背景は、時代の流れ（多文化主義や文化多元主義の台頭）の影響が大きかったと考えられるのだが、結果的には、個人と社会の交差点を包摂する視点が提示されることになった。このことは、理論的にみても一つの成果であったといえる。

## 第四章 子ども虐待対応において志向性が果たす役割

### 第一節 先行研究にみる調整機関の特徴

#### 1) 「要保護児童対策地域協議会運営・設置指針」にみる調整機関の役割

次章以降では、多機関・多職種連携において違うタイプの性質をあるがままに受け入れ、それを活かすための「調整」が、どのように実践され得るものなのかを明らかにすることを試みようとしている。そのため、本章では子ども虐待対応において「調整」を担当する調整機関の概要について確認し、検証課題について明らかにしたい。厚生労働省は2005年に「要保護児童対策地域協議会運営・設置指針」（以下、「要対協指針」）および「市町村児童家庭相談援助指針」について、2004年児童福祉法改正によりあらたに努力設置義務化された要対協とその調整機関として期待される市町村の機能強化の道標となるよう示した。この二つの指針は、2007年には改定されている。なお、「市町村児童家庭相談援助指針」については、平成28年の児童福祉法改正に伴い、新たに「市町村子ども家庭支援指針」（ガイドライン）が発出されたことにより、廃止された（平成29年3月31日付雇児発0331第47号「『市町村子ども家庭支援指針』（ガイドライン）について」）。

その内、要対協指針の第4章には「要保護児童対策調整機関」の項目が設けられた。その趣旨として、多くの関係機関等から構成される地域協議会が効果的に機能するためには、その運営の中核となって関係機関の役割分担や連携に関する調整を行う機関を明確にするといった責任体制の明確化が重要であるとし、要対協にはこうした業務を担う調整機関を置くこととしたとある（厚生労働省2007a）。

調整機関の業務内容は、①要対協に関する事務を総括するとともに、②要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、③必要に応じて、児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行うこととされている（児童福祉法第25条の2第5項）。「要対協指針」には、具体的な業務例も示されている。①要対協に関する事務の総括としては、協議事項や参加機関の決定等の要対協開催に向けた準備、要対協の議事運営、要対協の議事録の作成、個別ケースの記録の管理、資料の保管、等が想定されている。また、②支援の実施状況の進行管理としては、関係機関等による支援の実施状況の把握、市町村内における全ての虐待ケースについて進行管理台帳を作成し、実務者会議等の場において、定期的に状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行う、と示された。また、③関係機関との連絡調整については、個々のケースに関する関係機関等との連絡調整（個別ケース検討会議におけるケースの再検討を含む。）が挙げられている。

「市町村子ども家庭支援指針」にも、要対協に関する項目があり（同指針第1章第5節）、関係機関との連携に関する留意事項がまとめられた項目もある（同指針第2章第5節）。この市町村の児童福祉主管課や母子保健主管課が調整機関としては望ましいとされている

（厚生労働省2007a）。2016年4月1日時点では、調整機関の担当については「児童福祉主管課」が1,021か所（59.1%）で最も多く、次いで、「児童福祉・母子保健統合主管課」が408か所（23.6%）と報告されている（厚生労働省2017）。また、調整機関のうち、「家庭児童相談室を担っているもの」は842か所（48.8%）、「子育て世代包括支援センターを担っているもの」は122か所（7.1%）であった（厚生労働省2017）。こうした傾向を参

照する限り、要対協の調整機関は、個別の相談を受ける窓口でありつつ、多機関・多職種連携の「調整」も担うことが期待されている。

また、市町村には児童相談所が行う立入調査や措置の実施に関して意見する機能も有している。市町村からの送致により児童相談所に主担当機関が移っても、児童相談所による出頭要求や立入調査、もしくは一時保護が適当であると市町村が考える場合には、児童虐待防止法第8条第1項第2号に規定されている「通知」を行い、児童相談所の機能が活用されるように図る必要がある（厚生労働省2013b：52）。ここでいう「通知」とは、「当該児童のうち次条第1項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第9条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること」（児童虐待防止法第8条第1項第2号）である。そして、児童虐待防止法施行規則第7条では、市町村からの通知があった場合には、児童相談所は通知に係る措置の実施状況を児童福祉審議会に報告しなければならないとされている（厚生労働省2013b：52）。

児童福祉審議会とは、児童福祉法第8条により規定された、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議することができる、都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関である。児童相談所による児童福祉審議会への諮問の手続は、児童相談所における援助方針の客観性の確保と専門性の向上を図るためのものとされる（厚生労働省2013b：183）。とかく外部から見えにくい児童相談所の援助決定プロセスについて、外部の目を導入することによりその客観化を目指すことが意図されている（厚生労働省2013b：183）。つまり、市町村は「通知」という制度を活用することで、児童福祉審議会という諮問機関を動かし、児童相談所の措置権の発動に一定の範囲で異議を申し立てる役割も担っている。

## 2) 要保護児童対策地域協議会に関する先行研究

続いて、先行研究を整理する。まずは、要対協に関する先行研究を概観する。総務省（2012）が政策評価のために行った36都道府県等の要対協設置済みの1,004市町村を対象にした調査では、虐待対応件数が把握できた264市町村中4.2%（11市町村）では子ども虐待に該当するケースが発生しているにもかかわらず、個別ケース会議が一度も開催されておらず、実務者会議と個別ケース会議共に開催されていない市町村が4.9%（13市町村）存在していたことが分かった。そのため、2012年に出された政策評価書では改善勧告として要対協の活性化が挙げられており、これに呼応して厚生労働省は同年2月に各自治体の児童福祉・母子保健主管部（局）長宛に「個別ケース検討会議及び実務者会議について、管内市町村における好事例を収集し、管内市町村に対して、収集した好事例を情報提供するなどして、個別ケース検討会議及び実務者会議の活性化を図ることを要請するようお願いする。」（厚生労働省2012d）との通達を出し、同年12月には『「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」の実践事例集～効果的な取り組みをしている地方自治体の事例を全国へ紹介～』を公表した。

加藤（2010）は、要対協制度化前から個別ケース検討会議を毎月一定回数行っている20都市を対象に個別ケース検討会議の「調整」担当者と参加者への質問紙調査を行い、個別ケース検討会議への出席経験が多いほど、役割分担を理解しやすい傾向があることを明ら

かにした。また虐待対応の知識の有無や個別ケース会議の内容に関する知識、子ども虐待に関する研修の受講歴などがケースの問題理解に影響を及ぼす可能性が示唆されている

(加藤2010)。この他にも加藤(2013)は、死亡事例検証の報告内容を分析し、要対協の課題を整理した。その結果、個別ケース検討会議が機能していなかった、加えて実務者会議が機能していなかった、と示した(加藤2013)。個別ケース検討会議については、会議の目的や意義、進行方法が構成メンバーに理解されていなかった、あるいは継続的、効果的な支援方法についてのフィードバックが為されていなかった(加藤2013)。その上で加藤(2013)は、調整機関が機能していなかった点を問題点として示した。

菊池(2009)は、幾つかの先行研究を基にネットワーク活動成立には「意欲」、「力量」、「チームワーク」が必要であるとの仮説を立て、この3つのカテゴリーを分析枠組みとして要対協構成メンバーを対象にインタビュー調査を行った。主観的評価を数値化する視覚アナログ評価(VAS)を用いた分析では、ネットワーク活動の経験が長く、専任のコーディネーターが存在する要対協に所属するメンバーは、ネットワークに対する自己評価が高い傾向にあった(菊池2009)。またインタビュー内容の分析によると、阻害要因では3つのカテゴリーに重複する概念として「認識の差」と「対応の困難性」が抽出されたとし、その他では個人や組織の「力量」に関する概念(形式主義、専門的対応能力の不足、個人の活動の限界など)が多かったとしている(菊池2009)。また促進要因としては、調整機関の必要性、専門性の確保、児童相談所の機能充実が挙げられている(菊池2009)。

また、松宮(2011)は、北海道浦河町を題材として、精神障害のある親とその子どもを援助する上でのチームマネジメントの意義と援助者の問題認識の重要性を明らかにすることを試みた。その分析結果によると、援助職は当事者(親)を「苦労を抱えた生活者」として捉え、メンタルヘルス問題を特別視していないことが報告されていた(松宮2011)。北海道浦河町は「べてるの家」という精神障害者のための地域活動拠点があることで知られる、古くから精神障害者へのコミュニティ・ケアを実践してきた地域でもある。メンタルヘルス問題や虐待に対する社会的なスティグマ等により外部環境から「不安感や無力感を刺激され易い環境」(松宮2011:49)に置かれているものの、「ネットワークの場を通じて率直にそれを表現し、具体的にサポートし合うことやメンタルヘルス問題のある人のストレングスを重視してきた地域特性」(松宮2011:49)が活かされていたと報告した。松宮(2011)は、このチームマネジメントの特性は、エンパワメントの視点が同心円的に援助職と当事者(親)に向けられている点を特徴とし、「ポジション」、「メンバーとの関係性」、「虐待者への価値観」はチームマネジメントの有効な要素であると結論付けている。

馬場(2017)は、要対協に関する複数の先行研究の結果を内容分析にかけた上で、これまでに、①要対協構成員や構成機関の<役割認識>に関する課題、②要対協構成員や構成機関の<協働の意識と実践>に関する課題、③要対協の調整機関を担う人材や部門の<専門性の育成と維持>の課題、④③を下支えする<専門性を発揮できる基盤づくり>の課題、⑤<地域のネットワークと社会資源の充実>の課題、⑥<対人支援技術の向上>の課題、といった6つの課題が明らかにされてきたと報告した。

調査研究以外にも、要対協の概説を行った論文(才村2012;2017;加藤2009;山田2015等)や、各地域の実践内容を報告した論文(八木ら2016)なども散見された。

### 3) 調整機関や市町村の児童福祉主管課に焦点を当てた先行研究

次に、市町村の調整機関を扱った研究を中心に整理する。調整機関と児童家庭相談窓口は兼務となっていることが多い。

板野（2011）は全国の市町村の児童家庭相談窓口を対象に質問紙調査を行い、市町村の児童家庭相談が成立する構成要件の探索と、その構成要件と窓口担当職員の個人的な要因（属性）の関連について検証した。因子分析の結果、児童家庭相談の構成要件には「専門的対応のための環境（ $\alpha=.85$ ）」、「他機関によるサービス提供（ $\alpha=.82$ ）」、「体系的サービスの開発（ $\alpha=.86$ ）」、「児童相談所と市町村の認識差（ $\alpha=.77$ ）」の4つの潜在概念から構成されていると示した。そして、「専門的対応のための環境」と「他機関によるサービス提供」の間に相関がみられたことから、クライアントに関わる多機関と協働し、連携活動を充実させることで、より専門的な対応を可能とする環境整備につながるのではないかとの見解を示した（板野2010）。板野（2010）の研究結果は、現在の調整機関と児童家庭相談窓口の兼務化の流れを後押しする結果といえる。一方、加藤（2016）は、調査結果から児童家庭相談と調整機関担当を同じ人間が一人で担っていることが多い点を指摘し、人員を複数配置し、調整機関のリーダーを決めるなど役割分担が必要だとの見解を示している。

Johnsonら（=2004：489-495）は、調整的なアプローチとしてネットワークングに加えて、ケースマネジメントを挙げているのだが、山野（2009）は市町村の児童家庭相談窓口担当者を対象にしたインタビュー調査を実施し、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチを用いて、市町村児童虐待防止ネットワークのマネージメント・プロセスを明らかにすることを試みた。この研究で興味深い点は、「閉殻の連鎖」（山野 2009）と「内発の連鎖」（山野 2009）という2つの対極のコア・カテゴリーによって表現されたネットワークの機能が“うまくいっていない時”、“うまくいっている時”という2つのタームを明らかにした点である。山野（2009：204）自身もその意義について、「従来明らかにされていなかった市町村児童虐待防止ネットワークを機能させるマネージメント・プロセスを明示しただけでなく、2つの提示により、現実的なところから考えることを可能にし、閉殻の連鎖から内発の連鎖へと変化の方向性にヒントを示すことができた点に意義がある」と述べている。

「閉殻の連鎖」、つまり“うまくいっていない時”には、生命の安全を扱う領域であるがゆえに安全確認が優先され、マネジメントの焦点がリスクチェックに偏り、マネージャーにとってはネットワークの構成メンバーは情報収集役として対象化される（山野 2009：135-142）。これは厚生労働省の提示するマニュアルに沿った行動であり、「ネットワークの初期段階には、マニュアルへの依存度が高いのは当然」（山野 2009：132）と考えられる。しかしながら、この関係では構成メンバー間の関係性は一方向的なものに限定され、個々の単独の視点による問題把握が行われていくだけとなる。山野（2009：138）は、この状態では「非言語化による家族疑念の充満」（山野 2009：138）を招き、結果として事例の持つ困難さを個々に抱え込むことになるとしている。このような援助システムの閉鎖性により、相互不信が浮上し、メンバー個々の行動は分断されたまま、それゆえに援助システムが機能しないからこそ構成メンバーの連携に対する不信が募り、それは構成メンバーへの不信へとつながる（山野 2009：152）。こうして「閉殻の連鎖」が生じると分析した（山野 2009：127-130）。

一方、この対極のカテゴリーとして挙げられていたのが、「内発の連鎖」である（山野

2009 : 156-180)。この状態は「単に直線的なプロセスを表すものではなく、メンバーと複雑に関連しながら、さまざまな葛藤を超えて内側から沸き起こる力を表現する必要」(山野 2009 : 157) があり、「決して内輪の結びつきではなく、異質なものが相互に刺激し合い、結びつくものであるために、ある意味では内輪の結びつきよりも強さや深さが存在し、次の発展も含む」(山野 2009 : 157) としている。「閉鎖の連鎖」ではマネージャーにとって他の構成メンバーは情報収集役であったが、クライアントとの関係性をも視野に入れることで、マネージャーは構成メンバーと家族の双方の動きを捉え、構成メンバーが全体を把握できるように働きかけを行っていたと分析している(山野 2009 : 159-161)。マネージャーは“自分だけでは出来ない”という認識を“だから他の機関と一緒にやろう”という新しい視点の獲得に利用するなどしながら、多面的に把握された情報は会議などの場を介して「複数による大局的判断」(山野 2009 : 168) に活用していた。また、各構成メンバーのそれぞれの語りによって「言語化による家族の理解促進」(山野 2009 : 169) が起こりやすくなると分析している。構成メンバーが全体を把握できることにより、援助システムの中で自らが担う役割に納得することができ、結果として「動きの重層化」(山野 2009 : 179) に繋がると分析した。山野(2009)は、閉鎖システムの特徴を「抱え込み維持」という概念で説明しているが、これが開放システムに移行すると、一方向的な情報のやりとりからお互いの“語り”を活用した双方向性のあるコミュニケーションに形態が変化する。山野(2009 : 184-188) はこれを「共有の誕生」と概念化していた。

また、加藤(2016)は、質問紙調査や事例検討などを通して、児童家庭相談担当と調整機関としてのそれぞれの役割を明確にしていくこと、人員配置を充実させること、研修会などにより専門性を高めていくこと、などが必要と示した。この他にも、先駆的自治体でのインタビュー調査を通して市町村における子ども家庭福祉行政実施体制再構築の課題を明らかにする論文(佐藤2013)や、各地域の実践例を報告した論文(志村2009; 打土井2010)などもみられた。また、2004年以降、市町村の機能強化が進められてきたことから、制度概説(竹中2008; 津崎2009)などもみられた。

## 第二節 子どもと親の利益相反を超えるために

### 1) 子ども虐待対応におけるクライアントの複数性

ここまで、要対協や市町村の調整機関に関する先行研究をレビューしてきた。日本の子ども虐待対応は、2000年代に入ってから法整備が進み、制度が再構築され、それぞれの機関の役割分担も進行してきた。変化の只中にあることを鑑みると、研究領域においても、年々、研究成果の積み上げがなされてきたといえる。こうした背景を踏まえて、「調整」を扱う上で課題となり得る、多機関・多職種連携からのクライアントが排除される可能性について考察したい。

子ども虐待対応において、助けを必要としている人；クライアントは、重層的で、可変的である。第一義的には、権利侵害を受けている(可能性のある)子どもの権利擁護が目指される。親(現に養育する人)の意図に関わらず、子どもの立場から子どもの安全と健全な育成が図られているかどうかに着目する必要があるといわれ、子どもの最善の利益を意識することが重要といわれる(厚生労働省 2013b : 6-12)。その一方、個人要因、家族要因、コミュニティ要因、社会的要因、文化的要因の相互作用から発生すると考えられている子ども虐待という現象では(Turnel et al.=2004 : 26)、虐待される子どもだけがク

ライエントなのではなく、親、心配される子どものきょうだい、場合によっては祖父母や親類縁者までがクライアント化され得る。

窪田（2013：57）は、家族、地域、職場など、本人をめぐるネットワークの抱える問題性や、それらへの対応も視野に入れるとなると、「複数のクライアント」という形でとらえることがより適切な場合があると指摘する。ある時点ではクライアントではなかった人が、クライアント化することもある。たとえば、子ども虐待が疑われた時点では存在感の薄かった祖父母が、通告後に両親よりも積極的に関係機関に対してクレームを言いに来ることがある。単にクレーム対応としてかかわるというのではなく、虐待が疑われるような家族関係の再構築を支えるパートナーと捉えると、祖父母を支えていくことにも意義を見出すことができる。また、特定の子どもに暴力を振るわれていると疑われている時に、他のきょうだいについては心配ない、と考えられてしまう場合がある。しかし、『子ども虐待対応の手引き』では、特別な視点が必要な事例としてきょうだい事例への対応を挙げ、きょうだいの一人に虐待が発見された場合には他のきょうだいにも虐待されている可能性、または直接的に虐待されていないとしても心理的外傷を負った可能性が高いことにも留意する必要があると指摘している（厚生労働省 2013b：271）。このように、子どもの権利擁護を目指すといった場合であっても、虐待を疑われる子ども以外の人たちが抱える脆弱性や強みが重層的に関係してくるために、その時々によって助けを必要とする人が変化する可能性を含んでいる。

子ども虐待対応では、個人的な判断の偏りを避け、担当者一人に負担を負わせないために組織的な対応が推奨されてきた（厚生労働省 2013b：11）。そして、一人のクライアントに複数の機関が関わるだけでなく、複数の助けを必要としている人に複数の機関が関わることにもなる。それゆえに、子ども虐待対応のアクターは、序章で示したように子どもにかかわるすべての機関や職種が含まれることになる。小林（2007：55）は、子どもに関わる機関と、おとなに関わる機関とが、手をつなぐことで、子どもを守る輪を大きく広げることができる」と説明する。そして、広範な対象領域をカバーする上では、各組織の機能的な差異が活用される。各機関によってクライアントの中の「誰」と中心にかかわりをもつのが異なることが多い。たとえば、保健師は母子保健業務の中で、母親からの相談を受ける機会が増える。保育所では、母親からの相談も受けるが、子どもと関わる時間の方が相対的に長い。また、市町村の児童家庭相談窓口は、従来からの通告窓口としての役割に加え、要対協の事務局担当など、連携時に調整機関としてコーディネート能力を発揮することが期待されている（高岡 2013：41）。そのため、保健所や保育所などに比べれば、親や子どもに直接関わるのと同じくらい（あるいはそれ以上に）、関係機関との「調整」に時間を費やす。こうした事情により、職務で中心的に関わる対象者が異なる、あるいは対象者との距離感には微妙な違いが生じるのだが、同時に各機関の独自性が子ども虐待という現象に関わる広範な対象をカバーする上で役立てられる。



図 16 子ども虐待における「クライアント」像

## 2) 子どもと親の利益は相反するのか

クライアント（システム）の複数性という特徴に関連して、子ども虐待対応で取り上げられる機会の多い問題が、子どもと親の利益相反である。親権の抑圧性を制御する必要もある子ども虐待対応では、親の意向に添わない対応を行うこともある。児童福祉法第 33 条や第 28 条に基づく児童相談所の職権による保護や措置を行う場合、親が猛烈な抗議を行うことは稀ではない。そして、こうした親と子との間に利害の対立がある場合には、子どもの利益が優先されなければならないといわれてきた（Department of health = 1992 : 14）。『子ども虐待対応の手引き』においても、子どもの安全確保が最優先事項と明記されている（厚生労働省 2013b : 10）。子どもの権利擁護を優先するという基本姿勢に異論をはさむつもりはない。ただし、子どもと親の利益が相交わることのないものなのかについて、検討する余地はある。

虐待をする親の特徴について、西澤（2010 : 65-78）は、定量的調査の結果から虐待心性（子どもへの虐待傾向につながる親の心理状態）を分析し、体罰肯定観、子どもからの被害の認知（客観的状況とは無関係に、子どもの存在や行動によって自身が被害をこうむっているという親の認識）、自己の欲求の優先傾向（子どもの欲求と親の欲求に葛藤が生じた際に親自身の欲求を優先する傾向）があることを明らかにした。西澤（2010 : 80）は、虐待傾向を示す親は、子どもの頃の不適切な養育体験を肯定し、また、そうした不適切な養育体験に起因する悪い自己を罰して有能観を回復し、さらに、子どもとしての依存欲求や愛情欲求の充足を優先し、時には子どもにこれらの欲求を満たしてもらおうとして、子どもを利用するのだと指摘する。たとえば、体罰肯定観については、親自身が身体的虐待を受けた経験がある場合にこうした養育観を持つことがある（西澤 2010 : 69）。こうした過去の虐待経験と現在の養育観の歪みとの関連を説明する際には、(社会)学習理論を用い、自分が育てられたモデルをベースに、自分の子どもを育てている、と考えることが多い。ただし、西澤（2010 : 70）は、それだけではないのではないかと指摘し、このような人が「体罰は必要」と主張する背景には、「(体罰を受けて育った)自分の人生を肯定したい」という思いがあるのではないかと推測する。

虐待の臨床では、「子どもの頃、親に叩かれた時には反発したが、でも振り返ってみると叩かれて当然だったと思う。あのときに厳しくされたからこそ、今の自分があるのだと思う。だから今では叩いてくれたことに感謝している」といった親の言葉をよく耳にする



(西澤 2010: 70)。親自身の過去の経験を整理できずに、自分の人生を肯定するための「理論的背景」として、体罰肯定観を強化しているのではないかと考えられる(西澤 2010: 70)。また、親からの暴力は、子どもにとって「叩かれるのは私が悪い子だからだ」などという認識を抱かせることになり、身体的な痛みとともに「親に愛されていないのではないか」という心理的な痛みを伴う(西澤 2010: 71)。こうした愛情をめぐる葛藤に対して、体罰肯定観は「愛してくれていたからこそ叩かれた」という解決の図式を提供してくれるため、より自身の体罰肯定観が強化されてしまう傾向がある(西澤 2010: 71)。

西澤(2010: 71-76)は、被害的認知の場合にも、子どもを虐待することで過去の悪い自分を罰し、同時に自己の有能感を回復しようとしている親の姿を見ることができると指摘している。また、自己欲求の優先傾向においては、親の「ケアされたい」という欲求がケアをするという親の役割認識よりも強くなる。その結果、子どもからの養育行動の要求が親自身の欲求実現の妨げとして認識されることがある。たとえば、「この子がいるから私は自由になれない」、「私はこんなに大変なのに、なんでこの子は可愛がってもらえるのだろう」、などと親には思えてしまう。西澤(2010: 80)は、子ども時代に満たされることのなかった親自身の欲求に大人になってからも固執することを意味すると述べた。これらの虐待心性について、子どもを自分の欲求充足のいわば手段として利用するという意味で、「濫用(abuse)」の中心となる特徴である(西澤 2010: 80)。

不適切な養育を受けた人すべてが大人になってから自らの子どもを虐待するわけではない。Steele(=2003)は、「子どもの虐待は連鎖する」という理論の根拠として後方視的に検証する方法の妥当性には批判と疑問が提出されてきたとし、子どもの頃に虐待された人のうち、大人になってから自分の子どもを虐待するようになる人は、おそらく全体の4分の1に過ぎないのではないかと推測している。人間の行動は複雑で複合的に決定されるのであり、早期の適応(不適応)パターンは後の適応(不適応)に影響を及ぼすが、必ずしも単純で直線的な方法で影響をするわけではない(Widom=2005)。虐待を受けた子どもは大人になると虐待する「かもしれない」のであり、一つの可能性にすぎない。しかしながら、経済的困窮や抑うつ傾向、(内縁関係も含めた)夫婦間の不和、などに代表されるようなニーズ(助けを必要としている状態)だけではなく、過去の経験によって生じた生きづらさというものも存在している。それゆえに、一見、援助を拒否しているような場合でも、虐待をしている親には援助が必要であるという認識を持ち、親との相談関係を構築して援助につなげることも重要といわれてきた(厚生労働省 2013b: 8)。

虐待する親の生きづらさという視点から見た時に、本当に、親は子どもを虐待することで利益を得ているといえるのだろうか。例えば、児童ポルノの素材として自分の子どもを売る親は存在する。この場合には、金銭の授受が発生しているのだから、親は利得を得ているといえるだろう。しかし、収入を得るために子どもを「売る」というのであれば、収入を得るための手段が別に確保されれば、子どもを「売る」必要はなくなることも想定される。表層的には子どもを虐待することにより親は利益を得ているように見えるが、実際には、親もまた困っている。こうした解釈は、「親ならば子どもを愛しているはず」などといった当為の押し付けをせずとも、「代替手段があればよいのではないか?」という単純な疑問から導くことが可能である。

論者自身も「憎くてこんなことをしたんじゃない」と話す親に何度か出会った。子どもを虐待することで、親は心理社会的な生きづらさと折り合いがつけられているように見え

たとして、その折り合いのつけ方をよしとして放置することがはたして親側の利益を守ったといえるのかといえば、疑問である。無視しただけではないのか。西澤（2010：63）は、多くの親が苦しみもがきながら暴力を振るってしまう、あるいは自分の行為を虐待だと認識していながら暴力をやめることができずに苦しんでいると指摘する。たしかに、自身の生きづらさに気づくことができずに暴力を振るい続ける人も存在する。そういった人に対して、「あなたを支えたい」などといったところで、鼻で笑われてしまうだろう。そうであったとしても、「弱い立場の人間を支配しなければ生きていけない弱さ」について思いを馳せることが無意味かどうかは、試してみなければわからないはずである。こうした観点をを用いるのであれば、虐待する親と対決するということは、向き合うという意味を獲得し得る。

子どもの立場からも、川崎（2004）は、子ども虐待の解決は、子どもを保護し救出さえすればよいというものではないと指摘する。強制的介入だけに頼った援助は、虐待の追体験になりかねないリスクを負う。川崎（2006：132）は、そうでなくとも過酷な生活をしてきた子どもが、今度はいきなり見ず知らずの児童相談所に連れて行かれ、よく知らぬ子どもや大人の中で寝起きすることになるのであり、大変な不安を感じるのは当然だと述べる。子どもは、保護されたとしても慣れ親しんだ家庭や地域から離れて不慣れな生活を強いられ、保護されたからといって虐待関係が終わるわけではなく、むしろ保護されていること自体が未だに虐待関係の中におかれていることの証なのであって、そのまま放置することは、子どもの期待を裏切ることになる（川崎 2004）。安全な環境の確保は大切なことで、それなしには暴力からの回復はありえないが、子どもには、可能な限り両親のもとで育つ権利もあるし、自分の出自との絆を確かめて自己を確立していく権利もある（屋代 2007）。このことは、子どもの権利条約も保障している（同条約第7条、第9条）。それゆえに、『子ども虐待対応の手引き』にも、子どもが虐待を受けた場合、必要に応じて親から一時的に引き離すこともあるが、親が虐待の事実と真摯に向き合い、再び子どもとともに生活できるようにあるのであれば、それは子どもの福祉にとって望ましいことであると示されている（厚生労働省 2013b：124）。

このように、強制的介入への依存は、子どもにとっても、親にとっても、利益にならないようにみえる。つまり、子どもと親の利益は、部分的には一致している可能性がある。子どもと親の利益を相反するものとして、子どもを優先させるという方針を打ち出すと、付随して善一悪の対立構造まで見せることになる。虐げられた守るべき存在（子ども）の正しさだけが明るみに出ると、対立する親は相対的に悪人となる。悪人は、社会の、「私たち」の敵である。排除しなければならない。しかし、こうした考え方自体、当の子どもたちを無力化していることにも気づかなければならない。虐待をされている子どもたちは、ただ守られるべき存在であるだけではなく、住み慣れた地域に参加する一人の人間である。親が子どもを虐待することで利益を得ていると見做すことで、親から子どもを引き離すしか子どもの権利を護る方法がないと考え、子どもたちは住み慣れた地域社会から切り離されてきた。屋代（2007）は、大変な境遇で生きている子どもに出会うと、この子には援助が必要に違いない、とつい決めつけてしまいたくなるのだが、そんな思いに駆られるのは権利の主体である子どもの持っている力を信じ切れていない表れだと指摘した。

そして、子ども一親の対立構造から導かれる親の排除の問題は、新たな虐待発生の契機も創る。Turnell ら（=2008：24）は、専門職の行為はたびたび「家族を終わりにした」

と指摘する。これは、子どもがよく表現する「私の家族を終わりにするんじゃないくて、虐待を終わりにして」という望みに反するだけでなく、その家族が終わって、加害者らしき人が立ち去って別の地域で新たな家族に加わることで、別の子ども達を危険にさらす結果になると述べた（Turnell et al.=2008：24）。この指摘は、排除するだけでは虐待の再現性を担保することになりかねないという、当然の帰結への警鐘と理解される。

### 3) 利益相反から差異の問題としての捉え直し

行政権限への依存は、子どもと親の利益が相反しているという前提によって強化される。子ども虐待が疑われる場面においては親の望みを絶つことが、子どもの利益にかなうと信じられていれば、子どもと親は分離しなければ子どもの権利擁護を実現できないと考えられても仕方がない。Marneffe（=2003）は、親の行動に対する懲罰としての子どもと家庭の分離、親のニーズに応じて援助やサービスを申し出るかわりに審判を下すことなど、親と子どもの間の虐待関係が、「悪い」親と関わっている専門家によって再現されたと指摘した。実際、一緒に暮らすことが、子どもにとっても親にとっても適当ではないケースは存在する。そうした場合に無理に一緒に暮らすという選択が、子どもだけでなく、親をも追い詰めることになる。ただ、第二章でも整理したように、一義的に強制的介入に依存し、子と親を分離するのかもしれないかといった二分法による方略には限界がある。日本の子ども虐待対応政策が子どもへの援助だけでなく、親への援助も必要であると認めている。そうであるならば、子どもの利益と親の利益を対立関係として捉えては、矛盾が生じることになる。

子ども虐待対応においてみられる子どもと親の利益相反は、どちらかに肩入れすることを禁じて見直せば、差異の問題として捉え直すことができる。先述の通り、子ども虐待は、家族というフレームワークの中で生じる相互関係の問題である（Gil=1997：63）。親権という強力な権限により、「養育する－される」、「監護する－される」、といったように、子ども－親の相互関係において非対称性が生じる。非対称性自体は、どのような家族においても存在する。しかし、家族内の相互関係に、個人要因、家族要因、コミュニティ要因、社会的要因、文化的要因の相互作用（Turnel et al.=2004：26）が影響することで、非対称性が支配・抑圧に転化する。子ども虐待という現象は、力のある者とない者との間に表れる非対称性が根底にあり、言い換えるならば、子どもと親は家族内における立場や役割といった点で違いがある。こうした違いによって、同じ家庭に属しているものの、子どもの利益と親の利益にはズレが生じる。子ども虐待という現象の渦中にある家族においてみられる子どもと親の利益の間にあるのは、相反ではなく、差異である。確かに対立することもあるかもしれない。しかしその根底には、子どもにも親にも共通した、生きづらさがあり、よりよく生きたい（well-being）という願いがある。

虐待の様相を呈する相互関係においては、（相対的に）力のない者と位置付けられる側が一方向的に権利侵害を被る。人権尊重を原則とした場合、権利侵害の解消が優先される。ゆえに、子ども虐待対応では子どもの最善の利益が優先されるのである。これは、親の利益は無視してもよいということではなく、優先順位の問題である。そもそも、何を以て利益と捉えるのかということ自体、状況によって変化する。そのために、「子どもの最善の利益」という概念自体への批判もある。子どもの最善の利益に基づく判断は弊害を考慮せずに解決を図ろうとしており、結局「最善」という理想を実現していないと批判されてい

る (Clark et al.=2002: 29)。これに代わる概念として「最も害の少ない選択肢 (least detrimental alternative)」を提唱する人たちもあり、この考え方を支持する人は、さまざまな選択肢を広く検討して慎重に評価すべきであると主張している (Clark et al.=2002: 29)。概念の適否はともかくとして、ある時点で最善と考えられていたことが、状況の変化によって、最悪の策に変わることもあり得る。極端な策を用いようとする試み自体が、現実の多義性や可変性に対応しきれなくなる原因であることには、十分に留意する必要があるだろう。

加藤 (2005: 85) は、施設入所や一時保護は、子どもにとっても親にとっても必要なプロセスであると捉え、親は、そのことが親失格だととらえて抵抗する場合もあるが、親子の縁が切れるわけではなく、いったん休憩しましょう、見直しましょうという理解してもらおうことが一つには大切であろうと述べた。こうした子どもへの援助と親への援助が両方必要であるという考え方を採るのであれば、子どもと親の利益を対立関係の中にみるのではなく、差異の問題として規定する方が妥当である。子どもに生きづらさを背負わせることで折り合いをつけてきた親が、異なるやり方を見つけ、自らの利益の定義を変えることは、できるかもしれない。そうした異なるやり方は、今までとは違う以上、一人で思いつくことは難しい。親とは違う原則をもち、違うやり方で、違う行動をとることができる人間、つまり、他者が必要になる。窪田 (2013) は、対人援助職を他者と位置付けているのだが、違いを提供する責任を負うことができる者が、生きづらさを抱える人たちには必要になることがある。それゆえに、援助者が援助者であるために、深くクライアントの世界に共感しつつもなお、クライアントと異なる立場にある「共感する他者」としての自分自身を保つ必要がある (窪田 2013: 86)。子ども虐待対応が目指すのは、権利を侵害される人と、子どもの権利を侵害せざるを得なくなった人を、他者とのつながりの中で生きる手助けをすることである。そうしたつながりの回復を以て、はじめて、子どもも親も子ども虐待から解放されるのである。

空閑 (2016: 332-33) は、人間の生の豊かさとは、自分以外の人や場所とのかかわりの豊かさの中にあると指摘し、このようなソーシャルワーク的人間観として Hollis (=1966) の「状況の中の人」概念を紹介した。小林 (2007) は、子ども虐待は、子どもの経験と関係をゆがめ、壊すことを通して、「子ども期」を奪うところに特徴があり、実践の課題は子どもの関係と経験を作り直すところにあると述べた。そして、子ども、あるいは親に「援助された経験」を作り出すことは可能であり、これだけで現実を大きく変えることはできないかもしれないが、この経験がある人生とない人生では、やはり違うと考えたい、と続けた。子どもを救うためには親権を法権力で抑えなければならないこともあるが、力で他者を抑え込むのは虐待親子の関係と同じであり、子どもや親に支配論理以外の人間関係を習得してもらおうという論理とは矛盾する (小林 2007)。育児に困った親が早期に SOS を発することができて、困ったときに社会が助けてくれることを、子どもが見て育ち、子どもの苦境にも敏感に対応するおとなの存在を子ども自身が実感できるような社会の構築 (小林 2007) が、真の意味において、虐待された子どもたちの権利の回復には必要となる。

少子化社会対策基本法(平成 15 年法律第 133 号)第 7 条の規定に基づく大綱として 2010 年に閣議決定された『子ども子育てビジョン』には、「子どもにとって安全で安心な社会は、すべての人にとっても安全で安心な社会でもあります」とある。虐待は個々の病や問題とは性質が異なる社会の問題であり、対応しようとするやり方そのものが社会に大きな影響

を与え、その影響は得てして予期せざる、また意図せざるものである（Munro2007）。子どもの利益と親の利益に対立関係があるとみなす援助職の視点が、「鬼のような母」や「悪魔のような父親」といった虐待する親のイメージの流布に加担する恐れもある。子どもと親の生きづらさは、どちらかを助けると、どちらかを見殺しにしなければならないという類ではない。子どもと親の利益の違いとして位置付けることにより、違いがある中でも重なる部分はないのか、あるいは重なり合うように働きかけようとする実践の焦点が導かれる。差異は、何らかの共通性が存在する場合にしか現れない。子どもと親の利益の間にある差異の根源には、共通した生きづらさが存在する。そこに働きかけることを、子ども虐待対応という。

小林（2015）は、個々の援助活動は必ず何かを変え得るとし、一つひとつは目に見えない変化であるかもしれないが、こうした個々を支える活動がない社会は虐待問題に対する抵抗力のない社会であるように思えると述べた。子どもにとって安全で安心な社会が、親にも安全と安心を与え得ると、子ども虐待対応に関わる人たちが信じることも、社会を変える一助になる。それゆえに、子ども虐待に取り組むことは、社会にとって「人間についての価値」観を変え得る（小林 2007）のである。

### 第三節 多機関・多職種連携における志向性の意義

#### 1) クライアントを理解する必要性

ここまで整理したように、子ども虐待対応の特徴の一つとして、クライアントの複数性が挙げられる。複数性を前提として、子ども虐待対応では、クライアントを理解する必要性が強調されてきた。たとえば、『子ども虐待対応の手引き』においてはアセスメントの重要性は繰り返し強調されている。子ども虐待は家族の構造的な問題を背景として生起しているため、家族の歴史や家族間の関係、または経済的背景などを含めて総合的に見立てることが必要といわれる（厚生労働省 2013b：8）。小林（2015）は、子ども虐待対応における援助とは、相手のニード（デマンドに沿うだけではない）に沿って行うが、援助を求めない人も多いために、援助職側が背景要因下の育児の困難さを理解していることが求められると述べた。アセスメントは、援助する上で必要となる、クライアントに対する理解である。情報は記号と同じで、それ単独では意味を持たない。援助の目的に合わせた情報処理が必要であり、アセスメントは援助するために行うクライアントに対する理解である。1980年代には、アセスメントはソーシャルワークの本質と認識されるようになり。さらにはポスト・モダンの影響により、それは解釈されるものとみされるようになった（大谷 2013）。大谷（2013）は、ソーシャルワーク実践にとってアセスメントの重要性に異論の余地はないと述べている。

子ども虐待が曖昧さを含む現象であると第二章で示したが、では、私たちはどのような方法を用いて子ども虐待を認識することができるのだろうか。その手段の一つとして、科学的に証明する方法が挙げられる。こうした科学的手法の導入には医学界の貢献が大きい。1946年、小児科医であり放射線科医でもあるCaffey, Johnは硬膜下血腫と外傷の病歴のない長幹骨骨折を合併した6人の乳児の症例を報告した（Ten Bensele et al.=2003）。報告例において、子どもの症状を合理的に説明するような外傷のヒストリーに欠けていたことを指摘し、意図的に行われた暴力の結果であるという推論を提出した（Caffey1946）。また、子ども虐待を疑わせる乳児鞭うち揺さ振り症候群（The Whiplash Shaken Infant Syn-

drome) に関する報告も行われている (Caffey1974)。この症例は、現在ではShaken Baby Syndrome (以下、SBS) 又はAbusive Head Trauma (以下、AHT) として知られ、乳児または幼児早期の子どもを揺さぶる等、強い加速 - 減速の力を加えることでびまん性脳浮腫や頭蓋内出血、網膜出血等に至ることが知られている。致死率が15%以上、後遺障害率が50%以上とも報告されている (日本小児科学会2006)。また、Silverman (Silverman, Frederic N.) が、レントゲンが子ども虐待の“診断”に有効であることを報告した貢献も大きい。こうしたCaffeyやSilvermanなどの業績により、子ども虐待を医学的見地から明らかにする方法が徐々に明らかとされてきた (Ten Bensel et al.=2003)。そして、1961年にアメリカ小児科学会にて小児科医のKemp,C. Henryを座長とする「殴打された子どもの症候群 (battered child syndrome)」と題されたシンポジウムが開催され、子どもの外傷は親が故意に与えた場合が少なくないと報告された。翌年にKempはSilvermanらとともにこの内容を論文化している (Kemp et al.1962)。このように古くは貧困の属性の一つとされていた子ども虐待が医療にとっても無関係ではないことが明らかとなった (Ten Bensel et al.=2003)。現在では日本でも、日本小児科学会 (2014) が子ども虐待の診断方法を示すなどしている。

科学的手法は「起こってしまった虐待」を発見する際に有用な手段である。一方、「起こりつつある虐待」や「起こるかもしれない虐待」の場合、証拠を基に発見することができない。なぜなら、まだ完了していないからである。未来形や進行形の現象を扱う場合には、不確実性の処理として推測という手段が必要となる。そこで、子ども虐待対応においては、「リスク」という考え方の導入が図られた。リスクという考え方が人知に初めて備わったのは、16世紀ないし17世紀以降といわれ、ヨーロッパの探検家が世界一周の航海に出帆しはじめた頃のことといわれる (Giddens=2001: 50)。Risk という語は、「海図なき航海」について語るようなときに用いられたスペイン語ないしポルトガル語が英語になったといわれ、もともとは空間にかかわる言葉だった (Giddens=2001: 50)。それが後に、時間にかかわる言葉となり、さらにその後、不確実な状況の一切切をひとまとめにしてリスクと総称するようになり、今日に至っている (Giddens=2001: 50)。Giddens (=2001: 51) は、リスクという言葉は、確率、そして不確実性と切っても切れない関係にあることを強調しておかねばならないと述べた。子ども虐待におけるリスクとは、「虐待しそうかどうかを予測する」という意味で使われている (加藤 2001: 48)。

子ども虐待対応では、このリスクをアセスメントすることが必要となる。ここでいうリスクの要因としては、個々の子どもに実際に加えられた有害な行為のみならず、なんらかの仮説にもとづいて子ども虐待との関連性を検証されたとされる子どもや養育者に関する広範な諸特徴が挙げられている (上野 2006: 263)。例えば、『子ども虐待対応の手引き』では、表 16 のような要因が挙げられている。限られた情報をもとに一人ひとりの子どもについて推測しなければならない状況下において、リスクアセスメントは、援助方法の適切性や援助の方向性の判断、専門職の意思決定の一貫性の担保、そして複数の専門職が共通認識を形成する場合にも有用といわれている (芝野 2001: 53-54)。肉眼やレントゲンでは見えなかったものが、リスクという考えを採用することで子ども虐待の危険性を示すものとして検出できるようになった (上野 2006: 263-264)。潜在化することで、その現象は無視されてしまう。そのため、発見するための手段の確保は、子ども虐待対応上、重要であったといえる。

表 16 虐待に至るおそれのある要因・虐待のリスクとして留意すべき点

親のリスク要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠そのものを受容することが困難（望まない妊娠）</li> <li>・若年の妊娠</li> <li>・子どもへの愛着形成が十分に行われていない。 （妊娠中に早産等何らかの問題が発生したことで胎児の受容に影響がある。子どもの長期入院など。）</li> <li>・マタニティーブルーや産後うつ病等精神的に不安定な状況</li> <li>・性格が攻撃的・衝動的、あるいはパーソナリティの障害</li> <li>・精神障害、知的障害、慢性疾患、アルコール依存、薬物依存等</li> <li>・保護者の被虐待経験</li> <li>・育児に対する不安（保護者が未熟等）、育児の知識や技術の不足</li> <li>・体罰容認などの暴力への親和性</li> <li>・特異な育児観、脅迫的な育児、子どもの発達を無視した過度な要求 等</li> </ul>
子どものリスク要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児期の子ども</li> <li>・未熟児</li> <li>・障害児</li> <li>・多胎児</li> <li>・保護者にとって何らかの育てにくさを持っている子ども 等</li> </ul>
養育環境のリスク要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的に不安定な家庭</li> <li>・親族や地域社会から孤立した家庭</li> <li>・未婚を含むひとり親家庭</li> <li>・内縁者や同居人がいる家庭</li> <li>・子連れの再婚家庭</li> <li>・転居を繰り返す家庭</li> <li>・保護者の不安定な就労や転職の繰り返し</li> <li>・夫婦間不和、配偶者からの暴力（DV）等不安定な状況にある家庭 等</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠の届出が遅い、母子健康手帳未交付、妊婦健康診査未受診、乳幼児健康診査未受診</li> <li>・飛び込み出産、医師や助産師の立ち会いがない自宅等での分娩</li> <li>・きょうだいへの虐待歴</li> <li>・関係機関からの支援の拒否 等</li> </ul>

厚生労働省（2013b：30）より抜粋

## 2) 認識の諸形態

ソーシャルワーク教育の中で自己覚知（self awareness）が強調され、認識論がソーシャルワーク理論の中で取りざたされるのは、クライアントやクライアントを取り巻く環境を理解する必要があるからである。つまり、認識という、理解のプロセスは重要と考えられてきた。あらためて言うまでもないが、省察的実践において、認識は重要な過程と考えられている。認識が実践を理解する上で重要となるのは、結局、援助職の行為を導くもの

と考えられているからである。Ellis, Albert の ABC 理論では、生起される情動や行動 (C: Consequences) は、出来ごとや体験 (A: Activation) によって直接生み出されるのではなく、思考 (B: Belief) によって解釈された結果として誘発されるという考え方を採用する (Lantz=2006)。Schön (=2001) がいう、状況に枠組みを与えるように目的と手段を連動させながら規定するには、考えながら手段 (行為) を選択することになる。そのように自らの行為を反省することで、行為の修正は図られる。そして、修正された行為の効果をさらに顧みることによって、よりよい実践を追求しようとする。

人間の認識は、外的な事物や現象を認識主体の準拠枠と合致させる作業が必要といわれるが (浅井 2011)、この準拠枠への当てはめ方には様々な形態が想定されている。認知心理学領域では、人間が他者を認識する様式にはトップダウン処理とボトムアップ処理の二通りがあるといわれる (土田 2001: 19)。トップダウン処理とは、既に自分が持っている知識に照らし、対象がその枠踏みに当てはまるか否かといった観点から理解する方式をいう (土田 2001: 19)。ボトムアップ処理とは、与えられた事実をあるがままに受け入れ積み上げていながら一定の理解に達する方式をいう (土田 2001: 19)。実際の認識のあり様は、どちらか一方のみで成立するというより、双方が混在しているのが一般的と考えられるが、条件によりどちらかが優勢となることはあり得ると考えられる (土田 2001: 19)。

「調整」過程においても、アセスメントは必要となり、他者 (クライアントや連携相手) に関する認識を展開しなければならない。古来より人間は狩猟採集によって生命維持のためのエネルギーを得てきたことから分かる通り、人間は群れ (共同体; コミュニティ) をなすことで生き残りを図ってきた。そのため、他者を認識する能力は人間にとって欠かせないものであった。乳児期から幼児期に移行する過程で、子どもは他者の視座 (another's viewpoint) に気付き始めるといわれる (子安 2011)。たとえば、その子どもが持つ写真を「見せて」と頼んだ時に、相手に向けて写真が写っている方を提示 (showing) することが、3 歳ごろにはおおよそできるようになる (子安 2011)。自己視点と他者視点の違いを理解することは、他者を理解するための重要な一歩となる (子安 2011)。また、四歳以降の幼児がメタ表象 (心的帰属に基づく高次表象「みたて」) をもちはじめることが、他者の心の理解 (他者が自分とは違った信念、欲求や意図を持ちうることを理解) につながるともいわれている (芋坂 2007)。視線、表情や行為の観察などを通して他者の心的状態 (mental states) を創造することで適応の前準備が整えられると考えられる (芋坂 2007)。

他者理解については、認知科学における対人認知に関する理論やミラーニューロン、心の理論など、研究が進められている。しかしながら、他者理解の生物学的メカニズムには、明らかになっていない点も多い。子安 (2011) は、自己視点と他者視点の違いを理解することは、他者を理解するための重要な一歩だが、自己理解があって他者理解が生まれるという順序性は必ずしも自明ではないと指摘した。アメリカの心理学者 Amsterdam (1972) の実験では、生後 12 カ月までの乳児は鏡に映った自己を別の他者と認識していたが、13 ヶ月~24 ヶ月の幼児になると鏡を避けるような反応や鏡に映る姿に怪訝そうにみるなどと対処するようになる。さらに 20 ヶ月以降になると、幼児は鏡の中の姿を自己として認識していると思われる反応を示した (Amsterdam 1972)。この鏡像認知と呼ばれる、鏡に映る姿を自己自身であると認識できる動物種は限られている (子安 2011)。他の動物がそうであるように、人間にとっても入ってくる情報量は自己よりも他者に関するものの方が圧倒的に多い中で、鏡に映る姿を自己自身であると認識する能力は、生得的ではないこと



が分かっている（子安 2011）。

こうした他者理解は、人間がつながりの中で生きる手段として必要だった。生物進化の理論は、生存をめぐる闘争と最適者生存という考えのもとに作られたが、にもかかわらず、協調関係は、同種の個体間、または他種との間に広くみられる関係である（Axelrod=1998:108）。Axelrod（=1998:108）は、攪拌され、個体識別もできないままに、そのとき限りの付き合いしかない場合には、搾取と非搾取の関係のほうがはるかに一般的であると指摘する。逆に言えば、ある程度、持続的な関係が必要な時には、そうはいかないということでもある。Axelrod（=1998:109）は、多種多様なほかの個体を識別することができるなら、多数の個体を相手にするような互恵的協調関係も安定し得ると述べた。人間は、多様な個体の識別能力がよく発達しているといわれるものの、それでも協調関係ができる範囲は制限されているという（Axelrod=1998:109）。つまり、人間の認識能力にも限界が存在している。

### 3)「理解できないことも含めて理解する」認識形態

伝統的に認識が問題とされる際に常に顧慮されてきたのは、人間の認識の有限性、不完全性であった（廣松ら 1998:1242）。才村（2005:358）は、虐待は家庭という密室の中で起こるとし、加えて親が虐待の事実を隠そうとするのが一般的であり、かつ子ども自身も事実を明かそうとはしないと指摘する。このような状況の中で虐待の事実を、家庭「外」の人間が「理解する」ことは、困難を極める。不確実性を完全に除去することは不可能であり、リスク概念を導入したとしても、そもそもリスクという概念自体、不確実性が残存することを想定したものとなっている。Weber（=2003）は、リスク要因だけから将来発生する親の行動を予測することは不可能であると指摘し、「ある子どもが将来にわたって危険に直面するか否か」を決定する最も重要な根拠であるという考えは誤りであると述べている。リスクアセスメントがそのように誤用されると、ある家族には必要以上に侵入的な介入をする一方で、他の家族に対しては子どもの安全を十分に守れなくなる可能性がある（Weber=2003）。また、リスク指標にある要因には何一つ引っかけられない家族であっても、子ども虐待は起こり得る。大きな決定因がなくとも、小さな要因（例えば、ママ友との付き合い、祖父母との関係、など）の積み重ねによっても、家庭内の相互作用が崩れることもある。また、リスクに偏って現実を捉えることで、家庭の中で「うまくいっていること」が見逃されてしまう可能性もある。

また、医学所見についても、子ども虐待を確定するに足る証拠であるとは限らない。才村（2008:358）は、例として、全身に新旧入り混じった皮下出血がみられる乳児の場合、両親が「ベッドから落ちた」と主張したとしても、ベッドからの転落により偶発的にできた外傷とは考えにくく、何か人為的な力が日常的に激しく加わってできたものであるとは判断できても、両親の主張を明確に否定することは困難であろうと述べた。先述の SBS/AHT について、日本小児科学会から診断プロトコルが示されているが、虐待を疑う必要があるかどうかの基準にはなるものの、虐待か否かを断定できるわけではない。荒木ら（2009）は、臨床的に、虐待による外傷が事故などによるものと異なる特徴として、①頭部外表の損傷がない、②遠位長管骨の捻じれや牽引による骨折様式を伴う、③多発性肋骨骨折を伴う、といった点が挙げられるものの、厳密には虐待と非虐待を区別する身体所見は明らかではないと指摘する。それゆえに、虐待診断は常に不確実で、容易ではないと述

べた（荒木ら 2009）。そのため、才村（2008：358-359）は、子どもの個々の症状と親の行為との因果関係の立証のみに拘泥するのではなく、子どもの置かれた社会環境的な文脈の中で子どもの症状を意味づける必要があると指摘した。

語源的に見るとこんがらかった条理を解くことを「わかる」といい、転じてわかることは「理解」と呼ばれるようになった（坂本 2006：51-53）。そして、人間は昔から、分けることによって「わかろう」と努力してきた（坂本 2006：57）。対象を他のものと分け、対象とわかろうとする主体とを分け、対象そのものを分ける（坂本 2006：57）。こうした分ける作業を分節作用（articulation）という。記号が、さまざまな対象、現象の中から「同じ」意味、「同じ」価値をもっているものを選び出し、まとめあげることによって、ある視点から対象界に区分を入れる働きにより、混沌とした全体から明瞭なあり方へ展開されていく（長田 2008；子安 2011）。意味が分割＝分有されていなければ意味というものではなく、意味とはそれ自体、存在の分割＝分有である（Nancy=2005：27）。Luhmann（=1990；=2007）のいった複雑性の縮減とは、わからないものを分からないままにすることに堪えられないがゆえに取られる方策ともいえる。ゆえに、意味が存在するのは、複数性が排除された場合だけであり、一者が一連の計画的な製作過程において作り出すものにしかない（Arendt=2006：6）。つまり、認識というプロセスにおいて意味付与を行う場合には、排除のメカニズムが作動する。

尾崎（1997：76）は、理解という行為が持つリスクとして、私たちが偏った「ものさし（準拠枠）」だけに依存し易い傾向を持っているが故に「簡単にわかったつもり」になり易い点と、「分からない部分」を発見できなくなる点の 2 つを挙げている。認識は、パターン化し易い。自動車の運転を例に挙げると、初めて運転をする時には、止まる、曲がるという度に、アクセルやブレーキを踏むタイミングや加減、ハンドル操作について、活発な思考と自己対話を繰り返しながら運転をしても、慣れてくれば状況に対して自然と行動が喚起されるようになる（Lantz=2006）。これは、こうした自己対話や思考が学習され易いため、自動的に行われるようになるからであり（Lantz=2006）、人間の適応能力の高さゆえといえる。こうした認識の学習傾向は、自動思考（Automatic thought）と呼ばれる。Schön（=2001：106-104）は、実践家はわずかな種類の事例について数多くのバリエーションを経験するので、自分の実践を“練習（practice）”できる。それゆえに、予期やイメージ、テクニックのレパートリーを発達させるとともに、次第に驚かなくなっていく（Schön=2001：103-104）。Schön（=2001：103-104）は、そうして実践の中で活用される知はますます暗黙となり、無意識になり、自動化するようになり、それにより実践家とクライアントは専門分化の恩恵を浴することとなると述べた。

専門分化が高度に進行することで、専門閉塞と呼ばれる現象が起こる。Schön（=2001：103-104）は、専門分化の負の効果として視野の偏狭をもたらす可能性を指摘し、専門職がさらに下位の特殊性へと細分化していくとき、初めにあった経験と理解の全体性はバラバラになり得ると警告した。加えて、自動思考により、自らが「今、していること」について考える重要な機会を逃しているかもしれないとも指摘した（Schön=2001：103-104）。Schön（=2001：103-104）は、その結果として実践家は自らのパターンに固執するようになり、クライアントを苦しめるだろうと指摘し、こうした状態を実践家による過剰学習であると述べた。大谷（2014）は、アセスメントこそ専門性が発揮される場所とされる一方で、アセスメントこそがクライアントを無力化させるものになると指摘する。専門職に、

問題の特定とそれへの命名、原因の解明と問題解決が求められるようになると、専門職の力は問題に名づけること、問題を克服する方法を知っていることから増大する(大谷2014)。こうした構造は、専門職支配の批判の中でも展開されていた(Freidson=1992等)。援助プロセスの基礎になるアセスメントが、クライアントを無力化する構造を内在化させていることになる(大谷2014)。子どもや親を無力化することでしか、彼ら・彼女らの困難を理解できないのだとしたら、それは自立や自己決定を支えることなど不可能であると認めるに等しい。

問題解決アプローチで知られるPerlman (=1966)は、われわれは何びとも他人のすべてを知ることにはできないと戒めていた。この言葉からも分かる通り、クライアントの尊厳を守ろうとする時、「分からないこと」を肯定することが必要になる。これは、第三章で触れた集合知を生成するためにも必要となる姿勢である。ここでは、村上春樹がエルサレム賞の受賞式典で行った、後に「壁と卵」と題される講演内容を取り上げる。村上(2011: 78)はその講演の中で、システムを「壁」、人間のいのち(soul)を「卵」という比喩を用いて表現した。そして、「壁」は本来、人間を護るべきははずのものだが、時として独り歩きを始め、冷たく、効率よく、システムティックに我々を殺し、我々に人を殺させると述べた(村上2011: 78-79)。この比喩に対する内田(2014)の考察が興味深い。彼は、村上(2011)の「壁=システム」とは、端的には「言語」あるいは「記号体系」だと説明した(内田2014: 56-63)。つまり、Luhmannのいうシステムと同義として捉えている。「言葉にできる」ということは理解され、共有されるということであり、それは「かけがえのなさ(uniqueeness)」、「代替不可能性(irreplaceably)」という「いのち」の定義に悖る(内田2014: 62)。内田(2014: 62)は、言葉にすることができないものが、私たち一人ひとりの「いのち」を形づくっていると述べた。

では、子ども虐待対応において、小林(2015)のいうようにクライアントの困難を理解する必要があるのだとして、それはどのように成し得ればよいのだろうか。尾崎(1997: 78-79)によれば、理解とは、簡単に分かったつもりになることをやめる技術であり、「わかる」部分と「わからない」部分を区別する技術であるという。こうした指摘を踏まえると、子ども虐待対応において必要とされる「クライアントの理解」とは、「クライアントを理解しきれないことも含めて理解する」ことではないかと考えられる。窪田(2013: 124)は命名することの意義について、それまで手に負えないと思いついていた問題が自分の手の届くところにくる、何とか対応する手がかりがあるのではないかと気持ちが動くということであると述べていたことについては既に触れた。ただし、この命名が、ソーシャルワーカーの一意によるものであるならば、それはソーシャルワーカーにとっては意味があるとしても、クライアントにとっては文字通り、無意味である。大谷(2014)は、アセスメントは、ソーシャルワーカー主導でクライアントの問題を把握する情報収集と分析のプロセスとされていたが、徐々に、問題に焦点を絞るのではなく、クライアントの置かれている状況を、クライアントと共に理解していくことを指すように変化してきたと指摘した。

窪田(2013)も同様の立場を示している。加えて、命名には慎重さと柔軟さが必須であるとも述べた(窪田2013: 116-131)。Schön (=2001: 135)によれば、無反省な実践家は、自らを専門職と規定しようと、反専門職と規定しようと同じく、閉ざされており破壊的だという。省察をすること、言い換えるならば、自らの認識を注意深く観察することは、行為の修正に役立つ。そして行為は、自らの認識を観察するための検証材料となる。Schön

(=2001:105) は、省察的実践は実践家の過剰学習の中和剤になり得ると指摘していた。クライアントが抱える複雑で複合的な問題に対処するためには、クライアントと援助職が巻き込まれた状況との対話 (conversation with situation) が必要になる (Schön=2001:146)。

#### 第四節 志向性が示す多様性尊重という「課題」

##### 1) 志向性の意義；ただ、クライアントに関心を寄せることの重要性

理解できないことも含めて理解することが、子ども虐待対応という対人援助に必要なということとは、「調整」にも同様の認識形態が必要と考えられる。理解しつくせないことも含めていくという認識形態には、達成が不可能であることに取り組むという矛盾が含まれている。理解できないことを理由に、理解しようと試みることを止めては、対人援助の基盤となる関係性の構築は難しくなる。無関心に陥ってしまうと、クライアントを無視して援助を展開することにもなりかねない。

理解できないことを含めて理解しようとする認識スタイルが必要となる対人援助では、関心を持ち続けることが必要となる。そのために、ソーシャルワーク理論においても、あるべき関心の寄せ方について取り上げられてきた。例えば、**person-centered approach** を提唱した **Rogers (1957)** がクライアントへの無条件の肯定的関心を基本原理と示していた。また、生態学的アプローチの提唱者である **Germain (=1992)** は「人間」と「環境」の交互作用 (transaction) を関心の焦点と示した。このように、既に「あるべき」関心については、ソーシャルワーク理論でも論じられている。この「あるべき」関心にソーシャルワークの固有性を見出すこともできるだろう。ただし、多機関・多職種連携では、それぞれの機関や職種によって「あるべき」関心の持ち方は異なる。そのために、本研究では存在概念としての関心について取り上げたい。

存在概念としての関心は、志向性 (intentionality) という概念で説明することができる。志向性とは、精神のある対象への能動的関係であり (**Julia=1998:157**)、世界内の対象や事態に向けられ、関わり、それらについて生じる、多くの心的な状態ないし出来事の特徴である (**Searle=1997:1**)。心的現象を感覚といったそれ自体は無意味な事実的要素の複合体とするのに対し、意識にはその対象が志向的に内在するという考え方を示すための手段的概念である (**木田ら 1995:421**)。古くは **Aristotelēs**、それを受けたスコラ哲学で用いられ、**Husserl** の現象学の基本概念であり、現代アメリカの言語行為論や精神哲学にも継承されてきた (**森 1995:170-171**)。Husserl (=2001:69) は、志向性を「何ものかについての意識」と述べ、**Heidegger (=1994)** は志向性に代わり「関心 (sorge)」と概念化した。志向性には向性 (directedness) ないし関与性 (aboutness) といった特徴がある (**Searle=1997:1**)。つまり、何らかの対象を伴う。言語行為論の研究者 **Searle (=1997:2)** は、すべての心的状態・出来事が志向性を有するのではなく、対象のある場合だけが志向的であると説明する。

志向性は本質的に意味を賦与する作用と考えられている (**Lévinas=1977:37**)。ゆえに、対人援助職は援助の必要性 (ニーズ) をベースにクライアントに関心を寄せるが、これがクライアント側の捉え方と同じとは限らない。志向性もまた、理解のしかた次第で変わり得る。しかし、そのことが援助職の志向性の価値を否定する根拠にはならないと考えた。ここでは、志向性が有する「つなぐ」機能に着目したい。

Husserl (=1970 : 54) は意味の中で、対象への関係が構成されると指摘する。子ども虐待が疑われる、子どもやその家族の生きづらさに変化をもたらしたいという動機が、対人援助職を子どもやその家族を特別な存在として認識させている。そして、このクライアントの特別さが、援助職を子どもやその家族に関わるよう仕向けている。したがって、クライアントの特別さが導く援助職の志向性は、クライアントと援助職をつなぐ機能を果たしている。また、志向性には個人的志向性（私志向性；*I-intentionality*）と集団的志向性（我々志向性；*We-intentionality*）がある（久保進 2014 : 296）。連携場面では私志向性と我々志向性とが重なっていく過程が存在する。援助の必要性を認識するだけでは志向性は個人の位相でしかない。だが、個人では困難性に変化をもたらせないと気付くと、連携の必要性が認識される。そして、共に課題に取り組む過程を通して、「連携している<私たち>」という認識も生まれる。Toseland ら (=2003 : 74) は、相互の関心があってコミュニケーションをする理由があるからコミュニケーションをとるのだと指摘する。特定の子どもやその家族をクライアントとして認識し、彼らに関心を寄せるがゆえに、自らにはできないことを自覚するようになる。その補完を求めて他機関や他職種に関心を向けるようになり、多機関・多職種連携という援助システムが構築される。“対象”はひとつの拘束であり（市橋 1978 : 52）、志向性は多機関・多職種連携という集団への帰属意識の低い人々をシステムにつなぎとめる役割を果たす。それゆえに、Toseland ら (=2003 : 265) は、課題グループにおいてはメンバーの関心を強める働きかけが必要と指摘した。

このように連携場面では私志向性が、我々志向性の位相へも展開する。他者に向けられる関心ゆえに、そして<私たち>への展開が期待されるゆえに、志向性は心の作用を目標に向けて方向づけるものであり、社会の中の自己と他者を繋ぐきずなの基盤といわれている（芋坂 2012 : ii）。強制的介入であろうと、パートナーシップに基づくアプローチであろうと、いずれにせよ、志向性は必要となる。そして、関心を寄せ続ける限りにおいて、仮に理解しきれなかったとしても、援助職はクライアントと何らかの形でつながり続けることができる。ゆえに、理解できないことも含めて理解しようとする子ども虐待対応において、志向性は重要な役割を果たすものと考えられる。

## 2) 志向性の脆弱化傾向

Briskin ら (=2010 : 102) は、個人や集団が、関心を払う方法に注意することを学べば、人は集合知を出現させる導管となると述べていた。多機関・多職種連携は、集団思考や集団極化などの問題解決を阻害する可能性も含むことについてはすでに触れたが、その際に問題となるのは意思決定場面においてクライアントへの関心よりも、連携内の人間関係や、損得勘定への関心が優先されてしまうことにある。つまり、対人援助場面において求められる志向性の脆弱化が招く現象といえる。多機関・多職種連携においても、実方（2014a）は、子ども虐待対応に関わる実践家の認識を題材として扱い、志向性には脆弱化傾向があることを明らかにした。まず、東京都を調査対象地域とし、子ども虐待対応に関わる機会の多い児童相談所、保健所・保健センター、市区町村の児童家庭相談窓口に郵送式の質問紙調査を実施した（実方 2014a）。その際、回答者には現在継続して他の機関や他職種と一緒に援助を行っている事例を想定するよう依頼し、変数の設定では、子ども虐待対応に関連する 118 点の文献・論文・記事・報告書等から連携に関する記述を集め、パイロット調査などの結果を踏まえて絞り込んだ 31 項目について、当てはまる程度を 5 件

法（1：まったく当てはまらない～5：よく当てはまる）で回答して頂いた（実方 2014a）。

この 31 項目の分布の偏りを検討し、天井効果（ceiling effect）と床効果（floor effect）が認められた項目を分析対象から除外し、残った変数について、プロマックス回転による主因子法を用いて因子分析を行った（実方 2014a）。固有値 1.00 以上を採用し、共通性 0.16 以下の項目及び因子負荷率 0.35 以下となる項目を削除、スクリープロットや抽出された因子の信頼性係数（Cronbach's coefficient alpha）を参考にしながら、因子分析を 3 回行い、最終的に 20 項目、3 因子を抽出した（実方 2014a）。第一因子は「お互いの責任の範囲について確認し、理解するための作業を行った」など、「専門職間連携」を構築する過程で構成メンバーが行う作業に関する内容であることから因子名を「メンバー間で行う作業」とした（実方 2014a）。第二因子は「関係者は互いに対等な立場にあった」など、構成メンバー間の関係性を反映した内容であることから因子名を「メンバーの関係性」とした（実方 2014a）。第三因子は「問題の背景にある事柄について、一緒に確認し、理解するための作業を行っていた」など、構成メンバー間で行う作業の中でも援助対象となるクライアントをメンバーと一緒に理解するための工程が反映されているため、因子名を「対象への焦点化」とした（実方 2014a）。因子分析の結果を表 17 に示すが、「対象への焦点化」は、対人援助における志向性を表す変数群である。

この連携の捉え方を図るための変数群に加えて、想定した事例における集団実体性についても 10 件法で回答を依頼した（実方 2014a）。集団実体性と「メンバー間で行う作業」と「メンバーの関係性」は相関するが、「対象への焦点化」は疑似相関であることが明らかとなった（実方 2014a）。集団実体性と各潜在概念との相関分析、偏相関分析の結果を図式化したものが図 18 である。この分析結果から、実方（2014a）は、クライアントを理解しようとする力動がなくても“連携している”と錯覚する可能性を指摘し、これを“「専門職間連携」の擬態化」と呼称した。つまり、子ども虐待対応においても、多機関・多職種連携内で志向性が脆弱化する可能性があると考えられた。実方（2014a）は、こうした志向性の脆弱化傾向について、援助システムの存在意義となるクライアントを理解しようとする力動がなくても、複数の実践家が何らかの作業をし、何らかの関係性を持てば連携しているかのように錯覚する可能性があるとして指摘した。こうした錯覚により、多機関・多職種連携は本来の存在意義を手放し、仲良しグループのような「援助システムではない何か」にもなり得る（実方 2014a）。

稲沢（2017：158-160）は、援助者とは、クライアントから逃げ出すことも、見捨ててしまうこともできる存在であると述べている。どうすることもできない無力さを抱えながら、苦しみを背負うクライアントのかたわらに、ただただ踏みとどまることが「援助の出発点」であることは間違いないとしながら、援助を成り立たせている根源的な場には、「逃げ出すべきではない」といった気高い倫理のさらなる深みに「逃げ出せる」という露骨な事実が横たわっていると指摘した（稲沢 2017：159-160）。子ども虐待の場合、身体的な、心理的な、あるいは性的な暴力を日常的に振るわれているにもかかわらず、もしくは十分なケアを受けていないとしても、子どもは親から離れることを拒否することが往々にしてある。そこには、子どもにとっての親との離れ難さの要因となる様々な（一つではない）理由がある。そのような時、「子どもの自己決定を尊重する」または「子どもの意向に沿う」といった題目を掲げることで、「子どもが虐待されている（かもしれない）」という事実から目を逸らすことも、援助職にはできる。個人レベルの私志向性であっても、実際には、

低下する可能性を抱えている。なぜなら、助けを必要としている人の生きづらさのすべてを援助職が回収できるわけではないからであり、クライアントに生きづらさを押し付けることさえ、その気になればできてしまうからである。

集団レベルになると、そうした志向性が脆弱化し易くなる。では、擬態化する可能性があるから、多機関・多職種連携は必要ないといえるのだろうか。確かに集団思考や集団極化などの概念で説明されるように、集団による問題解決の質が個人のそれよりいつも優れているとは限らないが（釘原 2003）、そもそも子ども虐待対応における多機関・多職種連携は効果ではなく、必要性から強調されてきた経緯がある。したがって、効果が 100%保障されなければ連携しない、などという言い分は成立しない。そもそも手段や戦略がもたらす結果は環境や状況等にも依存し、可変性を含有するのが常であり、そうであるのなら、この「擬態化」の意味の質的転換こそが必要となる（実方 2014a）。志向性の脆弱化が起こり得るということを想定し、志向性を常に意識したシステム構築も可能となるはずである。“足りないモノ”を抱えた存在として認めなければ、“足りない何か”を埋めようとする力動は生まれない。ゆえに Shön (=2007) は、実践家には省察が必要だと説いた。

したがって、志向性の脆弱化傾向を認識しておくことは、クライアントを複数の援助者と一緒に理解しようとするエネルギーを多機関・多職種連携に供給することになるだろう。グループ・ダイナミクスは、安定化に向かう力が強くなりすぎると集団の維持が目的化し易い。そのため、変化に向かう力を生かすことが必要であり、クライアントに合わせようとし続けることで変化を促進することも可能になると考えられる。こうした認識は特別な誰かにとって必要なのではなく、多機関・多職種連携を構成する各メンバーにとって必要であるが、グループ・ダイナミクスの「調整」を担当する者にとっては、なおさら重要な視点となる。

表 17 子ども虐待対応に関わる実践家の連携の捉え方（実方 2014a）

	因子負荷率		
	1	2	3
<b>【第一因子】 メンバー間で行う作業 (α=.93)</b>			
11_お互いの責任の範囲について確認し、理解するための作業を行った	.80	.01	-.04
10_支援計画が実行できるものかどうかについて確認し、理解するための作業を行っていた	.76	-.13	.25
9_支援の具体的な計画について確認し、理解するための作業を行っていた	.76	-.14	.19
22_対応がうまくいったかどうかだけでなく、「どう対応したか」というプロセスについても、関係者間で確認し、理解するための作業を行っていた	.74	.09	-.12
16_具体的な役割を設定し、全員が何らかの役割を担当していた	.72	.05	-.06
14_支援方針に基づいて役割分担は行われていた	.63	.12	.03
17_支援対象となっている子どもやその家族の状況に合わせて、随時、目標やその計画を見直していた	.63	.07	.12
6_それぞれが持っている「出来ないこと」限界を確認し、理解するための作業を行っていた	.57	.09	.13
7_支援の目的について確認し、理解するための作業を行っていた	.51	-.02	.34
15_子どもやその家族と関係者との関係性を考慮して、役割分担は行われていた	.51	.20	.03
<b>【第二因子】 メンバーの関係性 (α=.91)</b>			
28_関係者は互いに対等な立場にあった	-.20	.82	.12
26_関係者はお互いに信頼し合っていた	-.03	.80	.11
31_関係者はお互いに支え合っていた	-.04	.78	.08
27_関係者間では、連帯感が作り上げられていた	.03	.74	.13
19_分からないことがあれば、お互いに気兼ね無く、尋ね合っていた	.29	.58	-.16
23_お互いがどのように動いているのかを、お互いに把握していた	.35	.57	-.20
24_それぞれの関係者が行っていた支援は、相互に関連、補完するものだった	.35	.52	-.03
<b>【第三因子】 対象への焦点化 (α=.87)</b>			
4_問題の背景にある事柄について、一緒に確認し、理解するための作業を行っていた	-.04	.09	.83
3_子どもとその家族に対するアセスメントについて協議し、理解するための作業を行っていた	.07	.03	.75
5_家庭内の関係性について、一緒に確認し、理解するための作業を行っていた	.08	.02	.74

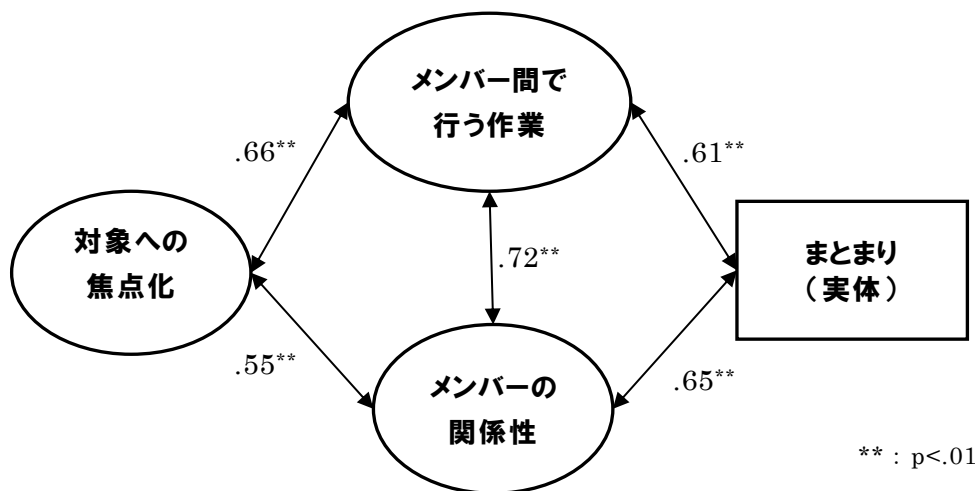


図 17 連携の擬態化 (実方 2014a)



### 3) 現実的な「課題」としての多様性尊重

志向性は、子ども虐待という現象に巻き込まれた人たちをつなぎ、グループ・ダイナミクスの変化しようとする力を支える。ただ、志向性が認識の問題でもあるということは、クライアントと特定の援助職との間で差異が生じる可能性があるばかりではない。複数の援助職がクライアントに対して同じ関心を抱いているとは限らない。

援助職の認識の差異に関する先行研究を概観すると、先にも触れた鈴木ら（2001）の調査において、性別・子どもの有無・所属・職種により虐待認識には統計学的に有意な差があると報告されている。そうであれば、虐待ではないと思いながら援助している人と、虐待だと認識して援助している人とは、関心の寄せ方にも違いが生じ得ると考えられる。また、山野（2007）は、第一節でレビューした調整担当者へのインタビュー調査の分析結果を踏まえ、メンバーとの関係性次第でクライアントの生き方に思いをはせる余裕をなくす可能性があるかと危惧している。松宮ら（2013）は、児童福祉司と精神保健福祉士の間ではクライアントに対する認識が統計学上有意に異なると報告した。菊池（2009）が行ったインタビュー調査によれば、こうした「認識の差」は連携の阻害要因になり得るという。

あらゆる陳述は、家族内暴力が発生した社会的背景に身を置いてなされるもので、絶対的かつ客観的な陳述などは不可能であり、医学、法律、ソーシャルワーク、心理療法などの領域は、虐待という問題に対してそれぞれ異なった反応を生み出す（Marneffe =2003 : 963）。それぞれの領域にとって、「(構成されたものとしての) 現実」は同一のものではありえない（Marneffe =2003 : 963）。そうであるのならば、志向性がクライアント及び複数の援助職をつないだとしても、その現象に対する皆の認識を「同じ」にする機能まで有するわけではない。そのため、特定の専門領域独自の「あるべき」姿を起点に連携内の複数の援助職の関心を論じるには無理があると考えられる。特に、子ども虐待対応においては、クライアントの複数性の問題がある。家族の相互関係の問題であり、特定の誰かにだけ焦点を当てればよいのではないと分かっていたとしても、クライアント（システム）の内、誰と中心的に関わるのかは、連携する援助職によって異なる。そして、誰と中心的に関わるかが異なるからこそ、クライアントの複数性にも対応できる。

先行研究に照らしても意味の与え方が各々の援助職によって異なるのが自然であり、志向性が本質的には意味賦与であるのだとしたら、志向性においても質的な差異が想定される。たとえば、親の精神障害などが目立ってしまい、連携する援助職がその問題にばかり集中してしまうことがある。その結果、子どもの行動上の不応や父親の養育への不干渉などの別の問題が見逃され、子どもへの適切なケアの開始が遅れるばかりでなく、母親の精神的な問題を悪化させてしまうこともあり得る。差異がある人たちがお互いの認識や行動に目配りをせず、バラバラに援助を展開することで、援助の均質化が起こっていることにかえって気づきにくくなることもある。ゆえに、意思疎通をはかり、共に通い合う必要もある。

Thompson (=2004 : 168) は、「調整」において、問題の根底には関心の相違があると指摘していた。すなわち、人々は特定の状況から別々のことを望むから争い、緊張、誤解が生じる（Thompson=2004 : 168）。そして、それゆえに、違いがあることを認めて、肯定的に処理することが重要だとした（Thompson=2004 : 168）。つまり、集合知への展開が必要となる。他機関の視点が入ることにより今まで見えていなかったところが見えるといわれることもあるが（徳岡 2005）、これは差異を擁護する前提がなければ獲得できない

成果である。なぜなら、疑心に駆られて差異の排除に執着することが、援助システムにとっての損失につながるからであり、それはクライアントの利益を損なうことにもなるからである。加えて、ただ、分離した状態で援助すればよいわけでもなく、コミュニケーションによって共に通い合う経験を積み重ねていくことも必要になる。

つまり、脆弱化し易い志向性を意識して実践する上では、認識的多様性を尊重する必要がある。次章では、こうした「調整」において認識的多様性を尊重する必要性を実証する。

## 第五章 「調整」による志向性の触発

### 第一節 触発される志向性

#### 1) 志向性の受動的傾向

子ども虐待対応において多機関・多職種連携が強調される背景には、効果に対する信頼に先んじて、まず必要が生じていると考えるのが妥当である（実方 2014a）。つまり、ただ複数の人間が集まっただけで効果的に援助できるわけではない。そのため、志向性の脆弱化傾向を一つの課題として捉え、本章では志向性の脆弱化への対処としての「調整」上の課題、認識的多様性を尊重する必要性について検証する。こうした「調整」の課題も踏まえた上で、志向性の問題に取り組む必要があるのだが、では、ある子どもやその家族に対する関心の質的内容が異なる中、「問題解決への関心を高めましょう」と声をかけるだけで、連携内の志向性を高めることができるのだろうか。「調整」には、少なからず抑圧的な側面も存在する。Ashby（=1967：248）は、一般的にすぐれた調整装置の本質的な特徴は攪乱因から本質的変数へと、多様性が流れることを妨げることでであると指摘する。Fisher（=2012：144）も、集団による意思決定においては、調整を行った瞬間に、集団はいくらかの多様性を失うと述べた。

「調整」担当者が考える「あるべき」志向性の姿を他職種に押し付けても、それは、他職種の私志向性、連携内の我々志向性を、維持したことにも強化したことにもならないだろう。こうした観点から、志向性の維持・強化に関わる仮説を構築すると、それぞれの志向性のあり様を尊重することで、連携内の志向性を維持・強化できるのではないかと考えられる。こうして、連携内の志向性を強化することで、連携内のグループ・ダイナミクスはクライアントに適応しようとすることで、変化の力動が生まれる。ただし、志向性における意味付与が外部環境からの影響を全く受けず、主体による独立した作業であるとしたなら、そもそも働きかけに反応することはない。つまり、この仮説検証の成立条件として、志向性が受動的な傾向を有するという論証が必要となる。

援助職がクライアントに寄せる関心は、たしかに、援助職の知識や経験などに基づいて生じる。しかし、援助職の能動性に依存するだけではない。これは、クライアントから受けた影響によって喚起された「意味」でもあり、そうした観点からいえば、クライアントからのギフト（与えられたもの）といえる。クライアントは、援助者に対しても問いかけ、働きかける存在なのである（空閑 2016：129）。Husserl（=1997）は、対象からの「触発」とそれへの応答として現れる「受動的志向性」についても言及していた。意味を伴う志向性とは、《与えられたもの》として構成される（Husserl=1970：51）。受動性がなければ能動性も機能し得ないのであり、対象に触発されることで志向性が喚起されるという側面を見逃すことはできない。主体／客体の二元論は、これが二元論（dualism）ではなくて二重性（duality）であることを認めてはじめて、乗り越えることができる（Giddens=1989：52）。こうした Husserl（=1970；=1997）の論理構築のありようを、Lévinas（=1977：44）は「認識の能動性と受動性とのあいだの伝統的な対立を、志向性の考えによって乗り越える」と評していた。こうした議論を踏まえると、理論上、志向性は受動的傾向を有すると考えられる。志向性に受動的な側面があると仮定できるのであれば、対象以外からの触発にも反応し得ると推測される。Searle（=1997：27）も、志向的状態の充足条

件は独立ではなく、当のネットワークや背景の下での他の条件に依存すると指摘する。

以上の理論的見解を背景に、志向性には働きかけに反応する受動的傾向があると仮定し、「どのように働きかけたらよいか」を問うことを目的とした、志向性に関する検証を行うこととした。

## 2) 検証方法

連携を「調整」する際の志向性への意図的な働きかけのあり方を探るために、志向性が「どのように触発されるのか」に着目し、任意の変数を設定した上で定量的データを用いて変数間の因果関係を検証することとした。検証にあたり、連携内における（我々）志向性を測るために実方（2014a）が抽出した「対象への焦点化」を変数化した（表 18）。なお、表 18 の変数群は、便宜上、連携尺度と呼称する。表 18 の変数群は、連携内において複数の援助職が行う、クライアントを志向した取り組みを代表する変数で構成される。この変数群に加え、後述する操作的に設定した幾つかの変数を用いて、連携内の志向性に対する影響要因を検証した。また、志向性の差異を検証するために、任意の比較群を設定した。子ども虐待対応で組織的な対応が強調されてきた点を踏まえ、ここでは比較対象を所属組織に限定した。

表 18 連携尺度の構成（実方 2014a）

第一因子 「メンバー間で行う作業」
お互いの責任の範囲について確認し、理解するための作業を行った
支援計画が実行できるものかどうかについて確認し、理解するための作業を行っていた
支援の具体的な計画について確認し、理解するための作業を行っていた
対応がうまくいったかどうかだけでなく、「どう対応したか」というプロセスについても、関係者間で確認し、理解するための作業を行っていた
具体的な役割を設定し、全員が何らかの役割を担当していた
支援方針に基づいて役割分担は行われていた
支援対象となっている子どもやその家族の状況に合わせて、随時、目標やその計画を見直していた
それぞれが持っている「出来ないこと」限界を確認し、理解するための作業を行っていた
支援の目的について確認し、理解するための作業を行っていた
子どもやその家族と関係者との関係性を考慮して、役割分担は行われていた
第二因子 「メンバーの関係性」
関係者は互いに対等な立場にあった
関係者はお互いに信頼し合っていた
関係者はお互いに支え合っていた
関係者間では、連帯感が作り上げられていた
分からないことがあれば、お互いに気兼ね無く、尋ね合っていた
お互いがどのように動いているのかを、お互いに把握していた
それぞれの関係者が行っていた支援は、相互に関連、補完するものだった
第三因子 「対象への焦点化」
問題の背景にある事柄について、一緒に確認し、理解するための作業を行っていた
子どもとその家族に対するアセスメントについて協議し、理解するための作業を行っていた
家庭内の関係性について、一緒に確認し、理解するための作業を行っていた

### 3) 調査対象地域の概要

今回の調査では、調査対象地域を東京都に限定している。そのため、簡単にはあるが、調査対象地域の概要について整理したい。

東京都は23特別区26市13町村（島部含む）からなり、2017年5月1日現在の総人口は13,716,974人（世帯総数6,891,624世帯）となっている<sup>1)</sup>。日本の総人口の約10%にあたる。東京都内に設置された児童相談所は、現状では11カ所となっているが、2017年の児童福祉法改正により特別区にも児童相談所の設置が認められることとなったため、今後増える可能性がある。厚生労働省（2016b）の発表によると、2015年度に児童相談所が受理した子ども虐待相談件数は9,909件であり、大阪府（10,427件）に次いで全国で第2位である（厚生労働省2016b）。ただし、市町村が受け付けた子ども虐待相談件数は、13,172件と全国一位であり、二位は大阪府（11,624件）と関係が逆転している。

東京都の子ども虐待対応に関する施策の概要だが、2003年より各児童相談所に児童福祉司、児童虐待対応協力員等からなる虐待対策班を設置し、迅速で的確な虐待対応が行えるよう体制を強化した。2004年からは土・日曜日、祝日（年末年始を含む）にも通告を受け付けるための窓口を設置し、また2012年より都道府県警察の生活安全部門の勤務経験者を虐待対応強化専門員として各児童相談所に配置し、虐待対応力のさらなる強化を図った。

そして民間の相談機関との連携の必要性を鑑み、医師や弁護士などの専門職が在籍し、電話相談窓口なども開設している社会福祉法人「子どもの虐待防止センター」や子どもの権利擁護相談事業や子どもが一時的に避難するための場所を提供する特定非営利活動法人「カリヨン子どもセンター」との間で個別の相談事例への援助についての相互の情報交換とその守秘義務を定めた協定を締結した。その他、子どもやその家族に対するカウンセリング強化事業の実施や一時保護所へ心理職員の配置等も行っている。

また、市（区）町村の児童家庭相談窓口（子ども家庭支援センター）には、2003年度より、虐待対策ワーカーを配置し、虐待対応機能を有する機関として「先駆型子ども家庭支援センター」を設置した（東京都児童福祉審議会2012）。児童相談所と連携して、在宅での援助が必要な家庭への見守りサポートなどを実施している。

東京都には「東京ルール」と呼ばれる児童相談所と市区町村児童家庭相談窓口との間での連絡・調整に関する取り決めがあり、主となる担当機関の決め方や相互の連絡方法等を定めている（東京都福祉保健局2009）。ケースが児童相談所と市町村の隙間に落ちる、あるいは責任の所在が曖昧になることを防ぐため、2007年度に、虐待相談の対応に当たっての情報提供・援助要請・ケースの引き継ぎ等に関する基本ルール（児童相談所と区市町村間における「東京ルール」）を策定した（東京都児童福祉審議会2012）。基本的には「児童相談所運営指針」、「市町村子ども家庭支援指針」、「子ども虐待対応の手引き」に準じた内容だが、責任の所在の明確化が図られている。児童相談所の権限の行使が必要と判断されるケースは児童相談所が主担当、それ以外は市（区）町村が担当することになっている。しかし、現場においては、個別ケースのリスク評価や、援助方針の決定について、乖離が生じている状況も一部で見られ、これらの判断基準の明確化とその共有が課題となっている（東京都児童福祉審議会2012）。

## 第二節 定量的データを用いた検証

### 1) 調査方法及び調査期間

東京都の児童相談所、保健所・保健センター、市区町村の児童家庭相談窓口を対象に郵送式の質問紙調査を実施した。担当課の課長相当の管理職に一括で送付し、継続ケースの担当者に回答して頂くよう依頼した。質問紙の総配布数は 560 件、調査期間は 2013 年 7 月中旬～同年 8 月末である。

### 2) 分析方法および倫理的配慮

質問紙には、質問内容の教示として、「現在継続して関わっている外部の関係機関と一緒に支援することで子ども虐待への対応（予防的な支援も含む）を行っている事例についてお伺い致します。一番印象に残っている事例を 1 例だけ思い浮かべてください。“うまくいった” “失敗した” かどうかは問いません。」と教示し、その上で援助経過について回答を依頼した。

分析のために設定した変数は、回答者の属性に関する変数（性別、年齢、経験年数、学歴年数、対人援助に関わる資格の有無）に加え、先行研究を踏まえてクライアントとの関係から受ける影響、援助職自身の置かれていた環境による影響を図るために以下の変数を任意で設定した。分析には統計解析ソフト SPSS Statistics 21 を使用した。

#### (1) 連携概念の構成要素

表 18 の「メンバー間で行う作業」「メンバーの関係性」「対象への焦点化」を 5 件法（1：まったく当てはまらない～5：よく当てはまる）で尋ね、回答内容を得点化した。

#### (2) 対象からの触発の影響を測るための変数

子ども虐待対応における援助職の志向性は、クライアントである子どもやその養育者へと向けられ、「危機的な状況を心配する」といった形で現れる。そこで、リスク認識と志向性との関連を検証するために、養育者の下で育つ場合（回答時点で養育者と同居していない場合はそのように仮定した場合）に子どもの生命の安全が守られている程度（0：非常に危険～10：安全）、子どもの成長・発達の機会が確保されている程度（0：まったく確保されていない～10：十分に確保されている）、養育者の援助の受け入れの程度（0：拒否～10：受け入れ良好）について、11件法で回答を依頼した。

#### (3) 回答者の置かれていた立場を測るための変数

立場の違いが連携を左右するといわれることがある。所属機関という客観的に記述される立場以外にも、周囲からの期待を加味することで認識される主観的な立場もあると考えられる。そこで、立場に伴いプレッシャーを受けていた程度を図るために、回答者が主観的に「自分が失敗したら責める可能性がある人」（以下、「失敗を責める人」と見なしたメンバーの人数について尋ねた。

また、倫理的配慮としては、質問紙調査は無記名で行い、個人を特定可能な変数は設定せずに統計処理後の定量化されたデータを分析対象とした。また、質問紙を送付する際に本研究の目的と回答内容の活用方法に関する説明文書を添付し、返送を以て同意を得たものとした。加えて、本研究は東洋大学研究等倫理審査委員会の審査・承認（2013 年 6 月 12 付）を経た上で施行した。

### 3) 質問紙の回収結果及び各変数の記述統計量

回収結果を表 19 に示す。総回収件数は 274 件 (48.9%) であった ( )内の値は回収率)。所属機関ごとの回収結果は保健所・保健センター (以下、保健群) 122 件 (39.9%)、児童相談所群 21 件 (36.2%)、市区町村の児童家庭相談窓口 (以下、市区町村群) 127 件 (64.8%) であった ( )内の値は回収率)。児童相談所群は配布数も少なく、従ってサンプル数も他群と比べて少なくない。分析結果の解釈にあたっては、その点に留意する必要がある。回答者の性別は女性が 244 件 (89.1%)、男性が 27 件 (9.9%)、無回答 3 件 (1.1%) である。対人援助に関わる専門資格を有していたのが 268 件に対し、無資格 4 件、無回答 2 件であった (表 20)。保健所・保健センター群はほぼ保健師 (118 件; 96.7%) であるのに対し、児童相談所群や市区町村群では資格にばらつきが見られた (表 20)。

また、設定した各変数の所属機関ごとの記述統計量を表 21 の通りである。所属機関ごとの平均値を比較すると、「対象への焦点化」は、分散分析の結果で統計学的に有意な差がみられ ( $F(2, 263) = 3.16, p < 0.05$ )、多重比較では市区町村群の方が児童相談所群に比べて統計学的に有意に高かった ( $p < 0.05$ )。「メンバー間で行う作業」でも分散分析の結果、統計学的な有意差がみられ ( $F(2, 262) = 3.94, p < 0.05$ )、多重比較では市区町村群の方が保健群より高かった ( $p < 0.05$ )。「メンバーの関係性」の平均値には統計学的な有意差はない。

その他の変数では「子どもの成長発達の保障」の平均値で統計学的な有意差が認められた ( $F(2, 265) = 4.45, p < 0.05$ )。多重比較の結果、児童相談所群は保健群及び市区町村群に比べて高かった ( $p < 0.05$ )。また「失敗したら責める人」の平均値にも有意差があり ( $F(2, 263) = 5.15, p < 0.01$ )、多重比較の結果、児童相談所群の方が保健群より高かった ( $p < 0.05$ )。なお、質問紙の構造上、この結果から所属機関の特性を論じることができない (事例想定法を用いたため)。あくまでも回答傾向を知る上での参考としたい。

表 19 回答者の属性

	度数	構成比	平均年齢	経験年数	学歴年数	回収率 (配布数)
保健群	122	44.5%	39.06(SD9.45)	11.59(SD8.84)	7.39(SD1.60)	39.9% (306)
児童相談所群	21	7.7%	52.81(SD6.74)	15.33(SD8.97)	7.24(SD8.97)	36.2% (58)
市区町村群	127	46.4%	42.46(SD10.63)	10.82(SD9.21)	7.05(SD9.21)	64.8% (196)
欠損値	4					
合計	274		41.71	11.57	7.21	48.9% (560)

表 20 回答者が有していた資格の内訳

所属機関	資格	度数	構成比 (%)
保健所・ 保健センター群	保健師	118	96.7
	看護師	2	1.6
	社会福祉主事	2	1.6
	合計	122	100.0
児童相談所群	教員	1	4.8
	保健師	2	9.5
	社会福祉士	7	33.3
	社会福祉主事	2	9.5
	児童福祉司	8	38.1
	その他	1	4.8
合計	21	100.0	
市区町村群	資格無	4	3.1
	保育士	12	9.4
	幼稚園教諭	2	1.6
	教員	3	2.4
	臨床心理士・発達心理士	13	10.2
	その他の心理職	1	.8
	保健師	31	24.4
	看護師	4	3.1
	社会福祉士	22	17.3
	精神保健福祉士	4	3.1
	社会福祉主事	9	7.1
	児童福祉司	21	16.5
	その他	1	.8
合計	127	100.0	

表 21 所属機関別 各変数の記述統計量

	保健群			児童相談所群			市区町村群		
	度数	平均値	標準偏差	度数	平均値	標準偏差	度数	平均値	標準偏差
対象への 焦点化	121	3.59	0.89	21	3.10	1.05	124	3.63	0.91
メンバー間 で行う作業	121	3.35	0.81	21	3.20	0.82	123	3.59	0.72
メンバーの 関係性	120	3.45	0.79	21	3.16	0.67	125	3.52	0.75
子どもの 生命の安全	120	4.83	2.67	21	5.67	2.74	127	5.34	2.78
子どもの 発達機会	120	4.20	2.36	21	5.71	2.92	127	4.02	2.37
養育者の 受け入れ	120	5.44	2.88	21	5.29	3.30	127	5.40	2.71
失敗を 責める人	121	0.56	0.97	21	1.52	1.60	124	0.89	1.60



### 第三節 志向性を触発する多様性尊重

#### 1) 信頼性・妥当性の検証について

連携尺度の信頼性・妥当性の検証についてだが、信頼性係数（Cronbach's coefficient alpha）は、「メンバー間で行う作業」 $\alpha=0.93$ 、「メンバーの関係性」 $\alpha=0.91$ 、「対象への焦点化」 $\alpha=0.87$ 、といずれも 0.70 以上の値であり、潜在概念としての内的一貫性が担保されていた。また、3 つの下位尺度と総得点の歪度と尖度からは正規性が、G-P 分析（Good-Poor Analysis）の結果からは弁別性が確認された（表 22 および表 23）。なお、先行研究との照らし合わせ、内容的妥当性及び基準関連妥当性の確認はなされたが、収束的妥当性の確認は不十分である（実方 2014a）。

表 22 連携尺度の歪度と尖度

	度数		歪度		尖度	
	統計量	統計量	標準誤差	統計量	標準誤差	
メンバー間で行う作業	267	-.07	.15	-.09	.30	
メンバーの関係性	268	.16	.15	-.35	.30	
対象への焦点化	268	-.36	.15	-.11	.30	
連携尺度総得点	262	.02	.15	-.01	.30	

表 23 連携尺度の G-P 分析結果

連携尺度総得点 (Me : 69.00)		N	平均値	SD	平均値の標準誤差
メンバー間で行う作業	$\geq 69.00$	133	40.11	5.28	0.46
	$< 69.00$	129	28.74	5.36	0.47
t (260) = 17.31, p<0.01					
連携尺度総得点 (Me : 69.00)		N	平均値	SD	平均値の標準誤差
メンバーの関係性	$\geq 69.00$	133	27.97	4.01	0.35
	$< 69.00$	129	20.20	3.41	0.30
t (255.67) = 16.91, p<0.01					
連携尺度総得点 (Me : 69.00)		N	平均値	SD	平均値の標準誤差
対象への焦点化	$\geq 69.00$	133	12.40	1.92	0.17
	$< 69.00$	129	9.23	2.30	0.20
t (260) = 12.11, p<0.01					

#### 2) 変数間の相関分析結果

任意に設定した変数間の相関分析（Pearson の相関係数を採用。以下、 $r$ ）の結果を表 24 に示す。「対象への焦点化」は、各群ともに「メンバー間で行う作業」「メンバーの関係性」が正の相関があった。また、リスク認識の 3 変数（「子どもの生命の安全」「子どもの発達機会」「養育者の受け入れ」）の間について、各群ともに正の相関関係にあった。

表 24 所属機関別変数間の相関分析結果

		メンバー間 で行う作業	メンバーの 関係性	子どもの生 命の安全	子どもの発 達機会	養育者の受 け入れ	失敗を 責める人	
保健群	対象への 焦点化	r	<b>0.65**</b>	<b>0.46**</b>	-0.14	-0.11	<b>-0.21*</b>	-0.16
		度数	120	119	119	119	119	120
	メンバー間 で行う作業	r	—	<b>0.68**</b>	-0.07	-0.07	-0.04	<b>-0.23*</b>
		度数		119	119	119	119	120
	メンバーの 関係性	r		—	0.04	0.09	-0.03	<b>-0.37**</b>
		度数			118	118	118	119
	子どもの生 命の安全	r			—	<b>0.66**</b>	<b>0.36**</b>	-0.02
	度数				120	120	119	
子どもの発 達機会	r				—	<b>0.41**</b>	-0.11	
	度数					120	119	
養育者の受 け入れ	r					—	0.06	
	度数						119	
児童相談所群	対象への 焦点化	r	<b>0.75**</b>	<b>0.47*</b>	-0.17	-0.18	-0.01	0.19
		度数	21	21	21	21	21	21
	メンバー間 で行う作業	r	—	<b>0.62**</b>	-0.17	-0.14	0.15	-0.05
		度数		21	21	21	21	21
	メンバーの 関係性	r		—	-0.13	-0.17	0.29	<b>-0.33†</b>
		度数			21	21	21	21
	子どもの生 命の安全	r			—	<b>0.89**</b>	<b>0.67**</b>	-0.04
	度数				21	21	21	
子どもの発 達機会	r				—	<b>0.57**</b>	0.15	
	度数					21	21	
養育者の受 け入れ	r					—	-0.15	
	度数						21	
市区町村群	対象への 焦点化	r	<b>0.66**</b>	<b>0.65**</b>	-0.15	-0.11	0.00	0.07
		度数	123	123	124	124	124	123
	メンバー間 で行う作業	r	—	<b>0.79**</b>	-0.18*	<b>-0.21*</b>	-0.04	0.17
		度数		122	123	123	123	122
	メンバーの 関係性	r		—	<b>-0.20*</b>	-0.08	-0.01	0.01
		度数			125	125	125	122
	子どもの生 命の安全	r			—	<b>0.51**</b>	<b>0.31**</b>	-0.19*
	度数				127	127	124	
子どもの発 達機会	r				—	<b>0.31**</b>	-0.17	
	度数					127	124	
養育者の受 け入れ	r					—	-0.16	
	度数						124	

\*\* : p<0.01 \* : p<0.05 † : p<0.10

### 3) 志向性を目的変数とした重回帰分析の結果

「対象への焦点化」を目的変数とし、任意で設定した6つの変数を説明変数として投入した重回帰分析の結果を表25に示す。なお、本分析では任意で設定した変数の中から統計学的観点から有用な順に説明変数を採用するためにステップワイズ法を用いた。なお、

一部の変数間には相関がみられることから（表 24）、多重共線性発生の可能性を考慮し、VIF を算出した（表 25）。結果、多重共線性の可能性は除外できると考えられた<sup>注 2)</sup>。

保健群では「メンバー間で行う作業」（ $\beta = 0.65$ 、 $p < 0.01$ ）、「養育者の受け入れ」（ $\beta = -0.18$ ）が、目的変数の説明に統計学的に有意に寄与することが分かった。児童相談所群では、「メンバー間で行う作業」（ $\beta = 0.76$ 、 $p < 0.01$ ）、「失敗を責める人」（ $\beta = 0.22$ 、 $p < 0.10$ ）、市区町村群では「メンバー間で行う作業」（ $\beta = 0.39$ 、 $p < 0.01$ ）、「メンバーの関係性」（ $\beta = 0.34$ 、 $p < 0.01$ ）が目的変数の説明に寄与する変数として統計学的に有意であった。

表 25 所属機関別「対象への焦点化」を目的変数とした重回帰分析の結果

	保健群		児童相談所群		市区町村群	
	$\beta$	VIF	$\beta$	VIF	$\beta$	VIF
メンバー間で行う作業	0.65**	1.00	0.76**	1.00	0.39**	2.65
メンバーの関係性	—		—		0.34**	
子どもの生命の安全	—		—		—	
子どもの発達機会	—		—		—	
養育者の受け入れ	-0.18**		—		—	
失敗を責める人	—		0.22†		—	
決定係数(調整済み R <sup>2</sup> )	0.46**		0.57**		0.47**	

$\beta$  : 標準偏回帰係数

\*\* :  $p < 0.01$     † :  $p < 0.10$

#### 第四節 「調整」に付随する多様性の扱い

##### 1) 志向性の触発要因にみられる差異

結果の解釈に際して、採用した変数は任意で設定したものであり、組織のみを比較対象とした点に留意する必要がある。その前提の下、志向性を触発する要因が所属機関により違うという指摘はできるだろう。志向性に関わるこうした差異は、それぞれの機関の特性に由来すると考えられる。

たとえば、養育者が援助職を受け容れていれば、援助職は心配しないこともあり得るし、逆に受け容れが悪ければ、心配にもなる。このロジックは、本分析結果上は保健群にのみ該当した。保健群は母子保健事業の中で母親の相談相手としての役割を担うことが多い。接点を探しても繋がることのできない養育者も存在し、子どもと養育者の双方への援助を目指す時、子どもの安全を凶ることが養育者にダメージを与え、養育者支援としては失敗するのではないかと、と言う葛藤を抱えていることも見出された（高岡 2013 : 146）。熊井（2007）は、虐待を疑うことで養育者との信頼関係が損なわれるのではないかと不安から、相手との関係を重んじる機関においてはそれゆえの難しさがあると述べているが、本結果は同様の影響をみているものと考えられる。

また、「調整」担当として期待される市区町村群において、「メンバーの関係性」が「対象への焦点化」に正の負荷を与えていたことは（ $\beta = 0.34$ 、 $p < 0.01$ ）、立場が反映されたものと推察される。「調整」では、単なる情報の集約だけではなく、連携する援助職同士のコミュニケーションを促進させることが必要であり、つまり関係構築の手助けのようなことも行う。そのために、「メンバーの関係性」がより強く認識されるようになると、連携内

の（我々）志向性もより認識しやすくなるものと考えられる。

サンプル数の少ない児童相談所群では、「失敗を責める人」が 10%水準ながら  $\beta$  係数が正の値 ( $\beta = 0.22$ ,  $p < 0.10$ ) をとった。現在、児童相談所には親の同意がなくとも職権による一時保護や施設への入所措置ができる等の強力な権限が与えられている。高橋ら (2001) が児童福祉司を対象に行った調査では、訴訟への不安や身の危険を感じながら業務に従事する実態が明らかとなっている。そのため、権限に伴い生じる責任を意識づける存在（「失敗を責める人」）が志向性を高める可能性はある。ただし、この刺激要因は諸刃の剣でもある。表 24 にあるように、児童相談所群では「失敗を責める人」は 10%水準ながら「メンバーの関係性」と負の相関関係にある ( $r = -0.33$ ,  $p < 0.10$ )。そして、「メンバーの関係性」は「対象への焦点化」と正の相関があり ( $r = 0.47$ ,  $p < 0.05$ )、責任の追及は間接的な作用としては志向性を弱める可能性がある。「子どもが死んだらどうするのだ」と責任を追及すれば、権限を有する職種の志向性は一時的には高まるかもしれない。しかし、関係の悪化が転じて志向性を弱めることもあり得る。志向性を高める働きかけに際しては、他の要因に及ぶ影響に対する配慮も必要といえるだろう。

一方、この調査では子どもに関するリスク認識（「子どもの生命の安全」「子どもの成長発達の機会」）は、各機関とも志向性との因果関係は認められない。本調査対象群は子どもとの直接的な関わりを主とする機会が少ないと考えられ、別の機関（たとえば、保育所や学校など）を対象とすれば結果が異なる可能性もある。この結果を以って子どもに対するリスク認識は志向性に影響しないと判断するのは不相当と考えられる。

以上を見る限り、同じクライアントであっても、志向性の触発要因が同じとは限らないと考えられた。

## 2) 共通する経験の影響

上記の結果と対照的に、調査対象とした三群すべてにおいて共通して正の負荷を与える変数があることも分かった。それが、「メンバー間で行う作業」である（表 25）。では、この「メンバー間で行う作業」とはどのようなものなのだろうか。

表 18 を参照していただきたい。「メンバー間で行う作業」には、「お互いの責任の範囲について確認し、理解するための作業を行った」や「支援計画が実行できるものかどうかについて確認し、理解するための作業を行っていた」などの項目が並んでいる。こうした互いに「～し合う」作業では、複数の援助職が互いに、頼り、頼られる過程を経る。単独で行う作業との相違点として、「頼る⇔頼られる」過程では自分以外の人間が必要であることを実感せざるを得ない点が挙げられる。したがって、メンバー間で作業に取り組む時、各々がクライアントの存在を軸に関連しあっているのだと認識することになる。

こうしたことから、連携する対人援助職の志向性を触発するためには、一人ではできない作業により互いの関連性を認識する過程が有効と考えられた。関連性を認識する時に、クライアントの存在が軸になるからでもあるだろう。そして、この有効性が所属機関の違いを超えて現れていた。哲学領域の議論にあるように、志向性がつなぐ機能を有しているのだとしたら、共に関連し合いながら行われる作業経験が志向性の触発にも有効となるのは理論上も妥当といえる。一人ではないゆえに集団思考のような志向性の脆弱化（すり替え）が生じる可能性がある一方、「メンバー間で行う作業」という過程が加わることで、一人ではないからこそ援助職の志向性が触発される可能性も生まれる。子ども虐待対応にお

ける連携の奥深さを垣間見ることができるだろう。

この調査手法では、仮説検証型であるため、検証に用いた変数や比較対象群設定も限定的であり、「触発」への反応としての志向性の特徴のすべてを明らかにできたわけではない。ただ、志向性の強化には「一筋縄ではいかない」側面があるという点を明らかにできた点の一つの成果であり、志向性の強化場面における差異の尊重という、次の課題を明らかにすることができた。定量的データの分析結果から、連携時の志向性の「触発」上の差異は、それぞれの代え難さ（irreplaceably）により生じる点をあらためて指摘できる。志向性の触発要因を一元化すれば、それは多機関の固有の特性を同質化することにつながりかねない。限定された機能では対応し切れないうえに連携が求められるのだとしたら、一元化・同質化では本末転倒となる。連携相手の関心の寄せ方を「子どもに関心がない」と独善的に解釈するとき、そうした「私」の解釈が連携相手には「リスク偏重」、「養育者に関心がない」とみえているかもしれない。「私」と同じやり方で皆の志向性を触発しようとしても、反応しない可能性を常に考慮する必要があるといえる。

それでは、「私たちは違う」という認識に立ちさえすれば、連携し、志向性を高めあうことができるのだろうか。「私とあなたは違う」と言い切るだけでは、差異を尊重するかにみえて、実際は無関心に陥るだけである。無関心に陥ると、「私とあなたは違う」といいながら、実際には私たちの間にある差異は見えなくなる。互いが独立していることを了解するだけでは、「あなた」がもつ異質さ（他者性）に触れることはかなわないのであり、関わらなければ、差異が現れることもない。見えなくする（認識されないようにする）ことは、受容でも、尊重でもない。排除である。そのように考えると、志向性の触発要因としての、共に行う作業経験の影響もまた、多様性を尊重する必要性を示唆する結果といえるだろう。多様性尊重には、差異が現れるように仕立てることも求められるからである。互いが関連しあうことを確認する作業では、互いの差異も明らかになるだろう。それでも、互いに関連し合う中でなお、互いの中にある差異を包摂していこうとする働きかけが求められる。

### 3) コンフリクト・マネジメントとしての「調整」

以上のような考察結果は、連携場面では志向性の強化が一筋縄ではいかないと述べるに等しい。多様性は、差異と共通性のバランスがとれた状態の中でしか認識できない。しかし、差異や他者性を残存させようとする、共通性を見出そうとする働きかけは弱くなりやすい。そして、共通性を追求する中では、差異や他者性は、その外部性や異質さゆえに排除され易くなる。差異・他者性と共通性の間には、ある種の葛藤状況がある。

数土（2001：21）は、他者との対話は相互理解における必要条件であるとする一方で、誠実にかつ真摯に討議しさえすれば必ず他者と理解しあえるという思考は他者の他者性を無視した思考であり、さらに言えばそれは単なる理性信仰にしか過ぎないと指摘していた。稲沢（2017：144）も、時間をかけ、ていねいに対話を重ねたらかといって、必ずしもお互いに納得できるような合意には到達できないことがあると述べた。広がりを持った視野を提供しうる他者とは、私の世界に私の選択の妥当性を相対化してくれるような視点を提示し得る他者のことであり、この場合、明らかに私と対立する可能性をも有する（数土2001：216）。対立し得るからこそ、他者は自己への固執から解放してくれる可能性を持つのであり、そして、コンフリクトを招く可能性をも含有する。

先に触れた通り、連携する人々の間には関心の違いがあり、特定の状況から別々のこと

を望むから争いや緊張、誤解が生じる (Thomson=2004 : 168)。高橋 (1988) は、コンフリクトに関する基本的認識として、①適度なコンフリクトはコストとみなす必要はないこと、②意見・見方の違いというコンフリクトは総合的でより深い理解を生む見方を導くこと、③攻撃的なコンフリクトが非合理的あるいは破壊的である必然性はない、と指摘する。Toseland ら (=2003 : 271) は、ソーシャルワーカーによっては、コンフリクトを扱うのが苦手な人もいるとし、コンフリクトを回避したり、無視したり、または最小に捉えたりして自然消滅して欲しいと願うが、このような戦略は一般的には非生産的であると述べている。

例えば、子ども虐待の一類型に代理によるミュンヒハウゼン症候群 (Munchausen Syndrome By Proxy ; 以下、MSBP) と呼ばれる現象がある。MSBP では、子どもは親によって病的状態にあるかのように偽装される。それは、診察時の親による虚偽の症状の申告である場合もあれば、細菌感染や下剤の投与、中心静脈カテーテルから故意に血液を抜く、などして症状を創り出す場合もある。MSBP への対応には、「本当に」疾患ではないことを実証する難しさがある。原因不明の疾患というものも現実には存在する中、原因不明の症状をすべて MSBP に分類することは、隠された疾患を見逃すことにもなりかねない。そのため、MSBP の鑑別には、疾患が隠されている可能性を探索することと、MSBP を疑う根拠を積み上げることを、並行して行う必要がある。ただ、疾患を疑うメンバーと MSBP を疑うメンバーとの間でコンフリクトが生じる場合もある。Rosenberg (=2003) は、多職種からなる専門家チームは、時に筋の通った評価に対する「総意」を重要視する傾向があり、この「総意」を「正確性」とすり替えてしまうことがあると述べた。ゆえに、意図的に反対意見を述べるディベート形式でカンファレンスを行うことも有効であると指摘している (Rosenberg=2003)。この Rosenberg (=2003) の指摘を借りるのであれば、コンフリクトをメンバー間の関係性を破壊するものではなく、「総意」に流されないために活用可能な道具と捉えることもできるだろう。

MSBP に限らず、捉え難い子ども虐待全般においては、様々な可能性の検討がなされなければならない。そうした観点からいえば、関心の違いにより生じるコンフリクトにも利用価値があると考えられる。コンフリクト研究では、コンフリクトがもつ機能的な側面が認められており、コンフリクトが建設的な影響と破壊的な影響のどちらかとなるのはコンフリクト・マネジメントに依存しているとされる (高橋 1988)。コンフリクトの単なる排斥からコンフリクト・マネジメントへとパースペクティブをシフトすることが重要である。Toseland ら (=2003 : 271) は、コンフリクトを避けて、グループが直面する問題について満足のいく意味のある対話になることはめったにないと指摘し、多くの場合、葛藤が回避されるとメンバーは、自分の本当の感情を述べるべきではなく、情報や意見の共有が必要なのだというメッセージを受け取ると指摘する。つまり、差異や他者性が同調圧力によって排除される。コンフリクトが無視されると、時にいぶり続け、ついには個別の相互交流あるいはできごとが葛藤を強めたり爆発させたりする結果にもなる (Toseland et al.=2003 : 271)。また、コンフリクトは和らぐが、一人かそれ以上のメンバーが「戦いに負けた」という感情を残してしまうこともある (Toseland et al.=2003 : 271)。Toseland ら (=2003 : 271) は、どちらの結果も望ましいものではないと指摘した。したがって、コンフリクト・マネジメントの基本的な見方は、コンフリクトの非合理性・破壊性を極力抑止し、コンフリクトのもつ機能的・建設的側面を助長することにあると考えられる (高橋

1988)。多様性を扱う「調整」においては、コンフリクト・マネジメントとしての側面をもつ。

Briskin ら (=2010 : 161) は、多義性に耐えられない集団では、愚かさが発生しやすいと述べ、救世主や、救済的な発想が、より魅力的に見え始めると指摘する。集団の愚かさは、多くの場合、何らかの形での不安に根差している (Briskin et al.=2010 : 160)。子ども虐待は、子ども達から発達の機会を奪い、あるいは人間関係を構築する能力の醸成を阻害し、最悪の場合には死に至らしめるといった、重大な結果を招く。他方、子どもの育ちを考えれば、親の存在も代え難いものである。適切な養育ができない親は子どもと離れて暮らせばよい、と一概に言い切ることはできないだろう。集団内に不安と恐れが膨らむにつれ、「何かしなくてはならない」というプレッシャーは耐え難いものとなる (Briskin et al.=2010 : 161)。こうした背景が、これまでの子ども虐待対応において、うまくいかなければすぐに児童相談所批判につながるといった傾向となってあらわれていたと考えられる。

それゆえに、子ども虐待対応におけるコンフリクト・マネジメントは難しく、集合知の生成が阻害される可能性もある。医療分野に限定された研究ではあるが、医師、看護師、理学療法士の 3 職種 の 13 のプロダクト (文書・声明文・綱領等) の内容を精査し、プロフェッショナリズム (専門職性) 概念には「専門職連携・協働におけるコンフリクト・マネジメント」が含まれると指摘されている (山本ら 2016)。つまり、コンフリクト・マネジメントを行うことができる能力とは、社会的に価値のある特別な能力と考えられる。特に、子ども虐待という現象に巻き込まれながら、複数の機関や職種が共に取り組むという経験を積み重ねながら、差異を受け容れ続けるということは、相応に手間がかかるし、難しい。難しく、手間がかかるからこそ、連携の調整には特別な技術や能力が求められ、こうした特別さを有する職種が連携の「調整」役には必要となる。

Richmond (=1991 : 92) は、個々人の独自性という自明の理が、政治家や行政官や一般の人のみならず、ソーシャルワーカーからも軽視され、「すべての者に同じものを」という、独裁主義の痕跡以上のものが伝統的な民衆政策の中に残っているという批判も行っていった。見慣れない人々の問題に遭遇した際の我々の心の反応について、私たちには彼らが私たちとは似ていないと思う傾向もあり、彼らを別の階級として取り扱う、あるいはグループ自体のメンバーの間では概してその相違を無視する傾向があるという (Richmond=1991 : 92)。しかし、Richmond (=1991 : 93) は、彼らと誠実に現実を共にすれば、すぐに彼らの個人差が明らかになるだろうと述べた。繰り返し、こうした突っ込んだやりとりをすることによってのみ、より深い真理に到達すると述べ、直接的なかわり合いや経験の中において、彼らの努力や誤り、彼らの機会、より充実した発展、多様性に対する権利の中に、人間としての根本的な類似点があることを全面的に理解し始めるのだという (Richmond=1991 : 93)。こうした Richmond (=1991) の言葉の中に、ソーシャルワークが有する寛容さをみることができる。他者性を排除したくなる人間の弱さや愚かさを認めたくなくて、誠実に他者と付き合い、差異が明らかになる中で普遍性へ到達し得る可能性を信じる態度の中に、多様性を扱う専門職の代え難さがあらわれる。次章では、こうしたソーシャルワークの特性と、日本の子ども虐待対応の「調整」の親和性について、定性的データを用いた分析結果を以て考察する。

注 1) 東京都総務局平成 29 年 5 月 25 日報道発表資料より

(URL : <http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/05/25/31.html> 2017/8/15)

注 2) SPSS Statics を開発した IBM によれば、VIF10 以上の場合には多重共線性を疑う必要がある。(URL :

<http://www-01.ibm.com/support/docview.wss?uid=swg21644815> 2017/8/1)



## 第六章 寛容性に着目して読み解く「調整」

### 第一節 ソーシャルワークの寛容さと「調整」

#### 1) 「調整」に必要な寛容性

それでは、実際に子ども虐待対応の「調整」がどのように特別な実践であるのかについて、検証をしていきたい。ここでは、「調整」の特別さを、寛容性に見出すことを試みる。Gardner (1980) は、よい連携のパターンの一つとして、互いに寛容であることを経験則から導いたという(野中 2014: 154)。Johnson ら (=2004: 487) は、違いを理解することがそれぞれの専門職者のもつ個別の能力を認めることにつながり、この確認によって、尊敬と寛容へと導くことができると指摘する。このように、寛容は多機関・多職種連携やその「調整」にとって馴染みのある言葉といえる。寛容 (tolerance/toleration) とは、辞書には「心が広く、他人をきびしくとがめだてしないこと。よく人を受け入れる・こと (さま)」(大辞林第 3 版) とあり、「異端的な少数意見発表の自由を認め、そうした意見の人を差別待遇しないこと」(広辞苑第 6 版) と説明されている。このように、他者性を受け入れる様子を表す言葉として用いられている。多文化共生思想は経済的弱者からの経済的強者中心の公正さに対する不満に対応する形で徐々に整備され、寛容もこれと軌を一にして「行き過ぎた正義」の是正を名目に再登場を果たしたといわれ(藤井ら 2013)、近年では、多様性尊重とともに政治哲学や社会学、心理学、教育学、など様々な分野での使用頻度が増えている。例えば、UNESCO (1995) は『寛容の行動原則 (*Declaration of Principles on Tolerance*)』を示し、その中で寛容は差異の調和であり、「私たちの世界の文化、表現の型、人間の生き方の豊かな多様性に感謝し、受け容れ、尊ぶこと (原文; *Tolerance is respect, acceptance and appreciation of the rich diversity of our world's cultures, our forms of expression and ways of being human*)」と定義した。

UNESCO (1995) の定義に倣い、本研究では操作的に寛容性 (寛容さ) を「多様性を尊重する傾向、あるいは資質」と定義しておく。Richmond (=1991: 89-96) の語りにもあるように多様性を扱うという側面をソーシャルワークは有しており、IFSW (2014) のグローバル定義にも多様性尊重は行動原理とされている。つまり、本研究が定義する寛容性は、ソーシャルワークの一部をなす性質であるといえる。政治哲学者の Walzer (=2003: 139) は、見知らぬ者たち (strangers) からなる世界を承認し、そうした見知らぬ者を私たち自身の内に認めることが寛容の実現には必要だと述べている。しかし、「もし皆が見知らぬものであったなら、誰も見知らぬ者でなくなる。というのも、私たちが何らかの強い形で<同>を経験するのでなければ、他者性を認識することすら出来ないからである。」(Walzer=2003: 139) とも指摘した。この Walzer (=2003) の言葉は、多様性の性質である、個別性と共通性のバランスのとれた状態に近いニュアンスを含んでいることがわかるだろう。

もともと寛容は日本由来の概念ではなく、英語 tolerance の訳語として井上ら (1884) が「寛容、容任、任由」と紹介したことから広く用いられるようになった (村上 2006)。英語 tolerance/toleration の語源は「忍耐」「堅忍」といった意味であり、これが転じて「相手を受け入れる」という意味を含むようになった。現代では道徳的価値というより多文化社会における差異の共生を可能にするための方法論であり、実践とみなされてきた(向

山 2013)。政治学や哲学、心理学、教育学など、様々な学際領域においてこの概念の使用頻度は増えており、その背景には、全体主義の台頭を許したことへの悔恨があるといっよい。「私が私であること」を強調する思想は、最終的には他者への抑圧に帰結する（小阪 2004：270）。それが恐怖政治による支配であり、権力者の一意による意思決定であり、アウシュビッツの惨劇であった。UNESCO（1995）は、寛容は人権や多元主義（文化多元主義を含む）、民主主義や法治主義を支える責任であり、教条主義や専制主義の拒否を含み、国際的な人権ツールにおいて設定された基準を支持すると示した。「私とは違うということ」との向き合い方が問われる現代において、寛容は一つの問題群となっている。

「正しさ」について異なる考え方や感覚を持つ人々が、それにもかかわらず共存してゆくためにはどうしたらよいかという問題は、社会の存在とともに古い普遍的な課題であった（岸本 2015）。そうした問題群を扱う概念として寛容が登場する契機となったのは近代ヨーロッパの啓蒙思想において形成された宗教的寛容論である（寄川 2009：27）。宗教的寛容論は、人間的自由の漸次的な発展をもたらした歴史過程の一部とみることができる（Kamen=1970：23）。その後、寛容は、18世紀後半のアメリカ独立戦争およびフランス革命時の〈人および市民の権利宣言〉（1789）において、国家権力による強制からの良心・信仰の自由に基づく基本的人権の一つとして規定された（森 1995：81）。そして、エスニシティ、ジェンダー、慣習、法、教育など日常生活全般にわたって文化的多元主義が問題となった現代では、国家のみならず、地域、学校、家庭、などにおける社会的寛容が問い直されている（廣松ら 1998：297）。本研究では、子ども虐待対応の「調整」というレベルにおいて、寛容になるとはいかなることであるのかを問い直す。

その他にも様々な論者が寛容を定義している（表 26）。Habermas（=2014：283）は、英語の *tolerance* は「振る舞いの性質または徳」であり、*toleration* は「法的な措置」として独語の *toleranz* よりも厳密に区別されていると述べ、その上で両者が連続した関係にあることを指摘した。日本語の寛容は独語と同様に明確な区別はないのだが、本研究では多様性尊重を実践上の課題として捉えているため、徳や価値の問題としてではなく、実践として寛容を捉えたい。「正しくないがとりあえず存在を許す」といった消極的な寛容から、互いの奉ずる価値を尊重するという積極的な寛容まで、あるいは権利観念に基づくリベラルな寛容論から「正しさ」の希釈化に基づく非リベラルな寛容論まで、その概念には幅があるといわれる（岸本 2015）。岸本（2015）は、こうした無原則的な語であればこそ、特定の型への固着を免れることもできるともいえると述べた。

英語 *tolerance* および *toleration* は耐える、辛抱する、我慢する、という意味を含むラテン語 (*tolerare*) を語源としている (Brown=2010：35)。語源的にみれば、寛容という語は、忍び難いものをしのぶことを内包している (Brown=2010：36)。もともとの宗教的寛容論においても、多様な宗派の共存を図る必要に迫られていた状況への打開策であり、譲歩し難い心情の対立に対する処し方として、いくなれば問題の解決よりも問題の回避を狙って展開されてきた (向山 2013)。英語 *tolerance* および *toleration* が前提とする「悪（不快なもの、嫌悪すべきもの）」とは、まさに、他者性や差異が有する「思い通りにならない感覚」そのものである。神谷 (2010) は、多様性尊重は基本的にプラスのものとされているとし、多数者の専制に陥らないようにするためには、少数者の意見の尊重が必要であり、多様性はリベラリズムの根幹となる要素であると指摘する。その一方で、異質なものとの接すること、多様なものと共存することは、「異文化体験」、「多文化共存」などといっ

た言葉で気軽に薦められるような口当たりの良いものだろうかと疑問も呈した（神谷 2010）。神谷（2010）は、まったく違った習慣や価値観の持ち主と接触することは、単なる楽しい経験とは言えず、むしろ基本的には不快なことなのではないかと述べた。そうであるがゆえに、多様性尊重、寛容は相応に難しい実践となる。

表 26 寛容の定義例

定義者	寛容の定義
Mendus & Edward (1987)	寛容とは、自分が重要とするものからかけ離れているにもかかわらず、そして道徳的に賛同しかねるにもかかわらず、他者の意見や行動に敬意を以って、自身の力の行使を慎む徳である。
UNESCO (1995)	寛容とは、私たちの世界の文化、表現の型、人間の生き方の豊かな多様性に感謝し、受け容れ、尊敬することである。
Walzer (=2003)	寛容は『生』そのものを支える。なぜなら迫害 (persecution) はおうおうにして死を招くのである。さらに寛容は共同の生 (common lives)、つまり私たちが生きている様々に異なる共同体を支える。寛容は差異を可能にし、差異は寛容を必要不可欠なものにする。
Borchert et al. (2006)	「寛容」は、好ましくない、あるいは賛成しかねる何かが存在する中で忍耐強く自制する方策である。
村上 (2006)	「機能的寛容」①自己が一つの選択肢としての、ある伝統に依拠していることを自覚することができ、それに基づいて、②伝統に関してはほかの選択肢の可能性を認め、かつそれに依拠する他者の存在を認め、また、その可能性を自ら検討できる、という二つの能力を有する
Julia (=2008)	われわれのものとは異なる考え方や行動の様式、および感情を受け入れようとする傾向
Brown (=2010)	寛容とは一般に、法によって是認されるかもしれないが、それによって正確に成文化されることも、規制されることもない、市民的もしくは社会的な美徳である。
間 (2012)	政治的寛容は、賛同しがたい考えや集団に対して我慢すること。

## 2) 寛容の抑圧的側面とその克服に向けて

多様性の取り扱いにおいて、他者性が有する「思い通りにならない感覚」が、抑圧を生むことがある。これは寛容の議論においても、これまで指摘されてきた。寛容は、あまりにも自明に「よいもの」として、諸手を挙げて賞賛されているがゆえに（山本 2008）、他者性の抑圧や排除を正当化する手段として用いられることさえあった。「調整」を検証する上でも、多様性尊重という原理を掲げたとしても、それ自体が抑圧を正当化する可能性があるということにも触れておかなければならない。寛容批判の急先鋒として知られる政治哲学者の Brown (=2010: 5) は、広範囲の立場にまたがり、様々な目的のために無批判に普及されているとし、自由主義世界における支配を正当化するための言説として機能

していると批判した。山本（2008）は寛容の抑圧性に関する論点として、寛容には非対称性と寛容の境界線をマジョリティが恣意的に決定し得る点を挙げている。Marcuse Herbert は、抽象的で無差別な寛容が既存の支配体制の強化につながるとして、普遍的特質を装った寛容言説の抑圧的な側面を指して、「抑圧的寛容（repressive tolerance）」と名付けた（Wolff et al.=1968：108-151）。たとえば、労働者階級が階級的抑圧自体の廃棄を要求してブルジョアジーと闘う中では、寛容の主張はしばしば階級協調を説く反動的イデオロギーのスローガンの一つとされた（森 1995：81）。

こうした寛容の抑圧性は、「何が何処まで寛容されるべきか」という問いと直結している（山本 2008）。寛容は、本来的に容認か排除かの二者択一を前提とした概念である（芋坂 2007）。Habermas (=2014：285) は、どのような寛容な行いも、受け入れるべき範囲を限定せねばならないこと、またそのことにより寛容自体に限界を設けざるを得ないとし、排除を伴わぬ受け入れはないと述べた。そのため、寛容が一方的に行われる限り、恣意的な排除という欠陥がつきまとう（Habermas=2014：285）。このことは、排除の言い訳として、寛容言説が用いられる可能性を含意する。寛容する人に比べて、寛容される人を劣ったもの、逸脱したもの、周辺のなものとして印づけ、寛容の限界が破られたとみなされた場合は、ときとして恐ろしい、あるいは破壊的でさえある行動も正当化されてきた（Brown=2010：20）。そして、「寛容する者」と「寛容される者」の道徳的地位が逆転することは構造的に不可能となっており、「寛容される者」はつねに「寛容される者」としてのみ再生産され続ける（藤井ら 2013）。水谷（2010）は、様々な領域における多様性の擁護は、決して多様であれば多様であるほどいいという主張とはなっていないと指摘する。そして、擁護の対象となっているのは、「事実として存在する」、そして「無視されたり排除されたりする可能性に曝されている」、多様性であり、ここには、事実として存在する多様性と社会的に構築された多様性ということの間にある緊張があらわれていると述べた（水谷 2010）。つまり、守られるべき多様性とそうでない多様性の選択が社会的になされている（水谷 2010）。

Brown (=2010：39) は寛容を差異に対する反目や敵意を解消するというよりも、むしろ、それらを管理するものであると指摘した。本質化された差異の、自然とみなされた対立を克服するものとしての寛容は、教育と抑制から生まれる（Brown=2010：251）。Brown (=2010：251) は、「寛容学習」はひどい不公平、絶対的なアイデンティティ、偏った愛着を脱ぎ捨てることを求め、その言説のなかでは、寛容を学習する目的は平等や他者との連帯に到達することではなく、他者に耐える方法を身につけることであるというのも注目に値すると指摘している。自己の正当性を自制するという形で遂行される寛容は、最終的に「なんでもあり」の相対主義に陥る危険性も孕んでいる（藤井ら 2013）。これは、「無関心」にもつながり得る。大西（2009）は、「自分と直接的に関係のないもの」に対して人間は大いに寛容でいられると指摘した。そして、寛容が「他者のふるまいを我慢すること」と同義であると教えられれば、我慢できない事態になったときには、廃棄されてもかまわないという理屈が成立する（大西 2009）。そして、いったん自分の利害と直接に関わることが明らかになった場合、無関心の寛容は一転して排他的なものとなる場合がある（大西 2009）。大西（2009）は寛容が「嫌悪の規制」あるいは「共生の強制」でしかなかった場合、その限界は早くに現れるだろうと述べた。

こうした寛容を装った、抑圧的な「非」寛容性は、第三章で触れた集団の愚かさをも引

き出しかねない。Briskin ら (=2010 : 146) は、集団が愚かな選択を行う背景には、二つの行動パターンがあると指摘する。一つ目のパターンが、分断と細分化である。自分が知る内容、または知っていると思っている内容を肯定する情報だけを受け入れる傾向があらわれる (Briskin et al.=2010 : 147)。この傾向は、「確証バイアス」と呼ばれ、自分が知るものと違うものは、すべて「身内ではない」ものとして意識的・無意識的に排除される (Briskin et al.=2010 : 147)。Briskin ら (=2010 : 147) は、分断と細分化は、知の深い結びつきと、視野を広げた理解から人を遠ざけると指摘した。一つの分類体系が支配し、それが存在そのものの分類であるとして固定化されている領域の内部だけに生きる人にとって、「わかる」とは、相手が自分と同じ分類体系を持っていることの確認であり、対象を自分の分類体系のどこかに位置づけることであり、「わかり合う」とは、相互に同じ分類体系を持っていることの相互確認である (坂本 2006 : 216)。また、アイヒマン実験<sup>(注)</sup>で知られる Milgram Stanley は、人がどのように世界を解釈するかを変えれば、その人の振る舞いはかなりの部分でコントロールできるとし、だからこそ、革命や戦争など個人がとんでもない行動を要求される状況においては、人間の条件を解釈する試みであるイデオロギーが常に大きな役割を果たすと述べた (Milgram=2008 : 194)。どんな状況も一種のイデオロギーを持ち、それは「状況の定義」と呼ばれ、ある状況の要素に一貫性を与える視点である (Milgram=2008 : 194)。ここでいう分類体系やイデオロギーは、準拠枠と同じ意味を持つ。一つの分類体系、一つのイデオロギー、一つの準拠枠に支配された「わかり方」が閉鎖社会の特徴である (坂本 2006 : 216)。集団の愚かさの根底にある「分からないこと」を受け入れない頑なさ、一つの準拠枠による支配によって形成される。

二つ目のパターンは、偽りの合意、見せかけの団結に向かわせる、沈黙と服従としてあらわれる (Briskin et al.=2010 : 148)。Briskin ら (=2010 : 148) は、これは一つ目のパターンと表裏一体であり、対立や葛藤を避けるために、情報を吟味することを避け、差異の存在を隠そうとするものと指摘した。人々は、正当な権威が提供した行動の定義 (準拠枠) を受け入れる傾向を持つ (Milgram=2008 : 194)。Milgram (=2008 : 194) は、服従の主要な認知的基盤を構成するのは、この権威に対するイデオロギー的な放棄であると指摘した。服従の状態にあるその人は、自分を導く権威に対しては責任を感じるのに、権威が命じる行動の中身については責任を感じていなかったという (Milgram=2008 : 195)。Briskin ら (=2010 : 148) は、この場合、既存の分断と細分化がいつもの合意という形で保存されると述べ、集合知という、相互作用を通じて獲得される知識は形成され得ないと考えた。

Habermas (=2014 : 290) は、寛容に振る舞えるのは、異なった信仰をもつ者を拒絶するに足る、主観的に確固とした理由をもつ者だけであると指摘した。つまり、自律した意思決定ができる者だけが、寛容であることができる。数土 (2001 : 225) は、無条件に他者を受け入れるという徹底した寛容は、究極的には他者に対して他者の存在意義を否定することになり、結果的に「非」寛容であることと同じになると述べた。相手の主張に関係なく相手を受け入れる戦略にとって、他者のとのコミュニケーションは余計なものでしかなく、他者の主張によって「私」の決定が左右されることはない (数土 2001 : 225)。相手が何者であるかを問わないということは、自身の特異性を主張する機会のむなしさを他者に味合わせることになる。ゆえに、数土 (2001 : 226) は、「自分が自分である」ことの根拠を否定されたと感じさせてしまうために、徹底した寛容は、その人の固有の価値を否

定しまわざるを得ないという意味で「非」寛容の一形態であると論じた。

それでは、「思い通りにならない」存在である他者と、一緒に援助するためには、どのように連携相手を尊重すればよいのか。「寛容になる」とはいかなることなのだろうか。神谷（2010）は、まったく違った習慣や価値観の持ち主と接触することが基本的には不快なことであるにもかかわらず、あるいはそれゆえに、異質なものの、多様なものは重要なのではないかと指摘する。神谷（2010）がいう不快な経験が、回収しつくせないという他者の本質（他者性）に由来するのだとしたら、その不快さの中にこそ、他者のかけがえのなさが含まれていることになる。そして、Rey（=2006：150）は、回収できないという外部性を尊重することは、多様性を妨げないことと同義であり、多数性や全体性に還元できない多様性が与えられるのは、何にもまして社会関係の中、対面の中となると説明する。つまり、他者とのつながりの中に多様性は存在する。多機関・多職種連携内の多様性を集合知の生成に活用するためには、連携する援助職同士がつながっていられるように「調整」していく必要があるということになる。

寛容への批判を踏まえ、寄川（2009：5）は、互いに理解できないからといって初めから対話を放棄するのではなく、対話することだけは欠かせないという一点だけは共有できるだろうかと問いかけた。そして、その時にはもはや自分の主張こそが正しいと思って押し通すこともできないはずだし、それぞれの立場で考え方が違うのだと言って違いを放置しておくこともできないはずだと主張する（寄川 2009：5-6）。寄川（2009：6）によれば、寛容の倫理で問題になるのは、思想や信条の中身ではなく、議論をするときの形式であるという。寛容の抑圧性の発生条件の一つは、一方的に「寛容-する」側と「寛容-される」側が決定されてしまうことが挙げられていた。受動と能動を二項対立として捉える限り、寛容は一方向的な働きかけとなる。そうであるならば、抑圧性の克服法として考えられるのは、双方向的なコミュニケーションを展開することである。Julia（=2008：81）は、寛容の目標は、力の関係に代えて対話の関係を打ち立てることにあり、その基本原則は常に他者の観点を理解することにあると指摘した。

稲沢（2017：140）によれば、対話とは、一方的に話したり、一方的に聞かされたりするのではなく、語りながらも聴き手の視点に立ち、聴きながらも語り手の視点に立ち、時間を掛けながら語り手聴き手の視点を相互に交換する過程とされる。クライアントと援助者の関係では、両者の間で意見や考え方の食い違いが明らかになったとき、まず、援助者がクライアントの意見や考え方を引き受ける（稲沢 2017：141）。その上で、納得できれば自分の意見を相手に合わせ、納得できなければ「ここまではわかるが、でもこう思う」とか、「こうではないか」と投げ掛けることで対話は開始される（稲沢 2017：141）。このクライアントと援助者の間の対話は、そのまま「調整」担当者と連携相手に置き換えることが可能である。ここまで本研究の論述内容に照らすならば、対話とは、グループ・ダイナミクスの核となるコミュニケーションを指し、集合知という「生きた結びつき」、「頼りあい」を創出するための現実的な手段である。

どれが正しいのかという中身について議論するのは難しく、内容についての議論は結局のところは互いの違いを確認するだけで終わってしまう（寄川 2009：6）。そのため、はじめから結論が見えてしまうので、寛容を説くものは、実質的な議論をうまくかわしていこうとする（寄川 2009：6）。寄川（2009：21）は、思想や意見を尊重するとは、それを承認することでも、否定して無視することでもなく、その思想の支持者と真面目に議論し

ようとすることであり、そして、議論が行き詰った時には、その思想が真である可能性を認めることであると述べた。Surowiecki (=2006: 114) は、「調整」の問題を解決するには、自分が正しいと思う答え以外にも、周りの人たちが正しいと思う答えは何かを考えなければならないと指摘する。その理由は、一人の行動がほかの人たちに影響し、反対にほかの人たちの行動がその人に影響しているというように、相互依存関係にあるからだという (Surowiecki=2006: 114)。グループ・ダイナミクスを扱う「調整」においては、こうした認識形態が必要になると考えられる。

Brown (=2010: 16) は、寛容を別の言葉に置き換えれば済む話ではないと主張している。そして、寛容が権力とは無縁であるという世迷ごとから目覚めることは、寛容を無用もしくは有害なものとして退けるものではないとし、寛容の地位を超越的な美徳から、歴史的に変化するリベラルな統治の要素に変えることにつながると説いた (Brown=2010: 16)。つまり、Brown (=2010) の批判の趣旨は、寛容の実質を問うためのものであったことが分かる。集団の愚かさを「調整」によって避けるためには、「調整」担当者自身こそが自らの認識過程において他者性を抑圧していないか、服従状態に陥っていないかを、省みる必要がある。寛容の議論を参照しても、他者性の扱いは難しく、権力を使って思い通りに操りたいと考えられてしまう可能性すらある。そして、多様性尊重や寛容などといった言葉の力を借りることで、そうした支配や抑圧を正当化することさえできるという点にも、「調整」の難しさはあるといえるだろう。この難しさは、たとえどのように素晴らしい行動原理を掲げたとしても回避することは難しい。その原理の素晴らしさゆえに担当者が思い上がることで、「調整」を抑圧に転化させることができってしまう。ゆえに、多様性尊重を現実の行動に反映させるためには、支配でも服従でもない、対話を意識した寛容性という資質が必要になるのである。

### 3) 寛容性の観点からの論点整理

窪田 (2013: 79) は、ソーシャルワークは「相手の力に力で対抗することをしない」とと、「相手の言いなりにならない」ことを両立させる必要があると指摘する。Toselandら (=2003: 106) は、メンバー同士が助け合う関係を強めることが重要であり、グループワークの専門家として、グループリーダーの役割を必要以上に発揮しないことが重要であると示していた。メンバーの認識や行動のすべてを自らの理解に回収し、コントロールすることが「調整」ではないし、連携相手にコントロールされることも「調整」とは異なる。では、多様性を扱わざるを得ない「調整」が歩む対話に向けた道程とはいかなるものなのだろうか。子ども虐待対応における「調整」においては、どのような形で実践され得るのだろうか。それを検証することが、本研究の目的であった。

ソーシャルワークにおいても、多様性尊重の危うさは指摘されており、その危うさへの対抗措置として、人権尊重の重視とともに、対話の重要性が説かれている。ソーシャルワークの大原則とされる「危害を加えないこと」と「多様性尊重」は、状況によって対立し、競合する価値観となり得るという (IFSW2014)。その一例として、女性や同性愛者などのマイノリティの権利 (生存権さえも) が文化の名において侵害される場合が挙げられる (IFSW2014)。この複雑な問題に対し、IFSW (2014) は、ソーシャルワーク教育は基本的人権アプローチに基づくべきと主張することにより対処しようとしていると述べた。そして、特定の文化的集団のメンバーとの批判的で思慮深い対話を通して、人権という (特

定の文化よりも) 広範な問題に関して建設的な対決、解体、および変化は促進され得ると示した (IFSW2014)。狭間 (2001 : 167) は、対話は批判的思考を含むと指摘する。人は省察によって、自己を世界から切り離して対象化し、さらに自分の活動から自己を切り離すことができる (狭間 2001 : 167)。ゆえに、対話と省察的实践とは、密接な関係をもちつつ、展開されることになる。

一つの準拠枠に支配された世界に対話などという学習過程は必要ない。なぜなら、理解できているのだし、分かりあえているからである。坂本 (2006 : 216-219) は、異質の分類体系を知るためにこそ、論争や対話が必要であり、本当に「わかる」とは、異質な分類体系を理解することだと述べた。それは簡単に「わかった」とか「理解ある態度」を示したりできるようなものではなく、長く困難な相互の努力、通い合うことによってはじめて可能になるような、そして可能にはなっても、実現は極めて困難な道である (坂本 2006 : 219)。尾崎 (1994 : 78-79) がいう、「わかる」ことと、「わからない」ことを区別する技術とは、こうした相互の通い合いを模索するための技術である。多様性を扱う実践における課題は、他者性あるいは差異の尊重の問題と密接にかかわる以上、クライアントとのかかわりにおいて必要となる「理解できないことも含めて理解する」ことが、「調整」においても必要となる。抑圧を避ける上では欠かせない「理解できないことも含めて理解する」といった認識形態が、実際にはどのように行われているのかという点が、「調整」の論点の一つとなる。

加えて、服従を避けるという観点からは、自律性・主体性に対するアプローチという二つ目の論点を挙げることができるだろう。組織や専門職集団への帰属意識を有する多機関・多職種連携の構成メンバーにとって、それぞれの準拠集団はこうした自律性・主体性を担保する働きを持つ。結果的に、それぞれの帰属 (組織や専門職集団) を尊重することが、それぞれの自律性や主体性を引き出すことにつながると考えられる。また、「調整」担当者自身も自らの自律性・主体性を保つことが必要になるだろう。Milgram (= 2008 : 195) は、人が自分の行動に責任を感じるためには、その行動が「自己」から生じたと感じなくてはならないと述べた。アイヒマン実験の被験者たちは自分の行動についてまさに正反対の見方をし、その行動は、別人の動機から生じたものだと考えていたという (Milgram = 2008 : 195)。これが服従の一つの特徴である。服従状態にあると、アイヒマン実験がそうであったように、他者に危害が及ぶことを厭わなくなる可能性が高い。なぜなら、「自分は悪くない。〇〇が決めたことだから。」といったように、他者に責任を押し付けることができるからである。子ども虐待対応で危惧されるのは、子どもに害が及んでいるにもかかわらず、「自分は悪くない」と援助者が考えている場合、子どもの置かれた状況に変化をもたらそうとする積極性が損なわれる可能性がある。こうした無責任な対応の代償は、子どもたちが支払うことになる。ゆえに「調整」という役割が重要であり、多様性を尊重しようとするならばなおさら、自らの主体性や自律性を維持することも必要になるだろう。

ただし、自律性や主体性だけを強調する働きかけは、分離を強調することにもなる。「私とあなたは違う」というだけでは、共に援助することは難しい。多機関・多職種連携にとって一番望ましいことは、個人が専門性を通して局所的な知識を手に入れて、システム全体として得られる情報の総量を増やしながらか、個人が持つ知識と私的情報を集約して集団に組み込めるようになっている状態を保つことである (Surowiecki = 2006 : 98)。これが普遍と個別のバランスがとれた状態ということになる。個人の知識をグローバルに、そし



て集合的に役立つ形で提供できるようにしながらも、その知識が確実に具体的で個別的であり続けるようにしなければならない (Surowiecki=2006:98)。そうした観点から、「間」の扱いかたという3つ目の論点を示したい。

第三章四節にて、集団には中間意見が出しにくいという性質がある (野中 2014) というこれまでの先行研究を紹介した。「理解できないことも含めて理解する」ためには、決めつけや偏りを避ける必要があり、「間」を意識した実践も求められる。では、「間」を意識するとはどういうことなのだろうか。フランス現代思想を支える哲学者の一人、Nancy Jean-Luc は、ある特異なものとの間にあるのは、連続性ではなく隣接性であり、それも、最も近い極がそこに生じる隔たりを際立たせる限りという条件があると述べ、こうした隔たりを抱えた分離の中においてのみ、互いに触れ合うことができると指摘した (Nancy=2005:32)。この隔たりを「間で (entre)」という言葉で表現し、「間で」は固有の実質も連続性も持たず、それは一者から他者へと導くのではなく、おそらく「絆」として語ることに正確ではないと述べた (Nancy=2005:32)。「間で」の距離を保たないものとは、自己の内へと崩壊し、意味を奪われた内在でしかないという (Nancy=2005:32)。こうした距離感が、尊重するためには必要ではないかと考えられる。岩田 (2007) は、人間の尊厳やヒューマニズムといった原点を抽象的に確認することではなく、排除や統合の多様な動態を示す様々な人間同士が、大卒のところで「われわれ」として緩く合意しあうような、複層的な組織を形成する現実的条件を探っていくことが社会福祉の課題ではないかと提示した。岩田 (2007) の指摘する複層的な組織には、多機関・多職種連携も含まれる。そして、Nancy (=2005) がいう「間で」は、緩く合意しあうためにも必要な距離感ではないかと考えられる。

また、寛容に関する議論を参照する限り、多様性尊重の道筋は対話の関係へと展開することとして理解される。稲沢 (2017:143) は、対話を重ねることには手間がかかると述べている。しかしながら、数土 (2001) や稲沢 (2017) の指摘にあるように、対話を重ねたからといって合意に達するとは限らない。すなわち、どれほどの手間をかけても求める結果が得られず、徒労に終わることもあり得る (稲沢 2017:144)。効率性を重視するのであれば、対話は無駄の多い作業といえる。しかし、稲沢 (2017:144) は、コストを省き、効率だけを求めるような対応では、もはや援助などとは呼べないほどに質が低下すると警告する。そもそも人間は、効率的にのみ生きているわけではない (稲沢 2017:144)。この指摘は、Munro (2007) がいう子どもと効率主義の相性の悪さに関する論述と通じるものである。どうすればいいのか見当もつかないで戸惑い、分かっているながらも決められずに迷い、どうすることもできないのに諦められずに苦しみ、といった、理屈に合わない、効率の悪い、無駄にしか見えないような悩みを抱える人たちが援助を求めている (稲沢 2017:144)。稲沢 (2017:144) は、そうした人たちとともにあることが援助であるのだとしたら、ただ効率性を追求する姿勢は援助という営為にそぐわないと指摘した。そして、援助の根底には、手間をかけても望ましい結果が得られる保証はどこにもないという現実と、しかし、手間をかけなければどこまでもその質が低下するという現実との間のジレンマ (二律背反) が潜んでいると述べた (稲沢 2017:145)。そうであるとしたら、こうしたジレンマが潜む実践の中で、「調整」担当を支える認識基盤についても検証する必要があるだろう。

ネオナチに傾倒する人々は、「免疫を見ろ。人間の身体でさえも非自己を排除するのだから

ら、我々が異民族労働者を排除するのは免疫の理論に従っている」と主張する(多田 2013: 23)。これに対し、多田(2013: 23)は「免疫学的寛容 (immune tolerance)」もあると反論した。免疫作用とは、病原性の微生物のみならず、あらゆる「自己でないもの」から「自己」を区別し、病原体を自分以外のものと認識し、排除する仕組みである(多田 2013: 15)。ゆえにネオナチに代表される排他主義を正当化するメタファーとして用いられることもあった。しかし、当然反応すべきはずの異物に対して、まるでそれが自己自身であるかのように受け入れ、発熱や炎症といった反応を示さないことがある(多田 2013: 18)。たとえば、肝炎ウイルスが肝臓の細胞内に寄生した場合、ウイルスとの平和共存が成り立つと慢性肝炎と呼ばれ、比較的無症状に経過することがある(多田 2013: 20)。そもそも、飲食物は外界から体内に混入される「異物」であり、排他的システムだけが作動している、生体維持に必要なエネルギーを摂取することが難しくなる。したがって、受け入れることのできる異物を選別するメカニズムを、生物は備える必要があった。こうした異物を受け容れるような反応メカニズムを「免疫学的寛容」と呼ぶ。生物の反応性は、完全に一律に決められているのではなく、かなり曖昧に、条件次第でどちらにでも動くようにセットされている(多田 2013: 19)。多田(2013: 19)は、こういう曖昧性こそ、生命をしなやかで強靱なものにしていると指摘した。

行動にも影響を及ぼす認識は、意味付与を行う過程で排除のメカニズムを作動させる。それゆえに、たとえ行動原理を掲げたところで、「調整」が多様性を尊重できるとは限らない。しかし、免疫学的寛容がそうであるように、生物に備わるといふ反応性は人間の認識レベルにおいても観察できるかもしれない。そして、子ども虐待対応における「調整」を担当する人間にも、対話の中で柔軟に情報を処理できる寛容性がみられはしないか。特別な役割を担う人の認識には、特有の性質があることを仮定し、子ども虐待対応において現状の「調整」から読み解いていく。

注) アイヒマン実験とは、ホロコーストの大虐殺が起こった心理的メカニズムに関心を持った Milgram (=2008) が行った、権威者に服従する心理を検証するための実験。被験者には「体罰と学習効果の測定」と説明し、実験者は被験者に対して、隣室にいる生徒役が回答を間違えるたびに強い電気ショックを与えるように要求した。実際に生徒役には電気ショックは与えられていないのだが、生徒役が苦痛を訴える声を被験者に聞かせた。与えられる電撃の強さに応じて生徒役が発する苦痛を訴える声を操作的に変化させ、うめき声がやがて絶叫となるように仕組んだ。被験者は生徒役の声にたじろぐこともあったが、白衣を着た男性(実験者)から冷静沈着に実験の継続を促された結果、最終的に 65%の参加者が命の危険があると表示されていた電気ショックを生徒役に与えることになった(Milgram=2008)。

## 第二節 定性的データを用いた検証方法

### 1) 定性的研究法を用いる背景

尾崎(1994: ii)は、臨床に難しさはつきまとうが、われわれはそうした中で臨床を行うからこそ、多様で新鮮な経験を重ね、専門家としての自分を生かすこともできるとし、こうした実践経験から「懐の深さ」、「幅の広さ」が生まれると論じた。そこで、定性的データを用いた検証では、「調整」担当者の「懐の深さ」や「幅の広さ」について寛容性という観点から分析し、現時点においてどのような形で表れているのかについて分析したい。

現状の資格取得状況を見る限り、子ども虐待対応における調整機関に配置された「調整」担当者の専門的基盤には違いがみられる。また、自ら福祉職や相談員として働くことを希望して調整機関に勤めた者もいれば、一般行政職で入った職員が社会福祉士などの資格を取得することで児童福祉主管課などに配属になったりすることもあると聞く。ただ、子ども虐待対応という複雑な現象に対応し、さまざまな機関や職種とコミュニケーションをはかるという、「調整」担当者が置かれたセッティングは、皆に共通している。なぜなら、児童福祉法がそうした基盤を要対協というシステムの中に組み込んだからである。このような状況に置かれた「調整」担当者は、制度が用意した「状況」に適応しなければならないはずである。そのため、たとえ資格基盤などが異なっていたとしても、実践内容には何らかの共通性を見出すことができるのではないかと仮定した。

この状況との対話の結果行われた「調整」を、担当者の認識過程を中心として定性的データを用いて読み解く作業を行う。認識を中心に読み解く背景には、認識過程そのものが排除のメカニズムを含むため、場合によっては「調整」担当者自身が多様性を排除することにもなりかねないためである。つまり、多様性を扱う「調整」には、認識能力の点において相応の特別さが要求される。20世紀を通じて多くの科学者たちは、意識や思考のように主観的な本質を有する事象は本来的に信頼できず、従って科学的な研究になじまないモノとして扱い（Zahavi=2009）、例えば行動主義者たちが論理実証主義から操作主義（概念の意味は観察する操作によってのみ得られるとする考え方）を取り入れたように（藤永ら2005）、主観的な用語を排除する形で科学化を目指してきた。しかし、Schön（=2001：74）は、科学哲学者の間では、実証主義者と呼ばれたいと思う者は、もはや誰もいないと主張する。現在では多くの科学者たちは、認識の説明について、現代科学ではまだ解明されていない数少ない主要な問題の一つであると見なすようになり、単に意図的な行動を機能的に分析するだけでは十分ではないと考えるようになった（Zahavi=2009）。

定性的研究を採用する理由は、言語情報が有する「意味」を再構築することで、語りや体験内容についてあらためて見直し、研究対象となった人々が体験している意味の世界を追体験し、共感的に理解するようになる（佐藤2008：22）という定性的データの特徴を活用するためである。「調整」の省察的实践を理解する上で、定性的データが有する豊かさは活用できるものと考えた。一方、量的データと違って質的データの場合には標準的な分析法が確立されているとは言い難いが、佐藤（2008：23）は、これはある意味、当然であると述べている。文化の翻訳としての性格が強い質的研究の手順を完全にマニュアル化することは極めて困難であり、質的データに含まれる豊かな意味内容をその豊かさをできるだけ損なわないようにしながら解釈していく作業を伴う（佐藤2008：23）。

## 2) 調査方法と分析方法

定性的研究を行う上で必要となるインタビュー調査を施行するにあたり、東京都内で調整機関を担当する市町村の子ども家庭支援センター（および相当部署）の相談担当者13名に協力を依頼した。調査対象地域である東京都の特徴については、第五章にて示した通りである。ある程度の「調整」経験を有する相談職からインタビューを取りたかったため、条件として、日常的に他職種・機関と連携しており、5年以上の対人援助職経験を有する方にのみ依頼した。調査対象者の選定にあたっては、東京都福祉保健局の子ども家庭支援センター管轄担当者に相談し、都内すべての子ども家庭支援センター（および相当部署）

にメールで依頼し、調査協力を申し出て下さった該当者に依頼した。加えて、スノーボール式に協力者を募った。

インタビュー調査では、およそ1時間～1時間半程度の半構造化面接を行った。調査対象者（「調整」担当者）が経験した「共通認識を形成できた」ケースについて語っていただいた。これは、「調整」の寛容的な側面を検証するにあたり、差異がある中で共通性を見出す実践が行われていたと考えられるケースを題材とするためである。クライアント、他機関や他職種との関わりにおける自身の認識プロセスについて、内省を促すよう配慮した質問を行った。なお、事前に説明したうえで、インタビュー内容はICレコーダーにて録音した。調査実施期間は、2016年1月から同年6月までである。

得られたインタビュー内容は文字テキストに変換し、文書化した。この文書化された定性的データの分析には、定性的コーディング法の一つである、事例-コード・マトリックス法を採用した。定性的コーディングでは、収集された文字テキストデータの内、ある特定の意味を持つと考えられる文字テキストデータの一部（以下、セグメント）に「コード（小見出し）」をつけていく。定性的コーディングは、文字資料に含まれる情報量を圧縮することにより操作しやすい形式に加工していくという点では、データの縮約手続きとしての一面を持つ（佐藤 2008：40）。

これに加え、事例-コード・マトリックス法の場合、個々の事例が行（横軸）、コードが列（縦軸）として構造化された表（マトリックス）を作成し、事例とコードが交錯するセルには該当するセグメントが配置される。佐藤（2008：71-72）は、定性的研究の場合には個別の事例にとらわれることで全体的な傾向や一般的パターンが見落とされること（「木を見て森を見ず」）や、逆に、詳細な事例の分析を経ることなく性急に一般的なパターンについて論じる（「森を見て木を見ず」）といった、落とし穴があると指摘する。事例-コード・マトリックス法は、質的データに本来含まれている豊かな情報やニュアンスをできるだけ損なわずに、かつ、事例の具体性や個別性を見失うことなく、その個別性を超えて見いだされる全体的なパターンを明らかにするうえで有効な手法と考えられ（佐藤 2008：72）、そのために本研究では分析手法として採用することとした。

事例-コード・マトリックスを作成するにあたっては、複数のコード同士の関係やコードと文書セグメントの間関係などについて比較検討をするのだが、こうしたプロセスを通して概念モデルを構築することを、継続的比較法という（佐藤 2008：112）。佐藤（2008：112-113）は、継続的比較法の作業手順を次のように説明する。

- ・ 共通のテーマを含むと思われる複数のデータを相互に比較しながら、それらのデータにふさわしいコードのラベル（名前）を考える。

- ・ データの内容とそれに対応するコードがあらわす概念的カテゴリーとを比較する。

- ・ 複数のコード同士を比較する。

佐藤（2008：112-113）は、こうした継続的比較法の手続きは、データの中から理論を立ち上げていく際に必要な手続きと指摘していた。本研究でもこの考え方に基づき、分析を行った。

子ども虐待対応における「調整」におけるソーシャルワークの必要性を明らかにする観点から、結果の解釈にあたってはソーシャルワーク理論や集合知に関する理論なども照らし合わせながら分析した。なお、分析には、定性的コーディングのための分析補助に使用されるQDAソフトの一つであるNvivo11 Pro for Windowsを使用した。

### 3) 倫理的配慮

インタビュー開始前には、研究目的や研究内容、個人情報の取り扱いについて文書を用いながら口頭で説明し、同意書への署名を依頼、インタビュー協力者の自由意思に基づく研究参加が行われるよう努めた。また、同意書への署名後であっても同意撤回の機会を用意し、ただし、研究成果の報告後についてはこの限りではないことについても説明した。

個人情報の取り扱いについてはデータにはケース番号のみを付与し、施錠可能な保管庫にて、氏名リストは別管理とした。テキスト化に際し、固有名詞はランダムに付与したアルファベットや数字の表記に変換し、個人の特定が可能な情報が公になることのないよう、細心の注意を払った。また、本研究は立教大学コミュニティ福祉学部・研究科倫理委員会の審査・承認を経たうえで、施行した。

## 第三節 事例の展開過程との関連から見る「調整」

### 1) 調査対象者の属性

インタビュー調査に協力して頂いた調査対象者の属性について表 27 に示す。調査対象者 13 名中、社会福祉士は 6 名、保育士 5 名、児童指導員 1 名、社会福祉主事 1 名、であった。社会福祉士又は精神保健福祉士の配置が推奨されてはいるものの、他の関連資格で代替されている現状を反映した構成となっている。

対人援助領域での勤続年数は（児童福祉以外も含めた対人援助にかかわった勤続年数）は、調査実施時を起点として、11 年～43 年であった。子ども家庭支援センターでの勤続年数は、3 年～14 年となっていた。

本調査で対象者が想定した事例の概要について、表 28 に示す。No.4、No.6、No.9、No.13 はひとり親世帯（母親のみ）である。また、No.5 もひとり親世帯だが、母親が失踪したため父方祖母と父親が主たる養育者となっていた。No.12 は両親不在のため、母方曾祖母が主たる養育者であった。

親自身が精神疾患あるいはそれに準ずる状態が疑われた事例は、No.1、No.2、No.3、No.4、No.6、No.8、No.10、No.11、の 8 ケースであった。子ども自身に何らかの障害が疑われた事例は、No.5、No.9、No.10、の 3 ケースであった。No.10 については、親と子どもそれぞれに何らかの障害があり、かつ、外国籍の世帯であった。以上は、いわゆる、リスク因子を抱えた家族に該当する。一方、No.7 のように、表層的には家族の脆弱性が評価しにくいケースも含まれていた。「調整」担当者（調査対象者）自身が当該ケースに関わるきっかけについては、前任者からの引継ぎ、他機関・他職種からの要請、クライアント本人（親）からの相談、などであった（表 28）。

表 27 調査対象者の属性

No.	回答者の資格	年齢層	対人援助領域での勤続年数	子ども家庭支援センターの勤続年数	最終学歴
1	社会福祉士	30代	14年	14年	大学
2	児童指導員	40代	22年	10年	大学
3	保育士	40代	28年	10年	専門学校
4	社会福祉士	30代	12年	5年	大学院
5	社会福祉士、保育士、幼稚園教諭、認定心理士	40代	15年	4年	大学
6	保育士	30代	16年	3年	大学
7	保育士	60代	43年	12年	短大
8	保育士	40代	11年	9年	大学
9	社会福祉士	40代	18年	12年	大学
10	社会福祉士 教員免許	50代	15年	9年	大学
11	保育士	40代	18年	5年	専門学校
12	社会福祉士 介護支援専門員	50代	29年	3年	大学
13	社会福祉主事	40代	24年	9年	大学

表 28 事例概要

No.	家族背景	概要	介入のきっかけ
1	両親、子どもの3人家族。父親は糖尿病、母親は精神疾患を患っていた。	育児への負担感が母の許容量を超えており、家族単独での養育が難しかったため、乳児院や保育園などを利用しつつ、子育てを行っていた。	児童相談所からの協力依頼
2	両親、子どもの3人家族。母親には精神的な不安定さがみられた。父親は仕事が忙しく、家庭内で不在のことが多かった。	母親自身の自傷行為、子どもへの加害行為が疑われ、母親自身も混乱していたため、精神科を受診。母親が入院することとなったため、子どもは乳児院へ措置となった。	母親から相談を受けた保健師からの介入依頼
3	両親、子どもの3人家族。父親は抑うつ傾向、母親はアルコール依存症疑い。	アルコールの問題を抱えた母親が幼稚園の行事催行の協力や人間関係に疲れてしまい、不適切な養育に移行する恐れがあることを理由に保育園に転園し、子育て支援を受けた。	母親からの相談
4	母親と子ども2人の3人家族。母親は外国籍、日本滞在中に精神疾患を発症、措置入院歴あり。	母親の措置入院時に子ども達を保護。家庭復帰後もライフラインが止められる、食事の準備ができない、など、養育の不適切さへの懸念があった。	児童相談所からの協力依頼
5	父方祖母、父親、子ども2人の4人家族。母親は失踪（祖母の話ではネグレクト状態だった）。	祖母のきょうだい間の差別（第一子の優遇）、第二子の解離症状などがみられたため、不適切な養育を疑い、子育て支援が行われた。	前任者からの引継ぎ
6	母親と子どもの2人家族。母親は精神疾患を患っていた。子どもは不登校状態。	子どもは不登校状態。連日、包丁を持ち出すなど母子間での衝突が続く、食事の支度もままならない状況や、子どもの衣服の不衛生、などがあった。	前任者からの引継ぎ
7	両親と子ども2人の4人家族。	母親が子ども達に対して手をあげる。子どもたちが、お腹がすいて冷蔵庫のものを親に言わずに食べたり、筆箱の中身がきれいに整えられていなかったりすると暴力を振るわれていることが疑われた。	学校からの通告
8	両親と子ども2人の4人家族。母親は抑うつ傾向やアルコール依存傾向あり。	父親から母親に対する暴力あり。第一子には発達の違い（落ち着きのなさ、等）がみられた。母親は飲酒すると暴れてしまい、警察を呼んだりしていた。子どもは学校で落ち着きが無く、学校の教員が対応に苦慮していた。	母親からの相談
9	母親と子ども3人の4人家族。第3子には顕著な発達不良あり。	第3子が健診未受診、居所不明にて介入。第3子に発育不良があることで、周囲からの指摘を恐れた母親は、家庭外に連れ出さずにいた。第3子の発育不良については、器質的疾患に加えて環境要因も疑われた。	健診未受診ケースとしてアウトリーチ
10	両親と子ども2人の4人家族。両親共に外国籍。また両親ともに精神疾患の既往有り。第一子は自閉症。	第一子が自閉症で、学校の備品などをとってしまうなどの行動に対して親が対応できない。父親の女性問題などから母親が精神的に不安定になる。生活リズムの崩れや食事準備が難しいなどの状況があった。	学校から福祉事務所へ連絡、福祉事務所からの介入依頼
11	両親と子ども4人の6人家族。父親は家庭内のいざこざに積極的に介入しない。母親には精神的な不安定さあり（後に精神科を受診）。	第3子の家庭内暴力が顕著（第1子・2子にも家庭内暴力の既往有）。母親は相談機関ショッピングを繰り返していた。両親は包丁を持ち出すようなけんかをし、子どもにも包丁を向けることもあった。	転入により他地域からの情報提供および介入依頼
12	90歳代の母方曾祖母と子どもの2人家族。母親とは死別、父親は行方不明。	曾祖母は要介護度2、軽度の認知症が疑われ、金銭管理などに不安があった。子どもは自分からの意思を発露することが少ない。曾祖母との関係は良好だが、在宅生活の限界が懸念されていた。	前任者からの引継ぎ
13	母親と子どもの2人家族。	経済的には支障はないものの、母親は仕事が忙しく、子どもの清潔保持ができない、教育上必要な物品を準備できない、夜間子ども一人で留守番をする、料金の支払い忘れによりライフラインが止まる、などの状態があった。	前任者からの引継ぎ

## 2) 「調整」担当者による《問題状況の構築》

定性的コーディングを行い、29のコードを生成した(表29)。セグメントから直接生成したコードを、便宜上、下位コードと呼ぶ。下位コードを用いて、継続的比較法により「調整」の文脈を再構築した。この文脈性をもった下位コードの集合を、下位コードとの違いを明確にするために便宜以上、上位カテゴリーと呼称する。なお、上位カテゴリーと下位コードの違いを明確にするために、下位コードを<>、下位コードを統合して生成した上位カテゴリーを《》と表記する。

連携相手と「調整」担当者の関わり的前提には、「調整」担当者が連携しなければならない理由の構築、《問題状況の構築》が必要になる。Schön (=2001)のいう省察的実践では、問題状況は「現前」ではなく、実践家の認識によって構築されるという考え方を採用する。まずは、生成されたコード、<不適切な養育としての認識>、<クライアントの脆弱性>、<クライアントの強み>、<クライアントの利益の推察>、の文脈を再構築することで《問題状況の構築》という上位カテゴリーを説明する(図19および表30)。例えば、[No.1]では、「主訴が養育困難なケースで、お父さんが糖尿病で、お母さんが統合失調症で、お子さんが10カ月のときに、ちょっと養育をお手上げという形になっちゃって」と<不適切な養育としての認識>が形成されていた。その上で、<クライアントの脆弱性>について、「月曜日はご主人が透析なので、日中いない。上の子も含めて、自分が見ないといけない。ちょっと近い人で実質見て、手伝ってくれる親族もいない」、「このお母さんは、言葉がけも下手だし、家事も苦手で料理も作れないし、それについてご主人が荒れちゃうし」と理解しつつも、「結構、ここのケースのお宅が、ご主人は透析を受けている、ちょっと、こう、身体的な体のほうが不自由だけど比較的子育ては器用というか、言葉がけが器用だとか、話すのが上手だとか」、「だから、この人たちはこの人たちで頑張っているけども、生きづらくて、こういう状況になっている」といったように<クライアントの強み>を認識し、クライアントの生き様が肯定されていた。

当然のことではあるが、援助する理由が認識されなければ、援助職がクライアントへの援助を行うことはない。そのため、子ども虐待対応では<不適切な養育としての認識>がなされることが援助開始のきっかけとなる。その上で、<クライアントの脆弱性>に限らず、対極的な<クライアントの強み>も認識されていた。クライアントに対する認識が偏らないよう、両義的な見方が採用されていることが分かる。<不適切な養育としての認識>、<クライアントの脆弱性>、<クライアントの強み>、<クライアントの利益の推察>は、「調整」担当者の私志向性があるがゆえに形成された、クライアントに対する認識の諸相である。本データからは、問題の構築には、問題を問題としても認識する(<不適切な養育としての認識>)だけではなく、その問題の背景にある<クライアントの強み>と<クライアントの脆弱性>が捉えられていることが伺えた。そして、<クライアントの利益の推察>を行い、その利益の実現に向けて「調整」は行われていく。



表 29 生成された上位カテゴリと下位コードの一覧

上位カテゴリ	下位コード
<p>《問題状況の構築》</p>	<p>＜不適切な養育としての認識＞、＜クライアントの脆弱性＞、 ＜クライアントの強み＞、＜クライアントの利益の推察＞</p>
<p>《差異の包摂》</p>	<p>＜差異の認識＞、＜私自身の見立て＞、＜連携相手への懐疑＞、 ＜連携相手の肯定＞、＜違うのが当たり前＞、＜謙虚さ＞、 ＜連携相手の代え難さ＞、＜連携相手の領域を侵さない＞</p>
<p>《共通性を見出す》</p>	<p>＜「間」をみる＞、＜根拠の蓄積＞、＜大きなシステムの一つ＞、 ＜変化に合わせる＞、＜先を見据える＞、＜共通性＞</p>
<p>認識基盤</p>	<p>＜不確実性＞、＜我々志向性＞、＜希望を持つ＞</p>
<p>行為レベルの 実践内容</p>	<p>＜明確にする＞、＜明確化を避ける＞、＜やり取りを重ねる＞、 ＜私とクライアントの接触＞、＜カンファレンス＞、 ＜私自身も負担する＞、＜連携相手へのお願い＞、 ＜新たなサービスの導入＞</p>

表 30 《問題状況の構築》の事例 - コード・マトリックス

NO.	不適切な養育としての認識	クライアントの脆弱性
1	主訴が養育困難なケースで、お父さんが糖尿病で、お母さんが統合失調症で、お子さんが10カ月のときに、ちょっと養育をお手上げという形になっちゃって。お子さんの泣き声もお母さんが、対応ができなくて、市役所の方にそのときに相談が入って、即日一時保護、乳児院でしょう。で、…お子さんが1歳半のときに、地域に帰ってくるんですけど	月曜日のご主人が透析なので、日中いない。上の子どもも含めて、自分が見ないといけない。ちょっと近い人で実質見て、手伝ってくれる親族もない。このお母さんは、言葉がけも下手だし、家事も苦手で料理も作れないし、それについてご主人が荒れちゃうし、
2	「虐待しちゃうんじゃないかって自分自身でも思ってるよ」って。「だからちょっと相談がしたいんだ」っていうふうに、保健師さんの方に電話があったんです。やっぱりお母さんがかなり症状が重く出てしまった、…腕に自傷痕がたくさん出てしまって、深刻味が増したっていうところは、みんなの緊張感は一気に高まりましたね。	お母さんが何と言ったかと言うと、「うん、確かに自分がやってることは虐待なんです」って素直に認めたんですよ。「でも、この子は絶対手放しません」って言った…子どもを手放したくないっていう思いが強くなって、感極まって涙したんですが、そのときにですね、手放したくないんだっていうことを表現するのに、ちっちゃい子が地団駄を踏むような感じで。大の大人が地団駄を踏んだんですね。
3	そしたら、そうするとやっぱり彼女は、お酒、飲んじやいけない、飲んじやいけないと思うんだけど、やっぱり飲んじやうんですよ。 要するに子どもが歩けなくなったっていう事実は、やっぱり背景がやっぱり見えてきますよね、当然、3歳の子どもが歩けない。しかも身体的なものは、病院にまで行ってすべての検査をしても何もなくていたら、もう原因は一つになりますよね。	「私は母親になってもいいんでしょうか」って言った方なんです。うん。ていう方だったんですよ。 結局アルコール飲んじやうので、軽く酔ってる、もしくは二オイがする状態でお迎えに行ってしまうんですよ。…彼女が言ったのは、お酒が入ると、自分の言葉で話すことができる。だから、それくらい人と接するのがとても緊張する人なんです。
4	…子どもにフライパンと、何か鍋、フライ返し。何か、誰かが襲ってくるからって、持たせて、一緒に神社行かせて、お母さんが社務所の中のやかん、もうぐらぐらに煮えたやつを自分にかげようとして、それで措置入院の、子どもが一時保護。 それこそここまで金銭管理ができない。水が止まるうちにいるっていうのは、やっぱりネグレクトですよ。	生保の情報からも、ライフラインが止められる家なんです。取りあえず。 本当に△△語しかしゃべれないので、たまに英語の単語加えながら…全然こう、何だろう。日本の文化の入ってる方じゃないから。 ご飯が作れないんですよ。食事が作れない。
5	お母さんが失踪されて、お父さんが見れなくて、おばあちゃんが見てるっていう状況だったんです。…でも、結局は、今は、おばあちゃんの養育が非常に問題視されてる。どうも兄弟で差別的な扱いがあるっていうことと、親御さんが下の子に対して、かなり心理的に圧迫してるんじゃないかっていうことが上がってきたので。	だから、二人とも幼少期のネグレクト体験っていうのは、かなり言葉が出るのが遅いとか、学習の積み重ねがちよっとできない、体験の積み重ねができないっていうところでは、二人とも課題を抱えていますね。
6	まあ、母子で生活はしてるんですけど。まあ、お母さんの方が、まあ、精神疾患があらわれて、なかなか子育て自体は、もう生まれたときからちょっと心配な状況が。やっぱり母子の衝突が激しくて。うん。なったときに、お母さんが包丁を出してしまっただけでいいんですけど。	お子さんの養育ができない状況があって、たぶん、かわり始めてるんですよ。それで、お母さんの方もその後、別の相談をしていたので。 保育園に通わせるのもなかなかできなかったりとか。 (母親は)他罰的なところで話をずーっと続けるので、もう、こちらの話は入ってかないという。
7	食べ物で、お母さんは冷蔵庫、例えば冷蔵庫に、帰ってきて夕飯のために何かを作っておくとか。子どもっておなすいちゃうから、学校から帰ってきて、冷蔵庫開けてあったら食べちゃいますよね。そんなことくらいで、すごい暴力なんです。	でも、親御さんも困ってるんですよ、実際に。困って、やっぱり手が出たりとかしちゃうので、そこは一緒に考えましょうって。 やっぱり子どもさんは、必ずしもね。自分の目線では言えるんだけど、事実を伝えられるかっていうと、小さいときはやっぱり事実を伝えられないので。
8	小学校の方からお子さん(第一子)が非常に、学校で落ちつかなくて、大変困っている。親御さんにそのことを伝えると、もう親御さんもパニックになってしまって、親御さんに言うこともできないというような。	たびたびアルコールを飲酒しすぎて、あるいはもしかしたらお薬と併用してしまっただったのかもしれないけれども、大きな夫婦げんかであったり、お母さま自身が暴れてしまったりというようなことがたびたびありまして、…
9	結局ですね、このご家庭、お父さまはDVがあり、お母さまはアルコールの問題を抱えてるという状態なものですから。 だから、本当に、姿が見えない子というところ。まさに「これは、本当に居所不明だね」っていうところで、当時、職場の中でもざわめきがあったのを覚えています。 この子は、もう、この世にはいないんじゃないかと思ってた。本当に、そうなんです。	ただやっぱりお父さん、お母さんも上の子に対しては拒否感もありますけれど、正直、もう限界でもあったんです。 (第3子は)小さいし、何と言うんでしょうね。がりがり。がりがりで、抱っこすると硬い背骨とか、ここのお尻の骨が私の膝に当たるような。髪の毛もほとんどなくて、目だけがぎょろぎょろして、言葉も全然出ない。状況は指さして、「あーあー、うーうー」みたいな感じ。ただ、衰弱しているっていうのとはまた違って。
10	で、お母さんも夜になると、インターネットをしまくって。で、もう結局お母さんがそうやってるから子どもも起きてる。…その食事っていうのも、子どもが食べるものしかあげないので、やはり自閉のお子さんなので、白いご飯と肉しか食べないんですよ。それか、白いご飯と納豆。	(子どもは)もちろん特別支援学校で、自閉症で愛の手帳をもっていました。ので、言葉もないし。 お母さんはうつとはいながらも、どちらかというと躁鬱のような…。だけれど、お母さんが、お金で追い詰められてたんだと思うんですよ。で、自分の自由にならないといったところで、自分がお金を稼がなきゃっていうところにズツと頭がいき、もう子どもには目がついていなかった。
11	(第3子が)やっぱり夜中とか、また家族だけになると、やっぱりお母さんに、何か納得いかないことだただだほんとに暴れて。…本当にお互いに癒ができるような激しいけんか。 お母さんもちょっと精神状態が不安定かなと私も思っていた、その包丁出したとか、自分が止められなかったりといった部分では心配していた	…相談機関ジョブリングをしているようなお母様だったので… 家計の不安定さがあるってことが分かったりとか。 ぐちゃぐちゃで、物にあふれ返って。ほんとに足の踏み場がない状態で。
12	小学生の男のお子さんで、曾お祖母ちゃんと2人で生活している。曾お祖母ちゃんももう90歳の方なので、ちょっとやっぱり認知的な面とかも問題が出始めていたんで、そういう意味では養育困難に陥っている状況でしたね。 テーマがもう金銭的な問題と。おばあちゃんがどうなった時のことではないので。	曾お祖母ちゃんも90過ぎてきて、家庭内、自宅内では自立しています。…とりわけ都営住宅の2階にお住まいなので、エレベーターがないので2階でも下りていくのは、上り下りは無理だというような状態でした。そういう身体的な面もあるんですけど、(曾)お祖母ちゃんはやっぱり年相応か、それ以上に認知の問題も、認知能力も低下してきているので、ずっと要介護2ぐらいのレベルでは介護保険の認定上は来ているんですけども。
13	…ネグレクトの家庭です。低学年のときから、衛生面が行き届いていないとか、体が夏場は臭うとか、学校の体操服、体操靴、運動靴もちゃんと用意しないとか、給食費の支払いが遅れるとか。 (子どもから)「ああ、時々あったよ、これまでも」みたいな感じで、「電気も止まっちゃったことあったけど、でも、お母さんに電話すれば、大体しばらくすれば復旧したから」みたいな感じの発言。	お母さんも、全く拒否があるわけではなくて、何か自分が責められると思うと出てこなくなっちゃったり、電話にも一切出ないとかいう人ではあるんですけど、

NO.	クライアントの強み	クライアントの利益の推察
1	<p>だから、この人たちはこの人たちが頑張って生きているけども、生きづらくて、こういう状況になっている</p> <p>結構、このケースのお宅が、ご主人は透析を受けている、ちょっと、こう、身体的な体のほうが不自由だけど比較的子育ては器用というか、言葉がけが器用だとか、話すのが上手だとか。</p>	<p>やっぱり私たちができることは再入所をできる限り防ぐというのが役割だと思し、もし、また、負担感を抱えたとしても、できるだけ軽い段階でこちらがやっぱりキャッチすべきだと思うので、そういう関係を、保護者、特にお母さんと構築していくというところがありますし、…</p>
2	<p>その家庭訪問のアポイント取るにあたっては、全然お母さんは抵抗がなくて、今回のケースの場合は抵抗がなくてですね、割と。</p> <p>確かにこちらが全部変だっていうふうに言ってしまうと、そこで相談が切れちゃう可能性もあるんだけど、「お母さんとしては変と感じるんだよね」と。</p>	<p>お互いにやっぱり子どもから見てどうなのかっていうのは気にしながら見てるんですけど、</p> <p>ワーカーの方はそういうお母さんはあるとして、じゃあお母さんが何かやっちゃうときの危険を考えると、子どもだけのことを考えて、何とかサービスを入れようっていうふうに見てるんですね。</p>
3	<p>やっぱりお母さんが、その彼女が、お母さんっていう役割であるとか、彼女自身の人っていう部分から、入っていききましたよね。やっぱりね。</p> <p>で、やっぱりお母さんもすごくね、いい人なんですね。謙虚だし、人に対する感謝の言葉等もちゃんとと言えるし。</p>	<p>気をつけたことは、まあ、お母さんに不利益にはならないようにっていうこと</p>
4	<p>でも、お母さんは、子どもに対する思いはやっぱりあるっていうことが分かれれば、何とか、じゃあ、地域が入ってって、お母さんたちの課題をフォローしていきましようっていう話にはなるなと。</p>	<p>やっぱりケースにそれが響くっていうことが私たちとしては一番やってほしくないことなので、やっぱりそこは言わないと。</p>
5	<p>世帯の代弁っていったら変なんですけど、やっぱり当事者を入れてやるカンファって割と少ないじゃないですか。そうすると、どうしてもできてないところの情報が集まりやすいので。そこを「でも、こういうときにはできてる」とか「私が見てる分には、もう少しこういうふうに言えばやってくれたときもある」とか、そんな話をしていく…</p>	<p>それで、みんなが分断することで、結局、子どもの支援につながるかっていったら、ちょっとそれは難しかったし。</p>
6	<p>で、お母さんも困ると必ず相談はする方なので、ここまでできてその話をしたんですね。っていう</p> <p>結局、その後、結構長い期間入院したんですけど、でも、やっぱり入院してみると、本人は特にそんなに問題があるわけではないので、分離のための入院っていう感じだったんですけど。</p>	<p>その後のこともやっぱり考えちゃって、今、病院だけ、この後、じゃあ、そのまま関係切れて退院、区長同意にはなってるけれども、まあ、退院になっちゃうことがいいのかなっていうことは、やっぱり児相から言われると私も悩むところがありました。</p> <p>分離できたこと自体は、やっぱり大きな成果だったなって。</p>
7	<p>本当に立派なご家庭なんです。本当に立派なご家庭でね。お二人とも社会的にバリバリ活動してる立派なご家庭なんです。</p> <p>本当にこう、親御さんも本当に忙しい人なんだって。忙しくて、なかなかゆとりを持って子どもさんに接したりすることができなくて、なかなか大変なんだってことをね。</p>	<p>あとやっぱり本当に親御さんを守ってあげないと、親御さん、子どもを守るってことは親御さんを守ることだと思うんですね。</p> <p>必ずしも子どもを家庭から除くことは、この子にとって幸せとは限らない。</p>
8	<p>(第一子は)知的に低いということではなくて、こだわりとかそういうものが強いお子さまですので、そのこだわりとかを十分満たしてあげられれば、学校生活送れるお子さまだったので。</p> <p>お父さん、もちろんDVもあるんですけども、一つのキーパーソンでもあったというか、…</p>	<p>確かに、もし他にいい場所があれば変えるって手もあったかなとは思ってますけど。</p>
9	<p>そこでお母さまから出たのは、「本当に、私、つらい」って。…「お母さまのせいじゃないから、今度、病院にかかってみましょう」と。</p>	<p>いかにお母さんがアクセスできる場所を増やして、そのアクセス場所が、いかにお母さんとのパイプを強くしていくかっていうところに、おそらくこのケースの家庭復帰の成否がかかっていると思っていたので。</p>
10	<p>お母さんの様子っていうのも、うつっぽいけれど、どうにかやれてるっていうところで、お父さんも一緒に住んでるっていうようなところで。小学校も幼稚園もちゃんと送り出して、登校は確保されているし、子どもたちはやせ細っているわけでもないし。</p>	<p>子ども守らなきゃいけないからということで、(児童相談所へ)送致。</p>
11	<p>ちょうどニーズが合っていたのか、やっぱり子どもを何とかしたいというのとか、家がぐちゃぐちゃは恥ずかしいんですけどって言いながら、でもそれは仕方ないですよ。最初はほんとに寄り添い型でお母様の今の苦勞を思うと、やっぱり一緒にこう、客観的に評価してお話していくと、やっぱりお母さんは普通に物理的に見ても、時間足りないですねっていう話から、それは仕方ないから、じゃ、どうしようかというのを考えていきたいと思いますよって言っていったところが最初でしたかね。</p>	<p>じゃ、やっぱりどうしても止められないとき、お互いどっちかが大げがしたりね、どっちも加害者や被害者になったら困る</p> <p>…やっぱりどちらかが大げがとかしてね、思い余ってみたいののだと困るというのでは、どうしようかなというのをすごく相談、言っていたので。</p>
12	<p>学習面では落ちこぼれちゃってるほどではなく何とかがついていけていて。その環境の中でやっているにしてはすごく頑張ってるんだなとは思ってますけども。</p>	<p>(子どもは)だんだん思春期に入ってきていて。本当だったら勉強も少し見て、家庭で見てあげなきゃいけない。</p> <p>さっきもちょっと触れたように、施設に入ると、N地域内とか、周りの市は割とお子さんの土地勘があるし。(曾)お祖母ちゃんとか、友達にもすぐ会いに行けるようなところの施設へ入れるかどうか分からないということ。</p>
13	<p>子どもね、やっぱり親のことはすごく認めていて、親の悪口は一切言わずに、お母さん頑張ってるからということで。</p>	<p>やっぱり、(学校は)彼(子ども)の目の中の大半を過ごす居場所でもあるし。最終的にこちらとの関係が何か学校と対立するとか。対立にはならないかもしれないですけど。うまくいかないことによつて。本当に目標というか、目的としては、彼がもっと安心して学校でもどこでも過ごせるようになることかなと思ったので。こちらが何か大きくするのには彼にとつて最終的にどういう影響を与えるのかなというのは頭の中に働きましたね。</p>

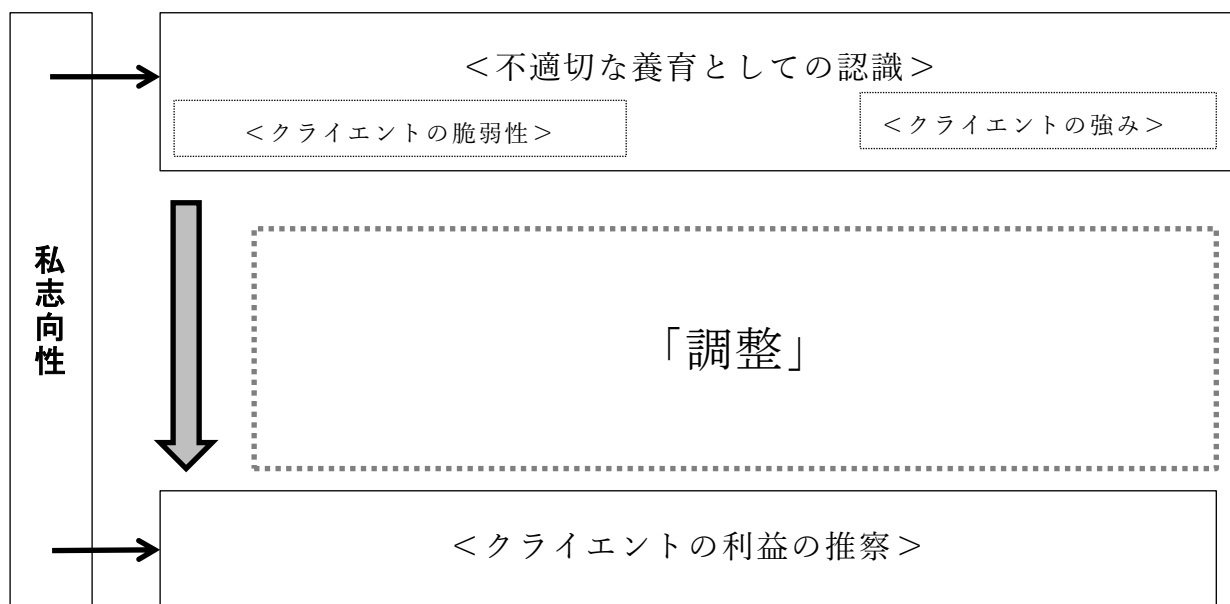


図 18 「調整」担当者による《問題状況の構築》

### 3) 「調整」担当者の認識基盤

「調整」の認識過程を分析する前に、その前提となる認識基盤について確認しておきたい。関連する下位コードとして、<不確実性>、<我々志向性>、<希望を持つ>が生成された（表 31）。

Thompson（＝2004：28）の指摘に従えば、ソーシャルワークと不確実性は切り離せない問題である。そして、「調整」担当者もまた、<不確実性>を認識しながら実践にあたっていることを、分析結果は示唆していた。例えば、「もしかしたら違うかもしれないというのはやっぱり考えますよね。…やっぱりそういう揺れてる部分っていうのは確実なことが言えないと」（No.2）、「分離しても、すごいいいかっていうと、何ともそこは言えないんで」（No.5）、などといった発言から、<不確実性>が認識されていると読み取ることができる。子ども虐待対応における「調整」に含まれる<不確実性>のマネジメントという性格は、<不確実性>の存在を前提としておく必要がある。

<不確実性>が存在する中、連携する人々とクライアントをつなぐのが<我々志向性>である。それぞれのケースにおいて「調整」担当者は、「**だけど、やっぱり、真ん中に子どもを置くっていうことに関して、こういうブレがない状況がくれたなっていうか**」（No.5）、「**専門職同士というところの良さは、特に子どもに関する専門職同士の良さは、最終的には子どもの安全をどう確保するかっていうところなんですよね。アプローチの仕方とか方法論は違って、目的とするところはそんなに変わらないので**」（No.9）とあるように、連携する援助職の間に差異が存在することは前提としつつ、大枠のところにおける<我々志向性>が認識されていた点が特徴として挙げられる。

志向性は向性あるいは関与性という特質を持ち、それゆえに人々をつなぐ機能を有する。言い換えるならば、志向性が拘束をかけることによって、援助職は多機関・多職種連携に

留まっている。この拘束の特徴は、「離れようと思えば、離れることができる」にも関わらず、「つながっている」点にある。稲沢（2017：160）は、援助者とはクライアントの苦しみを前にいつでも逃げ出すことのできる者として位置づけるとともに、逃げることができるということは、同時に、逃げない決意をすることができるということをも示すと述べている。敢えて逃げ出さない決意をするということは、クライアントの関係性を自らの意志で「選び取る」ことになる（稲沢 2017：160）。こうした稲沢（2017）の論考に準じるのであれば、クライアントに寄せる関心；志向性もまた、援助職によって選ばれたものであり、「誰か」によって強制されているわけではないと解釈できるだろう。

私たちが相手にしている問題（子ども虐待）はつかみどころがなく、どんなに優れた専門家でも常にうまくいく保証はできない、と Munro（2007：78）は語っていた。＜不確実性＞には、「どうなるかわからない」という未来に対する不透明感も含まれている。したがって、「調整」も、常にうまくいく保証がない中で行わなければならない。そして、他者との関わり合いである「調整」には、数土（2001）も指摘するように、コンフリクトが生じる可能性も含んでいる。Thompson（=2004：162）は、ソーシャルワークは、成功や仕事に対する満足感その場で得られる仕事ではなく、それはしばしば、成功と失敗が並走する仕事であると述べた。そのため、一定の状況下で、実践家の中には、バランスの取れた見方を続けることや、肯定的な考え方をすることが困難だと気づき、一種の敗北主義に陥る人もいと述べ、そうした敗北主義的实践を「失敗」と位置付けた（Thompson=2004：161-163）。実践家の否定的で、敗北者的態度は、非常に破壊的であるとし、変化は不可能であるという考えから出発すると、実践家の否定的な態度が否定的な結果につながると指摘した（Thompson=2004：151）。集合知においても、世界は単なる偶然の産物で、その力は限られているとみるならば、あるいは世界は人が対立し、心無い行動をとる場だとみるならば、思考は外部からの唐突な脅威に揺らぎ、内部からの不安や怒り、自己保身や支配欲に左右されると説明されている（Briskin et al.=2010：103）。つまり、敗北主義に陥り、希望を見失ってしまうことで、集合知の生成も難しくなる。希望のない中では、「クライアントの利益」という不確かで曖昧な概念が、成果や達成感とは無縁の、無意味なものに思えてしまう。それゆえに、Thompson（=2004）は敗北主義的实践を失敗と位置付けたのだろう。

選択に伴う不確実さを軽減するには、「うまくいかなければ、うまくいくまで、何度でも挑戦できる」という、世界に対する信頼が必要となる（数土 2013：49-50）。Briskinら（=2010：103）も、集合知の出現を支えるスタンスは、ものごとの深いつながりを見出し、誰もが備えている偉大な適応力を認識する世界観だと述べた。子ども虐待という＜不確実性＞を抱えざるを得ない現象を前にして、「調整」にも世界に対する信頼が必要になる。こうした観点から注目されるコードが＜希望を持つ＞である。具体的にセグメントを見ると、「ずれるだろうな。でも、どうしたら、こうやって合わさるかな、っていうのを、会話の中で探ります。」（No.4）、「とにかくちょっと、無理だと思わずに関係機関に話をしてみるっていう。そこから糸口が見つけられるだなんていうところが大きかったかなあ。」（No.6）、などといった形で＜希望を持つ＞形で実践が行われている様子が伺えた。

Germain（=1992：39）は、不確かな未来が莫大な適応課題を課したとしても、人間の潜在的可能性への確信はそれらの課題を達成させるに違いない、と人間がもつ変化する可能性を信じ、不確かな未来への希望として示した。「どうなるかわからない」という＜不確

実性>は、「どうにかなるかもしれない」という潜在的可能性をも含む。セグメント内容を参照するかぎり、<希望を持つ>という世界に対する信頼を自らの中に構築することによって、<不確実性>の中に可能性を見出しているものと考えられる。「**そうか、諦めなかったなあと思って。**」(No.4) という語りにもあるように、どうなるか分からない、思い通りにもならない現実と向き合い続ける上で、ただ諦めないということにも実践上の価値を見出すことができるだろう。

これら3つの下位コード(<不確実性>、<我々志向性>、<希望を持つ>)を認識基盤と位置付けた理由は、寛容であろうとするとき、つまり、多様性を尊重しようとする上で欠かせない、柔軟性、向性・関与性、継続性を担保すると考えられたからである。<不確実性>は、尾崎(1997)がその著書のタイトルに示した『曖昧さ』から『柔軟さ・自在さ』への言葉のように、極端を避け、思考を柔軟に展開させる上で欠かせない認識である。<我々志向性>は、志向性が有する向性・関与性という性質が、クライアントと援助職をつなぎ、連携する援助職をつなぐ役割を果たす。そして、<希望を持つ>ことによって、諦めずに、継続的に実践を行うことができる。そのため、<不確実性>、<我々志向性>、<希望を持つ>、は寛容であろうとする時に、必要な認識基盤となると考えられた。こうした<不確実性>、<希望を持つ>、<我々志向性>というコードを用いて「調整」における認識基盤を図式化すると、**図 20**のような形態になると考えられる。

表 31 「調整」担当者の認識基盤に関する事例 - コード・マトリックス

NO.	不確実性	我々志向性	希望を持つ
1	でも、別にそんななんかかまってるってやっていい結果が出るか分からないので、本当にやりようだなんて。	でも、今、自分たちは何に向かって今の対応をしているかという確認は、結構、皆さん、話す人たちが多かった。	なんか、お互いのわだかまりなく次に進むという作業を一つ一つやっていけば対立もないし。溝ができそうと思っても溝をつくらぬうちにやらせていけるんだらうなって思うので。
2	もしかしら違うかもしれないっていうのはやっぱり考えますよね。ケースワーカーもケースワーカーで、保健師さんが言っていることがそうかもしれないと思いつつ、でも今まで自分たちが右に行ったり、左に行ったりって揺れてた部分があるから。やっぱりそういう揺れてる部分っていうのは確実なことが言えないと。それは、私には分かんないですね。	「じゃあ子どもどうしようか」って話にやっぱりなつたんですけど・・・お母さん自身のきわどさもあり、それからそういうお母さんが子どもに対していろいろなことをしてるだろうというふうな、そういう状況、ちょっと状況証拠の方が強かったんですけど	じゃあそういう見立てがいったん出たので、じゃあ関わり方についてもう1回そのクリニックの先生にアドバイスもらって、そのとおりやってみようじゃないかっていう展開が、われわれが想定する展開ですよ。
3	それは、私には分かんないですね。	お母さん、子どもさんをやっぱり守る。子どもさんの成長を保障していく	でも、お母さん、最終的に、「でも、No.3さんって諦めなかったですよ」。そう。そういうふう言われて、ああ、そうか、諦めなかったなあと思ってる。でも何か、その感覚も何かちょっと。それは全く余談なんですけど。何かそれはちょっとうれしかったらどうか。
4	何で、何でこんなことしたんだらうって思ってる	大前提となる大きな目標の部分っていうのを最初に合わせてしまえば、たぶん、ある程度、役割が違って、合致はしてくるんですよ。	たぶん、児相もある程度、物事、根拠立てて、根拠を持ってない、って言われれば、こっちも根拠を持ってやれば、それなりに折り合いはつくので。
5	分離しても、すごいいいかっていうと、何ともそこは言えないんです。でも、だからって、今、分離がいいかどうかは、やっぱり、子どもの気持ちもあるから、それで「良かった、良かった」というわけじゃないんです。	でも、やっぱり、子どもっていうのを中心に だけど、やっぱり、真ん中に子どもを置いていることに関して、こういうブレがない状況ができたってことか。 子どもの今の状況が少しでも良くなるために何が出来るかっていうことなので。	ずれるだろうな。でも、どうしたら、こうやって合わせるかなっていうのを、会話の中で探ります。 だけど、それが、また違う機関が入って「あなたの訴えはこうだけど、でも、子どもに対してどうだったのか」というあたりを、もっと全然違う角度から介入してもらえれば、それは御の字だなんていうところなので。また、今後、そこがね、絡んでくれば、少し違う役割を、児相が当初とは全然違うところで発揮してもらえかねって期待をしつつという感じ。
6	大変……もう、ほんと、だから私もどうしたらいいのかなあと思うのは。常で。	先生の方が入院をあたってくれるって言ったこと、あとは児相の方も入院が決まるんだしたら一時保護委託をかけるよっていう、こう、ことを言ってもらったときに、「あっ、一応、みんながそっちの方向で動くんだな」と、いうことの確認ができた感じ。	とにかく、無理だと思わずに関係機関に話をしてみるって。そこから糸口が見つけられるだなんていうところが大きかったかなあ。
7	本当に何ですかね。心理的虐待とかの本当に何ていうんですか、ぎりぎりのところで、洗濯機をね、どこもね本当だったのになって感じはね、正直言って……。実際にあったかどうかはまたちょっとね、分からないですね。	もう子どもの命があってこそ信頼関係だって。親御さんとの信頼関係だって、全てが何か必要なわけで、子どもがいけないに信頼関係あってもしょうがないですよ。本当に守らなくちゃいけないのは子どもで。子どもの究極は命なんだけれども。でも、命と同じぐらいの重みがあると思うんですよ。子どもの心が傷ついたりとか、この人生にずっと引きずっていくのはもう本当に大きなことだと思うので。	こちらのやり方も分かってくれるし、やり方の違いについても理解してくれて、あのときはこういうやり方だったけれども、このときは、こういうやり方。おそらくこれはまた違うやり方を取ってくれるんだらうっていう、やり方についての、何て言うんですかね。パリエーションを理解してくれるんだと思うんですけれども。
8	もう本当ね、結果的にこれで良かったのかどうか分からないですけど、 たぶん相手側も変わるでしょうし、やっぱりこちら側も説明って、十分電話してるつもりではありますけれど、やっぱり伝わりきらないところ。	「じゃあ、こういうことがあったときにはこうしよう」という方向性もみんな確認しておけるので、漏れも起きにくいってところでは、非常に効果的だったのかなと。	……多少、噛み合わないところ、お互いもし仮にあったとしても、何とかここで乗り越えていくしかないかなと思っただけ。
9	この件について、そこもあやふやだったんです。 本当に、これはどうしようかなと思っただけ。	専門職同士というところの良さは、特に子どもに関する専門職同士の良さは、最終的には子どもの安全をどう確保するかってところなんですよ。アプローチの仕方とか方法論は違って、目的とするところはそんなに変わらないので。	そこで合えばいいし、合わなければ、どこが違うのかっていうのをその場で解消していく術は、他にあるので。
10	そうすると、やはり、まださっぱり分かりませんが、このお母さん、外国の方だし。この土地に住んでどのくらいいるのかも、私、その時点では何も知りませんでした。先ほど言った生育歴みたいなのも知らなかったです。あと、これだけの障害があって、下の子ども障害があるとすると、それだけ生活、大変だし。あと、障害受容もどれだけでもいいか分からない。	取りあえず子どもの視点にたつて。 夏休み、学校に行かない中、地域で見守るとしたら、私たちと、あと学童とか、そういったところなので、その地域で見守るメンバーの中で、何を気を付けていこうかっていうところ。	相手の視点を聞いた上で自分の考えてることと擦り合わせをするってことで、なぜそこが違うのか、そこを協議していけば共通認識ができるんじゃないかなというふうには思ってるんですけれども。
11	このお子さんが、やっぱり今、無理に施設入所が傷つくから、この子が傷つくんだということに私は気がついてなかった	やっぱり、ずっと同じと思うと排除したくなっちゃうのかなと思いますね。だから、何かそのためにみんなが動いているんだと思うことというのは、みんなそれぞれの機関も力になるのかなというはすごく思いましたね。	ちょっとずつ改善していきだしたもので、もうちょっとやっぱりやろうというふうには思っていたらだと思っただけ。何か支援とか、変化をさせることで、この家がやれるんじゃないか、施設が必要だと言った家もやれるんじゃないかというふうには思ってたからだと思っただけ。
12	……その時になってみなきゃ分からないし、どっちがいいとも判断はつかない、難しい問題だよっていう やっぱり、1つは、親権者であるお父さんがいるのでお父さんに聞いてみなくちゃ分からない。ましてや、本人もどういふか分からないというところがある。どっちがいいか本当は分からない。	とりあえずは子どものために集まってきた人たちの間で、最終的にはそこまでまとまるというお守りみたいなものを自分で持っているというのが1つと。	そうですね。ご家族を中心にやっていたら、なるべく在宅生活を長く続けていってほしいなっていう点では一致していますから。
13	何て言われるかなとは思いましたが、児相に連絡したら。	関係だけを優先させるのであれば、それが目的ではないのでね。やっぱり最終的には彼（子ども）がもっと何か、生きやすく、安心できる場所に持っていくのが大事なのかなというのがあったんで。関係は大事だけれども、でも一番大事なのはこっただよねというのの一応持つようにはしていたので。	その会議をきっかけに学校はまだ児相とか、こちらに要求することもありましたけれども。ただ、学校もできることはやってみようか、やらなきゃいけないかなという雰囲気にはなってくれた感じはしますけどね。

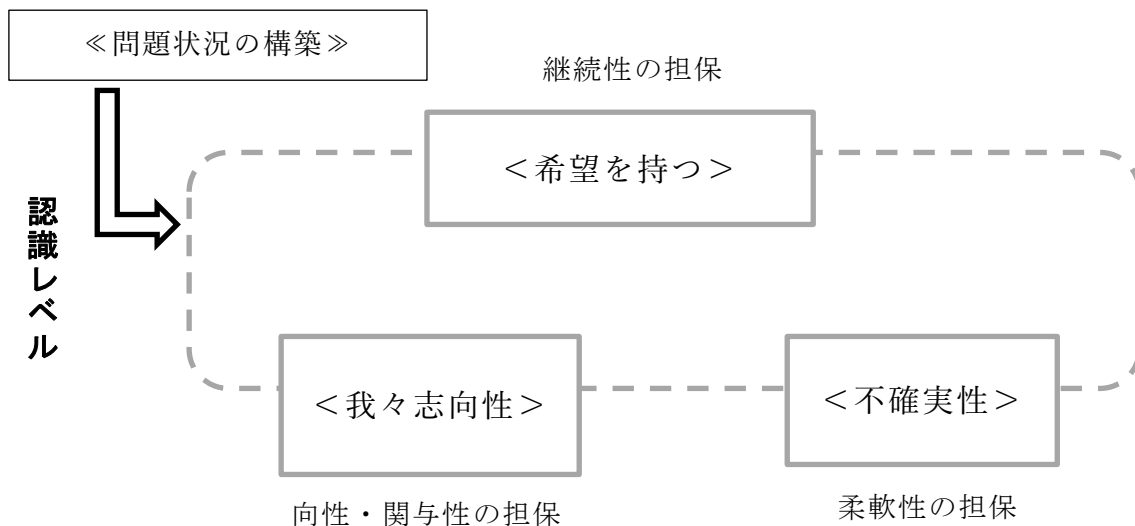


図 19 「調整」担当者の省察の前提となる認識基盤

#### 第四節 「調整」の特徴としての寛容性

##### 1) 「差異の包摂」

「調整」担当者は、「問題状況の構築」の後、自らの認識基盤の下、多様性を扱おうと認識レベルにおいて「実践」を展開する。この認識レベルの実践内容について、多様性の構成要素である差異と共通性に注目して検証する。まずは差異である。インタビュー内容を分析した結果、「差異の認識」、「私自身の見立て」、「連携相手への懐疑」、「連携相手の肯定」、「違うのが当たり前」、「謙虚さ」、「連携相手の代え難さ」、「過度な干渉を避ける」という7つの下位コードを生成した。これらの下位コードを用いて、「差異の包摂」という認識の文脈性を表す上位カテゴリーを生成した（表 32）。この認識文脈を図式化したものが図 21 である。

連携相手との関わりの中では、クライアントの複数性の問題に加えて、異なる準拠枠を有する者同士が接触するがゆえに、他者性や差異が顕在化する。例えば、母子間の葛藤状況の中で包丁が持ち出される状況もあった No.6 のケースでは、「保健師さんは、もう、もともと、『とにかく（親子）分離が必要だろう』みたいなスタンスがあったので。じゃあ、まあ、そこをどうしていかってという、どうにかしたいって話はずっと聞いてるんですけど。まあ、でも、今の状況じゃ（親子分離は）難しいかなあって。私としては、どうにもならないかなと思いつつ、いた感じですかね」と語られており、「差異の認識」がなされている。こうした連携相手との差異が認識される背景には、「まあ、本人（子ども）が……分離するにしても本人が。まったく話ができないし、いうことを聞かないから、ちょっと、もう連れ出すにしても難しいかな、っていう。感じだったですかね」といった「私自身の見立て」が認識されているからである。援助職としての自我が形成されていれば、当然、他者からは独立した形で見立てができるようになる。理解には選別を伴うがゆえに、自律した見立てができるようになるからこそ、連携相手との差異も認識できると考え



られる。

<差異の認識>は、<連携相手への懷疑>にもつながる。学校からの通告を受けて介入をしようとした **No.7** のケースでは、通告したものの子ども家庭支援センターの介入を躊躇う学校に対して、「**子どもが言ったこと、子どもが SOS 出しているんだから。今、このことを、私たちが言ったってことさえ認めてくれる、学校が了解してくれれば、こういうことがあったみたいで、学校から相談があったんですよって。学校しか知り得ない事実なんです。そこさえ言ってくれれば、どういうふうなやり方でも入れると思うんです。**」といった形で、学校の対応に対する疑念が示されている。自律した<私自身の見立て>があれば、それとは異なる考えや行動に対する疑念が生まれるのは自然なことといえるだろう。

その一方で、「調整」担当者は<連携相手の肯定>をも認識していた。例えば、**No.4** のケースでは、「**でも、これ、一応、相手のこと、信頼したって申し上げましたけど、心底、信頼してるわけではなくて**」と<連携相手への懷疑>が語られる一方で、「**兎相としても、その材料がただ欲しいだけなんですよ。別に本当にどうしても帰したいっていうよりは、あの親を説得する材料があれば、それなりに説得はしますので。お母さんに。でも、そう言ってもらわなきゃ困りますよね**」と<連携相手の肯定>もなされている。他のケースにおいても、程度の差はあれ、こうした<連携相手への懷疑>とともに<連携相手の肯定>が含まれていた。

<差異の認識>が<連携相手への懷疑>を生むとして、それに加えて対義的なく連携相手の肯定>がなされる背景には、<違うのが当たり前>や<謙虚さ>という価値観を媒介とすることで、<連携相手の代え難さ>が認識されるためと考えられる。まず、<違うのが当たり前>というコードが含む内容は、連携相手との間に差異があることを当然とする考え方である。例えば「**だってやっぱりそれぞれの機関で困ってることって違いますよね。だから入り口はみんなズレるし、判断も『この家庭で大丈夫じゃない?』って思ってるどころもあれば、いや、必要以上に『心配だよ』って心配する機関もあれば**」(**No.8**) などといった発言からは、違いがあることが当然であるという考え方を読み取ることができる。ただ<差異の認識>がなされるだけでは<連携相手への懷疑>にのみ傾いてしまうところだが、<違うのが当たり前>と捉えることにより、連携相手を肯定するための土台が形成される。

加えて、差異のある連携相手が代え難い存在であることに気づくためには、自らが万能ではないことを受け容れる必要がある。もし、「調整」担当者が自らの正しさを絶対視していれば、「絶対に正しい」自分とは違うがゆえに、連携相手のことを「正しくない」と認識してしまう恐れがある。つまり、自らの限界を認識していないと<連携相手への懷疑>に囚われる、認識の閉鎖化を招く可能性がある。山本伸(2009)は、他者性における顕著な性格を、それそのものが自己自身の「不如意(意の如くはならない)」の感得や経験の中から生まれる点に見出している。こうした自己の限界性の自覚が他者性の認識に結び付くという観点からは、自己自身の限界を“補填する”他者の姿を見出すことができる。

そうした観点から注目されるのが<謙虚さ>というカテゴリーである。Thomson(=2004:118)は、謙虚さ(humility)<sup>注1)</sup>を「積極的で、建設的な態度は維持しつつ、困難な状況の中で達成できることの限界を認識できるスキル」と定義している。その特徴として、①何が達成できるか非現実的な期待を持たないこと、②自分の限界を認めること、③ソーシャルワークに課されている課題の大きさを認識すること、④常に新しい課題が発

生していることを理解すること、⑤我々はいつも誤りを犯す危険性を持っていることを認識すること、を挙げた。Butrym (=1986: 68) は、ソーシャルワークの原則である非審判的態度は謙虚さ<sup>注2)</sup>と名づけることもできるとし、神の役割をとろうとする誘惑に対する自制であると述べていた。具体的にセグメントを取り上げると、「だから、それぞれが分担してやらないと無理なのかな、っていう」(No.10)、「ただ、やっぱり、こちらができることも。すべて何かできるということはできませんし。やっぱり、そこでは連携とかが絶対必要になってくるので」(No.13)、などである。山中(2003)は、連携には自らの限界の認識が不可欠であると指摘していたが、この分析内容はこうした先行研究と照らしても矛盾しない。

<謙虚さ>は、自分以外の正しさをもつ存在として<連携相手の肯定>を促し、結果的に<連携相手の代え難さ>を明らかにする。不登校の子どもを家に迎えに行く役割を学校と子ども家庭支援センターで行っていた No.11 のケースでは、「よく言われたのが、他の子たちの教育のやっぱり権利を侵害するからみたいなのも言われたんですけど。でも、何かそういうのを聞いているうちに、正直、この子がいなくなれば収まるっていう考えなんだっていう気持ちがちよっと心の中ではありましたね」という<連携相手への懐疑>とともに、「あとから考えれば、そりゃそうだよなって思いましたね」と<違うのが当たり前>と語られている。加えて、「(子どもの学校への送り出しについて) いや、ちょっと物理的に無理だなって。私もいろいろお当番もありますし。ほかのケースの訪問もあるので」と<謙虚さ>が表れていた。自分の限界を知るということは、できないこともあるという当然を、受容していると言い換えることもできる。ゆえに、他者の限界の受容にもつながるために、「プラスアルファのことをしてもらってるっていう、してもらっているっていうか。本業がちゃんと別にあるんだっていうのを意識するようにしているかもしれないですね。それを滞りなくやるべきだというのが、当然のことが起きてるっていうのは途中で思って、そこは気を付けるようにしたかもしれないですね」と<連携相手の肯定>が認識されている。いったんはヘルパーに学校への送り出しを依頼するのだが、「ヘルパーさんをなくしたあとも(子どもの登校しぶりが)時々あっても、学校さんが『行ったんですよ』って言ってくれたときは、『たまにだからいいじゃないか』って前は思っても、でも、やっぱりそれは本業のことに加えてやってくださっているんだという意識が働くようになったら、『本当にお忙しいところをやっていただいて、本当にありがとうございます』とか、『この子にとってはうれしかったことだと思います』という、やっぱり感謝の気持ちが出るようになったかもしれない」と<連携相手の代え難さ>が語られていた。

ソーシャルワークの立場から言えば、ほかの専門職者に貢献に敬意を表し、これを受け入れることは調整的な活動の必須要素であるといわれる (Johnson et al.=2004; 窪田2013)。<連携相手の代え難さ>が認識されるようになれば、差異のある連携相手は排除の対象とはなり得ない。むしろ、代え難さゆえに包摂の対象となるだろう。多機関・多職種連携では、個々人の個性だけに留まらず、組織や専門職性といった準拠集団の異なる人たちが集まるがゆえに、必然的に差異を扱わざるを得ない。自分とは異なる考え方や行動などを、いちいち排除しては皆が一緒に援助できるように「調整」することなどかなわない。ゆえに、「調整」担当者には、差異を包摂するための認識メカニズムが備わるものと考えられる。

では、<連携相手の代え難さ>が差異の包摂には必要だとして、<連携相手への懐疑>

は多機関・多職種連携を「調整」する際に必要のない認識なのだろうか。もし、連携相手のことを何も疑わずにすべて受け入れると仮定した場合、事実確認も、アセスメントも、その連携相手だけが行えばよいという理屈が立つ。「調整」担当者が何らかの判断をする必要はなく、その連携相手にすべてを委ねてしまえばよい。多様な複合的問題を抱える家族に対しては一機関の自己完結的な援助で効果をあげることは困難である（厚生労働省2013b：11-12）から複数の機関や職種が連携するのであるとしたら、こうした連携相手への依存は結果的には多様性を減じることになるだろう。ゆえに、連携相手の発言を「鵜呑みにしない」(No.10) といった認識は、連携相手への依存を避ける働きを持つと考えられる。

ただし、＜連携相手への懐疑＞に囚われてしまうと、「調整」担当者は独善的な援助を展開することになりかねない。閉鎖的な認識の展開は、Schön (=2001：135) の指摘する「無反省な実践家」の象徴であり、破滅的な実践をもたらしかねない。「調整」における破滅的な実践とは、たとえば、連携相手を自分の意見や行動と同化させようと試み、結果として援助システムの多様性を破壊することである。ゆえに、＜謙虚さ＞や＜違うのが当たり前＞という価値観により、＜連携相手の肯定＞から＜連携相手への代え難さ＞へと展開することで、自らの認識を開放していくことが必要と考えられる。そして、＜連携相手の代え難さ＞が認識できるようになれば、連携相手が自律してしてくれること、つまり、「連携相手が思い通りにならないこと」に意味を見出すことができるようになる。「私としては、文句は、文句っていうか、これはどうかなっていう意見は言うけれども、最終判断は児相さんがやっぱりすることだから、そこは児相に任せますよっていういつもお願いはしてるんです。」(No.4)、「やっぱり警察さんも、もちろん学校さんも全部そうですけれども、やっぱりそれぞれの立場っておありですし。それぞれの判断があると思いますので、やっぱりこうしてほしいと言われて動くっていうのは、よほどじゃないと難しいと思う…」(No.8) といった語りからは、連携相手を支配しないための配慮、＜過度な干渉は避ける＞という認識を読み取ることができるだろう。支配や抑圧の対象にしないということは、連携相手の自律性を守るということである。「まず最初の見立ての段階から一緒にやろうっていう、そういうメッセージを送った方がいいし、そう言われた機関は『じゃあ、分かった。うちは、うちの見立てをしてもいいのね』って思うわけですよ。」(No.9) の発言からもわかるように、自分の考えを押し付けないことにより、連携相手から主体性を引き出そうと試みていると考えられる。

＜連携相手への懐疑＞が自らの自律性を維持する上では無用の長物とは言い難いとしても、それを破滅的な実践に向けて暴走させるわけにもいかない。そう考えると、＜過度な干渉を避ける＞という認識は、仮に＜連携相手への懐疑＞があったとしても、連携相手を自分の考えに従わせたいという欲求を抑制することが期待できる。窪田（2013：168）は、連携相手に具体的な行動を求めることを「失礼」と位置付けていた。こうした失礼な行為を避けようと認識することが、結果的に、無反省な実践を避ける上でも有用ではないかと考えられた。このように《差異の包摂》には、＜連携相手の代え難さ＞を認識することも、＜連携相手への懐疑＞も伴う自律性を維持することも、どちらも必要と考えられる。

また、すべてのケースにおいてではなかったが、予想外の出来事をクライアントのために利用している可能性があるということも示唆された。例えば、No.5のケースでは、学校と医療機関と「調整」担当者がある中、学校が「調整」担当者をとばして医療機関に直接

連絡をとるという状況があった。その際、「『えっ、私を飛ばして』みたいな感じで、『まあ、でも、いいか』と思って。」と違和感があったにもかかわらずそれを収めている（表 33）。その理由として、「あとは、若干、医療機関が停滞気味だったので、一発ぼんと、私じゃない、ちょっとたまに変わった人がしても良かったんじゃないかなと思って。」と語られていた（表 33）。このセグメント内容からは、仮に連携相手の行動に違和感があったとしても、クライアントのためになるという判断が、個人的な違和感よりも優先されている様子がうかがえる。[No.5]以外にも、[No.1]、[No.2]、[No.3]、[No.4]、[No.5]、[No.6]、[No.8]、[No.9]において同様の不測の事態を活用した実践が語られていた（表 33）。

注 1)、注 2) Thomson (=2004) や Butrym (=1986) の邦訳版では *humility* は「謙遜」と訳されている。ただし、リーダーズ英和辞典第 3 版では「謙虚(さ)」と示されていた。「謙遜」は「へりくだること。卑下すること。ひかえめにする。また、そのさま」(精選版日本国語大辞典)、「控え目な態度で振る舞うこと。へりくだること。」(広辞苑第 6 版)とあり、「へりくだる」というニュアンスが Thomson (=2004) の定義とはすぐわかないと考えられた。「謙虚」の「ひかえめですなおなこと。」(広辞苑第 6 版)といった表現の方が妥当と考えられたため、本研究では「謙虚」という訳を当てることとした。ただし、「謙虚」という言葉の説明においても「謙遜で、心にわだかまりのないこと。控えめでつつましやかなこと。へりくだって、つつましやかにすること。またそのさま」(精選版日本国語辞典)のように「謙遜」のニュアンスを含んで解釈されることもある点は付記しておく。

表 32 《差異の包摂》の事例 - コード・マトリックス

No.	差異の認識	私自身の見立て
1	例えば、病み上がりで、大事を見て休むというはあると思うんですけど、大事も見られないで、例えば、7度5分以上上だったら預かれませんかというところで、「7度3分だから連れて来ました」という。「病み上がりでも7度3分まで落ちたからお願いします」と、言うときも園から電話が来るんですよ。「大事を見て休むとできないんですかね」みたいに。	だから、何か自分たちのやり方によって、またこのケースが、お母さんが落ち込むとか、再々入所を必要とするような状況には持っていつてはいけないなというところ。
2	やっぱり行くたびにですね、誰が行くか、それからどういう組み合わせで行くかによって、今のお母さんの現状を捉えるのがちょっとずれている。片やリスクがあるんじゃないか。いやいや、いや、まだまだお母さん耐えられるんじゃないか。	ケースワーカーの方としては、お母さんは確かに矛盾していることは言ってるけども、しゃべってやりとりをしていて、保健師さんが言ってるほど精神疾患があるような受け答えには感じない。…だとすればそこは病的なものではなくて、そういうようなパーソナリティーの部分であるとか、発達障害系の方の見立てじゃないのかというふうな認識にあったんですね。
3	ちょっと何ていうかな、ちょっとやっぱり違ったか、対応っていうのが、いいいいよって。いや、いいんだけど、いいいいだけじゃ、やっぱりいけないところもあるってところが、やっぱりこの私立の幼稚園とかだと、なかなかこう動き掛けが難しい。	だから、今、子どもさんが置かれてる状況、確かにご飯は食べれてます。幼稚園には行ってます。幼稚園では先生たちがちゃんとフォローはしてくれま。だけど、やっぱりこの方、このご家庭、このお子さんたち、このお母さんが、この先の成長、もしくはお母さん自身が、お母さんとしての役割をやっていくためには、ここはやっぱり医療につなげたいし、安定した状況の中で医療につなげたいと思う。
4	これ、実はここも意識が見相とちょっと違ったのが、見相は養育困難だったんですよ。結局、親が措置入院での養育困難。 基本的に養育困難で、児童福祉司指導っていう行政処分にはしないので、養育困難なのに児童福祉司指導かけるって、それ、遠くないですかというところ、お互いのリスクアセスメントは最初、違ってた。すごい全然、その話の土台が違うので。	あとは予測ももちろんありました。情報的に、かなり指導が入らない方なので、養育(養育困難ケース)で取るよりも、ネグ(ネグレクトケース)で取っちゃった方が縛りはきつくなるので、そっちの方が、ゆくゆく子どもたちに何かあったときに、すぐ渡しやすくなっていくところの予測はありましたけど。
5	温度差はありますね。 児童相談所は、やっぱり、直接、子どもと会ったり、親御さんからの訴えで何か困ってるっていうことではなかったし。…学校が一番、特に下の子に関して、…「ひどい」という、何か昔話に出てくる、意地悪されてるシンデレラみたいな状態なので。だから、やっぱり、それが、かわいそうっていう思いがすごく強かったんですね。	でも、確かに見相が分離するほど、至るところで解離をしちゃうかという、そういうわけでもなく。…確かに、それで見相に何かかしろと言っても、今の状況だと、若干、弱くなっていくところがあったので。…子どもとしても、なんか、自分たちが悪い子だから入れられたんだという感じになっちゃうので。それよりは、今、これだけ大事にしてくれる大人の人たちがいるんだしたら、そこから栄養をまず入れていく方がいいんじゃないかなというところですよ。
6	保健師さんは、もう、もともと、「とにかく分離が必要だろう」というスタンスがあったので。じゃあ、まあ、そこをどうしていかかっていう、どうにかしたいという話はずっと聞いてるんですけど。まあ、でも、今の状況じゃ難しいかなあって。私としては、どうにもならないかなと思いが、いた感じですかね。	(今は、分離はちょっとと思った理由)まあ、本人が……分離するにしても本人が。まったく話ができないし、いうことを聞かないから、ちょっと、もう連れ出すにしても難しいかなという。感じだったですかね。
7	だけれども、学校は通告したって分かるじゃないかって。 (学校は)信頼関係があるから、この件について、こちらの言ったことは伝えられないって。通告したことは伝えられないって。	(子どもと親が)いったん離れて、不登校でも何でもいいので取りあえず離れて、ちょっと彼女自身の生活っていうか、お母さんから離れたところっていうところが必要になっていくのは、すごく感じましたね。 もともと根っこがきつと親御さんの中にあるんでしょから、あんまり変わんないんですよ。だから、この情報、貯めていて、本当に見守って行く必要があるんだというふうに言っても、なかなかうまくいかなかった。
8	やっぱり学校さんはもう本当に一生懸命やっていらっしゃるけれども、もうお父さまを否定的な見方。とにかく、「もう、うちでは見れません。うちの小学校じゃなくて、やっぱり特別支援学級のお子さんでしょう」というような。もう、どちらかというと、正直、学校で見きれないという、そんなようなニュアンスでしたので。	いろんなやっぱり作戦を練っていかなくちゃいけないので、これで本当に、私たちがはっきり言っているんな手を使いましたね。 だから見相さんにはいきなり保護っていう話ではなく、まずはお父さんがそういうふうにできるっていうのを分かっていますので、お父さんに連絡を入れて、連絡が取れた時点で、これは見相ないなと。ただ連絡取れなかったら、児童相談所かね。あるいはうちのショートステイかねとか、いろいろ考えました。
9	その段階で、児童相談所の方に、こちらから援助依頼という形で出しています。…最初はですね、なかなか難しくして。 (家庭)復帰前に、こちらから入園希望を出したりとか、療育の手続きをしますよね。「本当に、こんなケースで大丈夫なんですか」。やっぱり、びっくりされますよね。「えっ」みたいな。	そううただ、こちらとしては、子どもに会ってもらえたら(児童相談所)の判断が変わるだろうという感覚が……あったんですね、やっぱり。
10	最初は、その福祉職とか、保健の人たちが、(母親に対して)そういう接し方をするのかしらというくらい、ちょっとこちらとしてもびっくりしたんですよ。だから、結局、「お母さん、それは違いますよね」というようなところを、しっかりとまう言っていく。確かに言ってるのはいいけれど、たけど、たいていそこまできつい言い方はしないし。…ああ、これは何でなんだろうという違和感はあったんです。	そのときは、やはり、このお母さんの大変さといったものが何なのかを、こちらの方としてちゃんと話を聞いていく、と。学校で、お子さんからの聞き取りってできるような状況ではないので、言葉がないですから。だから、お父さんは、学校で安全に暮らせればいいし、とにかく支援を入れるしかない方なので。
11	お母さんの主治医というのは母の主治医なので、子どもの立場ではやっぱりお話しされないと意味では、…お話を伺っている中では、私としては地域でやっていこうという覚悟を決めて支援体制をやっているにもかかわらず、いつまでもやっぱりお母さんの病状を治すには、この母1人で4人の子育てというのは相当負担が大きいから、1人ずつでもいいから減らしたほうがいいだろうというお考えの主治医。	変えたのは先生に届くようにお母さんから言ってもらおう方がいいって。患者本人からの訴えのほうを通じるだろうというの、保健センターさんとの作戦の中で出たからですね。
12	やっぱり、学校とのちょっとした認識のレベルの違いだと思うんですけども。1つは先ほど言いました家庭内の金銭的な問題と。もう1つは、やっぱりお子さんの将来というか、このままの曾お祖母ちゃんと生活していくの？というところなんですけども。	それは、今の状態を維持していくのも悪くないだろうけども。お子さんのことを考えると、やっぱり思春期の真ただ中にならないうちに次のことを。(曾)お祖母ちゃんが少しでも元気なうちに決めていたほうが長い目で見ればいいんじゃないかなと。
13	特に学校の中では、一番普段子どもが通ってるので、そういうところをキャッチできているので、保護者に、まあ、保護者を決して責めるわけではなくて、お子さんちゃんと、お母さん、これを用意してくださいって、何か用意できないんだって、事情を伺いますとか、何かあってもいいとは思ってますけども。あまりこう学校からは保護者にアプローチがなくて、学校が体操着を、何か予備のものを用意して子どもに渡したりとか。	とにかく、ちょっとサービスをこ入れたりとか、この子が1人でいる時間を減らした方がいいかって、ちょっと再度方針を練り直して。 ただ、お母さんは責められた感だけ残ると、それで決裂しちゃうかなというところもあったんで

No.	連携相手への懷疑	連携相手の肯定
	お母さんだって、家事が得意な人、苦手な人がいるでしょって。	でも、何か表裏のない保育士さんなので。
1	そもそも仕事してないけど、って。仕事してないからといっても要件としては疾病要件があるんだから、疾病の人には曜日は関係ないでしょって。そもそも負担なんだから、預けるんだからってのを一応公立の学童だったので	親以上に子どもを養育してるかもしれないし、この子の幸せを願って、家庭で暮らせることを願って毎日かかわってくれてたと思うので、やっぱりそれができない親なのでっていう思いはあっただろうし、ほかのお宅とやっぱり比較しちゃうと思うですよ、クラスに十何人、20人いたら。
2	なので、お母さんのほんとに困ってる部分、悩んでる部分が保健師さんにちゃんと表出できてくるかどうか。それともまだまだお母さんがそういうふうな気持ちで揺れてる、ってところで、ほんとにそういう気持ちがあるのかどうかっていうのが分からないよね、っていうことで……。	多少、保健師さんの言ってることの信憑性っていうんですかね。もしかしたらほんとに保健師さんの言ってるのとおり、状況は結構シビアなかもしれない。そういうような感じに変わったっていうことですよ。
	たぶん考えすぎじゃないか……。	なのでワーカーとして、保健師さんが言ってることも分かんなくはないけども
3	それじゃあ、困るわけですよ。	きっと嫌っていかね。で、だいたいそういう方、今、保育園、ほんとにいろんなお子さんたち入ってくるわけだから、まあ、面倒くさいわけですよ。平たく言うと。すごく言い方、変なんですけど。悪い言い方ですよ。みんながそう思ってるとか、そういうことじゃなくてですよ。もって軽い感じで、でも、やっぱり大変なケースの方が1人入って、もう1人入ってますよね、この場合ね。もう1人。
4	でも、これ、一応、相手のこと、信頼したって申し上げましたけど、心底、信頼してるわけではなくて。	児相としても、その材料がただ欲しいだけなんです。別に本当にどうしても帰したっていうよりは、あの親を説得する材料があれば、それなりに説得はしますの。お母さんに。でも、そう言ってもらわなきゃ困りますよね。だから、それこそ児相もやりやすいように、っていうのを、私たちはなるべく、たぶん。対立はし易いんですけど、児相にとって有利な情報をもちろ、それで渡すので。
5	でも、もう一歩。もう一歩、踏み込んでもらえないかなって思う、思うことはありますけどね。	でも、だいたい、学校からの訴えだとかってなってきたときは「お母さん、ろくでもない」とか、そんな感じになっちゃうので、そこら辺を、とにかく、何でそう思うのかとか。それこそ、学校が困っていることも絶対あったりする。保育園もそうですけど。あるので、何を困って、何が起きているのかっていうのをじっくりまず聞いて。
6	私も、それは、人によってはカチンとくるというか、「今までこんなに私が間に入ってコーディネートしてたのに、何でこんな大事なことを、私を飛ばして、しかも医療機関から聞かされる」っていう……なんか、一瞬、なんかよぎったんですけど。	「学校も困ってますよね」って言って。
	何とか、その後を引っ張ってもらうことも必要なかなって思いながら。でも、何とかうまく、それはいいも話を「直面化してくれよ」みたいなことは思いません。	こう、しんどいかなってのはあるので学校の話。……で、あとは、いつもはリスクが一番高く持てるところに。よくいわれるのが、やっぱり、こう、合わせていかなきゃいけないっていう、そこ……というのは私も何かいやなので、まあ、いつかリスクは受けつつ、でも現実的にできるかできないかかっていうのはこっちで決めていくことかなっていうところですよ、うん。
7	子どもが言ったこと、子どもが SOS 出しているんだから。今、このことを、私たちが言ったことさえ認めてくれる、学校が了解してくれば、こういうことがあったみたいで、学校から相談があったんですよ。学校しか知り得ない事実なんで。そこさえ言ってくれば、どういふうなり方でも入れると思うんです。	私たちも、やっぱり人の家庭のことを通告する。なかなか本当にハードルの高いことだって分かっているの……
8	書類通告より身柄通告がいいんじゃないかと思っても、……	繰り返し、子どもにね。それを受け止めていく担任っていうのは、なかなか大変だと思うんですよ
9	(療育機関から)「連絡が取れなくなっちゃいました」、「ああ、また来たか」と思うんです。	もちろんそれをね、学校さんが一生懸命頑張ってるらっしゃるのは分かりますので、否定はせず、学校さんの大変さを受け止めながら……。
10	(施設入所を推す他機関に対して)いや、そのくらい施設には入らないでしょう。	ただいなり「心配だから保護してください」というようなお話をしたって、これは保護しないですよ。なので、やっぱり地域としてできるところまでやるけれども、ただ、じゃあ「限界ですから、はい、お願いします」と言っても、タイミングがなければやっぱり児童相談所だって保護できないと思いますので。
	鵜呑みにしないというところで。	(施設入所から家庭復帰に向けて、保育園や領域機関が)「本当に通い続けることができるんですか。そんな、連絡も取れないような親」だとか。当然ですよ。心配はごもっとも、だと思んですが。当然、そこは、地域で実際に、この子と関わる時間が長い機関ほど、そういう懸念はお持ちになるんだと思うんです。
11	(医者から)……まずそういうふう(に子どもの施設入所)を押ししてもらうのが子家センの仕事、みたく言われたときは、悩みましたね。	(保健師に対して)やっぱり、その人が見る中で、それだけ言ってるっていうことは、相手もそれなりにキャリアを重ねてきていらしゃる方なので、それは懸念されることがなければ、そんな言い方を私にしてはくはないので、何かしらあるに違いないというところで
12	(学校から)よく言われたのが、他の子たちの教育のやっぱり権利を侵害するからみたいなのも言われたんですけど。でも、何かそういうのを聞いているうちに、正直、この子がいなくなれば収まるっていう考えなんだなっていう気持ちがちょっと心の中ではありましたね。	それぞれ本業といいますが、学校さんだったら教育をされたりとか、あとは病院だったら治療する。当然ですけども、そういうことをされるというのが当然のことである。プラス、こういった課題が起きてる。関係機関と会っていただくとかですね。プラスアルファのことをしてもらってるっていう、してもらっているっていうか。本業がちゃんと別にあるんだっていうのを意識するようにしているかもしれないですね。それを滞りなくやるべきだというのが、当然のことが起きてるっていうのは途中で思って、そこは気を付けるようにしたかもしれないですね。
	でも、証拠がないからね。訴えるのは曾お祖母ちゃんだけ、曾お祖母ちゃんにそれを説得して警察に訴える能力はないでしょう、みたいなね。	学校は、やっぱり、お子さんの。それに、その他、金銭的な問題のためにお子さんのやっぱり学習面であるとか、発達に何か悪影響を及ぼすのはまずいという姿勢なんです。
13	でも、やっぱり、実際、警察に訴えるということはこういう手続きをしておいて、これはやっぱり頑張ってやっとなしでも無理だし、じゃあ、それで解決になるのかというところでもないの。	言われればそれとおりなので。
	やっぱり学校しか知り得ない部分とか、学校から言った方がいい改善点とかっていう部分を、きちんと言っほしいところを言っても、なかなかそこに、「いや。お母さんとの信頼関係があるんで」ってことで。	多分、いろいろ学校の先生と、特に担任の先生とやりとりをしている中では、担任の先生なりに彼のことを一生懸命受け止めようという気持ちとか、そういうのは伝わってはきていたんです。なので、あんまり強く言ってしまうとそういう先生のやってきた部分がかたがた否定されたというふうな思われちゃうのは嫌だなというのありましたね。
	ただ、具体的な動きというところがちょっとこちらから見ていろいろ、つい、こうしたりとか、こうかなっていうところがあったという感じで。	だけども、やはり学校の先生も頑張っている部分もあるし。

No.	違うのが当たり前	謙虚さ
1	いろいろな価値観があって当然なんですけど	最初は「うわあ、やっちゃったんだ」って思いましたけど、それまでそうならないように食い止めるのが私の役割だとかって思って、保育士さんをどうどうってさせながら、ママにも「こういう思いだったんじゃない？」とか「こういう見方もあったんじゃない？」みたいなふうに、こうママにも納得させてきたのが、もう知らないところでポンポンってやっちゃって。 でも、別にそんななんかかしまってすべてやったっていい結果が出るか分からないので、本当にやりようだなんて。
2	そうそう。専門知識が違うからね、っていうことですよ。  こちらのワーカーは、一応、保健師の見立ても立ててるんですよ。それはそれで尊重してるんですよ。	もう一つやっぱり保健師さんも自分たちの見立てを持ちながら、やっぱりそれは自分の見立てだからはっきり、自分たちの見立てだからはっきりしたものではない。もしかしたら違うかもしれないっていうのはやっぱり考えますよね。ケースワーカーもケースワーカーで、保健師さんが言ってるのがそうかもしれないと思いつつ、でも今まで自分たちが右に行ったり、左に行ったりして揺れてた部分があるから。やっぱりそういう揺れてる部分っていうのは確実なことが言えないと。  それで客観的にお母さんがやってることを証明する人がやっぱりいないんですよ。・・・痕跡がない限り確認ができない。
3	やっぱりこう立場が違うので、見方が違ってきますよね、当然。  やっぱりそういう方（アルコール依存症の方）が入ってくるってなったときに、どうしてもやっぱり、悪い意味じゃなくて、どうしてもこうフィルターは、掛かかかっていうふうには思ってたので。	私がいくらキャンキャン騒いでも、そういうことは、私は何の権限もない。
4	だって、ケースワーカーとか、児相の福祉司とかの力量って、たぶん、ばらばらじゃないですか、みんなが。それで、人がやるのが当たり前だと思うんです。人がやる仕事だから。だけど、そこをぐずぐず言っても、何か変わらないかなとは思っちゃうので  だから、たぶん、相手の目標と、たぶん、うちはもちろんずれてるなっていうところから、たぶん、意識合わせ始めてると思います。	今からたぶん、言ったところで、結局、一時保護されてれば、要件を、主訴変（主訴変更）をすることはできないですよ。そこで何かやらしてくれない限りは。なので、その時点で、もう児相がその判断をしてるんだしたら、しょうがないというか。
5	違って当然ですよ、それはね。  でも、見る角度というか、こっちの方面から見れば、当然、そうだろうって思うんですよ。だから、それが間違ってるかということでは決してないし、	たぶん、私が間に入ると動きが悪くなるんですよ、調整するから。そこで、学校は、もっと医療機関に言いたいことがいっぱいあるんですけども。  やっぱり、何と言うのかな。一番身近に感じた人が生の声を伝えることが必要な場合もあるじゃないですか。生々しすぎるときは、私から、もちろん、入りますけど。
6	学校が一番、お母さん・子どもと接している。学校が心配することって当然かなあっているのが。私の中であって、だから、その当然なところをむげに。できまさんっていうのは、やっぱり	その以前からあった、過去にあったことについては、ちょっと、（私には）触れられなかったかなっていうところがあります。・・・今、こうなっちゃってるのは、その前があったからだよっていうことまでは、ちょっといけなくて。
7	私たちの協議を待たずに、児童相談所にも連絡をするし、おうちにも行っちゃうっていう感じで、でもね悪くないと思うんですよ、それは。悪くないと思うんですね。	（一つの）機関だけじゃできないから、私たちとか医療機関であったりとか、児相もそうですけども
8	温度差が、温度差があるのは当然ですよ。最初です。初めて関わるわけですから。そのことについては、あんまり疑問には思わなかったですけど。  だってやっぱりそれぞれの機関で困ることって違いますよね。だから入り口はみんなズレるし、判断も「この家庭で大丈夫じゃない？」って思ってるところもあれば、いや、必要以上に「心配だよ」って心配する機関もあれば。	もう地域の中ではかなり限界ですということ（児童相談所に）伝えさせていただきました。  けれども、もうこれ以上やれることは、ちょっと、もう、うちとしてはないだろうって思っていたので。
9	難しいとまでは言わないけれども、こちらの調査の意図をきちんと伝えないと、「どうして」というのは、もちろん、当然ですよ。  逆に、そのの良さは、こちらからその方向性とか見立てを決め打ちしていくと、せっかくほかの機関と関わるのに、それ以外の側面が見えなくなるのは、かえって危険だなという思いが、以前からそれはあったんです。  何か、しょうがないかっていうような。	特に、このケースは、八方ふさがりだったんで。  違うというよりは、やはり、人なので。思ってもいないことが起きるわけなんですよ、それ。  やっぱり、こちらでできる限界があるっていうところはあって だから、それぞれが分担してやらないと無理なのかなっていう
10	やっぱり人の情報って、保健師さんは保健師さんの目で見ているし、やっぱり生保のワーカーは生保のワーカーの目で見ているし、私の目っていうのもきつと子どもの安全はどんなところにあるだろうとか、そういったところに着眼して見ているはずなので、同じものを見ても、見えてるものが多少違いがあることはあると思うので。  あとから考えれば、そりゃさうだよなって思いましたね。	（児童相談所が入らないことには）もう無理だって思いましたね。  学校なんかは、うん。でも、子家センがやるって保護もできないところなのにみたいなね、言われながら。
11	（医師が母親の治療のために子どもを施設に入所させるように言ったことについて）だからといって、それはお母さんの、あとから思えばお母さんの治療なんだから当然のことなんですけど。  やっぱり、そういう意見もあるだろうという。	（子どもに対する学校への送り出しについて）いや、ちょっと物理的に無理だなんて。私もいろいろお当番もありますし。ほかのケースの訪問もあるので。あと、やっぱり安定した同じ人がいいかなと思っていたので。  ただ、仕分けするんだけど。受け継いだ当時ではないんですけど、だんだんその辺がちょっと使い方があいまいになってきてしまって、誰が使ってるのか、誰がどういふふうに使ってるかっていうのは（曾）お祖母ちゃんに聞いても分からないので、そういったところの苦労はありましたね。
12	やっぱり、自分は自分の価値観とか、規範に則ってそういう意見はその場では言うけども、やっぱり別の見方があって当然。  でも、想定内だったの。	ただ、やっぱり、こちらができることも。すべて何かできるということではできませんし。やっぱり、そこでは連携とかが絶対必要になってくるので。
13		

No.	連携相手の代え難さ	過度な干渉を避ける
1	何か先生も相当、言っちゃったっていう後悔もあり、その後は、それ以前よりも何かフランクにお母さんにも関わろうと保育士さんも意識してくれて、一時期は何か、帰るときに子どもにはやっぱり「何とかちゃん、バイバイ」とか「バイバイタッチ」とか、こうやるじゃないですか。ママともハイタッチをやってきて。っていうのも聞いたことあったので、もちろん保育士さんとしても、その辺の言っちゃったことへのフォローはしてくれただろうなと。	相手が別に男性だろうが、女性だろうが、役職あるか、ないとも関係なく、年下とか、年上関係なく、なんかちょっと、こう、あんまり相手のことを突っついてるんだだけでも突っついてるって思わせないようにしたり
2	でもそれはやっぱりお医者さんとわれわれの立場を比べたら、われわれはやっぱり専門ではないですね。特に医療っていうふうになってしまってますね。	あくまでもお互いの見立てが違うよねっていうところで、そこで収まっていて。特にじゃあその見立てが違うから相手がなんだっていう話にはならなかったですね。
3	でも保育園ってね、ほかのたくさんの子どもたちがいる中、たぶんお迎えも少しづつ来る中で、その状態のお母さんが来て、そういうふうな、事務所できちとお母さんを保護して、そこで非難するんじゃないかと、ちゃんとお母さんを受け入れてやってくれるっていうことと自分が、もうすごく、私の中ではすごくありがたかったという形があったので。	(要保護児童ケースとして受理されなくても)最初は引きました。「あ、そうですか」って。最初は引きましたね。あ、そう、「分かりました」って。「そういうことなんですわ」というふうに、言いました。
4	(生活保護の自立支援担当ワーカー)彼の行動1個で、やっぱりすごく大切な役割の仕事だと思うので、それによって子どもの安全とか、親、もちろん親の精神面とかのフォローがリスクになってしまうのが一番怖いかなって。うまく、本当は進むはずのケースが、少しうまく進まなくなったりとか、そういうところが一番怖いので。	私としては、文句は、文句っていうか、これはどうかかっていう意見は言うけれども、最終判断は児相さんがやっぱりすることだから、そこは児相に任せますよっていうお願いはしてるんです。
5	学校でやってくれていることとか、学童とかでやってくれていることに関しては、本当に感謝できないので、そこは全面に出してっていう感じですかね。役割としてやってもらっていることは、十分にやってもらっているの。	結局、お互い、みんながみんな、専門職なんですよ、私たちの関わりって。なので、必ず専門職の専門性っていう部分は優さなようにしようとは私は思ってます。
6	だから、学校も、わりとそのときに動いてくれたんですね。そういながらも学校としても心配しているの。その当時、お子さんの病院もかかっている。心理さんの受診を月に1回とかしてたん。まあ、その病院と、とにかく、ちょっと、じゃあ、お子さんの状況について、今このまま母子でいいのかについて話をしたいって、学校の方から言ってくれてたんですね。お子さんの待遇について。「ああ、じゃあ、それはしましよ」ということ。とにかく、その学校の心配事を伝えるっていうことで病院の方に私の方から電話をして。	「みんな、フォローしてください」というわけじゃなくて、でも、彼はこんなふうに表現ができて、本当はこんなにいるんことを思ってる子なんだっていうことだけは、それぞれにお伝えして。
7	本当に学校は信頼できる所だあって、お子さんの異変に気が付いてね、それはお母さんを助けようと思ってる気持ちもあって通告したんだっていうことをね。	ただ、やっぱり、それこそ、だけど、医療機関の治療に関して私たち人間が何か口を出せるわけでもないから。
8	だから、学校も、わりとそのときに動いてくれたんですね。そういながらも学校としても心配しているの。その当時、お子さんの病院もかかっている。心理さんの受診を月に1回とかしてたん。まあ、その病院と、とにかく、ちょっと、じゃあ、お子さんの状況について、今このまま母子でいいのかについて話をしたいって、学校の方から言ってくれてたんですね。お子さんの待遇について。「ああ、じゃあ、それはしましよ」ということ。とにかく、その学校の心配事を伝えるっていうことで病院の方に私の方から電話をして。	もしかしたら私の話としては、してないかもしれないですね。すごい、ほんとに長くかかわってきた保健師さんだったので、その世帯に、ちょっと私も自信を……まだ初回で。そこまで返すっていう自信はちょっとなかったの。
9	そのこの、そのこの機関でしかできないところ。こちらではその日常の保育の中で、この子のことを伸ばしたり、お母さんの日々のお話とか愚痴を聞いたりっていうことは難しいから、そこは、通常、通っているところではできないっていうことで、本当にお力をお借りしてっていうところのお話をすると、保育のプロの意識が頭をもたげらるんではないかな。それで、ある意味、依頼をされた立場から、自分たちのお客さまというか、主体になるんですね。	あとはやっぱりそうじゃないってことは分かってもらえるんだと思うんですね。荒らすんじゃないんだって。
10	言ってくる言葉は保健師さんとしてきちっと見てらっしゃる話をしてくれているので、そこは私は信頼しています。	やっぱ警察さんも、もちろん学校さんも全部そうですけれども、やっぱりそれぞれの立場ってありです。それぞれの判断があると思いますので、やっぱりこうしてほしいと言われて動くっていうのは、よほどじゃないと思うのと、やっぱり相手の方の、私はそう思いますけど、書類通告より身柄通告がいいんじゃないかと思っても、やっぱり見立てはそれぞれ違うと思いますので、やっぱりそこは尊重しなきゃいけないんじゃないかと思うんですね。
11	ヘルパーさんをなくしたあとも時々あっても、学校さんが「行ったんですよ」って言うてくれたときは、「たまにだからいいじゃないか」って前は思ってた、でも、やっぱりそれは本業のことに加えてやってくださっているんだという意識が働くようになったら、「本当にお忙しいところをやっていただいて、本当にありがとうございます」とか、「この子にとってはうれしかったことだと思います」という、やっぱり感謝の気持ちが出るようになったかもしれない。感謝の気持ちが言葉の端々に出るようになったかもしれないですね。	ケースの見立てをするときには、こちらのある程度の方向性があったとしても、最初からそれを詳細にお伝えしてしまうのではなくて、本当に緊急だったら別ですよ、すぐ保護してほしいって。でも、そうでないんであれば、まず最初の見立ての段階から一緒にやろうよっていう、そういうメッセージを送った方がいいし、そう言われた機関は「じゃあ、分かった。うちは、うちの見立てをしてもいいのね」と思うわけですね。
12	(生活保護の担当ワーカー)はこのままずっとおばあちゃんが100歳まで生きてくれて、成人して、また生活保護を受けるのがね。そういう連鎖を断ち切らなくちゃいけないというのがあって、学習塾へ入れてくれたりとかもする。そういう自立の概念を広く伝えてくれて協力してくれて。お父さんを探す時もお子さんという角度から変えてくれて。一応、扶養義務者にはなるので扶養義務者の調査という形で、いろいろ戸籍調査をしてくれたりとか、手紙を出してくれたりとかっていうことをしてくるの。	それは、どっちがいいとか悪いとかっていうほどどっちも明らかに、明白にいいとか悪いとかではないところなので。そこは、並列に考えとかなくちゃいけないというところは、子ども家庭支援センターという調整機関であればあるほど思うかなと思いますね。
13	ただ、子どもにとっての部分で、ちょっとこれはこちらが今何か動くということではできそうもないし、これは学校しか持っていない情報だからこれは学校に頑張ってもらう必要があるんじゃないかなと。	2学期の初めぐらいに会議をやった。1学期は登校状態が悪くなったから、2学期から卒業して中学に行くまでが大事だったところで会議をもったんですけど、そのあとは、学校も頑張ったと思いますね。
		あとは、やっぱり、児相さんでもできることでできないことがあると思うし。こちらがこうしてください、あしてくださいという関係ではないのかなというところあります。



表 33 不測の事態の活用をあらわしていたセグメント

No.	不測の事態の活用
1	<p>(保育士が母親に対して責めるような発言をしたことについて)で、何かぶっちゃけの後は、私、何か敷居低くなったんじゃないかなって思ったので、最初は「うわあ、やっちゃったんだ」って思いましたが、それまでそうならないように食い止めるのが私の役割だかって思って、保育士さんをどうどうってさせながら、ママにも「こういう思いだったんじゃない？」とか「こういう見方もあったんじゃない？」みたいなふうに、こうママにも納得させてきたのが、もう知らないところでポンポンってやっちゃって。</p>
2	<p>実はその2週間っていう期間がですね、なくなっただけです。何でかって言うと、クリニックの方から「キャンセルが出たよ」って連絡が、タイミング良く来て。で、しかもそれは翌日の分なんです。翌日だったらキャンセルが出たから、一応訪問してお母さんの同意を得てるけど、「明日来れる？」って話になったんですね。</p>
3	<p>それが本人から来る、まあでも、保育園から来るとはあんまり予想はしてなかったんですけど。</p>
4	<p>児相とうちのははっとしましたよね。・・・児相としては、「衣食住が欠けるようなネグレクト状況があったときには、もちろん、保護っていう可能性もありますよ」っておっしゃったので。そこに関しては、うちの方からは、「ただ、衣食住が急に欠けるってことはたぶんないから、その前の絶対的なサインがあるはずだから、そのためのリスクアセスメントを今回したとってください」ってことは伝えました。</p>
5	<p>でも、これは「この材料を、医療機関に伝えないことはない」って言って、校長じきじきに医療機関にかけてました。私は、事後報告でした。先生、すごい。それが予想外って言えば、予想外ですね。随分、飛ばしたなっていう。ソーシャルワーカーさんまで飛んで、主治医にかけたんです。「よく捕まりましたね」っていう感じ。病院から、ソーシャルワーカーさんに、主治医の先生からおりてきて、こっちにおりてきて。「えっ、私を飛ばして」みたいな感じで「まあ、でも、いいか」と思って。</p> <p>やっぱり、何と云うのかな。一番身近に感じた人が生の声を伝えることが必要な場合もあるじゃないですか。生々しすぎる時は、私から、もちろん、入りますけど。やっぱり、一番、この手紙を見つけて、この手紙に関して子どもと対峙しなければいけない、親と対峙しなければいけないのは学校だから。学校が動いてもいいかっていうのと。あとは、若干、医療機関が停滞気味だったので、一発ぼんと、私じゃない、ちょっとたまに変わった人がしても良かったんじゃないかなと思って。</p>
6	<p>(医療機関が協力的になるきっかけとなったカンファレンスについて)まあ、学校から提案があったので、まあ、ちょっと学校も大変だから設定しなきゃってところで。私がちょっと設定したかなってところがあったんですけど。で、まあ、ある意味、さっき言ったみたいに、そこで、じゃあ、何かいい解決策が出るかっていうと、それはないだろうってのも。思いながら行ってたんですけど。まあ、わりと本当に学校が熱く話をしてくれたので。で、で、だからといって、こう、文句とかじゃなくて。ちゃんと、こう、学校としての心配どころだったりとか、そこをきちんと説明してくれて、なので、私の中では高くは設定してなかったんです。</p>
7	
8	<p>なので「今の時点では入れてないんです」と言ったら、病院さんとして通告を、児童相談所にしようか検討してますっていうタイミングと、ちょうど警察に110番したタイミングと合いました。警察さんが書類通告にしたことで、自動的に児童相談所が加わりましたので、病院からの通告はなしになりました。</p> <p>…(保護になったのだが)正直、指導のみかなと思ってました。保護はないだろうと思ってました。</p>
9	<p>だいたい、保護所がだめとなると、もう入院しかないってことになり。担当の(児童福祉)司も、すごい怒られちゃったとか言って。・・・そこで分かったのは、そういった病気が背景にあって育ちにくいってところもあったし、二次的なものとして、そういう体が小さい、しゃべらないってところを指摘されるのが怖くて社会的な経験とかをさせなかったことで、より言葉も出ないし、見た目も伸びていなかったっていう。</p> <p>というよりは、やはり、人なので。思ってもいけないことが起きるわけなんですよ、それ。</p>
10	
11	
12	
13	

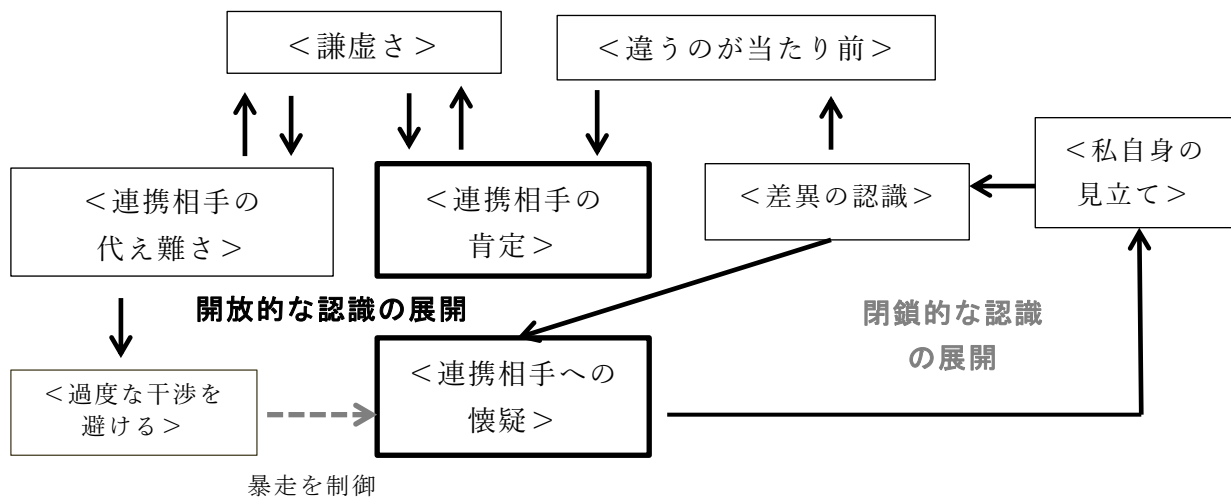


図 20 <差異の包摂>の認識文脈

## 2) <共通性を見出す>

次に、多様性が有するもう一つの側面、共通性の観点から認識過程を検証する。認識文脈<共通性を見出す>を構成する下位コードは、<大きなシステムの一部>、<「間」をみる>、<展開に合わせる>、<先を見据える>、<共通性>である（表 34）。

<問題状況の構築>に含まれる<クライアントの脆弱性>と<クライアントの強み>、<差異の包摂>に含まれる<連携相手の肯定>と<連携相手への懐疑>、といった対極的な認識が形成されていた。子ども虐待の曖昧さ、グループ・ダイナミクスが有する動態性、などを扱わなければならない「調整」においては、対極にある座標を展開させることで、包摂的に物事を捉えようと試みられている。そうした認識のあらわれは、<大きなシステムの一部>と名付けた下位コードにもみることができる。この下位コードは、連携する援助職それぞれの動きが、連動する大きなものの一部として機能していることを認識できている様子をあらわしている。例えば、No.13では、「もちろん、何か学校と連携しながら両輪でできるのが一番いいなっていうふうには思ったんですけど。ただ、やっぱり、私も学校に行ってみて様子を見ました、こういう状況でしたとか、学校からもこういうふう聞いてて、学校の先生も心配してますっていうことを聞いたっていうことでやれば、よりお母さんにも具体的にお話しできると思うんでっていうことは、お話ししました。」といったように、母親へのアプローチについて、学校だけでも、「調整」担当者だけでなく、大きな援助システムの一部としてそれぞれが機能する必要性が認識されている。

森（2007）は、人間の「非」寛容は、二項対立的、二元論的思考に由来すると指摘する。そうした志向は人間にとって逃れられないものだから、それを単純に否定するわけにはいかないが、少なくとも二者択一的、排他的思考に「非」寛容の根源をみることができる（森 2007）。今回の分析結果は、この「非」寛容とは対照的な認識形態をみることができる。対極的な認識を併せて展開しつつ、<大きなシステムの一部>として自らや連携相手を認識している。Briskin ら（=2010 : 35）は、集合知は、自己と他者の二元性（duality）を

乗り越える助けになるとし、それぞれが大きな枠組みの一部として、自分の役割を果たしているとわかるからだとして説明した。「調整」担当者の認識においても、こうした集合知の生成するために必要となる認識がみられた。

「調整」担当者自らも含めた大きな枠組みとして多機関・多職種連携という援助システムを捉えられると、<「間」をみる>といった視座も出現する。Litwak ら（1966）は、システム間の距離は近すぎても、遠すぎても不具合が生じるとし、社会的距離の中間点が必要だと指摘しているが、そのためには「間」を捉えられるようにならなければならない。

具体的に発言内容を見ていくと、「どっちがいい悪いじゃなくて。だから、一方的に『この人、悪者』とか『この人、かわいそうな子どもたち』っていうんじゃないよ。」（No.5）、「(子どもの転帰先について) お祖父ちゃんのところだったとしても、もうお祖父ちゃんなのでもう 70 歳は過ぎてるだろうし。・・・でも、施設もやっぱり、良し悪しがあるよね、みたいなこと」(No.12)、等といった形で、大きな枠組みの中に含まれる対極的な考え方や対応方法などにより、「調整」担当者が揺れる(迷う)ことによって、「間」が意識されていく。「あんまり入れ込まないというか、養育者の人も含めて、バランスよく見ていくっていうところですかね」(No.5) といった発言に代表されるように、<「間」をみる>という認識には、いわゆるバランス感覚が必要とされ、決めつけや偏向を避ける働きとなっていることが推察された。「間」は、Nancy (=2005) が述べたように、「属していない」という性質をもつ。どこにも属さないというその性質ゆえに、この「間」の内に曖昧さは保存される。如何なる侵略も支配も許容されないという認識は「尊重」の礎であり、それゆえに誰にも占有されない緩衝地帯が必要となる(実方 2016a)。曖昧さの活用は、他者の他者性を尊重する中で対話の関係を構築する上で価値のある課題である。

Thompson (=2004: 6-7) は、ソーシャルワークには「間にはさまれる」という問題を抱えていると指摘する。たとえば、虐待を受けているために保護が必要だと思われる子どものケースにおいて、ソーシャルワーカーは、児童の安全を確保しつつ、過度に侵入的なインタベンションによって家族を破壊してしまわないようにしなければならない(Thompson=2004: 6-7)。このようなジレンマがあることは、ソーシャルワーカーがシンプルで、定まった回答を基盤にできないことの一因であり、Thompson (=2004: 7) は、このような問題の微妙さがわからない人はソーシャルワーカーの注意深い行動を「日和見的」だとして批判するが、定まったやり方を身につけたとしても、「間にはさまれる」という問題の複雑さを処理できるようにはならないと述べた。ゆえに、ソーシャルワークのプロセスは、定まったやり方で一般的なルールを適用するものではなく、十分な情報に基づいた行動な慎重さが必要な専門職実践なのである(Thompson=2004: 7)。こうした観点からは、<「間」をみる>という下位コードにも、ソーシャルワークの特徴との合致を見ることができよう。

この<「間」をみる>に関わる下位コードとしては、<展開に合わせる>と<先を見据える>といったコードも見出された。<展開に合わせる>は柔軟性であり、<先を見据える>は先見性と言い換えることができる。そして、<展開に合わせる>と<先を見据える>は連動する。先を見据えているからこそ、そこに至るまでプロセスの展開が見えるようになる。現状を固定化されたものとしてではなく、展開されていくものだと認識するからこそ、その先も見えてくる。現状を展開過程における通過点と捉え、その先に未来があるという、時間的側面から現実を理解しようとするのであれば、柔軟性や先見性もやはり、

固定された視座ではないという点において<「間」を見る>に連なるものと解釈できる。具体的にセグメントを概観すると、母親の自傷行為が悪化する中、「だからどう転んでもいいように準備はしておきますっていうことで、翌日を迎え、保健師さんはお母さんのところに行き、ケースワーカーはその手はずどおり手配を整えたって形ですよ。」(No.2)と<展開に合わせる>と同時に、「大変なことは大変なんですけどね。どういう手を打てばいいかっていうような計算ですよ。一手。(次は)動こうっていうことですよ。」(No.2)と<先を見据える>というコードが見出されている。Axelrod (=1998: 189) は、先の見通しは協調関係を維持するうえで大切な役割を果たすと述べている。少なくとも一定期間、付き合う必要がある相手であれば、失礼な対応をとれば、即、自らにかえってくる。Thompson (=2004: 112) は、「調整」の基本的要素は、「幅広い見通し」を作る力、あるいは「ヘリコプターの展望」といわれるものを作る力、すなわち、ある状況から脱する、あるいは処理しようとする状況に巻き込まれる前に将来の展望を作り上げる力であると述べた。将来の展望を作り上げ、様々な要素間の結びつきを理解する力は「調整」の基本的部分であり、身に着ける値打ちが十分にある力であると指摘している (Thompson=2004: 112)。

しかし、子どもの「生」に何らかの困難が生じている、あるいは生じ得る状況の中で、どっちつかずの状態を維持するだけというわけにもいかない。河合ら (2003: 13-14) は、希死念慮の強いクライアントとの関わりの中では死ぬとか殺すとか言わざるを得なくなった私とその人との関係について反省することは大切としながらも、誰かが「死ぬ」といった場合はその範囲内においては明確な態度を取らなければならないと述べている。子ども虐待対応も同様であり、したがって「間」だけでは十分ではなく、選択を迫られる場面もある。そうした「調整」担当者の選択を支えるのが、<根拠の蓄積>というコードである。例えば No.1 のケースでは、母親の養育能力を推し量るにあたって「あとは連絡ノート、家庭と保育園とショートステイ先にも三角ノートみたいにしてやるんですが、書くのも不得意なママなので、何も書かない。だんだん預けることも、子どもにも言わない。」などといったことが、「だんだんちょっと重なってきて」と語られている。他のケースでも同様に、自身の判断の根拠となり得る事実を積み上げていこうとする認識過程が見受けられた。

そうして、「『じゃあ子どもどうしようか』』って話にやっぱりなったんですけど…お母さん自身のきわどさもあり、それからそういうお母さんが子どもに対していろいろなことをしてるだろうというような、そういう状況、ちょっと状況証拠の方が強かったですけども」(No.2) といったように一緒に事実確認を行い、<「間」をみる>ことによって、連携相手との間に<共通性>が形成される。<共通性>のセグメントには「だから、そういうことが、これまでやってきて、理解を、共通認識をしていって。誰がいい、悪いじゃなくて、この子のために、今、私たちが何を、力を合わせられるかなっていうところを…」(No.5) といったように、「何」に「誰」に関心を向けなければならないのかを確認する過程が含まれていた。Thompson (=2004: 143) は、個人のユニークさを認識することは重要であるが、それに加えて、我々は単にユニークな個人であるだけではないということも認識するべきだと指摘する。ただ「皆が違う」ことを肯定するだけでは、援助システムに調和をもたらすことはかなわないだろう。ゆえに、共通認識の必要性は多機関・多職種連携でも強調されてきた。

ただし、誰かの認識に一方向的に同調することを強いる実践は、抑圧以外の何物でもない。

ここでいう＜共通性＞とは、たとえば「この先たぶんそのまま放置しちゃったら、子どもに確実に手がいくよねっていうところは一致したんですよね」(No.2)、「共通認識できたところで、やっぱり、その入院にもっていくところ？ そこが一番たぶん、それぞれが「ああ。何とかできるのかな」って思ったところだったかなと思いますね。」(No.6)といったように、すべてにおいて同質であると認識されているわけではなく、限定的に互いが通じ合っていると認識されている。＜共通性＞は、どちらにも属さない「間」を見据えながら、根拠を積み上げていこうと努力することにより、局所的に表れるものと考えられる。

このように、＜大きなシステムの一部＞という包括的な視点から捉え、＜展開に合わせる＞とともに＜先を見据える＞ことで＜「間」をみる＞ようにし、同時に＜根拠の蓄積＞を行うことで＜共通性＞の認識がなされるに至っていると解釈される(図 21)。ここではこうした一連の認識文脈を《共通性を見出だす》と名付け、《差異の包摂》とともに「調整」における不確実性のマネジメントのあらわれとして確認したい。

表 34 《共通性を見出す》の事例 - コード・マトリックス

No.	「間」をみる	根拠の蓄積
1	「このときこうやって言いたかったんだよね。それをうまく言えなかったんだよね」というのも代弁しながら、・・・	あとは連絡ノートを、家庭と保育園とショートステイ先にも三角ノートみたいにしてやるんですが、書くのも不得意なママなので、何も書かない。だんだん預けることも、子どもにも言わない。保育園も、お迎え前に「今日はショートステイの日だから、お迎えは何かさんが来るって」みたいなのを言ってくれるんですけども、それを「じゃあ、今日は何て言えばいい？」ってママに聞くと、ママが実はその話ができている。このかばん見れば分かるから。お泊まりバッグ。でも、そうじゃないよっていうところがだんだんちょっと重なってきて。
2	現場に2人が立ったときに、そこでの意見のすりあわせっていうのは当然出てくるので。 ケースワーカーもケースワーカーで、保健師さんが言っていることがそうかもしれないと思いつつ、でも今まで自分たちが右に行ったり、左に行ったりって揺れてた部分があるから。	じゃあそのワーカーの立場としてそれを、見立てを変えていくには、もうちょっと根拠が必要だよ。だから今度保健師さんが単独で行くのではなくて、やっぱり一緒に行って確認した方がいいよね。 今度もう1回行ったら、今度は傷があった。それを同じ目で見えてきたっていうところで、・・・「やっぱりこのお母さん、自分を傷付ける行為をしているってことがあるから、やっぱりなんかあるよね」って。
3	幼稚園の園長先生は、ご本人からお話も聞いていますと。で、ちゃんと子どもさんの様子も見えていくし、大丈夫ですって評価をしてるっていうふうには。やっぱり聞いてるわけですよ。で、それは否定しないんです。もちろん全然否定するつもりはないし、きっとそう、もちろんそうしてる。彼女も、幼稚園の園長先生にも話を聞いてもらってるっていうふうには言っていたし。ただ、うん、だから、でも、それをそのまま鵜呑みっていうか、それは鵜呑みにしてもらっても構わないんだけど	じゃあそのワークの立場としてそれを、見立てを変えていくには、もうちょっと根拠が必要だよ。だから今度保健師さんが単独で行くのではなくて、やっぱり一緒に行って確認した方がいいよね。 今度もう1回行ったら、今度は傷があった。それを同じ目で見えてきたっていうところで、・・・「やっぱりこのお母さん、自分を傷付ける行為をしているってことがあるから、やっぱりなんかあるよね」って。
4	責任の押し付け合いって、どっちにも行きそうなグレーゾーンのものですよ。それを、たぶん、どっちでもいいのに、どっちだ、あっちだってやるっていうこと。たぶん、遊びの部分だと思ってるんですけど。役割の責任の部分は明確に、それこそ、その仕事の職責だったりとか、役割が明確にあるので、その責任って、すどんと落ちるかな、っていう。	もちろん、こっちも感情論で言うつもりはないので、じゃあ、どっちが厳しいのか。どんな事実があって、厳しいって思ったのかっていうのは、もちろん、何て言うんですか、みんなで共通認識を持たせて、やっぱりお母さんが夜、出てないとか、病院も行ってないとか。
5	あんまり入れ込まないというか、養育者の人も含めて、バランスよく見ていくっていうところですかね。だから「お兄ちゃんだっけ」ということはもちろん言うけれども、でも、下の子のことを軽く見ているのかっていったら、もちろん、そうでもないし。	私の想像だけでお兄ちゃんのことを語っているのかということ、いろんなケースの中で、やっぱり、こういう状況にある子はこうだっていう、ある程度、裏付けも含めてお伝えをするっていうことですかね。私の感情だけで伝えるんじゃなくて、もう少し、一般的にっていうようなところも含め。
6	そこにいたけど負けちゃう……ってのかなとは思いますが、ただ、お母さんの難しさも、やっぱりかかわってる分、分かるので。そこだけしててもなあっていう感じも。あって、迷いもしたか、何か。	その時点でもう見相としては、もう保護はできないだろうっていう感じがあったようですね。そのだいたいに失敗してる経過も……失敗っていうか。ならなかった経過もあって、子ども自体の納得が得られないとやっぱり……
7	子どもさんの様子を見て、担任がこんなに一生懸命やってるし、担任の力でね、ここまでやれているので、ちょっと外部からのね、力を入れずにやっていこうって、やっぱり揺れ動くんだと思うんですけどね。	…通えてた時期もあって今、不登校になってしまってきていて。で、結局、毎日のように衝突が続いている状況と。 (補助員が)障害のお子さんに付いているんだけど、この子があまりにも荒れるので、その障害の子よりもむしろこの子に付いているっていうぐらいの話をたまたま別ルートで聞いて、多分この子にも恐らく何か、発達上の見ていかなくちゃいけない課題はあるだろうなって、それが例えばお母さんの不適切養育からきているのか、この子がもともと持っているものなのか、もうちょっと時間かけて見ていかないと、ちょっと分りにくくなって……。
8	もう、その間に挟まれて、お母さんも苦しんでいて、その間に今度私が入ったんですけれども。	その時の110番通報については、内容も軽微なものだったので、……まさかそんな背景があるとは、ちょっと警察さんもそこまでとは思ってなかったようなので、地域でそこまで長年関わって、限界がきているというのであれば、やっぱりこのタイミングで児童相談所だろうとたぶん判断してくださったんじゃないかなとは思っています。
9	ただ、この段階では、どちらとも取れると思っていたんです。結果的に、お子さんに対する適切な医療であったり、予防接種、健診を受けさせなかったという、ある種、不適切な行為はあったけれども、その背景を鑑みると、そこを単純に突っつくだけではいけないので。	お母さんがまた飲んじゃって、私が電話したら、「もう家に帰ってきたら子どもと一緒に死にます」と言って、宣言して電話ブチッと切れるような状況もあったんです。 これまでの経過をお伝えして、……つまりは、今まで相談したくても、相談先にうまくつながれなかったっていうところとか。自分が親として認められていないっていうふうなところを責められるのがとてもつらいっていう、区サービスの享受できないっていうのかな、そういうところのつらさがあった上でのこと。今は、そこを十分に振り返ることができていて、少なくともこちらと見相との対応が成り立っているっていうこと、ちゃんとプログラムに乗ってくださっているっていうところをちゃんと評価しているし。
10	もし、この子が本当に施設が適切だ、学校での問題行動もあり、親もかなりひどくて瘦せちゃってたとかいうことであれば、校医の診断書をもってそのまま児童相談所に学校が持っていきけるわけですよ。そこまでできるので、だけど、それを持ってかないっていうのは、学校としても迷いがある。校医さんはそういうふうにおっしゃるけれど、親御さんは育てたいって言うているし、で、学校にもちゃんと登校させてきているし、この段階がいいんだろうかっていう迷いがあるって来てとこです。	取りあえず、やっぱり私も、エビデンスじゃないですけど、自分の目で見て、自分で、自分の質問で返して、そのお母さんを見ないといけないというところから。 ……でも、(母親は)医療はしっかりとかがかってないことが分かったりとか。あと、一緒におばあちゃんが住んでたんですけど、その、母方のおばあちゃん、外国の人ですけど、そのおばあちゃんが今老人の施設に行ってるんで生保を受けてるんですけど、その費用もお母さんのところに振り込まれてきていて、お母さんが使い込んで費用払ってなかったとか。いろんなことが発覚してきて、……
11	感情が先に立っている方は、「えっ、でも、たまにだから読書タイムにしてくれて、この子がせつなく行く気になったのを手伝ってくれれば」と思いながらも、心の片隅で、あ、でもそういう子もいるんだって少し思ったからだと思いますね。	やっぱり安全がね。確保できないという意味では警察さんもずっと相談乗ってくれるから、何度も臨場していたので……
12	お祖父ちゃんのところだったとしても、もうお祖父ちゃんなのでもう70歳は過ぎてるだろうし。……でも、施設もやっぱり、良い悪いがあるよね、みたいなこと。 それは、どっちがいいとか悪いとかって言うほどどっちも明らかに、明白にいいとか悪いとかではないところなので。そこは、並列に考えとかなくちゃいけないところ、子ども家庭支援センターという調整機関であればあるほどそう思うかなと思いますね。	最初からこの世帯、曾お祖母ちゃんとい孫の世帯は無理だよって認識はあったんだけど、だんだんやっぱりみたいな感じになってきて。ヘルパーさんたちとかからの情報でもこんなことがあったとか、お金もちょっとこういう使い方は危ないんじゃないかとか。こういう大人が入り出してるからあんまりうまくないんじゃないかとかね。そういう情報が蓄積されてきて。
13	その辺のバランスを考えながら自分なりに言っていたのかもしれないですけどね。	で、またしばらくして、1カ月半後ぐらいに止まっちゃったことがあってですね、電気が。 話すほうについても、よく考えたら気をつけるようにしていることはあります。『なぜ、そうなるのか』。根拠を示すように心がけています。

No.	大きなシステムの一部	先を見据える
1	保健師さんが少なくとも前から関わりをしていたので、お母さんのことを知っている人が1人でもいれば、そこに便乗してという関わり方はできるし、お母さんもこう、何かあればお互いに人なので、相性も含めて、選択もできるし、やってみよう、みたいな感じですね。	きちんと見送って、その先まで見送ってというか、やっぱりみていかないと終わってきかないから
2	だからお母さんを、今日はいいよ自傷しちゃった後の、結構な自傷の後の受診だから、そこで「お医者さんは今の段階では入院が必要かもって言うてるよ」って、その情報だけで、じゃあ自分はこう動くから、こっちはこう動くねっていう。	大変なことは大変なんですけどね。どういう手を打てばいいかっていうような計算ですよ。一手。(次は)動くってことですね。
3	相手の動きが見えるっていうんですかね。相手の動きが見えれば、じゃあ自分が何をしなきゃいけないかっていうのはすぐ出てくるんで。	
3	(母親が)「もうすぐ卒園です。今まで保育園の園長先生とか担任の先生にすぐくね、いろいろ話を聞いてもらって、すごくしてもらってきたけど、そういう人がいなくなっちゃって、私ちゃんとやっていると心配です」って。で、そういうふうにも園長先生に言ったら、「No.3さんに連絡をしないかって言われたから、電話をしました」って言われたんですね。	この環境の中で残りの2年半ぐらい、2年ぐらいですかね、幼稚園に通うということが、治療も、治療を見据えたときにできるかなっていうのがあって。 やっぱり長い目で考えたときに、個人の努力でもうレベルは越えていたので。
4	例えば、私が夜、訪問に行くと、8時の時点の訪問で誰もいませんでした。保育園には、じゃあ、その日、何時に出ましたかって。「6時に出てます」。じゃあ、空白の2時間、何してたかとか。	そうですね。たぶん、そこでもある程度のボトムラインは決めさせてもらってました。このお母さんが、例えば服薬を中断したりとか、あとは子どもに傷あざがあったりとか、またライフラインが止められるようなことがあったら、もうこれは、次は保護ですよ。
4	ある程度、関係機関が動ける。連携が本当に取れてるときなんかは、このとき、手の空いてる担当の方が、ケースワーカーでも、保健師でも、うちでも、「お母さんと同行受診しましょうか」みたいな感じで。	それでもやっぱり服薬ができないってなったら、やっぱりお母さん、今後、崩れる可能性がありまよねって。
5	やっぱり、連携ブレっていうんですかね。絶妙な感じの。こっちは何かを言ってお願ひするとか、向こうがこっちに「子家センだから、やってください」とかって言うよりも、本当に、キャッチボールというか、そこが。たぶん、それが先生にもよってくるのは確かにあると思うんですけど。	ここ止まりじゃ、ここで終わっちゃうので、次の展開、次の展開っていうのは考えてますけど。
6	じゃあ、病院から家に帰るのは、それは児童相談所の方が頑張っていたいて、「帰るのは無理だよ」って説得を本人とお母さんに……。依存の方は、たぶん先生も巻き込んで、先生からそれを、こう、言ってもらって、一応、施設入所までは。基本やった感じですよ。	今後、どうしていったらいいかなってことの話で。
7	全部来てかどうかは分からないですけど、来ますね。来て、こういうことがあったのでってことで、上の子が、下の子が何かやられてるのを学校で訴えたとか。下の子の様子がちょっと変だかっていうことで、様子が変だからじゃ、なかなか関われないと思うんですけども。あと、お兄さんが言ってるからと、弟のことは言えないと思うんですけど、なかなか。	子どもさんが被害を訴えているんだから、このままじゃ駄目だし、止めてあげないと、やっぱりもう、もっともっと加速してしまうかもしれないってことで、
8	動きが必要になったときには漏れないように動くって確認は常にしていたかなとは思いますよね。	もうたぶん時間の問題。もう次、起きるはずですね。手を上げるか、お母さんが110番するか。そのタイミングはもう次、すぐあるだろうということで、そのタイミングをどの機関が、どうキャッチして児童相談所に連絡するかっていうのの確認をさせていただきます。
9	じゃあ、地域の生活がどんな構成で成り立っているかっていうことを考えたときに、やっぱり日々のお子さんの所属があって、お母さまのご相談を受けるところがあって、また事態が悪くなったときに、また分離ができる機関があって。そういう何層構造からなっていますよね。それぞれの階層の中で、ここでしかできないことっていうのは、やっぱりあって	でも、これから先、療育に通うってことであれば、療育機関の方がそこを探っていただくっていうのも、たぶん、大切で。それはなぜかというとお母さんがつながれる機関が増えるってということにつながってくるんだと思います。最初の区の入りはしつこく行った私だけれども、そこから区のいろんな相談先とか設備を、自分自身で選んで取り使うようになるっていうのが、おそらく、この家庭の、たぶん、最終的な目標だと私は思っているんですね。
10	私たちは、お母さんがそういうことをしないように、掘りを固めていったんですね。	夏休みの状況とかの連絡を入れられたりとか、学校に登校したてのころの話を入れられたりした中で、やっぱり学校も改めてお母さん、状況が悪くなると誰にでも連絡を入れてってしまう人なので、学校にももうちょっと連絡が入っていて。「やっぱりもう施設入所かな」というようなところが頭にあったんですね。で、確かそのときに、児童相談所の方にも情報提供入れてたような気がするんですよね、確か。いや、児相に援助要請かな。
10	2人も保護です。もう最後のときには、関係機関みんながスクラム組んで、お母さんに情報もらさないで、で、送致っていう形にして、児相とも根回しをしてきました。	
11	私が、朝、送ったりっていうのもしたんですけど。そういうのができないとか、(学校が)やってくれたので。	会議の前にもう、散々ヘルパーは入れられるかというのを実際に言われていたので、所内でもう協議はしていたんですね。
11	やっぱり家庭復帰も見据えて、児相だけでは手が届かないところを子家にもやってもらおうというのがよく分かっていたので、こは足並みそろえたほうがいいかなと思ってたんですね。	そうはいつでも、在宅していて、もっとこの子の傷つきとか、お母さんの傷つきがひどくなるようだったら、それは児相さんにもう一度相談しようとは決めてましたけど。
12	私のほうは定期的に、カンファレンスは別に定期的に学校のほうへ、主に校長先生に電話してお子さんの様子を聞いて、そこから何か家庭内での心配な面も見えてくるかもしれないので、そういった情報を取っていくということ。高齢者のほうのカアマネジャーさんには、ヘルパーさんが大体短時間で毎日入っているんで、ヘルパーさんからいろいろ家庭内の情報が気になるようなお子さんに関連する情報があれば教えてもらうということにしていました。	(曾祖母が)やっぱりちょっとしたこと入院となって、それが長期入院となったりとか、あるいはお亡くなりになられるかということは近々予想されるので、そうなるから、じゃあ、お子さんを施設なのか、親類を探して親類に預けるのかかっていう話はその時になってからしたんじゃないので、今のうちから話し合いをしていきましようということにはなっています。 できれば、(曾)お祖母ちゃんが何とかなる前に本人に話をして、次のステップへ行かせたいという
13	もちろん、何か学校と連携しながら両輪でできるのが一番いいっていうふうには思ったんですけど。ただ、やっぱり、私も学校に行ってる様子を見ました、こういう状況でしたとか、学校からもこういうふう聞いて、学校の先生も心配してますっていうことを聞いたってことでやれば、よりお母さんにも具体的にお話しできると思うんでってことは、お話ししました。	しかも、これはやってもらわないと、彼にとってはやっぱり最終的にはいろんな不利益が来るなみたいなところは、

No.	変化に合わせる	共通性
1	お互いに無理なく本当に家庭復帰する子も突然とか1週間前というのは全然なくて、数ヶ月前から徐々に……。こうい1年後には家庭復帰方向だから、例えば、「外出や外泊が始まったらご連絡しますね」とか、「また、会議をやっていきましょうね」とか。  必要に応じていうところ	なんか本当、このケースの時の関係者って、人は代わりながらもみんながこのケースのお宅の支援者ってチームとしての支援者だったなっていう
2	だからどう転んでもいように準備はしておきますっていうことで、翌日を迎え、保健師さんとお母さんのところに行き、ケースワーカーはその手はずどおり手配を整えて形ですよね。  またシフトしましたよね。	で、その変化がですね、あまりにも目に見えて、2人の目で見えたので、いや、ひょっとしたらそのまま抱え込まれて、子育てでテレフォンに言ったように死んでやるって話になっちゃったらちょっと厳しいよね、っていうところで。そこでまた再び両者の見立が一致し。  この先たぶんそのまま放置しちゃったら、子どもに確実に手がいくよねっていうところは一致したんですね
3	何か、なかなか、やっぱり難しいんですけど、通常。ただ、これはすごくまくいってケースかなっていうふうには、思ってるんですね。ステージが変わって。	共通認識が明確に持てた。  例えば批判「お母さん、アルコールなんか飲んじゃ駄目じゃない」っていうような形でいかれちゃうと、おそらくこれ絶対うまくいかないっていうふうになってるので、その部分を最初のすり合わせのところで、たぶんうまくいけたところで、おそらくそういう意味での共通認識がちゃんとできたんだと思うんですね。
4	別にそこを詰める必要があるかどうかで考えたときに、今、別に詰めてなくていいなって思ったら、そこはそうですかってします。	しかも「虐待」で取ってくださっていう合意を取って、ケース会議してますね。  ケースワーカーとうちの目標は合ってることは確認してるので。
5	子どもたちの成長に合わせて、…結構、バトンを渡すというか、ボールをパスするというか、その辺は結構いいタイミングでできて、できたなっていうことがあって。  今の展開の中で、この機関が入り込むことはないだろうって思うときは「また何かあったら呼びますから」っていう感じ。その辺は、もう見極めますよね。変に入っちゃってると、結局、みんな「あんた、何やっての？」みたいな感じになっちゃうので。	今、帰そうしてるけど、一応、地域側の共通認識としてはやっぱり難しいよねっていうお話だったので  だから、そういうことが、これまでやってきて、理解を、共通認識をしていって、誰がいい、悪いじゃなくて、この子のために、今、私たちが何を、力を合わせられるかなっていうところを…
6	今、逃すの、お母さんがせつなく見相につながったので、今、逃すの……うん。また、できなくなるっていうことは言ってたと思います。  あとは、お母さんが、お母さんの困り事でちょっとつなげたいっていうところで、そこからですかね。やっぱり、そのチャンスを逃さないようにしたいっていう。っていうのが大きいかなってですね。今まで、どうしよう。そこにつながらなかったのが、やっとながったので。	共通認識できたところで、やっぱり、その入院にもっていくところ？そこが一番たぶん、それぞれが「ああ。何とかできるのかな」って思ったところだったかなと思いますね。  ただ、施設に、そのままうちに帰すっていうことではないっていうことが、おそらくみんなの中で「ああ。そうですよね」っていうところだったかなと思います。
7	やっぱり、でも学校っていうのはやっぱりステージが変わりますね。子どもってやっぱり成長していく段階で。  復活したんですね。なかなかこう、解決って。その子のこの件、この示唆についてはいったん終われるってのはあるけれども、なかなかですよね。	ある程度、本当にこちらが、こちらがこういう仕事を通して、学校の先生と同じように子どもを健全に育成しようとしているんだっていうことを分かっていたべきじゃないかって、こうやって心から思っておりますよね。
8	タイミングをぬけてうまくいった  子どもの問題が大きくて学校でも困ってるっていうところが入口のスタートですけど、結果的にやっぱり家庭の問題だよなっていうところにシフトしてっていうようなことはありますよね。	お父さんもお母さんも子どもが問題だって、ずっと思っていたので、ずっとそこにこうみんな取り組んでいたところがあったんですけど、だんだんみんなの認識を少しずつ変わっていったのは、お母さんとお父さんの問題。でも、実は、下の子にも問題があったっていうところに、その心理面接の結果とかを学校さんなどにフィードバックしていただいて。そこで共通認識として、やっぱり2人とも駄目だよねっていう、心配だねっていうことになり。これはもう親御さんから引き離すしか、たぶん親御さんも変わるタイミングがないだろうということで、次は保護。  やはり、一つは、親子に対する見立ての一致ですかね。
9	一つは、家庭復帰の段階ですね。施設、都合6ヶ月ぐらい、8ヶ月、9ヶ月ぐらいいた。…どンドン、どンドン、子どもが成長して行って。ちよつと遠方の施設だったんですけど、お母さん、頑張って、ちゃんと面会とか、外泊の家庭復帰のプログラムをちゃんとこなしておられました。	その上で、まず共通しているところはどこかなって探すと、どうしてもお子さんに関するところっていうところは間違いないので。みんな、最終的には、お子さんがちゃんと元気に育っていくことっていうのは、突き詰めれば、そこは必ずというか、ほとんど合致するんです。
10	だから、次に回すしかないなということ  それから、やはり、力が変わったんですね。  まあ、行くには行くけれど、まだ、行った展開によりけりっていうところは。	お母さんのうつの状況があって、大変な状況なんだなっていうようなところで、みんな一緒だったみたいなんですけれど。それから、半年もたたないうちに大きく変わってきて、関係機関の中で、このお母さん大丈夫かしらっていうところになったので、みんなの中でのやっぱり危機感というか、疑問というか、があったので。
11	でも心理士の予定を組む間もなく、やっぱりね、いろいろなことが起きるので、私も急行する。自転車ですぐ行くような感じだったので。「大変だったね」って。「昨日、何々がきっかけであれだったんだって？」とか。宿題を見てくれないとかだったりしたんですけど。それでやっぱり嫌だったのとか言って、もうブイブイみたいな感じだったけれども、「話さなくていいよ」って言いながらも、「痛い思いをして嫌だったよね」と言いながら、「どうしてこうかな」って言っているのが次の段階でしたね。。	この子はこうやって学校で問題を起こしたりとか、何か起きたときに親が対応できないから、親の力がないからでしようという言い方を学校さんはするんです。ま、言い方は違っても、私も共通認識なのは、この子がこういう暴れたり学校で問題起こしたりっていうのは、やっぱりこゝろ家が落ち着かない。一番そばにいる親御さんがやっぱり養育能力としてなかなか届かない部分があるからやるとって意味では、福祉的な目で見ても、この子の課題はやっぱりこの子だけの問題ではなくて、家庭にもあるというのは学校と同じ認識だったからだと思います。
12	2年前は今よりも曾お祖母ちゃんも認知能力はちょっとは高かったんで。低下が進んでくるにしたがってやっぱり周りも心配になってくるので、だんだんそういう。  あとは、そういう順番があるということ	在宅生活の限界ってすぐに来るので、それは見極めが遅れないようにという共通認識はやっぱりありました。
13	もちろん本当に緊急性があったり、何かもう一度何か事情があって、でっち上げて言ったらあれですけど、行く場合もありますよ。ただ、このケースの場合って、そこまでのことが必要とは思えなかったんですね。	そこはちよつと、共通認識ができたっていうのか分かんないんですけど、学校とも徐々にその辺は改善していった。



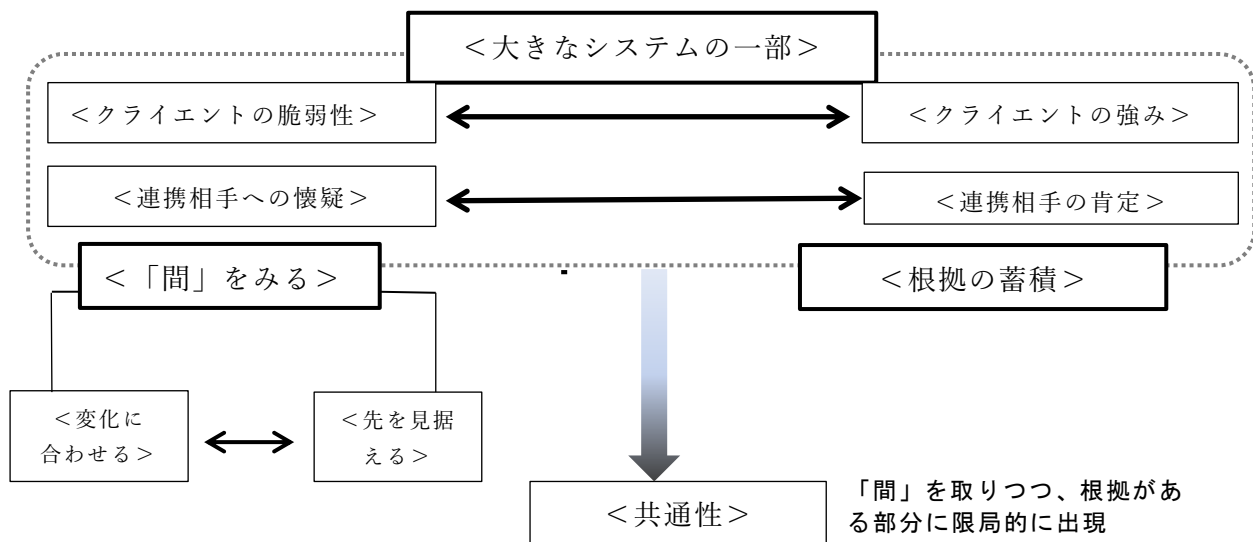


図 21 <共通性を見出す>の認識文脈

### 3) 行為レベルの実践内容

子ども虐待対応における「調整」は、クライアントへの援助の一環として行われる。そのため、<不適切な養育としての認識>を形成しつつ、<クライアントの脆弱性>と<クライアントの強み>を両義的に捉え、<クライアントの利益の推察>を行い、<問題状況の構築>がなされていることが前提となる。そして、ここまでの分析結果では、「調整」には、<差異の包摂>や<共通性を見出す>という認識文脈を有する情報処理過程があると考えられた。この二つの認識文脈は、多様性の性質（個別性と普遍性のバランスがとれた状態）を考えるとどちらも不可欠と考えられる。どちらが先かというよりは、どちらも同時に生起しないと、寛容的な「調整」は成立しない。

寛容という実践の行為レベル、対話に向けた働きかけは、こうした認識レベルの実践を背景として行われるものと考えられる。行為レベルに関して生成された下位コードとしては、<明確にする>、<明確化を避ける>、<やり取りを重ねる>、<「調整」担当者によるクライアントへの接触>、<新たなサービスの導入>、<カンファレンス>、<連携相手へのお願い>、<私自身も負担する>があった（表 35）。認識レベルと行為レベルという次元から、抽出された上位カテゴリーと下位コードの関係をモデル化したものが、図 23 である。

本分析結果では、連携相手への働きかけの大きな傾向としては、<明確にする>と<明確化を避ける>を見出すことができる。<明確にする>では、「(原因不明の歩行困難となった子どもについて) やっぱり『ここまでのものを3歳の子どもがやります?』って。『やらないですよ』って。」(No.3)、(「養育困難ケースとして扱っていた児童相談所に対して) ただ、その時点でも、リスクとしては高いので、一時保護。また一時保護とか、施設入所のリスクがある家だということ、児相も分かっただけってこと、念押ししました。」(No.4)、などといったセグメント内容となっている。窪田 (2013 : 79)

は、相手がこちらを支配しようとして繰り出す言葉に対して、いわば「自分自身を乗っ取らせないため」の工夫が必要であり、その基本は、「私の目」、「私自身の立場」、「私の意見」を静かに礼儀正しく述べるということに尽きると述べている。連携相手への依存や服従を避けるためには、自分自身の考えを示す必要がある。＜明確にする＞必要性の判断については、二つのパターンが考えられた。一つは、クライアントの利益を考慮する中で必要と考えられる場合である。先述のセグメント内容を見ると、クライアント（主に子ども）の利益を推察する中で自分の意見を明確に主張しなければならないと認識されていると考えられた。もう一つのパターンは連携相手に対する配慮である。「で、それは『そうかもしれない、うーん』っていうふうに言っていると、保健師さんの方にとって、ケースワーカーさんは自分の言っていることが分かってくれてるのか、それとも分かってないのかっていうのがよく分からなくて、このまま一緒にやっていけるのかどうかっていうような、ちょっとそういった不安につながるんですよね。」(No.2) といったように、連携相手に対する配慮と考えている担当者もいた。

他方、連携相手への働きかけとしては＜明確化を避ける＞というコードも見出されている。具体的には、「直接、言ったわけじゃないんですけど、本当に柔らかいんですけども」(No.7)、「ケースの見立てをするときには、こちらのある程度の方向性があったとしても、最初からそれを詳細にお伝えしてしまうのではなくて、そういった中で、まず、こっちに来て、まず来てもらわないと、っていう『ちょっとね、口では言えないんだ』っていう話をしている。」(No.9)、などである。明確化は権力的思考と連動する。「こちらの見立てを最初に言ってしまうと、相手って言えなくなってしまうと思うんですよね。」(No.10) といった発言からも分かるように、連携相手への抑圧を避けようと＜明確化を避ける＞という手段が選択されると考えられた。

明確にした方がよいのか、曖昧さを保つ方がよいのかを、状況との対話により判断し、「調整」担当者は手段を使い分けていると考えられる。しかし、選択を誤る可能性もある。こうした「調整」担当者の限界を担保する役割を果たすのが、＜やり取りを重ねる＞行為であると考えられた。働きかけがうまくいかない時、うまくいかないことから学び、行動を修正するためには、やり直すチャンスが用意されていなければならない。＜やり取りを重ねる＞という応答の反復性は、学び、修正するという、コミュニケーションの本質を反映したコードである。「でも、今、本人が望んでない中では分離っていても難しいですよえっていうのを、まあ、何回かのやり取りの中でそのへんはお伝えしつつ…」(No.6)、「学校ともその辺りですかね。いろいろ今このように動いてます、っていうこととか、学校の方からも、何かあったら教えてくださいとかいうところで、ちょっとずつやりました。」(No.13)、といったように、応答を繰り返すことによって、対話は成立する。認識レベルにおいて＜希望を持つ＞が＜不確実性＞がもたらし得る敗北主義への対処であったように、＜やり取りを重ねる＞は、行為レベルにおける不確実性、＜明確にする＞と＜明確化を避ける＞の選択の誤謬への対処といえるだろう。

行為レベルの実践には、＜明確にする＞と＜明確化を避ける＞、それをつなぐ＜やり取りを重ねる＞といったコミュニケーション技術上の傾向がみられるが、さらに細分化すると、＜「調整」担当者によるクライアントへの接触＞、＜新たなサービスの導入＞、＜カンファレンス＞、＜連携相手へのお願い＞、＜私自身も負担する＞、などのコードが見出された。

<カンファレンス>は、子ども虐待対応の枠組みの中では個別ケース検討会議と呼ばれる。セグメントを具体的にみると、「関係者はあなたたちのできないところとかを見つけて指摘するとか、指導するのではなくて、支援する、お手伝いをする人たちなんだよ、ほら、ここにいる顔、みんなそうなんだよ、という機会で会議を設定していたことが多いので。なので、本当に一時期はよくやりました。3ヶ月に1回ぐらい。」(No.1)、「家庭復帰の会議やってるんですよ。その時点に関しては、前にお伝えしたみたいに、もう、だから、保育園入れたら、もうこれは家庭復帰だよなって。年齢もそうだし、お母さんの生活も落ち着いてるし、って。保育園も、うちも、しょうがないっていったらあれですけど。」(No.4)などと語られていた。先行研究によると、<カンファレンス>の開催回数と我々志向性との間には、正の相関があると報告されている(実方 2016b)。こうした先行研究を踏まえると、あくまでも限定的に解釈した結果ではあるが、<我々志向性>の確認作業において<カンファレンス>は有用であると考えられる。

一方で、<カンファレンス>に関しては、下位コードや上位カテゴリーには反映されていない個別の見解として、「どこか、児童相談所が入っていると、どうしても児童相談所に、最後の砦というか、そこで投げちゃうようなところもあるかなと思うので。そういうカンファは、あんまり後味が良くないというか、あんまり前に進んだ感じもしない」(No.5)、「『あのお母さん、こんなにできなくて』とか『この子、こんなに大変で』っていう話を、それぞれ、時間をせっかく取ってるのに、話をされても、次の一手が見付からないというか。…やっぱり、その段階では、まだまだ、個々で連絡を取り合って、もう少し深まって『次、どうしていこうかね』っていうあたり。」(No.5)といったように、ただ開催すればよいというわけではないという意識をもって「調整」している担当者もいることが分かった。

<クライアントの利益の推察>を行い、<「調整」担当者によるクライアントへの接触>をはかることで現状の援助内容だけでは足りないと考えられると、<新たなサービスの導入>や<連携相手へのお願い>という形で「調整」が実践される。例えば、No.2では、自傷行為のある母親の子育てについて、「ワーカーの方はそういうお母さんはあるとして、じゃあお母さんが何かやっちゃうときの危険を考えると、子どもだけのことを考えて、何とかサービスを入れようっていうふうに見てるんですよ」とクライアントの利益を推察し、自傷行為や子どもの首に手をかける母親に対して「そうしたら『今回やっぱり首に手を当てたっていうのは、お母さん、それは変だよ』って、もう素直に、素直にこちらも言ったんです」と<「調整」担当者によるクライアントへの接触>が行われていた。その上で、「区の方に赤ちゃんショートステイっていうのがあるんですね。『そういったサービスを使って、離れてみるっていうのを提案してみよう』っていう話になったんですね」と<新たなサービスの導入>や、「ケースワーカーはもうたまたま2日後に、もう他の予定が入っちゃったのでちょっと行けない。『じゃあそのところ保健師さん、よろしくね』って言って、保健師さんにお任せしたんですね」といったように<連携相手へのお願い>がなされていた。このように、クライアントの利益を慮りながら、必要な援助が提供されるように自分以外の機関や職種に働きかけを行っていた。

ただ<連携相手へのお願い>だけでは、一方的な押し付けとなってしまう、連携相手の主体的な行動選択を阻害する恐れがある。窪田(2013:78)は、語りかける言葉は、相手の言葉呼び起こす力を持つがゆえに、時として強い強制力を持って相手方に影響を及ぼ

すとし、相手を自分のコントロール下に置く言葉の力は、必ずしも乱暴な、直接的な要求の形をとるとは限らないと述べている。そこで重要となるのが、＜私自身も負担する＞ことである。「うちも『今すぐ行きます。15分後には到着するから』っていうぐらいに対応も工夫するし」(No.1)、「間隔をあげない見守りが必要だから、じゃあ保健師さんが今回行けないんだったら、じゃあうちの方で単独で行きましょう。」(No.2)などが具体例である。「情報収集も、児相ができない分の訪看(訪問看護)に電話したりとかっていうこともするので。『これ、できてなかったんで、お母さんにこう伝えてもらえれば、たぶん、お母さん、納得せざるを得ないですよ』とかって言うと、『そこまで連絡してくださって、ありがとうございます』とは。」(No.4)といった語りにもみられるように、連携相手にばかり押し付けずに、「調整」担当者自身も責任を分け合おうとする働きかけがあることが推察された。《差異の包摂》という認識文脈により、連携相手を支配しないように制御される。そして、《共通性を見出す》過程においては、＜「間」みる＞ことでバランスについて考えるようになるため、連携相手との間で分け合おうとする行為が導きやすくなると考えられる。その結果、＜連携相手へのお願い＞を行うだけでなく、＜私自身も負担する＞という行為も生起されるものと考えられる。

以上、整理したように、行為レベルにおいても「調整」は諸相を含み、複合的に実践していると考えられた。クライアントや連携相手からもたらせる＜不確実性＞を処理しつつ、自らの行為によっても＜不確実性＞を生み出している。そうした複雑な状況下にある子ども虐待対応は、成果が見えにくい仕事であり、その中で連携する人々の「調整」にあたる上でも過大な期待を抱くことで担当者は消耗する。そういった意味で、＜謙虚さ＞のように自らの限界を認識することは必要だが、Thompson (=2004) が指摘するように、現実的になることと、敗北主義的になることは違う。そのため、＜希望を持つ＞という認識基盤が形成されていることも重要になると考えられた。

表 35 行為レベルの事例 - コード・マトリックス

No.	明確にする	明確化を避ける
1	だから、その辺で保育園さんに私から電話して、「たぶん、ママはなかなかコミュニケーションを取るの得意ではない方だから、あとあとやっと私に勇気を振り絞って言ったと思うんだけど、これってさ、園長先生って」言ってる。  だけどケースなのこれ、っていうところで、いかに私がママの代弁をするか。	(第二子に関して)だから、それ以外でも聞いても「いや、2人ともそんな問題ないからいいですよ」という感じなので。ちょこちょこ情報は学校には入れてはいるんですけど、なんかそれならそれでいい。
2	だけど自分はこういうふうに見立ててるよっていうことは、はっきり言ってました。で、それは「そうかもしれない、うーん」というふうに言っていると、保健師さんの方にとって、ケースワーカーさんは自分の言ってるのが分かってくれてるのか、それとも分かってないのかわからないのがよく分からなくて、このまま一緒にやっていけるのかどうかっていうような、ちょっとそういう不安につながるんですね。	でもちょっと違うよね、っていうようなことは、自分の中で収めてるっていうんですね。うまく収めてるっていう感じですかね。  だとしたらその部分は捨てきれず、っていうところで、持ち続けたいっていう気持ちで出てきましたね。
3	やっぱり「ここまでものを3歳の子どもがやります?」って。「やらないですよ」って。  そして、私がうるさい。これ、結構大きかったんじゃないかなと思うんです。私がうるさい。うるさかった。	そうかって、またそこでもなるわけ。ああ、そういうふうには園長先生は仰ってた。
4	まあまあ、でも、いやいや、これ、でも、養困じゃないですよ、とは言いました。これ、養困ですか、って言って。  ただ、その時点でも、リスクとしては高いので、一時保護。また一時保護とか、施設入所のリスクがある家だということは、児相も分かっているといてくださるということは念押ししました。	でも、そこはそこで、でも、分かりましたって言って、そこで収めましたね。  そうですね。そんなことしたら、地域、帰ってきてても、面倒見ませんよっていう雰囲気、たぶん、伝わってんじゃないですか。(そのことは)言ってはないですね。だって、最終的に帰ってきたら、見るつもりではいましたから。
5	(第一子は)「もうちょっと繊細なんだよ」というようなところを、また改めてこっから伝えて。  そこにはまず伝えていく中で、見えてきたものを伝えていくっていう感じですかね。  よっぽど見立て違ったら、それは、ちょっと、関係が悪くなっても言いますけど。	「でも、そういうことなのかな」なんて思いながら、ちょっといたんですけど。  言葉で交わさなくてもお互いやってみたいいな感じのところがあったので、その辺は、結構、実感はしましたね。
6	引き下がるっていうか、「でも心配です」というところはやっぱり言っていましたか。	結局、その部分だけでもめても、ちょっと進まないかって自分の中でもあったので。まあ、もちろん言うことは言うけど、できないところの折り合いは付けるしかないっていうところの判断で。まあ、そこを少し収められるところは収めてもらっているところがちょっとあったかなと思います、保健師さんの方にも。
7	そこは時間をかけて、学校は説得して・・・	だから、様子を見守るとか、最初はそくらいでしたよ、本当に。  直接、言ったわけじゃないんですけど、本当に柔らかいんですけども
8	強いていうなら、その書類通告のタイミングの、警察さんの反応ぐらいですかね。なんかあまりこう問題視してなかったんで、「いやいや、いや、違いますよ、すごい問題のある家庭ですよ」というのを、非常に押しつけて。	保育園さんの大変さをお聞きしては、「まあまあ」って言って。もうそれで何とかいかなかったのと、  あと一番最初はその問題が、やっぱり学校としてはもう正直にね、出したって感じだったので。そこをどうにか収めるっていうところでは、この問題より、実は親なんですよっていうところを、ご理解いただくっていうのは少し時間というかな、そういうのが必要でしたけれど。
9	無理なお願というか「引き受けてくれたらラッキーだな」とって……「そうはいつでも、言ってみるか」とって。  そういう意味では、どうしてこの調査が必要で、どうして協力を得ているのかわからないところの説明は、もう、ががつとしました。	ケースの見立てをするときには、こちらのある程度の方向性があったとしても、最初からそれを詳細にお伝えしてしまうのではなくて、そういう中で、まず、こっちは来て、まず来てもらわないとっていう「ちょっとね、口では言えないんだ」という話をしてる。
10	(保健師から子どもを保護する必要があると親に告げてほしいといわれて)「話を聞いた中で、そういうことがあったら、私は言います」というふうには言ったんですけど。	バシッととは言わなかったですね  こちらの見立てを最初に言ってしまうと、相手って言えなくなってしまうと思うんですよね。なので、まずは、相手がどんなふうにとらえてるか、相手の視点を聞いた上で自分の考えてることと擦り合わせをするっていうことで、なぜそこが違うのか、そこを協議していけば共通認識ができるんじゃないかなというふうには思ってるんですけども。
11	「・・・私たちは子どもの立場で、子どもの傷つきを考えると、治療にはそうであっても、子どもさんはできない。そして、児童相談所、それを決定する児童相談所がそういうふうな判断している以上、うちとしてはちょっとこれ以上押すということではできないですし、児相にもできませんし、子どものためにもするつもりがちょっと、今のところは考えてない」みたいなのをちょっと言ったら、すごく先生が怒っちゃって。	他の子があって、そのときはまだ私も。そうですね、うーん、でも、確かにちょっとこの子にとってはやっぱり心の、気が知れてる先生の方がいいと思うから、そんなずっと続くわけじゃないんだからいいんじゃないかなというのは、実はちょっと、実はちょっと思っていました。言わなかったんですけど。  ちょっともう少し協議しますってところで留めといて。
12	でも、やっぱり、今のうちにいろいろお子さんの将来のことも決めておいたほうがいいのでということはいえますね。	それは、警察に訴えたとしても、調べてもなかなか証拠不十分になっちゃうということでは分かっている。そんなに、無理と言ったことではなかったんですけども。  それぞれが役割分担を、「ケアマネさんは、これね」という役割分担をしなくても、それぞれの持ち場でやるべきことはこの世帯のためにやっていこうという認識では最初からいてる
13	ただ、やっぱり、彼に全部負担をさせてしまうというのは、まだまだ小さい、厳しいかなって思うんですよ、みたいなところから。やっぱり最低限これは親にちゃんとやらしてもらわないとっていったところは、彼だけではなくて親にもちゃんと連絡をさせていただいたほうがいいかなと思いますけどもみたいな感じの言い方をしましたね。	そうだったってこ入れをすることで、まあいろいろ、あとは、時々こちらが様子を見ていこうっていう形でやってたんですけど。  そこでして、あれですね。「いやいやいや」と言い方はできないですからね。

No.	やり取りを重ねる	カンファレンス
1	<p>なので、何かそういう経過を、結構随時、細かく確認していた中で、私もこう、お互いの、何かこう、何ていうんですかね。納得加減というか、そのやり取りが特に煩わしさとか、何かこう、持たれてないってのは感じたかなっていう印象ですかね。</p> <p>お金もなくて、人もいなくて、だけどやっぱりお互い人なんだからわかり合うまで、じゃあ、話せばいいじゃないっていう。</p>	<p>関係者はあなたたちのできないところとかを見つけて指摘するとか、指導するのはなくて、支援する、お手伝いをする人たちなんだよ、ほら、ここにいる顔、みんなそうなんだよ、という機会で会議を設定していたことが多いので、なので、本当に一時期はよくやりました。3ヶ月に1回ぐらい。</p>
2	<p>今の状況を共有するっていうんですかね。やりとりをしてる</p>	<p>なので、実質、1時半の受診に集まったのは、保健師さんがお母さんを連れてきた。ワーカーは現地集合しただけでも、お父さんも自主的にそこに入ってくれた。</p>
3	<p>そのあと園長先生とはメールで、個人的って自分のメールじゃなくて、区のあるので、どうですかって、どうですかっていうようなメールをして、お母さん、治療に乗ってますって、向こうからも報告をいただいて、聞けてたし、私も報告を、最近こちらには連絡ありませんって、保育園できっとお母さん、落ち着いた生活して、治療を始めてるんだと思って。すごくありがたいし、うれしく思ってますっていう形でのやりとりを、1ヶ月、2ヶ月ぐらいしたかな。</p>	<p>入園が決まって、4月、入園式が終わって1週間ぐらいたったあとですかね、その権利のワーカーと私と、それから、あちらの(決まった保育園の)園長先生と副園長先生と4人で、ケース会議を開いたんですね。</p>
4	<p>もう事前にも、ちよくちよく、全部、伝えてることなんです。なので、「そう来るかな」と、たぶん、向こうは思ってたと思うんですね。</p>	<p>…家庭復帰の会議やってるんですよ。その時点に関しては、前にお伝えしたみたいに、もう、だから、保育園入れたら、もうこれは家庭復帰だよなって。年齢もそうだし、お母さんの生活も落ち着いてるし、って。保育園も、うちも、しょうがないっていったらあれですけど。</p>
5	<p>相当、話しましたね、いろんなところで。医療も、ソーシャルワーカーさんとかとも、結構、連絡を取ったり。学校とも、やっぱり。とにかく、学校にも通って、顔を見せてっていうのもやりました。</p> <p>結構、やりとりを学校としていたの。</p>	<p>カンファをやりましたね。</p>
6	<p>でも、今、本人が望んでない中では分離っていても難しいですよえっていうのを、まあ、何回かのやり取りの中でそのへんはお伝えしつ…</p>	<p>それで、児相は保護できないって言われたっていうんで、入院は何とかなるのかっていう。相談を先生の方にしたですよ。まあ、それも、ちょっと、すぐっていうのは難しいってことで。今、児相もかわるから、それこそ一時保護委託とか、そういうものができないかどうか、ちょっと、会議をしたっていうことで児相も入った上での、ちょっと医療機関のことを会議を設定しましたね。</p>
7	<p>その積み重ねで、何か起きたときに、こっちにも連絡をすくにくれます。すくにくれるかどうかははっきりと分からないですけど。</p> <p>結構頻りに学校とやり取りをしている</p>	<p>この子は本当6年いるわけで、下の子を入れると10年以上、10年ぐらいいるわけですよ、この家庭はね。だから、協議は少しずつできるようにはなってるんですけどもね。</p>
8	<p>あるいはただお願いしますじゃなくて、やっぱりそういうやり取りですよ。やっぱり適宜やり取りをしてる中で、お互いの信頼関係とあとお互いの、何ていうんでしょうね。役割とか、そういうところを少し明確にしていくのが、長年、積み重なってるから、この2年間のこの動きができたんだろうとは思いますが</p>	<p>あくまで、児童相談所としては書類通告に対する指導。その指導の内容が次、どんなことがあっても、やっぱりお子さんに課題があるわけですから、手を上げて止めるとか、そういうことではなくて、きちんと服薬とか対応とかもいろんなところと助言聞きながら、きちっと、まだ手を挙げてはいけないという話と、お酒の問題をちゃんと取り組みなさいというような指導等をしていただき、はい。で、お子さんの面接をしていただいたりした中でカンファレンスを開かせていただき。</p>
9	<p>そのときだけの説明では難しい そのときだけの電話でとか、対面の依頼ではなくて、それ以前からの培われてきたものっていうところがベースになっているのかなと思います</p> <p>それまでの協力関係の実績の中で「じゃあ、そうね」というふうになったっていうのが、たぶん、一番本質に近いのかなとは思いますが。</p>	<p>カンファレンスをそこでして。そこはお母さまも含めてのカンファレンスをして。うちと、児相と、保健師と、病院と、お母さままでカンファレンスして。</p>
10	<p>夏休みの状況とかの連絡を入れたりとか、学校に登校したところの話を入れたりした中で、やっぱり学校も改めてお母さん、状況が悪くなると誰にでも連絡を入れてってしまう人なので、学校にももうしょっちゅう連絡が入っていて。</p>	<p>で、ケース会議をして、方向性を確認し合いましたよっていうところになったんです。</p>
11	<p>ずっとやりとりしてたの。</p> <p>何回かやったんですよ。何回か足連んだけど</p> <p>だから、ある意味何度が足しげく通ったのも、ぶつかりながら行ったというのもよかったのかもしれない。ヒントをいただけたという意味ではよかったかもしれないですね。</p> <p>その後、そういう話を何回かして、</p>	<p>なので、実際会議開いたのは、一時保護から帰るときに第1回といった形になったと思っています。</p>
12	<p>学校ともその辺りですかね。いろいろ今このように動いてますっていうこととか、学校の方からも、何かあったら教えてくださいとかいうところで、ちょっとずつやりました。</p>	<p>定期的に、もう前任者の時代から関係者でカンファレンスを開いてましたので。カンファレンスを年2回ぐらいの割合ですかね、開いて。今現在のご家庭の状況とかを把握して、それぞれの役割分担を確認するというような作業をしていました。</p>
13	<p>学校ともその辺りですかね。いろいろ今このように動いてますっていうこととか、学校の方からも、何かあったら教えてくださいとかいうところで、ちょっとずつやりました。</p> <p>何回も何回もそういうことをやりとりしていく中で、お互いの理解が進んだりとか、そういう共通認識にたどりつくのかなという気はするんですね。</p>	<p>会議には児相が入っていたら、あと地域ですね。地域の子ども家庭支援センター、小学校、それから、児童館のような機能を持ったところです。</p>

No.	調整担当者によるクライアントとの接触	新たなサービスの導入
1	<p>これが見合うだろうということで、月に1、2回は訪問を保健師と私で繰り返しています。</p> <p>だから「何でも言うんだよ」という。「抱えないんだよ」という。私の1個か2個上のママだったので「私のこと、良かったら友達と思って話して」と。っていうお付き合いですかね。</p>	<p>ショートステイを基本使い始めるんですけど、結構使ってますよね。ショートステイ使った。最初、お試しで週末使って、もうその後、金、土、日、月とか。この辺は平日ですけど、結構。</p> <p>上の子も下の子を出産するときにショートステイも使ったし</p>
2	<p>保健師さんの単独でお母さんに家庭訪問かけて、それから子どものケースワーカー単独で家庭訪問し。で、時には一緒に行ってって、何度かその間もですね、お母さんの現認、子どもの現認には行ってたんですけども。</p> <p>そうしたら「今回やっぱり首に手を当てたっていうのは、お母さん、それは変だよって、もう素直に、素直にこちも言ったんです。</p>	<p>区の方に赤ちゃんショートステイっていうのがあるんですね。「そういったサービスを使って、離れてみるっていうのを提案してみよう」という話になったんですね。</p>
3	<p>その方と、もともと私が知り合ったのは、彼女が妊婦さんのときだったんですけど、で、そのときからちょっと育児不安がある方で、まあ継続的に、まあお話を伺ってたりしてたんですけど</p> <p>じゃあ病院に行く、行くかと思う。それはいいねって。でも、まあもちろん、1人じゃ行けないっていうところがあったので、じゃあ、ついていってよって。</p>	<p>なので、お母さんにですね、保育園は考えられないかっていうことを聞いたんですけど。でも、当時彼女は、自分はそういうふうな病気ではない、大丈夫だって仰る。だから、「それでいいんじゃない」と。別に病気で入るとかじゃなくて、お仕事をすると</p>
4	<p>児童相談所からの協力依頼。東京ルールでの協力依頼で来ていて…協力依頼の中身としては、もう本当、その経過と、子どもが保護所の中で特に問題はない、帰りたいって言ってますと。生保もかかっているの、しっかり生保と、何だかな。うちの訪問と、児相の訪問と、あと保健師も入っていただいて、医療もしっかり入れれば、まあ、落ち着くでしょう、というところに入ってきた協力依頼ですね。</p>	<p>じゃあ、ちょっとお手伝いしてくれる養育支援ヘルパーさんっていう人がいて、私みたいに、一緒に。そのとき、一緒に料理作ったりとかもお母さんとしてたので、「一緒に料理作ったりとか、教えてくれる人いるから、やってみよう」と。何とか養育支援ヘルパーを入れて。メンタルの問題はあったので、そのまま、養育支援ヘルパーさんから自立支援のヘルパーに切り替えました。</p>
5	<p>単純には、もう、引き継ぎのケースだったんです。</p> <p>「私が、お迎えに行くから」と。そうすると、迎えの間に子どもたちとすぐお話をできたりとかして、子どもたちの気持ちとかその辺が聞けたので、</p>	<p>まず、学生ボランティアのサービスをちょっと入れようかなと思っていて。</p> <p>今、第一子の方は、もう1個、学習の居場所をつくったんですね。今、いろいろ、若者の居場所っていうのがありますけど。…次の居場所っていうことで、つなげて。</p>
6	<p>まあ、すごく長いケースで、もともと、もう、前任者がかかっている。はい。ここに移動して引き継いだケースではあるんですけど、はい。</p> <p>とにかく、お父さん、訪問して、ちょっとお父さんと、状況を確認しながら。</p>	<p>今まではどちらかというとお母さんの具合が悪いうことで児相に言ったんですけど、「いけないよね、2人で危ないから」ということで。ちょっと相談所に相談してみようかって言って、お母さんを連れて児童相談所に行くという形になったんですね。で、お母さんもずっと拒否してたんですけど、そこで一応つながった、という感じですね。もう一回。</p> <p>で、結果的に入院はできました。先生の方が、まあ、入院できる病院と調整はしてくださったっていうのと。</p>
7	<p>その日のうちに極力、子どもさんの様子を見せてもらって、今、けがをしてるとか、してないとか、けがの具合とか見て、週明けにもう1度、あらためて話をすればいいけども、</p>	<p>まず地域の方には、民生委員さんには、何か家庭の中でね。家庭の中で起きることは間違いないので、それを学校へ発信しているだけであって、なので、ちょっと注意深く。しかもですね、やっぱり夜とか、土日ですよね。子どもと親が関わるのは、なので、注意深く見ていただきたいということをお願いしてね。</p>
8	<p>やっぱりお酒をお母さまが多量に摂取されて、「もう私はなくなりたい」と言って、泣きながらここにお見えになったことがあり、お父さまと一緒に入院になつたといううな、そんなようなことも騒ぎとしてありましたので。</p>	<p>手を出しちゃったのはお母さんじゃなくてお父さんだったかもしれないですけど、とにかく叩かれてしまったのは上の子ですけども、下の子も同時に併せて職権保護となり。</p>
9	<p>そこは率直に伝えました。お母さまの中で困っていることがずっとおありになると思っているっていうことは。</p> <p>そこで、いろいろなことが分かるし」と言って、その場では「分かりました」と。お母さまが了解してくださったとともに、幼稚園が難しければ、保育園でもね、いいんじゃないのかなっていう話を。集団生活に入れて、少しでも伸びるようになっていこうと提案を差し上げて</p>	<p>やはり児相としては、ネグレクトとしての扱いにして、その後、障害児施設に入所しました。そこは、もう、お母さまもご了解を得た承諾という形で。</p> <p>あとは、保育園と療育機関は、帰す前提で、その二つは必ず通わせることっていう約束をお母さんとしていたの。</p>
10	<p>…まずは生活環境を見なきゃいけないと思って家庭訪問を提案して。</p> <p>…やっぱり夜中にお母さん起きて、インターネットをしているので、子どもも目が覚めてしまって、隣で騒いでいて、1日4食目の4食を食べているとかいうような話が出てきたので、「お母さん、そこ、不適切だよ」というような。ところは言ってます。</p>	<p>児童デイサービスにつなぎ、で、児童デイサービスも1週間丸々というほど空きがないので、学童クラブの中で障害児を受け入れてくれるところを探して、そこを紹介した。</p> <p>下のお父さんは、軽度知的障害で、上のお父さんほど大変ではないし、自転車に乗せて家に連れて帰ってくるという、30分もあれば終わるところだったので、養育支援ヘルパーを使いました。</p>
11	<p>もともとは、他区からの転入ご家庭で、他区からの情報提供が入り口なんです。</p> <p>一番最初は、お母様から早速相談、そのとき相談意欲が高い時期だったので。ちょうどね、高い時期で。早速ご連絡いただいたので、私としては会うのが一番だなと思って、アポイントを取って、来所面接をするという設定をしました。</p>	<p>(一時保護の後)やっぱりこれを機に、やはりお母さんの通院が条件みたいに返ってきたので、保健センターへ通って、通院したら、お母さんはちゃんと病名が付いて、自立支援ヘルパーを入れて、お母さんの方だけじゃ大変だといふので。</p>
12	<p>で、曾お祖母ちゃんに聞くと、お年玉があって、親戚からもらって、それを使ってるんだって言うんだけど。その親類の方から聞くといくらもあってるっていうのはうそじゃないかもしれないけど、そんなに何万も1年間小遣い代わりに持つほどもらえないよね、親戚はいないよねっていうことなので。</p>	<p>その原因はともかく、これはまずいというので、福祉事務所で契約しているまた別のNPOさんに金銭管理をお願いして、必要なものだけ毎週持って届けてもらうように通帳とはんこを預かるようなことになりましたので、それは割と落ち着いてきました。</p>
13	<p>こういうサービスをご案内したいとか、あと、どうしてもちょっとお母さんにお話ししたことがあるんですけど、一度、土日でもいいので会ってもらえませんかって話をしたら、まあ、いろいろのりくらりではあったんですが、最終的には何とか会うという約束を取りつけることができました。</p> <p>…ライフラインの支払い、1カ月以内にやっていたかない場合は、申し訳ないけど、児相に電話させていただきますという提案をして。</p>	<p>こちらでもいろんなヘルパーサービスを夜入れて、夜、毎週1回なんですけど、2時間ヘルパーさんを入れて食事を作って、多めに作ってもらって、日持ちするようなカレーとかどっさり作ってもらったりとかしたりとか、部屋の掃除、洗濯っていうこともやってもらう。</p> <p>あとは、地域のいろいろNPOがやってるような、子ども食堂とか。</p>

No.	連携相手へのお願い	私自身も負担する
1	<p>ただちょっとここは頑張ってたか、ここは我慢してって。</p> <p>でも、もう、このうち、審査で学童が決まった時から「こういうお宅だからお願いしますね」って。入会前面談の前からも「こういうお母さんだからよろしくね」っていうのは言っておいたんですけど…多分、受けてもらえないというのを私聞いて、学童に「保育園まではこうだったんだけど、ダメ？」っていう交渉はしたと思うんです。</p>	<p>でも、こっちでその分こうやるからさみたくない。</p> <p>うちも「今すぐ行きます。15分後には到着するから」っていうぐらいに対応も工夫するし。</p>
2	<p>「その間にも何か起きちゃったら大変だね」ということで、保健師さんは改めて、「じゃあ2日後にもう1回お母さんの話聞かせて」っていうような形で約束を取りました。で、ケースワーカーはもうたまたま2日後に、もう他の予定が入っちゃたのでちょっと行けない。「じゃあそのところ保健師さん、よろしくね」って言って、保健師さんにお任せしたんですね。</p>	<p>間隔を開けない見守りが必要だから、じゃあ保健師さんが今回行けないんだったら、じゃあうちの方で単独で行きましょう。</p> <p>ほんでお母さんのその受診については、保健師さんが行きますから。ケースワーカーはその前にちょっと予定が入ったので、一緒に行けないんだけど、ただショートステイ、それから児相への連絡っていうところは、手はずは整えておきます。</p>
3	<p>ほんとにやっぱりこう、お子さんがこの先やっていくには、もう園長先生も副園長先生も、ほんとにこんなね、ことを、あらためて申し上げることはないんだけど、たださごくこう、この部分が心配で、で、やっぱりこう、安心して安定する大人のモデル像が、やっぱり保育園に入ればあるっていうところでは、ほんとに保育園に入れてよかったと思うっていうところで、こう話を…。</p>	<p>それに、やっぱりあそこで話し合いをしたので、何かあったら連絡くださいっていうふうには言ってたんですね。いつでもかまわない、私ができることはもちろんさせていただったので、って。</p> <p>お母さんの方はもし(何か)あったらこちらがやりますし、必要があれば投げ掛けるような関係は、彼女と私はできているので、その辺は大丈夫です。何かあったら連絡をくださいっていうふうにも言ったし。</p>
4	<p>いや、駆け引きですよ。私たちの仕事、たぶん、相当、駆け引きをしながら関係機関ともやるので。</p> <p>そこが児相にそれを促す。「やって。おまえだぞ」って。なので。</p>	<p>なので、訪問も、だから、それなりに行きますよね。情報収集も、児相ができない分の訪看に電話したりとかっていうこともするので。「これ、できてなかったんで、お母さんにこう伝えてもらえれば、たぶん、お母さん、納得せざるを得ないですよ」とかって言うと、「そこまで連絡してくださって、ありがとございます」とは。</p>
5	<p>でも、それもね、学校では、なかなかできなかったけど、その分、お迎えのときに、下の子よりはいっぱい話が出てたので、そこは1回こっちは受け止めて。それをほかの人に「お願いしますね」って。</p>	<p>あと、養育者の方とも、サービスをなんとか入れ込むっていうことで、きっかけとしては、全く「どうですか、最近」って言って「大丈夫です」って言われるよりは「こういうのを、今、入れられて、こういうふうになってますけど、どうですか」とか。「どうだから、もう少し続けるか」とか。「どうだから、やめるか」とか。そういう話のテーマとかも、ある程度、絞りやすいし。</p> <p>やっぱり、それだけ、このワーカーが、この家族をどこまで見て、どこまで誠実に関わっているのかっていうのは、たぶん、見られてるんだろうなと思うんですね。</p>
6	<p>(児童相談所に対して)お母さん、本人には、ほんとには悪くないけどっていうことは伝えてほしいっていうこと、お母さんの方の課題についても、私たちが課題の方は話すから児相としてもその課題の部分は、で、課題を確認した感じがします、お母さんの課題を。</p>	<p>もう、じゃあ、次はその調整をするしかないっていうところで。動いた感じがですかねえ。</p> <p>そこはうちも言うし、一緒に。</p>
7	<p>他のやり方をするために他の人の力を借りようっていうふうにも思ってもらえるように、家庭もやっぱりちょっと膨らんでいてもらいたい。そこにお学校はさらに危機感を深めてね、自分たちも面の部分を広くしてもらいたい。</p>	<p>こういう動きをしていると、やっぱりいったんはやり過ぎちゃったなってのも分かるんですね。親御さんもね。</p>
8	<p>私の方でちょっと働きかけさせていただいたのは、もううちでも、もうずっと長年関わってきて、学校もそうやってお子さまの問題には取り組んで、解決、解決まではいかないですけどね。お子さまの問題には取り組んでこられている。でも結局ご家庭はもうしよつちゅうそのように、警察を呼ぶような騒ぎをしてるって、やっぱり今度お母さまのお酒の問題が大きく出てきましたので、そのところを警察の方にもご理解をいただき、児童相談所に書類通告という形を。</p>	<p>私たちがまだまだ行き届かないところありますけれども、その関係機関から何かしら連絡をいただいたりしたら、可能な限り迅速に動くとか。</p>
9	<p>(児相には)分離っていうキーワードが出てきているから、ちょっと一緒に会ってもらいたいっていうところ。</p> <p>…それもあったので、児相の方には、「見てもびくくりしないでほしい」と。お子さんを見て「これは、いかん」ってすぐに言わないでほしいっていうふうに、あらかじめ打ち合わせをして行きました。</p>	<p>実際、地域に帰って、保育園とか療育とか通う段になって、例えば通ってこれなくなっちゃったりとか、親御さんとトラブルがあったときに、きちんとそれはセンターだったり、児童相談所の方がちゃんとフォローします、というふうなところをお伝えする中で「じゃあ、分かりました」というふうに言ってくださったっていう経過がありますね。</p>
10	<p>で、確かそのときに、児童相談所の方にも情報提供入れてたような気がするんですね。確か。いや、児相に援助要請かな。会議をするので、かなりお母さんの様子よくないし、子どもたちも障害も抱えているから、ケース会議の中でちょっと見立てをするのに、一緒に参加してほしいっていうようなところでお話は入れて、来てもらって。</p>	<p>不満を言うのは親なので、その親を鎮めるために、ちょっと親が何を考えてこんな状況になっているのか、背景の因子とか、そういったものを、まずはこちらが理解しなければいけないというふうな思いで、親御さんにお会いして、お話を聞かせていただいた上で、どうしようか考えさせていただきますので、またご連絡しますというところで、そのときは終わってますんで。</p>
11	<p>(母親が通院する医療機関の医師に対して)在宅の中での治療を何とか進めていただきたいということなんだけどなっていうのをお願いしたんですけど。</p>	<p>自立支援医療につながれば、お母さんのヘルパーが入るから、それまでの期間ということでは、うちの養育支援ヘルパーを入れて、朝の送り出しは学校さんの負担を少し減らしますといったところで、学校には納得いただいて。</p>
12	<p>お母さんは亡くなったって、親権がお父さんにある。お父さんは行方不明だったんですけど、その辺は福祉事務所のケースワーカーに調査していただいて居場所が分かったの、こちらのほうで福祉事務所と共同してアプローチをして、お父さんは何か見つかった。</p>	<p>あと、親類の方と、福祉事務所と、子ども家庭支援センターで話し合いながらやっていきますということ。あと、家庭内の状況も今以上に注意して家庭訪問をしたりして把握していきますというような話でした。</p>
13	<p>同じやるにしても、やっぱりここはどうしても学校の先生にやっていただきたいってことは、ちょっとやんわりと言ったりはしましたけどね。</p> <p>児相には、一応こういうことでお母さんと期限を切っても学校の先生にやっていただきたいって話を、改善しなかったら児相に連絡するよってことで話してあるので、ということでは児相に入っていたら。児相さんは「え、えーっ」って感じではありましたが。</p>	<p>「もちろん、こちらでもできることはやっていきたいと思います」とか。</p> <p>「できません」というよりは、どうしても何か、これこれこうなれば可能でさ、そういう言い方を何か自分にはしたいのかなと。</p>



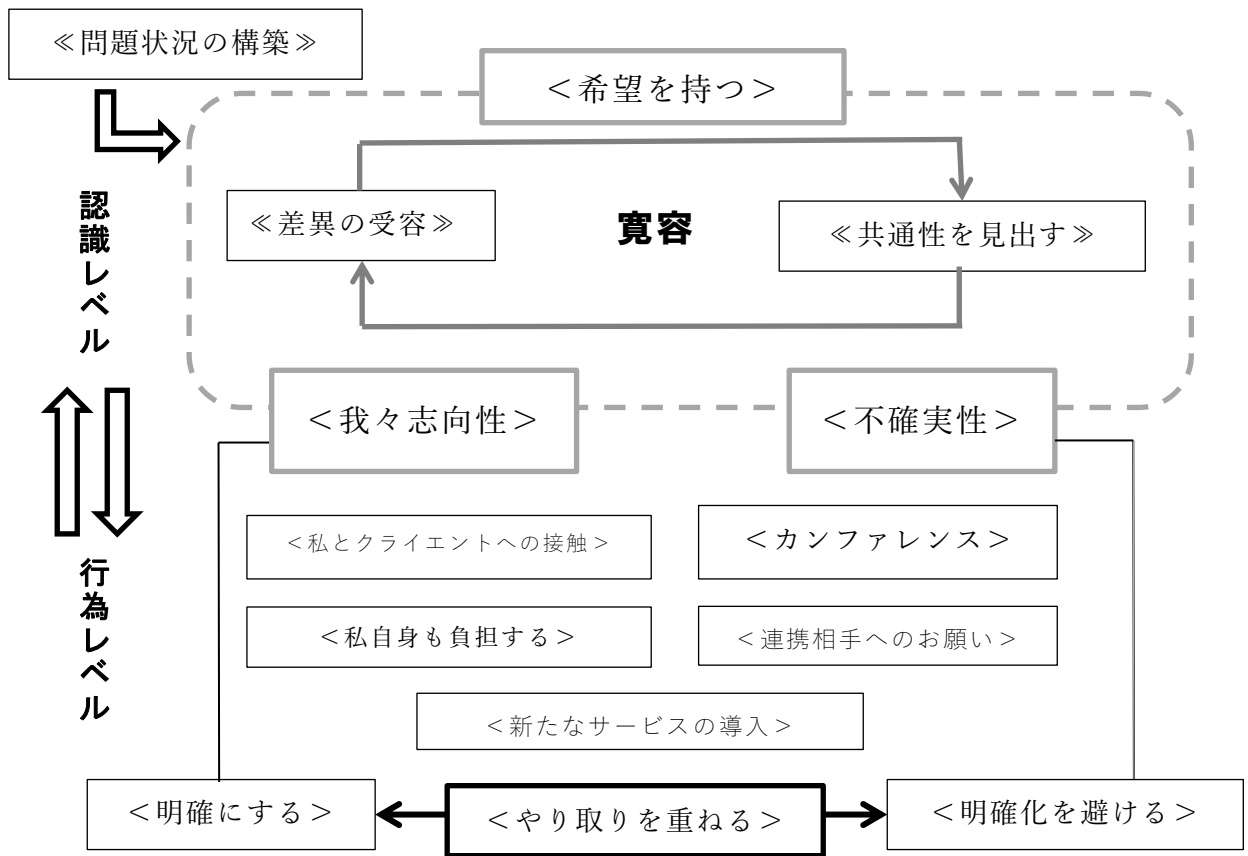


図 22 寛容的側面に着目した「調整」の実践内容

## 終章 「調整」の質の担保に向けて

### 第一節 クライアントが果たす役割

#### 1) 「調整」の重心となる志向性

本研究では、先行研究を整理することで子ども虐待対応には多様性が求められるという仮説を構築し、この仮説については定量的データを用いて実証した。子ども虐待対応では、親権の濫用（abuse）により生じる抑圧性を制御するために、行政権限を強化することで対応してきた。ただし、その限界も明らかとなってきた。子ども虐待という現象自体、何が虐待で、何が虐待ではないかは明確に線引きすることが難しい。そうした中、親の行為の意図ではなく、子どもに及んだ影響から子ども虐待か否かを解釈するという方針が、児童虐待防止法では示された。しかし、何が子どもの最善の利益なのか、どうしたら親を支えることができるのか、私たちがあらかじめ知るには限界がある。だからといって、子どもの最善の利益や親が抱える困難感について思考することが無意味であるはずがない。分からないことがあると知るからこそ、分かろうと努力することができる。クライアントの侵し難い性質はそのままに、なおクライアントとの関係を維持する上で関心を寄せることの意義を説明するために用いたのが、志向性という概念であった。

そして、集団内の志向性（我々志向性）には脆弱化傾向があるゆえに、志向性の維持・強化が「調整」にも求められる。多機関・多職種連携は、組織（ローカル志向）と専門職（コスモポリタン志向）の二重の準拠集団による拘束を受けた人々が寄せ集められてできる集団である。ローカル志向、コスモポリタン志向、どちらが強いかは個人によるとしても、多機関・多職種連携という集団に対する帰属意識はほとんどないといってよい。そのような中、援助職が多機関・多職種連携に留まる理由は、「援助する」という職責によって拘束が生じるからである。「援助するために」、対人援助職は他機関や他職種と連携する。しかし、集団思考などの例からも分かる通り、「援助するための」という機能は志向性の脆弱化により見失われる恐れもある。多機関・多職種連携がクライアントとのつながりを、そして、連携する援助職同士のつながりを維持するうえで、常にクライアントに関心を寄せ続けることが必要となる。

そのため、「調整」担当者の認識を支える基本的なセッティングの一つとして、本研究では＜我々志向性＞を位置付けた。＜我々志向性＞は、本来は多機関・多職種連携という集団に対する帰属意識の低い人々（援助職）をつなぎとめる手段として有用であり、多機関・多職種連携を「援助するための」システムとして機能させるためにも欠かせない要素である。それゆえ、連携内の不調和の解消を目指す「調整」においては、＜我々志向性＞を意識する必要があると考えられる。そして、志向性のつなぐ機能は、同質化や均質化を避ければ、固定することができないがゆえに、柔らかく、緩やかに私たちをつなぐ。なぜ、連携する人々のつながりが「柔らかく、緩やか」なのかといえば、一つには、「離れようと思えば、離れることもできる」という事実を前に、それでも「離れない」という選択によって形成された「つながり」だからである。つまり、志向性により形成される「つながり」の特徴は、強制ではなく、職業人としての自律した意思が機能している状態において拘束がかけられる点にある。逆に、強制的な力によって支配された状態では、職業人としての自律性は機能しないため、志向性は脆弱化する。クライアントに関心を寄せているように

見えても、実際には、強制力に服従しているに過ぎない。多機関・多職種連携自体への帰属意識がそれほど高くないことは、否定的に捉える必要は全くない。集団凝集性は確かに相互作用を活発化するが、高くなるほどに集団思考化する危険性も高まるからである。それゆえに、帰属意識の低さは「柔らかく、緩やかな」つながりの形成に活用し得る要素として扱うこともできる。

ただ、志向性が多機関・多職種連携内のつながりに「柔らかさ」や「緩やかさ」を担保するというだけでは、＜我々志向性＞がなぜ「調整」において重心をとる際に機能するかを説明することは難しい。＜我々志向性＞が「調整」においてバランスをとる上で欠かせない理由は、志向性の先に存在するクライアントの「重み」に依るところが大きい。

## 2) クライアントを他者化する効用

多機関・多職種連携が語られる中では、クライアントをこの援助システムの中に組み込まれる場合がある。この場合、援助がクライアントとの協働であることを強調する意図からであることが多い。ただ、本研究では、そうした立場を採用しなかった。その理由は、クライアントの絶対性を強調したいと考えたからである。多機関・多職種連携というシステムからクライアントを外在化したとしても、クライアントとの協働は強調される必要がある。ただ、このことは、「同じ」になることを意味するわけではない。

援助を必要とする側とそれに応えようとする側には、絶対的な違いがある。親から暴行される子どもや、子どもの育て方に悩む親へ、「あなたの痛みが分かる」などと断言できる人がいるのだとしたら、その不遜さを戒める必要があるだろう。クライアントの尊重が意味するのは、違いがあることを認め、その違いを排除しないことである。違いがあることを認めることは、分断を強調することではない。違いがあるからこそ代え難いのであり、関心を維持しようと努力する。連携相手の差異を包摂するのと同じ理屈である。そして、クライアントの困難を何とかしたいのに肩代わりができないことに、援助する者はある種の痛みを感じることもある。その痛みは、クライアントが絶対的他者であるがゆえにもたらされるものである。こうしたクライアントの絶対性を強調するために、あえて多機関・多職種連携というシステムの中にクライアントを回収するのではなく、志向性という概念を使ってつなぐ方法を本研究では選択した。

多機関・多職種連携とクライアントとの構造的な位置関係は、クライアントの世界内に多機関・多職種連携は位置づけられる。なぜなら、多機関・多職種連携が「援助するための」システムである以上、システムの存在意義はクライアントにしか定義できない。ゆえに、多機関・多職種連携はクライアントの世界に取り込まれたサブ（下位）システムであり、志向性は世界と多機関・多職種連携をつなぐ機能を果たす。では、多機関・多職種連携は、クライアントに従属しているのかといえば、そうではない。志向性の概念が明かにしたように、受動と能動は二分されているのではなく、二重構造をとる。クライアントが多機関・多職種連携に意味を与えることができるとするならば、多機関・多職種連携はクライアントに対して「違う」可能性を担保することができる。具体的に説明すると、次のようなことがいえる。

子ども虐待は、子どもや親、家族、社会の脆弱性を子どもが引き受けることで、家庭内のバランスを調整している状態にある。さまざまな援助機関や援助職は、子どもだけがこの脆弱性を引き受けなくてもよいように、親の養育機能を代替したり、経済的な補てんを

したり、等といった形で働きかける。この働きかけではクライアントとは「違う」ということに意味がある。子どもが調整役を担うことを「普通」とする準拠枠ができてしまった家族形態を、別の形に移行するためには、異なる準拠枠を有する相手との対話が必要である。同じ準拠枠であっても、別の可能性を担保することができない。クライアントの世界内に位置付けられたとしても、取り込まれる（同質化する）のではなく、違うものとして「つながる」。多機関・多職種連携はクライアントからみれば他者と位置付けられ、クライアントもまた多機関・多職種連携にとって他者である。他者であることを認めることは、外在化された存在であることを認めることであって、排除することではない。「違う」からつながることができるのであり、同質化こそ他者（性）の排除である。そして、多機関・多職種連携を中心に論じた本研究では、クライアントを他者化することによって、クライアントの絶対性と、クライアントと違うものとしてつながるとい位置関係に多機関・多職種連携を設定した。

「調整」における連携内の多様性の扱い、つまり寛容に関わる問題の特徴の一つは、私でも連携相手でもない、それを越えた存在であるクライアントの利益を追求する中で展開されるため、寛容の議論で問題となっていた「受け容れることが可能な差異」の判断基準を連携する援助職だけでは決めかねる点にある。助けを必要とする人（々）が困らなくなることを目指すために対人援助職は存在する。そういった観点から、クライアントは人間を助けることを職業とする人々にとって絶対である。そして、絶対的存在であるクライアントが有する回収しつくせない性質（他者性）が、援助職に＜不確実性＞を認めさせる。結果、特定の個人の準拠枠に依存した一義的な正しさは棄却せざるを得ない。加えて、子ども虐待対応の場合、クライアントの複数性の問題があるため、なおさらに一つの準拠枠に頼ることができない。子どもの利益、親の利益の重なるところ（共通性）を見出しているようにする時には、様々な角度から検討し、いろいろな援助形態を担保することが有意となる。こうして多義性を帯びたクライアントという存在を絶対のものとして外在化することにより寛容の基準は、「調整」担当者でも、連携相手でもない、「外⇌他者」に掌握されることになる。そのため、連携「内」において、寛容の基準を設定することができない。すべて「外⇌他者」に還すことで、何が受け入れられ、何は受け入れられないのかを検討することになる。結果、連携内においては「寛容する - される」の非対称性は回避することができる。

今回の「調整」に関する検証では、《差異を包摂》しつつ、《共通性を見出す》上で、担当者が＜我々志向性＞を頼りにしている様子が見ええた。詳細については、表 31 を参照していただきたいのだが、例えば No.12 のセグメント内容に含まれる「お守り」という表現は象徴的である。志向性を「調整」の重心となる根源には、クライアントの存在の「重み」、つまり絶対性がある。

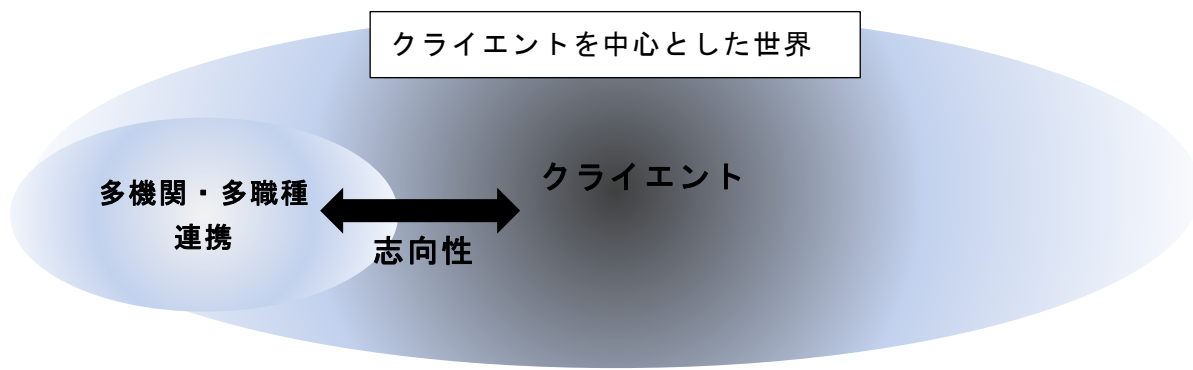


図 23 クライアントを中心とした世界における多機関・多職種連携の位置づけ

### 3) クライアントが支える「調整」

クライアントの「生」は、対人援助に携わる実践家にとっては関心を持ち続けることでしか認識する術がない。このように、志向性によってクライアントとの接触を維持することにより、援助職、ひいては多機関・多職種連携は、クライアントに適応し続けることになる。集団思考や集団極化といった現象に代表されるように、集団力動においてホメオスタシスが強くなりすぎると、安定性を優先する傾向があらわれる。しかし、クライアントへ適応しようとし続けている限りにおいては、変化のダイナミクスを維持することができる。なぜなら、クライアント自身が変化し続ける存在だからである。つまり、集団が苦手とする曖昧さの扱いを可能にするためにも、志向性（特に＜我々志向性＞）は欠かせない要素といえる。

違いがあっても、分かりあえないとしても、対話だけは欠かせないという認識を醸成するうえで、クライアントほど信頼できる存在はない。クライアントが、連携するメンバーを対話せざるを得ない状況に拘束してくれる。志向性を媒介させることにより生じるクライアントによる拘束は、援助システムに多様であることを要請する。不確実な状況の上に、クライアントの複数性を抱える子ども虐待対応には、「私の正しさ」や「あなたの正しさ」ではなく、正しさの複数性が必要になる。ある状況下においては適切な行動も、条件が変われば不適切になることもある。そのために、一義的ではなく、多様な援助形態が必要であると考えられるようになってきた。こうした背景の下、差異を排除の対象とすることがクライアントの不利益となるがゆえに、多機関・多職種連携という援助システムにとって差異の排除が損失であるとするからこそ、「調整」担当者はそうした排他性を避けようと自らの認識形態を展開するものと考えられる。

こうした＜我々志向性＞を利用した「調整」は、権限を使って強制的に対話「させる」よりも、よほど有効である。そもそも「強制的な対話」など矛盾を含んでいる。支配や抑圧の下で行い得るのは、「見せかけの寛容」だけである。寛容の議論において、その抑圧性は、違いが存在する人々の内の特定の誰かが正しいことを前提に、「正しい者が過ちを犯す者を許す」という構造をとる時に発生する。正しいものは絶対に正しく、誤ったものは正されなければならない、もしくは、過ちを見逃してもらい必要がある。正しさを一義的に設定しようとする、力の及ぶ方向が一方的になり、誤りと規定された一方が「寛容 - される（あるいは、寛容 - されない）」という働きかけを一身に受ける。つまり、非対称性が

生じる。寛容の抑圧性からの解放、対話の次元への展開は、「私の正しさ」や「あなたの正しさ」という個人の準拠枠への拘りから解放され、「私たちの間にある正しさ」へと視界が開けた時にあらわれるものと考えられる。

このように考えると、拘束が必ずしも不自由さを増すばかりではないということが分かる。選択肢が増えすぎると、かえって不自由さは増す。そのため、拘束は人を不自由にするばかりではなく、何にどのように拘束を受けるかによっては、選択の自由を確保できる場合がある。対話という次元が開かれることが、連携するメンバーに多様性を保障すると考えることができるのであれば、志向性を媒介としたクライアントによる拘束は、「調整」担当者に「違っていてもよい」という自由をもたらすと解釈することもできる。「調整」担当者は多機関・多職種連携の「調整」を任されてはいるものの、援助職を連携に縛る権限は有さない。このように、システムから外在化された他者、クライアントによる「柔らかく、緩やかな」拘束は、「調整」担当者を<不確実性>による不自由さからの解放を可能なものにする。

「調整」をクライアントの制御下に置くことによって、支配でも服従でもない「調整」も可能になる。クライアントは、ただ「援助される」という受け身一辺倒の存在ではない。クライアントは援助職に与えることができる存在でもあり、クライアントが援助職に与えるものの一つが、志向性である。クライアントを支えようとしながら、「調整」担当者は志向性（担当者自身の私志向性と連携内の我々志向性）を媒介変数とすることで、クライアントからの支えを受けている。クライアントの「有難さ（かけがえのなさ）」の認識が強化されるほどに、対人援助実践の質も向上する。このように、クライアントが援助職をエンパワーする（力づける）存在であることを認める次元において、「調整」におけるクライアント中心主義は理想という位置づけから、不確実性のマネジメントにおける有用なツールとなる。どのように「調整」すればよいか迷う時にこそ、クライアントに対する自身の関心を高め、連携する人々の志向性を引き出す働きかけを強化する。そうすることで、「私たち」にとって正しいことが何かを探し続ける。クライアントの存在の重みを認識し、志向性を以て重心を取ろうとすることが、「調整」の助けとなる可能性があると考えられた。

## 第二節 包摂の実践としての「調整」

### 1) 不確実性を扱う特別な実践としての「調整」

<我々志向性>が有する緩やかな拘束力を使いこなすことができれば、連携内のつながりという実践の軸を得ることで「調整」において重心を保てるようになると考えられる。しかし、子ども虐待対応の場合、クライアントの複数性の問題がある。子どもと中心に関わる機関、親と中心に関わる機関、夫婦問題に関わる機関、など子ども虐待という現象に巻き込まれたクライアントの中の誰と中心的に関わっているのかが異なっている。加えて、親の就業に力を注ぐ職種もあれば、親の精神病理に注目する職種もいるなど、仮に親と中心的に関わる場合であっても、志向性には質的に違いがある。つまり、<我々志向性>は「調整」の重心と成り得るものの、この認識基盤は単独で重心となるわけではない。<我々志向性>を重心と成すためにも、多様性を尊重する必要がある。そして、多様性が差異と共通性の「バランス」がとれた状態を指す以上、この「バランス」を扱うことに、「調整」の特殊性はあると考えられる。

本研究では、特に、「調整」担当者の認識に注目しているのだが、これは、認識過程に

において意味付与を行う際に生じ得る排他性の制御方法について明らかにする必要があると考えたためであった。クライアントの侵し難さと向き合い、組織や専門職性の異なる人々が集団化する子ども虐待対応において、「調整」担当者から提供された定性的データからは〈不確実性〉というカテゴリーが抽出されたのは必然であったといえる。実践の中で〈不確実性〉の認識は、ソーシャルワークの特徴の一つでもある。〈不確実性〉は、「調整」担当者の認識文脈、《差異の包摂》と《共通性を見出す》の源泉であると考えられる。「わからない」ことの存在に気づくことができる人間は、〈謙虚さ〉という自らの限界を認識できる人間でもある。〈謙虚さ〉が自分の限界を知ることであるとしたら、一つの手段、一つの考え、一つの準拠、を絶対視する視点は傲慢と規定できるだろう。多様性を尊重しようとするのであれば、自分一人では成し得ないことがあることを知る必要がある。「調整」担当者は絶対的存在になる必要などない。なぜなら、完全ではないがゆえに〈謙虚さ〉が表れるのであり、〈連携相手の代え難さ〉を捉えることが可能になるからである。そして、〈連携相手の代え難さ〉が認識できるからこそ、「調整」担当者の自律性・主体性を放棄することなく、〈過度な干渉を避ける〉という認識を機能させることで閉鎖的な認識の展開を避けることも可能になる。

また、《共通性を見出す》ためにも、〈不確実性〉は重要な役割を果たす。曖昧さを保存することもできる〈「間」をみる〉といった認識は、〈不確実性〉を扱うための情報処理の形態であるといえる。緩衝地帯としての「間」を捉えることで、過度に干渉することを避ける形で、連携相手との交通路を確保することができる。そして、自身が見えているものが確実であると考えている人間は、根拠を蓄積しようなどとは考えない。つまり、〈根拠の蓄積〉の背景には、〈不確実性〉に対する認識が必要となる。〈根拠の蓄積〉と〈「間」をみる〉ことにより、連携相手との間に限定的に〈共通性〉を認識していると考えられることから、〈不確実性〉を認識できるということが、《共通性を見出す》ためにも必要であると考えられた。

「分からない」という状況の中であって、他者との違いを肯定し、「間」を捉え、共通性を限局的に思い描くことができるのも、「調整」担当者の想像力・創造力の賜物である。そして、〈不確実性〉の高い現象を扱う場合には、相応の能力が要求される。その実践家が創造的な思考力を持ち合わせているならば、不確実な状況にあるからこそ、連携相手のかけがえのなさに気づくことができ、分からないからこそ根拠を積み上げようと努力することも可能になる。完璧にはなり得ないことを認識する限りにおいて、実践家は創造的であることを要求される。構築や開発は、不完全な状態を補おうとする力動であり、完璧ではないから実践し得るのである。そうした観点からは、〈不確実性〉を認識できるということには、実践的な価値があると考えられる。

## 2) 反復性・継続性を担保する世界観

ただし、〈不確実性〉の認識は、実践家にある種の無力さをもたらすこともある。そのため、〈不確実性〉と向き合い続ける「調整」には、希望も必要となる。そうであるとしたら、〈不確実性〉を扱うための認識文脈である《差異の包摂》と《共通性を見出す》を成立させるためにも、〈希望を持つ〉という認識が必要であると考えられる。どれほど、熟達した実践家であったとしても、子ども虐待という複雑な現象を、いつも必ず好転させることができるとは限らない。子どもの最善の利益を実現するという目標を掲げたとして、

当の子どもの最善の利益自体、「調整」担当者が決めることもかなわない。子どもの最善の利益を定義できるのは、ほかならぬ子ども自身だけである。対話に向けて「調整」といったところで、その対話は、必ず相互理解にたどり着けるとは限らない。援助という営為を実践するには、不確実な未来に希望を見出す取り組み方が求められる。

実践家の行為を安定させるための一つの方法が、マニュアル化である。マニュアルがあれば、それを参照することで安定的な選択が可能となる。例えば、どういう時に明確化し、どういう時には明確化を避ければよいのか、パターンを決めておけば、いつも、誰でも、どこでも、同じ行為を実践することはできるだろう。しかしながら、行為の選択に関与すると想定される変数は無限にある。クライアントの状況、連携相手の状況、「調整」担当者自身の状況、クライアントと連携相手の関係性により生じる状況、クライアントと「調整」担当者自身の関係性により生じる状況、「調整」担当者と連携相手との関係性により生じる状況、それ以外にも社会動向や法制度など、様々な状況によって、行為の選択は変わり得る。仮にその変数をすべて書き出すことができたとしても、そのマニュアルは数百ページでも足りないかもしれない。それをすべて暗記するという作業に、「調整」の学習過程としてどれだけの価値があるのだろうか。

暗記しなければならぬ変数や関数が多くなるほどに、記憶を引き出す作業にも時間がかかる。選択肢が増えるほどに、かえって選択は阻害される。ゆえに、省察的であることに価値が生まれる。過ちを犯す可能性もあるからこそ、振り返り、必要であれば修正する。そして、うまくいかないからといって無駄だと決めつけるのではなく、諦めずにクライアントや連携相手とかかわり続ける。実践の質を担保するために私たちにできることは、その程度である。しかし、子ども虐待対応において、子どもや親に援助された経験を創り出すことに意味があるのだとしたら、限界があったとしても、最善を尽くすことに相応の価値を見出すこともできるはずである。

そうした観点からは、＜希望を見出す＞という認識基盤とともに行為レベルにおいて見出された＜やり取りを重ねる＞という下位コードにも注目したい。＜やり取りを重ねる＞はコミュニケーションの反復性を示すコードであり、＜不確実性＞が存在するからこそ必要となる。連携相手を支配しないように、慎重に＜明確化を避ける＞ことと、必要であれば＜明確にする＞ことを使い分けたとしても、使い方を間違えてしまうこともある。クライアントのためを思って主張したことが、連携相手の反発を招くかもしれない。連携相手の顔色を伺って主張を控えてしまい、連携する皆がクライアントの見立てを誤ってしまうこともあり得る。ゆえに、＜やり取りを重ねる＞という、反復性や継続性を担保する行為にこそ、人間の限界を超えていくためのヒントを見出せるのではないかと考えた。

うまくいくこともあれば、いかないこともあるのが現実であり、程度の差はあれ、未来の予測には誤差が含まれる。間違いを犯さない人間を想定した理論は、人間性を排除する思想を含み、少なくとも対人援助に見合うとは考えられない。「こうあるべき（当為）」は抑圧に直結しやすく、自らの完璧さを追求する姿勢は、転じてクライアントにも完全であることを求めかねないからである。見通しを誤った時に必要なのは、その誤りから学ぶことであり、学んだことを踏まえて改めて挑戦できる機会が用意されていることである。死亡事例検証などを参照しても、「一発アウト」で子どもが死に至るのではなく、クライアントとの関係性（関係性こそ蓄積の産物である）や情報の取り扱いなど、「積み重ね」を欠いたことによる問題点の指摘がほとんどである。＜やり取りを重ねる＞という行為は、まさ



に「積み重ね」であり、改めて挑戦できる機会を担保するという点において、「調整」担当者の慎重さをあらわした概念である。

ただ、敗北主義に陥ってしまった実践家は、反復性や継続性を実践の中に含めようとするのが難しくなる。仮に続けられたとしても、惰性の中で繰り返すだけでは、クライアントの変化に適応することは難しい。ゆえに、実践には希望が必要になる。現実的になることと敗北主義的になることを分けるのは、＜希望を持つ＞といった世界観を構築できるかにかかっている。＜謙虚さ＞を保ち、不確実な状況から意味や価値を見出す創造的な実践を展開するには、希望が必要になる。思い通りにならないことは諦めてしまうほうが簡単である。ゆえに、より困難な選択として、子ども虐待という思い通りにならない現実を諦めることなく捉え続け、何度でも挑戦する資質をもつ者は、特別な存在である。こうした、行為レベルにおける＜やり取りを重ねる＞、認識基盤としての＜希望を持つ＞は、「調整」に求められる特徴の一つである。そして、この特徴はソーシャルワークの有する世界観との親和性も高いと考えられた。

### 3) 「尊重」という包摂の実践

権限が有する強制力は、抑圧（加害）行為を止める時に有効である。この手段は、子ども虐待対応以外でも用いられている。例えば、精神保健福祉領域において、自傷他害の恐れがある際に採られる措置入院と呼ばれる入院形態では、本人の同意がなくとも入院させることのできる権限が都道府県知事に付与されている。措置入院は、安全管理が難しい状況にある人にとって、その本人や周囲の人々の安全を守るための抑止的手段として活用され、この手段自体が本人を癒すというよりは、癒すための準備段階で用いられる。児童相談所の措置権の場合、その有効性は、親権の抑圧性の抑止に限定される。子どもの成長や変化を支えたり、親の悩みを聴こうとしたりする時には、行政権限に頼ったかわりは直接的には役に立たないことが多い。なぜなら、人間の成長・発達では本人の自立性や自律性が、弱さの発露には受容してもらえらるという信頼感が、必要になる。権限は強制力をもつがゆえに主体性を引き出すことは基本的には不得手であり、受け容れることよりも与えることを得意とする。ただし、権限を用いた強制的介入を子ども虐待対応という大きな枠組みの中の一部とみなすのであれば、これほど心強い道具もない。子どもの成長・発達を促す保育技法や、親の悩みを聞く傾聴技術を活かすためには、本当に子どもの「生」が危ぶまれるときには強制的に保護することができるという保険が欠かせないからである。

ある特定のアプローチ（例えば権限を用いた強制的介入）は、単独で用いられるよりも、他の方法と組み合わせた方がよりその存在価値が強調される。児童虐待防止法成立以後の日本の子ども虐待対応システムが強制的介入の強化に力を注いできたことが、間違っていたわけではない。ただ、次のステップへの移行過程にあり、付加価値が求められているというだけである。現段階においては、子ども虐待対応を多様な援助形態を有する大きな枠組みとして捉えることが求められており、そうした中、調整機関にかかる期待も当然大きくなる。それぞれの機関や職種の「できること」、「できないこと」、が異なる中、それぞれが「違うということ」を護る実践が多様な援助形態を子ども虐待対応に担保することになる。ゆえに、「調整」に求められるのは、排除ではなく包摂の論理である。

では、包摂とはどのように実現できるのだろうか。＜連携相手への懐疑＞がありながら、＜連携相手の肯定＞を認識するためには、＜違うのが当たり前＞や＜謙虚さ＞という認識

を媒介する必要があると示し、本研究ではこうした認識文脈を《差異の包摂》と呼称した。対極の概念をそれぞれに必要なものとしたのは、「あるものは、ある」と認め、それを活かす論理を導くことが実践のスタートラインだと考えたからである。実践家は「今、ここ」にある現実との対話を繰り返すことで、その実践に適合する論理を導いている。自分を信じるのが自信（confidence）なのだとすれば、自分を信じているがゆえに自分とは違うものを疑う気持ちも生まれる。これは、当然である。自分を疑う実践家は、他人に依存するよりほかに、＜謙虚さ＞だけでは援助は実践できない。自分を信じることと他者（連携相手）を信じることを両立させることで、「調整」担当者は現実には適合する認識や行動は何かを振り返り、思考する。こうした省察が、＜連携相手の代え難さ＞や＜連携相手の領域を侵さない＞という認識を生み、自らの認識の閉鎖性を打破するためのピースを見つけ出していた。

《共通性を見出す》プロセスにおいても、＜「間」をみる＞とともに＜根拠の蓄積＞をし、差異ばかりでなく＜共通性＞を認識しようと試みられている。そして、《問題状況の構築》においても、＜クライアントの脆弱性＞と＜クライアントの強さ＞といった対極的なものの見方を展開していた。両極端なものを視野に入れながら、その＜「間」をみる＞。明確にするのかしないのか迷いながら、＜やり取りを重ねる＞。「調整」担当者は、自らの行為レベルおよび認識レベルにおいて、対極にあるものを視座に収めることで、偏りを避けようとしていた。偏りを避けるとは、つまり、「バランスをとる」ことである。こうしたバランスをとるための視座を、俯瞰的あるいは広い視野、ヘリコプター的と形容することがある。全体を見通したいときには、あえて対極的な考え方をセットにする。対になるような異なる認識や行動は、「極」を出現させるため、＜不確実性＞に一定の範囲が与えられる。一定の範囲が示されることで「極」と「極」の「間」もあらわれる。包摂が「ある事柄を、一定の範囲に包み込むこと」（広辞苑第6版）であることを踏まえると包み込むためには一定の範囲を設定することも必要になる。つまり、「調整」担当者の決めつけや偏りを避ける努力は、包摂に向けた実践として解釈することができるだろう。

極と極、そしてその「間」を捉えるという認識形態は、＜不確実性＞を包摂するための工夫であり、バランス感覚を要求される実践である。そして、偏りを避け、抑圧でも服従でもない実践形態である包摂の実践こそ、「尊重」のあらわれである。クライアントを尊び、連携相手を尊ぶということは、曖昧で不確実な状況を受け容れ、人々の間に存在する差異と普遍性の可能性を信じるが必要であり、そうした実践の中にこそ包摂性は存在する。そして、今回検証した子ども虐待対応における「調整」には、たしかに包摂性があらわれていた。

### 第三節 「調整」に必要なソーシャルワーク

#### 1) 寛容性という資質

社会福祉の固有性の一つとして、包摂性が挙げられるということは、すでに先行研究で繰り返し述べられてきた。そして、クライアントの絶対性を強調する価値観は、ソーシャルワークの強調してきた思想である。この二点を確認したことにより、現状において、子ども虐待対応の「調整」には、ソーシャルワークが必要であるという結論を示したい。

多機関・多職種連携は、子ども虐待対応という援助に多様性をもたらすことが期待できるシステムである。ただ、「一つのまとまり」であることを強調しすぎると同質化を招き、

個別性の重視にだけ傾けば「一貫した援助」や「統合された援助」は難しくなる。そのため、多様性という視点が導入されることには意味があり、多様性により個別性と普遍性（共通性）のバランスを取ろうと働きかける「調整」の全体性や包摂性を描くことができるようになる。

留意点として、第六章の分析結果があらわしていたのは、現段階においては「調整」担当者の専門性と呼称するのは早計である。定性的研究のインタビュー協力者の資格基盤は、一つの資格に限定されておらず、また社会福祉士や精神保健福祉士に限られてもいなかった。ただ、定性的データからは、現在の「調整」担当者が行う実践内容とソーシャルワークとの間において、一定の整合性を読み取ることができた。これは、「調整」という実践に携わることで、ソーシャルワークが求められるがゆえであったと考えられる。このように、本研究では、「調整」担当者の適応形態を見ることで「調整」に求められる能力について検証した。これは、資格という枠組みに当てはめてその専門的な能力を読むのではなく、「調整」という実践自体からの要請を帰納的に検証するためであった。

本研究が明らかにした、「調整」担当者が現状に適応し、多様性を扱うために発動させる能力を、ここでは寛容性と呼びたい。この多様性を尊重するための資質、対話の次元に展開するための能力は、ソーシャルワークに求められる次の世代の専門性、協働的専門性の萌芽として解釈することも可能である。今回の検証では、「調整」の一つの特徴として、自律性を意識して実践されていた。専門性の一つの特徴として、自律性を有していることが挙げられる。しかし、もし、協働的専門性などというものが専門職の特質として存在するのだとしたら、自律しているだけではその要件を満たすことはできないと考えられる。自律した考えをもつがゆえに＜連携相手への懐疑＞が生まれても、＜連携相手の肯定＞や＜連携相手の代え難さ＞を認識し、＜過度な干渉を避ける＞ことができる能力が必要である。違いがあることを阻害要因として捉えていては、協働も連携も成立しない。「あなたでなければできないこと」を認識できれば、連携相手とのコミュニケーションはこの認識に基づいて展開される。

そして、自分にできないと分かれば＜連携相手へのお願い＞が必要になる。しかし、＜過度な干渉を避ける＞という認識が、一方的な押し付けを避けようとするだろう。連携相手の主体性を尊重しつつ、連携相手にもお願いもしたいという場面において、＜私自身も負担する＞という形で自らが主体的に行動することにより、「一緒に」援助していると伝えることができる。「頼り合う」とは、依存とは区別されるという意味では、分け合うことに近い。どちらか一方だけが「頼る」のではなく、「頼る」という行為を互いが分け合い、引き受ける。頼り合いの経験、集合知とは、お互いが自立（自律）した存在であることを認める中であって、責任を分け合いながら形成されるものと考えられる。

違いがあることを認識していても、共通性を見出そうとする努力も惜しまない。決めつけや偏りを避けるために「間」を見据えつつ、志向性によって重心を確保する。クライアントとの直接的なかわりにおいてだけでなく、連携相手とのかわりの中にあってもクライアントの存在を中心に据えるといった特徴は、ソーシャルワークにおいて語られてきた調整機能の中心的な課題であった。そして、「調整」には広い視野やバランス感覚が求められる、つまり、包摂性を必要とする実践である。先行研究をみても、社会福祉およびソーシャルワークの特徴の一つは、その包摂性にある。こうした観点からいえば、ソーシャルワークの特徴と、本研究の分析結果には一定の整合性があると考えられる。

## 2) 「調整」の難しさを引き受ける意義

以上のような特徴を有する「調整」は、誰にでもできる実践とは考えにくい。特に、子ども虐待対応には特有の難しさがある。連携相手を尊重しながらも、クライアントを中心に据えることを怠らない。そして、志向性の維持・強化には、認識的多様性を尊重することが求められる。多様性を扱おうとする場合、顕在化した差異に正誤や真偽といった価値を付与することよりも、解釈の余地を設ける方が有効である。連携する援助職の誰かが間違えることがあったとしても、システムからの排除に追い込むのではなく、解釈の余地を避難スペースとして活用することもできる。ゆえに、対話的な関係を構築する上では、決めつけないことが重要となる。つまり、誰かにとっての「あるべき」志向性にだけ意味を持たせるのではなく、様々な関心のあり様を肯定するからこそ、排他性が有する頑なさではなく、つながりの中に「柔らかさ」や「緩やかさ」をさらに含ませることができるようになる。しかし、「柔らかさ」や「緩やかさ」は不安定な状態でもある。緩衝地帯として機能することが期待される「間」にしても、不安定さを強調するものでもある。「なんでもあり」の極端な相対主義に陥れば、実践家はただ迷うだけで行動に移すことができないだろう。「どうしたらいいのだろう」と言い合うだけのカンファレンスに、参加する意義を見出すことは難しい。こうした<不確実性>を扱いつつ、志向性を重心として機能させる実践を展開するには、相応の認識的な専門性が必要になるだろう。

そして、子ども虐待対応が有する強制的介入を抑圧的だと闇雲に否定するのではなく、利用価値があるものと捉え、「保護」が「抑圧」とならないように十分に気を付けながら、しかし、子どもの「生」が危ぶまれる場合には行政権限による介入を厭わないといった覚悟も必要となる。「保護」を「抑圧」に転化させないためには、別の手段を準備しておくことも必要である。その際には、使いどころを見極め、選択する。こうした過程の中で「調整」を担うためには、状況を見極める「広い視野」や「ヘリコプターの展望」をもった人材が必要になる。子ども虐待対応においてが多機関・多職種連携が必要だとしても、複数の機関や職種が集まれば、「自然に」連携できるわけではない。ゆえに「調整」が求められるのだが、それぞれの機関や職種の差異を否定せずに、多様性という意味に変換する過程には、相応の困難も予想される。多様性という、差異と共通性のバランスがとれた状態を尊ぶのであれば、権限に頼ることもできない。抑圧は差異の排除を目隠しすることはできたとしても、尊重という次元を開くことを得意とはしない。このことは、寛容の議論を参照すればわかる通りである。対話を継続する道のりも決して平坦とは言えず、常に揺らぎの中で重心を意識して、バランスを取り続ける必要がある。こうした困難を克服する方法を一義的に決めておくことも難しい。固定化された枠組みを用意したところで、クライアントから与えられる<不確実性>がおとなしく当てはまってくれるとは限らない。マニュアル化の難しい問題を抱える現場においては、状況との対話を繰り返し、省察的に実践できる能力が必要となる。

このような「調整」を担い得る人材の条件は、そんなに簡単に満たすことはできないかもしれない。しかし、誰にでもできることに優れた能力も専門職も必要ない。難しさを知ることにより、「調整」の特別さも明らかになる。そして、「調整」の特別さは、それを担う人間にも相応の特別さを身につけることを要求するのである。

### 3) 子ども虐待対応の「調整」に求められるソーシャルワーカー

省察的実践は「完全な」ソーシャルワーカーには不可能な実践形態である。実践の中で常に疑問を持ち続け、迷いながら行動するがゆえに状況との対話が必要になるのであり、省察的であることを自らに課すからである。ゆえに、省察的実践に着目した検証では、「完全な」ソーシャルワーカーを観察するという課題設定は実現不可能な命題といえる。Richmond は、初めからケースワークの母だったのではなく、最初は慈善組織協会 (charity organization society ; COS) で働く一人の事務員だった。困っている人たちに応え、困っている組織に応え、困っている社会に応えようとする中で、ソーシャルワーカーはソーシャルワーカーになる。いふなれば、(マイクロレベル、メゾレベル、マクロレベルにおける)脆弱性への応答としてソーシャルワークはあらわれたのであり、ソーシャルワーカーは要請に応じる中で形成された職業という意味においては、人間の適応形態の一つの表象である。

現段階において、要対協の調整機関に配属された担当者をソーシャルワーカーと呼ぶことが果たして相応しいのかは議論する必要がある。ただ、「調整」が展開される現場では、志向性を媒介にしたクライアント中心主義と、包摂的な実践が求められている。このことから、少なからずソーシャルワークが求められていると考えられた。「調整」担当者が行った実践が状況との対話の結果のあらわれとみるならば、状況から「何」を要請されているのかが実践内容に反映されているはずである。そして、本研究の分析結果からは、「調整」担当者の認識レベル及び行為レベルにおいてソーシャルワークのあらわれを読み取ることができた。ゆえに、子ども虐待対応の「調整」にはソーシャルワーカーが必要である可能性が高いという結論を、本研究では示したい。少なくとも、「ソーシャルワークを学ぶ必要がある」と認識し、学び続けることのできる職種が求められる現場といえるだろう。

もしかしたら、「調整」担当者の中には権限を使って「調整」したいと望んでいる人もいるのかもしれない。しかし、実際には権限は与えられていないがために、権限が無いなりのやり方を見つけるしかない。状況との対話の中で編み出した方法が包摂的な実践であり、自らの寛容性を発達させるよりほかなかったのだと考えられる。そして、絶対性をクライアントに預けることにより、バランスの中で重心を保つようになった。ソーシャルワークが「現前」だったのではなく、「調整」担当者が置かれている状況がソーシャルワークを要請したと考えればこそ、子ども虐待対応における調整機関にはソーシャルワーカーの配置が望ましいと論じることが可能となる。「調整」担当者は、強力な行政権限を持たないからこそできることもある。仮に「調整」担当者が連携相手を従わせるような権限を持つとしたら、多様性尊重という行動原理を掲げたところで、その「調整」は抑圧的になる。どれほど「調整」担当者が正しかったとしても、それは尊重ではない。自らが権限という絶対性を掌握しなくとも、クライアントの絶対性を活用し、その緩やかな拘束力を利用してもらうことで、援助職を多機関・多職種連携を「一つのまとまり」としてシステム化することも可能である。

ソーシャルワークは、創造的実践である。子ども虐待対応における「調整」が示した、向き合わざるを得ない<不確実性>、必要となる<差異の包摂>と<共通性を見出だす>という多様性尊重、これらにも創造性が必要とされる。こうした点からも、「調整」には、ソーシャルワークがよく適合するものと考えられた。そして、これらの特徴を有する実践が一定の再現性を持ち、ある程度普遍的に行われるのであれば、子ども虐待対応において

「調整」を担当する者は「ソーシャルワーカー」と呼ぶに相応しいといえるだろう。

#### 第四節 「調整」の質の担保に向けた今後の課題

##### 1) 本研究の意義

不十分な点は多々あるものの、本研究では一定の成果を上げることもできたと考える。まず、「調整」という、使用頻度は高いが実際に何をするのが見えにくい実践を問い直し、包摂する実践としての姿を示すことができた。多様性尊重；寛容性という側面から見える姿ではあるが、子ども虐待対応に必要となる援助方法の多様性を確保するという命題を踏まえると、今後の「調整」という実践の質を上げていく際のメルクマークを明らかにする役割は果たせたのではないかと考える。特に、定性的コーディング法を用いて、「調整」における実践家の省察過程の詳細を明らかにすることができた点は、「調整」に関する研究および実践上の発展可能性の拡大に貢献することもできたのではないかと考えられる。

「調整」担当者の省察プロセスを明らかにした点は、本研究の特徴の一つであった。「はじめに；着想に至った経緯」でも説明したように、本研究では、「調整」担当者という認識主体の視点からみた困難感に注目し、「思い通りにならなさ」⇨他者性あるいは差異の扱いかたを取り上げた。これは、例えば制度論や実態調査のような、「外」側から観察することで「調整」の構造を説明する、あるいは「調整」の現状を報告する、といった研究アプローチとは異なる手法である。こうした、「調整」を認識主体からとらえる試みを理論的に支えたのが、Schön (=2001) の実践的認識論であった。「状況との対話」を前提にしたアプローチは、マニュアル化やチェックリスト化に貢献しにくいかもしれない。しかし、子ども虐待対応に不確実性への対処が含まれることを鑑みると、「調整」の実践内容を固定的に捉えるよりも、省察的实践に着目することで動態性を捉える方が、より特殊性を詳らかにすることができる。こうした省察プロセスを明らかにすることにより、子ども虐待対応における「調整」とソーシャルワークとの親和性を示すことも可能となった。

また、クライアントを多機関・多職種連携というシステムから外在化して捉えることで、クライアントの絶対性を示し、クライアントの存在が「調整」担当者に与える影響力を示すことができた点も一つの成果と考えられる。この位置関係では、多機関・多職種連携を中心に見ると、クライアントは他者として位置付けられる。ミクロレベルの実践、いわゆる個別援助技術においては、クライアントの主体性が強調されてきた。クライアントを主体として記述することが、エンパワメントなどにおける常套手段ではある。ただ、他者化することによっても、クライアントの絶対性を示すことができなければ、間接的援助技術に分類されることもある「調整」においてクライアントの存在意義を示すことができない。こうした観点からクライアントを多機関・多職種連携から外在化させ、あえて他者として位置づけた。こうした多機関・多職種連携とクライアントとの関係性を活かして、クライアントの影響力を記述する上でカギとなったのは、志向性という概念である。

志向性概念の特徴としては、当為を外して論じる際の手段として有用であったと考えられる。特に、子ども虐待対応のようにクライアントの複数性の問題を抱えている場合、連携内の志向性（我々志向性）が多義的で多様性を含むといった点を説明する場合には、連携内の「誰か」にとっての「あるべき」関心像から論じることになると、それとは異なる関心の持ち方を「あるべきではない」として排除することにもなりかねない。それでは、

「調整」が有する差異と共通性の包摂を論じることは難しい。専門性などにより価値づけられた概念は、連携場面では、特定の領域の価値基準を他領域に押し付ける形となるために使い勝手が悪い。その点、志向性は存在概念として論じることができる。加えて、哲学領域において一定の議論が重ねられていることも仮説構築上の助けとなった。特に、志向性が有するつなぐ機能や、「受動－能動」を二項対立とする視点からの二重構造に論理構造を転回させることができるなど、実践上も必要となる着眼点を示すこともできた。援助職の志向性は、援助職だけのものではない。クライアントからのギフトであり、クライアントのために皆に活用される、「開かれたもの」といえる。志向性（関心）の「開き」の構造を扱うという実践上の課題を示す上で、志向性に関わる議論は有用な理論的背景を提供してくれた。

そして、寛容という概念を用いて、「調整」における多様性尊重という行動原理を実行する能力を記述する試みた点も、特異的な試みであった。多様性尊重性と記述することもできたのかもしれないが、寛容についてその抑圧性についての議論も重ねられている。多様性尊重についてもその危うさは指摘されているのだが、宗教戦争の時代にまで遡るほどの歴史を有する寛容に関する議論のほうが質・量ともに勝っていた。これにより、「調整」が多様性尊重という当為を掲げたとしても、危うい実践になる可能性があることを視野に入れることができた。そして、その危うさを乗り越えようとする時に、権限を持たないことにも意味があると示すことが、子ども虐待対応における「調整」について論じる上では必須であった。もし、多機関・多職種連携をコントロールし得るほどの権限が与えられていたとしたら、そうした実践の中に対話は存在できないだろう。話を聴いている「ふり」、言いたいことを主張している「ふり」はできたとしても、それは見せかけであり、本当に言いたいことは権限の前に抑圧され、聞きたいのではなく聞かされるだけになる。その過程に頼りあいの経験は存在しない。ゆえに、集合知は生まれにくい。「単独では成し得ない援助」という意味は、権限の有する強制力によって奪われてしまう。もし、協働的専門性というものがあり得るのだとしたら、おそらく、その性質は寛容性という形で表記できるかもしれない。少なくとも、そうした可能性を示すことができた点は、一つの成果であると考えられる。

## 2) 本研究の限界

一定の成果は上げられたと考えられるものの、限界もあった。今回は定性的データを用いて「調整」に必要な能力の質的カテゴリーまでは明らかにしたが、どの程度できるのかという、力量を図ることはできていない。能力の特性を記述することができたとしても、そうした能力をどこまで発揮できているのかを把握することができなければ、「調整」担当者の寛容性を協働的専門性のあらわれと述べることはかなわない。専門性の中核には、「優れている」という認識が必要になる。また、この能力が標準的な教育を受けることによって、発達させることができるかどうか、寛容性が新しいタイプの専門性として認め得るかを左右する問題である。

二点目は、マニュアル化に寄与できなかった点が限界としても挙げられる。マニュアル化が何の役にも立たないとは考えられない。収束的な科学が役に立つこともある。「調整」に関していえば、連携を開始した当初において確認しなければならない事柄を事前にリストアップしておくことなどは、インターク段階において有効と考えられる。また、集約さ

れた情報を整理する際に、リスクアセスメント指標が役に立つことも多い。収束された知識を絶対視することが問題なのであり、あらかじめ明らかにしておけることは示し、不確実な状況が含む可変性や流動性は柔軟に扱おうとする意識付けが必要となる。本研究がとった省察的実践からのアプローチだけでは、実践上は不十分であると考えられる。

三点目として、制度や政策などといったマクロレベルにおける子ども虐待対応に関する議論についても不十分であったと言わざるを得ない。本研究では、メゾ実践としての「調整」に焦点を当てたため、制度や政策についても、メゾ実践から見たときにどのような意味を持つのかといった視点からしか論じることができなかった。しかし、メゾ実践としての「調整」はマクロレベルにおける子ども虐待対応システムとの対話によって展開されていることは既に述べた通りである。これまで、マクロレベルにおける子ども虐待対応システムは、現実に適応するために変化し続けてきた。おそらくは、これからも変化し続けるだろう。メゾ実践から見えてきた課題をマクロ・システムに還元するという作業は、今後の課題として残されたといえる。

そして、子ども虐待対応に関する研究としてみた時に、多様な援助形態を有する子ども虐待対応の個々の援助の精緻化を扱えていない点にも限界があった。「調整」を検証することが無意味であるとは考えられないが、一つ一つの援助の質的な精度を上げていくことが子どもの権利を護り、親を支えていく上で、欠かせない努力であることは間違いない。本研究は、そうした行為（手段）の選択に有用なパターンは見出そうとはしなかった。ゆえに、マニュアル化により実践の安定化を図るうえで、本研究の貢献は期待することができない。このことは本研究の限界であるのかもしれないが、実践的認識論の立場からはマニュアル化を目指さないことにも意義があるため、研究デザイン上、致しかたない点ではあった。

### 3) 今後の課題

本研究の意義と限界を踏まえた上で、今後の課題について確認する。子ども虐待対応における「調整」担当者は、今まさに、専門職化を図っている最中である。そして、社会福祉士や精神保健福祉士を充当したとして、こうした国家資格を持ってさえいれば、多様性を扱う難しさをそのまま引き受けることができるようになるのかも未知数である。だからこそ、省察的実践に着目して状況からの要請内容を検討し、定性的データによって「調整」という実践の潜在的可能性を示したのだが、「調整」の標準化に向けての課題は残されている。定量的調査などにより、現状の実践家の能力の把握や寛容性を刺激する変数（要因）の特定などが明らかになることで、多様性を扱う専門職としての「調整」担当、ソーシャルワーカーの資質の向上に貢献し得るものと考えられる。

たとえば、《差異の包摂》の認識文脈では＜連携相手に対する懐疑＞と＜連携相手の肯定＞という対極的な認識を両立させるためには、＜違うのが当たり前＞や＜謙虚さ＞などといった認識の形成が必要になると考えられる。こうした認識を刺激する変数（要因）を特定することができれば、研修プログラムに刺激する変数（要因）に関連する内容を含ませることによって、「調整」における差異を包摂する能力の醸成を図ることも可能になるだろう。あるいは、バーンアウト傾向（無力感に起因する心身の疲労感や感情の鈍麻などが現れる極度の心のエネルギー不足）は職務の遂行を阻害する要因と言われているが、「調整」の認識過程との関連が明らかになれば、「調整」の質を担保する上でも重要となる、担当者



のサポート体制を構築するための一助となるかもしれない。加えて、本研究で明らかとなった《差異の包摂》や《共通性を見出す》などといった認識文脈の醸成を助ける変数（要因）や阻害する変数（要因）を明らかにすることは、マニュアル化には必須となる、定式化が可能なプロセスを探索することにもつながる。このような観点からいけば、本研究は基礎研究の域を出ないものの、実践領域に還元可能な知見を含むともいえるだろう。

そして、基礎教育のあり方や研修内容、スーパービジョンの方法などについての検討も必要となる。「調整」の質を担保し、安定化するためには、教育による実践の標準化が必須であるが、標準化は均質化を目指すこととは違う。実践の標準化において問題となるのは、正規分布が仮定できるかどうかである。極端にできる人とできない人がいるとして、その中間層を厚くしていき、できる人はよりできるように、できない人も少しでも能力を発揮できるよう、全体として高次のレベルを目指す。それぞれの個性を生かしつつ、全体のレベルを上げるための教育方法の開発やスーパービジョンの体制のあり方を検証することも今後は必要となってくる。なお、他領域では異文化コミュニケーションや企業内研修などで行われるダイバシティ・マネジメントなどが近接領域の教育方法としては存在する。ソーシャルワークにおいても多文化ソーシャルワークからの援用も期待できるのではないかと考えられる。

また、本研究では職責を負った人たち同士の連携、多機関・多職種連携における「調整」を扱っているが、子ども虐待対応においては、児童委員や民生委員はもちろん、NPO法人やボランティア、地域住民との協働・連携も必要と考えられている。子どもやその家族が「私は私であってもよいのだ」と思えるように整えるためには、地域社会が生きづらさを抱える人たちを包み込んでくれることも必要になる。ただし、非援助職との連携では、さらに「調整」は複雑になる。とくに、人々を連携というつながりの中に引きつけ方については、多機関・多職種連携と非援助職との連携には大きな違いがある。

多機関・多職種連携においては志向性という緩やかな拘束を活用できたのだが、非援助職との連携では、クライアントに寄せる関心としての志向性は必ずしも必要ない。職責という拘束がない以上、児童委員を担う意義も、ボランティアに参加する意義も、子どもやその家族のためによって意味づけられる必然はない。非援助職との連携では、参加する人たちの関心のあり様は、さらに多様さを増す。たとえば、児童委員やボランティアにクライアントに対する関心を高めるように働きかけすぎると、クライアントを監視するような機能が強まる恐れがある。また、連携に参加することの意義（例えば、社会貢献）などを強調しすぎると、援助職との同質化を招くこともあり、「援助職ではない」というメリットが活かしにくくなる。援助職ではないメリットとして考えられるのは、「近所のおばさん」、「友達」、といった形での思いやりの応酬であり、援助職以上に自由意思に基づくつながりの形成である。システム化では、複雑性の縮減という言葉に象徴されるように、拘束をかけてまとまりの形成（凝集させる）をはかる。多機関・多職種連携では、こうした拘束にも利用価値があった。なぜならクライアントに責任を負っているからであり、いざとなれば離れることもできるので、強制力も弱いからである。しかし、特定の地域住民に「近所のおばさん」という意味に縛ることは、その住民自身が自らに与え得る意味を奪うことになる。そして、子どもやその親にとっても、「近所のおばさん」であることを強いられた人との付き合いは、ひどく窮屈なものになるだろう。

こうした非援助職との連携では、多機関・多職種連携のようにシステム化を図る働きか

けよりは、場の形成を促進する方法が有効ではないかと考えられる。本研究では扱いきれない課題ではあるのだが、一つの示唆として、ある母親から聞いた話を紹介したい。彼女は、子どもに障害があることが分かった時、自分にしかその子を幸せにできないと考えていた。したがって、サービスの利用にも消極的だった。周囲からサービスを利用するようにうるさくいわれ、しかたなく、ショートステイを利用してみようと思ったそうである。ショートステイ先を見学した際に、彼女の世界観が変わった。その時、ちょうど、プレイルームに複数の障害のある子どもや大人たちが集まっていた。職員がうたう歌を楽しそうに聴いている人もいれば、窓際にベッドを寄せて日向ぼっこをしている人もいた。彼女はその光景を見た時に、自分の子どもも、この場にいさせてあげたいと思ったのだという。当然のことながら、プレイルームにいた人々は、この母親に関心を寄せていたわけではないし、子どもに興味を持ったわけでもない。それぞれが、自分のためにそこにいて、ただ時間と場を瞬間的に共有しただけである。にもかかわらず、その母親はかたくなに拒否していたサービスを利用してみようと思ひ、自分の子どもの幸せには、多くの人がかかわってあげることが必要なのだと悟った。

こうした作用は、おそらく職責を負って援助しようとする多機関・多職種連携には、期待することが難しい。それゆえに、本研究が扱った「調整」とは別の方略が必要になる。「市町村子ども家庭支援指針」において、市町村に求められる機能としては、子どもやその家族の支援拠点の整備とともにコミュニティを基盤としたソーシャルワークの展開や資源をつなぐ役割が挙げられており、子どもの権利を守る地域文化や地域で子どもを育てる文化の醸成なども行っていくことが求められている（厚生労働省2017c）。そして、子どもやその家族が生活し続けていく場として関わり、支え続ける機能を果たすことが期待されている（厚生労働省2017c）。そうした場の形成を助ける「調整」とシステム化を図る「調整」を統合することにより、子どもやその家族の福祉の実現に、また一歩、近づくことができる。そして、システム化と場の形成の双方に働きかける「調整」には、さらに高次の専門性が求められることになるだろう。

## おわりに；謝辞に代えて

子ども虐待を取り巻く状況は、変わろうとしている。論者自身の意識にも変化があった。養育の不適切さを見つけたら、「子ども虐待」として捉えなければならないのだと考えていた。それが、子どもを守るために必要なことなのだ、と。しかし、子ども虐待という家族の相互関係の問題の複雑さを扱うためには、そのような単純化した情報処理で対応できるはずもない。多様性を扱うという課題の重要性は、子ども虐待対応の現場においては、日々実感できるものであり、制度もそうした現実に応答して、調整機関という枠組みを示すに至ったと考えられる。

こうした現場で必要とされている課題を、実践を否定することなく、しかし現場の愚痴に終始するのでもなく、研究として扱いたいと考えた。そのためには、論理を紡ぐための理論的支えが必要であった。そうした理論という支柱を見つけることができたのは、主指導教授の三本松政之教授のご指導によるところが大きい。多機関・多職種連携というメゾレベルの実践に関して、社会学の理論、とくにシステム論の活用には、三本松先生からのご指導のおかげであった。遅筆にも、寛容にお付き合いいただき、重ねて感謝申し上げたい。また、副指導教授を引き受けてくださった平野方紹教授や原田晃樹教授から頂いた示唆に富むご指摘を頂くことができた。自分とは異なる専門領域からのご意見は、とても新鮮で、様々な議論があり得るのだということを知る機会を与えていただいた。その他にも、立教大学コミュニティ福祉学研究科の先生方には、各種報告会や審査会を通じてご指導いただけたことは、何よりも代え難い財産となった。

また、直接的に論文指導を仰いだわけではないものの、本研究のコンテキストの背景には、薫陶を受けた諸先生方の影響も大きかった。まず、学部生であった頃に出会った尾崎新先生の『対人援助の技法 ―「曖昧さ」から「柔軟さ・自在さ」へ』は、その後のソーシャルワーク実践においても支えとなったばかりか、本研究で示したいと考えた「調整」の包摂性を記述する際の手掛かりとなった。加えて、窪田暁子先生の高著、『福祉援助の臨床 ―共感する他者として』からは、「人を尊ぶ」とは如何なることなのか、ソーシャルワーカーが不本意だとしても用いざるを得ない力（power）をどのように論じればよいのかについて学ばせていただいた。前掲の高著の出版記念講演を拝聴することができたのは幸運であり、窪田先生のご講演を伺うことができたお蔭で、「ソーシャルワークとは何か？」という疑問を持ち続けていてもよいのだと思えるようになった。加えて、博士課程前期課程において、当時、東洋大学にご所属であった野村豊子先生のご指導のおかげで、グループワーク理論の中で「調整」が論じられてきたというソーシャルワークの理論的背景を抑えることができた。

「はじめに；着想に至った経緯」でも触れた通り、本研究は、論者自身の拙い実践経験を端緒としてデザイン化されたものである。実践の中で、「寛容になりたい」と願い、「寛容になるとは如何なることか」という疑問を持つに至った背景には、臨床の場におけるメンターの存在が大きかった。国立成育医療研究センターの奥山眞紀子先生は、まさしく、寛容さをもつ人だった。自分とは異なる意見や行動パターンを持つ人を排除することなく、しかし、子どもや親などの脆弱な立場の人たちの権利を侵害する状況には断固として立ち向かっておられた。イメージができないものになりたいと思うことはできなかったはずである。「どうやったら、こんなふうになれるのだろうか？」といった、身近にお手本になる

人が存在していたという機会にも恵まれた。奥山先生からは多くのことを学ばせていただいた。例えば、子ども虐待対応の制度設計にも関わった経験から、制度では決めきれない部分があること、そうした制度の隙間を実践家の裁量によって埋めていくことを前提としているために、制度自体が寛容に設計されているということも、その一つである。奥山先生から直接教えて頂きながら、曖昧さを活かすことを前提とした臨床経験が、本研究の根底を支えていた。

そして、この研究は子ども虐待対応に関わる多くの実践家の協力なくして、成立しなかった。お一人お一人のお名前を挙げることはかなわないものの、お忙しい中、貴重な実践の知を提供していただいたことに、深くお礼を申し上げたい。

實方由佳

## 【図表目次】

表 1	多機関・多職種連携の「あるべき姿」に関する記述	9
表 2	死亡事例検証報告数	13
表 3	死亡事例検証報告 年齢構成	13
表 4	死亡事例検証報告 児童相談所や市町村の関与	14
表 5	調整機関の職員の資格種別	20
表 6	研究分野ごとの隔年の採択課題数	36
表 7	抽出されたコンセプト（上位 99 位）	38
表 8	年代ごとの出現コンセプトの比較	39
表 9	看護学領域において用いられていたコンセプト（上位 30 位）	41
表 10	領域ごとにみる「構築・開発」の出現の有無	42
表 11	「構築・開発」とともに出現していたコンセプト（看護学領域）	42
表 12	医学・薬学・歯学領域において用いられていたコンセプト（上位 30 位）	44
表 13	教育学領域において用いられていたコンセプト（上位 30 位）	45
表 14	社会福祉学領域において用いられていたコンセプト（上位 30 位）	47
表 15	「構築・開発」と同時に選択されていたコンセプト（選択率 10%以上）	48
表 16	虐待に至るおそれのある要因・虐待のリスクとして留意すべき点	105
表 17	子ども虐待対応に関わる実践家の連携の捉え方（実方 2014a）	114
表 18	連携尺度の構成（実方 2014a）	118
表 19	回答者の属性	121
表 20	回答者が有していた資格の内訳	122
表 21	所属機関別 各変数の記述統計量	122
表 22	連携尺度の歪度と尖度	123
表 23	連携尺度の G-P 分析結果	123
表 24	所属機関別変数間の相関分析結果	124
表 25	所属機関別「対象への焦点化」を目的変数とした重回帰分析の結果	125
表 26	寛容の定義例	133
表 27	調査対象者の属性	144
表 28	事例概要	145
表 29	生成された上位カテゴリーと下位コードの一覧	147
表 30	《問題状況の構築》の事例 - コード・マトリックス	148
表 31	「調整」担当者の認識基盤に関する事例 - コード・マトリックス	153
表 32	《差異の包摂》の事例 - コード・マトリックス	159
表 33	不測の事態の活用をあらわしていたセグメント	163
表 34	《共通性を見出す》の事例 - コード・マトリックス	168
表 35	行為レベルの事例 - コード・マトリックス	175
図 1	子ども虐待が及ぼす子どもへの影響とその対応例（論者作成）	5
図 2	死亡事例検証報告 年齢構成割合	13
図 3	論文構成	28

図 4	採択課題数の年次推移.....	35
図 5	研究分野ごとの多機関・多職種連携採択課題数の割合 .....	36
図 6	研究分野ごとの採択課題数の年次推移 .....	37
図 7	総配分額の平均.....	37
図 8	採択課題数と「構築・開発」の出現数の年次推移比較 .....	40
図 9	看護学領域の共起分析結果.....	42
図 10	医学・薬学・歯学領域の共起分析結果 .....	44
図 11	教育学領域の共起分析結果 .....	46
図 12	社会福祉学領域の共起分析結果 .....	47
図 13	「構築・開発」を中心とした共起分析結果.....	48
図 14	要対協の設置状況の推移 .....	76
図 15	コミュニケーションパターンの基本型（Shaw1964） .....	85
図 16	子ども虐待における「クライアント」像 .....	98
図 17	連携の擬態化（実方 2014a） .....	114
図 18	「調整」担当者による《問題状況の構築》 .....	150
図 19	「調整」担当者の省察の前提となる認識基盤 .....	154
図 20	《差異の包摂》の認識文脈.....	164
図 21	《共通性を見出す》の認識文脈 .....	171
図 22	寛容的側面に着目した「調整」の実践内容.....	179
図 23	クライアントを中心とした世界における多機関・多職種連携の位置づけ .....	183

## 【文献】

- 阿部 裕 (1972) 「地域医療の現状」『医用電子と生体工学』10 (5), 361-369
- Abbott, A. (1988) *The system of professions*, The university of Chicago press
- 安部計彦 (2001) 「機関連携・ネットワーク構築の現状と課題」『別冊発達 26 子ども虐待への取り組み』ミネルヴァ書房, 72-79
- 赤塚正一・大石幸二 (2013) 「就学期の移行支援体制づくりに関する実践的研究:—地域における特別支援学校のコーディネーターの役割と課題—」『特殊教育学研究』51 (2), 135-145
- 秋元美世 (2010) 『社会福祉の利用者と人権 利用関係の多様化と権利保障』有斐閣
- 秋山智久 (2007) 『社会福祉研究選書③ 社会福祉専門職の研究』ミネルヴァ書房
- Amsterdam, B. (1972) “Mirror image reaction before age two.” *Development Psychobiology* 5, 297-305
- Andree, D. (1996) “System theory and social work treatment.” *Social work treatment: interlocking theoretical approaches* (=1999, 米本秀仁監訳『ソーシャルワーク・トリートメント 相互連結理論アプローチ下』中央法規, 387-412)
- 青井和夫・綿貫譲治・大橋 幸 (1962) 『今日の社会心理学3 集団・組織・リーダーシップ』培風館
- 荒井浩道 (2015) 「テキストマイニングとはなにか —その解析のしくみと基礎的分析方法」『介護福祉学』22 (1), 52-60
- 新井利民 (2007) 「英国における専門職連携教育の展開」『社会福祉学』48 (1), 142-152
- 荒木 向・横田裕行 (2009) 「児童虐待における頭部外傷の脳神経外科的アプローチ」『脳と発達』41, 175-180
- Arendt, H. (1961) *Between past and future: Eight exercises in political thought*. Penguin books. (=1994, 引田隆也・齋藤純一訳『過去と未来の間 —政治思想への8試論』みすず書房)
- Arendt, H. (2002) *Denktagebuch 1950-1973 (Volume1 & 2)*, edited by Ludz, U. & Nordmann, I., Piper verlag GmbH (=2006, 青木隆嘉訳『思索日記II』法政大学出版局)
- 浅井雅志 (2011) 「『見る者』と『見られる者』 —他者表象と自己認識のダイナミズム」高知尾 仁編『人と表象』悠書館, 287-357
- Ashby, W. R. (1956) *An introduction to cybernetics*, Chapman and hall ltd. (=1967, 篠崎 武・山崎英三・銀林 浩訳『サイバネティクス入門』宇野書店)
- Axelrod, R. (1984) *The evolution of cooperation*, Basic books Inc. (=1998, 松田裕之訳『つきあい方の科学』HBJ出版局)
- Axelrod, R. & Cohen, M.D. (1999) *Harnessing complexity*, The free press (=2003, 高木晴夫監訳『複雑系組織論—多様性・相互作用・淘汰のメカニズム』ダイヤモンド社)
- 馬場 文 (2017) 「市町村における児童虐待対応の課題 : 要保護児童対策地域協議会に関する先行研究レビューより」『龍谷大学大学院研究紀要社会学・社会福祉学』(23), 49-67
- Bamford, T. (1990) *The future of social work*, Basingstoke: Palgrave
- Bateson, G. (1979) *Mind and nature: A necessary unity*, Wildwood house. (=2006,

- 佐藤良明訳『精神と自然—生きた世界の認識論』新思索社)
- Bartlett, H.M. (1970) *The common base of social work practice*, National association of social workers (=1978, 小松源助訳『社会福祉実践の共通基盤』ミネルヴァ書房)
- Bensel, R.W.T & Rheinberger, M.M. & Radbill, S.X. (1997) “Children in a World of Violence: The Roots of Child Maltreatment.” Helfer, M. E. & Kempe, R. S. & Krugman, R. D. edit. *The Battered Child fifth edition*, The University of Chicago (=2003, 坂井聖二監訳『虐待された子ども—ザ・バタード・チャイルド—』明石書店, 25-72)
- Berg, I.K. & Susan, K. (2000) *Building solutions in child protective services*, W. W. Norton & Company (=2004, 桐田 弘江・玉真 慎子・住谷 祐子・他訳『子ども虐待の解決：専門家のための援助と面接の技法』金剛出版)
- Biestek, F.P. (1957) *The casework relationship*, Loyola university press. (=2006, 尾崎 新・福田俊子・原田和幸訳『ケースワークの原則〔新訳改訂版〕—援助関係を形成する技法』誠信書房)
- Borshert, D.M. et al. edit. (2006) *Encyclopedia of philosophy second edition*, Thomson gale.
- Bowlby, J. (1988) *A secure base : clinical applications of attachment theory*, Routledge (=1993, 二木武監訳『母と子のアタッチメント—心の安全基地』医歯薬出版)
- Briskin, A., Erickson, S., Ott, J. & Callanan, T. (2009) *The power of collective wisdom—and the trap of collective folly—*, Berrett-Koehler publisher. (=2010, 上原裕美子訳『集合知の力、衆愚の罠—人と組織にとって最も素晴らしいことは何か』英治出版社)
- Brown, R. (1988) *Group process Dynamics within and between groups*, Basil Blackwell Limited (=2003, 黒川正流・橋口悽久・坂田桐子訳『グループ・プロセス』北大路書房)
- Brown, W. (2006) *Regulating aversion—Tolerance in the age of identity and empire—*, Princeton University Press (=2010, 向山恭一訳『寛容の帝国—現代リベラリズム批判—』法政大学出版局)
- Butryum, Z.T. (1976) *The nature of social work*. Palgrave Macmillan (=1986, 川田 蒼音訳『ソーシャルワークとは何か—その本質と機能』川島書店)
- Caffey, J. (1946) “Multiple fractures in the long bones of infants suffering from chronic subdural hematoma.” *Am j. roentgenology* (56), 163-173
- Caffey, J. (1974) “The whiplash shaken infant syndrome: Manual shaking by the extremities with whiplash-induced intracranial and intraocular bleedings, linked with residual permanent brain damage and mental retardation.” *Pediatrics*, 54 (4), 396-403
- Campbell, D. T. (1958) “Common fate, similarity, and other indices of the status of aggregates of person as social entities.” *Behavioral Science* 3, 14-25
- Cartwright, D. & Zander, A. (1953) *Group Dynamics research and theory*, Tavistock Publications (=1973, 三隅二不二・佐々木薫編訳『グループダイナミクス I・II』誠信書房)



- Clark, R.E., Clark, J.F., Adamec, C. edit. (2001) *Encyclopedia of child abuse 2<sup>nd</sup> edition*, Facts on file. (=2002, 門脇陽子・萩原重夫・森田由美訳『子ども虐待問題百科事典』明石書店)
- Colman, A.M. (2003) *Dictionary of Psychology*, Oxford university press (=2005, 藤永 保・仲 真紀子監修『心理学辞典 普及版』丸善株式会社)
- Department of Health (1988) *Protecting child. A guide for social workers undertaking a comprehensive assessment*, Crown (=1992, 森野郁子監訳『児童虐待 —ソーシャルワークアセスメント』ミネルヴァ書房)
- Derezotes, D.S. (2000) *Advanced generalist social work practice*, Sage
- Derrida, J. (1999) *Sur parole instantanés philosophiques*, l'Aube (=2001, 林好雄・森本和夫・本間邦雄訳『言葉にのって』筑摩書房)
- Derrida, J. (2001) *The work of mourning*, The university of Chicago press (=2006, 土田知則・岩野卓司・藤本一勇・他訳『そのたびごとにただ一つ、世界の終焉 I・II』岩波書店)
- 土井政和 (2014) 「刑事司法と福祉の連携をめぐる今日的課題 (課題研究 刑事司法と福祉の連携の在り方-犯罪行為者の社会復帰支援の現状と課題)」『犯罪社会学研究』 39, 67-81
- Durkheim, É. (1893) *De la division du travail social*, Puf (=1989, 井伊玄太郎訳『社会分業論』(上・下) 講談社)
- 円満字二郎 (2012) 『漢字ときあかし辞典』 研究社
- Empson, W. (1953) *Seven types of ambiguity 3<sup>rd</sup> ed.* New Directions (=1974, 岩崎宗治訳『曖昧の七つの型』 研究社)
- Fisher, L. (2009) *The perfect swarm*, Basic books (=2012, 松浦俊輔訳『群れはなぜ同じ方向を目指すのか?』 白揚社)
- Flexner, A. (1915) “Is social work a profession?” *In National Conference of Charities and Corrections, (Proceedings of the National Conference of Charities and Corrections at the Forty-second annual session held in Baltimore, Maryland, May 12-19, 1915.* Chicago: Hildmann) (再掲: 2001, *Research on Social Work Practice* 11 (2) , 152-165)
- Flick, U. (2007) *Qualitative forschung*, Rowoholt taschenbuch verlag GmbH (=2002, 小田島博志・山本則子・春日 常・他訳『質的研究入門 —人間の科学のための方法論』 春秋社)
- 藤井基貴・宮本敬子・中村美智太郎 (2013) 「道德教育の内容項目「寛容」に関する基礎的研究」『静岡大学教育学部研究報告. 人文・社会・自然科学篇』 63, 123-134
- 藤田弘之 (2004) 「イギリスにおける児童虐待防止システムの問題とその改善策 —ヴィクトリア・クリンビー調査報告書とその後の対応—」『滋賀大学教育学部紀要 教育科学』 (54) , 43-58
- 福山和女 (2009) 「ソーシャルワークにおける協働とその技法」『ソーシャルワーク研究』 34 (4) , 278-290
- Freidson, E. (1970) *Professional dominance : the social structure of medical care*, Atherton Press (=1992, 進藤雄三, 宝月誠訳『医療と専門家支配』 恒星社厚生閣)

- 古川孝順（1997）『社会福祉のパラダイム転換』有斐閣
- 古川孝順（2009）『社会福祉の拡大と限定 社会福祉学は双頭の要請にどう応えるか』中央法規
- 古川孝順（2012）「刊行にあたって ー変革期社会福祉学の展望」一般社団法人日本社会福祉学会編『対論社会福祉学1～5』中央法規，4-25
- 古川孝順・金子光一編（2009）『社会福祉発達史キーワード』有斐閣
- Gardner, JF. eds. (1980) *Program issues in development disabilities*, Brookers publishing.
- Germain, C.B. (1981) “The ecological approach to people-environment transaction.” *Social case work* 61 (6), 323-331 (=1992, 小島蓉子編訳『エコロジカル・ソーシャルワーカーカレル・ジャーメイン名論文集』学苑社)
- Germain, C.B (1984) *Socialwork Practice in Health Care*, Free Paper
- Giddens, A. (1979) *Central problem in social theory*, University of California press (=1989, 友枝敏雄・今田高俊・森 重雄訳『社会理論の最前線』ハーベスト社)
- Giddens, A. (1990) *The Consequences of modernity*, Polity press (=1993, 松尾精文・小幡正敏訳『近代とはいかなる時代か？ ーモダニティの帰結ー』而立書房)
- Giddens, A. (1999) *Runaway world*, Profile books, Ltd. (=2001, 佐和隆光訳『暴走する世界 ーグローバルゼーションは何をどう変えるのか』ダイヤモンド社)
- Gil,E. (1991) *The Healing Power of Play: Working With Abused Children*, Guilford Pr. (=1997, 西沢 哲訳『虐待を受けた子どものプレイセラピー』誠信書房)
- Gitterman, A. & Salmon, R. (2009) *Encyclopedia of Social Work with Groups*, Routledge
- Goodman, N. (1978) *Ways of world making*, Hackett publishing company (=1987, 菅野盾樹・中村雅之訳『世界制作の方法』みすず書房)
- Habermas, J. (1991) *Erläuterungen zur diskursethik*, Suhrkamp verlag (=2005, 清水多吉・朝倉輝一訳『討議倫理』法政大学出版局)
- Habermas, J. (2005) *Zwischen naturalismus und religion*, Philosophie aufsätze. (=2014, 庄司 信・日暮雅夫・池田成一・他訳『自然主義と宗教の間 哲学論集』法政大学出版局)
- 萩原優騎（2007）「道徳的寛容と機能的寛容 ー精神分析的な主体の構造から認識のダイナミズムを考えるー」村上陽一郎編『近代化と寛容』風行社，35-57
- 萩原優騎（2009）「機能的寛容における他者の問題」『社会科学ジャーナル』68, 53 - 71
- 萩原優騎（2010）「社会の構造としての機能的寛容 類的人間から個的人間へ」『社会科学ジャーナル』70, 53-68
- 花崎皋平（2002）『<共生>への触発』みすず書房
- 原 秀男（1964）「価値相対主義における寛容の問題」『法哲学年報 法源論』，119-131
- Harrison, D.A. & Klein, K.J. (2007) “What’s the difference?: Diversity constructs as separation, variety, or disparity in organizations.” *Academy of management review*, 32, 1199-1228.
- 橋口捷久（2003）「集団意思決定」白樫三四郎・外山みどり編著『社会心理学』八千代出版，115-141

- 長谷川真理子 (2016) 「進化から見た、親による子どもの虐待」『子どもの虐待とネグレクト』18 (2), 139-147
- 長谷川真司・高石 豪・岡村英雄・等 (2016) 「多職種・多機関連携による触法高齢者・障害者の地域生活支援の現状と課題：A 県 B 地域生活定着支援センターの事例から」『山口県立大学学術情報』9, 125-133
- 波多埜英治 (2006) 「児童虐待防止ネットワークの課題」『清和大学論集 A-B 人文学系』(34), 123-131
- 波頭 亮 (2006) 『プロフェッショナル論』ちくま新書
- 狭間香代子 (2001) 『社会福祉の援助観 ストレngths視点・社会構成主義・エンパワメント』筒井書房
- 狭間香代子 (2012) 「ソーシャルワークにおける『主体性』と『適応』 一人と環境との接点への多様な視座」一般社団法人日本社会福祉学会編『対論社会福祉学 5 ソーシャルワークの理論』中央法規, 32-52
- 間 寧 (2012) 「政治的寛容の規定要因 ー実証研究の概観ー」『アジア経済』53(2), 21-31
- Hayek, F.A. (1989) *The fatal conceit: the errors of socialism*. The university of Chicago press. (=2009, 渡辺幹雄訳『ハイエク全集Ⅱ 致命的な思いあがり』春秋社)
- 林 勇吾・三輪和久 (2011) 「コミュニケーション齟齬における他者視点の理解」『認知科学』18 (4), 569-584
- Healy, K. (2012) *Social work methods and skills*, Palgrave Macmillan (=2016, 杉本敏夫・熊谷忠和監訳『ソーシャルワークの方法とスキル ー実践の本質的基盤ー』みらい)
- Heidegger, M. (1927) *Sein und Zeit*, Max Niemeyer Verlag (=1994, 細谷 貞雄訳『存在と時間 上・下』筑摩書房)
- Hinde, R.A. (1979) *Towards understanding relationships*, Academic press
- 開本浩矢編 (2014) 『入門 組織行動論 第2版』中央経済社
- 法令用語研究会編 (1993) 『有斐閣 法律用語辞典第3版』有斐閣
- 日比野愛子・渡部 幹・石井敬子 (2014) 『つながれない社会 グループ・ダイナミックスの3つの目』ナカニシヤ出版
- 平岡公一・杉野昭博・所 道彦・他 (2011) 『社会福祉学』有斐閣
- 廣松 渉・子安宣邦・三島憲一・ほか編 (1998) 『岩波 哲学・思想事典』岩波書店
- 菱沼 幹男 (2012) 「福祉専門職による地域支援スキルの促進要因分析：コミュニティーソーシャルワークを展開するシステム構築に向けて」『社会福祉学』53 (2), 32-44
- Hrdy, S.B. (2011) *Mothers and others*, Harvard university press.
- 保坂俊司 (2010) 「インド仏教思想における寛容思想とその展開」釈悟震責任編集『インド宗教思想の多元的共存と寛容思想の解明』山喜房仏書林, 240-282
- 保坂俊司 (2013) 「平和思想としての寛容思想の可能性についてーインド思想における可能性をめぐってー」『中央大学政策文化総合研究所年報』16, 3-23
- 保坂 亨編著 (2011) 『日本の子ども虐待 第2版』福村出版
- Hollis, F. (1964) *Casework: A psychosocial Therapy*, Random House (=1966, 黒川 昭登・本出祐之・森野郁子訳『ケースワークー社会心理療法』岩崎学術出版)
- 堀木道子 (1997) 「虐待に対応する機関連携について」『世界の児童と母性』(42), 26-29

- 堀内 亮・西田崇大・山本啓太・等 (2007) 「ソーシャルワーカー主導のケース・カンファレンスを契機として早期退院が実現した統合失調症の1例」『医療』61 (9), 609-612
- 細馬宏通・中村好孝・城 綾実・他 (2010) 「介護者どうしの会話に現れる身体化された知識 —カンファレンスにおけるジェスチャーの相互作用」『電子情報通信学会技術研究報告. HCS, ヒューマンコミュニケーション基礎』110 (185), 13-18
- 法務省児童虐待防止のための親権制度研究会 (2010) 『児童虐待防止のための親権制度研究会報告書』
- Husserl, E. (1922) *Logische untersuchungen*, Max niemeyer (=1970, 立松弘孝・松井良和・赤松 宏共訳『論理学研究 2』みすず書房)
- Husserl, E. (1929) *Cartesianische meditationen Und pariser vorträge*, hrsg. von St. Strasser (=2001, 浜渦辰二訳『デカルト的省察』岩波書店)
- Husserl, E. (1966) *Analysen zur passiven synthesis*. Aus Vorlesungs- und Forschungsmanuskripten (1918-1926), hrsg. von M. Fleischer (=1997, 山口一郎・田村京子訳『受動的綜合の分析』国文社)
- Hyden, P.W. (2016) *Child abuse in the US: Cases, controversies and the multidisciplinary approach* (=2016, 山田不二子訳「米国における子ども虐待—実情、論争、多機関連携アプローチ—」『子どもの虐待とネグレクト』18 (2), 148-153)
- IFSW (2014) *Global definition of Social work* (<http://ifsw.org/policies/definition-of-social-work/>  
日本語訳確定版 [https://www.jacsw.or.jp/06\\_kokusai/IFSW/files/SW\\_teigi\\_japanese.pdf](https://www.jacsw.or.jp/06_kokusai/IFSW/files/SW_teigi_japanese.pdf) 2017/3/1)
- 市橋英世 (1978) 『組織行動の一般理論—組織サイバネティクス研究』東洋経済新報社
- 一之瀬正樹 (2011) 『確率と曖昧性の哲学』岩波書店
- 飯田 隆編 (2005) 『論理の哲学』講談社
- 池田由子 (2002) 「わが国における児童虐待防止運動の先駆者、原胤昭の業績を顧みて」『子どもの虐待とネグレクト』4 (2), 200-203
- 池谷和子 (2009) 『アメリカ児童虐待防止法制度の研究』樹芸書房
- 池谷和子 (2013) 「児童虐待防止法制度の現状と課題」笠原俊宏編『日本法の論点 第3巻』文眞堂, 202-209
- 池谷和子 (2014) 「アメリカにおける家族の崩壊と『子どもの権利』—児童虐待防止法を素材として—」『東洋法学』57 (3), 173-203
- 芋坂直行 (2007) 「思考する意識の脳内表現—自己から他者へ」紀平英作編『グローバル化時代の人文学 対話と寛容の知を求めて 下 共生への問い』京都大学学術出版会, 41-65
- 芋坂直行編 (2012) 『社会脳科学の展望 脳から社会をみる』新曜社
- 稲沢公一 (1992) 「生態学的視点の理論的境界 —社会福祉原理研究ノート[1]—」『社会福祉学』33 (2), 163-186
- 稲沢公一 (2005) 「構成主義・ナラティブ」久保紘章・副田あけみ編著『ソーシャルワークの実践モデル 心理社会的アプローチからナラティブまで』川島書店, 227-250
- 稲沢公一 (2017) 『援助関係入門 「人と人との」関係性』有斐閣
- Illich, I., Zola, I. K., Mcknight, J., Caplan, J. & Shaiken, H. (1977) *Disabling Profession*, (=1984, 尾崎 浩訳『イリイチ・ライブラリー④ 専門家時代の幻想』新評社)

- 今村仁司（1989）『排除の構造 ー力の一般経済序説』 青土社
- 稲生 勝（2000）「科学的方法論の現代的地平」, 仲本章夫編著『現代哲学のトポス』 創風社, 125-141
- 井上 薫（2004）「監訳者あとがき」, Turnel, A. & Edwards, S. (1999) *Signs of safety –A solution and safety oriented approach to child protection casework.* W.W.Norton & company. (=2004, 白木孝二・井上 薫・井上直美監訳『安全のサインを求めて ー子ども虐待防止のためのサインズ・オブ・セイフティ・アプローチ』 金剛出版, 223-227)
- 井上直美・井上 薫編（2008）『子ども虐待防止のための家族支援ガイド サインズ・オブ・セイフティ・アプローチ入門』 明石書店
- 井上哲次郎・有賀長雄編（1884）『哲学字彙』 東洋館
- 伊勢田哲治（2014）「技術者の自立と自律 ー専門職研究の観点からー」『電気学会研究会資料. FIE』, 21-26
- 石田英敬（2010）『現代思想の教科書 世界を考える知の地平 15章』 筑摩書房
- 石村善助（1969）『現代のプロフェッション』 至誠堂
- 石川 昭（1999）「アポトーシス、アポビオーシス、ネクローシス、およびオートポイエーシス ーその意義、評価と応用」 石川昭・奥山眞紀子・小林敏孝編著『サイバネティック・ルネサンス ー知の閉塞性からの脱却』 工業調査会, 71-82
- 石川義之（2002）『社会学とその周辺 ーパーソンズ理論から児童虐待までー』 大学教育出版
- 磯谷文明（2015）「児童虐待の現状と虐待防止法制の展開」『法律のひろば』 68 (9), 4-15
- 生松敬三（1971）「日本における寛容の問題」『季刊社会思想』 1 (3), 445-462
- 板野美紀（2011）「全国市町村の児童家庭相談を構成する要件」『社会福祉学』 51 (4), 69-79
- 岩間伸之（2000）「ソーシャルワークの根源を何に求めるのか」 右田紀久恵・小寺全世・白澤政和編『社会福祉援助と連携』 中央法規, 16-29
- 岩崎晋也（2008）「日本の社会福祉のあゆみ」, 稲沢公一・岩崎晋也『社会福祉をつかむ』 有斐閣, 165-188
- 岩田千亜紀（2015）「高機能自閉症スペクトラム障害（ASD）圏の母親の子育てにおける困難とニーズ：当事者に対する質的研究に基づく分析」『社会福祉学』 56 (3), 44-57
- 岩田正美（2007）「『パラダイム転換』と社会福祉の本質 ー社会福祉の2つの路線と『制約』をめぐって」『社会福祉研究』 100, 19-25 (岩田正美監修, 『リーディングス日本の社会福祉 社会福祉とはなにか』 日本図書センター, 430-440)
- 岩田靖夫（1985）「ケノン・コーラー・トポス」, 大森荘蔵・滝浦静雄・中村雄二郎・他編『新岩波講座哲学 7 トポス 空間 時間』 岩波書店, 2-35
- 井藤佳恵・稲垣宏樹・岡村毅・他（2012）「大都市在住高齢者の精神的健康度の分布と関連要因の検討. 要介護要支援認定群と非認定群との比較」日本老年医学会雑誌 49 (1), 82-89
- 実方由佳（2013）「実践家が捉える『専門職間連携』とその“曖昧さ”に関する検討 ー子ども虐待対応を題材にした連携システムに関する考察ー」(修士論文) 東洋大学福祉社会デザイン研究科社会福祉学専攻

- 実方由佳 (2014a) 「子ども虐待対応における『専門職間連携』の擬態化 —実践家の『専門職間連携』認知を介在させた検証—」『社会福祉学』55 (2), 27-39
- 実方由佳 (2014b) 「ソーシャルワーカーから見た非器質性発育障害 (NOFTT) —“支援”に焦点化した議論のための試論—」『子どもの虐待とネグレクト』16 (1), 22-29
- 実方由佳 (2015) 「子ども虐待対応における『専門職間連携』に関する地域間での“違い” —専門職の認知 (捉え方) を題材にした検証—」『社会福祉学』55 (4), 30-42
- 実方由佳 (2016a) 「ソーシャルワーク実践としての子ども虐待対応における“曖昧さ”が有する可能性—制度との連続性における実践上の技術的課題についての考察—」『立教大学コミュニティ福祉学研究科紀要』14, 37-47
- 実方由佳 (2016b) 「子ども虐待対応のための個別ケース検討会議開催回数が専門職に与える影響」『ソーシャルワーク学会誌』32, 13-24
- 実方由佳 (2017) 「子ども虐待対応のために連携する援助職の『触発』される志向性—所属機関に着目した検証—」『社会福祉学』58 (2), 13-25
- Johnson, L.C. & Yanca, S.J. (2001) *Social work practice: A generalist approach 7th edition*, Allyn & Bacon. (=2004, 山辺朗子・岩間伸之訳『ジェネラリスト・ソーシャルワーク』ミネルヴァ書房)
- Julia, D. (1994) *Dictionnaire de la philosophie*, Larousse. (=1998, 片山寿昭・山形頼洋・鷺田清一監訳『ラルース哲学辞典』弘文堂)
- 門脇俊介 (2004) 『フッサール 心は世界にどうつながっているのか』日本放送出版協会
- 閣議決定 (2016) 「児童虐待防止対策に関する業務の基本方針について」 (URL: <http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000123880.pdf> 2017/12/31)
- 金子郁容 (1986) 『ネットワークキングへの招待』中公新書
- Kamen, H. (1967) *The rise of toleration*, George Weidenfield and Nicolson Ltd. (=1970, 成瀬 治訳『世界大学選書 013 寛容思想の系譜』平凡社)
- 亀喜 信 (2010) 『ハンナ・アレント —伝えることの人間学』世界思想社
- 神谷昌史 (2010) 「多様であることと近代日本思想」『世界思想』(37), 27-30
- 柏女霊峰 (2003) 「児童虐待防止市町村ネットワークの可能性」『法務総合研究所研究部報告』(22), 125-132
- 加藤曜子 (2001) 『児童虐待リスクアセスメント』中央法規
- 加藤曜子 (2005) 『市町村児童虐待防止ネットワーク —要保護児童対策地域協議会』日本加除出版
- 加藤曜子 (2009) 「要保護児童対策地域協議会の流れ; アセスメントのありかた」『小児看護』32 (5), 560-566
- 加藤曜子 (2010) 「市町村ネットワーク; 調整機関の役割 —要保護児童対策地域協議会調整機関と個別ケース検討会議参加機関調査から—」『流通科学大学論集—人間・社会・自然編—』22 (2), 51-62
- 加藤曜子 (2013) 「要保護児童対策地域協議会の課題: 死亡事例検証報告からの学び」『流通科学大学論集. 人間・社会・自然編』25 (2), 39-52
- 加藤曜子 (2016) 「市町村児童家庭相談と要保護児童対策地域協議会の運営」『流通科学大学論集. 人間・社会・自然編』28 (2), 29-41

- 加藤曜子・安部計彦編 (2008)『子どもを守る地域ネットワーク活動実践ハンドブック 要  
保護児童対策地域協議会の活動方法・運営 Q&A』中央法規
- 河東田 博(2012)「脱施設化とコミュニティケアの日本的展開」, 一般社団法人日本社会福祉学  
会編『対論社会福祉学 2 社会福祉政策』中央法規, 105-129
- 河合隼雄・中沢新一編 (2003)『「あいまい」の知』岩波書店
- 亀喜 信 (2010)『ハンナ・アレント ー伝えることの人間学』世界思想社
- 柄谷行人 (1996)『差異としての場所』講談社
- 柏野健三 (2007)「『ビクトリア・クリンビー調査』の意義 ー連合王国における児童安全  
維持のための報告ー」『帝塚山大学心理福祉学部紀要』, 15-29
- 柏瀬宏隆 編著 (2008)『集団の精神病理』新興医学出版
- 勝田美穂 (2015)「児童虐待防止法の立法過程ー唱道連携モデルからの分析ー」『岐阜経済  
大学論集』49 (1), 1-20
- 川崎二三彦 (2004)「抜本的な改善が必要な児童虐待対策ー児相研の見解に寄せてー」『季  
刊ひろば 京都の教育』137  
(URL: <http://www.kyoto-kyoiku.com/hiroba2/hiroba137/137kawasaki.htm> 2017/10/27)
- 川崎二三彦 (2006)『児童虐待 現場からの提言』岩波書店
- 川崎二三彦・川島順子・山口薫・等 (2010)「座談会 初期対応強化だけでは虐待は防げ  
ない。今こそ虐待予防の総合的な対策を」『子どもと福祉』3, 41-48
- 川島ゆり子 (2005)「保健・医療・福祉の連携を推進するコミュニティベースドソーシャ  
ルワークの機能ーアンケート自由記述回答による阻害要因分析をもとにー」,『関西学院  
大学社会学部紀要』99, 173-183
- 川島ゆり子 (2007)「コミュニティケア概念の変遷 ー新たなケアの展開に向けてー」『関  
西学院大学社会学部紀要』103, 73-83
- 川島ゆり子 (2011)『地域を基盤としたソーシャルワークの展開 ーコミュニティケア  
ネットワーク構築の実践ー』ミネルヴァ書房
- 数家鉄治 (2003)『ジェンダー・組織・制度 ー日本のコンフリクト解決ー』白桃書房
- 数家鉄治 (2008)『組織の交渉と調停』文眞堂
- Kempe, C.H. & Silverman F. N. & Steele B.F. et al. (1962) “The battered-child  
syndrome.” *The journal of the American medical association*, 181 (1), 17-24.
- 木田 元・栗原 彬・野家啓一・など編 (1997)『コンサイス 20世紀思想辞典』三省堂
- 紀平英作編 (2007)『グローバル化時代の人文科学 対話と寛容の知を求めて 下 共生へ  
の問い』京都大学学術出版会
- 菊池和則 (1999)「多職種チームの3つのモデルーチーム研究のための基本的概念整理」  
『社会福祉学』39 (2), 273-290
- 菊池和則 (2000)「多職種チームの構造と機能 ー多職種チーム研究の基本的枠組みー」『社  
会福祉学』7 (41-1), 13-25
- 菊池和則 (2002)「多職種チームとは何か」石鍋圭子・野々村典子・半田幸代編『リハビ  
リテーション看護におけるチームアプローチ』医歯薬出版, 9
- 菊池和則 (2004)「多職種チームのコンピテンシー ーインディビジュアル・コンピテン  
シーとチーム・コンピテンシーに関する基本的概念整理ー」『社会福祉学』, 44 (3), 23-31
- 菊池美恵 (2009)「児童虐待防止ネットワークが機能するための要因 ー要保護児童対策

- 地域協議会構成員への面接調査の分析から～」, 『高知女子大学紀要 社会福祉学部編』  
58, 1-14
- 衣笠一茂 (2015) 『ソーシャルワークにおける「価値」と「原理」－「実践の科学化」とその論理構造』 ミネルヴァ書房
- Kirst-Arshman, K. K. (2000) *Human Behavior, Communities, Organizations, and Groups in the Macro Social Environment: An Empowerment Approach*, Wadsworth, a Thomson Learning Company (=2007, 宍戸明美監訳『マクロからミクロのジェネラリストソーシャルワーク実践の展開』 筒井書房)
- 北島英治 (2008) 『ソーシャルワーク論』 ミネルヴァ書房
- 岸本美緒 (2015) 「徳治の構造－寛容の在り処を中心に－」 『中国－社会と文化－』 30, 45-65
- 小林玄順 (2000) 「他者理解のある困難さについて」 『哲学年誌』 (7), 56-65
- 小林美智子 (2007) 「子どもをケアし親を支援する社会の構築に向けて」 小林美智子・松本伊知朗編著『子ども虐待 介入と支援のはざままで－「ケアする社会」の構築に向けて』 明石書店, 25-63
- 小林美智子 (2010) 「虐待問題が日本の社会に鳴らした警鐘－虐待防止法までの10年、その後の10年、そしてこれからの10年－」 『子どもの虐待とネグレクト』 12 (1), 8-24
- 小林美智子 (2015) 「子ども虐待の「支援」を考える」 『子どもの虹情報研修センター (日本虐待・思春期問題情報研修センター) 紀要』 13, 1-12
- 小林 登 (2002) 「21世紀こそ子どもの世紀に」 『子どもの虐待とネグレクト』 4 (1), 5-8
- 小林 剛 (2002) 「児童虐待における教育機関との連携」 『子どもの虐待とネグレクト』 4 (1), 127-130
- 児玉徳美 (2009) 「概念化と言語化」 『立命館文学』 610, 774-755
- 子どもの虹情報研修センター編 (2004) 『虐待の援助法に関する文献研究 (第1報:1970年代まで): 戦後日本社会の「子どもの危機的状況」という視点からの心理社会的分析』 子どもの虹情報研修センター平成15年度研究報告書
- 子どもの虹情報研修センター編 (2005) 『虐待の援助法に関する文献研究第2報: 児童虐待に関する法制度および文献資料の研究 第1期 (1980年4月から1990年まで)』 子どもの虹情報研修センター平成16年度研究報告書
- 子どもの虹情報研修センター編 (2006) 『虐待の援助法に関する文献研究第3報: 児童虐待に関する法制度および文献資料の研究 第2期 (1990年4月から2000年5月まで)』 子どもの虹情報研修センター平成17年度研究報告書
- 児島亜紀子編 (2015) 『社会福祉実践における主体性を尊重した対等なかかわりは可能か』 ミネルヴァ書房
- 小島伸之 (2014) 「『家族の崩壊』と虐待防止法－日米配偶者間暴力・児童虐待統計を素材に」 『東洋法学』 57 (3), 205-229
- 口村 淳 (2010) 「高齢者ショートステイにおける相談員業務の特徴--既存臨床情報の内容分析を通して」 『社会福祉学』 50 (4), 148-160
- 小阪修平 (2004) 『図解雑学 現代思想』 ナツメ社



厚生省（1997）「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」（児発 第 434 号 平成 9 年 6 月 20 日）（<http://www.uraoka.com/gyakutai/page68.PDF> 2017/3/1）

厚生労働省（2003）『社会保障審議会児童部会「児童虐待の防止等に関する専門委員会」報告書』（URL：<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/06/s0618-2.html> 2017/8/9）

厚生労働省（2005a）『児童相談所運営指針（改正）』（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv11/01.html> 2017/3/1）

厚生労働省（2005b）『市町村児童家庭相談援助指針』（[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/dv/dl/120502\\_10.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/120502_10.pdf) 2017/3/1）

厚生労働省（2006）『今後の児童家庭相談体制のあり方に関する研究会 報告書』（<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/04/s0428-2.html> 2017/3/1）

厚生労働省（2007a）『要保護児童対策地域協議会設置・運営指針』（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv11/05.html> 2017/3/1）

厚生労働省（2007b）『平成 19 年度版 厚生労働白書』

厚生労働省（2008）『第 1 次報告から第 4 次報告までの子ども虐待による死亡事例等の検証結果総括報告』（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv31/dl/05.pdf> 2017/3/1）

厚生労働省（2009）『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 5 次報告）』（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv37/dl/10.pdf> 2017/3/1）

厚生労働省（2010）『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 6 次報告）』（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv37/dl/6-11.pdf> 2017/3/1）

厚生労働省（2011）『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 7 次報告）』（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv37/dl/7-2.pdf> 2017/3/1）

厚生労働省（2012a）『児童虐待の防止等に関する政策評価（総務省統一性・総合性確保評価）について（雇児総発 0223 第 1 号 雇児保発 0223 第 1 号）』（[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/dv/hourei.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/hourei.html) 2017/3/1）

厚生労働省（2012b）『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 8 次報告）』（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv37/dl/8-2.pdf> 2017/3/1）

厚生労働省（2013a）『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 9 次報告）』（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv37/dl/9-2.pdf> 2017/3/1）

厚生労働省（2013b）『子ども虐待対応の手引き』（＝日本子ども家庭総合研究所編（2014）『子ども虐待対応の手引き 平成 25 年 8 月厚生労働省の改正通知』有斐閣）

厚生労働省（2014）『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 10 次報告）』（<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000058559.pdf> 2017/3/1）

厚生労働省（2015a）『子どもを守る地域ネットワーク等調査』（[http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?\\_toGL08020103\\_&listID=000001131962&requestSender=search](http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&listID=000001131962&requestSender=search) 2017/3/1）

厚生労働省（2015b）『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 11 次報告）』（<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099920.html> 2017/3/1）

厚生労働省（2016a）『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 12 次報告）』（<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137028.html> 2017/3/1）

- 厚生労働省 (2016b) 「平成 27 年度 福祉行政報告例」  
 (http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL02020101.do?method=extendTclass&refTarget=toukei\_eiho&listFormat=hierarchy&statCode=00450046&tstatCode=000001034573&tclass1=&tclass2=&tclass3=&tclass4=&tclass5=2017/8/5)
- 厚生労働省 (2016c) 『平成 28 年度 厚生労働白書』
- 厚生労働省 (2017a) 『要保護児童対策地域協議会の設置運営状況調査結果』 (URL :  
 (http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000163891.pdf  
 2017/8/9)
- 厚生労働省 (2017b) 「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」 (雇児発0331第16号平成29年3月31日付)  
 (http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000161636.pdf#search 2017/10/29)
- 厚生労働省 (2017c) 「市町村子ども家庭支援指針」  
 (URL : http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000161704.pdf  
 2018/1/1)
- 子安増生 (2011) 「自己と他者 ―発達的アプローチ」 子安増生・大平英樹編 『ミラーニューロンとく心の理論』 新曜社, 1-20
- Kristeva, J. (2001) *Hannah Arendt: Life is a Narrative*, University of Toronto press.  
 (=2015, 青木隆嘉訳 『ハンナ・アーレント講義 ―新しい世界のために』 論創社)
- 久保元二 (2000) 「保健・医療・福祉の連携についての概念整理とその課題」 右田紀久恵・小寺全世・白澤政和編 『社会福祉援助と連携』 中央法規, 108-123
- 久保健二 (2014) 「虐待対応における課題と困難 ―児童相談所常勤弁護士の立場から―」 『子どもの虐待とネグレクト』 16(3), 242-255
- 久保 進 (2014) 『言語行為と調整理論』 ひつじ書房
- 久保田まり (2008) 「アタッチメントの形成と発達」 庄司順一・奥山眞紀子・久保田まり編 『アタッチメント 子ども虐待・トラウマ・対象喪失・社会的養護をめぐる』 明石書店, 42-64
- 窪田暁子 (2013) 『福祉援助の臨床 ―共感する他者として』 誠信書房
- 工藤 雄行・大沼 由香・寺田 富二子ら (2015) 「直営型地域包括支援センターにおける地域支援ネットワーク構築の促進要因 : 三職種の認識を通して」 『弘前医療福祉大学短期大学部紀要』 3 (1), 43-50
- 空閑浩人 (2016) 『ソーシャルワーク論』 ミネルヴァ書房
- 釘原直樹 (2003) 「集団問題解決」 白樫三四郎・外山みどり編著 『社会心理学』 八千代出版, 143-170
- 釘原直樹 (2011) 『グループダイナミックス 集団と群衆の心理学』 有斐閣
- 熊井利廣 (2007) 「ネットワークはなぜ大切か」 『小児科臨床』 60 (4), 785-790
- 国重浩一 (2008) 「翻訳者まえがき」 Monk, G. et al. (1997) *Narrative Therapy in Practice The Archaeology of Hope*, John Wiley & Sons, Inc. (=2008, 『ナラティブ・アプローチの理論から実践まで 希望を掘り当てる考古学』, 北往路書房), iii-xviii
- Langer, L. (1973-74) "Infanticide: A Historical survey." *History of childhood Q.1*, 353-362

- Lantz, J. (1996) “CHAPTER 5 Cognitive theory and social work treatment”, Turner, F. J. edit. *Social work treatment : interlocking theoretical approaches* (=2006, 米本秀仁監訳『ソーシャルワーク・トリートメント 相互連結理論アプローチ上』中央法規, 141-177)
- Lèvinas, E. (1949) *En découvrant l'existence avec Husserl et Heidegger*. Paris Librairie philosophique. (=1977, 丸山 静訳『フッサールとハイデガー』せりか書房)
- Lèvinas, E. (1972) *Humanisme de l'autre homme*, Éditions fata morgana. (=1990, 小林康夫訳『他者のユマニスム』水声社)
- Lickel, B. , Hamilton, D. L. & Wiczorkowska, G. et al. (2000) “Varieties of groups and the perception of group entitativity.” *Journal of Personality and Social Psychology* 78 (2), 223-246.
- Lipnack, J & Stamps, J (1982) *NETWORKING* (=1984, 社会開発統計研究所監訳『ネットワーキング ヨコ型情報社会への潮流』プレジデント社)
- Litwak, E. & Meyer, H.J.(1966) “A balance theory of coordination between bureaucratic organizations and community primary groups.” *Administrative science quarterly* 11(1), 31-58
- Locke, J (1685) *A letter concerning toleration*. (=1971, 平野 耿訳『寛容についての書簡』朝日出版社)
- Luhmann, N. (1968) *Vertrauen : EM Mechanismus der Reduktion sozialer Komplexitaet* , Stuttgart:F.Enke. (=1990, 大庭健・訳『信頼—社会的な複雑性の縮減メカニズム』勁草書房)
- Luhmann, N. (1991) *Soziologie des Risikos*, Walter de Gruyter. (=2014, 小松丈晃訳『リスクの社会学』新泉社)
- Luhmann, N. (2002) *Einführung in die Systemtheorie*, Carl-Auer-Systeme Verlag (=2007, 土方 透監訳『システム理論入門』新泉社)
- 前田信夫(1990)『保健医療福祉の統合』勁草書房
- 前橋信和 (2012)「第 11 章 児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）第 7 条に基づく虐待通告に関わる守秘について」芝野松次郎・小西加保留編著『社会福祉学への展望』相川書房, 189-204
- 牧原 出 (2009)『行政学叢書 8 行政改革と調整のシステム』東京大学出版
- 牧里毎治 (2000)「地域福祉とソーシャルワーク」『ソーシャルワーク研究』25 (4), 70-76
- 牧里毎治・山野則子(2009)『児童福祉の地域ネットワーク』相川書房
- Marcuse, H. (1965) “Repressive tolerance.” , Wolff, R.P. & Moore, jr.B, & Marcuse, H.A *Critique of Pure Tolerance*. Beacon press. (=1968, 大沢真一郎訳『純粹寛容批判』せりか書房), 107-151)
- Marneffe, C. (1997) “Alternative form of intervention” Helfer, M.E. & Kempe, R.S. & Krugman, R.D. edit. *The battered child 5<sup>th</sup> edition*, The university of Chicago (=2003, 坂井聖二監訳『虐待された子ども —ザ・バタード・チャイルド—』明石書店, 936-972)
- 丸野俊一・生田淳一・堀憲一郎 (2001)「目標の違いによって、ディスカッションの過程や内容がいかに異なるか」『九州大学心理学研究』2, 11-33

- 丸谷充子・佐藤菜穂・沢藤由美・吉澤一弥（2017）「多機関連携臨床のプロセスとモデルの抽出—小児医療，教育，児童福祉における心理士の役割から—」『日本女子大学紀要 家政学部』（64），1-9
- 丸山和昭（2008）「Andrew Abbottの専門職論 —カウンセラーを中心に」『社会学年報』（37），71-81
- 松原康雄（2001）「地域ネットワークの現状と課題」『別冊発達』，110-117
- 松田博康（2008）『子ども虐待 多職種専門家チームによる取り組み』学文社
- 松井嘉和（1971）「日本的思考傾向に見られる寛容性について—井上正鉄の場合—」『神道宗教』（62），69-83
- 松宮透高（2011）「児童虐待事例に対する問題解決プロセス」『社会福祉学』52（3），40-52
- 松宮透高・八重樫牧子（2013）「メンタルヘルス問題のある親による虐待事例に対する相談援助職の認識 —児童福祉と精神保健福祉における差異を焦点として—」『社会福祉学』53（4），123-136
- 松本伊智朗（2007）「介入と支援のはざま—本書の課題と構成」小林美智子・松本伊知朗編著『子ども虐待 介入と支援のはざままで —「ケアする社会」の構築に向けて』明石書店，9-24
- 松岡千代（2000）「ヘルスケア領域における専門職間連携—ソーシャルワークの視点からの理論的整理」『社会福祉学』40（2），17-38
- 松山 真（2015）「IFSW ソーシャルワーク定義にみる世界情勢」『立教大学コミュニティ福祉学研究所紀要』（3），123-136
- 松崎芳伸（1948）「児童政策の進路—「児童福祉」の総論として—」厚生省児童局監修『児童福祉』東洋書館（山縣文治編著『リーディングス日本の社会福祉第8巻 子ども家庭福祉』日本図書センター，35-61）
- Mendus, S. & Edwards, D. edit. (1987) *On toleration*, Clarendon press oxford.
- Mendus, S. (1989) *Toleration and the limits of liberalism*, Macmillan press. (= 1997, 谷本光男・北尾宏之・平岩隆敏訳『寛容と自由主義の限界』ナカニシヤ出版)
- Mendus, S. & Edwards, D. edit. (1987) *On toleration*, Clarendon press oxford
- Mendus, S. (1989) *Toleration and the limits of liberalism*, Macmillan press (= 1997, 谷本光男・北尾宏之・平岩隆敏訳『寛容と自由主義の限界』ナカニシヤ出版)
- 三上剛史（2013）『社会学的ディアボリズム —リスク社会の個人—』学文社
- 三上剛史（2015）「ダブル・コンティンジェンシーと贈与 —今さらながら」『ソシオロジ』59（3），99-101
- 三木那由他（2014）「第一章 概念の構造とカテゴリー化」信原幸弘・太田紘史『シリーズ新・心の哲学 I 認知篇』勁草書房，31-72
- Milgram, S. (1974) *Obedience to authority. —An experimental view*, HarperCollins publisher. (= 2008, 山形浩生訳『服従の心理』河出書房新社)
- Miller-Perrin & Robin Perin (1999) *Child Maltreatment : An introduction*, Sage publications (=2003, 伊藤友里訳『子ども虐待問題の理論と研究』明石書店)
- Milner, J. & O'Byrne (2009) *Assessment in Social Work 3<sup>rd</sup> Edition*, Palgrave Macmillan
- 三崎秀央（2007）「プロフェッショナル・マネジメント」開本浩矢（2014）『入門 組織行動論 第2版』中央経済社，217-232

- 三島亜希子（2005）『児童虐待と動物虐待』青弓社
- 三島亜紀子（2007）『社会福祉学の〈科学〉性—ソーシャルワーカーは専門職か?』勁草書房
- 三島亜紀子（2015）「ソーシャルワークのグローバル定義における多様性（ダイバーシティ）の尊重—日本の社会福祉教育への「隠れたカリキュラム」視点導入の意義—」『ソーシャルワーク学会誌』30, 1-12
- 三浦麻子・飛田 操（2002）「集団が創造的であるためには — 集団創造性に対する成員のアイデンティティの多様性と類似性の影響」『実験社会心理学研究』41（2）, 124-136
- 宮本孝二（1998）『ギデنزの社会理論—その全体像と可能性』八千代出版
- 水野紀子（2010）「児童虐待への法的対応と親権制限のあり方」『季刊社会保障研究』45（4）, 361-372
- 水谷雅彦（2010）「多様性ということ」『世界思想』（37）, 5-8
- 水馬朋子・田邊満代・加藤知可子・ほか（2006）「児童虐待防止に向けた連携システムの構築における実践報告」『第37回 地域看護』, 219-221
- 望月 昭・中村 正・サトウタツヤ編（2009）『「対人援助学」キーワード集』晃洋書房
- 文部科学省（2012）「初等中等教育分科会（第80回）配付資料 資料2 小中連携、一貫教育に関する主な意見等の整理」  
（URL: [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryu/attach/1325896.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryu/attach/1325896.htm) 2017/8/12）
- 森 葉月（2007）「宗教における超越と寛容 — 柳宗悦・岩倉政治・椎名麟三の思想を通して—」村上陽一郎編『近代化と寛容』風行社, 103-130
- 森 宏一編（1995）『哲学辞典』青木書店
- 森岡清美・塩原 勉・本間康平編（1993）『新社会学辞典』有斐閣
- 森田ゆり（2009）『ダイバーシティ・トレーニング — 多様性研修のてびき』解放出版社
- 森住哲也・木下宏揚（2009）「"意味論的ペルソナ"とアイデンティティ（アイデンティティ・マネージメントとネットワーク法）」『電子情報通信学会技術研究報告. SITE, 技術と社会・倫理』109（217）, 29-34
- 向山恭一（2001）『対話の倫理 — ヘテロトピアの政治に向けて—』ナカニシヤ出版
- 向山恭一（2013）「寛容の暴力 — リベラリズム批判序説—」『法政理論』45（3）, 176-191
- 村上春樹（2011）『雑文集』新潮社
- 村上陽一郎（2006）『文明の死／文化の再生』岩波書店
- 村上陽一郎編（2007）『近代化と寛容』風行社
- 村社 卓（2011a）『ケアマネジメントの実践モデル — 調整・仲介、給付管理、チームマネジメント—』川島書店
- 村社 卓（2011b）「介護保険制度下でのケアマネジメント実践モデルに関する研究--「調整・仲介機能を特化させた給付管理業務」に焦点をあてた質的データ分析」『社会福祉学』52（1）, 55-69
- Munro, E., 屋代通子訳（2007）「子ども保護の今後の発展」, 小林美智子・松本伊知朗編著『子ども虐待—介入と支援のはざま—「ケアする社会」の構築に向けて』明石書店, 64-86
- Munro, E. (2008) *Effective Child Protection 2nd edition*, Sage
- 村田真弓（2011）「医療福祉専門職の多職種連携・協働に関する基礎的研究 — 各専門職

- 団体の倫理綱領にみる連携・協働の記述からー」『大妻女子大学人間関係学部紀要 人間関係学研究』13, 159-165
- Myers, J.E.B., Berliner, L., Briere, J. et al. edit. (2002) *The APSAC handbook on child maltreatment 2<sup>nd</sup>*, Sage publications (=2008, 小木曾 宏監修『マルトリートメント 子ども虐待対応ガイド』明石書店)
- 長尾周也 (1980)「プロフェッショナリズムの研究 – (1) プロフェッションおよびプロフェッショナルー」『大阪府立大学経済研究』25 (1), 18-49
- 長田 攻一 (2008)『社会学のポテンシャル 3 対人コミュニケーションの社会学』学文社
- 中川 明 (2015)「『寛容』という『生地』の質感を求めて – 『寛容と人権』と『政治的寛容』との交叉」『書齋の窓』(637), 39-43
- 中川輝夫 (2012)「Freidson・専門職論の理論構造」『国際社会文化研究所紀要』(14), 305-317
- 中板育美 (2011)「要保護児童対策地域協議会とは何か – 医療に望むこと」『小児科診療』74 (10), 1551-1554
- 中板育美 (2015)「虐待防止・早期発見のための取組ー困難を抱える親への支援」『法律のひろば』68 (9), 47-52
- 中島信之 (2006)『曖昧さの系譜』三恵社
- 仲村優一 (2002)『仲村優一社会福祉著作集 第6巻社会福祉教育・専門職論』旬報社
- 中村雄二郎 (1985)「新しいトポス論へ – トピカの遺産を踏まえてー」大森荘蔵・滝浦静雄・中村雄二郎・他編『新岩波講座哲学 7 トポス 空間 時間』岩波書店, 301 - 330
- Nancy, J.L. (1996) *Être singulier pluriel*, Éditions galilée (=2005, 加藤恵介訳『複数にして単数の存在』松籟社)
- 成瀬 治 (1970)「解説 寛容思想と『良心の自由』」Kamen,H.(1967) *The rise of toleration*, George Weidenfeld and Nicolson Ltd. (=1970, 成瀬 治訳『寛容思想の系譜』平凡社), 324-330
- National Research Council (Panel on Research on Child Abuse and Neglect) (1993) *Understanding Child Abuse and Neglect*, National academies press (=2010, 多々良紀夫監訳『子ども虐待・ネグレクトの研究 問題解決のための指針と提言』福村出版)
- Niebuhr, R. (1944) *The children of light and the children of darkness – a vindication of democracy and a critique of its traditional defense-*, Charles scribner's sons (=1994, 武田清子訳『光の子と闇の子 デモクラシーの批判と擁護』聖学院大学出版会)
- 日本弁護士連合会子どもの権利委員会編 (1998)『子どもの虐待防止・法の実務マニュアル』明石書店
- 日本地域看護学会 (2014)「日本地域看護学会委員会報告地域看護学の定義について」『日本地域看護学会誌』17 (2), 75-84
- 日本学術振興会 科学研究費補助金事業ホームページ (URL <https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/> 2017/7/31)
- 日本学術振興会「科学研究費補助金事業パンフレット 2016」

- (URL : [https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/24\\_pamph/data/kakenhi2016.pdf](https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/24_pamph/data/kakenhi2016.pdf) 2017/7/31)
- 日本子ども虐待防止学会 (2009)『児童虐待を巡る親権制度見直しについての意見書』
- 日本認知科学会 (2002)『認知科学辞典』共立出版
- 日本小児科学会 (2014)『子ども虐待診療手引き 第二版』
- 西村佐彩子・北山 修 (2006)「目に見えない仕事の『曖昧さ』と『多義性』のこなし方」  
『臨床心理学』6 (5), 637-642
- 西山賢一 (1999)「複雑系 —進化するシステム論」石川昭・奥山眞紀子・小林敏孝編著  
『サイバネティック・ルネサンス —知の閉塞性からの脱却』工業調査会, 55-69
- 西澤 哲 (2010)『子ども虐待』講談社
- 野村豊子 (2000)「ケアカンファレンスの理論と実際 (その2) —課題グループの視点から—」  
『岩手県立大学社会福祉学部紀要』2 (2), 39-44
- 野中 猛 (2014)『多職種連携の技術 地域生活支援のための理論と実践』中央法規
- 野澤正子 (1999)「児童福祉と社会福祉の方法・技術」太田義弘編『ソーシャルワーク実践と支援家庭の理解』中央法規, 190-211
- 尾形怜美・有本梓・村嶋幸代 (2011)「児童虐待ハイリスク事例に対する個別支援時の行政保健師による保育所保育士との連携内容」『日本地域看護学会誌』14 (1), 20-29
- 大橋 修 (2006)「児童虐待防止のためのネットワーク構築に関する一考察 —関係機関及び団体の連携強化のために—」『西日本短期大学保育学科研究論集』(1), 53-58
- 岡部 卓 (2014)「生活保護の実施機関と関連領域との連携に関する調査研究」『人文学報・社会福祉学』(30), 27-81
- Okada, T. & Simon, H. A. (1997) “Collaborative discovery in a scientific domain.”  
*Cognitive Science*, 21, 109-146
- 岡村重夫 (1955)「ソーシャル・ワーカーの本質的機能」『社会福祉論集』3, 大阪市立大学家政学部内社会福祉学研究会, 13-12 (=2011, 白澤政和・岩間伸之編『ソーシャルワークとは何か』日本図書センター, 21-29)
- 岡山 裕 (2012)「専門性研究の再構成」内山 融・伊藤 武・岡山 裕編『専門性の政治学 —デモクラシーとの相克と和解—』ミネルヴァ書房, 19-51
- 奥山眞紀子 (2008)「アタッチメントとトラウマ」庄司順一・奥山眞紀子・久保田まり編著『アタッチメント 子ども虐待・トラウマ・対象喪失・社会的養護をめぐって』明石書店, 143-176
- 奥山眞紀子・西澤哲・森田展彰編 (2012)『虐待を受けた子どものケア・治療』診断と治療社
- 大村政男監修 (1994)『こころの科学第5巻 人間関係の科学』福村出版
- 大西克明 (2009)「寛容論と宗教の共存—共存の形式に関する考察—」『東洋哲学研究所紀要』(25), 186-200
- 大西 守 (1996)「地域における外国人精神障害者への援助活動:関係機関の連携をめぐって」『こころの健康』11 (1), 45-54
- 小野紀明 (2005)「理論化という実践」『世界思想』(32), 54-57
- 大澤真幸・吉見俊哉・鷲田清一編 (2012)『現代社会学辞典』弘文堂
- 太田義弘 (1992)『ソーシャル・ワーク実践とエコシステム』誠信書房
- 太田紘史 (2014)「序章 思考の認知哲学」信原幸弘・太田紘史編『シリーズ新・心の哲

- 学Ⅰ 認知篇』勁草書房, 1-28
- 大谷京子 (2013) 「ソーシャルワークにおけるアセスメント：研修プログラム開発の枠組み」『日本福祉大学社会福祉論集』(129), 1-13
- 大谷京子 (2014) 「ソーシャルワークにおけるアセスメント：ワーカーの認識とスキル」『日本福祉大学社会福祉論集』(130), 15-29
- 大矢照美・後藤 恵・伊藤聖彦・等 (2007) 「DV 被害者に対する援助と関係機関連携：加害者との分離後に起こる問題と援助の必要性」『病院・地域精神医学』49 (4), 335-337
- 小坂田 稔 (2004) 『社会資源と地域福祉システム』明文書店
- Oxford university press (2015) *Oxford Advanced Learner's Dictionary 9<sup>th</sup> Edition*, Oxford university press
- 尾崎 新 (1994) 『ケースワークの臨床技法「援助関係」と「逆転移」の活用』誠信書房
- 尾崎 新 (1997) 『対人援助の技法 —「曖昧さ」から「柔軟さ・自在さ」へ』誠信書房
- Page, S.E. (2007) *The difference*, Princeton university press (=2009, 水谷 淳 訳『「多様な意見」はなぜ正しいのか』日経 BP 社)
- Perlman, H.H. (1957) *Social casework -A problem-solving process-*, The university of Chicago press (=1966, 松本武子訳『ソーシャル・ケースワーク 問題解決の過程』全国社会福祉協議会)
- Parsons, T. (1961) *I An Outline of the Social System, II Introduction (to Part Two Differentiation and Variation in Social Structure)*, The free press of glencoe (=1978, 倉田和四生訳『社会システム概論』晃洋書房)
- Parsons, T. (1964) *Social Structure and Personality*, The free press (=1973, 武田良三監訳『社会構造とパーソナリティ』新泉社)
- Pelz, D.C. (1956) “Some social factors related to performance in a research organization.” *Administrative science quarterly* 1, 310-325.
- Pelz, D.C. (1967) “Creative tensions in the research and development climate.” *Science* 157, 160-165.
- Pelled, L.H., Eisenhardt, K.M., & Xin, K.R. (1999) “Exploring the black box: An analysis of work group diversity, conflict, and performance.” *Administrative science quarterly* 44, 1-28.
- Reamer, F.G. (1999) *Social Work values and ethics*, Columbia university press (=2001, 秋山智久監訳『ソーシャルワークの価値と倫理』中央法規出版)
- Rey, J.F. (2001) *La mesure de l'homme -L'idée humanité dans la philosophie d'Emmanuel Levinas*, Michalon (=2006, 合田正人・荒金直人訳『レヴィナスと政治哲学 —人間の尺度』法政大学出版局)
- Richmond, M.E. (1922) *What is social case work? : an introductory description*, Russell sage foundation (=1991, 小松源助訳『ソーシャル・ケース・ワークとは何か』中央法規)
- Ritzer, G. edit. (2005) *Encyclopedia of social theory vol. II*, Sage
- Ritzer, G. edit. (2007) *The blackwell encyclopedia of sociology*, Blackwell.



- Rogers, C.R. (1957) "The necessary and sufficient conditions of therapeutic personality change." *Journal of counseling psychology* 21, 95-103
- Rogers, E.M. & Rogers, R.A. (1976) *Communication in organizations*, The free press  
 (=1985, 宇野善康・浜田とも子訳『組織コミュニケーション学—心理学的アプローチからシステム論的アプローチへ—』ブレーン社)
- Rosenberg, D.A. (1997) "Munchausen Syndrome by Proxy: Currency in Counterfeit Illness." Helfer, M.E., Kempe, R.S. & Krugman, R.D. edit. *The battered child, 5th edition*, The university of Chicago. (=2003, 坂井聖二監訳『虐待された子ども—ザ・バタード・チャイルド—』明石書店, 773-805)
- 才村 純 (2001a) 「解説レポート児童虐待対策の現状と課題 その解決方向について」  
 (<http://www.aiikunet.jp/exposion/manuscript/12603.html#p04> 2017/3/1)
- 才村 純 (2001b) 「児童虐待防止法と子ども虐待防止制度の課題」『別冊発達 26 子ども虐待への取り組み』ミネルヴァ書房, 14-25
- 才村 純 (2005) 『子ども虐待ソーシャルワーク論』有斐閣
- 才村 純 (2008) 『図表でわかる子ども虐待 —保育・教育・養育の現場で活かすために』明石書店
- 才村 純 (2012) 「要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）を効果的に運営するために」『人権のひろば』15 (6), 14-17
- 才村 純 (2017) 「要保護児童対策地域協議会とは」『児童青年精神医学とその近接領域』58 (1), 163-165
- 埼玉県立大学編 (2009) 『IPW を学ぶ 利用者中心の保健医療福祉連携』中央法規
- 栄 エツコ (2010) 「『連携』の関連要因に関する一考察」『桃山学院大学総合研究所紀要』35 (3), 53-74
- 坂本賢三 (2006) 『「分ける」こと 「わかる」こと』講談社
- Sako, M. (1992) *Prices, Quality and Trust: Inter-firm Relations in Britain & Japan*, Cambridge university press
- 櫻谷眞理子 (2009) 「イギリスの児童保護の現状と課題 —ビクトリア・クリンビエ、ベビーQ 事件を基に—」『立命館産業社会論集』45 (1), 35-51
- 佐野信也・中板育美・徳永雅子・他 (2003) 「児童虐待とネットワーク・ミーティング —実務上の諸問題について—」『子どもの虐待とネグレクト』5, 59-68
- 佐々木 毅 (1973) 『主権・抵抗権・寛容』岩波書店
- 佐藤郁也 (2008) 『質的データ分析法 —原理・方法・実践』新曜社
- 佐藤公治 (1999) 『対話の中の学びと成長』金子書房
- 佐藤幸治・藤田宙靖・長尾龍一・他編 (2003) 『コンサイス法律学用語辞典』三省堂
- 佐藤 学 (2001) 「訳者序文 専門家像の転換 —反省的实践家へ—, Schön, D. (1983) *The reflective practitioner: How professional think in action*, Basic book (佐藤 学・秋田喜代美訳『専門家の知恵 —反省的实践家は行為しながら考える』ゆるみ出版, 1-11)
- 佐藤まゆみ (2013) 「市町村における子ども家庭福祉行政実施体制再構築の課題：先駆的自治体インタビュー調査の分析から」『和洋女子大学紀要』53, 21-32
- Schön, D.A. (1983) *The reflective practitioner: How professional think in action*, Basic book (=2001, 佐藤 学・秋田喜代美訳『専門家の知恵 —反省的实践家は行為

- しながら考える』ゆるみ出版)
- Scott, W.R. (1995) *Institutions and organizations*, Sage publications (=1998, 河野昭三・板橋慶明訳『制度と組織』税務経理協会)
- Scott, W.G. , Mitchell, T.R. & Birnbaum, P.(1981) *Organization theory –a structural and behavioral analysis Forth edition-*, Richard D.IRWIN, Inc. (=1989, 鈴木幸毅監訳『組織理論 –構造・行動分析 改訂第2版』八千代出版)
- Searle, J. R. (1983) *Intentionality -An essay in the philosophy of mind*, Cambridge university press. (=1997, 坂本百大監訳『志向性—心の哲学』誠信書房)
- 千田有紀 (2015)「関係性としての虐待」『子ども虐待とネグレクト』17 (1), 58-64
- Shaw, M. E. (1964) “Communication networks.” *Advances in experimental social psychology*. (1), 111-147
- Shaw, M. E. (1976) *Group Dynamics: The Psychology of Small Group Behavior*, McGraw-Hill Book Company (=1987, 原岡一馬訳『小集団行動の心理』誠信書房)
- 芝野松次郎編 (2001)『子ども虐待ケースマネジメントマニュアル』有斐閣
- 柴田珠里 (2002)「付録1 アメリカにおけるケースカンファレンスの要点」, Corrigan, P. W. & Giffort, D. W. (1998) *Bulding Teams and Programs for Effective Psychiatric Rehabilitation*, Jossey-Bass, Inc. (=2002, 野中 猛監訳『チームを育てる 精神障害やリハビリテーションの技術』金剛出版)
- 嶋田総太郎 (2011)「自己身体はどのように脳内で表現されているのか？」子安増生・大平英樹編『ミラーニューロンと心の理論』新曜社, 21-57
- 島内 節 (1995)「健康と生活援助に関する地域看護の概念枠組と研究:在宅ケアを中心に」『日本看護科学会誌』15 (1), 1-7
- 志村浩二 (2009)「市町村における児童家庭相談の実態と今後の課題 - 『亀山市子ども総合支援室』の取り組みを参考に 」『子どもと福祉』2, 72-78
- 塩原 勉・松原治郎・大橋 幸編『社会学の基礎知識』有斐閣
- 白樫三四郎・外山みどり編著 (2003)『社会心理学』八千代出版
- 白石裕子 (2000)「看護職の『専門職性』に関する一考察」『香川県立医療短期大学紀要』2, 143-151
- 白旗希実子・鈴木道子 (2014)「イギリスにおける専門職の実践適合性 (Fitness to practice) 検討プロセス」『産業教育学研究』44 (2), 9-17
- Simmons, A.M. (2004) “Many Wrongs: The advantage of group navigation.” *Trends in ecology and evolution* 19, 453-455.
- 副田あけみ (1997)『在宅介護支援センターのケアマネジメント』中央法規
- 添谷育志 (2012)「なぜ『自由』が問題なのか? –リベラルであることの一試論」『明治学院大学 法学研究』(92), 172-225
- 総務省 (2012)『児童虐待の防止等に関する政策評価書』  
([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/53256.html#seisakuhyokasyo](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/53256.html#seisakuhyokasyo) 2016/10/1)
- 園山繁樹・由岐中佳代子 (2000)「保育所における障害児保育の実施状況と支援体制の検討--療育のある統合保育に向けての課題 」『社会福祉学』41 (1), 61-70
- Stark, R. (2015) “IFSW campaigning for human rights and ethical principles in building sustainable social development. The present and future tasks.” (=2015,

- 木村真理子監訳「持続性のある社会開発を構築する人権と倫理原則への IFSW のキャンペーン」『ソーシャルワーク研究』41 (2), 31-39)
- Steele, B.F. (1997) “Psychodynamic and Biological Factors in Child Maltreatment.” Helfer, M. E. & Kempe, R. S. & Krugman, R. D. edit. *The Battered Child Fifth Edition*, The university of Chicago (=2003, 坂井聖二監訳『虐待された子どもーザ・バタード・チャイルドー』明石書店, 167-245)
- Stern, D.N. (1995) *The motherhood constellation: a unified of parent-infant psychotherapy*. HarperCollins. (=2000, 馬場禮子・青木紀久代訳『親ー乳幼児心理療法 母性のコンステレーション』岩崎学術出版)
- 数土直紀 (2001)『理解できない他者と理解されない自己 寛容の社会理論』勁草書房
- 数土直紀 (2013)『信頼にいたらない世界 権威主義から公正へ』勁草書房
- 杉田菜穂 (2008)「日本における児童権論の展開と社会政策ー1933年児童虐待防止法を見据えてー」『経済学雑誌 大阪市立大学経済学会』108 (4), 53-76
- 鈴木 祐子・木村 恭子・刀根 洋子・ほか (2001)「子ども虐待の認識：ピネット調査を試みて」『赤十字武蔵野短期大学紀要』14, 53-66
- Surowiecki, J. (2004) *The wisdom of crowds why the many are smarter than the few and how collective wisdom shapes business, economies, societies, and nations, the doubleday broadway publishing* (=2014, 小高尚子訳『群衆の智慧』角川書店)
- 庄司順一 (2007)『改訂新版 子ども虐待の理解と対応 子どもを虐待から守るために』フレーベル社
- 庄司順一 (2010)「子ども虐待の歴史」『小児内科』42 (11), 1743-1747
- 庄司順一・奥山眞紀子 (2010)「シンポジウム『虐待問題が日本の社会に鳴らした警鐘』企画にあたって」『子どもの虐待とネグレクト』12 (1), 6-7
- 高倍 史・八幡ゆかり (2003)「障害児の早期教育相談に関する研究ー淡路島のガイドブック作りをとおして」『社会福祉学』44 (2), 77-86
- 多田富雄 (2013)『寛容のメッセージ』青土社
- 多田洋介 (2003)『行動経済学入門』日本経済新聞社
- 高田明典 (2015)『正しさとは何か』夏目書房新社
- 高田真治 (2003)『社会福祉内発的発展論』ミネルヴァ書房
- 高橋雅延 (2008)『認知と感情の心理学』岩波書店
- 高橋正泰 (1988)「コンフリクト・マネジメント：トマス・モデルの研究」『商學討究』39 (3), 19-33
- 高橋重宏編 (2008)『子ども虐待 (新版)』有斐閣
- 高橋重宏・中谷 茂一・加藤 純 (2001)「児童福祉司の職務とストレスに関する研究」『子ども家庭総合研究所紀要』38, 7-48
- 高橋敏夫 (1985)『多様性の秩序 批評の現在』亜紀書房
- 高岡昂太 (2013)『子ども虐待へのアウトリーチ 多機関連携による困難事例の対応』東京大学出版会
- 竹中哲夫 (2008)「児童相談所と市町村児童家庭相談」『青少年問題』55, 14-19
- 竹内愛二 (1961)「ケースワークの社会的本質ー特に専門社会事業としての考察」『社会福祉学』1 (2), 3-19 (=2011, 岩田正美監修『ソーシャルワークとはなにか』日本図

- 書センター, 67-83)
- 滝沢広忠 (2005) 「北海道における新生児聴覚スクリーニング検査と母親支援」札幌学院大学人文学会紀要 77, 25-36
- 田中亜希子 (2013) 「昭和戦前期の未成年者処遇制度 —昭和八年児童虐待防止法案審議を主たる対象として—」『阪大法学』63 (3・4), 537-561
- 田中公一 (2007) 「発達障害児とその家族への福祉的包括支援--各社会資源間での連携システム構築への一考察」『東北福祉大学大学院総合福祉学研究科社会福祉学専攻紀要』5, 106-116
- 田中 淳・土屋淳二 (2003) 『集合行動の社会心理学』北樹出版
- 田中利宗・田中康子 (2012) 「『児童虐待防止法』(法律第四十号) について」『道北福祉』(3), 36-47
- 谷口泰史 (2003) 『エコロジカル・ソーシャルワークの理論と実践 —子ども家庭福祉の臨床から』ミネルヴァ書房
- 田尾雅夫・久保真人 (1996) 『バーンアウトの理論と実際 —心理学的アプローチ』誠信書房
- Taylor, F. (1911) *Scientific management*, Harper and low (=2009, 有賀裕子訳『新訳 科学的管理法』ダイヤモンド社)
- Teasley, S. D. (1995) "The role of talk in children's peer collaborations." *Developmental Psychology* 31, 207-220
- Ten Bensele, R.W. & Rheinberger, M.M. & Radbill, S.X. (1997) "Children in a World of Violence: The Roots of Child Maltreatment." Helfer, M. E. & Kempe, R. S. & Krugman, R. D. edit. *The Battered Child Fifth Edition*, The university of Chicago (=2003, 坂井聖二監訳『虐待された子ども —ザ・バタード・チャイルド—』明石書店, 25-72)
- 寺脇隆夫 (1976) 「児童福祉法の成立と『児童の権利』—法成立過程研究の視点から」『社会福祉研究』(19) (=山縣文治編著『リーディングス日本の社会福祉第8巻 子ども家庭福祉』日本図書センター, 62-76)
- Thompson, N. (2000) *Understanding social work*, Palgrave Macmillan (=2004, 杉本敏夫訳『ソーシャルワークとは何か —基礎と展望—』晃洋書房)
- 徳岡博巳 (2005) 「児童虐待防止のためのネットワーク構築のあり方 “児童養護施設の立場より”」『関西教育学会紀要』(29), 207-211
- 東京市編 (1924) 『復興と児童問題』帝都復興叢書刊行会
- 東京都児童福祉審議会 (2012) 『虐待から子どもたちを守るために—地域・関係諸機関における対応力のさらなる強化に向けて—』  
(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/katei/jifukushin/ikengushin.files/twentyfour-ninemonth.pdf#search=%27%E6%9D%B1%E4%BA%AC%E9%83%BD+%E5%85%90%E7%AB%A5%E8%99%90%E5%BE%85+%E6%9D%B1%E4%BA%AC%E3%83%AB%E3%83%BC%E3%83%AB%27> 2017/8/15)
- 富田英司・丸野俊一 (2005) 「曖昧な構造の協働問題解決における志向進展過程の探索的研究」『認知科学』12 (2), 89-105
- 友枝敏雄 (2010) 「脱埋め込み (離床)」日本社会学会社会学事典刊行委員会編『社会学事

- 典』丸善, 208-209
- Tomoda, A. et al (2009a) “Childhood sexual abuse is associated with reduced gray matter volume in visual cortex of young women.” *Biol Psychiatry* 66, 434-438
- Tomoda, A. et al (2009b) “Reduced prefrontal cortical gray matter volume in young adults exposed to harsh corporal punishment.” *Neuroimage* 47 (Suppl 2), T66-71
- Tomoda, A. et al (2011) “Exposure to parental verbal abuse is associated with increased gray matter volume in superior temporal gyrus.” *Neuroimage* 54 (Suppl 1), S280-286
- 鳥海順子 (2007) 「ニューヨーク州における障害幼児への早期介入と個別指導」『教育実践学研究：山梨大学教育学部附属教育実践研究指導センター研究紀要』 12, 99-105
- Toseland, R. W. & Rivas, R. F. (1998) *An Introduction to Group Work Practice*, Allyn & Bacon (=2003, 野村豊子監訳『グループワーク入門 あらゆる場で役に立つアイデアと活用法』中央法規)
- 土田昭司編 (2001) 『対人行動の社会心理学 人と人との間のこころと行動』北大路書房
- Trotter, C. (2006) *Working with Involuntary Clients: A Guide to Practice, 2nd ed.*, Allen & Unwin Australia Pty.Ltd. (=2007, 清水隆則監訳『援助を求めないクライエントへの対応—虐待・DV・非行に走る人の心を開く』明石書店)
- 対馬美千子 (2016) 『ハンナ・アーレント 世界との和解のこころみ』法政大学出版局
- 津崎哲郎 (2001) 「児童虐待への介入と援助：児童相談所からの発信」岡田隆介編『児童虐待と児童相談所 介入的ケースワークと心のケア』金剛出版, 15-28
- 津崎哲郎 (2009) 「児童家庭相談体制の課題と展望--児童相談所の現状と今後の役割・機能を問う」『社会福祉研究』(104), 11-18
- 津崎哲郎 (2010) 「児童相談所の取り組みの現状と今後の課題」『季刊社会保障研究』45 (4), 385-395
- 津崎哲郎・橋本和明編 (2008) 『最前線レポート 児童虐待はいま —連携システムの構築に向けて—』ミネルヴァ書房
- Turnell, A. & Edwards, S. (1997) “Aspiring to partnership: The signs of safety approach to child protection.” *Child abuse review* 6, 179-190
- Turnell, A. & Edwards, S. (1999) *Signs of safety –A solution and safety oriented approach to child protection casework*, W.W.Norton & company (=2004, 白木孝二・井上 薫・井上直美監訳『安全のサインを求めて 子ども虐待防止のためのサインズ・オブ・セイフティ・アプローチ』金剛出版)
- Turnell, A. & Essex, S. (2006) *Working with ‘denied’ child abuse: The resolutions approach, 1st edition*, Open university press (=2008, 井上 薫・井上直美監訳『児童虐待を認めない親への対応 —リゾリューションズ・アプローチによる家族の再統合』明石書店)
- 内田 治・川島敦子・磯崎幸子 (2012) 『SPSSによるテキストマイニング入門』オーム社
- 内田 良 (2015) 「社会問題におけるエビデンスの役割」『経済科学』62 (4), 77-84
- 内田 樹 (2005) 『知に働けば蔵が建つ』文藝春秋
- 内田 樹 (2014) 『もういちど村上春樹にご用心』文藝春秋
- 打土井歳幸・山崎 瞳 (2010) 「市町村における児童家庭相談実施体制の現状と課題--八王

- 子市子ども家庭支援センターでの実践を通して」『子ども家庭福祉学』(9), 101-109
- 右田紀久恵・小寺全世・白澤政和編(2000)『社会福祉援助と連携』中央法規
- 植田 章(1996)「保健・医療・福祉の連携：総合的な地域ケアの実現に向けて」『社会学部論集』29, 17-30
- 上野加代子(1996)『児童虐待の社会学』世界思想社
- 上野加代子編著(2006)『児童虐待のポリティクス 「こころ」の問題から「社会」の問題へ』明石書店
- 上野加代子・野村知二(2003)『<児童虐待>の構築 ―捕獲される家族』世界思想社
- 海野幸徳(1925)「児童の権利」『共済』1(2), 4-5
- UNESCO(1995) *Declaration of principles of tolerance*  
(URL: [http://www.unesco.org/webworld/peace\\_library/UNESCO/HRIGHTS/124-129.HTM](http://www.unesco.org/webworld/peace_library/UNESCO/HRIGHTS/124-129.HTM) 2017/1/19)
- 牛津信忠(2010)『社会福祉における場の究明 ―共感的共同からトポスへ至る現象学的考察―』丸善出版
- 宇羽野明子(2014)『政治的寛容』有斐閣
- Voltaire(1764) *Dictionnaire philosophique portatif* (=1988, 高橋安光訳『哲学辞典』法政大学出版局)
- 若林直樹(2003)「社会ネットワークと組織間での信頼性「埋め込み」アプローチによる経済社会学的考察」『社会学評論』54(2), 159-174
- 和気純子(2005)「高齢者ケアマネジメントにおける困難ケース：ソーシャルワークからの接近」『人文学報. 社会福祉学』21, 99-121
- Walzer, M.(1997) *On Toleration*, Yale university (=2003, 大川正彦訳『寛容について』みすず書房)
- Weber, M.W.(1997) “The Assessment of Child Abuse: A Primary Function of Child Protective Services” Helfer, M.E., Kempe, R.S., & Krugman, R.D., edit. *The Battered Child 5th edition*, The university of Chicago. (=2003, 「第7章 子どもの虐待の評価」坂井聖二監訳『虐待された子ども ―ザ・バタード・チャイルド―』明石書店, 276-328)
- Widom, C.S.(2000), 「児童虐待の影響への理解」, Reece, R.M edit. *Treatment of child abuse – Common ground for mental health, medical, and legal practitioners*, The Johns Hopkins university press (=2005, 郭 麗月監訳『虐待された子どもへの治療 ―精神保健、医療、法的対応から支援まで』明石書店, 512-545)
- Wittgenstein, L. (1953;2003) *Philosophische Untersuchungen*, Bibliothek Suhrkamp (=2013, 丘沢静也訳『哲学探究』, 岩波書店)
- 八木安理子・加藤曜子・笹井康治・等(2016)「地域ネットワークの役割：要保護児童対策地域協議会における実務者会議と進行管理の課題に向けた地域の工夫」『子どもの虐待とネグレクト』18(2), 222-230
- 山田 容(2015)「子ども虐待対応の課題と要保護児童対策地域協議会の方向性」『滋賀社会福祉研究』(17), 10-14
- 山口裕之(2011)「第二章 組織と規範のマネジメント」唐沢 穰・村本由紀子『展望 現

- 代の社会心理学3 社会と個人のダイナミクス』誠信書房, 19-38
- 山本 圭 (2008)「寛容、もしくは歓待の掟について — マルクーゼ、ハーバーマス、デリダを中心として—」『多元文化』8, 95-107
- 山本美香 (2009)「ネットワーク」柳澤孝主他責任編集『社会福祉士シリーズ ソーシャルワーク 相談援助の理論と方法Ⅱ』弘文堂, 68-79
- 山本伸裕 (2009)「清沢満之における『他者』理解」『現代と親鸞』(17), 2-22
- 山本 武志・河口 明人「医療プロフェッショナリズム概念の検討」『北海道大学大学院教育学研究院紀要 (126), 1-18
- 山中京子 (2003)「医療・保健・福祉領域における『連携』概念の検討と再構成」『社会問題研究』53 (1), 1-22
- 山中京子 (2015)「もう一人の他者との連携・協働 — 多職種連携・協働とその可能性」児島亜紀子編著『社会福祉実践における主体性を尊重した対等なかかわりは可能か — 利用者・援助者関係を考える』ミネルヴァ書房, 97-122
- 山野則子 (2008)「市町村における子ども専門機関のネットワーク」牧里毎治・山野則子編『児童福祉の地域ネットワーク』相川書房, 105-124
- 山野則子 (2009)『子ども虐待を防ぐ市町村ネットワークとソーシャルワーク — グラウンデッド・セオリー・アプローチによるマネジメント実践理論の構築』明石書店
- 山野則子・中里昌子 (2007)「通知文から見た児童虐待防止体制 — 市町村への拡充—」『社会問題研究』57 (1), 225-250
- 山下隆二 (2008)『連帯と協働で築く地域福祉の明日 実践から見えてきた支援の再考』伊勢新聞社
- 山手 茂 (1996)『福祉社会形成とネットワーク』亜紀書房
- 山崎美貴子 (2009)「巻頭言 連携と協働を考える」『ソーシャルワーク研究』34 (4), 1
- 柳澤正義監修 (1999)『改訂子ども虐待 その発見と初期対応』母子保健事業団
- Yanca, S. & Johnson, L. (2009) *Generalist Social Work Practice with Groups*, Allyn & Bacon
- 屋代通子 (2007)「当事者としての子どもの権利」小林美智子・松本伊知朗編著『子ども虐待 介入と支援のはざままで—「ケアする社会」の構築に向けて』明石書店, 127 - 143
- 米倉 明 (1992)「親権概念の転換の必要性」星野英一・森島昭夫編『現代社会と民法学の動向—加藤一郎先生古稀記念 (下) 』有斐閣, 359-408
- 吉田恒雄編 (1998)『児童虐待への介入 その制度と法』向学社
- 吉田恒雄編 (2003)『児童虐待防止法 改正の課題と方向性』向学社
- 寄川条路編 (2009)『グローバル・エシックス 寛容・連帯・世界市民』ミネルヴァ書房
- Zahavi, D. (2006) *Phenomenology and cognitive science : prospects and perils*, Springer Verlag, 296-315 (=2009, 伊藤周史訳「現象学と認知科学 展望と危険」『現代思想』37 (16), 238-253)
- 全国社会福祉協議会・地域福祉特別委員会在宅福祉事業研究委員会編 (1989)『在宅福祉サービスと社会福祉協議会—「在宅福祉サービスの戦略」から10年, 現状と今後の展開—』全国社会福祉協議会地域福祉特別委員会

(URL : <http://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryu/no.13/data/shiryu/syakaifukushi/378.pdf>  
2017/8/3)



## 【參考資料】

### 【定量的研究】

- ・ 質問紙調査依頼文書
- ・ 質問紙

### 【定性的研究】

- ・ 依頼文書
- ・ 同意書
- ・ 同意撤回書

平成 25 年 7 月 吉日

ご協力頂く皆様へ

国立成育医療研究センター こころの診療部  
社会福祉士 実方 由佳  
(東洋大学大学院 福祉社会デザイン研究科 社会福祉学専攻 博士前期課程)

「実践者が捉える『専門職間連携』像による支援システムの可視化の試み」  
調査趣旨に関するご説明およびご協力のお願について

時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

私は現在、子ども虐待対応における専門職間連携（多機関連携）に関する研究を行っています。

ご存じの通り、子ども虐待への対応は一個人や一機関の対応によって完結させることは難しいと考えられています。しかしながら、支援の「失敗」の一因として、この「連携の失敗」が挙げられることも少なくありません。この原因について実践に携わる方達の視点を手がかりに検証を行いたい、と考えています。

他の関係機関と「連携」を行う時、相手の「連携」のやり方に対して、「それは違うのでは？」  
「分かっていない！」と感じたことはないでしょうか？

関係者間で「連携していきましょう。」という合意までは得られても、実際にはそれぞれの捉え方に違いがあるために、連携を実現しようとする際の個人の行動にはバラつきがみられることが度々起こります。このように、「連携」という言葉が指し示す範囲が人によって異なるために、「何をしなければならないのか」にバラつきが出てしまう可能性があるのではないかと考えました。

この研究では、実践に携わる個々人のご経験から、私たちが「連携」をいったいどのようなものとして捉えているのか、その捉え方のパターンや、捉え方に影響する要因を明らかにしてみたいと考えています。それらを明らかにすることで、「連携」していく際に、各メンバーにどのように働きかけていけばよいかを考える上でのヒントにして頂けるのではないかと考えております。

なお、本研究は東洋大学福祉社会デザイン研究科研究等倫理委員会の審査を受け、承認を得ています。

日常的に激務をこなしていらっしゃる皆様に、加えて調査協力と言うご負担をお掛けすることは大変心苦しいことですが、実践現場での積み重ねをこれからの実践に繋げていくために微力ながらお手伝いさせて頂けないかと思ひ、このようなお願いをさせて頂く次第です。ご回答頂きましたら、同封の返信用封筒をお使い頂き、ご返送いただければ幸いです。何卒ご協力の程、宜しくお願い致します。

敬具



【この調査に関する問い合わせ先】  
国立成育医療研究センター こころの診療部 実方(じつかた)  
Tel 03(3416)0181 (代表) 内線 7521・5338  
E-mail: [jitsukata-y@ncchd.go.jp](mailto:jitsukata-y@ncchd.go.jp)  
ご回答期限：平成 25 年 8 月 20 日まで

子ども虐待対応における  
他職種・他機関との連携に関するアンケート  
質問・回答用紙

(ご回答期限:平成 25 年8月 20 日まで)



回答にかかる所要時間: およそ7~10分

この質問紙では、あなたご自身が現在継続して関わっている  
外部の関係機関と一緒に支援することで  
子ども虐待への対応 (予防的な支援も含む) を行っている事例(ケース)  
についてお伺い致します。

一番印象に残っている事例(ケース)を1例だけ思い浮かべてください。

“うまくいった” “失敗した” かどうかは問いません。

(「腹がたった事例」「達成感が得られた事例」など何でも結構です。)

強く印象に残っている事例を想定して頂ければ幸いです。

この思い浮かべて頂いた事例のことを、設問中では「**この事例**」と表記させて頂きました。

また、「**子ども**」は「支援の対象になっていた子ども」、

「**養育者**」は「支援の対象となっていた親、保護者等」、

「**家族**」とは「支援の対象となっていた家族」のことを表しています。



なお、この調査では回答者ご自身、子どもやその養育者も含め、  
**個人を特定することのできる情報に関することはお尋ねしていません。**

あらかじめご了承ください。

- 問A この事例では、他の機関と一緒に支援を始めた時、主にあなたの支援の対象となる子どもの年齢はどの範囲に当てはまりますか？  
 なお、きょうだいで関わりを持っていた時には、主に支援していた子どもの年齢、どちらも主であった場合には、最年少の子どもについてお答えください。
1. 出生前(胎児期)      2. 0～4歳未満      3. 4歳～就学前  
 4. 小学生              5. 中学生              6. 中学卒業後～19歳未満

- 問B この事例では、どのくらいの期間、支援を行っていますか？  
 ご回答いただいている今日の時点での支援している期間を**数字**でご記入下さい。  
 (↓回答日をご記入ください)  
 2015年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日の時点で およそ \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ ヶ月

- 問C この事例では、個別ケア会議(子どもや家族への支援に関する話し合い。ケースカンファレンス)を何回行いましたか？ **数字**でご記入ください。(開催していない場合は「0(ゼロ)」としてください。)  
 ⇒ (      ) 回  
 覚えていない方はこちらに○印をお願いします⇒ (      ) 回数は覚えていないが開催した

- 問D この事例では、子どもやその家族が下記の制度やサービスを利用した(または措置された)ことはありましたか？ あてはまる数字に○印を付けてください。

		全くない	過去あった	現在ある	予定がある	不明
1	子どもの一時保護(または一時保護委託含む)	0	1	2	3	4
2	子どもの養育者の <b>同意の下</b> での施設入所	0	1	2	3	4
3	子どもの養育者の <b>同意のない</b> 状態での施設入所 (児童福祉法第28条による措置)	0	1	2	3	4
4	養育者の親権喪失宣告の手続き(保全手続きのみも含む)、 または親権停止手続き	0	1	2	3	4
5	虐待通告	0	1	2	3	4
6	要保護児童地域対策協議会への報告(登録されていた)	0	1	2	3	4
7	子育て支援に関するヘルパー派遣サービス	0	1	2	3	4
8	養育者の就労要件以外の保育園に利用	0	1	2	3	4

問Ⅲ この事例では、なぜ関係機関が連携して支援を行う必要があったのでしょうか？  
 支援を開始した時点での子どもやその家族の状況について、どの程度心配をされていたか、  
 深く考えずにあなたの実感に最も近い数字に○印を付けてください。

該当しない項目は、「心配ではなかった」としてください。						
		心配ではない				家庭での養育を 危ぶむほど心配
1	子どもの発達や発育の遅れ、心配される身体症状などがあった。 例) 身長・体重増加不良、言葉の遅れ、発達のアンバランス、低出生体重児 不潔、不自然なケガや痣、慢性疾患・障害 等	1	2	3	4	5
2	子どもには情緒的な不安定さや問題行動が見られた。 例) 表情が乏しい、夜尿・遺尿、洩尿、夜泣きがひどい、抑うつ、過緊張 多動、乱暴、 自傷、不登校、万引き、年齢不相应性的関心 等	1	2	3	4	5
3	子どもには人との関係性に心配な点があった。 例) 養育者との関係(なついていない、怯え、服従等)、視線を合わせない、帰宅拒否、 誰にでもベタベタ、身体接触への過敏反応、同年代の子どもと遊べない 等	1	2	3	4	5
4	子どもは年齢相応の基本的な生活習慣が身につけていなかった。	1	2	3	4	5
5	養育者の健康状態に心配な点があった。 例) 身体・精神疾患、何らかの障害、依存症、抑うつ、慢性的ストレス状態 等	1	2	3	4	5
6	養育者の性格的傾向や養育能力に心配な点があった。 例) 衝動的、体罰の容認、感情不安定、自己中心的、社会的に未熟、事故が多い 健診未受診、子どもの発達や育て方が分からない、依存的、育児不安が強い 等	1	2	3	4	5
7	養育者の子どもへの思いや態度に心配な点があった。 例) 受容していない、きょうだいでの差別、拒否的、無関心、過干渉、権威的 等	1	2	3	4	5
8	養育者の年齢に気になるところがあった。 例) 第一子出産時に養育者が十代であった、高齢出産 等	1	2	3	4	5
9	養育者の生育歴に気になるところがあった。 例) 養育者自身の被虐待歴、「親から愛されなかった」という思い、親との対立 等	1	2	3	4	5
10	妊娠・分娩状況に心配な点があった。 例) 望まない妊娠、妊婦健診未受診、出産後精神疾患(マタニティブルース、産後うつ) 等	1	2	3	4	5
11	家族内の関係性に心配な点があった。 例) 夫婦不和、夫婦間暴力、その他の家庭内暴力、離婚、死別、両親の別居、内縁関係、 きょうだいに疾患・障害あり、子どもの数が多い、多胎関係、再婚、ひとり親 等	1	2	3	4	5
12	居住環境に心配な点があった。 例) 不衛生、居室内の著しい乱れ、転居を繰り返す、住所不定 等	1	2	3	4	5
13	経済状況・経済基盤に心配な点があった。 例) 定職なし、失業中、繰り返す転職、経済不安、計画性の欠如(ギャンブル、借金) 等	1	2	3	4	5
14	子どもと養育者が長期間離れて暮らしていた期間があった。 例) 長期入院、施設入所、親類・縁者の家を転々としていた 等	1	2	3	4	5
15	地域社会との関係性に心配な点があった。 例) 親族からの孤立、近隣からの孤立、サービス利用・支援者の拒否、支援者の拒否 等	1	2	3	4	5

問F 現時点でのこの事例に対するあなたのリスク・アセスメントについてお伺い致します。

- 【F-1】 養育者のもとで育てる場合（現在は違う際にはその様に仮定した場合）、  
子どもの置かれる状況は、生命の安全が守られていると言えるでしょうか？  
0を非常に危険な状態、10を安全な状態とした時、どの数字に当てはまりますか？  
深く考えずにあなたの主観に基づいて当てはまる数字に○印を付けてください。



- 【F-2】 養育者のもとで育てる場合（現在は違う際にはその様に仮定した場合）、  
子どもの成長・発達の機会は、どのくらい確保されていると言えるでしょうか？  
0を全く確保されていない状態、10を十分に確保された状態とした時、  
どの数字に当てはまりますか？ 深く考えずにあなたの主観に基づきお答えください。



- 【F-3】 養育者はどのくらい支援を受け入れていると言えるでしょうか？  
0を拒否している状態、10を十分に受け入れ、支援者と良好な関係にある状態とした時、  
どの数字に当てはまりますか？ 深く考えずにあなたの主観に基づきお答えください。



問G この事例では、あなたは**ご自身の所属機関の人たち**から次のようなサポートを受けていると感じていますか？ あなたの実感に最も近い数字に○印を付けてください。

	該当しない項目は、「全く受けていない」としてください。	全く受けていない ← → 最も受けている				
		1	2	3	4	5
1	いろいろと相談に乗ってもらっている。	1	2	3	4	5
2	問題解決のためのアドバイスをしてもらっている。	1	2	3	4	5
3	自分のフォローをしてくれる。	1	2	3	4	5
4	一緒に対処してくれる。	1	2	3	4	5
5	自分の行動や考えを支持してくれる。	1	2	3	4	5
6	自分のことを理解し、認めてくれる。	1	2	3	4	5

問H この事例では、あなたはどのような役割を担当していましたか？  
また、全体を通して次に挙げる役割が、どの程度決まっていたか？  
深く考えずに、あなたの実感に最も近い数字に○印を付けてください。

	該当しない項目やご不明な場合は、「担当したことはない」「決まっていない」としてください。	ご自身の担当経験				全体として設定の程度				
		担当したことはない	ほとんど担当していない	一部担当している	ほぼ全部担当している	決まったことはない	1	2	3	4
1	全体のコーディネートを担当する役割。	1	2	3	4	1	2	3	4	5
2	子どもの変化(身体面・情緒面・行動面など)をモニタリングする役割。	1	2	3	4	1	2	3	4	5
3	家族全体の変化をモニタリングする役割。	1	2	3	4	1	2	3	4	5
4	ケースマネジメントを行う役割。 <small>ケースマネジメント(厚労省定義)：ケースの進捗状況や援助の適否、問題点、課題等について、把握・分析・調整等を行う。</small>	1	2	3	4	1	2	3	4	5
5	必要とされていた社会資源(サービスやマンパワー等)と子どもや家族との関係を繋ぐ役割。	1	2	3	4	1	2	3	4	5
6	役割分担の調整を担当する役割。	1	2	3	4	1	2	3	4	5

問 I この事例で、あなたが「連携している」と思う人たちのことを思い浮かべてください。  
(子どもや家族に関わっていても、あなたが「連携している」と思わない人は除外して下さい。)

何か所の関係機関が連携を行っていましたか？ 数字でお答えください。

⇒ ( )ヶ所 「連携している」と思える機関がなければ0としてください

問 J この事例で、あなたが「連携している」と思う人たちは何人いましたか？  
また、どのような専門領域の人がいらっしゃいましたか？

人数 (数字でお答えください。) : ⇒ ( )人

職種 (当てはまるアルファベット全てに○印を付けてください。)

- a. 医学領域 (医師)                      b. 看護領域 (看護師・助産師)                      c. 保健領域 (保健師など)
- d. 心理領域 (臨床心理士など)    e. 刑事・司法領域 (弁護士・警察官など)                      f. 教育領域 (教師など)
- g. ソーシャルワーク (相談支援) 領域 (児童福祉司・ケースワーカーなど)
- h. ケアワーク (生活支援) 領域 (保育士・児童指導員など)                      i. 専門職以外の人 (ボランティア、児童委員など)
- j. 専門が分からない人                      k. その他 ( )

問 K あなたが「連携している」と思う人たちの中に、下記の状況に当てはまる人はいますか？  
いるとしたら何人くらいでしょうか？  
この事例での対応に限定し、あなたの主観に基づいて数字(人数)でお答えください。

	該当する人がいない場合には、「0人」としてください。	↓人数記載欄
1	あなたから見て、冗談を言ったら、一緒に笑い合える関係の人。	人くらい
2	あなたから見て、子どもや養育者への支援について、あなたと同じ考えを持っているだろう、と思える人。	人くらい
3	あなたが失敗をしたら、あなたのことを責める可能性のある人。	人くらい
4	あなたから見て、協力的ではないと思う人。	人くらい
5	あなたから見て、子ども虐待対応に関する基本的な知識やこの事例での対応において、「この人は全然分かっていない！」と思う人、または「この人、分かってないんじゃないだろうか？」と疑いたくなるような人。	人くらい

問 L あなたが「連携している」と思う人たちを、1つのまとまりとして捉えた時、  
全体としてどの程度連携していると思いますか？  
深く考えず、あなたの主観に基づいて○印を付けてください。

全くまとまっていなかった ←—————→ かなりまとまっていた

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----



問M **関係者**(あなたが“連携している”と考える人たち)を**1つのまとまり**として捉えた時、下記に挙げる状況がどの程度当てはまりますか？ 現時点において、どうであると思うか、深く考えずに、**あなたの実感**に最も近い数字に○印を付けてください。

該当しない項目は、「全く当てはまらない」としてください。		全く当てはまらない ← → 完全に当てはまる				
		1	2	3	4	5
1	それぞれが把握した情報は、整理され、集約されていた。	1	2	3	4	5
2	関係者間での連絡系統や連絡調整のルールが決まっていた。	1	2	3	4	5
3	子どもとその家族に対するアセスメントについて協議し、理解するための作業を行っていた。	1	2	3	4	5
4	問題の背景にある事柄について、一緒に確認し、理解するための作業を行っていた。	1	2	3	4	5
5	家庭内の関係性(役割・緊張関係・力関係・支配関係など)について、一緒に確認し、理解するための作業を行っていた。	1	2	3	4	5
6	それぞれが持っている「できないこと」「限界」を確認し、理解するための作業を行っていた。	1	2	3	4	5
7	「何のための支援であるか(支援の目的)」について確認し、理解するための作業を行っていた。	1	2	3	4	5
8	支援の目標(何を、どこまで行うのか)について確認し、理解するための作業を行っていた。	1	2	3	4	5
9	支援の具体的な計画について確認し、理解するための作業を行っていた。	1	2	3	4	5
10	支援計画が実行できるものかどうかについて確認し、理解するための作業を行っていた。	1	2	3	4	5
11	お互いの責任の範囲について確認し、理解するための作業を行った。	1	2	3	4	5
12	支援方針は、関係者全員の総意だった。	1	2	3	4	5
13	養育者との関係性を尊重し、その維持を意図して支援方針を決定していた。	1	2	3	4	5
14	支援方針に基づいて役割分担は行われていた。	1	2	3	4	5
15	子どもやその家族と関係者との関係性を考慮して、役割分担は行われていた。	1	2	3	4	5
16	具体的な役割を設定し、全員が何らかの役割を担当していた。	1	2	3	4	5
17	支援対象となっている子どもやその家族の状況に合わせて、随時、目標やその計画を見直していた。	1	2	3	4	5

18	複数の機関や専門職が一緒に支援する必要性を、関係者全員が理解していた。	1	2	3	4	5
19	わからないことがあれば、お互いに気兼ね無く、尋ね合っていた。	1	2	3	4	5
20	関係者間で、共有・合意された事項は、記録されていた。	1	2	3	4	5
21	関係者間では、「子どもの生命・身体の安全が最優先」とされていた。	1	2	3	4	5
22	対応がうまくいったかどうかだけでなく、「どう対応したか」というプロセスについても、関係者間で確認し、理解するための作業を行っていた。	1	2	3	4	5
23	お互いがどのように動いているのかを、お互いに把握していた。	1	2	3	4	5
24	それぞれの関係者が行っていた支援は、相互に関連・補完するものだった。	1	2	3	4	5
25	子どもや養育者のニーズに合わせてサービスを提供されていた。	1	2	3	4	5
26	関係者はお互いに信頼し合っていた。	1	2	3	4	5
27	関係者間では、連帯感が作り上げられていた。	1	2	3	4	5
28	関係者は互いに対等な立場にあった。	1	2	3	4	5
29	関係者間で対立することがあった(意見や方針、考え方、感情など)。	1	2	3	4	5
30	関係者間で互いに非難や批判し合うことがあった。	1	2	3	4	5
31	関係者はお互いに支え合っていた。	1	2	3	4	5

「この事例」に関する質問は以上で終わりです。ありがとうございました。  
最後にあなたご自身のことについてご教示頂きましたら、  
このアンケートは終了となります。



問N-1 性別について、あてはまるボックスに○印をご記入ください。

<input type="checkbox"/>	女性	<input type="checkbox"/>	男性
--------------------------	----	--------------------------	----

問N-2 あなたのご所属機関について、あてはまるボックスに○印をご記入ください。

<input type="checkbox"/>	市区町村役所 (出張所含む)	<input type="checkbox"/>	(都道府県)保健所	<input type="checkbox"/>	(市町村) 保健センター	<input type="checkbox"/>	児童相談所
<input type="checkbox"/>	子ども家庭支援センター	<input type="checkbox"/>					その他 ( )



問N-8 あなたの最近2週間での時間外労働は、1日当たり、およそ何時間くらいでしょうか？  
⇒ 1日当たり( )時間

問N-9 あなたは最近6カ月くらいの間に、次のようなことをどの程度経験しましたか。  
当てはまる数字に○印を付けてください。

		ない	ま ま に あ ま り	時 々 あ ま り	じ じ じ じ じ	じ じ じ じ じ
1	こんな仕事、もうやめたいと思うことがある。	1	2	3	4	5
2	われを忘れるほど仕事に熱中することがある。	1	2	3	4	5
3	こまごまと気配りすることが面倒に感じることがある。	1	2	3	4	5
4	この仕事は私の性分に合っていると思うことがある。	1	2	3	4	5
5	同僚や支援の対象者の顔を見るのも嫌になることがある。	1	2	3	4	5
6	自分の仕事がつまらなく思えて仕方がないことがある。	1	2	3	4	5
7	1日の仕事が終わると「やっと終わった」と感じることがある。	1	2	3	4	5
8	出勤前、職場に出るのが嫌になって、家にいたいと思うことがある。	1	2	3	4	5
9	仕事を終えて、今日は気持ちの良い日だったと思うことがある。	1	2	3	4	5
10	同僚や支援の対象者と、何も話したくなくなることもある。	1	2	3	4	5
11	仕事の結果はいつでもよいと思うことがある。	1	2	3	4	5
12	仕事のために心にゆとりがなくなったと感じることがある。	1	2	3	4	5
13	今の仕事に、心から喜びを感じることもある。	1	2	3	4	5
14	今の仕事は、私にとってあまり意味がないと思うことがある。	1	2	3	4	5
15	仕事が楽しくて、知らないうちに時間が過ぎることがある。	1	2	3	4	5
16	体も気持ちも疲れ果てたと思うことがある。	1	2	3	4	5
17	われながら、仕事をうまくやり終えたと思うことがある。	1	2	3	4	5

質問は以上です。  
お忙しい中、ご協力頂き、本当にありがとうございました。



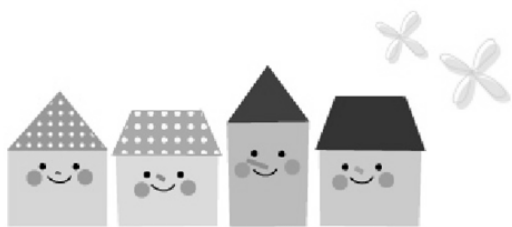


以下は自由記載欄となります。  
よろしければ、連携に関して日頃思っていることなど  
ご意見等頂けましたら幸いです。

A large rectangular area with horizontal dashed lines, intended for free-text input.

頂いたご意見は、実践活動にお役立て頂くことのできる成果としてお返しできるよう、  
大切に扱わせて頂きます。ありがとうございました。





## 「子育て支援で行われる専門職間連携において形成される共通認識に関する調査」

### インタビューのご協力をお願い



研究責任者：社会福祉士 実方由佳（じつかたゆか）  
（東洋大学ライフデザイン学部生活支援学科 助教）  
（立教大学大学院コミュニティ福祉学研究科博士後期過程 1年）

#### 1. 調査目的

様々な専門職・機関がお互いに力を合わせて支援を行う際、「共通認識」が必要といわれています。しかし、専門性も所属機関も“違う”人たちが、「同じ」になることを目指すのであれば、わざわざ異なる人たちが集まって支援する必要はありません。そこで、お互いの“違い”を受け入れながら、共通認識という、「共に役立てることのできる」認識を形成するにはどうしたらよいかについて検証したいと考えています。

#### 2. 調査協力をお願いする対象となる方

以下の条件に合う方にご協力をお願いしております。

- ・市町村の児童家庭相談窓口を現に担当する相談職の方で、日常的に他職種・機関と連携している方
- ・5年以上の対人援助職経験を有する方
- ・「共通認識を形成できた」と感じたことのあるケースを担当したことがある方

#### 3. 調査方法

およそ **1時間～1時間半程度のインタビュー**において、協力者の方のご経験の中で「共通認識を形成できた」ケースにおいて、どのようなプロセス(過程)をたどられたのかについてお伺いいたします。なお、インタビュー内容はICレコーダーにて録音させていただきます。

##### 【インタビュー内容】

他職種・他機関と連携する中で、「共通認識ができた」と実感のあるケースを1例、思い浮かべていただきます。そのケースに関する次のようなことをお伺いします。

- ・どのように複数の専門職が支援をしていたのか。
- ・支援する中で感じた「違い」、「違い」が生じた理由についてどのように考えたか。
- ・「共通認識ができた」と感じられた場面、そのように解釈した理由。
- ・支援の対象者の方たち、一緒に支援する人達の変化。 ……など

#### 4. 謝礼について

調査協力の謝礼として **3000円**をご進呈申し上げます。

ただし、謝礼のお受け取りに支障がある場合などにつきましては、別途ご相談ください。

#### 5. 個人情報の保護

インタビューをお受け頂いたことにより、調査協力者に不利益が生じないよう、最善の注意を払います。特に、調査協力者及びその関係者の方の個人情報保護に努めます。

#### 6. 問い合わせ先

東洋大学ライフデザイン学部生活支援学科 実方由佳（じつかた）  
〒351-8510 埼玉県朝霞市岡 48-1  
Tel 048-468-6385 Fax 048-468-6717  
E-mail: jitsukata029@toyo.jp



## 子育て支援で行われる専門職間連携において形成される共通認識に関する インタビューへのご協力について

研究責任者：寛方 由佳

(東洋大学ライフデザイン学部生活支援学科生活支援学専攻・助教  
立教大学大学院コミュニティ福祉研究科博士後期課程・1年)

この度はインタビューへのご協力の意思をお示しいただき、誠にありがとうございます。以下にこのインタビューの概要についてご説明申し上げます。内容をご確認いただいた上で、インタビューへのご協力についての同意の可否についてご検討いただければ幸いです。なお、本インタビューを受けることをお断りになられたとしても、そのことが \_\_\_\_\_ 様の不利益になることがないよう、細心の配慮を行うことを申し添えます。

### 1. インタビューの目的

子育て家庭の多様なニーズに応えるためには複数の職種や機関がそれぞれの機能や考え方、方法論などを持ち寄って支援を行うことが求められています。ただ、一緒に支えていくためには、“違い”だけではなく、共に働くための手掛かりが必要となります。そこで、その手掛かりとしての共通認識について、実際に共通認識の形成に関わったことのある方達のご意見を伺いたいと考えました。

### 2. ご協力をお願いする対象となる方

市町村の児童家庭相談窓口にて勤務されていらっしゃる、日常的に他の専門職や機関の方たちと連携をする必要のある相談職の方(相談職経験5年以上)にご協力をお願いしております。

### 3. 調査実施期間

原則として、**2016年(平成28年)8月末日**までを予定しています(協力者のご都合に合わせてスケジュールを調整するため、延長する可能性もあります)。

### 4. 調査方法

**1時間半くらいのインタビュー**において、専門職間の関係形成の様子、支援の内容、共通認識が形成出来たと感じた場面などについて、インタビュアー(研究責任者)の質問に応える形でお伺いいたします。お伺いした内容につきましては、ICレコーダーでの録音、および筆記にて記録させていただきます。なお、時間内で終わることを目標に、1回でインタビューを終える予定ですが、さらにご教示頂きたいことが明らかになった場合には時間の延長、および追加でインタビューをお願いする場合もあることをご了解ください。

また、お伺いする事項の選定には十分に配慮いたしますが、お答えになりたくない質問については拒否をなさってください。インタビューの中断をご希望の際にもお申し出いただければすぐに対



応いたします。体調の変化、ご気分の変調などがございましたらいつでも仰ってください。インタビューは社会福祉士の国家資格を有しており、ご希望に応じて適切な専門家や関係機関におつなぎ致します。なお、個人情報に関する取り扱い方法については、後述致します。

## 5. 予測される結果

お伺いしたインタビュー内容を分析させていただき、複数の専門職が共通認識を感知するために必要な要因や過程を明らかにし、より良い専門職間連携を展開するための方法論を構築することに役立てさせて頂きたいと考えております。

## 6. 協力者に期待される利益および予想される不利益

直接的な利益には繋がりにくい側面はありますが、子育て支援に必要とされる共通認識形成のあり方を明らかにし、子育て支援実践の質の向上に繋がっていきたいと考えております。予測される不利益は、インタビュー調査の性質上、どうしても協力者にお時間をとらせてしまい、お忙しい中ご負担を掛けてしまう点が挙げられます。

## 7. 研究参加の同意と撤回権

本説明をご了解頂き、その上で協力のご意思を確認致します。同意書へのご署名を以ってインタビューを実施させて頂きますが、インタビューに応じて頂いた後であっても同意の撤回は可能です。

ただし、インタビュー内容の分析を終了し、調査結果の成果をまとめた後はこの限りではありません。そのため、インタビュー内容の分析が終了した段階においてその旨をご報告し、同意撤回の意思に関する最終確認を行わせていただきます。

## 8. 費用負担および謝金

万が一、交通費等の実費を伴う場合には当方で実費を負担致します（金銭的なご負担は必要ありません）。また、調査協力の謝礼として少なからず **3000 円** をご進呈申し上げます（ただし、お受け取りに支障がある場合についてはこの限りではございません。別途ご相談させてください）。

## 9. 個人情報の保護

お伺いした内容を記録したデータ（音声データおよびそれを文章化したもの）はインタビュー以外が触ることはできないように保管します。インタビュー内容から協力者ご自身や関係される方たちに関わる個人情報が明らかになることが無いよう、登場した個人名や団体名等については文章化の段階で全てアルファベットや数字に置き換えます。

お伺いした内容を分析させていただく際には、他の専門家や研究者に意見を求めることがあります。ただし、インタビュー内容を保存したデータには番号だけを付与し、協力者の氏名は記載いたしません。

また原則としてインタビュー内容自体は公表致しません。それぞれの協力者のお話の特徴的な部分に「コード」を付ける、あるいはお話の中で出てきた単語を分析する方法を用いる予定です。分析結果の根拠を示す際にも、個人の特定可能な情報が開示されることはありません。

#### 10. 研究成果の取扱い

立教大学大学院コミュニティ福祉学研究科博士論文、または学術専門誌への投稿、研究者や専門職が集まる学会での発表などを予定しております。こうした成果の報告により、さらにサービス提供の質の向上につなげていきたいと考えております。

#### 11. 研究終了後の資料の取扱い

ICレコーダーにより録音した音声データは研究成果の公表後に廃棄します。ただし、匿名化された文章によるデータ(テキストデータ)は保存の対象とさせていただきます。これは成果の公表後、問い合わせ等があった場合を考慮しての措置です。

#### 12. 人権の擁護

ご協力いただく方、及び関係者の方たちへの人権擁護を第一に考え、インタビューを行わせて頂きます。なお、インタビュー中に人権侵害が疑われる状況があるとご協力者、またはインタビュアーが判断した場合には、適切な機関に通報する責任があることを申し添えます。

#### 13. 問い合わせ先

このインタビューに関するお問い合わせは下記までお願い致します。

**東洋大学ライフデザイン学部生活支援学科 實方 由佳 (じつかた ゆか)**

〒351-8510 埼玉県朝霞市岡 48-1 東洋大学朝霞キャンパス内

TEL 048-468-6385 Fax 048-468-6717

e-mail: jitsukata029@toyo.jp

以上。

### 同意書

上記のすべての説明事項について理解した上で、自らの自由意思に基づき本インタビューに協力することに同意します。

西暦 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

ご署名: \_\_\_\_\_

説明担当者: 實方 由佳 \_\_\_\_\_ 印

## インタビュー協力に対する同意撤回書

東洋大学ライフデザイン学部生活支援学科・助教  
立教大学大学院コミュニティ福祉研究科 博士後期課程・1年  
實方由佳 殿

私は「子育て支援で行われる専門職間連携において形成される共通認識に関するインタビュー」への協力に関して、その同意を撤回します。

同意撤回日： 西暦\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

ご署名 \_\_\_\_\_

確認日： 西暦\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

確認者： \_\_\_\_\_ 實方由佳 \_\_\_\_\_ 印